

総務委員会

令和7年12月9日(火)
10時00分～ 時 分
全員協議会室

【委員】沖田委員長、柳楽副委員長、
戸津川委員、岡本委員、佐々木委員、西田清久委員、川神委員

【議長・委員外議員】

【執行部】砂川副市長

(総務部) 山根総務部長、末岡総務課長、本常DX推進課長、
池田DX推進課システム担当課長、森脇防災安全課長、
琴野防災安全課危機管理監、猪狩人事課長、松山行財政改革推進課長、
小林財政課長、湯浅契約管理課長

(地域政策部) 田中地域政策部長、岸本政策企画課長、官澤定住関係人口推進課長、
永田まちづくり社会教育課長、鎌原人権同和教育啓発センター所長

(消防本部) 赤岸消防長、浅井予防課長、浦田警防課長、曾根通信指令課長

【事務局】森井書記

【議題】

1 請願審査

- (1) 請願第1号 行政の説明責任の徹底を求める請願について
- (2) 請願第2号 行政文書の開示運用の透明化を求める請願について
- (3) 請願第3号 公文書管理条例の制定を求める請願について
- (4) 請願第4号 市役所における文書管理の適正化を求める請願について
- (5) 請願第5号 市職員による押印管理の見直しを求める請願について
- (6) 請願第6号 浜田市ホームページの改善を求める請願について
- (7) 請願第7号 大雨災害時の避難誘導體制の改善を求める請願について
- (8) 請願第8号 防災無線の音質改善及び情報伝達強化を求める請願について
- (9) 請願第9号 市職員の接遇向上研修の強化を求める請願について
- (10) 請願第10号 市役所職員の働き方改革を求める請願について
- (11) 請願第11号 浜田市財政情報の分かりやすい公開を求める請願について
- (12) 請願第12号 公金支出の透明化と効果検証を求める請願について
- (13) 請願第13号 市内事業者への優先調達制度の強化を求める請願について
- (14) 請願第14号 空き家対策の強化を求める請願について
- (15) 請願第15号 まちづくり条例に基づく行政説明の徹底を求める請願について
- (16) 請願第16号 公共交通デマンドタクシーの運行拡充を求める請願について
- (17) 請願第17号 市内バス路線の維持及び再編を求める請願について
- (18) 請願第18号 救急搬送における待機時間短縮策を求める請願について

- 2 議案第76号 浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

(裏面あり)

- 3 議案第 77 号 浜田市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第 80 号 浜田市坂根正弘奨学基金条例の制定について
- 5 議案第 87 号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第 88 号 指定管理者の指定について（浜田市有料駐車場）
- 7 議案第 95 号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 8 議案第 96 号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第 97 号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 10 執行部報告事項
 - (1) 浜田市地域情報化推進計画の進捗管理について 【DX推進課】
 - (2) 浜田市災害情報Webシステム導入業務の経過報告について 【防災安全課】
 - (3) 浜田港の海上自衛隊艦艇物資補給基地活用の要望活動について 【防災安全課】
 - (4) 浜田市第2期公共施設再配置実施計画 令和7年度別冊について 【行財政改革推進課】
 - (5) 中期財政計画及び見通しについて 【財政課】
 - (6) 浜田市過疎地域持続的発展計画の策定について（中間報告） 【政策企画課】
 - (7) 令和8年浜田市二十歳の集いの開催について 【まちづくり社会教育課】
 - (8) 浜田市まちづくり総合交付金制度検討結果について 【まちづくり社会教育課】
 - (9) 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）（案）について
【人権同和教育啓発センター】
 - (10) 情報通信システム対災害性向上事業について 【警防課・通信指令課】
 - (11) 令和9年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練について 【警防課】
 - (12) その他
- 11 所管事務調査
 - (1) 地区まちづくり推進委員会の設立について 【まちづくり社会教育課】
 - (2) 公共交通の状況について 【まちづくり社会教育課】
- 12 今後の取組課題等について（委員間で協議）
- 13 その他

【請願 4】行政説明責任の徹底を求める請願

件名

行政の説明責任の徹底を求める請願

趣旨

行政が市民へ説明する際、十分とは言えない場面が見られます。

請願事項

1. 説明責任に関する内部ルールを明確化すること。
2. 市民への回答は迅速に行うこと。
3. 根拠資料を提示し、曖昧な回答を避けること。
4. 条例に沿った説明基準を整備すること。
5. 説明内容を文書として記録し、検証可能とすること。

理由

市民との信頼関係を維持するためです。

請願者

住所: 浜田市日脚町

電話

氏名: 森谷公昭

紹介議員: 森谷公昭



【請願 16】行政文書の開示運用改善を求める請願

件名

行政文書の開示運用の透明化を求める請願

趣旨

情報公開請求への対応にばらつきがあり、透明性向上が必要です。

請願事項

1. 情報公開の判断基準を文書化すること。
2. 非開示理由を明確に示すこと。
3. 開示までの手続きを迅速化すること。
4. 公開文書のデジタル化を進めること。
5. 市民向けガイドを整備すること。

請願者・紹介議員: 森谷公昭

住所: 浜田市日脚町

電話:



【請願 17】公文書管理条例制定を求める請願

件名

公文書管理条例の制定を求める請願

趣旨

公文書の保存・管理について、市独自のルール整備が必要です。

請願事項

1. 公文書管理条例制定に向けた検討を開始すること。
2. 行政文書の保存期間を明確化すること。
3. 廃棄のルールを定めること。
4. デジタルアーカイブの整備を検討すること。
5. 市民がアクセスしやすい仕組みを作ること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町

電話



【請願 52】市役所内の文書管理適正化を求める請願

件名

市役所における文書管理の適正化を求める請願

趣旨

文書紛失や保存方法の不備が指摘されており、改善が必要です。

請願事項

1. 文書管理ルールを明確にすること。
2. 保存期間と保存方法を統一すること。
3. 文書の無断廃棄を防ぐチェック体制を作ること。
4. 電子化を進め閲覧性を向上させること。
5. 職員への文書管理研修を実施すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町

電話



【請願 53】市職員の押印管理の適正化を求める請願

件名

市職員による押印管理の見直しを求める請願

趣旨

印鑑を職員に預けっぱなしにし、本人以外が押印するケースがあり、適正化が必要です。

請願事項

1. 押印を職員個人の責任で行うルールを徹底すること。
2. 印鑑の無断使用を防ぐ管理方法を導入すること。
3. 押印台帳を整備し記録を残すこと。
4. 電子決裁の活用を進め押印機会を減らすこと。
5. 職員向け研修で適正な押印を周知すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町

電話



【請願 56】市ホームページの情報整理と見やすさ改善を求める請願

件名

浜田市ホームページの改善を求める請願

趣旨

市ホームページが分かりにくいとの声が多く、情報整理が必要です。

請願事項

1. 必要情報をカテゴリごとに整理すること。
2. 検索機能を改善すること。
3. 障がい者にも見やすいデザインへ改修すること。
4. スマホ版の操作性を向上させること。
5. 更新状況を明確に表示すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町

電話



【請願 26】大雨災害時の避難誘導体制改善を求める請願

件名

大雨災害時の避難誘導体制の改善を求める請願

趣旨

大雨時の避難誘導に課題があり、改善が必要と考えます。

請願事項

1. 避難所開設の判断基準を明確にすること。
2. 危険区域に住む要支援者の情報を把握すること。
3. 避難情報の伝達手段を複数用意すること。
4. 地域ごとの避難支援計画を再整理すること。
5. 避難訓練を定期的を実施し、実効性を高めること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町

電話：



【請願 27】防災無線の音質改善とスマホ連携強化を求める請願

件名

防災無線の音質改善および情報伝達強化を求める請願

趣旨

防災無線が聞こえにくい地域があり、改善が必要です。

請願事項

1. 防災無線の音響調査を行い改善点を把握すること。
2. 聞こえにくい地域へ補完スピーカーを設置すること。
3. スマホ通知アプリとの連携を強化すること。
4. テキスト情報の同時配信体制を構築すること。
5. 防災情報伝達訓練を定期的に実施すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町

電話：



【請願 30】市職員の待遇向上研修の実施を求める 請願

件名

市職員の待遇向上研修の強化を求める請願

趣旨

市民対応において、待遇改善の必要性が認められます。

請願事項

1. 待遇研修を毎年実施すること。
2. 窓口業務のマナー向上を図る教育を行うこと。
3. 市民アンケート結果を待遇改善に活かすこと。
4. 電話対応マニュアルを整備すること。
5. 苦情対応スキルの向上を図ること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町

電話



【請願 55】市役所職員の業務改善と働き方改革を求める請願

件名

市役所職員の働き方改革を求める請願

趣旨

職員の長時間労働や非効率な業務が課題であり、改善が必要です。

請願事項

1. 業務の効率化を図るためのデジタル化を進めること。
2. 長時間労働を削減するための実態調査を行うこと。
3. 職員のメンタルヘルス対策を強化すること。
4. 市民対応に影響の出ない範囲で柔軟な働き方を検討すること。
5. 業務改善の進捗を議会へ報告すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町

電話：



【請願 60】市の財政運営の分かりやすい情報提供を求める請願

件名

浜田市財政情報の分かりやすい公開を求める請願

趣旨

市民から「財政がどうなっているのかわかりにくい」という声が多く、改善が必要です。

請願事項

1. 市財政の状況を簡潔にまとめた資料を作成すること。
2. 予算と決算のポイントを市民向けに説明すること。
3. 主要事業の費用と効果を見える化すること。
4. 財政課題を正確に市民へ共有すること。
5. 財政広報の改善案を議会に提示すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町

電話：



公金支出の透明化と効果検証を求める請願

【請願の趣旨】

浜田市が実施する地域振興事業や補助金を原資とする業務委託において、一般社団法人奥島根弥栄 および 株式会社シマネプロモーション が関わる事業を含め、契約内容や成果物の不明確さ、随意契約が継続している事例が見受けられます。

当該事業においては、委託内容が「一式」等で明確でない契約、成果物の検証が困難な業務、複数年にわたり同一業者との随意契約が行われていることなど、市民から見て十分に説明できない点が確認されています。

これらは、市民が負担する「公金」を用いて実施される事業であり、契約の透明性・公平性・妥当性、事後の効果検証が確保されることが行政・議会の双方にとって不可欠です。

本請願は、特定の事業や法人のみに限らず、将来の公金支出全般の改善と透明化 を目的として制度整備を求めるものです。

【請願事項】

1. 補助金事業および地域振興事業における委託契約について、
契約内容・見積り内訳・成果物を明確にし、公開を徹底すること。
 2. 随意契約を行う場合には、その理由書(選定理由)を作成し、
必要に応じて議会に報告する仕組みを整えること。
 3. 成果物が不明確な業務(アドバイス業務、ディレクション業務等)については、
契約前に成果指標(KPI)を設定し、事後の成果検証を義務付けること。
 4. 補助金を原資とする委託事業について、
契約書・仕様書・成果報告書の情報公開を進め、
市民が確認できる仕組みを整えること。
 - 5.
-



【理由】

近年の地域振興事業の中には、
一般社団法人奥島根弥栄 と 株式会社シマネプロモーション が関与した事業などにおいて、
契約内容が「一式」表示で具体性に欠けるものや、
成果物が限定的で事後検証が困難なもの、
また複数年にわたり同一業者との随意契約が継続している事例が確認されています。

これらの事業は公金を原資としており、

①契約内容の妥当性

②費用対効果

③成果の検証

が市民の視点から十分とは言えません。

補助金事業や委託契約における透明化と説明責任は、
行政に対する市民の信頼を維持するためにも不可欠です。
契約手続きの明確化、成果の公開、随意契約の理由の整理は、
公平で健全な行政運営につながります。

以上の理由から、請願事項に掲げる制度整備を求めます。

令和 7 年 11 月 14 日

浜田市議会 議長 様

【請願者】

森谷 公昭

浜田市日脚町

電話

【紹介議員】浜田市議会議員

森谷 公昭

【請願 32】市内事業者優先調達制度の強化を求める請願

件名

市内事業者への優先調達制度の強化を求める請願

趣旨

市内企業への発注比率を高め、地域経済の活性化を進める必要があります。

請願事項

1. 市内事業者への優先調達方針を明確化すること。
2. 入札参加条件を見直し、市内企業が参加しやすい環境を作ること。
3. 調達実績を公開し透明性を高めること。
4. 市内企業向け説明会を開催すること。
5. 地域経済への効果を議会へ報告すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町

電話：



【請願 20】空き家対策強化を求める請願

件名

空き家対策の強化を求める請願

趣旨

空き家が増加し、景観・防災・治安面で問題が生じています。

請願事項

1. 空き家の実態調査を定期的に行うこと。
2. 倒壊の恐れがある建物への指導を強化すること。
3. 所有者不明土地の対応方法を整理すること。
4. 空き家バンクの運用を改善すること。
5. 活用可能な空き家については利活用策を提示すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町

電話：



【請願 9】まちづくり条例に基づく行政説明の徹底を求める請願

件名

まちづくり条例に基づく行政説明の徹底を求める請願

趣旨

条例が求める「誠意ある説明」が十分に実施されていないことがあります。

請願事項

1. 条例に基づいた説明義務を再確認すること。
2. 情報提供の手順を明確化すること。
3. 行政職員への説明研修を行うこと。
4. 不備があった場合は改善策を示すこと。
5. 説明の記録を残し検証可能とすること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町

電話：



【請願 34】デマンドタクシー運行拡充を求める請願

件名

公共交通デマンドタクシーの運行拡充を求める請願

趣旨

公共交通の減便により移動困難者が増えているため、デマンドタクシーの充実が必要です。

請願事項

1. デマンドタクシーの利用区域を拡大すること。
2. 予約方法を高齢者でも使いやすい形に改善すること。
3. 運行頻度を増やし利便性を高めること。
4. 利用者満足度調査を実施すること。
5. 交通弱者支援策と連携させること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町

電話



【請願 35】市内バス路線維持・再編の検討を求める 請願

件名

市内バス路線の維持および再編を求める請願

趣旨

バス路線の縮小が続き、市民生活への影響が深刻化しています。

請願事項

1. 利用状況を踏まえた路線維持の方針を整理すること。
2. 廃止路線の代替手段を検討すること。
3. 高齢者割引制度の拡充を検討すること。
4. 運行情報のデジタル化を進めること。
5. 交通事業者との協議を継続すること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町

電話：



【請願 28】救急搬送の待機時間短縮策を求める請願

件名

救急搬送における待機時間短縮策を求める請願

趣旨

救急搬送の現場で待機時間が長くなる事例が増えており、改善が必要です。

請願事項

1. 救急隊と医療機関の情報共有を強化すること。
2. 搬送先選定の迅速化を図るシステムを検討すること。
3. 救急隊の人員確保やシフト改善を検討すること。
4. 深夜・休日の受け入れ医療機関を確保すること。
5. 適正受診の周知を市民へ進めること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町

電話：



令和 7 年 12 月浜田市議会定例会議 条例議案新旧対照表

（総務委員会）

新 旧 対 照 表 の 見 方

- 1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。
- 2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。
 - (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
 - (2) 改正のある条のみ表記
 - (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
 - (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。 2 〔略〕	（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

目 次

議案第76号	浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する 条例について	…	1ページ
議案第77号	浜田市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例について	…	4ページ
議案第87号	浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について	…	5ページ
議案第95号	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例につ いて	…	7ページ
議案第96号	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 について	…	28ページ
議案第97号	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について	…	29ページ

浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年浜田市条例第51号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行		改正後（案）			
（個人番号の利用範囲） 第4条　〔略〕 2・3　〔略〕 4　<u>前2項</u>の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 別表第1（第4条関係）		（個人番号の利用範囲） 第4条　〔略〕 2・3　〔略〕 4　<u>第2項</u>の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 別表第1（第4条関係）			
機関	事務	機関	事務		
〔新設〕		1　市長	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能のうち住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの		
<u>1</u> 市長	〔略〕	<u>2</u> 市長	〔略〕		
<u>2</u> 市長	〔略〕	<u>3</u> 市長	〔略〕		
<u>3</u> 市長	〔略〕	<u>4</u> 市長	〔略〕		
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）			
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報

現行			改正後（案）		
〔新設〕			1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 市長	浜田市福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの 〔新設〕 <u>(1)</u> 地方税関係情報 <u>(2)</u> 生活保護関係情報 <u>(3)</u> 外国人生活保護関係情報 <u>(4)</u> 医療保険給付関係情報	2 市長	浜田市福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの <u>(1)</u> 住登外者宛名情報 <u>(2)</u> 地方税関係情報 <u>(3)</u> 生活保護関係情報 <u>(4)</u> 外国人生活保護関係情報 <u>(5)</u> 医療保険給付関係情報
2 市長	〔略〕	〔略〕	3 市長	〔略〕	〔略〕
3 市長	浜田市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの 〔新設〕 <u>(1)</u> 地方税関係情報 <u>(2)</u> 生活保護関係情報 <u>(3)</u> 外国人生活保護関係情報 <u>(4)</u> 医療保険給付関係情報	4 市長	浜田市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの <u>(1)</u> 住登外者宛名情報 <u>(2)</u> 地方税関係情報 <u>(3)</u> 生活保護関係情報 <u>(4)</u> 外国人生活保護関係情報 <u>(5)</u> 医療保険給付関係情報
4 市長	〔略〕	〔略〕	5 市長	〔略〕	〔略〕

現行				改正後（案）			
〔新設〕				6市長市長が行う法別表の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			
備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。				備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。			
〔新設〕				(1) 住登外者宛名情報 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。次表において同じ。			
(1) 〔略〕				(2) 〔略〕			
(2) 〔略〕				(3) 〔略〕			
(3) 〔略〕				(4) 〔略〕			
(4) 〔略〕				(5) 〔略〕			
別表第3（第5条関係）				別表第3（第5条関係）			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1市長	〔略〕	〔略〕	〔略〕	1市長	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔新設〕				2教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

浜田市まちづくりセンター条例（令和2年浜田市条例第41号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）																								
（名称及び位置） 第2条 まちづくりセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td>石見まちづくりセンター</td><td>浜田市黒川町131番地2</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔新設〕</td></tr> <tr> <td>長浜まちづくりセンター</td><td>浜田市熱田町1441番地18</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> </table> 2 〔略〕	名称	位置	〔略〕		石見まちづくりセンター	浜田市黒川町131番地2	〔新設〕		長浜まちづくりセンター	浜田市熱田町1441番地18	〔略〕		（名称及び位置） 第2条 まちづくりセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td>石見まちづくりセンター</td><td>浜田市黒川町131番地2</td></tr> <tr> <td>石見まちづくりセンター長沢サブセンター</td><td>浜田市長沢町3016番地</td></tr> <tr> <td>長浜まちづくりセンター</td><td>浜田市熱田町1441番地18</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> </table> 2 〔略〕	名称	位置	〔略〕		石見まちづくりセンター	浜田市黒川町131番地2	石見まちづくりセンター長沢サブセンター	浜田市長沢町3016番地	長浜まちづくりセンター	浜田市熱田町1441番地18	〔略〕	
名称	位置																								
〔略〕																									
石見まちづくりセンター	浜田市黒川町131番地2																								
〔新設〕																									
長浜まちづくりセンター	浜田市熱田町1441番地18																								
〔略〕																									
名称	位置																								
〔略〕																									
石見まちづくりセンター	浜田市黒川町131番地2																								
石見まちづくりセンター長沢サブセンター	浜田市長沢町3016番地																								
長浜まちづくりセンター	浜田市熱田町1441番地18																								
〔略〕																									

現行	改正後（案）
目次	目次
〔新設〕	<u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u>
（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）	（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）
第29条 火災に関する警報	第29条 火災に関する警報（ <u>法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。</u> ）が発せられた場合における火の使用につ
が發せられた場合における火の使用につ	いては、次に定めるところによらなければならない。
いては、次に定めるところによらなければならない。	（1）～（7） 〔略〕
（1）～（7） 〔略〕	<u>第3章の3 林野火災の予防</u>
〔新設〕	<u>（林野火災に関する注意報）</u>
〔新設〕	<u>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下</u>
〔新設〕	<u>「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林</u>
	<u>野火災に関する注意報を発することができる。</u>
〔新設〕	<u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除され</u>
	<u>るまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用</u>
	<u>の制限に従うよう努めなければならない。</u>
〔新設〕	<u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による</u>
	<u>火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u>
〔新設〕	<u>（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における</u>
	<u>火の使用の制限）</u>
〔新設〕	<u>第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報</u>
	<u>を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号</u>
	<u>に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u>
（屋外催しに係る防火管理）	（屋外催しに係る防火管理）

現行	改正後（案）
第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4)～(6) 〔略〕 2 〔略〕 （火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） 第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為_____ (2)～(6) 〔略〕 〔新設〕	第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4)～(6) 〔略〕 2 〔略〕 （火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） 第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為<u>（たき火を含む。）</u> (2)～(6) 〔略〕 2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

【第1条】 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年浜田市条例第40号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）																								
（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>392,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>440,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>492,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>555,000</u></td></tr> </table> 2～5 〔略〕 （特定任期付職員における職員給与条例等の適用除外等） 第8条 〔略〕 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第25条、第26条及び第29条の規定の適用については、職員給与条例第25条第1項中「第10条第1項の規定に基づく規則で定める職員」とあるのは「浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年浜田市条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、職員給与条例第29条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の77.5</u>」とする。 3 〔略〕	号給	給料月額	〔略〕		1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>405,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>455,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>508,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>574,000</u></td></tr> </table> 2～5 〔略〕 （特定任期付職員における職員給与条例等の適用除外等） 第8条 〔略〕 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第25条、第26条及び第29条の規定の適用については、職員給与条例第25条第1項中「第10条第1項の規定に基づく規則で定める職員」とあるのは「浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年浜田市条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、職員給与条例第29条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。 3 〔略〕	号給	給料月額	〔略〕		1	<u>405,000</u>	2	<u>455,000</u>	3	<u>508,000</u>	4	<u>574,000</u>
号給	給料月額																								
〔略〕																									
1	<u>392,000</u>																								
2	<u>440,000</u>																								
3	<u>492,000</u>																								
4	<u>555,000</u>																								
号給	給料月額																								
〔略〕																									
1	<u>405,000</u>																								
2	<u>455,000</u>																								
3	<u>508,000</u>																								
4	<u>574,000</u>																								

【第2条】 浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（初任給調整手当） 第11条 医療職給料表の適用を受ける職員に新たに採用された職員には、月額41万6,600円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 2 〔略〕 （宿日直手当） 第24条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円（医師の宿日直勤務にあつては、2万1,000円）を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。 2 〔略〕 （期末手当） 第26条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 〔略〕 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。 4～6 〔略〕 （勤勉手当） 第29条 〔略〕 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定	（初任給調整手当） 第11条 医療職給料表の適用を受ける職員に新たに採用された職員には、月額41万7,600円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 2 〔略〕 （宿日直手当） 第24条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円（医師の宿日直勤務にあつては、2万2,500円）を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。 2 〔略〕 （期末手当） 第26条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 〔略〕 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。 4～6 〔略〕 （勤勉手当） 第29条 〔略〕 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定

現行									改正後（案）								
める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 〔略〕 別表第1（第3条関係） 行政職給料表									める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 〔略〕 別表第1（第3条関係） 行政職給料表								
職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額			給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
〔略〕		円	円	円	円	円	円	円	〔略〕		円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>183,500</u>	<u>230,000</u>	<u>265,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>355,200</u>	<u>408,300</u>		1	<u>195,800</u>	<u>242,000</u>	<u>276,300</u>	<u>309,800</u>	<u>332,600</u>	<u>366,800</u>	<u>420,700</u>
	2	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>356,900</u>	<u>410,200</u>		2	<u>196,900</u>	<u>243,300</u>	<u>277,300</u>	<u>311,300</u>	<u>334,400</u>	<u>368,500</u>	<u>422,600</u>

現行									改正後（案）								
3	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>	<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,500</u>	<u>412,100</u>		3	<u>198,100</u>	<u>244,700</u>	<u>278,300</u>	<u>312,700</u>	<u>336,200</u>	<u>370,100</u>	<u>424,500</u>	
4	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>	<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>360,100</u>	<u>413,900</u>		4	<u>199,200</u>	<u>246,100</u>	<u>279,300</u>	<u>314,100</u>	<u>337,900</u>	<u>371,700</u>	<u>426,300</u>	
5	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>	<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>361,700</u>	<u>415,700</u>		5	<u>200,300</u>	<u>247,500</u>	<u>280,300</u>	<u>315,500</u>	<u>339,600</u>	<u>373,300</u>	<u>428,100</u>	
6	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>	<u>417,500</u>		6	<u>202,000</u>	<u>248,900</u>	<u>281,300</u>	<u>316,600</u>	<u>341,300</u>	<u>375,100</u>	<u>429,900</u>	
7	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>	<u>419,300</u>		7	<u>203,600</u>	<u>250,300</u>	<u>282,200</u>	<u>317,600</u>	<u>343,000</u>	<u>376,600</u>	<u>431,700</u>	
8	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>366,600</u>	<u>421,100</u>		8	<u>205,200</u>	<u>251,700</u>	<u>283,200</u>	<u>318,800</u>	<u>344,600</u>	<u>378,200</u>	<u>433,500</u>	
9	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>	<u>422,700</u>		9	<u>206,700</u>	<u>253,100</u>	<u>284,200</u>	<u>320,000</u>	<u>346,200</u>	<u>379,500</u>	<u>435,100</u>	
10	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>	<u>424,200</u>		10	<u>208,400</u>	<u>254,300</u>	<u>285,200</u>	<u>321,600</u>	<u>347,900</u>	<u>381,100</u>	<u>436,600</u>	
11	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>	<u>425,700</u>		11	<u>210,000</u>	<u>255,600</u>	<u>286,200</u>	<u>323,200</u>	<u>349,600</u>	<u>382,700</u>	<u>438,100</u>	
12	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	<u>427,200</u>		12	<u>211,600</u>	<u>256,900</u>	<u>287,200</u>	<u>324,800</u>	<u>351,200</u>	<u>384,200</u>	<u>439,600</u>	
13	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>		13	<u>213,100</u>	<u>258,100</u>	<u>288,200</u>	<u>326,200</u>	<u>352,700</u>	<u>386,100</u>	<u>441,100</u>	
14	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>	<u>430,000</u>		14	<u>214,800</u>	<u>259,300</u>	<u>289,500</u>	<u>327,800</u>	<u>354,300</u>	<u>388,000</u>	<u>442,400</u>	
15	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>		15	<u>216,500</u>	<u>260,500</u>	<u>290,800</u>	<u>329,400</u>	<u>355,900</u>	<u>389,900</u>	<u>443,700</u>	
16	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>		16	<u>218,200</u>	<u>261,700</u>	<u>292,000</u>	<u>331,000</u>	<u>357,400</u>	<u>391,700</u>	<u>444,900</u>	
17	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>		17	<u>219,400</u>	<u>262,800</u>	<u>293,200</u>	<u>332,400</u>	<u>358,800</u>	<u>393,200</u>	<u>446,100</u>	
18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>		18	<u>221,000</u>	<u>263,900</u>	<u>294,500</u>	<u>334,100</u>	<u>360,500</u>	<u>395,000</u>	<u>447,400</u>	
19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>		19	<u>222,600</u>	<u>265,000</u>	<u>295,700</u>	<u>335,700</u>	<u>362,100</u>	<u>396,700</u>	<u>448,700</u>	
20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>		20	<u>224,100</u>	<u>266,100</u>	<u>296,900</u>	<u>337,300</u>	<u>363,700</u>	<u>398,300</u>	<u>449,900</u>	
21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>		21	<u>225,600</u>	<u>267,000</u>	<u>297,900</u>	<u>338,700</u>	<u>364,800</u>	<u>400,000</u>	<u>451,100</u>	
22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>		22	<u>227,200</u>	<u>268,000</u>	<u>299,100</u>	<u>340,400</u>	<u>366,300</u>	<u>401,400</u>	<u>451,900</u>	
23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>		23	<u>228,800</u>	<u>269,000</u>	<u>300,300</u>	<u>342,100</u>	<u>367,800</u>	<u>402,800</u>	<u>452,700</u>	
24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>		24	<u>230,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,600</u>	<u>343,700</u>	<u>369,300</u>	<u>404,200</u>	<u>453,500</u>	
25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>		25	<u>232,000</u>	<u>271,000</u>	<u>302,900</u>	<u>344,900</u>	<u>371,000</u>	<u>405,600</u>	<u>454,100</u>	
26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>		26	<u>233,700</u>	<u>271,900</u>	<u>303,900</u>	<u>346,800</u>	<u>372,800</u>	<u>406,800</u>	<u>454,700</u>	
27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>		27	<u>235,000</u>	<u>272,700</u>	<u>304,900</u>	<u>348,500</u>	<u>374,400</u>	<u>408,000</u>	<u>455,300</u>	
28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>		28	<u>236,300</u>	<u>273,600</u>	<u>305,900</u>	<u>350,100</u>	<u>376,100</u>	<u>409,000</u>	<u>455,900</u>	

現行								改正後（案）							
29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>	29	<u>237,600</u>	<u>274,400</u>	<u>307,000</u>	<u>351,600</u>	<u>377,500</u>	<u>410,100</u>	<u>456,600</u>
30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>	30	<u>238,700</u>	<u>275,200</u>	<u>308,200</u>	<u>353,200</u>	<u>378,800</u>	<u>411,300</u>	<u>457,400</u>
31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>	31	<u>239,800</u>	<u>276,000</u>	<u>309,300</u>	<u>354,800</u>	<u>380,000</u>	<u>412,400</u>	<u>457,800</u>
32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>	32	<u>240,900</u>	<u>276,700</u>	<u>310,500</u>	<u>356,400</u>	<u>381,400</u>	<u>413,500</u>	<u>458,500</u>
33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>	33	<u>242,000</u>	<u>277,400</u>	<u>311,600</u>	<u>358,100</u>	<u>382,500</u>	<u>414,200</u>	<u>459,000</u>
34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>	34	<u>242,900</u>	<u>278,200</u>	<u>312,900</u>	<u>359,900</u>	<u>383,400</u>	<u>414,900</u>	<u>459,400</u>
35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>	35	<u>243,800</u>	<u>279,000</u>	<u>314,200</u>	<u>361,700</u>	<u>384,400</u>	<u>415,500</u>	<u>459,800</u>
36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>	36	<u>244,800</u>	<u>279,600</u>	<u>315,500</u>	<u>363,500</u>	<u>385,400</u>	<u>416,200</u>	<u>460,200</u>
37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>	37	<u>245,800</u>	<u>280,300</u>	<u>316,700</u>	<u>365,000</u>	<u>386,200</u>	<u>416,800</u>	<u>460,600</u>
38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>	38	<u>246,700</u>	<u>281,100</u>	<u>318,000</u>	<u>366,400</u>	<u>387,100</u>	<u>417,400</u>	<u>460,900</u>
39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>	39	<u>247,600</u>	<u>281,800</u>	<u>319,300</u>	<u>367,800</u>	<u>388,000</u>	<u>417,900</u>	<u>461,200</u>
40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>	40	<u>248,400</u>	<u>282,500</u>	<u>320,600</u>	<u>369,200</u>	<u>388,800</u>	<u>418,300</u>	<u>461,500</u>
41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>	41	<u>249,200</u>	<u>283,200</u>	<u>321,900</u>	<u>370,700</u>	<u>389,600</u>	<u>418,700</u>	<u>461,800</u>
42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>	42	<u>249,900</u>	<u>283,900</u>	<u>323,100</u>	<u>371,500</u>	<u>390,400</u>	<u>418,900</u>	<u>462,100</u>
43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>	43	<u>250,500</u>	<u>284,600</u>	<u>324,400</u>	<u>372,400</u>	<u>391,200</u>	<u>419,200</u>	<u>462,400</u>
44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>	44	<u>251,100</u>	<u>285,300</u>	<u>325,500</u>	<u>373,400</u>	<u>391,900</u>	<u>419,500</u>	<u>462,700</u>
45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>	45	<u>251,800</u>	<u>286,000</u>	<u>326,400</u>	<u>374,300</u>	<u>392,600</u>	<u>419,800</u>	<u>463,000</u>
46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>		46	<u>252,400</u>	<u>286,600</u>	<u>327,700</u>	<u>375,400</u>	<u>393,300</u>	<u>420,100</u>	
47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>		47	<u>253,000</u>	<u>287,300</u>	<u>329,000</u>	<u>376,300</u>	<u>394,000</u>	<u>420,400</u>	
48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>		48	<u>253,600</u>	<u>287,900</u>	<u>330,300</u>	<u>377,300</u>	<u>394,700</u>	<u>420,700</u>	
49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>		49	<u>254,100</u>	<u>288,600</u>	<u>331,400</u>	<u>378,200</u>	<u>395,200</u>	<u>420,900</u>	
50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>		50	<u>254,700</u>	<u>289,200</u>	<u>332,700</u>	<u>378,900</u>	<u>395,800</u>	<u>421,200</u>	
51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>		51	<u>255,300</u>	<u>289,900</u>	<u>333,900</u>	<u>379,600</u>	<u>396,400</u>	<u>421,400</u>	
52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>		52	<u>255,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,100</u>	<u>380,200</u>	<u>397,100</u>	<u>421,700</u>	
53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>		53	<u>256,200</u>	<u>291,100</u>	<u>336,400</u>	<u>380,600</u>	<u>397,500</u>	<u>421,900</u>	
54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>		54	<u>256,600</u>	<u>291,700</u>	<u>337,400</u>	<u>381,200</u>	<u>398,100</u>	<u>422,200</u>	

現行									改正後（案）								
55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>			55	<u>256,900</u>	<u>292,300</u>	<u>338,500</u>	<u>381,800</u>	<u>398,700</u>	<u>422,500</u>		
56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>			56	<u>257,200</u>	<u>293,000</u>	<u>339,600</u>	<u>382,500</u>	<u>399,200</u>	<u>422,800</u>		
57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>			57	<u>257,500</u>	<u>293,600</u>	<u>340,300</u>	<u>382,800</u>	<u>399,600</u>	<u>423,000</u>		
58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>			58	<u>257,800</u>	<u>294,200</u>	<u>341,200</u>	<u>383,500</u>	<u>400,200</u>	<u>423,300</u>		
59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>			59	<u>258,100</u>	<u>294,800</u>	<u>341,900</u>	<u>384,200</u>	<u>400,800</u>	<u>423,600</u>		
60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>			60	<u>258,400</u>	<u>295,500</u>	<u>342,700</u>	<u>384,800</u>	<u>401,300</u>	<u>423,800</u>		
61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>			61	<u>258,700</u>	<u>296,100</u>	<u>343,500</u>	<u>385,100</u>	<u>401,700</u>	<u>424,000</u>		
62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>			62	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>343,900</u>	<u>385,600</u>	<u>402,200</u>	<u>424,300</u>		
63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>			63	<u>259,300</u>	<u>297,200</u>	<u>344,400</u>	<u>386,200</u>	<u>402,700</u>	<u>424,600</u>		
64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>			64	<u>259,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,100</u>	<u>386,800</u>	<u>403,300</u>	<u>424,800</u>		
65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>			65	<u>259,900</u>	<u>298,200</u>	<u>345,900</u>	<u>387,100</u>	<u>403,600</u>	<u>425,000</u>		
66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>			66	<u>260,200</u>	<u>298,800</u>	<u>346,600</u>	<u>387,700</u>	<u>404,000</u>	<u>425,300</u>		
67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>			67	<u>260,500</u>	<u>299,300</u>	<u>347,300</u>	<u>388,400</u>	<u>404,300</u>	<u>425,600</u>		
68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>			68	<u>260,800</u>	<u>299,900</u>	<u>347,900</u>	<u>389,000</u>	<u>404,700</u>	<u>425,800</u>		
69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>			69	<u>261,100</u>	<u>300,300</u>	<u>348,400</u>	<u>389,400</u>	<u>405,000</u>	<u>426,000</u>		
70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>			70	<u>261,400</u>	<u>300,800</u>	<u>349,000</u>	<u>389,900</u>	<u>405,300</u>	<u>426,300</u>		
71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>			71	<u>261,700</u>	<u>301,300</u>	<u>349,500</u>	<u>390,500</u>	<u>405,600</u>	<u>426,600</u>		
72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>			72	<u>262,000</u>	<u>301,900</u>	<u>350,100</u>	<u>391,000</u>	<u>405,800</u>	<u>426,800</u>		
73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>			73	<u>262,300</u>	<u>302,400</u>	<u>350,400</u>	<u>391,500</u>	<u>406,000</u>	<u>427,000</u>		
74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>				74	<u>262,600</u>	<u>302,800</u>	<u>350,900</u>	<u>392,100</u>	<u>406,300</u>			
75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>				75	<u>262,900</u>	<u>303,100</u>	<u>351,200</u>	<u>392,500</u>	<u>406,600</u>			
76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>				76	<u>263,200</u>	<u>303,400</u>	<u>351,600</u>	<u>392,800</u>	<u>406,800</u>			
77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>				77	<u>263,500</u>	<u>303,600</u>	<u>352,000</u>	<u>393,200</u>	<u>407,000</u>			
78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>				78	<u>263,800</u>	<u>303,900</u>	<u>352,500</u>	<u>393,700</u>	<u>407,300</u>			
79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>				79	<u>264,100</u>	<u>304,100</u>	<u>353,000</u>	<u>394,100</u>	<u>407,600</u>			
80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>				80	<u>264,400</u>	<u>304,400</u>	<u>353,500</u>	<u>394,500</u>	<u>407,800</u>			

現行									改正後（案）								
81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>				81	<u>264,700</u>	<u>304,600</u>	<u>353,800</u>	<u>394,900</u>	<u>408,000</u>			
82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>				82	<u>265,000</u>	<u>304,800</u>	<u>354,200</u>	<u>395,400</u>	<u>408,300</u>			
83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>				83	<u>265,300</u>	<u>305,100</u>	<u>354,600</u>	<u>395,800</u>	<u>408,600</u>			
84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>				84	<u>265,600</u>	<u>305,300</u>	<u>355,000</u>	<u>396,200</u>	<u>408,800</u>			
85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>				85	<u>265,900</u>	<u>305,600</u>	<u>355,300</u>	<u>396,500</u>	<u>409,000</u>			
86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>346,000</u>						86	<u>266,200</u>	<u>305,800</u>	<u>355,700</u>					
87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>346,400</u>						87	<u>266,500</u>	<u>306,100</u>	<u>356,100</u>					
88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>346,800</u>						88	<u>266,800</u>	<u>306,400</u>	<u>356,500</u>					
89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>347,000</u>						89	<u>267,100</u>	<u>306,700</u>	<u>356,700</u>					
90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>347,400</u>						90	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>	<u>357,100</u>					
91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>347,800</u>						91	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>	<u>357,500</u>					
92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>						92	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>	<u>357,900</u>					
93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>						93	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>	<u>358,100</u>					
94		<u>299,400</u>	<u>348,800</u>						94		<u>308,000</u>	<u>358,400</u>					
95		<u>299,700</u>	<u>349,200</u>						95		<u>308,300</u>	<u>358,800</u>					
96		<u>300,100</u>	<u>349,500</u>						96		<u>308,700</u>	<u>359,100</u>					
97		<u>300,300</u>	<u>349,800</u>						97		<u>308,900</u>	<u>359,400</u>					
98		<u>300,600</u>	<u>350,200</u>						98		<u>309,200</u>	<u>359,800</u>					
99		<u>301,000</u>	<u>350,600</u>						99		<u>309,500</u>	<u>360,200</u>					
100		<u>301,400</u>	<u>351,000</u>						100		<u>309,900</u>	<u>360,600</u>					
101		<u>301,600</u>	<u>351,500</u>						101		<u>310,100</u>	<u>361,100</u>					
102		<u>301,900</u>	<u>351,900</u>						102		<u>310,400</u>	<u>361,500</u>					
103		<u>302,200</u>	<u>352,300</u>						103		<u>310,700</u>	<u>361,900</u>					
104		<u>302,500</u>	<u>352,700</u>						104		<u>311,000</u>	<u>362,300</u>					
105		<u>302,700</u>	<u>353,200</u>						105		<u>311,200</u>	<u>362,800</u>					
106		<u>303,000</u>	<u>353,600</u>						106		<u>311,500</u>	<u>363,200</u>					

現行								改正後（案）							
	107		<u>303, 300</u>	<u>353, 900</u>					107		<u>311, 800</u>	<u>363, 500</u>			
	108		<u>303, 600</u>	<u>354, 200</u>					108		<u>312, 100</u>	<u>363, 800</u>			
	109		<u>303, 800</u>	<u>354, 700</u>					109		<u>312, 300</u>	<u>364, 200</u>			
	110		<u>304, 200</u>						110		<u>312, 600</u>				
	111		<u>304, 600</u>						111		<u>313, 000</u>				
	112		<u>304, 900</u>						112		<u>313, 300</u>				
	113		<u>305, 100</u>						113		<u>313, 500</u>				
	114		<u>305, 300</u>						114		<u>313, 700</u>				
	115		<u>305, 600</u>						115		<u>314, 000</u>				
	116		<u>306, 000</u>						116		<u>314, 400</u>				
	117		<u>306, 200</u>						117		<u>314, 600</u>				
	118		<u>306, 400</u>						118		<u>314, 800</u>				
	119		<u>306, 700</u>						119		<u>315, 100</u>				
	120		<u>307, 000</u>						120		<u>315, 400</u>				
	121		<u>307, 400</u>						121		<u>315, 700</u>				
	122		<u>307, 600</u>						122		<u>315, 900</u>				
	123		<u>307, 900</u>						123		<u>316, 200</u>				
	124		<u>308, 200</u>						124		<u>316, 500</u>				
	125		<u>308, 500</u>						125		<u>316, 800</u>				
〔略〕		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	〔略〕		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
		<u>192, 000</u>	<u>219, 500</u>	<u>260, 000</u>	<u>279, 700</u>	<u>294, 900</u>	<u>320, 600</u>			<u>200, 300</u>	<u>227, 800</u>	<u>269, 500</u>	<u>290, 100</u>	<u>305, 700</u>	<u>331, 900</u>

現行						改正後（案）					
別表第2（第3条関係） 医療職給料表						別表第2（第3条関係） 医療職給料表					
職員の 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	職員の 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
〔略〕		円	円	円	円	〔略〕		円	円	円	円
	1	<u>291,400</u>	<u>400,300</u>	<u>455,100</u>	<u>549,800</u>		1	<u>305,600</u>	<u>415,600</u>	<u>470,300</u>	<u>566,200</u>
	2	<u>293,700</u>	<u>403,000</u>	<u>457,100</u>	<u>555,900</u>		2	<u>307,900</u>	<u>418,300</u>	<u>472,300</u>	<u>572,300</u>
	3	<u>296,000</u>	<u>405,600</u>	<u>459,000</u>	<u>561,200</u>		3	<u>310,200</u>	<u>420,900</u>	<u>474,200</u>	<u>577,400</u>
	4	<u>298,200</u>	<u>408,100</u>	<u>460,900</u>	<u>566,100</u>		4	<u>312,400</u>	<u>423,300</u>	<u>476,100</u>	<u>582,100</u>
	5	<u>300,300</u>	<u>410,500</u>	<u>462,300</u>	<u>570,500</u>		5	<u>314,500</u>	<u>425,600</u>	<u>477,500</u>	<u>586,400</u>
	6	<u>303,800</u>	<u>412,700</u>	<u>464,100</u>	<u>574,800</u>		6	<u>318,000</u>	<u>427,800</u>	<u>479,200</u>	<u>590,700</u>
	7	<u>307,300</u>	<u>414,800</u>	<u>465,900</u>	<u>578,400</u>		7	<u>321,500</u>	<u>429,800</u>	<u>481,000</u>	<u>594,100</u>
	8	<u>310,700</u>	<u>416,900</u>	<u>467,700</u>	<u>581,400</u>		8	<u>324,900</u>	<u>431,900</u>	<u>482,800</u>	<u>597,000</u>
	9	<u>314,100</u>	<u>419,000</u>	<u>469,500</u>	<u>583,900</u>		9	<u>328,300</u>	<u>434,000</u>	<u>484,600</u>	<u>599,500</u>
	10	<u>317,600</u>	<u>420,500</u>	<u>471,300</u>	<u>586,200</u>		10	<u>331,800</u>	<u>435,500</u>	<u>486,300</u>	<u>601,800</u>
	11	<u>321,000</u>	<u>422,000</u>	<u>473,100</u>			11	<u>335,200</u>	<u>437,000</u>	<u>488,100</u>	
	12	<u>324,400</u>	<u>423,500</u>	<u>474,900</u>			12	<u>338,600</u>	<u>438,500</u>	<u>489,900</u>	
	13	<u>327,800</u>	<u>424,900</u>	<u>476,700</u>			13	<u>342,000</u>	<u>439,900</u>	<u>491,700</u>	
	14	<u>331,300</u>	<u>426,400</u>	<u>478,500</u>			14	<u>345,500</u>	<u>441,300</u>	<u>493,400</u>	
	15	<u>334,700</u>	<u>427,900</u>	<u>480,300</u>			15	<u>348,900</u>	<u>442,800</u>	<u>495,200</u>	
	16	<u>338,100</u>	<u>429,300</u>	<u>482,100</u>			16	<u>352,300</u>	<u>444,200</u>	<u>497,000</u>	
	17	<u>341,500</u>	<u>430,700</u>	<u>483,900</u>			17	<u>355,700</u>	<u>445,500</u>	<u>498,800</u>	
	18	<u>344,600</u>	<u>432,200</u>	<u>485,800</u>			18	<u>358,800</u>	<u>447,000</u>	<u>500,700</u>	
	19	<u>347,700</u>	<u>433,700</u>	<u>487,700</u>			19	<u>362,000</u>	<u>448,400</u>	<u>502,600</u>	
	20	<u>350,800</u>	<u>435,100</u>	<u>489,600</u>			20	<u>365,200</u>	<u>449,800</u>	<u>504,500</u>	
	21	<u>354,000</u>	<u>436,500</u>	<u>491,500</u>			21	<u>368,500</u>	<u>451,100</u>	<u>506,400</u>	

現行						改正後（案）					
22	<u>357, 100</u>	<u>438, 000</u>	<u>493, 200</u>			22	<u>371, 600</u>	<u>452, 600</u>	<u>508, 100</u>		
23	<u>360, 200</u>	<u>439, 500</u>	<u>495, 000</u>			23	<u>374, 700</u>	<u>454, 000</u>	<u>509, 900</u>		
24	<u>363, 200</u>	<u>440, 900</u>	<u>496, 800</u>			24	<u>377, 700</u>	<u>455, 400</u>	<u>511, 700</u>		
25	<u>366, 200</u>	<u>442, 300</u>	<u>498, 400</u>			25	<u>380, 800</u>	<u>456, 800</u>	<u>513, 300</u>		
26	<u>368, 500</u>	<u>443, 700</u>	<u>500, 200</u>			26	<u>383, 100</u>	<u>458, 200</u>	<u>515, 100</u>		
27	<u>370, 800</u>	<u>445, 100</u>	<u>502, 000</u>			27	<u>385, 400</u>	<u>459, 500</u>	<u>516, 900</u>		
28	<u>373, 000</u>	<u>446, 500</u>	<u>503, 600</u>			28	<u>387, 600</u>	<u>460, 900</u>	<u>518, 400</u>		
29	<u>374, 900</u>	<u>447, 900</u>	<u>505, 000</u>			29	<u>389, 500</u>	<u>462, 300</u>	<u>519, 800</u>		
30	<u>376, 600</u>	<u>449, 300</u>	<u>506, 700</u>			30	<u>391, 200</u>	<u>463, 600</u>	<u>521, 500</u>		
31	<u>378, 300</u>	<u>450, 700</u>	<u>508, 500</u>			31	<u>392, 900</u>	<u>465, 000</u>	<u>523, 300</u>		
32	<u>380, 100</u>	<u>452, 100</u>	<u>510, 200</u>			32	<u>394, 700</u>	<u>466, 400</u>	<u>525, 000</u>		
33	<u>381, 900</u>	<u>453, 500</u>	<u>511, 700</u>			33	<u>396, 400</u>	<u>467, 700</u>	<u>526, 500</u>		
34	<u>383, 700</u>	<u>454, 900</u>	<u>513, 000</u>			34	<u>398, 200</u>	<u>469, 100</u>	<u>527, 800</u>		
35	<u>385, 300</u>	<u>456, 300</u>	<u>514, 300</u>			35	<u>399, 800</u>	<u>470, 400</u>	<u>529, 100</u>		
36	<u>386, 700</u>	<u>457, 700</u>	<u>515, 600</u>			36	<u>401, 100</u>	<u>471, 800</u>	<u>530, 400</u>		
37	<u>388, 100</u>	<u>459, 100</u>	<u>516, 600</u>			37	<u>402, 500</u>	<u>473, 200</u>	<u>531, 400</u>		
38	<u>389, 600</u>	<u>460, 800</u>	<u>517, 900</u>			38	<u>403, 900</u>	<u>474, 900</u>	<u>532, 700</u>		
39	<u>391, 100</u>	<u>462, 400</u>	<u>519, 200</u>			39	<u>405, 300</u>	<u>476, 500</u>	<u>534, 000</u>		
40	<u>392, 600</u>	<u>464, 000</u>	<u>520, 500</u>			40	<u>406, 700</u>	<u>478, 000</u>	<u>535, 300</u>		
41	<u>394, 100</u>	<u>465, 600</u>	<u>521, 500</u>			41	<u>408, 200</u>	<u>479, 600</u>	<u>536, 300</u>		
42	<u>394, 800</u>	<u>466, 800</u>	<u>522, 300</u>			42	<u>408, 900</u>	<u>480, 800</u>	<u>537, 100</u>		
43	<u>395, 400</u>	<u>468, 000</u>	<u>523, 100</u>			43	<u>409, 500</u>	<u>481, 900</u>	<u>537, 900</u>		
44	<u>396, 100</u>	<u>469, 100</u>	<u>523, 900</u>			44	<u>410, 100</u>	<u>483, 000</u>	<u>538, 700</u>		
45	<u>397, 000</u>	<u>470, 100</u>	<u>524, 800</u>			45	<u>410, 900</u>	<u>484, 000</u>	<u>539, 600</u>		
46	<u>397, 600</u>	<u>471, 100</u>	<u>525, 600</u>			46	<u>411, 500</u>	<u>484, 900</u>	<u>540, 400</u>		
47	<u>398, 200</u>	<u>472, 000</u>	<u>526, 400</u>			47	<u>412, 100</u>	<u>485, 800</u>	<u>541, 200</u>		

現行						改正後（案）					
48	<u>398,800</u>	<u>472,800</u>	<u>527,100</u>			48	<u>412,600</u>	<u>486,600</u>	<u>541,900</u>		
49	<u>399,400</u>	<u>473,500</u>	<u>527,900</u>			49	<u>413,100</u>	<u>487,300</u>	<u>542,700</u>		
50	<u>399,900</u>	<u>474,200</u>	<u>528,700</u>			50	<u>413,500</u>	<u>488,000</u>	<u>543,500</u>		
51	<u>400,400</u>	<u>474,900</u>	<u>529,400</u>			51	<u>414,000</u>	<u>488,700</u>	<u>544,200</u>		
52	<u>400,900</u>	<u>475,500</u>	<u>530,300</u>			52	<u>414,400</u>	<u>489,300</u>	<u>545,100</u>		
53	<u>401,400</u>	<u>476,200</u>	<u>531,200</u>			53	<u>414,800</u>	<u>489,900</u>	<u>546,000</u>		
54	<u>401,800</u>	<u>476,900</u>	<u>532,000</u>			54	<u>415,100</u>	<u>490,600</u>	<u>546,800</u>		
55	<u>402,200</u>	<u>477,500</u>	<u>532,900</u>			55	<u>415,400</u>	<u>491,200</u>	<u>547,700</u>		
56	<u>402,600</u>	<u>478,100</u>	<u>533,800</u>			56	<u>415,800</u>	<u>491,800</u>	<u>548,600</u>		
57	<u>403,000</u>	<u>478,400</u>	<u>534,600</u>			57	<u>416,100</u>	<u>492,100</u>	<u>549,400</u>		
58	<u>403,400</u>	<u>479,000</u>	<u>535,500</u>			58	<u>416,500</u>	<u>492,700</u>	<u>550,200</u>		
59	<u>403,800</u>	<u>479,700</u>	<u>536,400</u>			59	<u>416,800</u>	<u>493,300</u>	<u>551,000</u>		
60	<u>404,200</u>	<u>480,400</u>	<u>537,100</u>			60	<u>417,200</u>	<u>494,000</u>	<u>551,700</u>		
61	<u>404,600</u>	<u>480,800</u>	<u>537,900</u>			61	<u>417,600</u>	<u>494,400</u>	<u>552,500</u>		
62	<u>405,000</u>	<u>481,400</u>	<u>538,800</u>			62	<u>417,900</u>	<u>495,000</u>	<u>553,400</u>		
63	<u>405,400</u>	<u>482,100</u>	<u>539,700</u>			63	<u>418,200</u>	<u>495,700</u>	<u>554,300</u>		
64	<u>405,800</u>	<u>482,800</u>	<u>540,600</u>			64	<u>418,500</u>	<u>496,400</u>	<u>555,200</u>		
65	<u>406,100</u>	<u>483,200</u>	<u>541,400</u>			65	<u>418,800</u>	<u>496,800</u>	<u>556,000</u>		
66		<u>483,800</u>	<u>542,300</u>			66		<u>497,400</u>	<u>556,900</u>		
67		<u>484,400</u>	<u>543,200</u>			67		<u>498,000</u>	<u>557,800</u>		
68		<u>484,900</u>	<u>544,100</u>			68		<u>498,500</u>	<u>558,700</u>		
69		<u>485,400</u>	<u>544,900</u>			69		<u>499,000</u>	<u>559,500</u>		
70		<u>485,900</u>	<u>545,800</u>			70		<u>499,500</u>	<u>560,400</u>		
71		<u>486,400</u>	<u>546,700</u>			71		<u>500,000</u>	<u>561,300</u>		
72		<u>486,900</u>	<u>547,600</u>			72		<u>500,500</u>	<u>562,200</u>		
73		<u>487,300</u>	<u>548,400</u>			73		<u>500,900</u>	<u>563,000</u>		

現行						改正後（案）					
	74		<u>487, 800</u>				74		<u>501, 400</u>		
	75		<u>488, 200</u>				75		<u>501, 800</u>		
	76		<u>488, 700</u>				76		<u>502, 200</u>		
	77		<u>489, 200</u>				77		<u>502, 700</u>		
	78		<u>489, 800</u>				78		<u>503, 300</u>		
	79		<u>490, 400</u>				79		<u>503, 800</u>		
	80		<u>490, 800</u>				80		<u>504, 200</u>		
	81		<u>491, 300</u>				81		<u>504, 700</u>		
	82		<u>491, 900</u>				82		<u>505, 300</u>		
	83		<u>492, 500</u>				83		<u>505, 900</u>		
	84		<u>493, 000</u>				84		<u>506, 400</u>		
	85		<u>493, 500</u>				85		<u>506, 900</u>		
〔略〕		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	〔略〕		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円			円	円	円	円
		<u>301, 700</u>	<u>344, 400</u>	<u>399, 500</u>	<u>473, 300</u>			<u>312, 900</u>	<u>356, 500</u>	<u>412, 800</u>	<u>488, 500</u>

【第3条】 浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年浜田市条例第19号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
別表第1（第3条関係） 行政職会計年度任用職員給料表			別表第1（第3条関係） 行政職会計年度任用職員給料表		
職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
	円	円		円	円
1	<u>183,500</u>	<u>230,000</u>	1	<u>195,800</u>	<u>242,000</u>
2	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>	2	<u>196,900</u>	<u>243,300</u>
3	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>	3	<u>198,100</u>	<u>244,700</u>
4	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>	4	<u>199,200</u>	<u>246,100</u>
5	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>	5	<u>200,300</u>	<u>247,500</u>
6	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>	6	<u>202,000</u>	<u>248,900</u>
7	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>	7	<u>203,600</u>	<u>250,300</u>
8	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>	8	<u>205,200</u>	<u>251,700</u>
9	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	9	<u>206,700</u>	<u>253,100</u>
10	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	10	<u>208,400</u>	<u>254,300</u>
11	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	11	<u>210,000</u>	<u>255,600</u>
12	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	12	<u>211,600</u>	<u>256,900</u>
13	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	13	<u>213,100</u>	<u>258,100</u>
14	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	14	<u>214,800</u>	<u>259,300</u>
15	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	15	<u>216,500</u>	<u>260,500</u>
16	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	16	<u>218,200</u>	<u>261,700</u>
17	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	17	<u>219,400</u>	<u>262,800</u>
18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	18	<u>221,000</u>	<u>263,900</u>
19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	19	<u>222,600</u>	<u>265,000</u>

現行				改正後（案）			
20	<u>212, 100</u>	<u>255, 400</u>		20	<u>224, 100</u>	<u>266, 100</u>	
21	<u>213, 600</u>	<u>256, 400</u>		21	<u>225, 600</u>	<u>267, 000</u>	
22	<u>215, 200</u>	<u>257, 400</u>		22	<u>227, 200</u>	<u>268, 000</u>	
23	<u>216, 800</u>	<u>258, 400</u>		23	<u>228, 800</u>	<u>269, 000</u>	
24	<u>218, 400</u>	<u>259, 400</u>		24	<u>230, 400</u>	<u>270, 000</u>	
25	<u>220, 000</u>	<u>260, 400</u>		25	<u>232, 000</u>	<u>271, 000</u>	
26	<u>221, 700</u>	<u>261, 300</u>		26	<u>233, 700</u>	<u>271, 900</u>	
27	<u>223, 000</u>	<u>262, 200</u>		27	<u>235, 000</u>	<u>272, 700</u>	
28	<u>224, 300</u>	<u>263, 100</u>		28	<u>236, 300</u>	<u>273, 600</u>	
29	<u>225, 600</u>	<u>263, 900</u>		29	<u>237, 600</u>	<u>274, 400</u>	
30	<u>226, 700</u>	<u>264, 700</u>		30	<u>238, 700</u>	<u>275, 200</u>	
31	<u>227, 800</u>	<u>265, 500</u>		31	<u>239, 800</u>	<u>276, 000</u>	
32	<u>228, 900</u>	<u>266, 300</u>		32	<u>240, 900</u>	<u>276, 700</u>	
33	<u>230, 000</u>	<u>267, 000</u>		33	<u>242, 000</u>	<u>277, 400</u>	
34	<u>231, 100</u>	<u>267, 800</u>		34	<u>242, 900</u>	<u>278, 200</u>	
35	<u>232, 200</u>	<u>268, 600</u>		35	<u>243, 800</u>	<u>279, 000</u>	
36	<u>233, 300</u>	<u>269, 300</u>		36	<u>244, 800</u>	<u>279, 600</u>	
37	<u>234, 400</u>	<u>270, 000</u>		37	<u>245, 800</u>	<u>280, 300</u>	
38	<u>235, 400</u>	<u>270, 800</u>		38	<u>246, 700</u>	<u>281, 100</u>	
39	<u>236, 400</u>	<u>271, 600</u>		39	<u>247, 600</u>	<u>281, 800</u>	
40	<u>237, 300</u>	<u>272, 300</u>		40	<u>248, 400</u>	<u>282, 500</u>	
41	<u>238, 200</u>	<u>273, 000</u>		41	<u>249, 200</u>	<u>283, 200</u>	
42	<u>239, 100</u>	<u>273, 800</u>		42	<u>249, 900</u>	<u>283, 900</u>	
43	<u>239, 900</u>	<u>274, 600</u>		43	<u>250, 500</u>	<u>284, 600</u>	
44	<u>240, 700</u>	<u>275, 300</u>		44	<u>251, 100</u>	<u>285, 300</u>	

現行				改正後（案）			
45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>		45	<u>251,800</u>	<u>286,000</u>	
46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>		46	<u>252,400</u>	<u>286,600</u>	
47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>		47	<u>253,000</u>	<u>287,300</u>	
48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>		48	<u>253,600</u>	<u>287,900</u>	
49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>		49	<u>254,100</u>	<u>288,600</u>	
50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>		50	<u>254,700</u>	<u>289,200</u>	
51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>		51	<u>255,300</u>	<u>289,900</u>	
52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>		52	<u>255,800</u>	<u>290,600</u>	
53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>		53	<u>256,200</u>	<u>291,100</u>	
54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>		54	<u>256,600</u>	<u>291,700</u>	
55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>		55	<u>256,900</u>	<u>292,300</u>	
56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>		56	<u>257,200</u>	<u>293,000</u>	
57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>		57	<u>257,500</u>	<u>293,600</u>	
58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>		58	<u>257,800</u>	<u>294,200</u>	
59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>		59	<u>258,100</u>	<u>294,800</u>	
60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>		60	<u>258,400</u>	<u>295,500</u>	
61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>		61	<u>258,700</u>	<u>296,100</u>	
62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>		62	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	
63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>		63	<u>259,300</u>	<u>297,200</u>	
64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>		64	<u>259,600</u>	<u>297,700</u>	
65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>		65	<u>259,900</u>	<u>298,200</u>	
66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>		66	<u>260,200</u>	<u>298,800</u>	
67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>		67	<u>260,500</u>	<u>299,300</u>	
68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>		68	<u>260,800</u>	<u>299,900</u>	
69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>		69	<u>261,100</u>	<u>300,300</u>	

現行				改正後（案）			
70	<u>251, 200</u>	<u>291, 700</u>		70	<u>261, 400</u>	<u>300, 800</u>	
71	<u>251, 500</u>	<u>292, 300</u>		71	<u>261, 700</u>	<u>301, 300</u>	
72	<u>251, 800</u>	<u>292, 900</u>		72	<u>262, 000</u>	<u>301, 900</u>	
73	<u>252, 100</u>	<u>293, 400</u>		73	<u>262, 300</u>	<u>302, 400</u>	
74	<u>252, 400</u>	<u>293, 900</u>		74	<u>262, 600</u>	<u>302, 800</u>	
75	<u>252, 700</u>	<u>294, 300</u>		75	<u>262, 900</u>	<u>303, 100</u>	
76	<u>253, 000</u>	<u>294, 600</u>		76	<u>263, 200</u>	<u>303, 400</u>	
77	<u>253, 300</u>	<u>294, 800</u>		77	<u>263, 500</u>	<u>303, 600</u>	
78	<u>253, 600</u>	<u>295, 100</u>		78	<u>263, 800</u>	<u>303, 900</u>	
79	<u>253, 900</u>	<u>295, 300</u>		79	<u>264, 100</u>	<u>304, 100</u>	
80	<u>254, 200</u>	<u>295, 600</u>		80	<u>264, 400</u>	<u>304, 400</u>	
81	<u>254, 500</u>	<u>295, 800</u>		81	<u>264, 700</u>	<u>304, 600</u>	
82	<u>254, 800</u>	<u>296, 000</u>		82	<u>265, 000</u>	<u>304, 800</u>	
83	<u>255, 100</u>	<u>296, 300</u>		83	<u>265, 300</u>	<u>305, 100</u>	
84	<u>255, 400</u>	<u>296, 500</u>		84	<u>265, 600</u>	<u>305, 300</u>	
85	<u>255, 700</u>	<u>296, 800</u>		85	<u>265, 900</u>	<u>305, 600</u>	
86	<u>256, 000</u>	<u>297, 100</u>		86	<u>266, 200</u>	<u>305, 800</u>	
87	<u>256, 300</u>	<u>297, 400</u>		87	<u>266, 500</u>	<u>306, 100</u>	
88	<u>256, 600</u>	<u>297, 700</u>		88	<u>266, 800</u>	<u>306, 400</u>	
89	<u>256, 900</u>	<u>298, 000</u>		89	<u>267, 100</u>	<u>306, 700</u>	
90	<u>257, 200</u>	<u>298, 300</u>		90	<u>267, 400</u>	<u>307, 000</u>	
91	<u>257, 500</u>	<u>298, 600</u>		91	<u>267, 700</u>	<u>307, 300</u>	
92	<u>257, 800</u>	<u>299, 000</u>		92	<u>268, 000</u>	<u>307, 600</u>	
93	<u>258, 100</u>	<u>299, 200</u>		93	<u>268, 300</u>	<u>307, 800</u>	
94		<u>299, 400</u>		94		<u>308, 000</u>	

現行				改正後（案）			
95		<u>299, 700</u>		95		<u>308, 300</u>	
96		<u>300, 100</u>		96		<u>308, 700</u>	
97		<u>300, 300</u>		97		<u>308, 900</u>	
98		<u>300, 600</u>		98		<u>309, 200</u>	
99		<u>301, 000</u>		99		<u>309, 500</u>	
100		<u>301, 400</u>		100		<u>309, 900</u>	
101		<u>301, 600</u>		101		<u>310, 100</u>	
102		<u>301, 900</u>		102		<u>310, 400</u>	
103		<u>302, 200</u>		103		<u>310, 700</u>	
104		<u>302, 500</u>		104		<u>311, 000</u>	
105		<u>302, 700</u>		105		<u>311, 200</u>	
106		<u>303, 000</u>		106		<u>311, 500</u>	
107		<u>303, 300</u>		107		<u>311, 800</u>	
108		<u>303, 600</u>		108		<u>312, 100</u>	
109		<u>303, 800</u>		109		<u>312, 300</u>	
110		<u>304, 200</u>		110		<u>312, 600</u>	
111		<u>304, 600</u>		111		<u>313, 000</u>	
112		<u>304, 900</u>		112		<u>313, 300</u>	
113		<u>305, 100</u>		113		<u>313, 500</u>	
114		<u>305, 300</u>		114		<u>313, 700</u>	
115		<u>305, 600</u>		115		<u>314, 000</u>	
116		<u>306, 000</u>		116		<u>314, 400</u>	
117		<u>306, 200</u>		117		<u>314, 600</u>	
118		<u>306, 400</u>		118		<u>314, 800</u>	
119		<u>306, 700</u>		119		<u>315, 100</u>	

現行				改正後（案）			
	120		<u>307,000</u>		120		<u>315,400</u>
	121		<u>307,400</u>		121		<u>315,700</u>
	122		<u>307,600</u>		122		<u>315,900</u>
	123		<u>307,900</u>		123		<u>316,200</u>
	124		<u>308,200</u>		124		<u>316,500</u>
	125		<u>308,500</u>		125		<u>316,800</u>
備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。				備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
医療職会計年度任用職員給料表				医療職会計年度任用職員給料表			
職務の級 号給	1級		2級	職務の級 号給	1級		2級
	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額
	円		円		円		円
1	<u>291,400</u>		<u>400,300</u>	1	<u>305,600</u>		<u>415,600</u>
2	<u>293,700</u>		<u>403,000</u>	2	<u>307,900</u>		<u>418,300</u>
3	<u>296,000</u>		<u>405,600</u>	3	<u>310,200</u>		<u>420,900</u>
4	<u>298,200</u>		<u>408,100</u>	4	<u>312,400</u>		<u>423,300</u>
5	<u>300,300</u>		<u>410,500</u>	5	<u>314,500</u>		<u>425,600</u>
6	<u>303,800</u>		<u>412,700</u>	6	<u>318,000</u>		<u>427,800</u>
7	<u>307,300</u>		<u>414,800</u>	7	<u>321,500</u>		<u>429,800</u>
8	<u>310,700</u>		<u>416,900</u>	8	<u>324,900</u>		<u>431,900</u>
9	<u>314,100</u>		<u>419,000</u>	9	<u>328,300</u>		<u>434,000</u>
10	<u>317,600</u>		<u>420,500</u>	10	<u>331,800</u>		<u>435,500</u>
11	<u>321,000</u>		<u>422,000</u>	11	<u>335,200</u>		<u>437,000</u>
12	<u>324,400</u>		<u>423,500</u>	12	<u>338,600</u>		<u>438,500</u>

現行				改正後（案）			
13	<u>327,800</u>	<u>424,900</u>		13	<u>342,000</u>	<u>439,900</u>	
14	<u>331,300</u>	<u>426,400</u>		14	<u>345,500</u>	<u>441,300</u>	
15	<u>334,700</u>	<u>427,900</u>		15	<u>348,900</u>	<u>442,800</u>	
16	<u>338,100</u>	<u>429,300</u>		16	<u>352,300</u>	<u>444,200</u>	
17	<u>341,500</u>	<u>430,700</u>		17	<u>355,700</u>	<u>445,500</u>	
18	<u>344,600</u>	<u>432,200</u>		18	<u>358,800</u>	<u>447,000</u>	
19	<u>347,700</u>	<u>433,700</u>		19	<u>362,000</u>	<u>448,400</u>	
20	<u>350,800</u>	<u>435,100</u>		20	<u>365,200</u>	<u>449,800</u>	
21	<u>354,000</u>	<u>436,500</u>		21	<u>368,500</u>	<u>451,100</u>	
22	<u>357,100</u>	<u>438,000</u>		22	<u>371,600</u>	<u>452,600</u>	
23	<u>360,200</u>	<u>439,500</u>		23	<u>374,700</u>	<u>454,000</u>	
24	<u>363,200</u>	<u>440,900</u>		24	<u>377,700</u>	<u>455,400</u>	
25	<u>366,200</u>	<u>442,300</u>		25	<u>380,800</u>	<u>456,800</u>	
26	<u>368,500</u>	<u>443,700</u>		26	<u>383,100</u>	<u>458,200</u>	
27	<u>370,800</u>	<u>445,100</u>		27	<u>385,400</u>	<u>459,500</u>	
28	<u>373,000</u>	<u>446,500</u>		28	<u>387,600</u>	<u>460,900</u>	
29	<u>374,900</u>	<u>447,900</u>		29	<u>389,500</u>	<u>462,300</u>	
30	<u>376,600</u>	<u>449,300</u>		30	<u>391,200</u>	<u>463,600</u>	
31	<u>378,300</u>	<u>450,700</u>		31	<u>392,900</u>	<u>465,000</u>	
32	<u>380,100</u>	<u>452,100</u>		32	<u>394,700</u>	<u>466,400</u>	
33	<u>381,900</u>	<u>453,500</u>		33	<u>396,400</u>	<u>467,700</u>	
34	<u>383,700</u>	<u>454,900</u>		34	<u>398,200</u>	<u>469,100</u>	
35	<u>385,300</u>	<u>456,300</u>		35	<u>399,800</u>	<u>470,400</u>	
36	<u>386,700</u>	<u>457,700</u>		36	<u>401,100</u>	<u>471,800</u>	
37	<u>388,100</u>	<u>459,100</u>		37	<u>402,500</u>	<u>473,200</u>	

現行				改正後（案）			
38	<u>389, 600</u>	<u>460, 800</u>		38	<u>403, 900</u>	<u>474, 900</u>	
39	<u>391, 100</u>	<u>462, 400</u>		39	<u>405, 300</u>	<u>476, 500</u>	
40	<u>392, 600</u>	<u>464, 000</u>		40	<u>406, 700</u>	<u>478, 000</u>	
41	<u>394, 100</u>	<u>465, 600</u>		41	<u>408, 200</u>	<u>479, 600</u>	
42	<u>394, 800</u>	<u>466, 800</u>		42	<u>408, 900</u>	<u>480, 800</u>	
43	<u>395, 400</u>	<u>468, 000</u>		43	<u>409, 500</u>	<u>481, 900</u>	
44	<u>396, 100</u>	<u>469, 100</u>		44	<u>410, 100</u>	<u>483, 000</u>	
45	<u>397, 000</u>	<u>470, 100</u>		45	<u>410, 900</u>	<u>484, 000</u>	
46	<u>397, 600</u>	<u>471, 100</u>		46	<u>411, 500</u>	<u>484, 900</u>	
47	<u>398, 200</u>	<u>472, 000</u>		47	<u>412, 100</u>	<u>485, 800</u>	
48	<u>398, 800</u>	<u>472, 800</u>		48	<u>412, 600</u>	<u>486, 600</u>	
49	<u>399, 400</u>	<u>473, 500</u>		49	<u>413, 100</u>	<u>487, 300</u>	
50	<u>399, 900</u>	<u>474, 200</u>		50	<u>413, 500</u>	<u>488, 000</u>	
51	<u>400, 400</u>	<u>474, 900</u>		51	<u>414, 000</u>	<u>488, 700</u>	
52	<u>400, 900</u>	<u>475, 500</u>		52	<u>414, 400</u>	<u>489, 300</u>	
53	<u>401, 400</u>	<u>476, 200</u>		53	<u>414, 800</u>	<u>489, 900</u>	
54	<u>401, 800</u>	<u>476, 900</u>		54	<u>415, 100</u>	<u>490, 600</u>	
55	<u>402, 200</u>	<u>477, 500</u>		55	<u>415, 400</u>	<u>491, 200</u>	
56	<u>402, 600</u>	<u>478, 100</u>		56	<u>415, 800</u>	<u>491, 800</u>	
57	<u>403, 000</u>	<u>478, 400</u>		57	<u>416, 100</u>	<u>492, 100</u>	
58	<u>403, 400</u>	<u>479, 000</u>		58	<u>416, 500</u>	<u>492, 700</u>	
59	<u>403, 800</u>	<u>479, 700</u>		59	<u>416, 800</u>	<u>493, 300</u>	
60	<u>404, 200</u>	<u>480, 400</u>		60	<u>417, 200</u>	<u>494, 000</u>	
61	<u>404, 600</u>	<u>480, 800</u>		61	<u>417, 600</u>	<u>494, 400</u>	
62	<u>405, 000</u>	<u>481, 400</u>		62	<u>417, 900</u>	<u>495, 000</u>	

現行			改正後（案）		
63	<u>405,400</u>	<u>482,100</u>	63	<u>418,200</u>	<u>495,700</u>
64	<u>405,800</u>	<u>482,800</u>	64	<u>418,500</u>	<u>496,400</u>
65	<u>406,100</u>	<u>483,200</u>	65	<u>418,800</u>	<u>496,800</u>
66		<u>483,800</u>	66		<u>497,400</u>
67		<u>484,400</u>	67		<u>498,000</u>
68		<u>484,900</u>	68		<u>498,500</u>
69		<u>485,400</u>	69		<u>499,000</u>
70		<u>485,900</u>	70		<u>499,500</u>
71		<u>486,400</u>	71		<u>500,000</u>
72		<u>486,900</u>	72		<u>500,500</u>
73		<u>487,300</u>	73		<u>500,900</u>
74		<u>487,800</u>	74		<u>501,400</u>
75		<u>488,200</u>	75		<u>501,800</u>
76		<u>488,700</u>	76		<u>502,200</u>
77		<u>489,200</u>	77		<u>502,700</u>
78		<u>489,800</u>	78		<u>503,300</u>
79		<u>490,400</u>	79		<u>503,800</u>
80		<u>490,800</u>	80		<u>504,200</u>
81		<u>491,300</u>	81		<u>504,700</u>
82		<u>491,900</u>	82		<u>505,300</u>
83		<u>492,500</u>	83		<u>505,900</u>
84		<u>493,000</u>	84		<u>506,400</u>
85		<u>493,500</u>	85		<u>506,900</u>
備考 この給料表は、医師である会計年度任用職員に適用する。			備考 この給料表は、医師である会計年度任用職員に適用する。		

浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年浜田市条例第36号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（期末手当） 第4条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議会の議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の受ける期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 （1）～（4） 〔略〕 3 〔略〕	（期末手当） 第4条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議会の議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の受ける期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 （1）～（4） 〔略〕 3 〔略〕

浜田市長等の給与に関する条例（平成17年浜田市条例第54号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（期末手当） 第4条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕	（期末手当） 第4条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕

浜田市地域情報化推進計画の進捗管理について

1 計画の評価検証

「浜田市地域情報化推進計画」に定める目標に対する進捗状況について、毎年内部評価を行うとともに、浜田市情報化推進協議会による検証（意見交換）を行います。

2 計画の進捗管理

- (1) 計画期間 令和 4（2022）年度～令和 7（2025）年度（4 年間）
- (2) 取組指標 計画に掲げる各施策に「指標」及び「目標値」を設定
- (3) 評価対象 計画の 3 年目 令和 6（2024）年度の実績

3 進捗評価の基準

評価は「A」「B」「C」の 3 段階評価とし、各目標値に対する評価基準は下記表のとおりとします。

評価	目標に対する実績
A 順調	100%以上
B 一定の進捗がある	50%以上～100%未満
C 遅れている	50%未満

4 計画の期間延長

浜田市総合振興計画及び浜田市行財政改革大綱の計画期間の延長、（仮称）D X 推進計画策定におけるコンサルティング事業の導入を背景として、浜田市地域情報化計画の期間を 1 年延長し、次期策定に向けた検討を進めます。

5 進捗管理体制

(1) 内部評価

①名 称	浜田市デジタルトランスフォーメーション推進本部会議
②構 成	20 名 ※市長、副市長、教育長、各部長等をもって構成。

(2) 外部検証

①名 称	浜田市情報化推進協議会
②委 員	12 名 ※団体推薦等
③任 期	4 年間（2021 年度～2024 年度）
④所掌事務	高度情報化及び情報化計画に関すること。 情報化計画の取組の検証及び評価に関すること。

浜田市地域情報化推進計画

令和 6 年度実績の概要

1 実績の概要

令和 6(2024)年度における施策の目標の達成状況は、下表のとおりです。

評価対象全 22 項目中、A 評価が 14 項目（64%）、B 評価が 7 項目（32%）、C 評価が 1 項目（5%）となっています。

対前年度比で、A 評価が 4 項目の減少、B 評価が 6 項目の増加、C 評価が 1 項目の減少となっています。

また、令和 6（2024）年度実績値が令和 7（2025）年度目標値を上回った施策については、目標の上方修正を検討し、更に効果的な取組を進めていきます。

体系	施策 項目数	評価対象 施策数	A	B	C	評価対象外 (指標無し)
体系Ⅰ（地域の情報化） 元気で魅力的なまちづくりのための情報化	14	9	6 (67%)	2 (22%)	1 (11%)	5
体系Ⅱ（行政の情報化） みんなに優しい市民サービスのための情報化	13	10	5 (50%)	5 (50%)	0 (0%)	3
体系Ⅲ（基盤の整備） 情報化を行うための環境の整備	5	3	3 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	2
合計	32	22	14 (64%)	7 (32%)	1 (5%)	10

2 進捗管理日程

時期	事務局・議会	内部（本部会議）	外部（協議会）
11 月 10 日		本部会議 ・進捗評価決定	
12 月	議会報告 (総務文教委員会)		協議会 ・内部評価説明 ・意見交換・検証

3 主な実績等

(1) 進捗評価が前回「B」→今回「A」となった施策

I-4 情報教育（モラル含む）の推進（P9）【学校教育課】

指標	目標 (2024 年度)	実績 (2024 年度)	達成率 (%)
【単年】 端末や教育用ソフトウェアの使い方、著作権、情報モラル等の研修会の実施	年 13 回	年 15 回	A

【2024 年度 主な成果と取組】

ICT 支援員の確保においては、下半期に欠員分 2 名の採用によって 5 人体制を復活させることが出来た。これにともない月例のオンライン相談会、夏季研修の実施に加え、学校単位等での研修開催も実現させることが出来た。

I-5 民間企業の事業効率の支援（P10）【商工労働課】

指標	目標 (2024 年度)	実績 (2024 年度)	達成率 (%)
【単年】 セミナー参加者数	30 事業者	36 事業者	A

【2024 年度 主な成果と取組】

島根県よろず支援拠点と共催でセミナーを 2 回開催。

(1 回目) R6.8.22 結果が出る SNS マーケティングセミナー

参加者 17 名 (16 事業者)

(2 回目) R6.11.27 結果が出るチラシ作成セミナー

参加者 13 名、オンライン参加 12 名 (20 事業者)

※ 2 回目は現地及びオンラインでの参加対応を行った。

I-11 マイナンバーカードの交付促進（P14）【総合窓口課、消防総務課】

指標	目標 (2024 年度)	実績 (2024 年度)	達成率 (%)
【累計】 マイナンバーカード交付率	81.0%	83.0%	A

【2024 年度 主な成果と取組】

休日窓口の定期的な開設、出張申請による申請サポート（病院、高齢者施設、個人宅等）を実施し、取得促進につながった。

令和 6 年度に総務省のマイナ救急実証事業に参加。

Ⅱ-1 防災・防犯情報の伝達手段の強化（P17）【防災安全課】

指標	目標 (2024 年度)	実績 (2024 年度)	達成率 (%)
【累計】次期防災情報システムの導入進捗率	70%	70%	A

【2024 年度 主な成果と取組】

次期防災情報システムの導入のための実施設計を完了した。

(2) 進捗評価が前回「B」→今回「C」となった施策

I-10 定住情報の発信力強化（P13）【定住関係人口推進課】

指標	目標 (2024 年度)	実績 (2024 年度)	達成率 (%)
【単年】移住定住情報サイトトップページへのアクセス数（ページビュー数）	26,860 件	12,552 件	C

【2024 年度 主な成果と取組】

移住定住サイトにおいて、新たに仕事体験に関する企業記事の更新・検索機能実装、地域おこし協力隊ブログ機能実装及び移住者インタビューに検索機能（ハッシュタグ）を追加し、サイト内での情報収集をより行いやすくした。また、随時移住者インタビュー等を掲載した。

加えて、空き家バンクシステムに新たな編集機能を追加し、事務効率が向上した。

【今後の展開】

引き続き、移住定住情報サイトにおいて、移住者インタビュー記事を掲載し、仕事面だけでなく、浜田での暮らしぶりを移住前と比較するなど、わかりやすい情報発信に努めるとともに、移住等に関する幅広い情報発信を行い、移住促進を図る。また、県の地域社会 DX 推進パッケージ事業を活用し、地域課題の洗い出し等を進め、定住情報の発信力強化を図る。なお、アクセス数減少の対策として、SNS などによるサイト周知についても取り組む。

(3) 進捗評価が「A」で目標達成のため、目標の上方修正を行う施策

I-14 アプリによる環境教育の推進（P16）【カーボンニュートラル推進室】

指標	目標 (2024 年度)	実績 (2024 年度)	達成率 (%)
【累計】アプリ登録者数	9,000 人	10,093 人	A

【2024 年度 主な成果と取組】

環境啓発番組「はまだエコスクール」全 6 本の制作、CATV で計 6 回放送、市の YouTube で計 6 回配信

ごみ分別アプリでのスタンプラリー機能・クイズ機能の更新を行った。番組視聴やクイズでポイントを獲得した方に景品と交換できる仕組みを引き続き行い、全員に景品を進呈した。

【目標の修正】

令和 6（2024）年度実績が、令和 7（2025）年度目標値を上回ったため、令和 7（2025）年度から上方修正。

年度	実績（R2）	R4	R5	R6	R7
目標値	0 人	250 人	6,000 人	9,000 人	10,000 人
修正値					11,000 人

III-5 高速情報通信基盤の構築（P26）【DX推進課（政策企画課）】

指標	目標 (2024 年度)	実績 (2024 年度)	達成率 (%)
ケーブルテレビインターネット加入件数	5,000 件	5,441 件	A

【2024 年度 主な成果と取組】

令和 5 年度に引き続き、金城・旭・弥栄地域の宅内引込工事に併せて、インターネット未契約者に対し加入を勧めた結果、前年度と比較して契約者数が増加した。（浜田 381 件、金城 51 件、旭 58 件、弥栄 8 件、三隅 95 件、合計 593 件の増）

【目標の修正】

令和 6（2024）年度実績が、令和 7（2025）年度目標値を上回ったため、令和 7（2025）年度から上方修正。

年度	実績（R2）	R4	R5	R6	R7
目標値	3,650 件	3,790 件	4,370 件	5,000 件	5,200 件
修正値					5,700 件

浜田市地域情報化推進計画

〔令和 6 年度実績〕

令和 7 年 12 月

浜田市

進捗評価一覧

体系	施策 項目数	評価対象 施策数				評価対象外 (指標無し)
			A	B	C	
体系Ⅰ（地域の情報化） 元気で魅力的なまちづくりのための情報化	14	9	6 (67%)	2 (22%)	1 (11%)	5
体系Ⅱ（行政の情報化） みんなに優しい市民サービスのための情報化	13	10	5 (50%)	5 (50%)	0 (0%)	3
体系Ⅲ（基盤の整備） 情報化を行うための環境の整備	5	3	3 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	2
合計	32	22	14 (64%)	7 (32%)	1 (5%)	10

体系Ⅰ（地域の情報化）

元気で魅力的なまちづくりのための情報化

施策 番号	施策名	指標	策定時 現状値	目標 (2025年度)	実績 (2024年度)	進捗 評価	担当課
I-1	デジタル利活用者の増加促進	【累計】デジタル活用基礎講座の各まちづくりセンターでの年間開催数	0回	90回	60回	A	DX推進課(政策企画課)
I-2	SNS活用による行政情報の発信	—	-	-	-	—	DX推進課(政策企画課)
I-3	Webアンケート活用に向けた検討	—	-	-	-	—	DX推進課(政策企画課、 総務課デジタル推進室)
I-4	情報教育(モラル含む)の推進	【単年】端末や教育用ソフトウェアの使い方、著作権、情報モラル等の研修会の実施	年2回	年13回	年15回	A	学校教育課
I-5	民間企業の事業効率の支援	【単年】セミナー参加者数	27事業者	30事業者	36事業者	A	商工労働課
I-6	情報関連企業の立地推進	【累計】情報関連企業の誘致数2件の進捗率	0%	100%	100%	A	産業振興課
I-7	水産業のICT活用推進	—	-	-	-	—	水産振興課
I-8	農業のICT活用推進	—	-	-	-	—	農林振興課
I-9	観光情報の発信力強化	【単年】観光入込客数	938,866人	1,750,000人	1,503,121人	B	観光交流課
I-10	定住情報の発信力強化	【単年】移住定住情報サイトトップページへのアクセス数(ページビュー数)	19,514件	29,300件	12,552件	C	定住関係人口推進課
I-11	マイナンバーカードの交付促進	【累計】マイナンバーカード交付率	34.35%	84%	83.0%	A	総合窓口課、消防総務課
I-12	保健福祉等情報発信方法の検討	—	-	-	-	—	健康医療対策課
I-13	子育て支援アプリの活用推進	【単年】アプリ登録者数(年間出生数の7割)	0人	年間出生数の7割	108人	B	子ども・子育て支援課
I-14	アプリによる環境教育の推進	【累計】アプリ登録者数	0人	10,000人	10,093人	A	カーボンニュートラル推進室

体系Ⅱ（行政の情報化）

みんなに優しい市民サービスのための情報化

施策番号	施策名	指標	策定時 現状値	目標 (2025年度)	実績 (2024年度)	進捗 評価	担当課
Ⅱ-1	防災・防犯情報の伝達手段の強化	【累計】次期防災情報システムの導入進捗率	0%	100%	70%	A	防災安全課
Ⅱ-2	オンライン(電子)申請の拡充	【累計】マイナンバーカードの電子証明書を利用したオンライン申請の項目数	0項目	55項目	43項目	B	DX推進課 (総務課デジタル推進室)、 契約管理課
Ⅱ-3	窓口手数料のキャッシュレス化の検討	—	-	-	-	—	総合窓口課
Ⅱ-4	放課後児童クラブの児童管理等システムの検討	—	-	-	-	—	子ども・子育て支援課
Ⅱ-5	校務支援システムの導入	【累計】校務システムの全校導入	0校	全校(23校)	全校(23校)	A	学校教育課
Ⅱ-6	公衆無線LANの活用促進	【単年】Wi-Fiへのアクセス回数	43,300回	60,000回	41,993回	B	DX推進課(政策企画課)
Ⅱ-7	ホームページの見やすさ向上	【単年】トップページへのアクセス数(ページビュー数)	4,200,000件	4,400,000件	2,832,341件	B	DX推進課(政策企画課)
Ⅱ-8	市が保有するデータのオープンデータ化の促進	【累計】マップONしまね、オープンデータカタログサイトへの掲載件数	15件	25件	17件	B	DX推進課(政策企画課)
Ⅱ-9	保健指導等におけるタブレット端末活用の検討	—	-	-	-	—	健康医療対策課
Ⅱ-10	職員情報リテラシーの向上	【単年】職員向け情報関連研修の実施件数	3件	4件	4件	A	DX推進課 (総務課デジタル推進室)
Ⅱ-11	業務システムの最適化	【累計】最適化を実施したシステム数	0件	5件	5件	A	DX推進課 (総務課デジタル推進室)
Ⅱ-12	情報システムの耐災害性の向上	【累計】災害を意識して情報システムを整備した件数	0件	5件	5件	A	DX推進課 (総務課デジタル推進室)、 消防総務課
Ⅱ-13	ICTを活用した業務最適化の推進	【累計】業務削減時間	0時間/年	1000時間/年	658時間/年	B	行財政改革推進課、 DX推進課

体系Ⅲ（基盤の整備）

情報化を行うための環境の整備

施策番号	施策名	指標	策定時 現状値	目標 (2025年度)	実績 (2024年度)	進捗 評価	担当課
Ⅲ-1	ケーブルテレビとの連携による行政情報の発信	【累計】職員研修の4年間の累計回数	1回	4回	3回	A	DX推進課(政策企画課)
Ⅲ-2	小中学校のICT環境の向上	【単年】各校の教育用端末1台当たりの使用帯域を3.0Mbps以上確保	1.0Mbps未満	3.0Mbps以上維持	3.0Mbps以上維持	A	学校教育課
Ⅲ-3	ラジオ・携帯電話不感地域の解消	—	-	-	-	—	DX推進課(政策企画課)
Ⅲ-4	地域情報番組の放送による地域間交流の促進	—	-	-	-	—	DX推進課(政策企画課)
Ⅲ-5	高速情報通信基盤の構築	【累計】ケーブルテレビインターネット加入件数	3,650件	4,500件	5,441件	A	DX推進課(政策企画課)

進捗状況詳細

体系Ⅰ（地域の情報化）

元気で魅力的なまちづくりのための情報化

I-1		デジタル利活用者の増加促進【DX推進課(政策企画課)】																								
施策概要		情報化社会に適応するため、ICTの利活用ができる方を増やすことを目的として、身近な場所（まちづくりセンター等）で、オンラインによる行政手続きや、よく利用される民間サービスの利用方法等の助言や相談を中心としたデジタル活用基礎講座を実施する。																								
2024年度 主な取組と成果		5カ所のまちづくりセンターで、全6回（計30回）のスマートフォン講座を実施し、延べ410人が受講した。令和5年度に実施した講義に加えてスケジュールやメモの活用方法など応用的な操作についても講義を行い、スマートフォン活用スキルの向上に寄与した。																								
今後の展開		令和7年度も前年度と同様にスマートフォン講座を開催し、引き続き、多くの方がスマートフォンを効果的に活用できるようカリキュラムを充実させる。アンケート結果も踏まえ、市民や時代のニーズに沿った講義を行い、市民のデジタルリテラシーの向上に努める。																								
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価																				
【累計】デジタル活用基礎講座の各まちづくりセンターでの年間開催数		0件	60回	60回	100%	A																				
年間開催数 <table><tr><th>年</th><th>現目標</th><th>当初目標</th><th>実績</th></tr><tr><td>2022</td><td>6</td><td>0</td><td>-</td></tr><tr><td>2023</td><td>30</td><td>13</td><td>30</td></tr><tr><td>2024</td><td>60</td><td>19</td><td>60</td></tr><tr><td>2025</td><td>90</td><td>26</td><td>-</td></tr></table>							年	現目標	当初目標	実績	2022	6	0	-	2023	30	13	30	2024	60	19	60	2025	90	26	-
年	現目標	当初目標	実績																							
2022	6	0	-																							
2023	30	13	30																							
2024	60	19	60																							
2025	90	26	-																							

I -2		SNS活用による行政情報の発信【DX推進課(政策企画課)】				
施策概要		現在、防災、広報、定住等、様々な行政情報をSNSを活用して発信している。 引き続き、各部署が情報発信を行う選択肢の一つとしてSNSを活用できるよう、機能・有用性を定期的に周知し、価値のある情報発信となるように進めていく。				
2024年度 主な取組と成果		市で運営しているSNSなど行政情報発信の一覧表を更新し、職員に情報共有を行った。				
今後の展開		引き続きSNS等を活用した情報発信を推奨していく。また、市公式ホームページのSNSリンク集についても周知を行い、リンク先の増加に努め住民に対する情報発信力強化を図る。				
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価
—		—	—	—	—	—

I -3	Webアンケート活用に向けた検討【DX推進課(政策企画課、総務課デジタル推進室)】					
施策概要	浜田市協働のまちづくり推進条例において、市民参画の機会を積極的に設け、まちづくりに反映するよう努めるものとしており、その方法の一つとして「アンケートの実施」を規定している。 今後、スマートフォンの普及に伴い、市民の負担軽減や経費削減などからWebアンケートの実施を推進していく。					
2024年度 主な取組と成果	令和6年度の実績として、22部署で164の手続きをオンラインで実施したことで市民の利便性向上と職員の負担軽減につながった。					
今後の展開	庁内でフォーム機能の活用を促していくとともに、引き続きできるところから行政手続きのオンライン化を進めていく。					
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価
—		—	—	—	—	—

I -4		情報教育(モラル含む)の推進【学校教育課】																								
施策概要		ICT活用が基礎学力として必要とされる現代の子供たちにとって、ICTの活用方法、情報モラルの教育が必要である。また、1人1台のパソコンを配布したことにより、家庭学習などにおいて自律的に使いこなすために積極的な情報教育が求められている。 このことから、児童生徒や指導する教員に対して、ICT支援員を学校へ配置し各種支援を行う。																								
2024年度 主な取組と成果		ICT支援員の確保においては、下半期に欠員分2名の採用によって5人体制を復活させることが出来た。これにともない月例のオンライン相談会、夏季研修の実施に加え、学校単位等での研修開催も実現させることが出来た。																								
今後の展開		引き続きICT支援員5人体制を維持し、きめ細かなICT関連の研修を計画、実施していくとともに、年々増加し、かつ多様化しつつある学校からのニーズに対応していけるようにスキルの確保に努める。																								
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価																				
【単年】端末や教育用ソフトウェアの使い方、著作権、情報モラル等の研修会の実施		年2回	年13回	年15回	115%	A																				
研修会の実施数 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実績</th><th>現目標</th><th>当初目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>2022</td><td>11</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>2023</td><td>8</td><td>13</td><td>4</td></tr><tr><td>2024</td><td>15</td><td>13</td><td>4</td></tr><tr><td>2025</td><td>13</td><td>13</td><td>4</td></tr></tbody></table>							年度	実績	現目標	当初目標	2022	11	4	4	2023	8	13	4	2024	15	13	4	2025	13	13	4
年度	実績	現目標	当初目標																							
2022	11	4	4																							
2023	8	13	4																							
2024	15	13	4																							
2025	13	13	4																							

I-5		民間企業の事業効率の支援【商工労働課】																			
施策概要		市内事業者の事業継続をしていくためには、販路開拓や集客効果の高い情報発信が必要となる。市民や観光客、若年層や高齢者など、それぞれの事業者にあった情報発信を行うため、ホームページの立ち上げ方や運用の方法、さらにはスマートフォンやタブレットの普及によるSNSの効果的な活用などを学ぶセミナーを開催する。																			
2024年度 主な取組と成果		島根県よろず支援拠点と共催でセミナーを2回開催。 (1回目) R6. 8. 22 結果が出るSNSマーケティングセミナー 参加者17名 (16事業者) (2回目) R6. 11. 27 結果が出るチラシ作成セミナー 参加者13名、オンライン参加12名 (20事業者) ※ 2回目は現地及びオンラインでの参加対応を行った。																			
今後の展開		引き続き事業者の情報発信を支援するため、セミナーを開催するとともに、参加方法についても多くの事業者が参加しやすい方法でセミナーを開催していく。 また、事業者の抱える問題の解決につながるようセミナー内容についても、よろず支援拠点と相談しながら検討していく。																			
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価															
【単年】セミナー参加者数		27事業者	30事業者	36事業者	120%	A															
セミナー参加者数 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実績</th><th>目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>2022</td><td>38</td><td>30</td></tr><tr><td>2023</td><td>25</td><td>30</td></tr><tr><td>2024</td><td>36</td><td>30</td></tr><tr><td>2025</td><td></td><td>30</td></tr></tbody></table>							年度	実績	目標	2022	38	30	2023	25	30	2024	36	30	2025		30
年度	実績	目標																			
2022	38	30																			
2023	25	30																			
2024	36	30																			
2025		30																			

I -6	情報関連企業の立地推進【産業振興課】																				
施策概要	雇用の増大に向けては、企業誘致等により雇用の場を確保していくことが重要である。そうしたことからソフト産業を立地した者のうち、一定の常用従業員を新たに雇用した場合、建物・敷地の賃貸料やインターネット接続に係る経費等の2分の1以内（限度1,000万円）を補助する。 島根県の企業立地優遇制度との併用も可能。																				
2024年度 主な取組と成果	企業が視察に来浜した際は、島根県及び関係部署と連携し、企業立地促進奨励金の案内、市内の空き物件の紹介などを行った。 その他にも関東で開催されたIT・DX分野での日本最大の商談展へ島根県と共に参加して市の企業立地優遇制度の紹介を行うなどの誘致活動に努めた。																				
今後の展開	目標は達成したが、引き続き企業立地優遇制度の制度を活用しながら関係機関と連携し、誘致活動と誘致企業の支援を行っていく。																				
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価															
【累計】情報関連企業の誘致数2件の進捗率		0%	75%	100%	100%	A															
企業誘致数2件の進捗率 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実績</th><th>目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>2022</td><td>25</td><td>25</td></tr><tr><td>2023</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td>2024</td><td>75</td><td>75</td></tr><tr><td>2025</td><td>100</td><td>100</td></tr></tbody></table>							年度	実績	目標	2022	25	25	2023	50	50	2024	75	75	2025	100	100
年度	実績	目標																			
2022	25	25																			
2023	50	50																			
2024	75	75																			
2025	100	100																			

I -7	水産業のICT活用推進【水産振興課】					
施策概要	漁業従事者の後継者不足や高齢化に伴い担い手の確保が課題となっている。そうしたことからICTを活用したスマート水産業の推進による生産活動の省力化や操業の効率化を図っていく。また、販路拡大対策としてICTを活用したECサービスの推進による購買の効率化を図る。 取組については、JFや水産関連団体と検討しながら実施する。					
2024年度 主な取組と成果	沖合底びき網漁業船団において「漁業支援アプリ」を導入しており、令和5年度に引き続きICTを活用した効率的な漁業への転換を進めていることが確認されている。また、島根県水産技術センターが、I C Tを利用した技術開発に取り組んでおり、沿岸漁業においても、アプリを活用した効率的な漁業への転換を進めている。					
今後の展開	引き続き情報収集を行い、ICT活用がもたらす省力化・効率化の効果や当市水産業への導入の可能性等について検討を行う。					
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価
—		—	—	—	—	—

I -8	農業のICT活用推進 【農林振興課】					
施策概要	現在、市内各地でドローンの活用やラジコン草刈機の導入により、農作業の省力化を推進している。また、民間事業者においては、GPS情報を利用したICT農業用ブルドーザを用いて、水田の均平化、乾田直播など作業時間の短縮や収量の増加などコストの低減を目指している。 こうした省力化を図る取組に対して支援するとともに、新たなICT技術の導入をJAなどの関係機関と検討しながら農作業の省力化を図っていく。					
2024年度 主な取組と成果	有機米の産地づくりの取組として、改良版の自動抑草ロボットの効果検証を行った。ロボットの性能が向上し、前年度までと比べて雑草の抑草効果及び収量の大幅な増加に繋がった。					
今後の展開	改良版の自動抑草ロボットの普及を進め、有機米の生産拡大に努める。					
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価
—		—	—	—	—	—

I-9	観光情報の発信力強化【観光交流課】																				
施策概要	観光客向けの情報発信については（一社）浜田市観光協会に集約してあるため「温泉」、「石見神楽」、「食の魅力」を中心にホームページやSNS等を活用した情報発信を総合的に行っている。 今後、観光客のニーズをリアルタイムで掴むため、ホームページのアクセス数や検索ワードなどを解析しながら、効果的な情報発信につなげる。																				
2024年度 主な取組と成果	はまナビのドメインを変更したことで検索時に上位に表示された。 また、はまナビ内にイベント情報を入力するフォームを設置し、幅広くイベント情報の入力ができる環境を整備した。合わせて、はまナビ内のイベントカレンダーを浜田市ホームページ等と共有しイベント情報の発信充実に努めた。 SNSのフォロワー数の推移は次のとおり増加傾向である。Facebook（4,310→4,447）、Instagram（2,038→2,788）、X（434→1,289） ※R6.3月とR7.3月の比較																				
今後の展開	令和6年度に6人採用したライターによる浜田の魅力を地元目線で取材しブログ風記事を充実させ、ページ閲覧者の浜田への来訪を図る。 また、はまナビサイトのアクセス解析からサイト閲覧数が減少する時期には美又温泉等を合わせた情報発信を行い誘客を図る。																				
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価															
【単年】観光入込客数		938,866人	1,702,000人	1,503,121人	88%	B															
観光入込客数 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実績</th><th>目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>2022</td><td>1,340,757</td><td>1,613,000</td></tr><tr><td>2023</td><td>1,542,242</td><td>1,657,000</td></tr><tr><td>2024</td><td>1,503,121</td><td>1,702,000</td></tr><tr><td>2025</td><td></td><td>1,750,000</td></tr></tbody></table>							年度	実績	目標	2022	1,340,757	1,613,000	2023	1,542,242	1,657,000	2024	1,503,121	1,702,000	2025		1,750,000
年度	実績	目標																			
2022	1,340,757	1,613,000																			
2023	1,542,242	1,657,000																			
2024	1,503,121	1,702,000																			
2025		1,750,000																			

I -10		定住情報の発信力強化【定住関係人口推進課】																			
施策概要		移住検討者が必要とする情報を効果的に提供することは移住者の増加に向けて重要となるため、移住定住サイトで世代別の情報を取得できるコンテンツを追加導入するなど欲しい情報が取得しやすいようにしていく。 また、関連する空き家バンクシステムを見直すことにより事務効率化を図りながら移住定住の促進に繋げていく。																			
2024年度 主な取組と成果		移住定住サイトにおいて、新たに仕事体験に関する企業記事の更新・検索機能実装、地域おこし協力隊ブログ機能実装及び移住者インタビューに検索機能（ハッシュタグ）を追加し、サイト内での情報収集をより行いやすくした。また、随時移住者インタビュー等を掲載した。 加えて、空き家バンクシステムに新たな編集機能を追加し、事務効率が向上した。																			
今後の展開		引き続き、移住定住情報サイトにおいて、移住者インタビュー記事を掲載し、仕事面だけでなく、浜田での暮らしぶりを移住前と比較するなど、わかりやすい情報発信に努めるとともに、移住等に関する幅広い情報発信を行い、移住促進を図る。また、県の地域社会DX推進パッケージ事業を活用し、地域課題の洗い出し等を進め、定住情報の発信力強化を図る。なお、アクセス数減少の対策として、SNSなどによるサイト周知についても取り組む。																			
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価															
【単年】移住定住情報サイトトップページへのアクセス数（ページビュー数）		19,514件	26,860件	12,552件	46%	C															
移住定住情報サイトアクセス数 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実績</th><th>目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>2022</td><td>18,405</td><td>21,960</td></tr><tr><td>2023</td><td>14,619</td><td>24,410</td></tr><tr><td>2024</td><td>12,552</td><td>26,860</td></tr><tr><td>2025</td><td></td><td>29,300</td></tr></tbody></table>							年度	実績	目標	2022	18,405	21,960	2023	14,619	24,410	2024	12,552	26,860	2025		29,300
年度	実績	目標																			
2022	18,405	21,960																			
2023	14,619	24,410																			
2024	12,552	26,860																			
2025		29,300																			

I -11		マイナンバーカードの交付促進【総合窓口課、消防総務課】																								
施策概要		今後、マイナバーカードの利活用が進む中、交付率を上げていくことが必要となっている。よって、マイナンバーカードの取得促進を図るため、市民への周知、休日窓口の実施、まちづくりセンターや商業施設等で出張申請受付を行い、マイナンバーカードのメリット（保険証利用、e-Tax、新型コロナワクチン接種証明書等）や、マイナポイント等の支援策を積極的に案内することで取得を促していく。																								
2024年度 主な取組と成果		休日窓口の定期的な開設、出張申請による申請サポート（病院、高齢者施設、個人宅等）を実施し、取得促進につながった。 令和6年度に総務省のマイナ救急実証事業に参加。																								
今後の展開		未交付者への通知、休日窓口等、交付申請促進を図り、取得率増加に努める。マイナ救急については、迅速な傷病者情報の把握、円滑な病院選定といった有効性が認められたため、引き続き、実証事業に取り組む。																								
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価																				
【累計】マイナンバーカード交付率		34.35%	81.0%	83.0%	102%	A																				
マイナンバーカード交付率 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実績</th><th>現目標</th><th>当初目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>2022</td><td>55</td><td>77.8</td><td></td></tr><tr><td>2023</td><td>60</td><td>79</td><td>78.8</td></tr><tr><td>2024</td><td>65</td><td>83</td><td>81</td></tr><tr><td>2025</td><td>70</td><td>83</td><td></td></tr></tbody></table>							年度	実績	現目標	当初目標	2022	55	77.8		2023	60	79	78.8	2024	65	83	81	2025	70	83	
年度	実績	現目標	当初目標																							
2022	55	77.8																								
2023	60	79	78.8																							
2024	65	83	81																							
2025	70	83																								

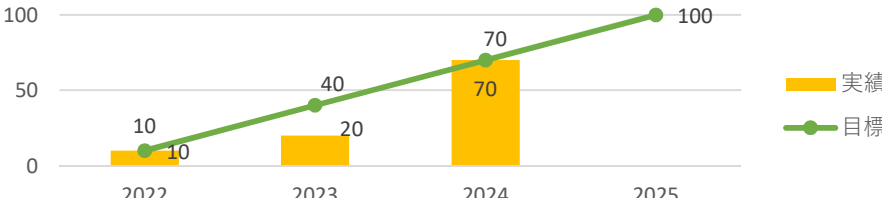
I -12	保健福祉等情報発信方法の検討【健康医療対策課】				
施策概要	保健福祉等情報を多くの人にタイムリーに情報を伝えていくことは重要であるため、市内のまちづくりセンターや人が多く集まる場所においてデジタルサイネージ（電子看板）を設置することにより、情報を取得しやすい環境づくりに取り組む。 また、メール等による各種健（検）診案内及び各種事業案内やWebによる予約が行えるようにすることで住民の負担軽減を図る。				
2024年度 主な取組と成果	前年度と同様に、子宮頸がん検診と胃がん検診の予約受付について、Web予約を実施した。胃がん検診は30.8%、子宮頸がん検診は53.4%がWeb予約で、胃がん検診は昨年度より増加した。子宮頸がん検診を予約した20～49歳の内85.8%がWeb予約で、若い年代の利用が多かった。 SNSやHPを通じたがん検診日程の周知を実施した。 市内商業施設のデジタルサイネージを活用し、がん検診やはまチャレ等の健康づくり情報を発信し、市民に広く周知した。				
今後の展開	乳がん検診については、環境保健公社へ電話による予約のみとなっていたが、子宮頸がん検診等と同様に、R7年度よりWeb予約を開始予定。 効果的な周知方法を検討していく。				
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価
—	—	—	—	—	—

I -13	子育て支援アプリの活用推進【子ども・子育て支援課】																				
施策概要	子育て世代が抱える孤独や不安を解消するには、子育てに必要な情報をリアルタイムに提供することやコミュニケーションの機会を増やすことが重要であるため、スマートフォンアプリを活用し、アドレス登録者の状況に応じた子育てに必要な知識と浜田市のサービスについて情報提供を行う仕組みを構築する。																				
2024年度 主な取組と成果	妊娠届出時、妊娠8か月アンケート実施時、訪問、乳幼児健診、すくすくの行事等においてアプリの紹介を実施。アプリにおいて妊婦健診の検査値や子どもの身体計測値の管理、予防接種の管理ができることを利用者の多くが目にするすくすく情報誌のコラムに掲載し、登録や活用について周知した。行事参加のアンケートからもアプリを見て参加したという声も多くあり、子育て支援事業へ参加するきっかけになっていることが伺われた。R7年3月末現在の登録数は1,048人であり、幅広い年齢の登録を得ている。目標値が下がっている理由としては、アプリを登録した後に出生した子どもについて追加登録する人が多くないのではないかと推測する。登録することで新たな子どもの妊娠時や出生後の管理について活用できることを再度周知していく。																				
今後の展開	アプリの使い方、活用方法や内容についても周知しながら、引き続き新規登録者の確保をめざす。																				
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価															
【単年】アプリ登録者数（年間出生数の7割）		0人	168人	108人	82%	B															
アプリ登録者数 ※2025の目標値を数値で示していないのは、目標値が「年間出生数の7割」となっているため。 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実績</th><th>目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>2022</td><td>166</td><td>198</td></tr><tr><td>2023</td><td>141</td><td>170</td></tr><tr><td>2024</td><td>108</td><td>168</td></tr><tr><td>2025</td><td>-</td><td>-</td></tr></tbody></table>							年度	実績	目標	2022	166	198	2023	141	170	2024	108	168	2025	-	-
年度	実績	目標																			
2022	166	198																			
2023	141	170																			
2024	108	168																			
2025	-	-																			

I -14	アプリによる環境教育の推進 【カーボンニュートラル推進室】																								
施策概要	今後、地球温暖化防止に向けた取組を推進していくためには市民の意識向上を図る必要がある。そのため、環境に関する情報・知識や環境クイズ、研修動画などをスマートフォンを介した環境教育アプリで配信するなど取組みやすい環境を提供することにより、カーボンニュートラルや地球温暖化防止の機運の醸成を図っていく。																								
2024年度 主な取組と成果	環境啓発番組「はまだエコスクール」全6本の制作、CATVで計6回放送、市のYouTubeで計6回配信 ごみ分別アプリでのスタンプラリー機能・クイズ機能の更新を行った。番組視聴やクイズでポイントを獲得した方に景品と交換できる仕組みを引き続き行い、全員に景品を進呈した。																								
今後の展開	今後も番組の放送やクイズの配信を行い、市民が興味を持ち気軽に取り組めるような脱炭素への知識や啓発活動が推進されることが予測される。 引き続き啓発番組を6本制作しCATVでの放送とYouTube配信を行う。またポイントが獲得できる番組視聴やごみ分別アプリでのクイズは、より多くの人が興味を持って学べるような内容とし、ポイント獲得者全員へ景品を進呈する。																								
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価																				
【累計】アプリ登録者数	0人	9,000人	10,093人	112%	A																				
アプリ登録者数 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実績</th><th>現目標</th><th>当初目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>2022</td><td>4,640</td><td>250</td><td></td></tr><tr><td>2023</td><td>7,662</td><td>6,000</td><td>500</td></tr><tr><td>2024</td><td>10,093</td><td>9,000</td><td>750</td></tr><tr><td>2025</td><td>10,000</td><td>1,000</td><td></td></tr></tbody></table>						年度	実績	現目標	当初目標	2022	4,640	250		2023	7,662	6,000	500	2024	10,093	9,000	750	2025	10,000	1,000	
年度	実績	現目標	当初目標																						
2022	4,640	250																							
2023	7,662	6,000	500																						
2024	10,093	9,000	750																						
2025	10,000	1,000																							

体系Ⅱ（行政の情報化）

みんなに優しい市民サービスのための情報化

Ⅱ-1		防災・防犯情報の伝達手段の強化【防災安全課】																			
施策概要		現在、災害時には防災行政無線、防災防犯メール、データ放送、ツイッター等を用いて個別に発信し、多くの市民が防災情報を取得できるよう努めている。今後、老朽化した防災行政無線を次期防災情報システムに更新する際、他の情報伝達手段（メール、ケーブルテレビ、SNS等）への同時発信ができるよう強化する。 また、市民の防災情報取得について、啓発活動を継続する。																			
2024年度 主な取組と成果		次期防災情報システムの導入のための実施設計を完了した。																			
今後の展開		実施設計に基づき、R7からR8にかけてシステム更新に係る工事を実施する。																			
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価															
【累計】次期防災情報システムの導入進捗率		0%	70%	70%	100%	A															
次期防災情報システムの導入進捗率																					
 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実績 (%)</th><th>目標 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>2022</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>2023</td><td>20</td><td>40</td></tr><tr><td>2024</td><td>70</td><td>70</td></tr><tr><td>2025</td><td>100</td><td>100</td></tr></tbody></table>							年度	実績 (%)	目標 (%)	2022	10	10	2023	20	40	2024	70	70	2025	100	100
年度	実績 (%)	目標 (%)																			
2022	10	10																			
2023	20	40																			
2024	70	70																			
2025	100	100																			

Ⅱ-2	オンライン(電子)申請の拡充【DX推進課(総務課デジタル推進室)、契約管理課】																									
施策概要	国において行政手続きのオンライン化が進められており、浜田市においてもマイナンバーカードの普及とともに窓口での手続き事務のオンライン化を更に進めていく必要がある。 よって、マイナンバーカードの電子証明書を利用したオンラインでの申請ができる環境を構築し、対象業務の拡充を図っていく。																									
2024年度 主な取組と成果	選挙関係の申請について、マイナンバーカードの電子証明書を利用したオンラインでの申請ができるよう整備した。 また、電子証明書を使用しないオンライン申請は102項目となった。																									
今後の展開	引き続き、オンライン化プラットフォームと、電子証明書を利用した、オンライン申請対象手続きの拡充について検討する。また、契約業務を電子化し、市民利便性の向上を図る。																									
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価																				
【累計】マイナンバーカードの電子証明書を利用したオンライン申請の項目数		0項目	50項目	43項目	86%	B																				
オンライン申請の項目数 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実績</th><th>現目標</th><th>当初目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>2022</td><td>42</td><td>15</td><td>15</td></tr><tr><td>2023</td><td>45</td><td>42</td><td>16</td></tr><tr><td>2024</td><td>43</td><td>50</td><td>16</td></tr><tr><td>2025</td><td>55</td><td>55</td><td>16</td></tr></tbody></table>							年度	実績	現目標	当初目標	2022	42	15	15	2023	45	42	16	2024	43	50	16	2025	55	55	16
年度	実績	現目標	当初目標																							
2022	42	15	15																							
2023	45	42	16																							
2024	43	50	16																							
2025	55	55	16																							

Ⅱ-3	窓口手数料のキャッシュレス化の検討【総合窓口課】					
施策概要	キャッシュレス決済が普及してきている中、自治体においてもその対応が求められている。 よって、窓口における住民票や戸籍等、証明発行時の手数料を様々な支払い方法への対応として、キャッシュレス決済の導入を検討する。					
2024年度 主な取組と成果	窓口における証明発行等の手数料について、PayPay払いを導入し、選択できるようにした。					
今後の展開	キャッシュレス決済について、PayPay以外の複数業者による支払ができるキャッシュレス決済端末をR7年度に導入予定。また、住民情報システムの標準化にあわせ、税収納のQR対応を進めるほか、その他の公金についても公金収納のデジタル化を進める。					
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価
—		—	—	—	—	—

Ⅱ-4	放課後児童クラブの児童管理等システムの検討【子ども・子育て支援課】					
施策概要	現在、児童の児童クラブへの入室、退室などはシステム化されておらず、支援員において管理している。そこで、児童の管理、保護者との連絡等を行うシステムを導入することで、事務の効率化や支援員の負担軽減を図っていく。 また、児童の情報をスマートフォン等で配信できるシステムとすることで保護者の安心感に繋げていく。					
2024年度 主な取組と成果	インターネット環境整備とシステム導入を同時には行わず、先行してインターネット環境整備の必要経費をR7年度当初予算に計上した。					
今後の展開	R7年度当初にインターネット環境整備を実施し、既に学校現場で導入されている「すぐる」の試行実施を検討する。					
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価
—		—	—	—	—	—

Ⅱ-5		校務支援システムの導入【学校教育課】																			
施策概要		市内小中学校での校務において、児童生徒名簿や出席簿の管理、通知表や指導要録の帳票様式が学校ごとに異なっているため、市内異動の教職員の負担になっている。また、学習指導要領の改訂の度に様式を変更する必要がある。 教育面の学校ICT化が進んでいる中、全校で各種入力方法や出力帳票を統一することで校務を効率化させる。																			
2024年度 主な取組と成果		R6年1月からの仮稼働を経て、4月から本稼働に入った。教職員への操作研修を適宜実施するとともに、先進事例の紹介などを行ってシステム機能を使いこなすモチベーションの高揚につながる機会を設けた。																			
今後の展開		システムの本稼働にともない、1年のサイクルを一通り実施したことによって、さらに校務の改善に寄与できるようなシステムの運用方法の再確認を進めて行く。																			
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価															
【累計】校務システムの全校導入		0校	全校(23校)	全校(23校)	100%	A															
校務システムの全校導入 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実績</th><th>目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>2022</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2023</td><td>25</td><td>25</td></tr><tr><td>2024</td><td>23</td><td>23</td></tr><tr><td>2025</td><td>23</td><td>23</td></tr></tbody></table>							年度	実績	目標	2022	0	0	2023	25	25	2024	23	23	2025	23	23
年度	実績	目標																			
2022	0	0																			
2023	25	25																			
2024	23	23																			
2025	23	23																			

Ⅱ-6		公衆無線LANの活用促進【DX推進課(政策企画課)】																			
施策概要		まちづくりセンターや観光施設など市内39ヵ所に設置している公衆無線LANについては、災害時には防災用に、平常時には集会や観光用等に利用することを目的としている。 今後、災害時に有効に活用できるよう、また普段から市民の方に利用してもらうため、設置個所や使用方法、セキュリティ上の注意等の周知を行い、利用促進を図る。																			
2024年度 主な取組と成果		各拠点のアクセス数がほぼ横ばい傾向である中、浜田市役所三隅支所のアクセス数が前年比163%であった。アクセス数上位5拠点は、JR浜田駅（14,620）、浜田市役所本庁舎（5,336）、アクアみすみ（2,615）、はまだお魚市場（2,354）、浜田市役所弥栄支所（2,194）となっている。																			
今後の展開		引き続き、フリーWi-Fiの存在と利用方法の周知を行っていく。																			
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価															
【単年】Wi-Fiへのアクセス回数		43,300回	55,000回	41,993回	76%	B															
Wi-Fiへのアクセス回数 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実績</th><th>目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>2022</td><td>37,008</td><td>47,000</td></tr><tr><td>2023</td><td>40,699</td><td>51,000</td></tr><tr><td>2024</td><td>41,993</td><td>55,000</td></tr><tr><td>2025</td><td></td><td>60,000</td></tr></tbody></table>							年度	実績	目標	2022	37,008	47,000	2023	40,699	51,000	2024	41,993	55,000	2025		60,000
年度	実績	目標																			
2022	37,008	47,000																			
2023	40,699	51,000																			
2024	41,993	55,000																			
2025		60,000																			

Ⅱ-7	ホームページの見やすさ向上【DX推進課(政策企画課)】																				
施策概要	市の公式ホームページは、行政情報を発信する主要な媒体となっているが、現在のシステムの導入から7年以上が経過した中、知りたい情報が検索しづらい、あるいは掲載内容が見えにくいなど課題も多くある。 よって、検索のしやすさ、見やすさの向上を図るため、システム及びデザインの改修を行う。																				
2024年度 主な取組と成果	正しい情報を速やかに見つけることができるよう、ページの整理やユーザーアンケートのとりまとめ結果の周知を行い、見やすいホームページとなるよう職員の意識向上に努めた。 市内イベントの集約ページ「浜田市イベントカレンダー」の運用開始により、多くのイベント情報の発信を行うことが可能となった。																				
今後の展開	引き続きユーザーアンケートのとりまとめ結果の周知を行うとともに、アクセス数の増加や情報検索の利便性向上を図るため、コンテンツのアクセス数を月ごとや年ごとに確認できるファイルを作成し、周知する。 誰もが投稿可能な「浜田市イベントカレンダー」の周知・活用により、多くの情報発信を行うとともに、アクセス数の増加に努める。																				
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価															
【単年】トップページへのアクセス数（ページビュー数）		4,200,000件	4,350,000件	2,832,341件	65%	B															
トップページへのアクセス数 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実績</th><th>目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>2022</td><td>3,734,228</td><td>4,250,000</td></tr><tr><td>2023</td><td>2,270,380</td><td>4,300,000</td></tr><tr><td>2024</td><td>2,832,341</td><td>4,350,000</td></tr><tr><td>2025</td><td></td><td>4,400,000</td></tr></tbody></table>							年度	実績	目標	2022	3,734,228	4,250,000	2023	2,270,380	4,300,000	2024	2,832,341	4,350,000	2025		4,400,000
年度	実績	目標																			
2022	3,734,228	4,250,000																			
2023	2,270,380	4,300,000																			
2024	2,832,341	4,350,000																			
2025		4,400,000																			

Ⅱ-8	市が保有するデータのオープンデータ化の促進【DX推進課(政策企画課)】																			
施策概要	自治体が持っているデータは、民間事業者などにおいて事業戦略やマーケティングに活用できるものも多い。 市においても、県が運営するオープンデータ関連のサイトを活用しながらデータを公表しているが、引き続き有効活用してもらえるよう積極的にデータの公表に取り組んでいく。																			
2024年度 主な取組と成果	令和6年度は新たに市内医療機関一覧を島根県オープンデータカタログサイトと広島広域都市圏のオープンデータサイトに掲載した。																			
今後の展開	オープンデータの効果的な活用に向けて、引き続き公開できるデータの掲載を庁内で呼びかけていく。																			
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価															
【累計】マップONしまね、オープンデータカタログサイトへの掲載件数	15件	21件	17件	80%	B															
掲載件数 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実績</th><th>目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>2022</td><td>15</td><td>17</td></tr><tr><td>2023</td><td>16</td><td>19</td></tr><tr><td>2024</td><td>17</td><td>21</td></tr><tr><td>2025</td><td>-</td><td>25</td></tr></tbody></table>						年度	実績	目標	2022	15	17	2023	16	19	2024	17	21	2025	-	25
年度	実績	目標																		
2022	15	17																		
2023	16	19																		
2024	17	21																		
2025	-	25																		

Ⅱ-9	保健指導等におけるタブレット端末活用の検討【健康医療対策課】				
施策概要	保健指導などを行う上で、データなどを迅速に表示、また数値ではなく動画を使った「見える化」をすることは、相手にもわかりやすく、また、ペーパーレスによる経費削減につながるなど、とても有効な手段となる。 そうしたことから、タブレット端末の導入による効果的な保健指導や栄養指導に向けて検討していく。				
2024年度 主な取組と成果	島根県と島根大学医学部が共同で作成されている「しまねMAMEインフォ」を使った健康づくりの情報提供等、インターネットを介するものは、ネットワーク環境が必要になるため、健康相談室での利用は難しい状況である。 令和7年度保健事業の委託先として、(株)キャンサーズキャンによる特定保健指導サービスの利用を検討した。				
今後の展開	令和7年度よりグループ相談の申込に関して、ロゴフォームを活用して対象者がネットから申込ができるよう準備していく。(株)キャンサーズキャンによるLINEを使った「健康サポートプログラム」を導入し、効果的な指導に向けて検証を行っていく。 引き続きICT活用による保健指導の事例の導入効果についての研究を行っていく。				
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価
—	—	—	—	—	—

Ⅱ-10		職員情報リテラシーの向上【DX推進課(総務課デジタル推進室)】																			
施策概要		ICT活用には、専門的な知識や技術等が求められるため、適切に理解・解釈・活用する力が必要となる。 そうしたことから、ICTを活用して市の業務の省力化や新たな住民サービスを検討できるように職員研修を実施するなどしながら職員の育成を図っていく。																			
2024年度 主な取組と成果		新規採用研修をはじめ、職員の情報リテラシー向上に資する研修を実施した。また、自治体DX推進計画に基づいた施策実施のための研修を実施した。																			
今後の展開		引き続き、職員の情報リテラシー向上に向けた研修を実施する。また、住民情報システムの標準化に向けた操作研修を実施する。																			
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価															
【単年】職員向け情報関連研修の実施件数		3件	4件	4件	100%	A															
研修の実施件数 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実績</th><th>目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>2022</td><td>5</td><td>4</td></tr><tr><td>2023</td><td>5</td><td>4</td></tr><tr><td>2024</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>2025</td><td>4</td><td>4</td></tr></tbody></table>							年度	実績	目標	2022	5	4	2023	5	4	2024	4	4	2025	4	4
年度	実績	目標																			
2022	5	4																			
2023	5	4																			
2024	4	4																			
2025	4	4																			

Ⅱ-11	業務システムの最適化【DX推進課(総務課デジタル推進室)】																				
施策概要	現在、国では地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進している。 そうしたことで進められている業務システム標準化、共通化の動向を注視しながら、各種システムの新規構築や更新のタイミングにおいて、業務内容、規模、システム構成などを見直し、適切な規模と構成のシステムにすることで、運用効率と費用面で優れた形に最適化する。																				
2024年度 主な取組と成果	国の業務システム標準化、共通化の対象業務のうち、生活保護システムの標準化対応を実施した。																				
今後の展開	国の業務システム標準化、共通化の対象業務のうち、残り19業務の標準化対応を実施する。円滑な移行を見据え、計画的に作業を行う。																				
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価															
【累計】最適化を実施したシステム数		0件	5件	5件	100%	A															
最適化を実施したシステム数 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実績</th><th>目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>2022</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>2023</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>2024</td><td>5</td><td>5</td></tr><tr><td>2025</td><td>5</td><td>5</td></tr></tbody></table>							年度	実績	目標	2022	3	3	2023	4	4	2024	5	5	2025	5	5
年度	実績	目標																			
2022	3	3																			
2023	4	4																			
2024	5	5																			
2025	5	5																			

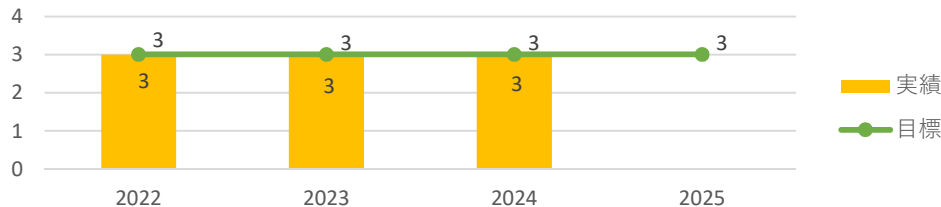
Ⅱ-12	情報システムの耐災害性の向上【DX推進課(総務課デジタル推進室)、消防総務課】																				
施策概要	昨今、気候変動等によるこれまで経験したことのないような事象が多く見られ、市民の生活に多大な影響を及ぼしているため、災害等に対する情報システムの機能の向上は重要となっている。 そうしたことから、情報システムを災害に強い構成に変更することや、バックアップの拡充、災害時に必要となるICT機器の整備など災害を意識した情報システムを整備していく。																				
2024年度 主な取組と成果	住民基本台帳ネットワークシステムの機器更改を実施。マイナンバーカードの更新手続きが増加するため端末を増大し設置した。																				
今後の展開	基幹システムのガバメントクラウド移行に際し、耐災害性を考慮した構成等を検討する。その他、災害に強い「公共安全モバイル」を活用した情報通信ネットワークの構築を目指す。																				
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価															
【累計】災害を意識して情報システムを整備した件数		0件	4件	5件	125%	A															
災害を意識して情報システムを整備した件数 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実績</th><th>目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>2022</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>2023</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>2024</td><td>5</td><td>4</td></tr><tr><td>2025</td><td>-</td><td>5</td></tr></tbody></table>							年度	実績	目標	2022	3	3	2023	4	4	2024	5	4	2025	-	5
年度	実績	目標																			
2022	3	3																			
2023	4	4																			
2024	5	4																			
2025	-	5																			

Ⅱ-13	ICTを活用した業務最適化の推進【行財政改革推進課、DX推進課】																				
施策概要	人口減少やグローバル化、安全・安心の実現など、ますます増大かつ多様化する行政ニーズに対応するためには、現在の業務のやり方を見直し、最新のICTを導入することで、業務の効率化を図り、職員の負担軽減及び生産性向上に取り組んでいく必要がある。 そうしたことから、議事録作成支援システム等をはじめとしたICT活用による業務の最適化を目指す。																				
2024年度 主な取組と成果	議事録作成支援システム導入(全庁) ▲658時間 庁内グループウェアを活用した庶務業務のペーパーレス化の実施																				
今後の展開	議事録作成支援システムの利用促進、啓発に取り組む。加えて、要約機能の周知やシステムの精度向上を目的とした周辺機器の貸出を実施する。全国の自治体で導入が進む生成AIについて、検証導入を早期に実現し、効果検証と課題抽出を踏まえ、全庁的な導入を目指す。																				
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価															
【累計】業務削減時間		0時間/年	1000時間/年	658時間/年	65%	B															
業務削減時間 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実績</th><th>目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>2022</td><td>700</td><td>700</td></tr><tr><td>2023</td><td>640</td><td>1,000</td></tr><tr><td>2024</td><td>658</td><td>1,000</td></tr><tr><td>2025</td><td>-</td><td>1,000</td></tr></tbody></table>							年度	実績	目標	2022	700	700	2023	640	1,000	2024	658	1,000	2025	-	1,000
年度	実績	目標																			
2022	700	700																			
2023	640	1,000																			
2024	658	1,000																			
2025	-	1,000																			

体系Ⅲ(基盤の整備)

情報化を行うための環境の整備

Ⅲ-1	ケーブルテレビとの連携による行政情報の発信【DX推進課(政策企画課)】																				
施策概要	石見ケーブルビジョンの「行政情報チャンネル」、「データ放送」及び自社アプリである「いわみる」は、お悔やみ情報、防災情報、行政情報など様々な情報が市と連携している。 今後も、こうしたケーブルテレビを使った情報発信は市民に向けた情報発信の手段としては有効であることから、市民に向けてより効果的に情報発信できるよう、職員への周知や研修を行っていく。																				
2024年度 主な取組と成果	ケーブルテレビ放送を活用した情報発信の利用促進について、庁内に周知を行った。																				
今後の展開	市民に向けてより効果的に情報発信できるよう、ケーブルテレビ放送の活用について、引き続き職員への周知啓発を行っていく。																				
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価															
【累計】職員研修の4年間の累計回数		1回	3回	3回	100%	A															
職員研修の4年間の累計回数 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実績</th><th>目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>2022</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>2023</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>2024</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>2025</td><td>4</td><td>4</td></tr></tbody></table>							年度	実績	目標	2022	1	1	2023	2	2	2024	3	3	2025	4	4
年度	実績	目標																			
2022	1	1																			
2023	2	2																			
2024	3	3																			
2025	4	4																			

Ⅲ-2	小中学校のICT環境の向上【学校教育課】																				
施策概要	文部科学省が進める「GIGAスクール構想」に伴い、令和2年度に児童生徒及び指導者用端末1人1台端末環境を実現したため、全ての児童生徒が日常的に学校で端末を使うことを想定し、インターネット接続がスムーズに行える環境を整備することが必要である。 これについて、光回線数の増、各種ネットワーク機器増強により急激に増えた通信量に耐えうる学校ネットワークの維持管理を行う。																				
2024年度 主な取組と成果	保守委託業者によるネットワークトラフィックの監視を継続実施しており、すべての学校において、文部科学省が示している学校規模に応じた推奨帯域の数値をクリアしていることを確認している。																				
今後の展開	学校での授業等においてネットワークを利用する機会が増加していることを踏まえ、トラブル等でネットワークが利用できなくなるような事態を未然に防止する保守体制の維持を引き続き行っていく。																				
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価															
【単年】 各校の教育用端末1台当たりの使用帯域を3.0Mbps以上確保		1.0Mbps未満	3.0Mbps以上維持	3.0Mbps以上維持	100%	A															
各校の教育用端末1台当たりの使用帯域																					
 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実績 (Mbps)</th><th>目標 (Mbps)</th></tr></thead><tbody><tr><td>2022</td><td>3.0</td><td>3.0</td></tr><tr><td>2023</td><td>3.0</td><td>3.0</td></tr><tr><td>2024</td><td>3.0</td><td>3.0</td></tr><tr><td>2025</td><td>-</td><td>3.0</td></tr></tbody></table>							年度	実績 (Mbps)	目標 (Mbps)	2022	3.0	3.0	2023	3.0	3.0	2024	3.0	3.0	2025	-	3.0
年度	実績 (Mbps)	目標 (Mbps)																			
2022	3.0	3.0																			
2023	3.0	3.0																			
2024	3.0	3.0																			
2025	-	3.0																			

Ⅲ-3	ラジオ・携帯電話不感地域の解消【DX推進課(政策企画課)】					
施策概要	ラジオや携帯電話については、災害時や緊急時の連絡手段として重要な役割を持っており、どこの地域でも利用できる環境が必要である。 これまで、事業者へ要望するなどしながら不感地域の解消に努めてきたが、宅内における不感に対する意見などもあることから、引き続き、各事業者へ電波の改善要望を行っていく。					
2024年度 主な取組と成果	屋内における電波環境の改善方法として、増幅器（レピーター）や小型基地局（フェムトセル）の設置について、広報やホームページで周知した。 また、県と連携し、携帯電話が利用しにくい地域の解消のため、携帯電話事業者に働きかけを行うなど、必要な措置を講ずるよう国に対し要望を行った。					
今後の展開	屋内における電波環境の改善方法について、引き続き広報やホームページを通じて周知していく。 また、屋外で携帯電話が利用しにくい地域について、県と連携しながら状況把握等に努めるとともに、国に対し必要な措置を講ずるよう引き続き要望していく。					
指標		策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価
—		—	—	—	—	—

Ⅲ-4	地域情報番組の放送による地域間交流の促進【DX推進課(政策企画課)】				
施策概要	石見ケーブルビジョンの番組である「週間タウン情報」では、地域で活躍する人や地域活性化に向けた行事等に焦点をあてた地域番組として放送されている。 現在、三隅地域のみを対象地域としているが、今後、浜田市全域を取材区域として広げ、各地域間の交流につながる情報となるよう展開させていく。				
2024年度 主な取組と成果	地域の催し、活動や取り組みなどにスポットを当てた地域情報番組「マイタウンはまだ」を制作し放映を行った。 令和6年度は51番組の制作・放映を行うことで地域間交流の活性化や地域愛の醸成を図った。				
今後の展開	より幅広い世代が興味を引くような番組となるよう石見ケーブルビジョンと協議しながら内容の改善等を図っていく。				
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価
—	—	—	—	—	—

Ⅲ-5	高速情報通信基盤の構築【DX推進課(政策企画課)】																								
施策概要	市内ケーブルテレビの回線を光化する工事について、令和3年度に幹線工事を行い、令和4年度から4年間のうちに各宅内への引込工事を行っていく。 令和7年度には全てのケーブルテレビ加入者が光回線に移行できるように、工事の周知とともに切替への理解を得ていく。併せて、加入率の向上に取り組んでいく。																								
2024年度 主な取組と成果	令和5年度に引き続き、金城・旭・弥栄地域の宅内引込工事に併せて、インターネット未契約者に対し加入を勧めた結果、前年度と比較して契約者数が増加した。（浜田381件、金城51件、旭58件、弥栄8件、三隅95件、合計593件の増）																								
今後の展開	宅内引込工事については、令和6年度に概ね全ての工事が完了した。 令和7年度も新たなインターネット契約加入者を促進するための取り組みを引き続き行う。																								
指標	策定時 現状値 (2020年度)	目標 (2024年度)	実績 (2024年度)	達成率 (%)	評価																				
【累計】ケーブルテレビインターネット加入 件数	3,650件	5,000件	5,441件	108%	A																				
ケーブルテレビインターネット加入件数 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実績</th><th>現目標</th><th>当初目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>R4</td><td>4,311</td><td>3,790</td><td>3,790</td></tr><tr><td>R5</td><td>4,848</td><td>4,370</td><td>3,860</td></tr><tr><td>R6</td><td>5,441</td><td>5,000</td><td>3,930</td></tr><tr><td>R7</td><td>5,200</td><td>5,200</td><td>4,000</td></tr></tbody></table>						年度	実績	現目標	当初目標	R4	4,311	3,790	3,790	R5	4,848	4,370	3,860	R6	5,441	5,000	3,930	R7	5,200	5,200	4,000
年度	実績	現目標	当初目標																						
R4	4,311	3,790	3,790																						
R5	4,848	4,370	3,860																						
R6	5,441	5,000	3,930																						
R7	5,200	5,200	4,000																						

令和7年度以降の取組計画について

体系Ⅰ（地域の情報化）

元気で魅力的なまちづくりのための情報化

I -15	スマートフォンを活用した利便性の高い手続環境の実現【DX推進課】
施策概要	多くの世代が利用するスマートフォンを通じて、市民生活に関連する申請手続きや施設予約などを一元化する仕組みを構築し、市民の方がアクセスしやすい情報環境を目指す。令和7年度は、サービス提供事業者等の調査研究を進めるとともに、スマートロックと連携した公共施設予約システムの調査研究も進め、住民利便性の向上を図る。

I -16	eスポーツによるデジタル人材育成の推進【DX推進課】
施策概要	企業版ふるさと寄付金を活用し、eスポーツを通じて次世代を担う若年層のデジタルリテラシーの向上に向けた、プログラミング教室、イベント等を開催する（令和7年度から令和9年度の3か年事業）。

体系Ⅱ（行政の情報化）

みんなに優しい市民サービスのための情報化

Ⅱ -14	スマート窓口の構築【総合窓口課】
施策概要	本庁担当部署と支所をオンライン（テレビ会議）形式でつなぎ、支所にいる市民と本庁の担当職員が直接相談等の対応を行うことができる環境を高知s区、市民の移動負担の軽減、市民サービスの平準化、職員対応の効率化を行い、市民サービスの維持向上を図る。その他、「書かない窓口」、「待たせない窓口」等の実現に向けた取り組みを進める。

Ⅱ -15	庁内業務のペーパーレス化【DX推進課、総務課】
施策概要	会議運営の効率化を図るため、令和7年度12月頃を目途に、部長級等の業務端末（パソコン）をデスクトップ型からノート型へ切り替え、庁議室、講堂に庁内無線ネットワーク環境を構築し、ペーパーレス会議運用を開始する。 ペーパーレス環境のインフラとして、内部事務や文書管理の効率化のため、電子決裁、文書管理システムの導入を進めます。令和7年度については、事例研究を行う。

浜田市災害情報 Web システム導入業務の経過報告について

浜田市災害情報 Web システムは、災害や避難所情報の収集と共有、避難情報の発令判断支援、備蓄管理など、ICT 技術を活用して災害応急対策をより高度に行う目的で導入するものです。

1 次期防災情報システムとの分割発注について

次期防災情報システムは、防災行政無線の更新が主な業務であるため災害情報 Web システムと一体的に発注した場合、災害情報 Web システムの選択肢を狭めることになります。分割発注により初期費用及び維持管理費の低減を図ることができました。

2 導入の経過及び予定

年月日	内容	備考
令和 7 年 9 月 18 日 (木)	参加事業者募集開始	公募型プロポーザル方式
11 月 13 日 (木)	選定委員会開催	委員：総務部長、防災自治課長等
12 月 1 日 (月)	契約	
令和 8 年 5 月 29 日 (金)	納品 (予定)	

3 次期防災情報システム整備事業費の状況

(単位：千円)

内 容	金 額	落札額	令和7年度	令和8年度
令和 7 年当初予算	1, 189, 259	－	1, 189, 259	
債務負担行為の状況	1, 327, 636	－	－	1, 327, 636
予算額合計	2, 516, 895	－	－	－
次期防災情報システム設計額	2, 471, 931	1, 953, 270	859, 439	1, 093, 831
災害情報 Web システム上限価格	29, 700	29, 700	0	29, 700
事業費合計	2, 501, 631	1, 982, 970	859, 439	1, 123, 531

4 災害情報 Web システムの概要

- (1) 決定業者名 アジア航測株式会社
- (2) 決定額 29, 700 千円 (税込み)
- (3) 維持管理費 15, 400 千円/5 年間 (税込み) 3, 080 千円/年 (税込み)
- (4) 稼働要件 ①ASP 方式、②通信はインターネット回線及び LGWAN 回線
- (5) 機能要件 ①災害地図機能、②災害情報管理機能、③避難所運営機能、
④備蓄品管理機能、⑤発令情報収集機能、⑥発令判断支援機能
⑦発令情報配信機能、⑧防災タイムライン機能、
⑨防災クロノロジー機能、⑩住民向け防災ポータル機能

【裏面につづく】

5 主な機能の説明

8. 避難所運営機能

- ✓ 充実した避難状況管理機能により**感染症対策等で複雑化している避難所運営業務を効率化**
- ✓ 避難所運営一覧、避難所毎の詳細画面により、**一目でライフラインや混雑の状況を把握**
- ✓ **避難所状況、物資要請等を簡単に閲覧・報告できる専用モバイルサイト**を提供

避難所管理

災害対策本部

ALANDIS+ 避難所運営

避難所の開設状況、収容者数、インフラ状況等を**一覧で確認・出力が可能**

地図上でも開閉状況の確認が可能

チャット機能

本部、他避難所等とチャットで情報共有が可能

避難者登録機能

避難者の登録・検索が可能

避難所

収容可能人数等をリアルタイム表示

開設状況の登録

避難者数等の運営報告を登録。履歴も自動保存

物資要請機能

本部や拠点に対して物資要請が可能

物資要請の優先度・状態（対応済・対応中）を管理

モバイルサイト

避難所の開設、避難者数の定期報告が可能

9. 防災備蓄管理機能

- ✓ 備蓄物資・救援物資は備蓄拠点ごとに「**入庫・移動・配布/廃棄・棚卸**」で数量管理
- ✓ 在庫管理表として**Excelファイルで出力し、Excel上で修正、その結果を取り込みデータ更新が可能**
- ✓ 内閣府「**物資調達・輸送調整等支援システム**」と項目を整合させており、簡単にデータの入出力が可能
- ✓ 物資状況確認、「**入庫・異動・配布/廃棄・棚卸**」が報告できる**専用モバイルサイト**を提供

ALANDIS+ 防災備蓄管理

備蓄品一覧 備蓄品グラフ 物資要請状況 履歴 避難所運営

入庫 移動 配布/廃棄 棚卸 物資要請 在庫管理表出力 在庫管理表入力 支店物資投入 支店物資投入用Excelダウンロード

入庫	移動	配布/廃棄	棚卸	物資要請	在庫管理表出力	在庫管理表入力	支店物資投入	支店物資投入用Excelダウンロード	
本部	本部	本部	電化製品	消耗品・コード	LEDランタン	備	10	未設定	棚卸済
本部	本部	本部	食料	主食類（米・パン等）	おにぎり（個）	備	2000	-	棚卸済
本部	本部	本部			ひじきにぼん	食	0	未設定	棚卸済
本部	本部	本部			ヘッドライト	備	0	未設定	棚卸済
本部	本部	本部			ポット（個・組）	備	0	未設定	棚卸済
本部	本部	本部			わかめごはん	食	0	未設定	棚卸済
本部	本部	本部			エコロジー食器セット	枚	0	未設定	棚卸済
本部	本部	本部			カセットコンロ	台	0	未設定	棚卸済
本部	本部	本部			カセットコンロ用ボンベ	人分	0	未設定	棚卸済
本部	本部	本部			カセットボンベガスヒーター	備	0	未設定	棚卸済

達成率（●0~29% ■30~69% ■70~99% ■100%）

アルパイン アルフ化米（1食用） アルフ化米（50食用） アルフ化米（10食用） カプラー（個） カンパン サイバールーズ ビスコット 餅つき PMHはライオ

入出庫の作業を記録することが可能

一目で足りない物資を把握することが可能

大量な物資移動はExcelで一括更新

モバイルサイト

移動指示に対する報告を入力

浜田港の海上自衛隊艦艇物資補給基地活用の要望活動について

浜田市、浜田市議会、浜田商工会議所及び石中央商工会では、浜田港の有効利用に加えて経済効果の観点から、浜田港の海上自衛隊艦艇物資補給基地としての活用について、平成 26 年度から要望活動を行っています。

今年度で 11 回目となる要望活動を防衛省、地元選出国会議員に対して行いましたので、次のとおり報告します。

1 要望月日及び要望先

令和 7 年 11 月 13 日（木） 防衛大臣他 7 名、地元選出国会議員

2 要望者及び要望先対応者（敬称略）

《要望先対応者》			
防衛省			
大臣官房審議官	寺田	広紀	
海上幕僚副長	八木	浩二	
地元選出国会議員			
衆議院議員	高見	康裕	(本人)
衆議院議員	亀井亜	希子	(本人)
参議院議員	青木	一彦	(秘書)
参議院議員	出川	桃子	(秘書)
参議院議員	舞立	昇治	(秘書)
参議院議員	藤井	一博	(本人)
青木事務所			(秘書)
《要望者》			
浜田市	市長	三浦	大紀
浜田市議会	議長	澁谷	幹雄
浜田商工会議所	副会頭	今井	久晴
石中央商工会	会長	田中	昌昭



大臣官房審議官 寺田 広紀



海上幕僚副長 八木 浩二

大臣官房審議官 寺田 広紀

海上幕僚副長 八木 浩二

3 防衛省の回答要旨

- ・ ミサイル艇「うみたか」ほか、海上自衛隊艦艇が寄港させていただいていることに感謝している。
- ・ 人員が限られているので既存の基地の有効活用を進めている。
- ・ 浜田港は今後とも広報、補給のために利用させていただきたい。

浜田市第 2 期公共施設再配置実施計画

(令和 4 年度 ～ 令和 8 年度)

【別 冊（令和 7 年度版）】

令和 4 年 3 月 計画策定

令和 4 年 12 月 別冊（令和 4 年度版）

令和 5 年 11 月 別冊（令和 5 年度版）

令和 6 年 12 月 別冊（令和 6 年度版）

令和 7 年 12 月 別冊（令和 7 年度版）

浜 田 市

目次

令和 6 年度の進捗状況について	2
1 総括	2
2 令和 6 年度の実績について	2
3 令和 7 年度以降の取り組みについて	2
4 令和 6 年度の進捗状況	3
(1) 進捗状況まとめ（令和 7 年 3 月 31 日時点）	3
(2) 進捗状況（項目別）（令和 7 年 3 月 31 日時点）	3
5 令和 6 年度の取り組み実績について	5
6 令和 7 年度以降の主な取り組みについて	6
【参考】令和 7 年度以降の計画変更等	7
7 施設別計画（令和 7 年 3 月 31 日時点）	8
1 浜田市第 2 期公共施設再配置実施計画の策定方針	9
(1) 第 2 期公共施設再配置実施計画の対象施設	9
(2) 構造別耐用年数及び大規模改修時期（試算等の目安）	9
(3) 第 2 期再配置計画の施設別計画（全施設・分類別）	10

令和 6 年度の進捗状況について

1 総括

この度、浜田市総合振興計画の計画期間の延長に伴い、総合振興計画の下位計画にあたる現行の浜田市行財政改革大綱も 1 年延長します。合わせて浜田市公共施設再配置実施計画の第 2 期計画期間も 4 年間から 5 年間で延長し、今年度は 4 年目を迎えることとなります。

令和 6 年度末時点での一般会計の公共建築物の延床面積は 342,592 m²となり、令和 5 年度末時点から約 22,000 m²と大きく減少となります。

しかしながら、令和 7 年度における削減予定面積は、約 2,100 m²であり、今後の削減予定面積から見て分かるとおり、現時点で大きく削減が見込める案件が少なくなっている状況です。

そのため、計画の進捗に課題がある施設や対応が先送りになっている施設の早期解決に取り組み、削減目標の達成に向けて計画の着実な履行を行う必要があります。

2 令和 6 年度の実績について

雲雀丘小学校の原井小学校への統合及び第四中学校の第三中学校への統合による用途廃止、雲雀丘小学校の統合による放課後児童クラブ統合、各雇用促進住宅の民間譲渡、その他、地域定住住宅及び災害公営住宅の民間譲渡及び用途廃止を行いました。

なお、令和 6 年度に関しては、新規整備等に伴う面積の増加はありませんでした。

3 令和 7 年度以降の取り組みについて

今後、国民宿舎千畳苑・リフレパークきんたの里・森の公民館の民間譲渡、浜田市美又温泉美肌観光拠点施設の新設に伴う美又温泉国民保養センターの廃止、金城支所庁舎等の再配置に伴う複合化などの取り組みを進めてまいります。

4 令和 6 年度の進捗状況

(1) 進捗状況まとめ（令和 7 年 3 月 31 日時点）

- ① 対象施設数 248 施設（計画策定時 233 施設。+15 施設）
- ② 実績（令和 7 年 3 月 31 日時点の累計値）
- ・計画終了の施設数 33 施設 【延長前】（達成率 71.7%）
【延長後】（達成率 56.8%）
 - ・削減面積 27,455 m² 【延長前】（達成率 94.2%）
【延長後】（達成率 74.2%）
 - ・将来更新投資額の削減額 8,838 百万円 【延長前】（達成率 92.9%）
【延長後】（達成率 68.6%）
 - ・維持管理費の削減額 72,398 千円 【延長前】（達成率 44.9%）
【延長後】（達成率 30.6%）

※ 各指標の達成率は、以下の計算式のとおりです。

【延長前】

令和 6 年度の実績累計値 ÷ 令和 7 年度の計画累計値 × 100



【延長後】

令和 6 年度の実績累計値 ÷ 令和 8 年度の計画累計値 × 100

(2) 進捗状況（項目別）（令和 7 年 3 月 31 日時点）

① 計画項目数の推移（単位：施設）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
計画	当初計画	-	10	32	20	8	163	
	R4計画	-	11	32	22	11	162	
	R5計画	-	7	30	22	10	169	
	R6計画	-	11	11	23	30	168	
	R7計画	-	11	11	11	13	12	190
	累計	-	11	22	33	46	58	248
実績	項目数	5	9	8	11			
	累計	-	14	22	33			

② 延床面積の削減計画、公共施設延床面積の推移

(単位:㎡)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
計画	当初計画	-	▲673	▲6,705	▲22,871	▲8,220	▲71,597	
	R4計画	-	▲528	▲4,020	▲27,881	▲7,820	▲67,979	
	R5計画	-	▲904	▲4,465	▲27,585	▲8,862	▲68,018	
	R6計画	-	▲904	▲3,267	▲23,884	▲4,314	▲77,082	
	R7計画	-	▲904	▲3,267	▲22,853	▲2,097	▲7,851	▲69,752
	累計	-	▲904	▲4,171	▲27,024	▲29,121	▲36,972	▲106,724
	延床面積の推移	370,047	369,143	365,876	343,023	340,926	333,075	263,323
実績	延床面積	▲619	▲1,015	▲3,484	▲22,337			
	累計	-	▲1,634	▲5,118	▲27,455			
	延床面積の推移	369,428	368,413	364,929	342,592			

③ 将来更新投資額の削減額

(単位:百万円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
計画	当初計画	-	▲186	▲1,852	▲8,989	▲2,051	▲19,123	
	R4計画	-	▲108	▲710	▲9,924	▲1,984	▲18,348	
	R5計画	-	▲195	▲776	▲9,882	▲2,255	▲18,171	
	R6計画	-	▲195	▲429	▲8,466	▲993	▲21,409	
	R7計画	-	▲195	▲429	▲8,288	▲598	▲3,361	▲17,517
	累計	-	▲195	▲624	▲8,912	▲9,509	▲12,870	▲30,387
実績	将来更新投資額	▲130	▲61	▲359	▲8,288			
	累計	-	▲191	▲550	▲8,838			

④ 維持管理費の削減額

(単位:千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
計画	当初計画	-	▲156	▲16,869	▲72,286	▲75,765	▲97,536	
	前年比		▲156	▲16,713	▲55,417	▲3,479	▲21,771	
	R4計画	-	▲14,413	▲16,869	▲77,124	▲101,640	▲123,411	
	前年比		▲14,413	▲2,456	▲60,255	▲24,516	▲21,771	
	R5計画	-	▲156	▲16,869	▲76,767	▲101,283	▲123,411	
	前年比		▲156	▲16,713	▲59,898	▲24,516	▲22,128	
	R6計画	-	▲156	▲15,543	▲73,391	▲76,468	▲123,411	
	前年比		▲156	▲15,387	▲57,848	▲3,077	▲46,943	
	R7計画	-	▲156	▲15,543	▲72,398	▲73,100	▲74,653	▲123,446
	前年比		▲156	▲15,387	▲56,855	▲702	▲1,553	▲48,793
実績	累計	-	▲156	▲15,699	▲88,097	▲161,197	▲235,850	▲359,296
	維持管理費	-	▲156	▲15,387	▲56,855			
	累計	-	▲156	▲15,543	▲72,398			

5 令和6年度の取り組み実績について

項番	年度	通番 (注1)	施設名称	概要	面積増減	将来更新 投資額(注2)
1	R6	38	和田まちづくりセンター (プール専用附属屋) (注3)	【時期：R8以降→R6】 用途廃止(解体)	▲30m ²	▲4,320千円
2	R6	84	雲雀丘小学校	令和6年4月1日で条例廃止、普通財産化	▲2,316m ²	▲485,838千円
3	R6	91	第四中学校	令和6年4月1日で条例廃止、令和6年度中に解体予定	▲2,634m ²	▲438,684千円
4	R6	140	三保分団湊浦班消防ポンプ車庫	用途廃止(解体)	▲35m ²	▲1,673千円
5	R6	167	災害公営住宅(川本)	【時期：R8以降→R6】 用途廃止(解体)	▲75m ²	▲12,853千円
6	R6	169	雇用促進住宅小福井団地	令和6年4月1日で条例廃止、民間譲渡	▲3,300m ²	▲1,376,323千円
7	R6	170	雇用促進住宅内田団地	令和6年4月1日で条例廃止、民間譲渡	▲3,993m ²	▲1,671,257千円
8	R6	171	雇用促進住宅国府団地	令和6年4月1日で条例廃止、民間譲渡	▲5,253m ²	▲2,170,573千円
9	R6	172	雇用促進住宅金城団地	令和6年4月1日で条例廃止、民間譲渡	▲4,942m ²	▲2,075,688千円
10	R6	176	市木住宅	用途廃止(解体)	▲60m ²	▲10,320千円
11	R6	204	向野田住宅(C棟)(注3)	【時期：R8以降→R6】 令和7年3月議会で条例改正(用途廃止)。用途廃止後は公募売却予定。	▲177m ²	▲30,246千円
12	R6	215	杉の森運動公園	用途廃止(解体)	▲12m ²	▲2,640千円
13	R6	243	若潮学級	令和6年3月末の雲雀丘小学校の統合に伴い、廃止	▲50m ²	▲7,128千円
14	R6	-	その他面積錯誤等		+541m ²	-
合計			施設数増減	▲11	▲22,337m ²	▲8,287,543千円

(注1) 【施設別計画】における通番

(注2) 将来の更新負担に係る試算値

(注3) 棟のみの廃止、譲渡・貸付のため施設数にはカウントしない

6 令和7年度以降の主な取り組みについて

項番	年度	通番 (注1)	施設名称	概要	面積増減	将来更新 投資額(注2)
1	R7	73	エクス和紙の館	令和7年3月末の指定管理期間満了に伴い、令和7年4月から普通財産	▲950m ²	▲273,888千円
2	R7	34	雲城まちづくりセンター	【複合化】 庁舎等の再配置により、令和7年4月1日にさんあいホーム内に移転	▲35m ²	▲10,250千円
3	R7	116	高齢者生活福祉センター（さんあいホーム）	【複合化】 令和7年4月1日にさんあいホーム内に雲城まちづくりセンター移転による複合化	-	-
4	R7	2	みどりかいかん ※	【複合化】 1階を庁舎、2階をみどりかいかんとする複合化施設に改修予定	-	-
5	R8	121	金城支所庁舎	みどりかいかん1階に移転し、令和8年度に解体予定	▲2,128m ²	▲685,816千円
6	R8	61	国民宿舎千畳苑	プロポーザル方式選定審査会での選定結果に基づき、優先交渉権者を決定し、契約締結に向けて協議中	▲3,877m ²	▲1,635,899千円
7	R8	238	石見まちづくりセンター長沢サブセンター	【時期：R7→R8】 令和8年4月に運用開始予定	+428m ²	+71,476千円
8	R9以降	63	森の公民館	【時期：R7→R9以降】 民間譲渡に向けて協議中	▲380m ²	▲68,660千円
9	R9以降	64	リフレパークきんたの里	民間譲渡に向けて協議中	▲2,661m ²	▲1,133,794千円
10	R9以降	65	美又温泉国民保養センター	令和8年3月末に営業終了し、廃止予定	▲2,806m ²	▲1,195,245千円
11	R9以降	112	美川幼稚園（やまばと学級）	美川小学校新築建替え後、小学校へ移転予定	▲447m ²	▲64,844千円
12	R9以降	122	美川小学校	美川小学校新築建替えによる、旧校舎の解体を予定	▲2,200m ²	▲10,532千円
13	R9以降	241	浜田市美又温泉美肌観光拠点施設	令和8年12月に完成・運用開始予定	+1,300m ²	+217,100千円
14	R9以降	248	美川小学校（新校舎）	令和9年4月に開校予定	+3,201m ²	+925,089千円

(注1) 【施設別計画】における通番

(注2) 将来の更新負担に係る試算値

※原則、年度、通番の順で表示していますが、施設の改廃等が分かりやすいよう一部並び替えています。

【参考】令和7年度以降の計画変更等

項番	年度	通番 (注1)	施設名称	概要	面積増減	将来更新 投資額 (注2)
1	R7	132, 133	木田分団消防ポンプ車庫 (2施設)	【方針：単独建て替え→統廃合】	▲9m ²	▲1,755千円
2	R7	138～ 142 (注3)	三保分団消防ポンプ車庫 (4施設)	【時期：R6→R7】	▲18m ²	▲3,331千円
3	R8	238	石見まちづくりセンター長沢サブセンター	【時期：R7→R8】 令和8年4月に運用開始予定 ※計画値+400m ² 計上済み	+28m ²	+4,676千円
4	R8	185, 195, 197	地域定住住宅 (3施設)	【時期：R7→R8】 入居者等譲渡予定	▲323m ²	▲55,555千円
5	R9以降	51	サン・ビレッジ浜田 (アイススケート場)	【時期：R6→R9以降】 方針決定、方針に関する基本計画策定業務を実施予定	-	-
6	R9以降	76、77	山ノ内農作業管理休養施設旭豊1号館、2号館	【時期：R7→R9以降】 有償貸付に向けて協議	▲409m ²	▲58,824千円
7	R9以降	128	国分分団1.2班消防ポンプ車庫	【方針：単独建て替え→統廃合】	▲10m ²	▲1,646千円
8	R9以降	130, 131	波佐分団消防ポンプ車庫 (2施設)	【方針：単独建て替え→統廃合】	▲28m ²	▲5,425千円
9	R9以降	134	安城分団3班消防ポンプ車庫	【方針：単独建て替え→統廃合】	▲7m ²	▲1,362千円
10	R9以降	135～ 137	岡見分団消防ポンプ車庫 (3施設)	【方針：単独建て替え→統廃合】	▲26m ²	▲4,850千円
11	R9以降	163	都川団地	【時期：R6→R9以降】 入居者等譲渡予定	▲166m ²	▲23,963千円
12	R9以降	165	災害公営住宅 (岡見)	【時期：R6→R9以降】 入居者等譲渡予定	▲65m ²	▲11,218千円
13	R9以降	177～ 203 (注4)	地域定住住宅 (19施設)	【時期：R6・R7→R9以降】 入居者等譲渡予定	▲2,725m ²	▲468,758千円
14	R9以降	246	グリーンハイツ	島根県住宅供給公社より建設当時の建物譲渡契約に基づき譲与。民間事業者への譲渡を検討。	▲193m ²	▲29,573千円
15	R9以降	247	ニュー旭ヶ丘 (地域定住住宅)	同上	▲267m ²	▲32,639千円

(注1) 【施設別計画】における通番

(注2) 将来の更新負担に係る試算値

(注3) 140を除く

(注4) 179、185、186、191、192、195、197、198を除く

【施設別計画（令和 7 年 3 月 31 日時点）】

1 浜田市第 2 期公共施設再配置実施計画の策定方針

(1) 第 2 期公共施設再配置実施計画の対象施設

令和 7 年 3 月 31 日時点で市が保有しているハコモノ施設（使用料等を更新財源とする特別会計の施設を除いた行政財産）のうち、**以下①～④の施設**を対象とします。ただし、施設別方針が廃止の場合を除き、延床面積が 50 m²未満の棟のみで構成される施設は対象から除外します。

- ① **令和 3 年 10 月 1 日時点**で耐用年数(注)を経過している棟を含む施設
- ② 行財政改革大綱最終年（令和 8 年度末）以前に耐用年数を経過する棟を含む施設及び大規模改修時期を迎える棟を含む施設（残存期間 10 年以上）
- ③ 「施設別方針」が廃止・民間譲渡（移管）・入居者譲渡・地元譲渡（いずれも普通財産無償貸付の弾力的運用の検討対象施設を含む。）の施設
- ④ 耐用年数を待たずとも前倒しで統廃合や複合化を検討する施設（令和 8 年度末までに検討する施設）

(2) 構造別耐用年数及び大規模改修時期(試算等の目安)

計画策定における将来更新投資額試算等の目安として、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」に基づき、構造別に耐用年数を設定しています。

ただし、施設の使用期間等については、建物の使用環境、使用頻度、維持管理の状況、構造や材質、建物の用途などの条件により施設ごとに異なるため、実際の改修や更新の時期と計画上の時期は、異なる場合があります。

構 造	略 称	耐用年数	大規模改修時期
鉄骨造	S 造	4 0 年	実施しない
鉄筋コンクリート造	R C 造	6 0 年	3 0 年目
鉄骨・鉄筋コンクリート造	S R C 造	6 0 年	3 0 年目
木造	W 造	4 0 年	実施しない
コンクリートブロック造	C B 造	6 0 年	3 0 年目

(3) 第 2 期公共施設再配置実施計画の施設別計画(全施設・分類別)

次ページ以降

■ 凡例

取組終了済み項目
当該年度に取組が終了した項目
今後の取組予定、計画変更等
実績、進捗状況等

施設概要						時期・方針			進捗状況
通番	施設NO	施設名称	建築年 (西暦)	構造	延床面積	第2期時期	施設別方針	再配置実績	【第2期 計画概要】 実績概要・進捗状況
1	285	日脚和泉集会所	1980	鉄筋コンクリート (60年)	153㎡	R9以降	単独建替え		【耐用年数到来後の単独建替えに向けて老朽箇所の大規模修繕を行う。】 ◆R4末時点:施設老朽化に伴い、屋上防水改修を検討 ◆R5末時点:令和6年度の屋上防水工事実施に向けて所要経費の予算措置をおこなった。 ◆R6末時点:進捗なし。
2	336	みどりかいかん	1977	鉄筋コンクリート (60年)	1,301㎡	R7	複合化		【庁舎も含めた複合化について検討を行う。】 ◆R4末時点:12月再配置方針の決定(みどりかいかんと庁舎との複合化) ◆R5末時点:金城支所周辺施設整備事業により、1階に支所を移転する。 ◆R6末時点:みどりかいかん1階の雲城まちづくりセンターをさんあいホームへ移転した。また、みどりかいかん改修工事の実施設業務を委託し、令和7年度に繰り越した。(令和7年5月に完了予定)
3	400	木田生活改善センター(木田まちづくりセンター)	1973	鉄骨(40年)	362㎡	R9以降	複合化		【耐用年数は経過しているが、今後も使用できる状態であり、その都度小修繕を行っている。建物の状態を踏まえ大規模改修の際に規模縮小での改修を検討する。】
4	413	市木生活改善センター(市木まちづくりセンター)	2003	鉄骨(40年)	394㎡	R9以降	複合化		同上
5	108	多目的研修集会施設(弥栄会館)	1983	鉄筋コンクリート (60年)	1,484㎡	R9以降	複合化		【弥栄支所庁舎の移転先として、施設の複合化について検討を行う。】 ◆R4末時点:弥栄支所庁舎のあり方について、支所内で検討会を開催した。今後、施設整備にあたり、複合化を含めて検討していく。 ◆R5末時点:弥栄支所庁舎の在り方を検討する中で、複合化先としての一つとして検討を重ねている。 ◆R6末時点:弥栄支所庁舎の移転先及び複合化先の一つとして検討を行っている。
6	548	三隅中央会館	1986	鉄筋コンクリート (60年)	1,503㎡	R9以降	複合化		【当面の間、現状活用し、耐用年数到来までに方針決定を行う。】
7	552	井野地区多目的研修集会施設みのり会館	1984	鉄骨(40年)	394㎡	R9以降	廃止(耐用年数経過後)		【耐用年数経過後の廃止に向け地域側と協議を行う。】
8	553	大谷地区活性化施設八幡センター	1995	鉄骨・鉄筋コンクリート (60年)	366㎡	R9以降	廃止(耐用年数経過後)		同上
9	252	石央文化ホール	1994	鉄筋コンクリート (60年)	5,690㎡	R9以降	複合化		【計画的に老朽箇所の大規模改修を行う。】 ◆R6末時点:老朽化している外壁改修工事実施のため、令和6年度に外壁調査業務委託を行った。その結果を基に外壁改修工事費の予算を計上(令和7年度・8年度)。また、屋上防水工事費について予算を計上(令和7年度)。
10	598	金城図書館	1986	鉄筋コンクリート (60年)	264㎡	R9以降	複合化		【複合化に向けて引き続き検討していく。複合化決定までの間は随時改修を行う。】
11	255	浜田城資料館	1907	木(40年)	549㎡	R9以降	廃止(保存終了後)		【令和2年10月から浜田城資料館として活用。建物は歴史的建造物であることから改修は必要最小限に留め、保存に努める。】
12	253	浜田郷土資料館	1960	鉄筋コンクリート (60年)	479㎡	R9以降	統廃合		【浜田郷土資料館、旭歴史民俗資料館、弥栄郷土資料館展示室、三隅歴史民俗資料館の統廃合を検討する。】 ◆R5末時点:旭歴史民俗資料館、弥栄郷土資料館展示室、三隅歴史民俗資料館との統廃合ではなく、これら以外の既存施設との複合化(併設)による建替え整備を検討する。 ◆R6末時点:石見神楽保存伝承拠点の検討状況と関連するため保留。
13	376	金城民俗資料館	1973	鉄筋コンクリート (60年)	268㎡	R9以降	統廃合		【金城民俗資料館、金城歴史民俗資料館は2館による統廃合を検討する。】
14	377	金城歴史民俗資料館	1978	木(40年)	174㎡	R9以降	統廃合		同上
15	418	旭歴史民俗資料館	1981	鉄筋コンクリート (60年)	387㎡	R9以降	統廃合		【浜田郷土資料館、旭歴史民俗資料館、弥栄郷土資料館展示室、三隅歴史民俗資料館の統廃合を検討する。】 ◆R5末時点:浜田郷土資料館との統廃合ではなく、郷土資料の保管施設として利用を検討する。 ◆R6末時点:石見神楽保存伝承拠点の検討状況と関連するため保留。
16	514	弥栄郷土資料展示室	1939	木(40年)	255㎡	R9以降	統廃合		同上
17	524	三隅歴史民俗資料館	1979	鉄筋コンクリート (60年)	406㎡	R9以降	統廃合		同上

施設概要						時期・方針			進捗状況
通番	施設NO	施設名称	建築年 (西暦)	構造	延床面積	第2期時期	施設別方針	再配置実績	【第2期 計画概要】 実績概要・進捗状況
18	238	浜田まちづくりセンター	1991	鉄筋コンクリート (60年)	787㎡	R9以降	複合化		【まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日) 結果を踏まえての対応とする。】 ◆R4末時点:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者 や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を 進めた。 ◆R5末時点:まちづくりセンターの評価・検証結果を踏まえて、施設設置の目的が引 き続き達成できるよう検討を進める。 ◆R6末時点:施設及び設備の老朽化が進んでおり、小規模修繕により維持・管理対 応をしている。
19	231	石見まちづくりセンター	1987	鉄筋コンクリート (60年)	577㎡	R9以降	複合化		同上
20	232	石見まちづくりセンター宇 津井分館	1952	木(40年)	230㎡	R9以降	地元譲渡		同上
21	240	石見まちづくりセンター長 見分館	1993	木(40年)	167㎡	R9以降	地元譲渡		同上
22	590	石見まちづくりセンター後 野分館	1959	木(40年)	909㎡	R9以降	地元譲渡		同上
22	590	石見まちづくりセンター後野 分館 (屋内体育館)	1959	木(40年)	190㎡	R4終了	単独建替え	解体	◆R4実績:令和4年度の建替えに向けた解体。
23	591	石見まちづくりセンター佐 野分館	1983	木(40年)	1,804㎡	R9以降	地元譲渡		【まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日) 結果を踏まえての対応とする。】 ◆R4末時点:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者 や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を 進めた。 ◆R5末時点:まちづくりセンターの評価・検証結果を踏まえて、施設設置の目的が引 き続き達成できるよう検討を進める。 ◆R6末時点:施設及び設備の老朽化が進んでおり、小規模修繕により維持・管理対 応をしている。
24	600	石見まちづくりセンター細 谷分館	2016	木(40年)	180㎡	R9以降	地元譲渡		同上
25	241	長浜まちづくりセンター	1995	鉄筋コンクリート (60年)	611㎡	R9以降	複合化		同上
26	237	大森まちづくりセンター	1985	鉄筋コンクリート (60年)	149㎡	R9以降	複合化		同上
27	233	美川まちづくりセンター	1990	鉄骨・鉄筋 コンクリート (60年)	625㎡	R9以降	複合化		同上
28	234	美川まちづくりセンター西 分館	1955	木(40年)	490㎡	R9以降	地元譲渡		同上
29	235	美川まちづくりセンター東 分館	1952	木(40年)	188㎡	R9以降	地元譲渡		同上
30	244	国府まちづくりセンター宇 野分館	1952	木(40年)	726㎡	R9以降	地元譲渡		同上
31	618	国府まちづくりセンター有 福分館	1922	木(40年)	513㎡	R9以降	複合化		同上
32	372	久佐まちづくりセンター (くさ会館)	1996	鉄骨(40年)	791㎡	R9以降	複合化		同上
33	572	今福まちづくりセンター	1985	鉄筋コンクリート (60年)	23㎡	R9以降	複合化		同上
34	571	雲城まちづくりセンター	1977	鉄筋コンクリート (60年)	118㎡	R7	複合化		【まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日) 結果を踏まえての対応とする。】 ◆R4末時点:金城支所庁舎等の再配置により、さんあいホーム内に移転予定。 ◆R5末時点:金城支所庁舎等の再配置により、令和6年度中にさんあいホーム内 に移転予定。 ◆R6末時点:さんあいホームに移転。令和7年4月1日から運用開始。

施設概要						時期・方針			進捗状況
通番	施設NO	施設名称	建築年 (西暦)	構造	延床面積	第2期時期	施設別方針	再配置実績	【第2期 計画概要】 実績概要・進捗状況
35	373	小国まちづくりセンター	1991	鉄筋コンクリート (60年)	995㎡	R9以降	複合化		【まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日) 結果を踏まえての対応とする。】 ◆R4末時点:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者 や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を 進めた。 ◆R5末時点:まちづくりセンターの評価・検証結果を踏まえて、施設設置の目的が引 き続き達成できるよう検討を進める。 ◆R6末時点:施設及び設備の老朽化が進んでおり、小規模修繕により維持・管理対 応をしている。
36	581	今市まちづくりセンター	1984	鉄筋コンクリート (60年)	0㎡	R9以降	複合化		【まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日) 結果を踏まえての対応とする。】 ◆R4末時点:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者 や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を 進めた。 ◆R5末時点:まちづくりセンターの評価・検証結果を踏まえて、施設設置の目的が引 き続き達成できるよう検討を進める。 ◆R6末時点:間借り施設であるため、必要に応じて小規模修繕により維持・管理対 応をしている。
37	582	木田まちづくりセンター	1973	鉄骨(40年)	0㎡	R9以降	複合化		同上
38	139	和田まちづくりセンター (校舎、屋内運動場)	1996	鉄筋コンクリート (60年)	3,047㎡	R9以降	複合化		【まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日) 結果を踏まえての対応とする。】 ◆R4末時点:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者 や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を 進めた。 ◆R5末時点:まちづくりセンターの評価・検証結果を踏まえて、施設設置の目的が引 き続き達成できるよう検討を進める。 ◆R6末時点:施設及び設備の老朽化が進んでおり、小規模修繕により維持・管理対 応をしている。
38	139	和田まちづくりセンター (プール専用附属屋)	1972	鉄骨(40年)	30㎡	R6終了	廃止		解体済み
39	584	市木まちづくりセンター	1972	鉄骨(40年)	0㎡	R9以降	複合化		【まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日) 結果を踏まえての対応とする。】 ◆R4末時点:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者 や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を 進めた。 ◆R5末時点:まちづくりセンターの評価・検証結果を踏まえて、施設設置の目的が引 き続き達成できるよう検討を進める。 ◆R6末時点:間借り施設であるため、必要に応じて小規模修繕により維持・管理対 応をしている。
40	567	安城まちづくりセンター	1983	鉄筋コンクリート (60年)	50㎡	R9以降	複合化		同上
41	517	三保まちづくりセンター	1999	木(40年)	1,096㎡	R9以降	複合化		【まちづくりセンターの評価及び検証(期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日) 結果を踏まえての対応とする。】 ◆R4末時点:所管課方針に係る具体的な取組実績なし。まちづくりセンター利用者 や市民へのアンケート調査など、まちづくりセンターの評価及び検証に係る準備等を 進めた。 ◆R5末時点:まちづくりセンターの評価・検証結果を踏まえて、施設設置の目的が引 き続き達成できるよう検討を進める。 ◆R6末時点:施設及び設備の老朽化が進んでおり、小規模修繕により維持・管理対 応をしている。
42	516	三隅まちづくりセンター	1998	鉄骨(40年)	1,535㎡	R9以降	複合化		同上
43	520	黒沢まちづくりセンター	2006	木(40年)	1,110㎡	R9以降	複合化		同上
44	521	井野まちづくりセンター	2004	木(40年)	1,414㎡	R9以降	複合化		同上
45	254	サンマリノ浜田	1988	鉄筋コンクリート (60年)	1,359㎡	R9以降	統廃合		【当面の間、現状活用し、耐用年数到来までに方針決定を行う。】
46	246	浜田市陸上競技場	1981	鉄筋コンクリート (60年)	957㎡	R9以降	統廃合		【拠点施設として引き続き活用する。】 ◆R6末時点:令和12年度国スポの競技会場となる予定。(令和9年度～令和10年 度にかけて施設改修予定)
47	247	浜田市庭球場	1977	コンクリートブロック (60年)	34㎡	R9以降	統廃合		【新たなテニスコートを整備するまでの当分の間、現状活用する。】
48	248	浜田市野球場	1981	鉄筋コンクリート (60年)	1,839㎡	R9以降	統廃合		【拠点施設として引き続き活用する。】 ◆R6末時点:令和12年度国スポの競技会場となる予定。(令和9年度～令和10年 度にかけて施設改修予定)

施設概要						時期・方針			進捗状況
通番	施設NO	施設名称	建築年 (西暦)	構造	延床面積	第2期時期	施設別方針	再配置実績	【第2期 計画概要】 実績概要・進捗状況
49	250	東公園北広場トイレ	1952	鉄筋コンクリート (60年)	38㎡	R4終了	単独建替え		【洋式化改修の実施】 ◆R4末時点:令和4年度に洋式化改修実施予定。 ◆R4実績:令和4年度に洋式化改修を実施した。
50	278	ラ・ベアーレ浜田	1995	鉄筋コンクリート (60年)	1,831㎡	R9以降	統廃合		【当面の間、現状活用し、耐用年数到来までに方針決定を行う。】 ◆R6末時点:浄化槽の不具合が発生したため、令和7年度修繕予定。下水道接続予定となっていることから、令和7年度中に施設のあり方について検討。
51	249	サン・ビレッジ浜田 (アイススケート場)	1996	鉄筋コンクリート (60年)	2,526㎡	R9以降	用途変更		【アイススケート場については、浜田市スポーツ施設再配置・整備計画において、令和5年度を目標に多目的室内広場へ用途変更を行うこととしている。(ただし、令和3年度及び令和4年度の2か年の利用実績において、急激に利用者数が増え、令和5年度以降においても増えた利用者数が継続的に見込まれる場合は、見直しの検討を行う)また、外部から人を呼び込む施設としての検討も別途行う。】 ◆R4末時点:令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が減少した。そのため令和5年度において、施設の方針を判断するための適正な数値が得られない。よって整備方針については令和5年度において、判断材料を整えて方針を決定する。施設の方針を判断するための調査等を行っている。 ◆R5末時点:浜田市スポーツ施設再配置・整備計画に基づき、令和5年度に判断材料を整えて方針を決定することとしており、令和5年度にあり方に関する調査検討業務をコンサルティング会社へ委託し報告書として取りまとめた。 その結果、方針(案)を「屋内人工芝施設(または体育館施設)として機能を転用する」と整理した。現在、市議会等関係機関との協議を進めている状況である。(令和6年7月方針決定) ◆R6末時点:令和6年7月に方針決定した。(「屋内人工芝施設(または体育館施設)として機能転用する」)。令和7年度「アイススケート場の機能転用に関する基本計画策定業務」実施予定。
	249	サン・ビレッジ浜田 (スポーツ広場休憩所)	2016	木(40年)	150㎡	R9以降	単独建替え		—
52	209	ふれあいジム・かなぎ (管理棟以外)	1992	鉄筋コンクリート (60年)	6,023㎡	R9以降	統廃合		【拠点施設として引き続き活用する。】
52	209	ふれあいジム・かなぎ (管理棟 雲城地区児童クラブ)	1988	鉄筋コンクリート (60年)	333㎡	R9以降	廃止		【雲城小校庭内への児童クラブ移転。】 ◆R4末時点:児童クラブ移転予定。当面は利用計画がないため、文化資料等を保管。 ◆R5末時点:児童クラブ移転済。当面は利用計画がないため、文化資料等を保管。
53	211	旭公園野球場	1981	鉄筋コンクリート (60年)	223㎡	R9以降	統廃合		【当面の間、現状活用し、耐用年数到来までに方針決定を行う。】
54	212	旭公園テニスコート	1981	木(40年)	18㎡	R9以降	廃止(耐用 年数経過 後)		【令和12年度を目標に用途変更を行う。】
55	213	旭公園プール	1981	鉄筋コンクリート (60年)	548㎡	R9以降	単独建替え		【拠点施設として引き続き活用する。】
56	215	旭公園市民体育館	1984	鉄筋コンクリート (60年)	2,964㎡	R9以降	統廃合		【当面の間、現状活用し、耐用年数到来までに方針決定を行う。】
57	494	弥栄運動広場施設	1995	鉄筋コンクリート (60年)	105㎡	R9以降	統廃合		【当面の間、現状活用する。】
58	542	岡見スポーツセンター (集会所)	1996	鉄骨(40年)	419㎡	R9以降	統廃合		【耐用年数経過後、体育館は廃止とし、現状の集会所の部分については活用を図る。】
58	542	岡見スポーツセンター (体育館)	1996	鉄骨(40年)	510㎡	R9以降	廃止(耐用 年数経過 後)		—
59	220	三隅中央公園	1983	鉄筋コンクリート (60年)	1,179㎡	R9以降	統廃合		【当面の間、現状活用し、耐用年数到来までに方針決定を行う。】
60	523	三隅B&G海洋センター (体育館・事務室)	1982	鉄骨(40年)	1,102㎡	R9以降	統廃合		【拠点施設として引き続き活用する。】
60	523	三隅B&G海洋センター (艇庫)	1982	鉄骨(40年)	200㎡	R9以降	単独建替え		—

施設概要						時期・方針			進捗状況
通番	施設NO	施設名称	建築年 (西暦)	構造	延床面積	第2期時期	施設別方針	再配置実績	【第2期 計画概要】 実績概要・進捗状況
61	295	国民宿舍千畳苑	1999	鉄筋コンクリート (60年)	3,877㎡	R8	民間譲渡		【令和5年度から令和7年度までの指定管理期間中に民間譲渡を進める。】 ◆R4末時点:譲渡へ向けて協議中。 ◆R5末時点:民間譲渡に向けて、建物及び土地の不動産鑑定評価を行った。 ◆R6末時点:プロポーザル方式選定審査会での審査結果に基づき、優先交渉権者を決定し、契約締結に向けて協議中。
62	358	かなぎウェスタンライディングパーク	1995	鉄骨(40年)	4,003㎡	R9以降	民間譲渡		【民間譲渡】 ◆R4末時点:民間譲渡に向けた協議の申し入れを行った。 ◆R5末時点:進捗なし。
63	360	森の公民館	1996	木(40年)	380㎡	R9以降	民間譲渡		【民間譲渡】 ◆R4末時点:民間譲渡に向けた協議の申し入れを行い、譲渡までの大まかなスケジュールの確認を行った。 ◆R5末時点:施設譲渡に向けた協議を行い、譲渡までの具体的なスケジュールを確認した。
64	361	リフレパークきんたの里	1998	鉄筋コンクリート (60年)	2,661㎡	R9以降	民間譲渡		【民間譲渡】 ◆R4末時点:民間譲渡に向けた協議の申し入れを行った。
65	355	美又温泉国民保養センター	1969	鉄筋コンクリート (60年)	2,806㎡	R9以降	廃止		【R7民間譲渡→R8廃止(指定管理R5～R7)】 ◆R4末時点:美又地区に公設の外湯整備を検討中であり、その中で施設のあり方を検討する。
65	355	美又温泉国民保養センター (休養ホーム)	1971	木(40年)	291㎡	R5終了	廃止	用途廃止	◆R5実績:令和5年12月で用途廃止。
66	356	美又温泉会館	1973	鉄筋コンクリート (60年)	335㎡	R5終了	民間譲渡	民間譲渡	【大規模改修実施のうえ、譲渡を進める。】 ◆R4末時点:令和4年度中の譲渡に向け協議を行っている。 ◆R5実績:令和5年4月1日で条例廃止のうえ、民間譲渡。(うち39.46㎡については普通財産化による廃止)
67	588	旭温泉あさひ荘	2014	木(40年)	437㎡	R9以降	単独建替え		【耐用年数到来まで指定管理制度による管理運営を行う。 湯沸ポンプ室については、建替え実施時期を令和5年度としているが、現状のまま利用可能なため大規模修繕が発生した時点で建替えとする。 休憩棟についても、令和5年度に外構補修工事を実施することとしているが、現状で補修は不要なため、大規模修繕が発生した時点で建替えとする。】
68	619	山陰浜田港公設市場 (商業棟等)	1993	鉄骨(40年)	1,218㎡	R9以降	民間譲渡		【将来的には民間事業者等への譲渡を検討しているが、施設稼働後、間もないため時期については未定。ただし、仲買機能については支援の必要があるため、単独建替えを想定。】
68	619	山陰浜田港公設市場 (仲買棟等)	1993	木(40年)	1,249㎡	R9以降	単独建替え		—
69	371	くざ会館(体育館)	1980	鉄骨(40年)	630㎡	R9以降	地元譲渡		【地域活動等に伴う倉庫としての利用実態を踏まえて、地元からの要望があれば譲渡の方向で協議を進める。要望がない場合は、耐用年数経過後、解体し廃止する。】
70	363	ふれあい会館	1985	鉄筋コンクリート (60年)	1,297㎡	R9以降	複合化		【今福まちづくりセンターの大規模改修(建替え)と併せて、ふれあい会館の一部の機能を残したうえで、施設の廃止を行う。】
71	365	かたらいの家	1990	木(40年)	249㎡	R9以降	地元譲渡		【地元譲渡】 ◆R4末時点:地元譲渡に向けた協議の申し入れを行った。 ◆R5末時点:地元自治会及び地元町内会の代表者と譲渡協議を行った。
72	367	地域材利用促進交流館	2001	木(40年)	229㎡	R9以降	地元譲渡		【次期指定管理期間中(令和4～令和8年度)に譲渡協議を進める。】
73	366	エクス和紙の館	1986	鉄筋コンクリート (60年)	950㎡	R7	民間譲渡	用途廃止	【民間譲渡】 ◆R4末時点:民間譲渡に向けた協議の申し入れを行った。 ◆R5末時点:令和7年3月末の指定管理期間満了に伴い、令和7年4月から普通財産化を行った。
74	369	縁の里地域振興施設	2011	木(40年)	210㎡	R9以降	地元譲渡		【地元譲渡】 ◆R5末時点:地元譲渡に向けた協議の申し入れを行った。 また、指定管理については、これまで地元のNPO法人(現指定管理者)が行ってきたが、次期指定管理期間については受託できない旨の回答があったことから、令和7年度以降は当面の間休館とすることとなった。 ◆R7.7.10から新たな指定管理者による指定管理を再開した。
75	426	地域交流プラザ「まんてん」	2009	木(40年)	411㎡	R9以降	複合化		【複合化に向け、指定管理者やJ完了等関係機関と協議を行う。】 ◆R5末時点:令和5年度において指定管理者が指定管理を撤退したため、新たな管理体制を検討する。 ◆R6末時点:管理体制について協議継続中
76	423	山ノ内農作業管理休養施設 旭豊1号館	1991	鉄骨(40年)	241㎡	R9以降	有償貸付		【有償貸付に向けて、生産者組合と協議】 ◆R4末時点:生産者組合に打診はしたものの、難航。 ◆R5末時点:有償貸付に向けて、生産者と再協議、打診。 ◆R6末時点:協議難航

施設概要						時期・方針			進捗状況
通番	施設NO	施設名称	建築年 (西暦)	構造	延床面積	第2期時期	施設別方針	再配置実績	【第2期 計画概要】 実績概要・進捗状況
77	424	山ノ内農作業管理休養施設旭豊2号館	1994	鉄骨(40年)	168㎡	R9以降	有償貸付		【有償貸付に向けて、生産者組合と協議】 ◆R4末時点:生産者組合に打診はしたものの、難航。 ◆R5末時点:有償貸付に向けて、生産者と再協議、打診。 ◆R6末時点:協議難航
78	595	木田暮らしの学校	1936	木(40年)	1,600㎡	R9以降	廃止(耐用年数経過後)		【耐用年数到来まで指定管理制度による管理運営を行う。体育館については、大規模修繕が発生するまでは現状のまま利用する。】 ◆R5末時点:R5年度指定管理更新(協定期間5年)
79	389	天狗石農村交流研修センター	1999	鉄骨(40年)	318㎡	R8	地元貸付		【地元貸付(弾力的運用)】 ◆R4末時点:指定管理更新に合わせ協議打診を行っている。 ◆R5末時点:地元協議難航。R5年度指定管理更新(協定期間3年) ◆R6末時点:地元協議継続
80	395	天狗石農村交流研修センター入浴施設	2001	木(40年)	43㎡	R8	地元貸付		【地元貸付(弾力的運用)】 ◆R4末時点:指定管理更新に合わせ協議打診を行っている。 ◆R5末時点:地元協議難航。R5年度指定管理更新(協定期間3年) ◆R6末時点:地元協議継続
81	550	岡見漁業振興会館	1987	鉄筋コンクリート(60年)	868㎡	R9以降	単独建替え		【耐用年数到来まで指定管理制度による管理運営を行う。】
82	113	第二中学校	1970	鉄筋コンクリート(60年)	6,813㎡	R9以降	複合化		【令和4年10月策定の浜田市立学校統合再編計画において、次期学校統合計画時に検討することとしている。同計画に基づき複合化等を行う。】
83	118	松原小学校(プール附属室以外)	1977	鉄筋コンクリート(60年)	6,459㎡	R9以降	複合化		【令和4年10月策定の浜田市立学校統合再編計画において、次期学校統合計画時に検討することとしている。同計画に基づき複合化等を行う。廃止方針の棟については、耐用年数経過後随時廃止としていく。】
83	118	松原小学校(プール附属室)	1978	木(40年)	54㎡	R9以降	廃止(耐用年数経過後)		—
84	123	雲雀丘小学校	1955	木(40年)	2,316㎡	R6終了	廃止		【令和4年10月策定の浜田市立学校統合再編計画において、令和6年度に原井小学校へ統合。なお、地元から統合後の校地及び体育館を含む校舎について、地域住民が活用できる形で存続の要望書が提出され、跡利用については地元の意向を伺いながら協議していくと回答している。】 ◆R4末時点:令和5年9月議会に浜田市立小中学校条例の一部改正を上程し、雲雀丘小学校の項を令和6年4月1日付で削る予定。なお、地元より閉校後もこれまでのように会議等で使用したい旨の要望について令和5年6月議会個人一般質問において、閉校後も跡利用が決まるまでの間、配慮していきたいと答弁している。 ◆令和6年4月1日で条例廃止。(令和6年5月以降、旧雲雀丘小学校校区の地域住民の施設利用を可能とした)
85	112	第一中学校(屋内運動室以外)	1980	鉄骨(40年)	8,626㎡	R9以降	複合化		【次期以降の学校統合計画において検討する。同計画に基づき複合化等を行う。】
85	112	第一中学校(屋内運動室)	1898	鉄筋コンクリート(60年)	639㎡	R9以降	廃止(耐用年数経過後)		—
86	119	石見小学校	1963	鉄筋コンクリート(60年)	6,064㎡	R9以降	単独建替え		【令和4年10月策定の浜田市立学校統合再編計画において、現地付近での新築建替としている。】
87	130	三階小学校	1990	鉄筋コンクリート(60年)	4,352㎡	R9以降	複合化		【次期以降の学校統合計画において検討する。同計画に基づき複合化等を行う。】
88	120	長浜小学校(プール附属室以外)	2011	鉄筋コンクリート(60年)	6,130㎡	R9以降	複合化		【廃止方針の棟については、耐用年数経過後随時廃止としていく。】
88	120	長浜小学校(プール附属室)	1969	鉄骨(40年)	13㎡	R9以降	廃止(耐用年数経過後)		—
89	114	第三中学校	1994	鉄筋コンクリート(60年)	7,201㎡	R9以降	複合化		【次期以降の学校統合計画において検討する。同計画に基づき複合化等を行う。】
90	121	周布小学校	1989	鉄骨(40年)	4,829㎡	R9以降	複合化		同上
91	115	第四中学校	1954	木(40年)	2,634㎡	R6終了	廃止		【令和4年10月策定の浜田市立学校統合再編計画において、令和6年度に第三中学校へ統合。また、美川小学校建設事業に併せて解体予定。】 ◆R4末時点:令和5年9月議会に浜田市立小中学校条例の一部改正を上程し、第四中学校の項を令和6年4月1日付で削る予定。また、令和5年8月に美川小学校新築事業基本設計業務契約済。本業務の中で令和6年度に第四中学校の解体を計画予定。 ◆令和6年4月1日で条例廃止。

施設概要						時期・方針			進捗状況
通番	施設 NO	施設名称	建築年 (西暦)	構造	延床面積	第2期時期	施設別方針	再配置実績	【第2期 計画概要】 実績概要・進捗状況
92	122	美川小学校 (プール附属室以外)	1940	木(40年)	2,136㎡	R9以降	単独建替え		【令和4年10月策定の浜田市立学校統合再編計画において、現地付近での新築建替としている。】 廃止方針の棟については、美川小学校校舎等の解体に併せて解体する。 ◆R5末時点:プロポーザル選定会を行い、設計・実施委託業者を決定した。 また、基本設計が完了し、令和6年4月から実施設計を開始する。 ◆R6末時点:実施設計が完了。
92	122	美川小学校 (プール附属室)	1973	木(40年)	64㎡	R9以降	廃止(耐用 年数経過 後)		同上
93	593	国府小学校 (校舎、屋内体育館)	2014	鉄筋コンクリート (60年)	6,344㎡	R9以降	複合化		【プール付属室の廃止(撤去)を行う。】
93	593	国府小学校 (プール附属室)	1979	木(40年)	67㎡	R9以降	廃止(耐用 年数経過 後)		—
94	132	今福小学校 (プール専用付属室以外)	1971	鉄筋コンクリート (60年)	2,201㎡	R9以降	複合化		【令和4年10月策定の浜田市立学校統合再編計画において、次期学校統合計画時に検討することとしている。同計画に基づき複合化等を行う。廃止方針の棟については、耐用年数経過後随時廃止としていく。】
94	132	今福小学校 (プール専用付属室)	1973	鉄骨(40年)	27㎡	R9以降	廃止(耐用 年数経過 後)		—
95	131	金城中学校 (プール附属棟以外)	1974	鉄筋コンクリート (60年)	4,104㎡	R9以降	複合化		【令和4年10月策定の浜田市立学校統合再編計画において、次期学校統合計画時に検討することとしている。同計画に基づき複合化等を行う。廃止方針の棟については、耐用年数経過後随時廃止としていく。】
95	131	金城中学校 (プール附属棟)	1979	鉄骨(40年)	198㎡	R9以降	廃止(耐用 年数経過 後)		—
96	133	雲城小学校 (プール専用付属室以外)	1964	鉄筋コンクリート (60年)	2,928㎡	R9以降	複合化		【令和4年10月策定の浜田市立学校統合再編計画において、次期学校統合計画時に検討することとしている。同計画に基づき複合化等を行う。廃止方針の棟については、耐用年数経過後随時廃止としていく。】
96	133	雲城小学校 (プール専用付属室)	1972	鉄骨(40年)	14㎡	R9以降	廃止(耐用 年数経過 後)		—
97	134	波佐小学校 (プール専用付属施設以外)	1990	鉄筋コンクリート (60年)	2,274㎡	R9以降	複合化		【次期以降の学校統合計画において検討する。同計画に基づき複合化等を行う。廃止方針の棟については、耐用年数経過後随時廃止としていく。】
97	134	波佐小学校 (プール専用付属施設)	1975	木(40年)	32㎡	R9以降	廃止(耐用 年数経過 後)		—
98	142	旭中学校	1980	鉄筋コンクリート (60年)	3,921㎡	R9以降	複合化		【次期以降の学校統合計画において検討する。同計画に基づき複合化等を行う。】
99	145	弥栄小学校 (プール管理棟以外)	2003	鉄筋コンクリート (60年)	3,597㎡	R9以降	複合化		【次期以降の学校統合計画において検討する。同計画に基づき複合化等を行う。廃止方針の棟については、耐用年数経過後随時廃止としていく。】
99	145	弥栄小学校 (プール管理棟)	2003	鉄骨(40年)	115㎡	R9以降	廃止(耐用 年数経過 後)		—
100	149	岡見小学校	1986	鉄筋コンクリート (60年)	3,373㎡	R9以降	複合化		【次期以降の学校統合計画において検討する。同計画に基づき複合化等を行う。】
101	380	今福教職員住宅	1981	鉄筋コンクリート (60年)	400㎡	R9以降	廃止(耐用 年数経過 後)		【耐用年数経過後廃止、なお耐用年数経過に達していない場合についても大規模改修が必要となった場合には廃止していく。】
102	379	雲城教職員住宅	1995	鉄筋コンクリート (60年)	506㎡	R9以降	廃止(耐用 年数経過 後)		同上
103	430	丸原教職員住宅	1982	鉄骨(40年)	115㎡	R9以降	廃止(耐用 年数経過 後)		同上
104	435	旭学校給食センター	1980	鉄筋コンクリート (60年)	539㎡	R9以降	統廃合		【統廃合に向けて引き続き検討していく。】

施設概要						時期・方針			進捗状況
通番	施設NO	施設名称	建築年 (西暦)	構造	延床面積	第2期時期	施設別方針	再配置実績	【第2期 計画概要】 実績概要・進捗状況
105	431	豊富教職員住宅	1986	鉄骨(40年)	101㎡	R9以降	廃止(耐用年数経過後)		【耐用年数経過後廃止、なお耐用年数経過に達していない場合についても大規模改修が必要となった場合には廃止していく。】
106	441	城北第一教職員住宅	1985	鉄骨(40年)	60㎡	R9以降	廃止(耐用年数経過後)		同上
107	442	城北第二教職員住宅	1985	鉄骨(40年)	60㎡	R9以降	廃止(耐用年数経過後)		同上
108	526	向野田教員住宅	1980	木(40年)	208㎡	R9以降	廃止(耐用年数経過後)		同上
109	152	原井幼稚園	1965	木(40年)	808㎡	R5終了	統廃合	統廃合	【市内4園を長浜幼稚園舎に統合予定。】 ◆R4末時点: 令和4年9月議会で令和5年度統合が決定。 ◆R5実績: 令和5年4月からの幼稚園統合に伴い廃止。
110	151	石見幼稚園	1972	木(40年)	915㎡	R5終了	統廃合	統廃合	同上
111	153	長浜幼稚園→浜田幼稚園	1984	鉄筋コンクリート (60年)	892㎡	R5終了	統廃合	統廃合	【市内4園を長浜幼稚園舎に統合予定。】 ◆R4末時点: 令和4年9月議会で令和5年度統合が決定。 ◆R5実績: 令和5年4月からの幼稚園統合に伴い廃止し、新たに浜田幼稚園として開設。
112	154	美川幼稚園(やまばと学級)	1986	鉄骨(40年)	447㎡	R9以降	廃止		【市内4園を長浜幼稚園舎に統合予定。】 ◆R4末時点: 令和4年9月議会で令和5年度統合が決定。園舎にやまばと学級が移転予定。 ◆R5末時点: 令和5年4月からの幼稚園統合に伴い廃止。令和5年10月にやまばと学級が移転開設。(美川小学校新築建替え後、小学校へ移転予定。) ◆R6末時点: 令和5年10月10日から山ばと学級が移転開設。
113	280	やまばと学級	1998	鉄骨(40年)	79㎡	R5終了	廃止	廃止	【老朽化が著しく、現美川幼稚園へ移転予定。】 ◆R4末時点: 令和5年10月から移転開設予定。 ◆R5実績: 美川幼稚園舎へ移転開設。
114	402	今市児童クラブ	1982	鉄骨(40年)	585㎡	R5終了	廃止	廃止	【県道改良による支障移転対象として代替施設を整備。】 ◆R4末時点: 令和4年度に新施設実施設計(6/10～R5.3/16)、令和5年度解体及び新施設建設予定。 ◆R5実績: 令和6年3月18日から移転開設。
115	338	老人福祉センター(金城)	1986	鉄筋コンクリート (60年)	268㎡	R8	複合化		【金城支所庁舎の整備方針に合わせ、活用を検討する。】
116	339	高齢者生活福祉センター(さんあいホーム)	1995	鉄筋コンクリート (60年)	2,284㎡	R7	複合化		【周辺施設の統廃合を含め検討を行う。】 ◆R4末時点: 雲城まちづくりセンターを高齢者生活福祉センター内へ移転予定。R5高齢者生活福祉センター改修設計、R6改修工事 ◆R5末時点: 令和6年度改修工事に向け、実施設計業務委託を行った。 ◆R6末時点: 雲城まちづくりセンター移転のための改修工事完了(R7.4.1に雲城まちづくりセンター移転完了予定)
117	415	あさひやすらぎの家	2003	木(40年)	162㎡	R9以降	民間譲渡		【指定管理者である旭福祉会の経営が厳しい状況になっており、また、令和4年度から施設設備の更新の計画もあり、令和5年度からの譲渡が困難であるため、再度指定管理を継続させてほしいと回答を受けた。】 次期指定期間の最終年度(令和7年度)までの譲渡に向けて協議を継続する。 ◆R4末時点: 協議継続中 ◆R5末時点: 譲渡に向けて協議を重ねているが、指定管理者が運営する施設の経営状況が変わらず、協議は難航している。
118	533	三隅デイサービスセンター	1995	鉄骨(40年)	656㎡	R5終了	民間譲渡	民間譲渡	【公募(プロポーザル方式)による民間譲渡。】 ◆R4進捗状況: 令和4年7月29日に運営事業者選定審査会が開催され、譲渡先候補者が決定。12月議会において施設無償譲渡等について議題上程。令和5年4月1日建物無償譲渡完了予定。 ◆R5実績: 令和5年4月1日で条例廃止のうえ、民間譲渡。
119	5	市役所第2東分庁舎	2013	鉄骨(40年)	335㎡	R9以降	廃止		【耐用年数経過を待たずに廃止とする方針であるが、時期については、本庁舎等の空き室状況を勘案しながら判断する。】
120	607	市役所北分庁舎(元浜田警察署)	1979	鉄筋コンクリート (60年)	3,362㎡	R9以降	廃止		【使用開始10年を経過するまでは庁舎として利用し、その間に敷地の新たな利活用方法を検討する。】
120	607	市役所北分庁舎(車庫)	1992	鉄骨(40年)	86㎡	R9以降	単独建替え		—

施設概要						時期・方針			進捗状況
通番	施設NO	施設名称	建築年 (西暦)	構造	延床面積	第2期時期	施設別方針	再配置実績	【第2期 計画概要】 実績概要・進捗状況
121	6	金城支所庁舎	1960	鉄筋コンクリート (60年)	2,128㎡	R8	廃止		【庁舎の整備方針が決まれば昭和35年築の庁舎は早期に解体。その後は複合化を検討する。】 ◆R4末時点:庁舎は解体。みどりかいかんと複合化を予定。 ◆R5末時点:金城支所周辺施設整備事業により、みどりかいかん1階に移転する。 R7庁舎解体設計、R8解体工事 ◆R6末時点:令和7年度末にみどりかいかん1階へ金城支所庁舎の機能を移転することを旨とし、みどりかいかん1階の雲城まちづくりセンターをさんあいホームへ移転した。
121	6	金城支所庁舎(車庫)	1971	鉄骨(40年)	108㎡	R8	単独建替え		
122	8	弥栄支所庁舎 (庁舎西側公用車庫等)	1984	鉄骨(40年)	281㎡	R9以降	統廃合		【弥栄支所庁舎と他の公共施設との複合化のうえ建替え、または他の既存公共施設への移転について検討する。】 ◆R4末時点:弥栄支所庁舎のあり方について、支所内で検討会を開催した。今後、施設整備にあたり、複合化を含めて検討していく。 ◆R5末時点:各関係部署とも連携しながら、施設整備についての検討に取り組んだ。今後も検討を重ねていく。 ◆R6末時点:他の公共施設との複合化を検討を行っている。複合化以外にも既存施設の増築部分活用も含めて検討。
122	8	弥栄支所庁舎 (庁舎等)	1969	鉄筋コンクリート (60年)	1,639㎡	R9以降	複合化		同上
123	9	三隅支所庁舎	1962	鉄筋コンクリート (60年)	2,894㎡	R9以降	複合化		【耐用年数が経過した本庁舎及び消防会館は解体し、新庁舎を建築する。新庁舎の延床面積、部屋数等については検討中。】 ◆R4末時点:令和5年度中に支所内における検討委員会を設置する予定 ◆R5末時点:三隅支所内の係長級職員を中心に検討会議を開始した。新庁舎の延床面積、部屋数等の検討を行うとともに、建替え場所についても、慎重に検討を行っている。 ◆R6末時点:引き続き、新庁舎に必要な面積、整備に関する方針等について、検討を行っている。
124	10	消防本部・浜田消防署	1978	鉄筋コンクリート (60年)	1,695㎡	R9以降	単独建替え		【本部庁舎は平成27年度から数年度に分けて改修実施済。訓練塔は①事務室等が無い訓練施設であること、②耐震基準も合格していること、③令和16年度に本部庁舎の移転新築を計画していることから改修は行わない。】 ◆R6末時点:浜田市体制整備検討委員会を開催(設置場所の検討)
125	30	消防団資機材倉庫	1984	木(40年)	13㎡	R9以降	単独建替え		【地元の反対が強く、解体できない状態のため、当面の間は状態を維持していく予定。】
126	45	久光水防倉庫	1979	木(40年)	10㎡	R9以降	単独建替え		【周布分団の統合計画に合わせ検討するため、当面の間は状態を維持していく予定。】
127	11	浜田消防署桜ヶ丘出張所	1989	鉄筋コンクリート (60年)	174㎡	R4終了	単独建替え		【防水工事を予定。】 ◆R4進捗状況:屋上防水等改修工事を実施中(10/28完了予定)。 ◆R4実績:令和4年度屋上防水等改修工完了。(令和4年11月9日竣工検査済)
128	42	国分分団1.2班消防ポンプ車庫	1984	鉄骨(40年)	33㎡	R9以降	単独建替え →統廃合		【令和11年度に国分、久代分団を統合する方向で検討中】 地元反対があるため協議未実施。今後、慎重に協議を行うよう組む。
129	613	上府コミュニティ防災センター	2018	木(40年)	240㎡	R9以降	地元譲渡		【維持管理・運営等については地元で行う。また、一定期間は市が所有し、将来地元に譲渡する予定(建物のみ)。】
130	53	波佐分団第1班消防ポンプ車庫	1984	木(40年)	46㎡	R9以降	単独建替え →統廃合		【令和10年度に波佐分団1.3班を統合するため、車庫建設用地確保に取り組む。】
131	55	波佐分団第3班消防ポンプ車庫	1996	木(40年)	46㎡	R9以降	単独建替え →統廃合		同上
132	63	木田分団1班消防ポンプ車庫	1982	木(40年)	15㎡	R7	単独建替え →統廃合		【令和7年度 木田1班から3班の統合車庫建設】 令和5年度 建設用地確保、地元協議 令和6年度 設計委託業務 令和7年度 新車庫建設予定 令和8年度 1班車庫解体予定
133	67	木田分団3班消防ポンプ車庫	1984	木(40年)	15㎡	R7	単独建替え →統廃合		【令和7年度 木田1班から3班の統合車庫建設】 令和5年度 建設用地確保、地元協議 令和6年度 設計委託業務 令和7年度 新車庫建設予定 令和8年度 3班車庫解体予定
134	75	安城分団第3班消防ポンプ車庫	1984	木(40年)	23㎡	R9以降	単独建替え →統廃合		【消防団員減少に伴い安城5班と統合を検討中】 安城分団により地元協議を実施予定。

施設概要						時期・方針			進捗状況
通番	施設NO	施設名称	建築年(西暦)	構造	延床面積	第2期時期	施設別方針	再配置実績	【第2期 計画概要】 実績概要・進捗状況
135	93	岡見分団須津班消防ポンプ車庫	1952	鉄骨(40年)	34㎡	R9以降	単独建替え→統廃合		【令和9年度に岡見分団須津、中山、郷、松原班を統合予定。】 岡見分団により地元協議を実施予定。
136	94	岡見分団中山班消防ポンプ車庫	1991	木(40年)	30㎡	R9以降	単独建替え→統廃合		同上
137	95	岡見分団岡見郷班消防ポンプ車庫	1952	木(40年)	24㎡	R9以降	単独建替え→統廃合		同上
138	86	三保分団駅前班消防ポンプ車庫	1982	鉄骨(40年)	12㎡	R7	統廃合		【令和6年度 三保分団1班から5班統合車庫建設】 令和5年度 設計委託業務 令和6年度 1班から5班統合新車庫建設 令和7年度 駅前班車庫解体予定
139	87	三保分団福浦班消防ポンプ車庫	1952	鉄骨(40年)	9㎡	R7	統廃合		【令和6年度 三保分団1班から5班統合車庫建設】 令和5年度 設計委託業務 令和6年度 1班から5班統合新車庫建設 令和7年度 福浦班車庫解体等、今後の方針を検討中
140	88	三保分団湊浦班消防ポンプ車庫	1974	コンクリートブロック(60年)	35㎡	R6終了	統廃合		【令和6年度 三保分団1班から5班統合車庫建設】 令和5年度 設計委託業務 令和6年度 1班から5班統合新車庫建設 令和7年度 湊浦班解体済み
141	90	三保分団上古市班消防ポンプ車庫	1984	鉄骨(40年)	11㎡	R7	統廃合		【令和6年度 三保分団1班から5班統合車庫建設】 令和5年度 設計委託業務 令和6年度 1班から5班統合新車庫建設 令和7年度 上古市班車庫解体予定
142	91	三保分団中組班消防ポンプ車庫	1993	木(40年)	30㎡	R7	統廃合		【令和6年度 三保分団1班から5班統合車庫建設】 令和5年度 設計委託業務 令和6年度 1班から5班統合新車庫建設 令和7年度 中組班車庫解体予定
143	15	西部消防署	1990	鉄筋コンクリート(60年)	199㎡	R9以降	単独建替え		【庁舎周囲の地盤沈下により、配管等の破損が頻繁に発生し修繕をしている状況。よって早期移転を検討しているため改修は行わない。】 ◆R6末時点:浜田市体制整備検討委員会を開催(設置場所の検討)
144	102	岡崎コミュニティ消防センター	1995	木(40年)	110㎡	R9以降	地元譲渡		【地元自治会と譲渡に向けた協議を進めるが、倉庫部分は休憩室とし、令和5年度に敷地内にプレハブの車庫を建築する。その後、方針を決定させる。】 ◆R4末時点:敷地内に三隅分団4班(地方班)消防ポンプ車庫(ガレージタイプ)移転増築契約締結 5年度中に建設予定 ◆R5末時点:敷地内に三隅分団4班(地方班)消防ポンプ車庫(ガレージタイプ)を建築し、倉庫部分は休憩室、トイレを消防団も使用することとなった。今後も地元自治会と譲渡に向けた協議を進めるが、消防団等の利用状況も含め、方針を決定させる。R6年度中に旧三隅分団4班消防ポンプ車庫を解体予定 ◆R6末時点:地元自治会との譲渡に向けた協議が整っていない。
145	103	鹿子谷コミュニティ消防センター	1995	木(40年)	83㎡	R9以降	地元譲渡		【地元自治会と譲渡に向けた協議を進める。なお、協議が整わない場合、普通財産無償貸付の弾力的運用を検討する。】
146	96	黒沢分団下古和班消防ポンプ車庫	1984	鉄骨(40年)	36㎡	R9以降	単独建替え		【単独建替え予定(令和8年度以降)】
147	97	井野分団2班消防ポンプ車庫	1976	鉄骨(40年)	40㎡	R4終了	単独建替え		【1班及び2班の車庫統合。】 ◆R4進捗状況:解体予定。 ◆R4実績:令和4年度末で廃止。R5年度解体予定
148	98	井野分団1班消防ポンプ車庫	1985	鉄骨(40年)	12㎡	R4終了	単独建替え		同上
149	573	防災行政無線二子山中継局	1981	鉄骨(40年)	5㎡	R7	単独建替え		【次期防災情報システム移行にあわせて建替え】 ◆R4末時点:進捗なし。 ◆R5末時点:次期防災情報システム移行にあわせて建替え、次期防災情報システム整備事業実施設計業務実施中 ◆R6末時点:令和7年度の次期防災情報システム移行工事にあわせて建替えを実施。次期防災情報システム整備事業業者選定中。
150	106	公用車両(除雪車等)車庫(旭)	1980	鉄骨(40年)	192㎡	R9以降	単独建替え		【対応年数は経過しているが、引き続き使用できる状態であり、大規模修繕が必要となる時期に建替えとする。】 ◆R4末時点:規模縮小での建替検討。
151	111	向野田車庫	1970	鉄骨・鉄筋コンクリート(60年)	435㎡	R9以降	廃止(耐用年数経過後)		【公用車の車庫や倉庫として必要な施設であり、使用できる限り現状のまま使用する。老朽化により使用できなくなった場合は、敷地の半分が借地であるので、借地を返還し小規模の施設として建替えることも検討。】
152	158	緑ヶ丘住宅	1995	鉄筋コンクリート(60年)	8,521㎡	R9以降	単独建替え		【必要な修繕を行い長寿命化を図る。】 ◆R4末時点:必要な修繕を行い長寿命化を図った。 ◆R5末時点:必要な修繕を行い長寿命化を図った。 ◆R6末時点:必要な修繕を行い長寿命化を図った。

施設概要						時期・方針			進捗状況
通番	施設NO	施設名称	建築年 (西暦)	構造	延床面積	第2期時期	施設別方針	再配置実績	【第2期 計画概要】 実績概要・進捗状況
153	160	小福井住宅	1968	コンクリートブロック (60年)	1,600㎡	R9以降	統廃合		【令和4年度中に建替等計画を策定する。】 ◆R4末時点: R4に入居者へ居住意向アンケートを行い、建替方針を検討中。 ◆R5末時点: 進捗なし。 ◆R6末時点: 進捗なし。
154	164	石原住宅	1980	鉄筋コンクリート (60年)	1,949㎡	R9以降	単独建替え		【必要な修繕を行い長寿命化を図る。】 ◆R4末時点: 必要な修繕を行い長寿命化を図った。 ◆R5末時点: 必要な修繕を行い長寿命化を図った。 ◆R6末時点: 必要な修繕を行い長寿命化を図った。
155	156	日脚住宅	1992	鉄筋コンクリート (60年)	1,855㎡	R9以降	単独建替え		同上
156	168	日脚大久保住宅	1986	鉄筋コンクリート (60年)	4,125㎡	R9以降	単独建替え		同上
157	161	内田住宅	1970	コンクリートブロック (60年)	317㎡	R9以降	統廃合		【令和4年度中に建替等計画を策定する。】 ◆R4末時点: R4に入居者へ居住意向アンケートを行い、建替方針を検討中。 ◆R5末時点: 進捗なし。 ◆R6末時点: 進捗なし。
158	162	下府住宅	1973	コンクリートブロック (60年)	3,068㎡	R9以降	単独建替え		同上
159	165	上府住宅	1983	鉄筋コンクリート (60年)	2,318㎡	R9以降	単独建替え		【必要な修繕を行い長寿命化を図る。】 ◆R4末時点: 必要な修繕を行い長寿命化を図った。 ◆R5末時点: 必要な修繕を行い長寿命化を図った。 ◆R6末時点: 必要な修繕を行い長寿命化を図った。
160	167	国分住宅	1985	鉄筋コンクリート (60年)	426㎡	R9以降	単独建替え		同上
161	177	波佐住宅	1986	鉄筋コンクリート (60年)	896㎡	R9以降	単独建替え		同上
162	186	旭ヶ丘団地	2005	鉄骨(40年)	1,207㎡	R9以降	単独建替え		同上
163	187	都川団地	1977	鉄骨(40年)	166㎡	R9以降	廃止		【用途廃止】 ◆R4末時点: 全戸空き状態のため、廃止に向け準備を行う。 ◆R5末時点: 廃止に向け準備中。 ◆R6末時点: 進捗なし。
164	193	市場住宅	1988	木(40年)	278㎡	R9以降	廃止		【令和4年度中に廃止時期を検討する。】 ◆R4末時点: 2棟4戸中1棟2戸が空き部屋となったため、入居者等と協議を行い廃止時期を検討する。 ◆R5末時点: 進捗なし。 ◆R6末時点: 空室となった1棟2戸について廃止を検討。
165	198	災害公営住宅(岡見)	1984	木(40年)	65㎡	R9以降	入居者等譲渡		【取得意向調査による入居者譲渡等】 ◆R4末時点: 居住意向確認中。 ◆R5末時点: 進捗なし。 ◆R6末時点: 進捗なし。(R7に入居者へ居住意向アンケート実施予定)
166	200	災害公営住宅(渡辺)	1984	木(40年)	75㎡	R9以降	廃止(耐用年数経過後)		【令和4年度中に廃止時期を検討する。】 ◆R4末時点: 居住意向確認中。 ◆R5末時点: 進捗なし。 ◆R6末時点: 進捗なし。
167	194	災害公営住宅(川本)	1984	木(40年)	75㎡	R6終了	廃止(耐用年数経過後)		【令和4年度中に廃止時期を検討する。】 ◆R4末時点: 空き部屋となったため廃止に向け準備を行う。 ◆R5末時点: 廃止に向け準備中。 ◆R6末時点: 令和7年3月議会で条例改正(用途廃止)。用途廃止後は令和7年度に解体予定。
168	155	黒川改良住宅	1978	鉄筋コンクリート (60年)	5,121㎡	R9以降	単独建替え		【必要な修繕を行い長寿命化を図る。】 ◆R4末時点: 必要な修繕を行い長寿命化を図った。 ◆R5末時点: 必要な修繕を行い長寿命化を図った。 ◆R6末時点: 必要な修繕を行い長寿命化を図った。
168	155	黒川改良住宅 (集会所及び倉庫)		鉄骨(40年)		R4終了	廃止	無償貸付	◆R4実績: 地元町内会へ無償貸付。
169	173	雇用促進住宅小福井団地	1970	鉄筋コンクリート (60年)	3,300㎡	R6終了	民間譲渡		【民間譲渡】 ◆R4末時点: 令和5年4月に公募を開始し、令和5年6月入札を実施した。 ◆令和6年4月1日で条例廃止のうえ、民間譲渡。

施設概要						時期・方針			進捗状況
通番	施設NO	施設名称	建築年 (西暦)	構造	延床面積	第2期時期	施設別方針	再配置実績	【第2期 計画概要】 実績概要・進捗状況
170	175	雇用促進住宅内田団地	1977	鉄筋コンクリート (60年)	3,993㎡	R6終了	民間譲渡		同上
171	174	雇用促進住宅国府団地	1990	鉄筋コンクリート (60年)	5,253㎡	R6終了	民間譲渡		同上
172	176	雇用促進住宅金城団地	1980	鉄筋コンクリート (60年)	4,942㎡	R6終了	民間譲渡		同上
173	180	七条一般住宅	1978	木(40年)	70㎡	R5終了	廃止(耐用 年数経過 後)	民間譲渡	【令和4年度中に廃止時期を検討する。】 ◆R4末時点:入居者と協議を実施し、令和5年度中に意向を確認予定。 ◆R5実績:令和6年3月1日で条例廃止のうえ、民間譲渡。
174	428	今市住宅	1981	鉄筋コンクリート (60年)	115㎡	R4終了	廃止(耐用 年数経過 後)	用途廃止	【用途廃止し、解体】 ◆R4実績:令和4年9月議会で条例改正(用途廃止)。用途廃止後は施設解体予定。
175	432	重富住宅	1981	鉄筋コンクリート (60年)	115㎡	R4終了	廃止(耐用 年数経過 後)	用途廃止	同上
176	425	市木住宅	1991	木(40年)	60㎡	R6終了	廃止(耐用 年数経過 後)		【条件が整い次第、入居者譲渡】 ◆R4末時点:令和5年度中に退去予定あり。令和6年度用途廃止・解体に向け準備中。 ◆R5末時点:令和6年度用途廃止・解体に向け準備中。 ◆R6末時点:建物の解体が完了し、借地についても地権者へ返還した。
177	445	長安住宅2号棟	1999	木(40年)	210㎡	R9以降	入居者等譲 渡		【雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討】 ◆R4末時点:雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討 ◆R5末時点:進捗なし。 ◆R6末時点:進捗なし。
178	451	栃木住宅1号棟	2000	木(40年)	114㎡	R9以降	入居者等譲 渡		【条件が整い次第、入居者譲渡】 ◆R4末時点:居住意向確認済み。 ◆R5末時点:進捗なし。 ◆R6末時点:進捗なし。(R7に入居者へ居住意向アンケート実施予定)
179	452	栃木住宅2号棟	2000	木(40年)	139㎡	R4終了	廃止	用途廃止	【公募売却の検討等】 ◆R4実績:令和4年9月議会で条例改正(用途廃止)。 用途廃止後は公募により売却予定。
180	453	寺組住宅1号棟	2000	木(40年)	216㎡	R9以降	入居者等譲 渡		【雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討】 ◆R4末時点:雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討 ◆R5末時点:進捗なし。 ◆R6末時点:進捗なし。
181	454	寺組住宅2号棟	2000	木(40年)	207㎡	R9以降	入居者等譲 渡		同上
182	456	寺組住宅3号棟	2000	木(40年)	205㎡	R9以降	入居者等譲 渡		同上
183	457	長安住宅3号棟	2001	木(40年)	216㎡	R9以降	入居者等譲 渡		同上
184	459	栃木住宅3号棟	2005	木(40年)	121㎡	R9以降	入居者等譲 渡		【条件が整い次第、入居者譲渡】 ◆R4末時点:居住意向確認済み。 ◆R5末時点:進捗なし。 ◆R6末時点:進捗なし。(R7に入居者へ居住意向アンケート実施予定)
185	460	栃木住宅4号棟	2005	木(40年)	114㎡	R8	入居者等譲 渡		同上
186	461	栃木住宅5号棟	2006	木(40年)	140㎡	R4終了	廃止	用途廃止	【公募売却の検討等】 ◆R4実績:令和4年9月議会で条例改正(用途廃止)。 用途廃止後は公募により売却予定。
187	462	長安住宅4号棟	2006	木(40年)	126㎡	R9以降	入居者等譲 渡		【条件が整い次第、入居者譲渡】 ◆R4末時点:居住意向確認済み。 ◆R5末時点:進捗なし。 ◆R6末時点:進捗なし。(R7に入居者へ居住意向アンケート実施予定)
188	463	栃木住宅6号棟	2007	木(40年)	126㎡	R9以降	入居者等譲 渡		同上
189	464	栃木住宅7号棟	2007	木(40年)	140㎡	R9以降	入居者等譲 渡		同上

施設概要						時期・方針			進捗状況
通番	施設NO	施設名称	建築年 (西暦)	構造	延床面積	第2期時期	施設別方針	再配置実績	【第2期 計画概要】 実績概要・進捗状況
190	471	寺組住宅4号棟	1994	木(40年)	130㎡	R9以降	入居者等譲渡		同上
191	475	長安住宅1号棟	1998	木(40年)	632㎡	R9以降	入居者等譲渡		【雇用促進住宅の売却条件を参考に民間事業者への譲渡を検討する。】 ◆R5末時点:進捗なし。 ◆R6末時点:進捗なし。
192	597	大坪住宅	2016	木(40年)	239㎡	R9以降	入居者等譲渡		同上
193	446	錦ヶ岡住宅1号棟	1999	木(40年)	112㎡	R9以降	入居者等譲渡		【条件が整い次第、入居者譲渡】 ◆R4末時点:居住意向確認済み。 ◆R5末時点:進捗なし。 ◆R6末時点:進捗なし。(R7に入居者へ居住意向アンケート実施予定)
194	447	錦ヶ岡住宅2号棟	1999	木(40年)	109㎡	R9以降	入居者等譲渡		同上
195	448	錦ヶ岡住宅3号棟	2000	木(40年)	107㎡	R8	入居者等譲渡		同上
196	449	錦ヶ岡住宅4号棟	2000	木(40年)	106㎡	R9以降	入居者等譲渡		同上
197	450	錦ヶ岡住宅5号棟	2000	木(40年)	102㎡	R8	入居者等譲渡		同上
198	458	塚ノ元住宅2号棟	2001	木(40年)	223㎡	R9以降	入居者等譲渡		【雇用促進住宅の売却条件を参考に民間事業者への譲渡を検討する。】 ◆R5末時点:進捗なし。 ◆R6末時点:進捗なし。
199	465	塚ノ元住宅3号棟	2009	木(40年)	91㎡	R9以降	入居者等譲渡		【条件が整い次第、入居者譲渡】 ◆R4末時点:居住意向確認済み。 ◆R5末時点:進捗なし。 ◆R6末時点:進捗なし。(R7に入居者へ居住意向アンケート実施予定)
200	467	下谷住宅1号棟	2011	木(40年)	106㎡	R9以降	入居者等譲渡		同上
201	468	下谷住宅2号棟	2012	木(40年)	106㎡	R9以降	入居者等譲渡		同上
202	470	城北住宅1号棟	1993	木(40年)	114㎡	R9以降	入居者等譲渡		同上
203	474	錦ヶ岡住宅6号棟	1996	木(40年)	172㎡	R9以降	入居者等譲渡		同上
204	541	向野田住宅(A棟、B棟)	1985	鉄骨(40年)	367㎡	R9以降	民間譲渡		【雇用促進住宅の売却条件を参考に民間事業者への譲渡を検討する。】 ◆R5末時点:進捗なし。 ◆R6末時点:向野田住宅C棟について令和7年3月議会で条例改正(用途廃止)。用途廃止後は公募売却予定。向野田住宅A棟及びB棟については進捗なし。
204	541	向野田住宅(C棟)	1985	鉄骨(40年)	177㎡	R6終了	民間譲渡		同上
205	540	集団移転住宅	1973	コンクリートブロック (60年)	1,526㎡	R9以降	廃止(耐用 年数経過 後)		【令和4年度中に廃止時期を決定する。】 ◆R4末時点:R4に入居者へ居住意向アンケートを行い、段階的に移転意向の確認を行う。 ◆R5末時点:進捗なし。 ◆R6末時点:進捗なし。
206	207	ゆうひ公園	1952	鉄筋コンクリート (60年)	40㎡	R9以降	単独建替え		【機能に支障が生じるまで修繕で対応する。】
207	201	長沢公園	1989	鉄筋コンクリート (60年)	10㎡	R9以降	単独建替え		同上
208	202	相生公園	1952	鉄筋コンクリート (60年)	38㎡	R9以降	単独建替え		同上

施設概要						時期・方針			進捗状況
通番	施設NO	施設名称	建築年 (西暦)	構造	延床面積	第2期時期	施設別方針	再配置実績	【第2期 計画概要】 実績概要・進捗状況
209	203	平和公園	2004	鉄筋コンクリート (60年)	35㎡	R9以降	単独建替え		同上
210	204	昭三公園	1952	鉄筋コンクリート (60年)	17㎡	R9以降	単独建替え		同上
211	206	道分山公園	1952	鉄筋コンクリート (60年)	28㎡	R9以降	単独建替え		同上
212	208	海のみえる文化公園 (公衆便所)	1994	コンクリートブロック (60年)	59㎡	R9以降	単独建替え		同上
212	208	海のみえる文化公園 (管理事務所、野外ステージ)	1994	鉄筋鉄骨コンクリート (60年)	349㎡	R9以降	廃止(耐用 年数経過 後)		同上
213	205	宝幢寺山公園	1952	鉄筋コンクリート (60年)	12㎡	R9以降	廃止(耐用 年数経過 後)		同上
214	222	田の浦公園	1993	鉄筋コンクリート (60年)	296㎡	R9以降	統廃合		【当面の間、現状活用する。】
215	592	杉の森運動公園	1993	コンクリートブロック (60年)	12㎡	R6終了	廃止(耐用 年数経過 後)		【機能に支障が生じるまで修繕で対応する。】 ◆R4末時点: R4公園縮小に伴い、廃止に向けて検討中。 ◆R5末時点: R6廃止(解体)予定 ◆R6末時点: 解体済み
216	289	不燃ごみ処理場	1992	鉄筋コンクリート (60年)	2,274㎡	R9以降	単独建替え		【耐用年数到来時期に改修、または単独建替えを検討する。】 ◆R5末時点: 耐用年数時期未到来のため未検討 ◆R6末時点: 耐用年数時期未到来のため未検討
217	259	栄町バス待合所	1952	鉄筋コンクリート (60年)	33㎡	R9以降	単独建替え		【機能に支障が生じるまで修繕で対応する。】
218	286	栄町公衆便所	1965	鉄筋コンクリート (60年)	22㎡	R9以降	単独建替え		【耐用年数到来時期に改修、または単独建替えを検討する。】 ◆R5末時点: 耐用年数時期未到来のため未検討 ◆R6末時点: 耐用年数時期未到来のため未検討
219	287	浜田市火葬場	1985	鉄筋コンクリート (60年)	629㎡	R9以降	統廃合		【火葬炉耐用年限到来時期に統廃合を検討する。】 ◆R5末時点: 火葬炉耐用年限時期未到来のため未検討 ◆R6末時点: 火葬炉耐用年限時期未到来のため未検討
220	294	桧ヶ浦公衆便所	1985	鉄筋コンクリート (60年)	21㎡	R7	単独建替え		【機能に支障が生じるまで修繕で対応する。】 ◆R4末時点: 建替えに向けて検討中。 ◆R5末時点: R6に設計、R7に建替えを予定。
221	258	竹迫便所	1989	鉄筋コンクリート (60年)	6㎡	R9以降	単独建替え		【機能に支障が生じるまで修繕で対応する。】
222	302	長沢防災備蓄倉庫	1952	鉄骨(40年)	73㎡	R9以降	廃止		【単独建替え】 ◆R4末時点: 建替えに伴う廃止。長沢町防災備蓄倉庫の廃止年度は未定。 ◆R5末時点: 建替えに伴う廃止。長沢町防災備蓄倉庫の廃止年度は未定。 ◆R6末時点: 建替えに伴う廃止。長沢町防災備蓄倉庫の廃止年度は未定。
223	580	竹迫町バス待合所	1952	木(40年)	5㎡	R9以降	単独建替え		【現在、さほど老朽化は見られず、現状のまま継続使用、経年劣化が著しく使用困難となった時点で、石見交通と廃止等の協議を行う。】 ◆R5末時点: 現状変化はなく、今後経年劣化が著しく使用困難となった時点で、石見交通と廃止等の協議を行う。 ◆R6末時点: 現状変化はなく、今後経年劣化が著しく使用困難となった時点で、石見交通と廃止等の協議を行う。
224	310	周布駅舎	1952	木(40年)	83㎡	R9以降	廃止(耐用 年数経過 後)		【JRからの譲渡物件(大正11年建築)で建築から100年近く経過しているが改修等を行い、使用可能な状態であるため現状のまま継続使用。経年劣化が著しく使用困難となった時点で、廃止を想定している。ただし、駅舎廃止に伴い雨除けがなくなるため、雨除け用の屋根の設置について検討を行う。】 ◆R5末時点: 現状変化はなく、継続使用しているが、廃止とした場合の設備等について検討を行う。 ◆R6末時点: 現状変化はなく、継続使用しているが、廃止とした場合の設備等について検討を行う。
225	340	七条バス待合所(上り)	1993	木(40年)	9㎡	R9以降	単独建替え		【規模縮小での建替検討】 ◆R4末時点: 規模縮小での建替検討(R5現在の施設状況が良好なため建替え時期再検討中)。 ◆R5末時点: 規模縮小での建替を計画しているが、老朽化が見られないため建替え時期再検討中 ◆R6末時点: 規模縮小での建替を計画しているが、老朽化が見られないため建替え時期検討中

施設概要						時期・方針			進捗状況
通番	施設NO	施設名称	建築年 (西暦)	構造	延床面積	第2期時期	施設別方針	再配置実績	【第2期 計画概要】 実績概要・進捗状況
226	341	七条バス待合所(下り)	1993	木(40年)	6㎡	R9以降	単独建替え		同上
227	394	旭火葬場	1972	鉄筋コンクリート (60年)	155㎡	R9以降	統廃合		【火葬炉耐用年限到来時期に統廃合を検討する。】 ◆R5末時点:火葬炉耐用年限時期未到来のため未検討 ◆R6末時点:火葬炉耐用年限時期未到来のため未検討
228	422	旭温泉観音堂	1980	木(40年)	7㎡	R9以降	無償譲渡・ 貸付		【地元自治会への無償譲渡】 ◆R4末時点:打診中、進捗なし。 ◆R5末時点:R5年度に地元協議実施、地元自治会及び旭町内の寺院等での管理を検討する。 ◆R6末時点:地元協議継続
229	499	弥栄火葬場	1996	鉄筋コンクリート (60年)	232㎡	R9以降	統廃合		【火葬炉耐用年限到来時期に統廃合を検討する。】 ◆R5末時点:火葬炉耐用年限時期未到来のため未検討 ◆R6末時点:火葬炉耐用年限時期未到来のため未検討
230	539	岡見駅舎	1952	木(40年)	48㎡	R9以降	単独建替え		【集落の集会所として位置付けられており、一部は地元集落に清掃管理を委託している。老朽化により使用できなくなった場合は、駅舎部分は廃止、公衆便所は単独建替を行う。ただし、駅舎廃止に伴い雨除けがなくなるため、雨除け用の屋根の設置について検討を行う。】
230	539	岡見駅舎 (集会室)	1952	木(40年)	79㎡	R4終了	地元譲渡・ 貸付	地元貸付	◆実績:令和4年4月1日付で地元貸付。
231	306	三隅情報ステーション (旧ひやこるネットみすみ 情報ステーション)	2003	鉄骨(40年)	984㎡	R9以降	民間移管		【施設の機能統合(一部)を先行実施(令和5年度)するが、残る機能維持のため、当面の間、施設維持する。】 ◆R4末時点:令和5年度中に施設及び、機材等の貸付、譲渡について協議し、方針決定する。 ◆R5末時点:施設の一部(HE室)を文化財の補完スペースとして貸し出しを検討している。車庫部分を備蓄品の保管スペースとして検討している。(三隅地域の石見ケーブルビジョンの窓口として事務室を利用し、その他の部屋については、今後どのような活用が望ましいか関係課と協議予定)
232	558	古湊漁港備蓄倉庫	1952	鉄筋コンクリート (60年)	9㎡	R7	廃止(耐用 年数経過 後)		【廃止(取り壊し)】 ◆R4末時点:施工方法の協議及び事業費積算中 構造にアスベストが含まれている可能性があることから、分析業務を要するため、計画に遅れが生じている。 ◆R5末時点:アスベスト含有調査実施→アスベスト無し、解体事業費積算・解体工事実施時期を調整中、R6年度内に解体予定
233	536	三隅火葬場	1997	鉄筋コンクリート (60年)	505㎡	R9以降	統廃合		【火葬炉耐用年限到来時期に統廃合を検討する。】 ◆R5末時点:火葬炉耐用年限時期未到来のため未検討 ◆R6末時点:火葬炉耐用年限時期未到来のため未検討
234	634	防災備蓄倉庫	2023	鉄骨(40年)	199㎡	R4終了	単独建替え	新設	【野原町にて令和4年度に建設工事完了。(単独建替え)】
235	638	雲城地区児童クラブ	2022	鉄骨(40年)	148㎡	R4終了	複合化	新設	【令和4年10月17日に移転開設。(複合化)】
236	637	旭支所バス車庫	2023	鉄骨(40年)	110㎡	R4終了	単独建替え	新設	【令和4年度中に新設(単独建替え)】
237	647	今市児童クラブ【旧今市分校跡】	2024	鉄骨(40年)	228㎡	R5終了	複合化	新設	【令和6年度に供用開始予定、将来方針:複合化】 ◆R5実績:令和6年3月18日に移転開設。(複合化)
238		石見まちづくりセンター 長沢サブセンター	2026	鉄骨(40年)	428㎡	R8	複合化	新設予定	【パブリックコメントを経て施設の建設整備計画を策定。建物設計業務及び用地取得等に着手。令和7年度中の完成・運用開始を予定。設置後の方針は、他のまちづくりセンターと同様「複合化」】 ◆R5末時点:令和7年度中の施設の供用開始に向けて、建設用地の取得や建物設計業務等に着手した。 ◆R6末時点:R7年度中の建築工事及び外構工事等に向け、土地の所有権移転及び造成工事、建物設計業務委託を行った。
239	646	周布川西コミュニティ防 災センター	2024	鉄骨(40年)	244㎡	R5終了	単独建替え	新設	◆R5実績:浜田市治和町において、令和5年度に建設工事完了。(R6.3.29竣工)
240	504	弥栄農産物処理加工施設 第1工場	1993	鉄骨(40年)	336㎡	R9以降	民間譲渡		【施設管理委託の相手方である島根県農業協同組合が施設廃止年(令和15年)以降も引き続き農産加工を推進する方針であるため、譲渡する方向で協議済み。】 ◆R5末時点:令和7年度に譲渡へ向けた最低限の改修工事を予定。 ◆R6末時点:令和7年度に譲渡へ向けた最低限の改修工事を実施。
241		浜田市美又温泉美肌観光 拠点施設	2026	鉄骨(40年)	1,300㎡	R8	単独建替え	新設予定	◆R5末時点:基本構想、基本計画を策定した。(R6:詳細設計実施予定、R7:建設工事着手予定)
242	107	栃木除雪車車庫	1995	鉄骨(40年)	192㎡	R5終了	単独建替え		◆R5末時点:R5年度末で廃止。R6以降売却予定。
243	282	若潮学級	2000	鉄骨(40年)	50㎡	R6終了	廃止		令和6年3月末の雲雀丘小学校の統合に伴い、廃止。

施設概要						時期・方針			進捗状況
通番	施設NO	施設名称	建築年 (西暦)	構造	延床面積	第2期時期	施設別方針	再配置実績	【第2期 計画概要】 実績概要・進捗状況
244	648	防災行政無線城山中継局	1952	鉄骨(40年)	4㎡	R9以降	廃止		【老朽化している浜田市防災行政無線を更新し、災害時及び緊急時における情報伝達手段として、次期防災情報システムを導入する。更新後は、使用しない中継局は廃止する。】 ◆R5末時点:令和6年度に実施設計を行い、令和7年度から令和8年度にかけて施工する。 次期防災システムの導入に伴い、防災行政無線がアナログ方式からデジタル方式へ更新し、高城山中継局は使用しないため廃止する。 ◆R6末時点:令和7年度防災行政無線中継局の更新が行われ、令和8年度に個別受信機の更新が完了次第、城山中継局は廃止し、以降は消防本部の城山無線中継局舎内に共架する。
245	649	防災行政無線高城山中継局	2017	鉄骨(40年)	4㎡	R8	廃止		【老朽化している浜田市防災行政無線を更新し、災害時及び緊急時における情報伝達手段として、次期防災情報システムを導入する。更新後は、使用しない中継局は廃止する。】 ◆R5末時点:令和6年度に実施設計を行い、令和7年度から令和8年度にかけて施工する。 次期防災システムの導入に伴い、防災行政無線がアナログ方式からデジタル方式へ更新し、高城山中継局は使用しないため廃止する。 ◆R6末時点:令和7年度防災行政無線中継局の更新が行われ、個別受信機の更新が完了次第、高城山中継局は廃止する予定。令和7年度に、三隅地域及び金城地域の個別受信機を更新する予定。
246	652	グリーンハイツ	1993	鉄骨(40年)	193㎡	R9以降	民間譲渡		◆R6末時点:R6.10.1島根県住宅供給公社より建設当時の建物譲与契約に基づき譲与。民間事業者への譲渡を検討する。
247	653	ニュー旭ヶ丘(地域定住住宅)	1993	鉄骨(40年)	227㎡	R9以降	民間譲渡		◆R6末時点:R6.10.1島根県住宅供給公社より建設当時の建物譲与契約に基づき譲与。民間事業者への譲渡を検討する。
248		美川小学校	2027	鉄筋コンクリート(60年)	3,021㎡	R9以降	単独建替え		令和9年4月開校予定

浜田市公共施設の状況(令和7年3月31日時点)

1 施設数等の現状

	平成27年度 (4月1日)	令和3年度 (10月1日)	令和4年度 (10月1日)	令和4年度 (3月31日)	令和5年度 (3月31日)	令和6年度 (3月31日)	令和7年度 (3月31日)	比較 (R6-H27)
(1)施設数(施設)	503	431	423	431	425	418		▲85
前年比(施設)	-	▲72	▲8	8	▲6	▲7		
(2)延床面積(m ²) ^[A]	372,746	370,047	369,251	368,413	364,929	342,592		▲30,154
前年比(m ²)	-	▲2,699	▲796	▲838	▲3,484	▲22,337		
(3)将来の延床面積(m ²) ^[B]	234,509	231,019	231,400	229,765	230,121	228,694		▲5,815
削減予定面積(m ²) ^[A-B]	138,237	141,727	141,346	142,981	142,625	144,052		
削減率(%) ^[(A-B)/A]	37.1	38.0	37.9	38.4	38.3	38.6		

※「(1)施設数」は、一般会計の行政財産(公共建築物)の数を示す。

※「(3)将来の延床面積」は、現行計画の「施設別方針」どおりに削減した場合の面積を示す。

2 施設数等の増減内訳

		R3年度下期～ R4年度上期 (10月～9月)	R4年度下期 (10月～3月)	令和5年度 (4月～3月)	令和6年度 (4月～3月)	合計
① 新規		899m ² (4施設)	517m ² (4施設)	472m ² (2施設)	- (増減なし)	1,888m ² (10施設)
純増	新規整備	899m ² (4施設)	517m ² (4施設)	472m ² (2施設)	- (増減なし)	1,888m ² (10施設)
	新規取得	-	-	-	-	- (増減なし)
所管替え等 による増	特別会計から 移行	-	-	-	-	- (増減なし)
	普通財産から 移行	-	-	-	-	- (増減なし)
② 廃止、譲渡・貸付		▲1,635m ² (▲12施設)	▲52m ² (▲2施設)	▲3,931m ² (▲8施設)	▲22,878m ² (▲11施設)	▲28,496m ² (▲33施設)
③ その他		▲60m ² (増減なし)	▲1,303m ² (6施設)	▲25m ² (増減なし)	540m ² (増減なし)	▲848m ² (6施設)
合 計 (①+②+③)		▲796m ² (▲8施設)	▲838m ² (8施設)	▲3,484m ² (▲6施設)	▲22,338m ² (▲11施設)	▲27,456m ² (▲17施設)
所管替え等による増を除いた合計		▲796m ² (▲8施設)	▲838m ² (8施設)	▲3,484m ² (▲6施設)	▲22,338m ² (▲11施設)	▲27,456m ² (▲17施設)

④ 方針変更【参考】	751m ²	▲1,490m ²	▲57m ²	▲86m ²	▲882m ²

⑤ 再配置対象外施設 【参考】	-	7,853m ² (1施設)	-	-	16,102m ² (2施設)

※「③その他」は、単独建替え、統廃合、面積錯誤、漏れ等による増減の面積を示す。

※「④方針変更【参考】」は、将来の延床面積に影響する方針変更。参考数値

3 施設の増減一覧

① 新規

計上 年月	地区	通番	施設名	施設別方針 (将来方針)	面積増減	備 考
R6. 3	旭	237	今市児童クラブ【旧今市分校跡】	複合化	228 m ²	新規整備
R6. 3	浜田	239	周布川西コミュニティー防災センター	単独建替え	244 m ²	新規整備
R5 年度 小計				2 施設	472 m ²	
R5. 3	三隅	—	井野分団 1・2 班消防ポンプ車庫	単独建替え	60 m ²	新規整備
R5. 3	浜田	234	浜田市防災備蓄倉庫	単独建替え	199 m ²	新規整備
R5. 3	金城	235	雲城地区児童クラブ	複合化	148 m ²	新規整備
R5. 3	旭	236	旭支所バス車庫	単独建替え	110 m ²	新規整備
R4 年度（下半期）小計				4 施設	517 m ²	
R4. 4	浜田	—	子育て世代包括支援センター	複合化	620 m ²	新規整備
R4. 4	浜田	—	杵束分団消防ポンプ車庫	単独建替え	81 m ²	新規整備
R4. 4	浜田	—	病児・病後児保育室	複合化	90 m ²	新規整備
R4. 4	浜田	—	浜田市休日応急診療所	複合化	108 m ²	新規整備
R3 年度（下半期）～R4 年度（上半期）小計				4 施設	899 m ²	

② 廃止・譲渡・貸付

達成 年度	地区	通番	施設名	施設別方針	面積増減	ランニングコスト 削減額(年)	再配置後の 状況
R6	浜田	84	雲雀丘小学校	廃止	▲2,316 m ²	1,547 千円	地元利用
R6	浜田	91	第四中学校	廃止	▲2,634 m ²	3,277 千円	解体 (予定含む)
R6	三隅	140	三保分団湊浦班消防ポンプ車庫	統廃合	▲35 m ²	0 千円	解体 (予定含む)
R6	三隅	167	災害公営住宅（川本）	廃止（耐用年数経過後）	▲75 m ²	—	解体 (予定含む)
R6	浜田	169	雇用促進住宅小福井団地	民間譲渡	▲3,300 m ²	13,000 千円	有償譲渡
R6	浜田	170	雇用促進住宅内田団地	民間譲渡	▲3,993 m ²	13,000 千円	有償譲渡
R6	浜田	171	雇用促進住宅国府団地	民間譲渡	▲5,253 m ²	13,000 千円	有償譲渡
R6	金城	172	雇用促進住宅金城団地	民間譲渡	▲4,942 m ²	13,000 千円	有償譲渡
R6	旭	176	市木住宅	廃止（耐用年数経過後）	▲60 m ²	20 千円	解体 (予定含む)
R6	三隅	215	杉の森運動公園	廃止（耐用年数経過後）	▲12 m ²	11 千円	解体 (予定含む)
R6	浜田	243	若潮学級	廃止	▲50 m ²	0 千円	移転開設
R6	旭	—	和田まちづくりセンター (プール専用附属屋)	廃止	▲30 m ²	4,320 千円	解体 (予定含む)
R6	三隅	—	向野田住宅（C 棟）	民間譲渡	▲177 m ²	—	解体 (予定含む)

達成 年度	地区	通番	施設名	施設別方針	面積増減	ランニングコスト 削減額(年)	再配置後 の状況
R6 年度 小計				11 施設	△22,878 m ²	56,855 千円	
R5	金城	66	美又温泉会館	民間譲渡	▲335 m ²	14,257 千円	無償譲渡
R5	浜田	109	原井幼稚園	統廃合	▲808 m ²	0 千円	解体 (予定含む)
R5	浜田	110	石見幼稚園	統廃合	▲915 m ²	1,000 千円	解体 (予定含む)
R5	浜田	113	やまばと学級	廃止	▲79 m ²	130 千円	移転開設
R5	旭	114	今市児童クラブ	廃止	▲585 m ²	0 千円	移転開設
R5	三隅	118	三隅デイサービスセンター	民間譲渡	▲656 m ²	0 千円	無償譲渡
R5	金城	173	七条一般住宅	民間譲渡	▲70 m ²	0 千円	有償譲渡
R5	金城	—	美又温泉国民保養センター (休養ホーム) ※	廃止	▲291 m ²	—	解体 (予定含む)
R5	弥栄	242	栃木除雪車庫	単独建替え	▲192 m ²	—	売却
R5 年度 小計				8 施設	△3,931 m ²	15,387 千円	
R4	三隅	147	井野分団下今明班消防ポンプ車庫	単独建替え	▲40 m ²	0 千円	解体 (予定含む)
R4	三隅	148	井野分団市場班消防ポンプ車庫	単独建替え	▲12 m ²	0 千円	解体 (予定含む)
R4 年度(下半期) 小計				2 施設	△52 m ²	0 千円	
R3	浜田	22	石見まちづくりセンター 後野分館(屋内体育館) ※	単独建替え	▲190 m ²	0 千円	解体 (予定含む)
R3	旭	—	都川分団1班消防ポンプ車庫	統廃合	▲15 m ²	3 千円	無償譲渡
R3	旭	—	都川分団2班消防ポンプ車庫	統廃合	▲44 m ²	5 千円	解体 (予定含む)
R3	旭	—	都川分団3班消防ポンプ車庫	統廃合	▲15 m ²	5 千円	解体 (予定含む)
R4	浜田	168	黒川改良住宅(黒川集会所) ※	単独建替え→廃止	▲100 m ²	—	地元貸付
R4	旭	174	今市住宅	廃止(耐用年数経過後)	▲115 m ²	—	解体 (予定含む)
R4	旭	175	重富住宅	廃止(耐用年数経過後)	▲115 m ²	—	解体 (予定含む)
R4	弥栄	179	栃木住宅2号棟	入居者等譲渡→廃止	▲139 m ²	78 千円	売却
R4	弥栄	186	栃木住宅5号棟	入居者等譲渡→廃止	▲140 m ²	78 千円	売却
R4	三隅	230	岡見駅舎(集会室) ※	廃止(耐用年数経過後)→地元譲渡・貸付	▲54 m ²	—	地元貸付
R4	浜田	—	子育て支援センター	単独建替え	▲594 m ²	—	解体 (予定含む)
R4	弥栄	—	杵束分団第1班消防ポンプ車庫	統廃合	▲66 m ²	—	継続利用

達成 年度	地区	通番	施設名	施設別方針	面積増減	ランニングコスト 削減額(年)	再配置後 の状況
R4	弥栄	—	杵束分団第2班消防ポンプ車庫	統廃合	▲15 m ²	11 千円	解体 (予定含む)
R4	弥栄	—	杵束分団第3班消防ポンプ車庫	統廃合	▲21 m ²	3 千円	無償譲渡 協議中
R4	弥栄	—	杵束分団第4班消防ポンプ車庫	統廃合	▲12 m ²	—	無償譲渡 協議中
R3 年度(下半期)～R4 年度(上半期) 小計				12 施設	△1,635 m ²	183 千円	

※棟のみの廃止、譲渡・貸付のため施設数にはカウントしない。

④ 方針変更【参考】（既に廃止又は譲渡・貸付したものや効果に影響が無いものは除く）

地区	通番	施設名	施設別方針	面積	面積増減	備考
浜田	128	国分分団 1.2 班消防ポンプ車庫	単独建替え→統廃合	33 m ²	▲10 m ²	3 割分の将来面積減
金城	130	波佐分団第 1 班消防ポンプ車庫	単独建替え→統廃合	46 m ²	▲14 m ²	3 割分の将来面積減
金城	131	波佐分団第 3 班消防ポンプ車庫	単独建替え→統廃合	46 m ²	▲14 m ²	3 割分の将来面積減
旭	132	木田分団 1 班消防ポンプ車庫	単独建替え→統廃合	15 m ²	▲5 m ²	3 割分の将来面積減
旭	133	木田分団 3 班消防ポンプ車庫	単独建替え→統廃合	15 m ²	▲5 m ²	3 割分の将来面積減
弥栄	134	安城分団第 3 班消防ポンプ車庫	単独建替え→統廃合	23 m ²	▲7 m ²	3 割分の将来面積減
三隅	135	岡見分団須津班消防ポンプ車庫	単独建替え→統廃合	34 m ²	▲10 m ²	3 割分の将来面積減
三隅	136	岡見分団中山班消防ポンプ車庫	単独建替え→統廃合	30 m ²	▲9 m ²	3 割分の将来面積減
三隅	137	岡見分団岡見郷班消防ポンプ車庫	単独建替え→統廃合	24 m ²	▲7 m ²	3 割分の将来面積減
三隅	—	岡見分団松原班消防ポンプ車庫	単独建替え→統廃合	16 m ²	▲5 m ²	3 割分の将来面積減
R6 年度 小計			9 施設		△86 m ²	
三隅	140	三保分団湊浦班消防ポンプ車庫	単独建替え→統廃合	35 m ²	▲10 m ²	3 割分の将来面積減
三隅	141	三保分団上古市班消防ポンプ車庫	単独建替え→統廃合	11 m ²	▲3 m ²	3 割分の将来面積減
三隅	142	三保分団中組班消防ポンプ車庫	単独建替え→統廃合	30 m ²	▲9 m ²	3 割分の将来面積減
浜田	243	若潮学級	複合化→廃止	50 m ²	▲35 m ²	7 割分の将来面積減
R5 年度 小計			4 施設		△57 m ²	
金城	121	金城支所庁舎	複合化→廃止	2,128 m ²	▲1,490 m ²	7 割分の将来面積減
R4 年度（下半期） 小計			1 施設		△1,490 m ²	
浜田	51	サン・ビレッジ浜田（アイススケート場）	廃止→用途変更	2,526 m ²	2,526 m ²	10 割分の将来面積増
浜田	52-2	ふれあいジム・かなぎ（管理棟）	統廃合→廃止（耐用年数経過後）	333 m ²	▲233 m ²	7 割分の将来面積減
浜田	84	雲雀丘小学校	複合化→廃止	2,316 m ²	▲1,621 m ²	7 割分の将来面積減
浜田	86	石見小学校	複合化→単独建替え	6,064 m ²	1,819 m ²	3 割分の将来面積増
浜田	91	第四中学校	複合化→廃止	2,634 m ²	▲1,844 m ²	7 割分の将来面積減
浜田	92	美川小学校（プール附属室以外）	複合化→単独建替え	2,137 m ²	641 m ²	3 割分の将来面積増

地区	通番	施設名	施設別方針	面積	面積増減	備考
浜田	128	国分分団 1.2 班消防ポンプ車庫	単独建替え→統廃合	33 m ²	▲10 m ²	3 割分の将来面積減
金城	130	波佐分団第 1 班消防ポンプ車庫	単独建替え→統廃合	46 m ²	▲14 m ²	3 割分の将来面積減
金城	131	波佐分団第 3 班消防ポンプ車庫	単独建替え→統廃合	46 m ²	▲14 m ²	3 割分の将来面積減
浜田	113	やまばと学級	複合化→廃止	79 m ²	▲55 m ²	7 割分の将来面積減
旭	114	今市児童クラブ	複合化→廃止	585 m ²	▲409 m ²	7 割分の将来面積減
浜田	222	長沢防災備蓄倉庫	単独建替え→廃止	73 m ²	▲73 m ²	10 割分の将来面積減
R3 下半期～R4 上半期 小計			9 施設		751 m ²	

⑤ 再配置対象外施設【参考】

建設年月	地区	No.	施設名	施設別方針 (将来方針)	面積	備考
R2.4	浜田	—	浜田漁港水産物荷捌所 (7 号岸壁荷捌所)	—	8,249 m ²	新規整備
R5.3	浜田	—	浜田漁港水産物荷捌所 (4 号岸壁荷捌所)	—	7,853 m ²	新規整備

分類別面積一覧

大分類	小分類	令和6年3月		令和7年3月			増減
		施設数	延床面積	施設数	延床面積	構成比	延床面積
1 市民文化系施設	集会施設	13	7,401m ²	13	7,401m ²	2.2%	－
	文化施設	1	5,690m ²	1	5,690m ²	1.7%	－
	小 計	14	13,091m ²	14	13,091m ²	3.8%	－
2 社会教育系施設	図書館	5	4,470m ²	5	4,470m ²	1.3%	－
	博物館等	9	8,105m ²	9	8,105m ²	2.4%	－
	まちづくりセンター	35	22,610m ²	35	22,580m ²	6.6%	▲30m ²
	小 計	49	35,185m ²	49	35,155m ²	10.3%	▲30m ²
3 スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	22	26,989m ²	22	27,013m ²	7.9%	24m ²
	レクリエーション・観光施設	9	13,336m ²	9	13,336m ²	3.9%	－
	保養施設	2	3,243m ²	2	3,243m ²	0.9%	－
	小 計	33	43,568m ²	33	43,592m ²	12.7%	24m ²
4 産業系施設	産業系施設	24	17,245m ²	24	17,245m ²	5.0%	－
	小 計	24	17,245m ²	24	17,245m ²	5.0%	－
5 学校教育系施設	学校	25	121,543m ²	23	116,593m ²	34.0%	▲4,950m ²
	その他教育系施設	17	6,002m ²	17	6,002m ²	1.8%	－
	小 計	42	127,545m ²	40	122,595m ²	35.8%	▲4,950m ²
6 子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	2	1,339m ²	2	1,339m ²	0.4%	－
	幼児・児童施設	10	1,639m ²	9	1,589m ²	0.5%	▲50m ²
	小 計	12	2,978m ²	11	2,928m ²	0.9%	▲50m ²
7 保健・福祉施設	高齢福祉施設	3	2,727m ²	3	2,714m ²	0.8%	▲13m ²
	保健施設	2	753m ²	2	753m ²	0.2%	－
	その他社会福祉施設	1	3,356m ²	1	3,356m ²	1.0%	－
	小 計	6	6,836m ²	6	6,823m ²	2.0%	▲13m ²
8 医療施設	医療施設	1	108m ²	1	108m ²	0.0%	－
	小 計	1	108m ²	1	108m ²	0.0%	－
9 行政系施設	庁舎等	9	23,224m ²	9	23,224m ²	6.8%	－
	消防施設	15	4,105m ²	15	4,104m ²	1.2%	▲1m ²
	ポンプ車庫等	80	4,322m ²	79	4,378m ²	1.3%	56m ²
	その他行政系施設等	0	0m ²	0	0m ²	0.0%	－
	小 計	104	31,651m ²	103	31,706m ²	9.3%	55m ²
10 公営住宅	公営住宅	19	35,644m ²	19	35,644m ²	10.4%	－
	災害公営住宅	3	215m ²	2	140m ²	0.0%	▲75m ²
	改良住宅	1	5,121m ²	1	5,121m ²	1.5%	－
	雇用促進住宅	4	17,489m ²	0	0m ²	0.0%	▲17,489m ²
	地域定住住宅	27	4,746m ²	28	4,941m ²	1.4%	195m ²
	特定公共賃貸住宅	5	3,743m ²	5	3,743m ²	1.1%	－
	集団移転住宅	1	1,526m ²	1	1,526m ²	0.4%	－
	小 計	60	68,484m ²	56	51,115m ²	14.9%	▲17,369m ²
11 公園	公園	24	1,786m ²	23	1,774m ²	0.5%	▲12m ²
	小 計	24	1,786m ²	23	1,774m ²	0.5%	▲12m ²
12 供給処理施設	供給処理施設	3	11,532m ²	3	11,532m ²	3.4%	－
	小 計	3	11,532m ²	3	11,532m ²	3.4%	－
13 その他	その他	53	4,922m ²	55	4,929m ²	1.4%	7m ²
	小 計	53	4,922m ²	55	4,929m ²	1.4%	7m ²
端数調整			-2m ²		-1m ²		
	合 計	425	364,929m ²	418	342,592m ²	100.0%	▲22,338m ²

浜田市公共施設方針一覧

大分類	小分類	地域	施設数 (前 年)	施設数 (本 年)	施設 NO	施設名称	計画 通番	延床面積 R 6. 3. 31	延床面積 R 7. 3. 31	所管課方針	備考
市民文化 系施設	集会施設	浜田	2	2	284	瀬戸見文化センター		97㎡	97㎡	単独建替え	
		浜田			285	日脚和泉集会所	1	153㎡	153㎡	単独建替え	
		金城	1	1	336	みどりかいかん	2	1,301㎡	1,301㎡	複合化	
		旭	5	5	398	坂本構造改善センター		296㎡	296㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		旭			405	丸原センター		499㎡	499㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		旭			400	木田生活改善センター(木田まちづくりセンター)	3	362㎡	362㎡	複合化	
		旭			399	都川高齢者活動促進センター(都川まちづくりセンター)		492㎡	492㎡	複合化	
		旭			413	市木生活改善センター(市木まちづくりセンター)	4	394㎡	394㎡	複合化	
		弥栄	1	1	108	多目的研修集会施設(弥栄会館)	5	1,484㎡	1,484㎡	複合化	
		三隅	4	4	548	三隅中央会館	6	1,503㎡	1,503㎡	複合化	
		三隅			537	上古和集会所		59㎡	59㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		三隅			552	井野地区多目的研修集会施設みのり会館	7	394㎡	394㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		三隅			553	大谷地区活性化施設八幡センター	8	366㎡	366㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
	文化施設 小計	浜田	1	1	252	石央文化ホール	9	5,690㎡	5,690㎡	複合化	
			14	14		市民文化系施設		13,091㎡	13,091㎡		
社会教育 系施設	図書館	浜田	1	1	562	中央図書館		3,052㎡	3,052㎡	単独建替え	
		金城	1	1	598	金城図書館	10	264㎡	264㎡	複合化	
		旭	1	1	578	旭図書館		305㎡	305㎡	複合化	
		弥栄	1	1	626	弥栄図書館		56㎡	56㎡	単独建替え	
		三隅	1	1	563	三隅図書館		793㎡	793㎡	複合化	
	博物館等	浜田	3	3	255	浜田城資料館	11	549㎡	549㎡	廃止(保存終 了後)	
		浜田			251	世界こども美術館創作活動館		3,609㎡	3,609㎡	統廃合	
		浜田			253	浜田郷土資料館	12	479㎡	479㎡	統廃合	
		金城	2	2	376	金城民俗資料館	13	268㎡	268㎡	統廃合	
		金城			377	金城歴史民俗資料館	14	174㎡	174㎡	統廃合	
		旭	1	1	418	旭歴史民俗資料館	15	387㎡	387㎡	統廃合	
		弥栄	1	1	514	弥栄郷土資料展示室	16	255㎡	255㎡	統廃合	
		三隅	2	2	257	石正美術館		1,977㎡	1,977㎡	統廃合	
		三隅			524	三隅歴史民俗資料館	17	406㎡	406㎡	統廃合	
	まちづくり センター	浜田	16	16	238	浜田まちづくりセンター	18	787㎡	787㎡	複合化	
		浜田			231	石見まちづくりセンター	19	577㎡	577㎡	複合化	
		浜田			232	石見まちづくりセンター宇津井分館	20	230㎡	230㎡	地元譲渡	
		浜田			240	石見まちづくりセンター長見分館	21	167㎡	167㎡	地元譲渡	
		浜田			590	石見まちづくりセンター後野分館	22	909㎡	909㎡	地元譲渡	
		浜田			591	石見まちづくりセンター佐野分館	23	1,804㎡	1,804㎡	地元譲渡	
		浜田			600	石見まちづくりセンター細谷分館	24	180㎡	180㎡	地元譲渡	
		浜田			241	長浜まちづくりセンター	25	611㎡	611㎡	複合化	
		浜田			237	大麻まちづくりセンター	26	149㎡	149㎡	複合化	
		浜田			242	周布まちづくりセンター		558㎡	558㎡	複合化	
		浜田			233	美川まちづくりセンター	27	625㎡	625㎡	複合化	
		浜田			234	美川まちづくりセンター西分館	28	490㎡	490㎡	地元譲渡	
		浜田			235	美川まちづくりセンター東分館	29	188㎡	188㎡	地元譲渡	
		浜田			230	国府まちづくりセンター		601㎡	601㎡	複合化	
		浜田			244	国府まちづくりセンター宇野分館	30	726㎡	726㎡	地元譲渡	
		浜田			618	国府まちづくりセンター有福分館	31	513㎡	513㎡	複合化	
		金城	6	6	372	久佐まちづくりセンター(くざ会館)	32	791㎡	791㎡	複合化	
		金城			572	今福まちづくりセンター	33	23㎡	23㎡	複合化	
		金城			370	美又まちづくりセンター(美又会館)		792㎡	792㎡	複合化	
		金城			571	雲城まちづくりセンター	34	118㎡	118㎡	複合化	
		金城			375	波佐まちづくりセンター(ときわ会館)		684㎡	684㎡	複合化	
		金城			373	小国まちづくりセンター	35	995㎡	995㎡	複合化	
		旭	5	5	581	今市まちづくりセンター	36	0㎡	0㎡	複合化	
		旭			582	木田まちづくりセンター	37	0㎡	0㎡	複合化	

大分類	小分類	地域	施設数 (前 年)	施設数 (本 年)	施設 NO	施設名称	計画 通番	延床面積 R 6. 3. 31	延床面積 R 7. 3. 31	所管課方針	備考
スポ・レ ク系施設	スポーツ施 設	旭			139	和田まちづくりセンター	38	3,077㎡	3,047㎡	複合化	【その他】一部解体▲30㎡
		旭			583	都川まちづくりセンター		0㎡	0㎡	複合化	
		旭			584	市木まちづくりセンター	39	0㎡	0㎡	複合化	
		弥栄	2	2	567	安城まちづくりセンター	40	50㎡	50㎡	複合化	
		弥栄			624	杵束まちづくりセンター		556㎡	556㎡	複合化	
		三隅	6	6	518	岡見まちづくりセンター		695㎡	695㎡	複合化	
		三隅			517	三保まちづくりセンター	41	1,096㎡	1,096㎡	複合化	
		三隅			519	白砂まちづくりセンター		562㎡	562㎡	複合化	
		三隅			516	三隅まちづくりセンター	42	1,535㎡	1,535㎡	複合化	
		三隅			520	黒沢まちづくりセンター	43	1,110㎡	1,110㎡	複合化	
		三隅			521	井野まちづくりセンター	44	1,414㎡	1,414㎡	複合化	
		小計		49	49	社会教育係施設		35,185㎡	35,155㎡		
		浜田	9	9	245	健康増進センター		421㎡	421㎡	統廃合	
		浜田			254	サンマリン浜田	45	1,359㎡	1,359㎡	統廃合	
		浜田			246	浜田市陸上競技場	46	957㎡	957㎡	統廃合	
		浜田			247	浜田市庭球場	47	34㎡	34㎡	統廃合	
		浜田			248	浜田市野球場	48	1,839㎡	1,839㎡	統廃合	
		浜田			250	東公園北広場トイレ	49	38㎡	38㎡	単独建替え	
		浜田			278	ラ・ペアーレ浜田	50	1,831㎡	1,831㎡	統廃合	
		浜田			589	浜田市室内プール		957㎡	957㎡	単独建替え	
		浜田			249	サン・ビレッジ浜田	51	2,676㎡	2,676㎡	用途変更	
	レクリエー ション施設・ 観光施設	金城	2	2	374	今福スポーツ広場施設		145㎡	169㎡	統廃合	【その他】屋外トイレ、東屋追加+23.48㎡
		金城			209	ふれあいジム・かなぎ	52	6,356㎡	6,356㎡	統廃合	
		旭	5	5	211	旭公園野球場	53	223㎡	223㎡	統廃合	
		旭			212	旭公園テニスコート	54	18㎡	18㎡	廃止(耐用年数経過後)	
		旭			213	旭公園プール	55	548㎡	548㎡	単独建替え	
		旭			214	旭公園陸上競技場		30㎡	30㎡	統廃合	
		旭			215	旭公園市民体育館	56	2,964㎡	2,964㎡	統廃合	
		弥栄	2	2	494	弥栄運動広場施設	57	105㎡	105㎡	統廃合	
		弥栄			510	フットサルやさか競技場		122㎡	122㎡	単独建替え	
		三隅	4	4	542	岡見スポーツセンター	58	929㎡	929㎡	統廃合	
		三隅			220	三隅中央公園	59	1,179㎡	1,179㎡	統廃合	
		三隅			522	アクアみすみ		2,957㎡	2,957㎡	単独建替え	
		三隅			523	三隅B&G海洋センター	60	1,302㎡	1,302㎡	統廃合	
		浜田	1	1	295	国民宿舎千量苑	61	3,877㎡	3,877㎡	民間譲渡	
		金城	6	6	358	かなぎウェスタンライディングパーク	62	4,003㎡	4,003㎡	民間譲渡	
		金城			359	展望台広場休憩所		44㎡	44㎡	単独建替え	
		金城			360	森の公民館	63	380㎡	380㎡	民間譲渡	
		金城			357	美又温泉4号井ポンプ小屋		10㎡	10㎡	単独建替え	
		金城			368	美又温泉歓迎塔		3㎡	3㎡	単独建替え	
		金城			361	リフレパークきんたの里	64	2,661㎡	2,661㎡	民間譲渡	
		旭	1	1	396	広場緑地等利用施設簡易宿泊施設		102㎡	102㎡	廃止(耐用年数経過後)	
		弥栄	1	1	493	ふるさと体験村		2,255㎡	2,255㎡	単独建替え	
産業系施 設	産業系施 設	金城	1	1	355	美又温泉国民保養センター	65	2,806㎡	2,806㎡	廃止	
		金城			356	美又温泉会館	66	-	-	民間譲渡	
		旭	1	1	588	旭温泉あさひ荘	67	437㎡	437㎡	単独建替え	
		小計		33	33	スポ・レク系施設		43,568㎡	43,592㎡		
		浜田	1	1	619	山陰浜田港公設市場	68	2,467㎡	2,467㎡	民間譲渡	
		金城	6	6	371	くざ会館(体育館)	69	630㎡	630㎡	地元譲渡	
		金城			363	ふれあい会館	70	1,297㎡	1,297㎡	複合化	

大分類	小分類	地域	施設数 (前 年)	施設数 (本 年)	施設 NO	施設名称	計画 通番	延床面積 R 6. 3. 31	延床面積 R 7. 3. 31	所管課方針	備考
		金城			365	かたらいの家	71	249㎡	249㎡	地元譲渡	
		金城			367	地域材利用促進交流館	72	229㎡	229㎡	地元譲渡	
		金城			366	エクス和紙の館	73	949㎡	949㎡	民間譲渡	
		金城			369	縁の里地域振興施設	74	210㎡	210㎡	地元譲渡	
		旭	8	8	426	地域交流プラザ「まんてん」	75	411㎡	411㎡	複合化	
		旭			437	地域交流プラザ多目的ステージ		128㎡	128㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		旭			423	山ノ内農作業管理休養施設旭豊1号館	76	241㎡	241㎡	有償貸付	
		旭			424	山ノ内農作業管理休養施設旭豊2号館	77	168㎡	168㎡	有償貸付	
		旭			595	木田暮らしの学校	78	1,600㎡	1,600㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		旭			389	天狗石農村交流研修センター	79	318㎡	318㎡	地元貸付	
		旭			395	天狗石農村交流研修センター入浴施設	80	43㎡	43㎡	地元貸付	
		旭			602	市木ふれあい広場		1,195㎡	1,195㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		弥栄	6	6	502	実践研修生滞在施設		224㎡	224㎡	単独建替え	
		弥栄			503	間伐材等地域材研究施設		1,001㎡	1,001㎡	広域化	
		弥栄			504	弥栄農産物処理加工施設第1工場		336㎡	336㎡	民間譲渡	
		弥栄			505	弥栄肉用牛改良流通センター		3,469㎡	3,469㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		弥栄			511	農産物集出荷貯蔵施設		108㎡	108㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		弥栄			512	地域資源循環活用施設		279㎡	279㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		三隅	3	3	550	岡見漁業振興会館	81	868㎡	868㎡	単独建替え	
		三隅			576	石州和紙会館		456㎡	456㎡	複合化	
		三隅			549	三隅特産品展示販売センター(ゆうひパーク三隅)		370㎡	370㎡	単独建替え	
	小計		24	24		産業系施設		17,245㎡	17,245㎡		
学校教育 系施設	学校	浜田	14	12	113	第二中学校	82	6,813㎡	6,813㎡	複合化	
		浜田			117	原井小学校		5,658㎡	5,658㎡	複合化	
		浜田			118	松原小学校	83	6,513㎡	6,513㎡	複合化	
		浜田			123	雲雀丘小学校	84	2,316㎡	0㎡	廃止	【廃止】普通財産 への移管▲2,316 ㎡
		浜田			112	第一中学校	85	9,265㎡	9,265㎡	複合化	
		浜田			119	石見小学校	86	6,064㎡	6,064㎡	単独建替え	
		浜田			130	三階小学校	87	4,352㎡	4,352㎡	複合化	
		浜田			120	長浜小学校	88	6,143㎡	6,143㎡	複合化	
		浜田			114	第三中学校	89	7,201㎡	7,201㎡	複合化	
		浜田			121	周布小学校	90	4,829㎡	4,829㎡	複合化	
		浜田			115	第四中学校	91	2,634㎡	0㎡	廃止	【廃止】解体▲ 2,634㎡
		浜田			122	美川小学校	92	2,200㎡	2,200㎡	単独建替え	
		浜田			116	浜田東中学校		5,649㎡	5,649㎡	複合化	
		浜田			593	国府小学校	93	6,411㎡	6,411㎡	複合化	
		金城	4	4	132	今福小学校	94	2,228㎡	2,228㎡	複合化	
		金城			131	金城中学校	95	4,302㎡	4,302㎡	複合化	
		金城			133	雲城小学校	96	2,942㎡	2,942㎡	複合化	
		金城			134	波佐小学校	97	2,306㎡	2,306㎡	複合化	
		旭	2	2	137	今市小学校		104㎡	104㎡	廃止	
		旭			142	旭中学校	98	3,921㎡	3,921㎡	複合化	
		旭			599	旭小学校		4,766㎡	4,766㎡	複合化	
		弥栄	2	2	145	弥栄小学校	99	3,712㎡	3,712㎡	複合化	
		弥栄			146	弥栄中学校		2,832㎡	2,832㎡	複合化	
		三隅	3	3	149	岡見小学校	100	3,373㎡	3,373㎡	複合化	
		三隅			147	三隅中学校		7,345㎡	7,345㎡	複合化	

大分類	小分類	地域	施設数 (前 年)	施設数 (本 年)	施設 NO	施設名称	計画 通番	延床面積 R 6. 3. 31	延床面積 R 7. 3. 31	所管課方針	備考
	学校給食 センター	三隅			148	三隅小学校		7,664㎡	7,664㎡	複合化	
		浜田	1	1	150	浜田学校給食センター		2,695㎡	2,695㎡	統廃合	
		金城	4	4	136	金城スクールバス車庫		99㎡	99㎡	単独建替え	
		金城			380	今福教職員住宅	101	400㎡	400㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		金城			135	金城学校給食センター		414㎡	414㎡	統廃合	
		金城			379	雲城教職員住宅	102	506㎡	506㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		旭	5	5	419	スクールバス車庫		50㎡	50㎡	単独建替え	
		旭			430	丸原教職員住宅	103	115㎡	115㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		旭			435	旭学校給食センター	104	539㎡	539㎡	統廃合	
		旭			433	木田教職員住宅		60㎡	60㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		旭			431	重富教職員住宅	105	101㎡	101㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		弥栄	5	5	438	グランド前教職員住宅		120㎡	120㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		弥栄			566	弥栄学校給食センター		206㎡	206㎡	統廃合	
		弥栄			439	木都賀教職員住宅		240㎡	240㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		弥栄			441	城北第一教職員住宅	106	60㎡	60㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		弥栄			442	城北第二教職員住宅	107	60㎡	60㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		三隅	2	2	526	向野田教員住宅	108	208㎡	208㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		三隅			527	井野教員住宅		127㎡	127㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
	小計		42	40		学校教育系施設		127,545㎡	122,595㎡		
子育て支 援施設	幼稚園・ 保育園・ こども園	浜田	2	2	152	原井幼稚園	109	-	-	統廃合	【統合後、開設】
		浜田			151	石見幼稚園	110	-	-	統廃合	
		浜田			153	浜田幼稚園	111	892㎡	892㎡	統廃合	
		浜田			154	美川幼稚園(やまばと学級)	112	447㎡	447㎡	廃止	
	幼児・児 童施設	浜田	6	5	282	若潮学級		50㎡	0㎡	廃止	【廃止】原井小児 童クラブに統合▲ 49.5㎡
		浜田			603	さくら第2学級		85㎡	85㎡	複合化	
		浜田			611	杉の子第3学級		86㎡	86㎡	複合化	
		浜田			612	ひまわり学級		103㎡	103㎡	複合化	
		浜田			280	やまばと学級	113	-	-	廃止	
		浜田			627	子育て世代包括支援センター		620㎡	620㎡	複合化	
		浜田			630	病児・病後児保育室		90㎡	90㎡	複合化	
		金城	2	2	638	雲城地区児童クラブ	235	148㎡	148㎡	複合化	【複合化済】
		旭			402	今市児童クラブ	114	-	-	廃止	
		旭			647	今市児童クラブ【旧今市分校跡】	237	228㎡	228㎡	複合化	
		弥栄	1	1	606	やさか児童クラブ		64㎡	64㎡	複合化	
		三隅	1	1	555	三隅小児童クラブ		165㎡	165㎡	複合化	
	小計		12	11		子育て支援施設		2,978㎡	2,928㎡		
保健・福 祉施設	高齢福祉 施設	金城	2	2	338	老人福祉センター(金城)	115	268㎡	268㎡	複合化	

大分類	小分類	地域	施設数 (前 年)	施設数 (本 年)	施設 NO	施設名称	計画 通番	延床面積 R 6. 3. 31	延床面積 R 7. 3. 31	所管課方針	備考
		金城			339	高齢者生活福祉センター(さんあいホーム)	116	2, 297㎡	2, 284㎡	複合化	【その他】休憩所 解体▲13㎡
		旭	1	1	415	あさひやすらぎの家	117	162㎡	162㎡	民間譲渡	
		三隅	0	0	533	三隅デイサービスセンター	118	-	-	民間譲渡	
	保健施設	旭	1	1	383	旭保健センター		396㎡	396㎡	複合化	
		三隅	1	1	528	三隅保健センター		357㎡	357㎡	複合化	
	その他社会福祉施設	浜田	1	1	276	総合福祉センター		3, 356㎡	3, 356㎡	複合化	
	小計		6	6		保健・福祉施設		6, 836㎡	6, 823㎡		
医療施設	医療施設	浜田	1	1	631	浜田市休日応急診療所		108㎡	108㎡	複合化	
	小計		1	1		医療施設		108㎡	108㎡		
行政系施設	庁舎等	浜田	5	5	1	市役所本庁舎		7, 580㎡	7, 580㎡	複合化	
		浜田			2	市役所西分庁舎		852㎡	852㎡	複合化	
		浜田			3	市役所東分庁舎		745㎡	745㎡	複合化	
		浜田			5	市役所第2東分庁舎	119	335㎡	335㎡	廃止	
		浜田			607	市役所北分庁舎(元浜田警察署)	120	3, 448㎡	3, 448㎡	廃止	
		金城	1	1	6	金城支所庁舎	121	2, 236㎡	2, 236㎡	廃止	
		旭	1	1	7	旭支所庁舎		3, 213㎡	3, 213㎡	複合化	
		弥栄	1	1	8	弥栄支所庁舎	122	1, 920㎡	1, 920㎡	複合化	
		三隅	1	1	9	三隅支所庁舎	123	2, 894㎡	2, 894㎡	複合化	
		浜田	6	6	10	消防本部・浜田消防署	124	1, 695㎡	1, 695㎡	単独建替え	
	消防施設	浜田			308	松羽地区コミュニティ防災センター		180㎡	180㎡	単独建替え	
		浜田			11	浜田消防署桜ヶ丘出張所	127	174㎡	174㎡	単独建替え	【工事完了】
		浜田			307	下府コミュニティ防災センター		200㎡	200㎡	単独建替え	
		浜田			613	上府コミュニティ防災センター	129	241㎡	240㎡	地元譲渡	【その他】面積調 整▲1㎡
		浜田			646	周布川西コミュニティ防災センター	239	244㎡	244㎡	単独建替え	【新設済】
		金城	2	2	12	消防多目的施設		309㎡	309㎡	統廃合	
		金城			585	東部消防署金城出張所		198㎡	198㎡	単独建替え	
		旭	2	2	13	東部消防署旭出張所		179㎡	179㎡	単独建替え	
		旭			586	城山無線中継局		28㎡	28㎡	単独建替え	
		弥栄	1	1	14	西部消防署弥栄出張所		150㎡	150㎡	単独建替え	
		三隅	4	4	15	西部消防署	143	199㎡	199㎡	単独建替え	
		三隅			102	岡崎コミュニティ消防センター	144	110㎡	110㎡	地元譲渡	
		三隅			103	鹿子谷コミュニティ消防センター	145	83㎡	83㎡	地元譲渡	
		三隅			101	室谷コミュニティ消防センター		114㎡	114㎡	単独建替え	
	ポンプ車庫等	浜田	22	21	30	消防団資機材倉庫	125	13㎡	13㎡	単独建替え	
		浜田			18	佐野分団1班消防ポンプ車庫		60㎡	60㎡	単独建替え	
		浜田			19	佐野分団2班消防ポンプ車庫		20㎡	0㎡	廃止(耐用年 数経過後)	【廃止】普通財産 への移管▲20㎡
		浜田			35	石見分団1班消防ポンプ車庫		28㎡	28㎡	単独建替え	
		浜田			36	石見分団2班消防ポンプ車庫		22㎡	22㎡	単独建替え	
		浜田			37	石見分団3班消防ポンプ車庫		24㎡	24㎡	単独建替え	
		浜田			44	黒川水防倉庫		22㎡	22㎡	単独建替え	
		浜田			28	長浜分団消防ポンプ車庫		54㎡	54㎡	単独建替え	
		浜田			21	周布分団1班消防ポンプ車庫		22㎡	22㎡	単独建替え	
		浜田			22	周布分団2班消防ポンプ車庫		50㎡	50㎡	単独建替え	
		浜田			23	周布分団3班消防ポンプ車庫		21㎡	21㎡	単独建替え	
		浜田			45	久光水防倉庫	126	10㎡	10㎡	単独建替え	
		浜田			622	大麻分団消防ポンプ車庫		53㎡	53㎡	単独建替え	
		浜田			33	美川分団1班消防ポンプ車庫		24㎡	24㎡	単独建替え	
		浜田			34	美川分団2班消防ポンプ車庫		26㎡	26㎡	単独建替え	
		浜田			17	国分分団3班消防ポンプ車庫		13㎡	13㎡	単独建替え	
		浜田			20	下府分団1・2班消防ポンプ車庫		36㎡	36㎡	単独建替え	

大分類	小分類	地域	施設数 (前 年)	施設数 (本 年)	施設 NO	施設名称	計画 通番	延床面積 R 6. 3. 31	延床面積 R 7. 3. 31	所管課方針	備考
		浜田			27	有福分団1・2班消防ポンプ車庫		54㎡	54㎡	単独建替え	
		浜田			40	久代分団1・2班消防ポンプ車庫		56㎡	56㎡	単独建替え	
		浜田			42	国分分団1・2班消防ポンプ車庫	128	33㎡	33㎡	統廃合	
		浜田			596	宇野分団1・2班消防ポンプ車庫		53㎡	53㎡	単独建替え	
		浜田			614	上府分団1・2班消防ポンプ車庫		38㎡	38㎡	単独建替え	
		金城	13	13	49	今福分団第3班消防ポンプ車庫		54㎡	54㎡	単独建替え	
		金城			46	今福分団第1班消防ポンプ車庫		138㎡	138㎡	単独建替え	
		金城			47	今福分団第2班消防ポンプ車庫		47㎡	47㎡	単独建替え	
		金城			48	今福分団第2班美又温泉消防ポンプ倉庫		15㎡	15㎡	単独建替え	
		金城			50	雲城分団第1班消防ポンプ車庫		54㎡	54㎡	単独建替え	
		金城			51	雲城分団第2班消防ポンプ車庫		61㎡	61㎡	単独建替え	
		金城			52	雲城分団第3班消防ポンプ車庫		81㎡	81㎡	単独建替え	
		金城			53	波佐分団第1班消防ポンプ車庫	130	46㎡	46㎡	統廃合	
		金城			54	波佐分団第2班消防ポンプ車庫		54㎡	54㎡	単独建替え	
		金城			55	波佐分団第3班消防ポンプ車庫	131	46㎡	46㎡	統廃合	
		金城			56	波佐分団第4班消防ポンプ車庫		46㎡	46㎡	単独建替え	
		金城			608	雲城除雪車格納庫		152㎡	152㎡	単独建替え	
		金城			354	波佐除雪車格納庫		155㎡	155㎡	単独建替え	
		旭	17	17	59	今市分団2班消防ポンプ車庫		23㎡	23㎡	単独建替え	
		旭			66	今市分団1班消防ポンプ車庫		105㎡	105㎡	単独建替え	
		旭			70	今市分団3班消防ポンプ車庫		15㎡	15㎡	単独建替え	
		旭			58	木田分団2班消防ポンプ車庫		23㎡	23㎡	単独建替え	
		旭			63	木田分団1班消防ポンプ車庫	132	15㎡	15㎡	統廃合	
		旭			67	木田分団3班消防ポンプ車庫	133	15㎡	15㎡	統廃合	
		旭			57	和田分団1班消防ポンプ車庫		23㎡	23㎡	単独建替え	
		旭			61	和田分団3班消防ポンプ車庫		23㎡	23㎡	単独建替え	
		旭			62	和田分団2班消防ポンプ車庫		24㎡	24㎡	単独建替え	
		旭			625	都川分団消防ポンプ車庫		53㎡	53㎡	単独建替え	
		旭			60	市木分団2班消防ポンプ車庫		23㎡	23㎡	単独建替え	
		旭			71	市木分団1班消防ポンプ車庫		15㎡	15㎡	単独建替え	
		旭			72	市木分団3班消防ポンプ車庫		15㎡	15㎡	単独建替え	
		旭			106	公用車両(除雪車等)車庫	150	192㎡	192㎡	単独建替え	
		旭			401	市営バス車庫(旭)		58㎡	58㎡	単独建替え	
		旭			610	旭除雪車格納庫		99㎡	99㎡	単独建替え	
		旭			637	旭支所バス車庫	236	110㎡	110㎡	単独建替え	【新設済】
		弥栄	9	9	73	安城分団第1班消防ポンプ車庫		96㎡	96㎡	単独建替え	
		弥栄			74	安城分団第2班消防ポンプ車庫		50㎡	50㎡	単独建替え	
		弥栄			75	安城分団第3班消防ポンプ車庫	134	23㎡	23㎡	統廃合	
		弥栄			76	安城分団第4班消防ポンプ車庫		53㎡	53㎡	単独建替え	

大分類	小分類	地域	施設数 (前 年)	施設数 (本 年)	施設 NO	施設名称	計画 通番	延床面積 R 6. 3. 31	延床面積 R 7. 3. 31	所管課方針	備考
		弥栄			604	安城分団第5班消防ポンプ車庫		53㎡	53㎡	単独建替え	
		弥栄			107	栃木除雪車庫		-	-	単独建替え	
		弥栄			110	市営バス車庫(弥栄)		44㎡	44㎡	単独建替え	
		弥栄			109	木都賀除雪車庫		218㎡	218㎡	単独建替え	
		弥栄			587	大坪除雪車庫		276㎡	276㎡	単独建替え	
		弥栄			628	杵束分団消防ポンプ車庫		81㎡	81㎡	単独建替え	
		三隅	19	19	92	岡見分団松原班消防ポンプ車庫		16㎡	16㎡	統廃合	
		三隅			93	岡見分団須津班消防ポンプ車庫	135	34㎡	34㎡	統廃合	
		三隅			94	岡見分団中山班消防ポンプ車庫	136	30㎡	30㎡	統廃合	
		三隅			95	岡見分団岡見郷班消防ポンプ車庫	137	24㎡	24㎡	統廃合	
		三隅			86	三保分団駅前班消防ポンプ車庫	138	12㎡	12㎡	統廃合	
		三隅			87	三保分団福浦班消防ポンプ車庫	139	9㎡	9㎡	統廃合	
		三隅			88	三保分団湊浦班消防ポンプ車庫	140	35㎡	0㎡	統廃合	【廃止】解体▲ 34.86㎡
		三隅			90	三保分団上古市班消防ポンプ車庫	141	11㎡	11㎡	統廃合	
		三隅			91	三保分団中組班消防ポンプ車庫	142	30㎡	30㎡	統廃合	
		三隅			605	三保分団古湊班消防ポンプ車庫		24㎡	24㎡	単独建替え	
		三隅			99	白砂分団吉浦班消防ポンプ車庫		30㎡	30㎡	単独建替え	
		三隅			100	白砂分団東平原班消防ポンプ車庫		30㎡	30㎡	単独建替え	
		三隅			83	三隅分団向野田班消防ポンプ車庫		26㎡	26㎡	単独建替え	
		三隅			84	三隅分団地方班消防ポンプ車庫		19㎡	0㎡	単独建替え	【廃止】解体▲ 18.86㎡
		三隅			85	三隅分団河内班消防ポンプ車庫		20㎡	20㎡	単独建替え	
		三隅			104	水防資材倉庫		38㎡	38㎡	単独建替え	
		三隅			96	黒沢分団下古和班消防ポンプ車庫	146	36㎡	36㎡	単独建替え	
		三隅			111	向野田車庫	151	435㎡	435㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		三隅			635	井野分団1・2班消防ポンプ車庫		60㎡	60㎡	単独建替え	【統合済】
		三隅			650	岡崎消防車庫		0㎡	20㎡	単独建替え	【その他】追加 +19.62㎡
		三隅			651	三保分団消防ポンプ車庫		0㎡	110㎡	単独建替え	【その他】追加 +110㎡
	小計		104	103		行政系施設		31,651㎡	31,706㎡		
公営住宅	公営住宅	浜田	11	11	158	緑ヶ丘住宅	152	8,521㎡	8,521㎡	単独建替え	
		浜田			160	小福井住宅	153	1,600㎡	1,600㎡	統廃合	
		浜田			164	石原住宅	154	1,949㎡	1,949㎡	単独建替え	
		浜田			594	長浜西住宅		5,658㎡	5,658㎡	単独建替え	
		浜田			156	日脚住宅	155	1,855㎡	1,855㎡	単独建替え	
		浜田			166	養老ヶ迫住宅		268㎡	268㎡	単独建替え	
		浜田			168	日脚大久保住宅	156	4,125㎡	4,125㎡	単独建替え	
		浜田			161	内田住宅	157	317㎡	317㎡	統廃合	
		浜田			162	下府住宅	158	3,068㎡	3,068㎡	単独建替え	
		浜田			165	上府住宅	159	2,318㎡	2,318㎡	単独建替え	
		浜田			167	国分住宅	160	426㎡	426㎡	単独建替え	
		金城	2	2	181	湯屋団地住宅		1,095㎡	1,095㎡	単独建替え	
		金城			177	波佐住宅	161	896㎡	896㎡	単独建替え	
		旭	5	5	184	あさひインターハイツ(公営)		877㎡	877㎡	単独建替え	
		旭			186	旭ヶ丘団地	162	1,207㎡	1,207㎡	単独建替え	
		旭			601	旭インター団地		756㎡	756㎡	単独建替え	
		旭			187	都川団地	163	166㎡	166㎡	廃止	
		旭			185	市木団地		264㎡	264㎡	単独建替え	
		三隅	1	1	193	市場住宅	164	278㎡	278㎡	廃止	
	災害公営住宅	三隅	3	2	198	災害公営住宅(岡見)	165	65㎡	65㎡	入居者等譲渡	

大分類	小分類	地域	施設数 (前 年)	施設数 (本 年)	施設 NO	施設名称	計画 通番	延床面積 R 6. 3. 31	延床面積 R 7. 3. 31	所管課方針	備考
	改良住宅 雇用促進 住宅	三隅			200	災害公営住宅(渡辺)	166	75㎡	75㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		三隅			194	災害公営住宅(川本)	167	75㎡	0㎡	廃止(耐用年 数経過後)	【廃止】解体▲ 74.73㎡
		浜田	1	1	155	黒川改良住宅	168	5,121㎡	5,121㎡	単独建替え	
		浜田	3	0	173	雇用促進住宅小福井団地	169	3,300㎡	0㎡	民間譲渡	【廃止】民間譲渡 ▲3,300㎡
		浜田			175	雇用促進住宅内田団地	170	3,993㎡	0㎡	民間譲渡	【廃止】民間譲渡 ▲3,993㎡
		浜田			174	雇用促進住宅国府団地	171	5,253㎡	0㎡	民間譲渡	【廃止】民間譲渡 ▲5,253㎡
		金城	1	0	176	雇用促進住宅金城団地	172	4,942㎡	0㎡	民間譲渡	【廃止】民間譲渡 ▲4,942㎡
		金城	0	1	180	七条住宅	173	-	-	廃止(耐用年 数経過後)	
		金城			652	グリーンハイツ	246	0㎡	205㎡	民間譲渡	【その他】追加 +205.37㎡
		旭	1	1	425	市木住宅	176	60㎡	0㎡	廃止(耐用年 数経過後)	【廃止】解体▲60 ㎡
	地域定住 住宅	旭			653	ニュー旭ヶ丘	247	0㎡	227㎡	民間譲渡	【その他】追加 +226.66㎡
		弥栄	25	25	445	長安住宅2号棟	177	210㎡	210㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			451	栃木住宅1号棟	178	114㎡	114㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			453	寺組住宅1号棟	180	216㎡	216㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			454	寺組住宅2号棟	181	207㎡	207㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			456	寺組住宅3号棟	182	205㎡	205㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			457	長安住宅3号棟	183	216㎡	216㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			459	栃木住宅3号棟	184	121㎡	121㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			460	栃木住宅4号棟	185	114㎡	114㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			462	長安住宅4号棟	187	126㎡	126㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			463	栃木住宅6号棟	188	126㎡	126㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			464	栃木住宅7号棟	189	140㎡	140㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			471	寺組住宅4号棟	190	130㎡	130㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			475	長安住宅1号棟	191	632㎡	632㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			597	大坪住宅	192	239㎡	239㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			446	錦ヶ岡住宅1号棟	193	112㎡	112㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			447	錦ヶ岡住宅2号棟	194	109㎡	109㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			448	錦ヶ岡住宅3号棟	195	107㎡	107㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			449	錦ヶ岡住宅4号棟	196	106㎡	106㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			450	錦ヶ岡住宅5号棟	197	102㎡	102㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			458	塚ノ元住宅2号棟	198	223㎡	223㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			465	塚ノ元住宅3号棟	199	91㎡	91㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			467	下谷住宅1号棟	200	106㎡	106㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			468	下谷住宅2号棟	201	106㎡	106㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			470	城北住宅1号棟	202	114㎡	114㎡	入居者等譲渡	
		弥栄			474	錦ヶ岡住宅6号棟	203	172㎡	172㎡	入居者等譲渡	
		三隅	1	1	541	向野田住宅(A棟・B棟)	204	544㎡	367㎡	民間譲渡	【その他】C棟等 解体▲177.32㎡
	特定公共 賃貸住宅	金城	1	1	182	湯屋団地住宅(特公賃)		368㎡	368㎡	単独建替え	
		旭	4	4	386	あさひインターハイツ(特公賃)		2,725㎡	2,725㎡	単独建替え	
		旭			387	ニュー旭ヶ丘(特公賃)		337㎡	337㎡	単独建替え	

大分類	小分類	地域	施設数 (前 年)	施設数 (本 年)	施設 NO	施設名称	計画 通番	延床面積 R 6. 3. 31	延床面積 R 7. 3. 31	所管課方針	備考
	集団移転 住宅	旭			388	やつおもて		146㎡	146㎡	単独建替え	
		旭			385	ニュー市木		167㎡	167㎡	単独建替え	
		三隅	1	1	540	集団移転住宅	205	1, 526㎡	1, 526㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		小計	60	56		公営住宅		68, 484㎡	51, 115㎡		
公園	公園	浜田	9	9	207	ゆうひ公園	206	40㎡	40㎡	単独建替え	
		浜田			620	城山公園		14㎡	14㎡	単独建替え	
		浜田			201	長沢公園	207	10㎡	10㎡	単独建替え	
		浜田			202	相生公園	208	38㎡	38㎡	単独建替え	
		浜田			203	平和公園	209	35㎡	35㎡	単独建替え	
		浜田			204	昭三公園	210	17㎡	17㎡	単独建替え	
		浜田			206	道分山公園	211	28㎡	28㎡	単独建替え	
		浜田			208	海のみえる文化公園	212	409㎡	409㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		浜田			205	宝幢寺山公園	213	12㎡	12㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		金城	1	1	210	島村抱月生誕地顕彰の杜公園		27㎡	27㎡	単独建替え	
		旭	3	3	216	旭温泉公園		437㎡	437㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		旭			218	旭豊の里公園		24㎡	24㎡	単独建替え	
		旭			390	旭ふるさと歴史公園		207㎡	207㎡	単独建替え	
		弥栄	1	1	219	小角農村公園		3㎡	3㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		三隅	10	9	226	須津防災多目的広場公衆便所		27㎡	27㎡	単独建替え	
		三隅			222	田の浦公園	214	296㎡	296㎡	統廃合	
		三隅			221	三隅公園		21㎡	21㎡	単独建替え	
		三隅			223	向野田児童公園		6㎡	6㎡	単独建替え	
		三隅			592	杉の森運動公園	215	12㎡	0㎡	廃止(耐用年 数経過後)	【廃止】解体▲12 ㎡
		三隅			224	大麻山公園		41㎡	41㎡	単独建替え	
		三隅			225	龍雲寺公園		15㎡	15㎡	単独建替え	
		三隅			227	大谷農村公園		24㎡	24㎡	単独建替え	
		三隅			228	下今明農村公園		24㎡	24㎡	単独建替え	
		三隅			229	井野児童農園		20㎡	20㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		小計	24	23		公園		1, 786㎡	1, 774㎡		
供給処理 施設	供給処理 施設	浜田	3	3	289	不燃ごみ処理場	216	2, 274㎡	2, 274㎡	単独建替え	
		浜田			290	埋立処分場		5, 905㎡	5, 905㎡	単独建替え	
		浜田			288	浜田浄苑		3, 353㎡	3, 353㎡	単独建替え	
		小計	3	3		供給処理施設		11, 532㎡	11, 532㎡		
その他	その他	浜田	20	20	259	栄町バス待合所	217	33㎡	33㎡	単独建替え	
		浜田			286	栄町公衆便所	218	22㎡	22㎡	単独建替え	
		浜田			287	浜田市火葬場	219	629㎡	629㎡	統廃合	
		浜田			294	桧ヶ浦公衆便所	220	21㎡	21㎡	単独建替え	
		浜田			616	外ノ浦観光トイレ		18㎡	18㎡	単独建替え	
		浜田			258	竹迫便所	221	6㎡	6㎡	単独建替え	
		浜田			260	浜田駅関連施設		355㎡	355㎡	単独建替え	
		浜田			296	生湯公衆便所		5㎡	5㎡	単独建替え	
		浜田			302	長沢防災備蓄倉庫	222	73㎡	73㎡	廃止	
		浜田			303	防災行政無線中継局		9㎡	9㎡	単独建替え	
		浜田			580	竹迫町バス待合所	223	5㎡	5㎡	単独建替え	
		浜田			617	ストックヤード		154㎡	154㎡	単独建替え	
		浜田			621	浜田市指定ごみ袋等保管用ユニットハウス		75㎡	75㎡	単独建替え	
		浜田			300	日脚農機具格納庫		35㎡	35㎡	単独建替え	
		浜田			310	周布駅舎	224	83㎡	83㎡	廃止(耐用年 数経過後)	
		浜田			561	大水道バス待合所		4㎡	4㎡	単独建替え	
		浜田			634	浜田市防災備蓄倉庫	234	199㎡	199㎡	単独建替え	
		浜田			639	竹迫霊園		41㎡	41㎡	単独建替え	
		浜田			640	笠柄霊園		24㎡	24㎡	単独建替え	
		浜田			641	三隅霊園		16㎡	16㎡	単独建替え	
金城	金城	金城	7	7	337	生活路線バス車庫		36㎡	36㎡	単独建替え	
		金城			340	七条バス待合所(上り)	225	9㎡	9㎡	単独建替え	
		金城			341	七条バス待合所(下り)	226	6㎡	6㎡	単独建替え	
		金城			352	雲城公衆便所		8㎡	8㎡	単独建替え	

大分類	小分類	地域	施設数 (前 年)	施設数 (本 年)	施設 NO	施設名称	計画 通番	延床面積 R 6. 3. 31	延床面積 R 7. 3. 31	所管課方針	備考
		金城	8	8	349	波佐バス停公衆便所		14㎡	14㎡	単独建替え	
		金城			351	小国バス停公衆便所		3㎡	3㎡	単独建替え	
		金城			573	防災行政無線二子山中継局	149	5㎡	5㎡	単独建替え	
		旭			304	CATV旭中継施設局舎		9㎡	9㎡	単独建替え	
		旭			391	バス停留所		21㎡	21㎡	単独建替え	
		旭			394	旭火葬場	227	155㎡	155㎡	統廃合	
		旭			609	石見今市バス待合所		8㎡	8㎡	単独建替え	
		旭			422	旭温泉観音堂	228	7㎡	7㎡	無償譲渡・貸付	
		旭			417	重富高速バス停留所		264㎡	264㎡	単独建替え	
		旭			643	旭インターバスストップ通路上屋		197㎡	197㎡	単独建替え	
		旭			645	旭公園公衆便所		17㎡	17㎡	単独建替え	
		弥栄			305	CATV弥栄中継施設局舎		9㎡	9㎡	単独建替え	
		弥栄			500	長安地区公衆トイレ		15㎡	15㎡	単独建替え	
		弥栄			499	弥栄火葬場	229	232㎡	232㎡	統廃合	
		弥栄			615	杵束公衆便所		8㎡	8㎡	単独建替え	
		弥栄			644	防災行政無線中継局(円通寺山)		4㎡	4㎡	単独建替え	
		三隅		15	539	岡見駅舎	230	48㎡	48㎡	廃止(耐用年数経過後)	
		三隅			547	須津漁港公衆便所		8㎡	8㎡	単独建替え	
		三隅			306	三隅情報ステーション(旧ひゃこるネットみすみ情報ステーション)	231	984㎡	984㎡	民間移管	
		三隅			545	福浦漁港公衆便所		6㎡	6㎡	単独建替え	
		三隅			546	古湊漁港公衆便所		8㎡	8㎡	単独建替え	
		三隅			558	古湊漁港備蓄倉庫	232	9㎡	9㎡	廃止(耐用年数経過後)	
		三隅			536	三隅火葬場	233	505㎡	505㎡	統廃合	
		三隅			559	東平原バス待合所		3㎡	3㎡	廃止(耐用年数経過後)	
		三隅			543	バス待合所／公衆便所		21㎡	21㎡	複合化	
		三隅			554	三隅バスターミナル		462㎡	462㎡	単独建替え	
		三隅			560	子落しバス待合所		3㎡	3㎡	廃止(耐用年数経過後)	
		三隅			544	三隅大平桜公衆用便所		3㎡	3㎡	単独建替え	
		三隅			557	室谷あずまや		29㎡	29㎡	廃止(耐用年数経過後)	
		三隅			648	防災行政無線城山中継局	244	0㎡	4㎡	廃止	【その他】追加+3.68㎡
		三隅			649	防災行政無線高城山中継局	245	0㎡	4㎡	廃止	【その他】追加+4㎡
	小計		53	55		その他		4,922㎡	4,929㎡		
			425	418		合計		364,929㎡	342,593㎡		

(参考) 公共施設のランニングコスト等について

決算年度	大分類CD	大分類	小分類CD	施設分類	延床面積	施設関連収入	施設関連支出
R6	1	市民文化系施設	1	集会施設	7,401	163	20,511
			2	文化施設	5,690	0	60,873
	1 合計				13,091㎡	163千円	81,384千円
	2	社会教育系施設	1	図書館	4,470	1,494	135,813
			2	博物館等	8,105	3,407	171,529
			4	まちづくりセンター	22,580	3,246	369,893
	2 合計				35,155㎡	8,147千円	677,235千円
	3	スポ・レク系施設	1	スポーツ施設	27,013	5,607	210,360
			2	レクリエーション施設・観光施設	13,337	20,293	38,366
			3	保養施設	3,242	590	12,207
	3 合計				43,592㎡	26,490千円	260,933千円
	4	産業系施設	1	産業系施設	17,245	1,166	41,509
	4 合計				17,245㎡	1,166千円	41,509千円
	5	学校教育系施設	1	学校	116,593	5,584	230,147
			2	学校給食センター	3,855		224,675
			3	その他教育系施設	2,147	3,874	297
	5 合計				122,595㎡	9,458千円	455,119千円
	6	子育て支援施設	1	幼稚園・保育園・こども園	1,339	11,116	28,663
			2	幼児・児童施設	1,589	87,968	126,864
	6 合計				2,928㎡	99,084千円	155,527千円
	7	保健・福祉施設	1	高齢福祉施設	2,714	0	14,292
			3	保健施設	753		320
			4	その他社会福祉施設	3,356	403	36,583
	7 合計				6,823㎡	403千円	51,195千円
	8	医療施設	1	医療施設	108	12,343	12,552
	8 合計				108㎡	12,343千円	12,552千円
	9	行政系施設	1	庁舎等	23,224	6,726	140,106
			2	消防施設	3,522	2,648	42,705
			3	ポンプ車庫等	4,959	0	6,086
	9 合計				31,705㎡	9,374千円	188,897千円
	10	公営住宅	1	公営住宅	35,645	91,913	47,998
			2	災害公営住宅	140	852	321
			3	改良住宅	5,121	13,295	8,979
4			雇用促進住宅	0	0	0	
7			地域定住住宅	4,940	13,151	6,417	
8			特定公共賃貸住宅	3,743	20,511	5,560	
9			集団移転住宅	1,526	1,377	1,390	
10 合計				51,115㎡	141,099千円	70,665千円	
11	公園	1	公園	1,774	2	13,103	
11 合計				1,774㎡	2千円	13,103千円	
12	供給処理施設	1	供給処理施設	11,532	49,016	158,946	
12 合計				11,532㎡	49,016千円	158,946千円	
13	その他	1	その他	3,408	10,359	34,442	
		2	火葬場	1,521	10,210	57,674	
13 合計				4,929㎡	20,569千円	92,116千円	
R6 合計					342,592㎡	377,314千円	2,259,181千円

※施設関連収入は、各施設の運営に充当された特定財源（使用料、利用料金など。基金充当を除く。）です。

※施設関連支出は、各施設の運営に要した需用費や委託料、施設に常駐する会計年度任用職員等の人件費です。

（正規職員の人件費や施設改修等に要した普通建設事業費は含みません。）

令和7年12月9日
総務委員会資料
総務部財政課

中期財政計画 及び見通し

-「将来に責任ある持続可能な財政運営」を目指して-

計画期間 令和7年度～令和11年度（5年間）
見通し期間 令和12年度～令和16年度（5年間）

令和7年12月

浜田市

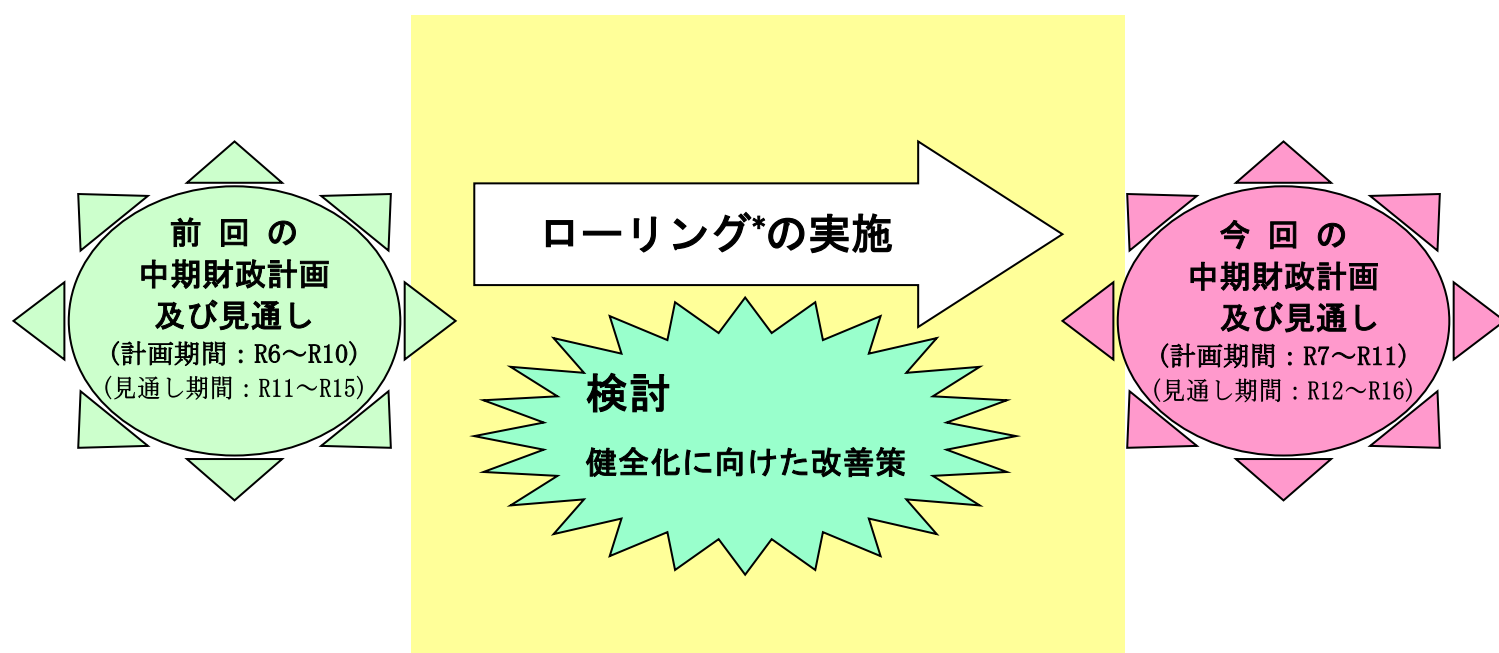
目 次

1	策定のポイント.....	1
2	計画の基本的事項.....	2
3	推計の前提条件	
	歳入.....	3
	歳出.....	8
4	財政計画	
	歳入内訳.....	13
	収支・基金内訳.....	13
	歳出内訳.....	14
	財政指標.....	14
5	財政計画・見通しの分析.....	15
6	主要事業.....	17
7	決算状況.....	19

本文中、*の表示のある用語等については、別冊の用語解説をご参照ください。
記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しています。

1 策定のポイント

- (1) 令和 6 年度決算においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律*（以下「財政健全化法」という。）に規定する実質公債費比率*が 9.5%（昨年度 10.5%）となり、改善を図ることができましたが、類似団体*の平均値（5.6%）との比較では依然高い水準で推移しております。さらに少子高齢化による人口減少問題、社会保障経費の一層の増大に加え、国際情勢による燃料や物価の高騰などの影響が見通せない中で、財政運営は先行きが不透明な状況が続いています。
- (2) 昨年 12 月に策定した中期財政計画及び見通しは、令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間を期間とし、小中学校特別教室（整備する教室数を追加）へのエアコン整備経費や山陰浜田港公設市場における空調機器等更新に係る経費を盛り込むとともに、更なる労務単価の上昇や物価高騰に伴う影響額に加え、職員の給与改定や金利上昇に伴う影響額を見込んだ上で、ふるさと応援基金*の活用等により、財政調整基金*を取り崩すことなく財政運営を行うことが可能と推計したところです。しかしながら、インフレ下における金利上昇局面により利払い負担の一層の増加が見込まれるとともに、「年収の壁」引き上げに伴う地方税等への影響も不透明であることなど不確定要素も多いことから、行財政改革に継続して取り組む必要性を強く訴えました。
- (3) 今回の中期財政計画及び見通しでは、期間は昨年度と同様に 10 年間とし、計画期間を令和 7 年度から令和 11 年度まで、見通し期間を令和 12 年度から令和 16 年度までとしています。新たな需要としては、令和 12 年度に開催される国民スポーツ大会に係る競技会場整備や浜田橋の架け替えに係る経費を盛り込むとともに、更なる物価上昇に伴う影響額に加え、職員の給与改定や金利上昇に伴う影響額を見込んでいます。



2 計画の基本的事項

(1) 計画期間

(計 画) 令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とする。

(見通し) 令和 12 年度から令和 16 年度までの 5 年間とする。

(2) 対象会計区分

普通会計* (一般会計のみ)

(3) 歳入推計

- ・地方税
- ・地方交付税*
- ・国県支出金
- ・地方債等



現行の税制及び地方財政対策諸制度に基づき推計する。

(4) 歳出推計

性質別経費ごとに個別に推計する。

(5) 行財政改革等

- ① 行財政改革実施計画効果額を反映する。
- ② 公共施設再配置実施計画の需要を反映する。
- ③ 定員管理計画 (令和 5 年 10 月策定) を反映する。

(6) 令和 8 年度以降の推計

- ① 普通交付税*の算定に用いる国勢調査人口の置き換えに伴う普通交付税の逡減を見込む。
- ② 過疎対策事業債*は令和 13 年度以降の発行延長を見込む。
- ③ 計画期間のみ財政調整基金及び減債基金*による収支調整を行う。

(7) その他

基準となる令和 7 年度については、今後の補正要因を加えた決算見込額を計上する。

3 推計の前提条件

歳入

(1) 地方税（個人市民税、法人市民税、固定資産税*、軽自動車税、たばこ税、入湯税）

（単位：億円）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
地 方 税	98	94	90	87	84	81	79	77	75	72

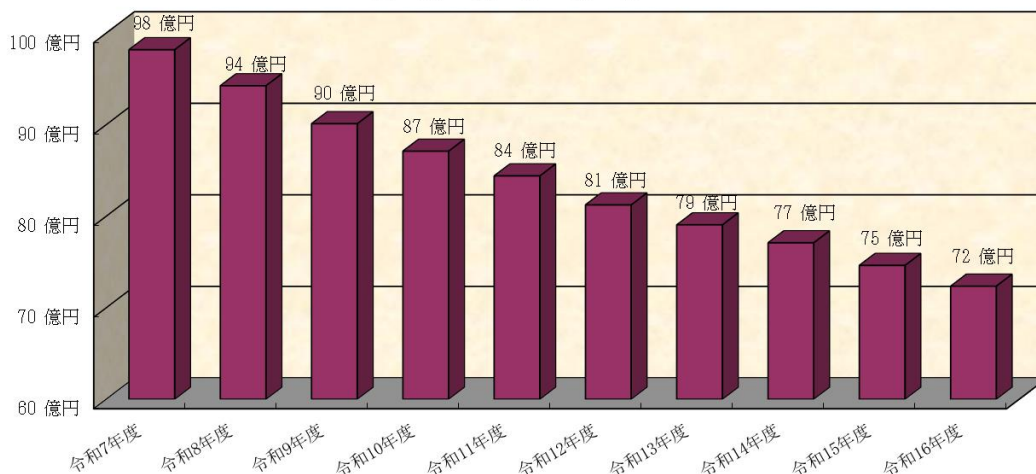
税 目	推 計 方 法
個人市民税均等割	・ 令和 7 年度と同水準を見込む。
個人市民税所得割	・ 人口減を考慮し、令和 8 年度以降毎年 1%の減とする。 ・ 令和 7 年度税制改正による影響額を見込む。
法人市民税均等割	・ 令和 7 年度と同水準を見込む。
法人市民税法人税割	・ 令和 7 年度と同水準を見込む。
固定資産税	・ 土地は地価の下落による影響を見込む。 ・ 家屋の評価替に伴う減収を 3 年毎に 5%減と見込む。 ・ 償却資産*は三隅火力発電所及びクリーンエネルギー* 発電設備の影響額を反映する。 (定率法のため、初期の減額幅が大きくなる)
軽自動車税	・ 種別割は令和 8 年度以降毎年 1%の増とする。
たばこ税	・ 令和 8 年度以降毎年 1%の減とする。
入湯税	・ 令和 8 年度以降毎年 1%の減とする。

（単位：億円）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
固定資産税（償却資産）	39.5	36.1	32.9	30.2	27.7	25.5	23.5	21.8	20.3	18.9
内、クリーンエネルギー分	1.2	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.3

＜参考＞ 固定資産税（償却資産）の令和 4 年度実績：14.9 億円、令和 5 年度実績：37.6 億円、
令和 6 年度実績：41.2 億円

地 方 税 の 推 移



＜参考＞ 令和 4 年度実績：74 億円、令和 5 年度実績：98 億円、令和 6 年度実績：98 億円

(2) 地方譲与税・各種交付金(地方消費税交付金*等)

(単位：億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
地方譲与税、各種交付金	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21

(3) 地方交付税

(単位：億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
普通交付税	92	92	95	94	98	101	101	102	102	101
特別交付税*	16	14	14	14	14	14	14	14	14	14

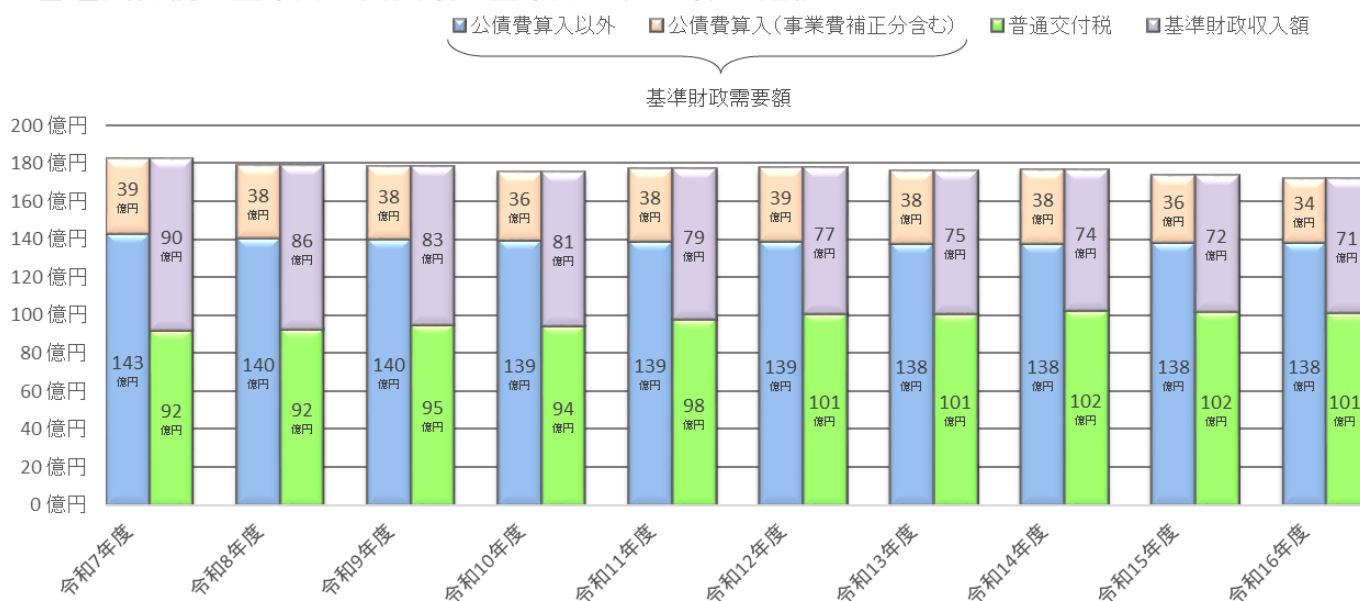
《普通交付税》

- ① 人口減による影響額を減じる。人口ビジョン*の人口推計を反映させる。

	R2	R7	R12
人口ビジョンによる人口推計	54,592 人	49,788 人	46,062 人

- ② 基準財政需要額*の個別算定経費* (公債費算入分及び事業費補正*を除く) 及び包括算定経費*は、令和8年度以降同水準と推計する。
- ③ 人口減少等特別対策事業費* (2.8 億円程度) は、令和8年度から令和12年度にかけて段階的に減少する前提で推計する。
- ④ 地域デジタル社会推進費* (1.0 億円程度) は、令和7年度までの措置として見込む。
- ⑤ 水道事業統合に伴う影響は個別に推計する。
- ⑥ 公債費算入分及び事業費補正は個別に推計する。

普通交付税・基準財政需要額・基準財政収入額*の推移



《特別交付税》

通常ベースを 13.5 億円とする。

(4) 使用料及び手数料

(単位：億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
使用料及び手数料	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

- ① 令和7年度の水準をベースに、個別項目の増減要因を反映させる。

(5) 国県支出金

(単位：億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
国県支出金	93	90	81	85	78	76	77	77	77	78

- ① 扶助費*の増に伴う影響額を見込む。
② 投資的経費*の財源となる場合は、個別に積算する。

(6) 繰入金

(単位：億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
繰入金	33	28	19	13	10	4	7	9	13	14

- ① 各基金からの繰入りは個別に積算する。

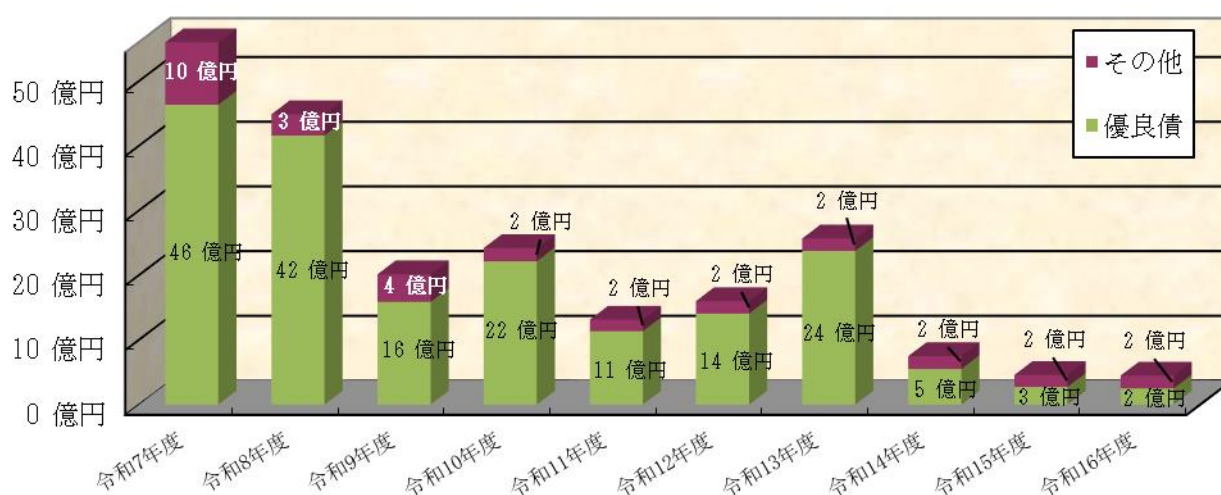
(7) 地方債

(単位：億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
地 方 債	56	45	20	24	13	16	26	7	5	4

- ① 現行の地方債制度により推計する。
投資事業に対し、その財源として過疎対策事業債や緊急浚渫推進事業債*といった交付税措置の大きい優良債を可能な限り活用する。
- ② 新過疎法の施行を受け、過疎対策事業債（ソフト分）について発行限度額の逡減を見込む。
- ③ 財政健全化法の施行を受け、実質公債費比率の逡減を図るため、発行総額を適切に管理する。
- ④ 実質的な普通交付税とも言える臨時財政対策債*（臨財債）は、令和7年度に発行可能額が皆減となったことから見込まない。

地 方 債 の 推 移



※ 優良債とは、当市独自の表現で、借りた金額のうち後年度に普通交付税として措置される金額の割合が大きい地方債のことをいいます。(例：過疎対策事業債、辺地対策事業債*、合併特例債*、緊急防災・減災事業債* (以下、緊防債)、緊急自然災害防止対策事業債* (以下、緊自債)、緊急浚渫推進事業債 (以下、浚渫債))

(8) その他の収入（ふるさと寄附金*）

（単位：億円）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
ふるさと寄附金	12.5	12.5	10	10	10	10	10	10	10	10

- ① ふるさと寄附金の収入額は上記表のとおり見込む。
- ② 基金に積み立てたふるさと寄附金は事業に充当するため計画的に繰入れる。
- ③ 新規施策の財源に令和8年度以降0.5億円を毎年ふるさと応援基金から繰り入れる。

（単位：億円）

ふるさと応援基金	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	合計
基金への積立額（歳出）	6.4	6.3	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	52.7
基金からの繰入金（歳入）	10.6	6.0	6.7	7.6	5.9	2.2	5.0	6.5	11.1	11.4	72.9
基金年度末残高	19.8	20.1	18.5	15.9	15.0	17.8	17.8	16.3	10.2	3.9	

〈採択ルール〉

- ① 他の財源が担保されていないものであること
- ② 継続事業でないこと
- ③ 経常的な事業でないこと
- ④ 寄附者の共感を得ることが出来る事業であること

なお、ハード事業については、原則として、優良債（過疎・辺地対策事業債等）の活用を優先する。

歳 出

(1) 人件費*

(単位：億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
人 件 費	68	68	68	68	68	68	68	68	68	67

- ① 議員報酬
 - ・ 条例定数 22 人
- ② 特別職報酬
 - ・ 市長、副市長、教育長
- ③ 職員給与費
 - ・ 定員管理計画に基づく推計
 - ・ 消防職の 9 人増員分は段階的に削減する。
(令和 6 年度から)
 - ・ 会計年度任用職員*への期末手当支給による影響を見込む。
(令和 2 年度から)
 - ・ まちづくりセンターの設置に伴う会計年度任用職員の増を見込む。
(令和 3 年度から)
 - ・ 児童生徒 1 人 1 台端末整備に伴う会計年度任用職員の増を見込む。
(令和 3 年度から)
 - ・ 働き方改革の推進による時間外勤務手当の削減を見込む。
(令和 4 年度から)
 - ・ 会計年度任用職員への勤勉手当支給による影響を見込む。
(令和 6 年度から)

人 件 費 及 び 職 員 数 の 状 況

職員区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
正規職員	46 億円	49 億円	49 億円	49 億円	49 億円	49 億円	49 億円	49 億円	49 億円	48 億円
議員・特別職	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円
会計年度任用職員	18 億円	15 億円	15 億円	15 億円	16 億円	15 億円	15 億円	15 億円	15 億円	15 億円
委員等報酬等	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円
合計	68 億円	68 億円	68 億円	68 億円	68 億円	68 億円	68 億円	68 億円	68 億円	67 億円
正規職員数	558 人 (576 人)	579 人 (594 人)	587 人 (598 人)	591 人 (599 人)	593 人 (598 人)	599 人 (604 人)	603 人 (608 人)	604 人 (609 人)	604 人 (609 人)	592 人 (596 人)

※正規職員数：一般会計部門（消防職を含む）の正規職員数
 （ ）内は短時間勤務職員を含めた人数

(2) 物件費*

(単位：億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
物 件 費	58	52	51	53	53	50	51	52	53	53

- ① 令和7年度の水準をベースに、個別項目の増減要因を反映させる。
- ② 令和8年度以降の新規施策分として、ふるさと応援基金を財源として補助費等*とあわせて年間0.5億円措置する。
- ③ 直営施設（2施設）の外部委託化による影響を見込む。
（令和5年度、令和8年度からそれぞれ1施設ずつ外部委託化）
- ④ 人口減少を勘案した事業費の削減を見込む。
（令和8年度から段階的に縮減）
- ⑤ 令和2年度に整備した児童生徒1人1台端末に伴うランニング経費については、下表のとおり見込む。
- ⑥ 物価上昇による影響を、内閣府試算の消費者物価指数の上昇率で見込む。
- ⑦ 令和8年度に自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）分として1億円を見込む。
- ⑧ 令和8年度から令和10年度までの新規施策分として、まちづくり振興基金*を財源（財政調整基金から積替）として補助費等とあわせて年間1億円措置する。

児童生徒1人1台端末整備に伴うランニング経費の状況

(単位：億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	合計
人件費分	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	1.8
物件費分	0.3	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.9	0.7	0.7	5.7
合 計	0.5	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	1.0	0.9	0.9	7.5

(3) 扶助費

(単位：億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
扶 助 費	81	78	79	80	81	82	82	83	84	85

- ① 令和8年度以降は毎年1%増と想定する。

(4) 補助費等

(単位：億円)

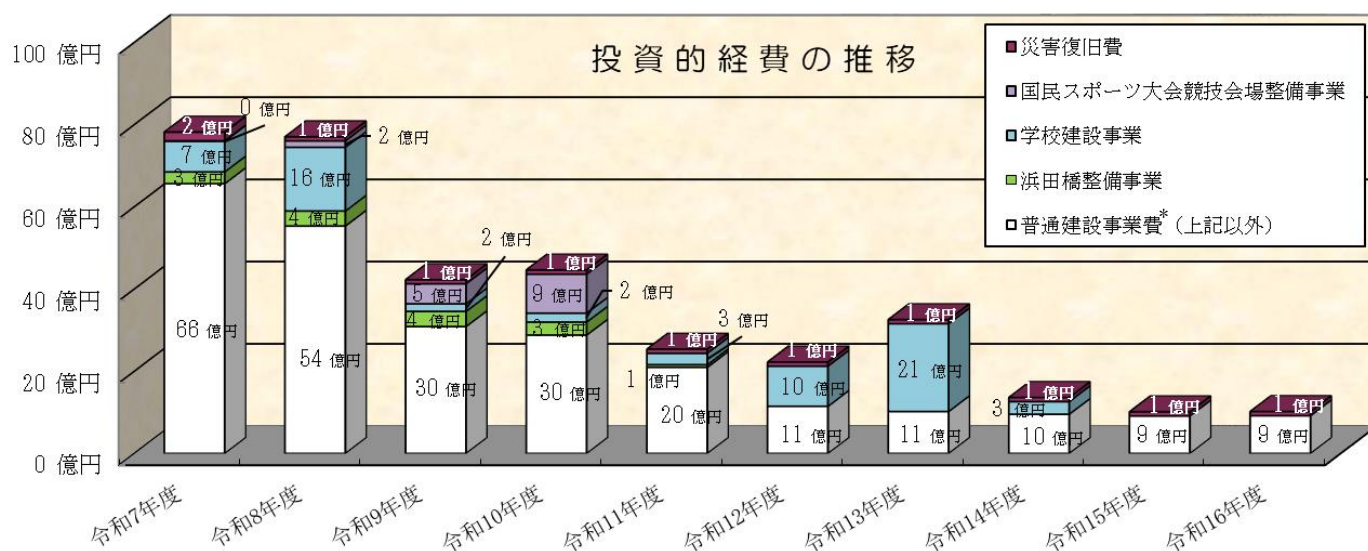
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
補助費等	56	44	43	41	38	37	36	36	40	39

- ① 令和7年度の水準をベースに、個別項目の増減要因を反映させる。
- ② 下水道事業*への繰出金*は個別に推計する。
(公営企業化により補助費計上)
- ③ 公共下水道事業・農業集落排水事業は、資本費平準化債の発行を前提とした繰出を見込む。
(令和6年度から)
- ④ 令和8年度以降の新規施策分として、ふるさと応援基金を財源として物件費とあわせて年間0.5億円措置する。
- ⑤ 人口減少を勘案した事業費の削減を見込む。
(令和8年度から段階的に縮減)
- ⑥ 令和8年度から令和10年度までの新規施策分として、まちづくり振興基金を財源(財政調整基金から積替)として物件費とあわせて年間1億円措置する。

(5) 投資的経費

(単位：億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
投資的経費	78	77	42	45	25	22	33	14	10	10



(6) 公債費*

(単位：億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
公 債 費	53	53	47	41	41	42	42	43	40	39

- ① 令和7年度以降は個別に推計する。
- ② 借入金利は2.00%（前回1.50%）で推計する。
(島根県の財政見通しと同率を見込む)
- ③ 実質公債費比率の更なる改善を図るため、令和9年度まで繰上償還*を実施する。

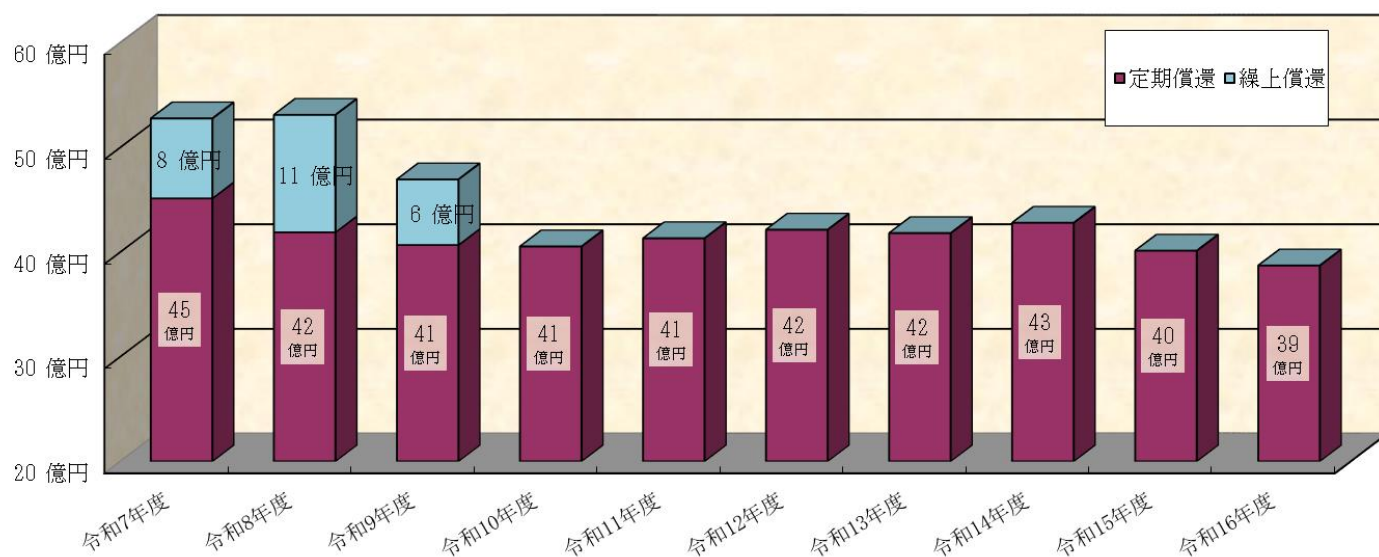
繰上償還の状況（計画含む）

(単位：億円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
繰上償還額	18	15	4	4	12	4	8	14	9	8
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	6	11	4	7	0	8	8	9	8	8
	R8	R9								
	11	6								

※債務負担行為・特別会計分を含む

公 債 費 の 推 移



(7) 積立金*

(単位：億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
積立金	21	10	7	6	6	6	6	6	6	6

- ① 令和 11 年度までの収支調整は減債基金で行う。
- ② 市民生活安定化基金*は、新たに確保した自主財源の 1/2 を上限として積み立てを行う。ただし、市税に関しては、地方交付税の基準財政収入額として算入される額を除いた額の 1/2 を上限として積み立てを行う。(積み立てが行える期間の上限は 3 年とする。)

(8) 繰出金

(単位：億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
繰出金	31	30	30	30	30	30	30	30	30	30

- ① 介護保険*は受給者の見込等による影響額を反映する。
- ② 後期高齢者医療*に係る繰出金は島根県後期高齢者医療広域連合の被保険者数の推計を基に影響額を見込む。
- ③ 国民健康保険*に係る繰出金において、保険料上昇抑制に係る繰出は見込まない。

(単位：億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
介護保険	12.7	12.1	12.1	12.1	12.3	12.0	12.1	12.1	12.1	12.2
後期高齢者医療	11.6	11.9	12.0	12.1	12.1	12.1	12.0	12.0	11.9	11.9
国民健康保険	6.3	5.8	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7
合計	30.5	29.7	29.8	29.8	30.1	29.8	29.8	29.8	29.7	29.8

4 財 政 計 画

【第1表 歳入内訳】

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
1. 地 方 税	億円 98	億円 94	億円 90	億円 87	億円 84	億円 81	億円 79	億円 77	億円 75	億円 72
内 市民税	27	27	27	27	26	26	26	26	26	25
内 固定資産税	65	61	57	55	52	49	47	46	43	41
2. 地方譲与税、各種交付金	億円 21	億円 21	億円 21	億円 21	億円 21	億円 21	億円 21	億円 21	億円 21	億円 21
3. 地方交付税	億円 107	億円 106	億円 108	億円 108	億円 111	億円 114	億円 114	億円 116	億円 115	億円 115
普通交付税	92	92	95	94	98	101	101	102	102	101
特別交付税	16	14	14	14	14	14	14	14	14	14
4. 使用料、手数料	億円 4	億円 4	億円 4	億円 4	億円 4	億円 4	億円 4	億円 4	億円 4	億円 4
5. 国、県支出金	億円 93	億円 90	億円 81	億円 85	億円 78	億円 76	億円 77	億円 77	億円 77	億円 78
6. 繰 入 金	億円 33	億円 28	億円 19	億円 13	億円 10	億円 4	億円 7	億円 9	億円 13	億円 14
内 財政調整基金	3	3	0	1	1	1	1	1	1	1
内 減債基金	12	12	6	0				0		
内 まちづくり振興基金	3	4	3	3	1	1	1	1	1	1
内 ふるさと応援基金	11	6	7	8	6	2	5	6	11	11
内 市有財産有効活用推進基金*	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0
内 市民生活安定化基金			1	0	0					
内 公共施設長寿命化等推進基金*	2	1	1	1	1					
7. 地 方 債	億円 56	億円 45	億円 20	億円 24	億円 13	億円 16	億円 26	億円 7	億円 5	億円 4
内 合併特例債	0									
内 過疎・辺地対策事業債	28	30	15	22	11	14	24	6	3	3
内 緊防債・緊自債・浚渫債	18	11	0	0	0					
内 公共事業等債・資金手当債*	3	3	4	2	2	2	2	2	2	2
内 災害復旧事業債	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内 臨時財政対策債(可能額)										
8. その他の収入	億円 43	億円 27	億円 26	億円 24	億円 24	億円 24	億円 24	億円 24	億円 25	億円 25
内 ふるさと寄附金	13	13	10	10	10	10	10	10	10	10
内 繰越金	9						0	0	1	1
歳入合計	億円 456	億円 417	億円 371	億円 367	億円 346	億円 341	億円 353	億円 336	億円 335	億円 333

【第2表 収支・基金内訳】

項 目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
歳 入 総 額	億円 456	億円 417	億円 371	億円 367	億円 346	億円 341	億円 353	億円 336	億円 335	億円 333
正味の歳入総額*	439	405	364	367	346	341	352	336	334	333
歳 出 総 額	億円 456	億円 417	億円 371	億円 367	億円 346	億円 341	億円 352	億円 335	億円 334	億円 332
正味の歳出総額*	437	405	363	366	346	341	352	335	334	332
歳入歳出差額	億円 0	億円 0	億円 0	億円 0	億円 0	億円 0	億円 0	億円 0	億円 0	億円 0
正味の歳入歳出差額	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0
基金年度末現在高(普通会計)	億円 151	億円 133	億円 121	億円 114	億円 111	億円 113	億円 111	億円 109	億円 102	億円 94
財政調整基金	63	59	59	58	57	56	55	55	54	53
減債基金	18	7	2	2	2	2	2	2	2	2
まちづくり振興基金	22	18	15	12	12	12	12	12	12	12
ふるさと応援基金	20	20	18	16	15	18	18	16	10	4
その他基金	28	29	27	26	24	24	24	24	24	23

【第3表 歳出内訳】

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
1. 人件費	億円 68	億円 68	億円 68	億円 68	億円 68	億円 68	億円 68	億円 68	億円 68	億円 67
内 正規職員	46	49	49	49	49	49	49	49	49	48
内 議員報酬	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
内 特別職	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
内 会計年度任用職員	18	15	15	15	16	15	15	15	15	15
内 委員等報酬	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
正規職員数 () 内は短時間勤務含む職員数	558人 (576人)	579人 (594人)	587人 (598人)	591人 (599人)	593人 (598人)	599人 (604人)	603人 (608人)	604人 (609人)	604人 (609人)	592人 (596人)
2. 物件費	億円 58	億円 52	億円 51	億円 53	億円 53	億円 50	億円 51	億円 52	億円 53	億円 53
3. 扶助費	億円 81	億円 78	億円 79	億円 80	億円 81	億円 82	億円 82	億円 83	億円 84	億円 85
4. 補助費等	億円 56	億円 44	億円 43	億円 41	億円 38	億円 37	億円 36	億円 36	億円 40	億円 39
5. 投資的経費	億円 78	億円 77	億円 42	億円 45	億円 25	億円 22	億円 33	億円 14	億円 10	億円 10
6. 公債費	億円 53	億円 53	億円 47	億円 41	億円 41	億円 42	億円 42	億円 43	億円 40	億円 39
内 繰上償還額(ア)	8	11	6							
(ア)による繰上償還影響額		△ 1	△ 2	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3
7. 積立金	億円 21	億円 10	億円 7	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6
内 財政調整基金	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内 減債基金	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
内 ふるさと応援基金	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5
内 市民生活安定化基金	3	3	0	1	0	0	0	0	0	0
8. 繰出金	億円 31	億円 30	億円 30	億円 30	億円 30	億円 30	億円 30	億円 30	億円 30	億円 30
9. その他	億円 11	億円 4	億円 4	億円 4	億円 4	億円 4	億円 4	億円 4	億円 4	億円 4
歳出合計	億円 456	億円 417	億円 371	億円 367	億円 346	億円 341	億円 352	億円 335	億円 334	億円 332

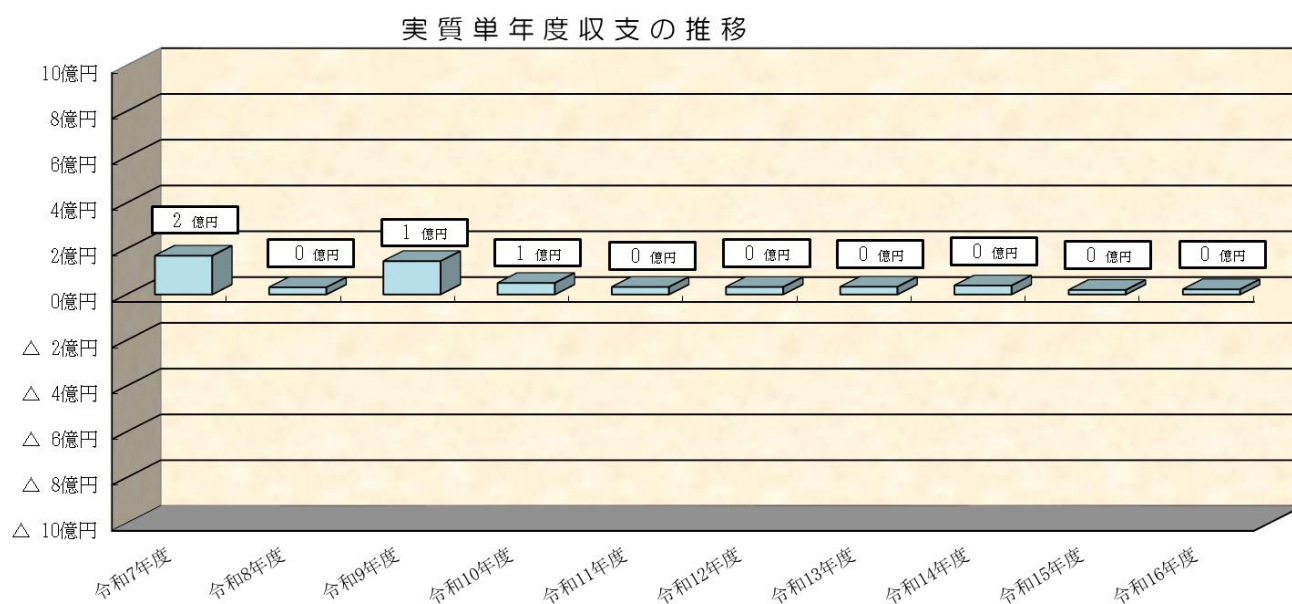
【第4表 財政指標】

区 分	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
標準財政規模*	億円 207	億円 202	億円 200	億円 197	億円 198	億円 197	億円 195	億円 195	億円 192	億円 190
財政力指数*	0.489	0.491	0.482	0.470	0.459	0.447	0.436	0.427	0.421	0.415
経常収支比率*	% 94.8	% 93.4	% 94.5	% 95.0	% 94.6	% 95.8	% 95.5	% 95.2	% 95.7	% 96.2
実質公債費比率	% 8.0	% 6.7	% 5.9	% 5.8	% 5.6	% 5.5	% 5.1	% 5.2	% 5.4	% 5.7
地方債残高	億円 397	億円 392	億円 369	億円 356	億円 332	億円 310	億円 298	億円 267	億円 236	億円 205

5 財政計画・見通しの分析

① 歳入の根幹をなす普通交付税については、算定に用いる国勢調査人口の置き換えに伴う普通交付税交付額の段階的な縮減が見込まれます。こうしたなか、主要事業のローリングを行うとともに、新たな需要として、令和12年度に開催される国民スポーツ大会に係る競技会場整備や浜田橋の架け替えに係る経費を盛り込むとともに、更なる物価上昇に伴う影響額に加え、給与改定や金利上昇に伴う影響額も見込んだ上で推計しております。

② こうした結果、実質単年度収支*は、ふるさと応援基金の活用等により、財政調整基金を赤字繰入することなく財政運営を行うことが可能となります。



③ しかしながら、学校建設計画をはじめとした大型投資事業に伴う地方債の償還が開始する令和 10 年度以降においては、財政運営が逼迫することが予想されます。加えて、インフレ下における金利上昇局面により利払い負担の一層の増加が見込まれるとともに、税制改正に伴う地方税等への影響も不透明であることなど不確定要素も多いことから、今後の財政運営に影響を及ぼすことが懸念されます。

④ このような状況下において、持続可能な財政体質を実現し、その状態を維持していくためには、さらなる行財政改革の取組が求められます。令和 3 年 10 月に策定した行財政改革大綱を踏まえ、人口減少等による変化に対応した体制づくりにあわせて、浜田市総合振興計画に掲げる政策実現、新たな行政需要への対応に必要な財源については、既存事業を随時見直ししながら、「スクラップ・フォー・ビルド*」による事業構築を図るなど、不断の努力による行財政改革に真摯に取り組んでいく必要があります。

⑤ 行財政改革の取組を加速することにより、「将来に責任ある持続可能な財政運営」を実現し、現役世代の責任として、将来世代により良い「浜田市」を引き継がなければなりません。

6 主 要 事 業

事業年度							
区分	令和6年度以前	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度以降
	242 百万円	104 百万円	155 百万円	110 百万円	32 百万円	59 百万円	64 百万円
継続	市有財産有効活用推進事業【全地域】 7億6,600万円（2,600万円）						
継続	196 百万円	214 百万円	146 百万円	48 百万円			
	金城支所周辺施設※1整備事業【金城】 6億400万円（3億4,300万円）						
		※1: 金城支所庁舎及びみどりかいかん、さんあいホーム					
継続	6 百万円	884 百万円	1,133 百万円				
	次期防災情報システム整備事業【全地域】 20億2,300万円（5億8,400万円）						
	64 百万円	45 百万円	49 百万円	22 百万円	41 百万円	4 百万円	3 百万円
継続	杵束・安城地区圃場整備事業【弥栄】 2億2,800万円（1,700万円）						
継続	143 百万円	439 百万円	1,294 百万円				
	美又地域再開発事業【金城】 18億7,600万円（2億8,700万円）						
	375 百万円	54 百万円	53 百万円	53 百万円	53 百万円	53 百万円	260 百万円
継続	戸地線改良事業【旭】 9億100万円（1億3,500万円）						
継続	155 百万円	24 百万円	31 百万円	32 百万円	32 百万円	33 百万円	
	井野37号線道路改良事業【三隅】 3億700万円（4,300万円）						
	285 百万円	55 百万円	55 百万円	55 百万円			
継続	通学路等緊急安全対策事業【全地域】 4億5,000万円（0円）						
新規		275 百万円	364 百万円	369 百万円	317 百万円	63 百万円	
	浜田橋整備事業【浜田】 13億8,800万円（2億2,900万円）						

事業年度							
区分	令和6年度以前	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度以降
新規			43 百万円	43 百万円	43 百万円	43 百万円	
			河川緊急浚渫事業【全地域】 1億7,200万円（5,200万円）				
継続	204 百万円	80 百万円	59 百万円	56 百万円	104 百万円		
	公園環境整備対策事業【全地域】 5億300万円（0円）						
新規			8 百万円	146 百万円	220 百万円	41 百万円	43 百万円
			消防救急デジタル無線装置更新事業【浜田】 4億5,800万円（9,000万円）				
継続	206 百万円	745 百万円	1,551 百万円	185 百万円	217 百万円	278 百万円	3,418 百万円
	学校建設事業【浜田】 66億円（18億1,800万円）						
継続	198 百万円	50 百万円	50 百万円				
	学校施設緊急改修事業【全地域】 2億9,800万円（0円）						
継続	8 百万円	38 百万円	139 百万円	68 百万円	123 百万円		
	特別教室エアコン整備事業【全地域】 3億7,600万円（9,900万円）						
継続			45 百万円	190 百万円	494 百万円	24 百万円	
			歴史文化保存展示施設整備事業（浜田郷土資料館建替え）【浜田】 7億5,300万円（0円）				
新規		12 百万円	154 百万円	487 百万円	948 百万円		
		島根県国民スポーツ大会競技会場整備事業【浜田・三隅】 16億100万円（3億6,400万円）					

※ 事業費ベースで記載しています。ただし、（）内は実質市負担*を表します。

※ ”区分”については、今年度の計画策定において新たに掲載した事業を”新規”、前年度策定の計画で掲載されていたものは”継続”としています。

※ テキストボックスの右側矢印がない事業は令和12年度以降も事業が継続しています。

※ 掲載している金額は、全体事業費ではなく、事業開始から令和16年度までの合計金額です。

7 決算状況

【第1表 歳入内訳】

	R2	R3	R4	R5	R6
1. 地 方 税	億円 74	億円 73	億円 74	億円 98	億円 98
2. 地方譲与税、各種交付金	億円 18	億円 21	億円 20	億円 20	億円 23
3. 地方交付税	億円 123	億円 131	億円 129	億円 112	億円 110
4. 使用料、手数料	億円 5	億円 6	億円 5	億円 5	億円 4
5. 国、県支出金	億円 136	億円 113	億円 104	億円 88	億円 84
6. 繰 入 金	億円 19	億円 12	億円 20	億円 10	億円 22
7. 地 方 債	億円 31	億円 34	億円 30	億円 25	億円 39
8. その他の収入	億円 33	億円 33	億円 39	億円 45	億円 40
歳入合計	億円 440	億円 424	億円 421	億円 402	億円 419

【第2表 収支・基金内訳】

項 目	R2	R3	R4	R5	R6
歳 入 総 額	億円 440	億円 424	億円 421	億円 402	億円 419
正味の歳入総額	434	414	399	390	402
歳 出 総 額	億円 433	億円 410	億円 407	億円 392	億円 410
正味の歳出総額	423	397	393	373	390
歳 入 歳 出 差 額	億円 8	億円 14	億円 14	億円 10	億円 10
正味の歳入歳出差額	11	17	6	17	12
基金年度末現在高(普通会計)	億円 160	億円 164	億円 157	億円 165	億円 163
財政調整基金	42	46	51	57	61
減債基金	40	44	36	37	30
まちづくり振興基金	28	25	24	22	20
ふるさと応援基金	23	23	25	24	24
その他基金	27	26	21	25	28

【第3表 歳出内訳】

	R2	R3	R4	R5	R6
1. 人件費	億円 60	億円 60	億円 60	億円 60	億円 65
2. 物件費	億円 42	億円 44	億円 46	億円 44	億円 47
3. 扶助費	億円 73	億円 82	億円 73	億円 78	億円 78
4. 補助費等	億円 100	億円 48	億円 48	億円 47	億円 62
5. 投資的経費	億円 37	億円 55	億円 66	億円 47	億円 45
6. 公債費	億円 54	億円 62	億円 62	億円 59	億円 57
7. 積立金	億円 28	億円 16	億円 13	億円 18	億円 20
8. 繰出金	億円 33	億円 33	億円 33	億円 33	億円 28
9. その他	億円 7	億円 8	億円 7	億円 6	億円 7
歳出合計	億円 433	億円 410	億円 407	億円 392	億円 410

【第4表 財政指標】

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
標準財政規模	億円 204	億円 210	億円 203	億円 208	億円 209
財政力指数	0.395	0.387	0.384	0.411	0.452
経常収支比率	% 91.4	% 88.9	% 94.3	% 91.6	% 92.5
実質公債費比率	% 10.7	% 10.9	% 10.8	% 10.5	% 9.5
地方債残高	億円 498	億円 472	億円 441	億円 408	億円 391

「中期財政計画及び見通し」 用語解説

令和7年 12 月

浜 田 市

用 語		掲載ページ	説 明
あ行			
い	一般財源		財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のことです。 地方税、地方譲与税、地方交付税等があります。
か行			
か	介護保険	12	保険に入っている人が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受け、サービスを利用するしくみになっています。 40歳以上の方は、原則として介護保険の被保険者となり、認定を受けた被保険者はサービス費用の1割を負担することでサービスを利用することができます。
	会計年度任用職員	8・14	従来の特任・非常勤職員に替わる新たな任用制度に基づく一般職非常勤職員。新任用制度は令和2年4月から導入されています。
	過疎対策事業債	2・6・7・13	令和3年4月に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新過疎法）第2条の規定により公示された市町村が、同法第8条の規定により策定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づき実施する事業に対して発行できる特例債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （令和12年度までの時限立法）
	合併特例債	6・13	合併市町村が、まちづくり推進のため、市町村計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く20ヶ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことです。事業費の95%が充当され、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
き	基準財政収入額	4・12	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において、徴収が見込まれる税収入、各譲与税等を一定の方法により算定したものです。
	基準財政需要額	4	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政的な必要額を算定したものです。
	緊急自然災害防止対策事業債	6・13	災害の発生を予防し、拡大を防止するために緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業に対して発行できる地方債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （令和7年度まで）
	緊急浚渫推進事業債	6・13	全国的に相次ぐ河川氾濫などを踏まえ、地方公共団体が緊急かつ集中的に浚渫事業に取り組み、危険箇所を解消するために河川維持管理計画等に基づき実施される地方単独事業に対して発行できる地方債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （令和11年度まで）
	緊急防災・減災事業債	6・13	防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業で、東日本大震災及び平成28年熊本地震を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等に対して発行できる地方債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に理論的に算入されます。 （令和7年度まで）
く	繰上償還	11・14	地方債において、償還の期限が到来する前に未償還額の全額または一部を繰り上げて償還することです。

用 語		掲載ページ	説 明																											
	繰出金	10・12・14・20	一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費のことです。																											
	クリーンエネルギー	3	電気や熱などに変える際、二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギー源のことです。自然エネルギーや再生可能エネルギーとも呼ばれます。具体的には、太陽光、水力、風力、地熱などが挙げられます。																											
け	経常収支比率	14・20	経常的に発生する経費に充当した一般財源の経常一般財源に対する割合で、財政構造の弾力性を判断するための指標です。																											
	下水道事業	10	主に雨水（うすい）および汚水（おすい）を、地下水路などで集めたのち公共用水域へ排出するための施設・設備の集合体であり、浄化などの水処理を行います。																											
	減債基金	2・12・13・14・19	地方債の償還およびその信用維持のため、地方自治法第241条の規定により設けられる基金のひとつです。 ＜参照＞ (基金) 第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。																											
	健全化判断比率		「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により導入されたもので、早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準があります。早期健全化基準、財政再生基準は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」（早期健全化基準のみ）により判断され、経営健全化基準は、公営企業の経営状況の深刻度を示す「資金不足比率」により判断されます。早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準をそれぞれ上回った場合は、早期健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画の策定が必要となります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">市町村の基準</th></tr> <tr> <th></th><th>早期健全化基準</th><th>財政再生基準</th><th>経営健全化基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質赤字比率</td><td>11.25%～15.00% (注1)</td><td>20.00%</td><td>—</td></tr> <tr> <td>連結実質赤字比率</td><td>16.25%～20.00% (注2)</td><td>30.00%</td><td>—</td></tr> <tr> <td>実質公債費比率</td><td>25.00%</td><td>35.00%</td><td>—</td></tr> <tr> <td>将来負担比率</td><td>350.00% (注3)</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>資金不足比率</td><td>—</td><td>—</td><td>20.00%</td></tr> </tbody> </table> (注1) 財政規模により異なり、浜田市の場合は12.41% (注2) 財政規模により異なり、浜田市の場合は17.41% (注3) 政令市は400.00%	市町村の基準					早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準	実質赤字比率	11.25%～15.00% (注1)	20.00%	—	連結実質赤字比率	16.25%～20.00% (注2)	30.00%	—	実質公債費比率	25.00%	35.00%	—	将来負担比率	350.00% (注3)	—	—	資金不足比率	—	—
市町村の基準																														
	早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準																											
実質赤字比率	11.25%～15.00% (注1)	20.00%	—																											
連結実質赤字比率	16.25%～20.00% (注2)	30.00%	—																											
実質公債費比率	25.00%	35.00%	—																											
将来負担比率	350.00% (注3)	—	—																											
資金不足比率	—	—	20.00%																											
こ	後期高齢者医療	12	75歳以上の高齢者等を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度のことです。従前の「老人保健法」による老人医療制度では、他の健康保険等の被保険者資格を有したまま老人医療を適用していたのに対し、後期高齢者医療制度では適用年齢（75歳以上）になると、加入していた国保や健保を脱退し、後期高齢者だけの独立した保険に入るといった点が異なります。																											
	公共事業等債	13	補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに独立行政法人水資源機構の行う河川事業及び農業農村整備事業並びに独立行政法人森林総合研究所の行う農業農村整備事業及び林道事業に係る法令に基づく負担金を対象として発行できる地方債です。事業費の原則90%充当であり、発行額のうち財源対策分（40%）の50%が普通交付税の基準財政需要額に理論的に算入されます。																											
	公共施設長寿命化等推進基金	13	公共施設の修繕、改修等による長寿命化及び除却に関する事業を推進することを目的として、令和2年度に造成した基金です。																											
	公債費	11・14・20	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金および一時借入金利子の支払いに要する経費のことです。																											

用 語		掲載ページ	説 明
	国民健康保険	12	国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的し、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行う社会保険のことです。
	固定資産税	3・13	毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に課する税金のことです。
	個別算定経費	4	普通交付税の基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の個別の項目による算定を行う経費のことです。
さ行			
さ	財政調整基金	1・2・9・10・13・14・15・19	年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため、財源に余裕のある年度に積み立て、財源不足が生じる年度に取り崩しを行います。
	財政力指数	14・20	普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3ヶ年度の平均で、各地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数が1に近く、あるいは1を超えるほど財政的に余裕がある団体といわれています。
し	事業費補正	4	普通交付税の基準財政需要額の算定に用いる測定単位の数値補正の一種で、各地方公共団体ごとの公共事業費の地方負担額及びその財源に充てられた地方債の元利償還金を指標として、それらの一定割合の額を基準財政需要額に割増算入するためのものです。
	資金手当債	13	一般的に、発行額または元利償還金が後年度に普通交付税の基準財政需要額へ算入されない地方債のことをいいます。
	実質公債費比率	1・6・11・14・20	地方債協議制度（平成18年度移行）において、地方債信用維持の観点から、財政状況の悪化している地方公共団体に対して、早期是正のための措置を講ずる必要があるため設けられた指標で、18%以上となる地方公共団体は、地方債の借り入れに引き続き許可を要することとされています。 地方公共団体の一般会計等（普通会計）が負担する元利償還金等の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す比率です。 財政健全化法の健全化判断比率の一つです。
	実質市負担	18	浜田市の造語で、地方債のうち、実際に償還が発生した年度に普通交付税により措置される金額を市費から差し引いた金額で、浜田市が実際に負担する金額です。
	実質単年度収支	15	今年度と前年度の実質収支の差に実質的な黒字要素（基金の積立、市債の繰上償還）および赤字要素（基金の取崩）を除外した実質的な単年度の収支です。
	市民生活安定化基金	12・13・14	水道料金や国民健康保険料等の急増を抑制し、市民生活の安定を図るための財源として、平成29年度に造成した基金です。なお、企業立地等による税収や財産処分など、新たに確保した自主財源の1/2を上限に基金へ積み立てを行います。
	市有財産有効活用推進基金	13	土地の利活用や処分のための公共施設の解体経費等の財源として、平成29年度に造成した基金です。
	償却資産	3	会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることが出来る土地及び家屋以外の構築物や機械・器具・備品等をいいます。
	正味の歳出総額	13・19	歳出総額から財政調整基金積立金（収支調整のために積み立てた減債基金積立金等を含む）及び公債費繰上償還額を差し引いた実質的な単年度の歳出予算額を表しています。

用 語		掲載ページ	説 明
	正味の歳入総額	13・19	歳入総額から繰越金、財政調整基金繰入金及び繰上償還財源としての減債基金繰入金を差し引いた実質的な単年度の歳入予算額を表しています。
	人件費	8・9・14・20	職員等に対する勤労の対価や報酬、社会保険料等の経費のことです。
	人口ビジョン	4	令和3年12月に策定した「第2次浜田市総合振興計画後期基本計画」の中で提示している浜田市の人口の将来展望のことです。
	人口減少等特別対策事業費	4	地方公共団体による人口減少対策等の取り組みを息長く支援する観点から、平成27年度に創設された普通交付税の基準財政需要額の算定項目です。
す	スクラップ・フォー・ビルド	16	令和3年10月に策定した「浜田市行財政改革大綱」の中で掲げている行財政改革の手法のひとつで、政策の優先順位の再構築や既存事業を見直しをすることで生み出した財源を新規事業に充てることです。
た行			
ち	地域デジタル社会推進費	4	地域社会のデジタル化を推進するために、令和3年度に創設された普通交付税の基準財政需要額の算定項目です。
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律	1	自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。（平成19年6月成立） 平成20年度の決算から特別会計や第3セクターなど、市の財政に影響を及ぼすすべての会計を対象に「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標を用いて、健全度を判断することになっています。また、公営企業についても、「資金不足比率」により、経営状況の健全度を判断することになっています。
	地方交付税	2・4・12・13・19	国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を財源としており、地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方財政の計画的な運営を保障するため、国が一定の基準に基づき交付するものです。普通交付税と特別交付税があります。
	地方消費税交付金	4	都道府県の地方消費税収入額のうち、清算後の地方消費税の2分の1に相当する額が人口及び従業者数の割合で市町村に交付されるものです。なお、消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法の成立により、消費税率は平成26年4月に5%から8%へ引き上げられ、令和元年10月には10%へ引き上げられました。
	地方譲与税	4・13・19	国税として徴収され、地方公共団体に対して譲与される税のことです。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税等があります。
つ	積立金	12・14・20	特定の目的のために財産を維持し、または資金を積み立てるために設けられた基金等に積み立てるための経費です。
と	投資的経費	5・10・14・20	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の形成等に向けられ、その支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費です。普通建設事業費のほか、災害復旧に要する経費も含まれます。
	特別交付税	4・13	地方交付税の一部で、普通交付税算定に用いられる基準財政需要額または基準財政収入額に反映することの出来なかった具体的な事情を考慮して交付されるものです。

用 語		掲載ページ	説 明
は行			
ひ	標準財政規模	14・20	普通交付税算定の仕組みを通じて表されるその地方公共団体の標準的な一般財源の規模のことです。
ふ	扶助費	5・9・14・20	社会保障制度の一環として、生活困窮者、身体障がい者等に対してその生活を維持するために支出する経費です。
	普通会計	2・13・19	個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲は異なっており、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分のことです。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、一般会計等とも表現されています。当市の場合、平成23年度で住宅新築資金等貸付事業特別会計が廃止されたため、一般会計のみが対象となります。
	普通建設事業費	10	道路、橋梁、学校、庁舎等公共用または公用施設の新増設等の建設事業費に要する投資的経費のことです。
	普通交付税	2・4・6・13・15	各地方公共団体ごとの標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積もり、財源不足が生じる場合、その不足額を基礎として地方公共団体に交付されるものです。
	物件費	9・10・14・20	旅費、消耗品費、備品購入費、委託料等物財調達のための経費です。
	ふるさと応援基金	1・7・9・10・13・14・15・19	当市に寄附されたふるさと寄附金を適正に管理・運用するために創設した基金のことです。
	ふるさと寄附金	7・13	自分の故郷や応援したい自治体などへ寄附することで、個人住民税の一部が控除される寄附金のことです。「ふるさと納税」とも呼ばれています。
へ	辺地対策事業債	6・7・13	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、山間地、離島その他へんびな地域について、辺地所在市町村が辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画のもとに実施する事業に対して認められる特例債です。地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても地方債の発行が認められています。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
ほ	包括算定経費	4	普通交付税の算定方法を抜本的に簡素化するとともに、交付税の予見可能性を高める観点から、基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の算定を行う「個別算定経費」以外の人口と面積を基本とする簡素な基準により算定する経費のことです。
	補助費等	9・10・14・20	各種団体に対する補助金、交付金、一部事務組合に対する負担金、公営企業会計への繰出金、報償費、保険料等の経費です。
ま行			
ま	まちづくり振興基金	9・10・13・19	地域振興及び市民の連帯の強化による一体的なまちづくりの推進に資するため設置した基金のことです。
ら行			
り	臨時財政対策債	6・13	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。地方公共団体の実際の借入にかかわらず、その元利償還金相当額が後年度基準財政需要額に算入されます。

用 語		掲載ページ	説 明
る	類似団体	1	決算統計（地方財政状況調査）等の報告に基づいて、総務省が毎年度作成する類似団体別市町村財政指数表にいう類型別の区分のことです。類似団体別市町村財政指数表では、人口と産業構造の2要素の組み合わせにより、市町村を分類しています。同じ類型に属する団体を総称して類似団体と言います。
ろ	ローリング	1・15	計画期間は同じ年数を保ちながら当該年度をその都度初年度とし、実績と計画との差を評価しつつ計画の見直しを行うことです。

浜田市過疎地域持続的発展計画の策定について（中間報告）

1 策定理由

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和 3 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、令和 3 年度に前期 5 か年（令和 3 年度から令和 7 年度まで）の浜田市過疎地域持続的発展計画を策定しましたが、今年度が最終年度となります。

引き続き過疎対策事業債（ハード及びソフト）を活用するため、後期 5 か年（令和 8 年度から令和 12 年度まで）の過疎地域持続的発展計画を策定するものです。

2 計画概要

現行の「浜田市過疎地域持続的発展計画」（令和 3 年度～令和 7 年度）を基に、「第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画」に即して策定します。

(1) 名称	浜田市過疎地域持続的発展計画
(2) 計画期間	令和 8 年度から令和 12 年度まで（5 年間）
(3) 構成	1. 基本的な事項 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 3. 産業の振興 4. 地域における情報化 5. 交通施設の整備、交通手段の確保 6. 生活環境の整備 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 8. 医療の確保 9. 教育の振興 10. 集落の整備 11. 地域文化の振興等 12. 再生可能エネルギーの利用の推進 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項 14. 過疎地域持続的発展特別事業（一覧表） ※ソフト事業
(4) 現在の計画案	添付のとおり
(5) パブリックコメント	閲覧期間：令和 7 年 12 月 3 日から令和 8 年 1 月 5 日まで 閲覧場所：浜田市役所本庁舎政策企画課、各支所防災自治課、各市立図書館 閲覧時間：開庁時間又は開館時間 （浜田市ホームページでも閲覧可能）

3 策定期間

令和 8 年 3 月浜田市議会定例会議で策定予定

4 主な変更箇所

基本的には現計画を踏襲し、数値やデータの時点修正、掲載事業等の加除を行っています。

- ・「1. 基本的な事項」における数値やデータの修正（令和 2 年国勢調査結果等を反映した人口等の数値の入替、表の追加等）
- ・「9. 教育の振興」における教育施設の状況の表を更新
- ・掲載している事業の加除（終了したものを削除し、今後過疎対策事業債の活用が予定される事業を追加）

削除した事業（抜粋）	新規追加した事業（抜粋）
浜田漁港高度衛生管理型荷捌所整備事業	林道橋梁等長寿命化改修事業
山陰浜田港公設市場整備事業	塵芥車更新事業
高速情報通信基盤整備事業	消防救急デジタル無線装置更新事業
子育て世代包括支援センター整備事業	島根県防災行政無線ネットワーク再整備事業
杵束コミュニティ施設整備事業	各施設の公共下水道接続事業 (観光施設、学校施設、図書館等)
金城総合運動公園改修事業	
旭公園施設改修事業	
浜田市三隅B&G海洋センター改修事業	
移動図書館車整備事業	

5 過疎法制定の変遷

- 昭和 45 年 「過疎地域対策緊急措置法」制定
- 昭和 55 年 「過疎地域振興特別措置法」制定
- 平成 2 年 「過疎地域活性化特別措置法」制定
- 平成 12 年 「過疎地域自立促進特別措置法」制定
- 平成 22 年 「過疎地域自立促進特別措置法」一部改正（6 年間の延長）
※ソフト事業が過疎債の対象に追加
- 平成 24 年 「過疎地域自立促進特別措置法」一部改正（5 年間の延長）
- 令和 3 年 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」制定
(令和 13 年 3 月 31 日まで)

浜田市過疎地域持続的発展計画 (案)

(令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 8 年 3 月

島根県 浜田市

目 次

1. 基本的な事項	1
(1) 市町村の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 行財政の状況	7
(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7) 計画期間	11
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	12
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
(1) 現況と問題点	13
(2) その対策	14
(3) 事業計画	15
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	15
3. 産業の振興	16
(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	18
(3) 事業計画	21
(4) 産業振興促進事項	21
(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	21
(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	21
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	21
4. 地域における情報化	22
(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	22
(3) 事業計画	22
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	22
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	23
(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	24
(3) 事業計画	24
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	24
6. 生活環境の整備	25
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	26
(3) 事業計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	28
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	29
(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	30
(3) 事業計画	31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	31
8. 医療の確保	32
(1) 現況と問題点	32

(2) その対策	32
(3) 事業計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	33
9. 教育の振興	34
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	35
(3) 事業計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	37
10. 集落の整備	38
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 事業計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39
11. 地域文化の振興等	40
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 事業計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	42
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	42
(3) 事業計画	42
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	42
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	43
(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	43
(3) 事業計画	44
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	44
14. 過疎地域持続的発展特別事業（一覧表）	45

1. 基本的な事項

(1) 市町村の概況

ア 自然的条件

本市は、島根県西部の中央に位置し、東部は江津市・邑南町、西部は益田市に、南部は広島県に隣接しており、北は日本海に面している。

総面積は 690.64 k m²で、島根県の総面積 6,707.79 k m²の 10.3%を占めており、東西 46.4 km、南北 28.1 kmにわたる。

地形は、丘陵地や山地が大部分を占め、その土地利用の状況は林野率 81%と平地に乏しく、中国山地が日本海まで迫っている。海岸部の切り立ったリアス式地形と砂丘海岸の織り成す海岸線は、優れた自然景観と天然の良港をもたらしている。

河川は、浜田川、周布川、三隅川等の主要河川が流れており、水資源に恵まれている。下流域には平地を形成し、市街地や農地が展開しているが、全体としてまとまった平地に恵まれている。

気候は、対馬暖流の影響で比較的温暖であるが、日本海型の気候に属し、その特徴として夏は高温多湿、冬は低温降雪にある。令和 6 年の年平均気温は 17.1℃、同年の最高気温は 35.5℃、最低気温は -2.4℃である。同年の年間降水量は、1,826.5mm となっている。

イ 歴史的条件

当地域は、国司時代から那賀郡に属し、石見国庁・国分寺等が置かれ、広く石見地方を統括するなど、政治・経済・文化の拠点となってきた。

明治 2 年の廃藩置県で大森県に、同 3 年に浜田県となり、同 9 年には島根県に合併した。

旧浜田市は、昭和 15 年に島根県内 2 番目の市制を施行し、昭和 30 年に井野村の一部及び大麻村の一部を分割編入、同 33 年に金城村の一部を境界変更、同 44 年に国府町を編入した。

旧金城町は、昭和 31 年に雲城村、今福村、波佐村が合併して金城村となり、同 33 年に金城村の一部を境界変更して旧浜田市へ編入、同 44 年に町制を施行した。

旧旭町は、昭和 29 年に今市村、木田村、和田村、都川村、旧桜江町の一部が合併して旭村となり、同 33 年に市木村の一部を分割編入し、同年に町制を施行、同 46 年に旧桜江町の一部を境界変更した。

旧弥栄村は、昭和 31 年に安城村と杵束村が合併して弥栄村となった。

旧三隅町は、昭和 2 年に西隅村と三隅村が合併して町制を施行して三隅町となり、同 30 年に三隅町、三保村、岡見村、黒沢村、井野村の一部、大麻村の一部が合併した。

これら旧 5 市町村が、平成 17 年 10 月 1 日に新設合併し、新しい浜田市が誕生した。

ウ 社会的、経済的条件

人口の推移を見ると、昭和 35 年の国勢調査では 89,472 人であったが、以降は若年層を中心に人口流出が続く、令和 2 年の国勢調査では 54,592 人となり、39.0%の減少となっている。これは、若者の流出、出生率の低下等、社会経済情勢の変化に伴う要因が大きいと思われる。

交通網においては、鉄道は J R 山陰本線が日本海沿いに走っており、益田・鳥取間の高速化により利便性が向上している。道路は、国道 9 号が東西に走っており、山陰道においては、県内では 149.8 km が開通し、山陰地方の経済・産業の発展や観光振興、沿線住民の生活を支える道路としての期待が高まっている。国道 9 号と山陰道を経由して県庁所在地の松江市までは約 1 時間 50 分、西方の山口市までは約 2 時間 10 分を要する。

また、平成 3 年 12 月に浜田道の開通により政令指定都市の広島市まで約 1 時間 30 分で結ばれるようになった。平成 5 年 7 月には、隣接する益田市に石見空港が開港し、大阪・東京に短時間で往来できるようになったが、搭乗率の低迷が続いているため、路線の存続に向けた利用促進を図っている。浜田港においては、平成 13 年 3 月に韓国釜山港との国際定期コンテナ航路が開設され、平成 22 年 8 月には全国 103 港の重要港湾の中から 43 港の重点港湾に選定されるなど、環日本海地域における物流拠点としての位置付けが高まっている。

産業においては、農林水産業が本市の基幹産業であるが、社会経済の多様化による第 2 次・3 次産業の発展とともに後退しており、産業基盤の零細性、就業者の高齢化等により、年々衰退の一途をたどっている。このため、農林水産資源を有効に活用し、製品の価値を高めるブランド化を図るとともに、地産地消を推進して観光施設と連携した地域産業の振興を図り、食を基軸とした 6 次産業づくりに取り組んでいる。このほか、農林漁業を中心とした就労対策や空き家を有効活用した住居対策も実施しており、農林漁家の就業意欲の高揚と後継者育成対策につながる新たな産業づくりとしての展開が期待される。

また、平成 10 年に運転を開始した三隅発電所は、令和 4 年 11 月から 2 号機が営業運転を開始し、定期点検工事等により多くの関係者が滞在することで地域経済の活性化に寄与している。

本市は、昭和 58 年に未曾有の大水害を受け、これまで長年培ってきた農地や街並みが一瞬にして壊滅的な打撃を受けた。その後も 2 度にわたって大水害を受けたため、ダム建設や放水路、河川改修等のハード面を中心とした治水対策の整備を図ってきた。

これらの結果、まちづくりにおいて各種施策の成果は着実に上がっているが、人口の減少、少子高齢化の進行等に歯止めがかからず、依然として様々な課題が山積している。

このため、地域資源を有効に活用するとともに、地域の人材の能力を最大限に発揮できる体制を再構築し、地域活力にあふれた協働のまちづくりを推進するため、本計画を策定し、持続的発展に向けた取組に努めるものとする。

エ 過疎の実態

本市における過疎化の状況を見ると、人口は昭和 30 年代をピークとして減少傾向にあり、特に昭和 35 年から昭和 40 年にかけて大幅な減少率を示している。これは、我が国の経済が未曾有の繁栄を遂げた反面、農山漁村において他産業への転職、出稼ぎが増加したためである。

この後、我が国の高度経済成長期においては、農林水産業と工業（第 1 次産業と第 2 次産業）間の所得格差が拡大し、中堅労働者層を中心に離農や挙家離村が相次ぎ、引き続き減少傾向を示した。

このような状況の中で、昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法、昭和 55 年に過疎地域振興特別措置法、平成 2 年に過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年に過疎地域自立促進特別措置法が制定され、これを基調とした諸施策を積極的に実施した結果、生活基盤や住民福祉が向上したことにより、人口流出の防止、住民所得の向上、魅力ある豊かな地域社会の建設、経営の近代化、高齢者が安心して暮らせるまちづくりが進む等、一定の成果を得た。令和 3 年には、人材の確保・育成、雇用機会の拡充等に寄与することを目的とした、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたため、引き続き、持続可能な地域社会の形成、地域資源を活用した地域活力の向上等に資する各種取組を進めている。

産業の振興においては、農村総合整備事業やがんばる島根農林総合事業等により効果的な事業を行ったほか、漁港施設整備では漁港局部改良事業を実施した。一方、農家の経営作物も水稻単作から次第に変化し、近年は付加価値の高い作物に主眼を置いた農業経営が目立ってきている。

交通体系の整備においては、国・県道をはじめとした幹線道路や県営広域農道、広域基幹林道の改良が進められるとともに、集落道や生活道である市道等の整備に取り組んできた。また、生活交通の確保を図るため、交通空白地域の解消施策として、予約型乗合タクシーの導入や自治会による輸送活動の支援を行い、一定の成果を得た。

しかし、人口減少率や自家用自動車の保有率が依然として高く、路線バスの利用者減少に伴う民間バス路線の廃止も行われており、生活路線バス等による代替交通の確保に取り組んでいる。

生活環境の整備においては、飲料水供給施設や污水处理施設を整備し、また、廃棄物処理施設の整備及び延命化やごみ減量化、リサイクルの推進にも取り組んでいる。

保健・福祉の向上及び増進では、特別養護老人ホームや総合福祉センターをはじめとした介護、福祉施設等を整備し、また、介護人材の確保等に取り組んだ。

地域医療の確保においては、島根県西部の医療の中核を担う総合医療センターとして、平成 21 年 11 月に独立行政法人 国立病院機構 浜田医療センターが開院した。

教育の振興においては、県立大学と連携した「大学を核としたまちづくり」の推進に努める一方で、地域の小・中学校施設の改修・改築に取り組むとともに、普通教室に続き特別教室へのエアコン設置や ICT 機器導入等、教育施設の環境整備を進めた。

地域文化の振興においては、石央文化ホールを活用した芸術・文化の振興に努めるとともに、地域においては、まちづくりセンターを中心とした地域のコミュニティ施設の充実や地域住民組織の育成に取り組んでいる。また、郷土芸能の継承と文化財の保存にも努め、地域の伝統文化を活かした取組を促進している。

このように、本市においては様々な施策を進めてきたが、人口減少は更に続いており、特に、山間部においては依然として高率を示している。

（２）人口及び産業の推移と動向

ア 人口の現況と動向

国勢調査によると、本市の人口は、昭和 35 年以降、若年層を中心に人口流出が続き、年々減少している。特に昭和 30 年代後半から始まった高度経済成長期において、大企業及び工場等が集積する京阪神工業地帯を中心に人口の流出が進み、昭和 35 年から令和 2 年までの 60 年間で 34,880 人減少し、減少率は 39.0%となっている。

人口減少の推移を見ると、昭和 35 年から昭和 40 年までは 9,650 人の減少（10.8%減）と大きな減少傾向にあったが、昭和 48 年、49 年のオイルショック以降、経済も高度成長から低成長、安定成長へと転換して人口の都市部集中も緩和され、昭和 45 年から昭和 60 年までは 1,063 人の減少（1.4%減）と微減の傾向にあった。その後、少子高齢化が急速に進み、昭和 60 年から平成 2 年までは 3,118 人の減少（4.3%減）、平成 2 年から平成 7 年までは 1,308 人の減少（1.9%減）、平成 7 年から平成 12 年までは 2,640 人の減少（3.9%減）、平成 12 年から平成 17 年までは 2,417 人の減少（3.7%減）、平成 17 年から平成 22 年までは 1,333 人の減少（2.1%減）、平成 22 年から平成 27 年までは 3,608 人の減少（5.8%減）、平成 27 年から令和 2 年までは 3,513 人の減少（6.0%減）と人口減少が加速している状況である。

地域別の人口は、各地域とも減少傾向にあるが、昭和 35 年から令和 2 年までの人口減少率は、浜田地域で 27.7%、金城地域で 50.3%、旭地域で 50.2%、弥栄地域で 77.9%、三隅地域で 55.2%となっており、山間部の減少率が高い傾向にある。

年齢階層別人口の状況を見ると、若年者人口（14 歳以下）、生産年齢人口（15～64 歳）の減少に対し、高齢者人口（65 歳以上）が増加している。

特に若年者人口は、平成 22 年の 7,144 人から令和 2 年には 5,948 人となり、10 年間で 1,196 人減少（16.7%減）している。

また、生産年齢人口は、平成 22 年の 35,943 人から令和 2 年には 29,125 人となり、10 年間で 6,818 人減少（19.0%減）しており、この年齢層の定着化を図ることが喫緊の課題である。

高齢者人口は、昭和 40 年以降増加傾向にあり、平成 22 年から令和 2 年までの 10 年間では 1,069 人増加（5.8%増）している。

このように、本市においては過疎化に加え、少子化、高齢化が急速に進行していることがうかがえる。過疎化の要因としては、自然的要因のほか、雇用機会の不足、生活環境整備の遅れが考えられ、これらにより特に若者の市外・県外への人口流出につながり、また、U・I ターン者の定着が図られない状況にあると思われる。

国勢調査による人口の推移は、表 1-1（1-1）のとおりである。

表1-1(1-1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 89,472		人 79,822	% ▲ 10.8	人 73,592	% ▲ 7.8	人 72,253	% ▲ 1.8	人 72,130	% ▲ 0.2
0歳～14歳	人 27,042		人 20,586	% ▲ 23.9	人 16,722	% ▲ 18.8	人 15,683	% ▲ 6.2	人 15,190	% ▲ 3.1
15歳～64歳	人 55,121		人 51,516	% ▲ 6.5	人 48,575	% ▲ 5.7	人 47,608	% ▲ 2.0	人 46,863	% ▲ 1.6
うち 15歳～ 29歳（a）	人 19,772		人 16,449	% ▲ 16.8	人 14,050	% ▲ 14.6	人 13,300	% ▲ 5.3	人 11,675	% ▲ 12.2
65歳以上 （b）	人 7,309		人 7,720	% 5.6	人 8,295	% 7.4	人 8,959	% 8.0	人 10,077	% 12.5
（a）／総数	% 22.1		% 20.6	—	% 19.1	—	% 18.4	—	% 16.2	—
（b）／総数	% 8.2		% 9.7	—	% 11.3	—	% 12.4	—	% 14.0	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 72,529	% 0.6	人 69,411	% ▲ 4.3	人 68,103	% ▲ 1.9	人 65,463	% ▲ 3.9	人 63,046	% ▲ 3.7
0歳～14歳	人 14,508	% ▲ 4.5	人 12,444	% ▲ 14.2	人 10,793	% ▲ 13.3	人 9,206	% ▲ 14.7	人 8,053	% ▲ 12.5
15歳～64歳	人 46,759	% ▲ 0.2	人 43,826	% ▲ 6.3	人 41,966	% ▲ 4.2	人 39,015	% ▲ 7.0	人 36,851	% ▲ 5.5
うち 15歳～ 29歳（a）	人 10,893	% ▲ 6.7	人 9,950	% ▲ 8.7	人 9,899	% ▲ 0.5	人 9,734	% ▲ 1.7	人 8,795	% ▲ 9.6
65歳以上 （b）	人 11,262	% 11.8	人 13,104	% 16.4	人 15,321	% 16.9	人 17,237	% 12.5	人 18,061	% 4.8
（a）／総数	% 15.0	—	% 14.3	—	% 14.5	—	% 14.9	—	% 14.0	—
（b）／総数	% 15.5	—	% 18.9	—	% 22.5	—	% 26.3	—	% 28.6	—

区 分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 61,713	% ▲ 2.1	人 58,105	% ▲ 5.8	人 54,592	% ▲ 6.0
0歳～14歳	人 7,144	% ▲ 11.3	人 6,565	% ▲ 8.1	人 5,948	% ▲ 9.4
15歳～64歳	人 35,943	% ▲ 2.5	人 31,580	% ▲ 12.1	人 29,125	% ▲ 7.8
うち 15歳～ 29歳（a）	人 7,878	% ▲ 10.4	人 7,099	% ▲ 9.9	人 7,014	% ▲ 1.2
65歳以上 （b）	人 18,450	% 2.2	人 19,430	% 5.3	人 19,519	% 0.5
（a）／総数	% 12.8	—	% 12.2	—	% 12.8	—
（b）／総数	% 29.9	—	% 33.4	—	% 35.8	—

※総数と年齢別内訳の計との差は年齢不詳分。

住民基本台帳による人口の推移は、表 1-1（1-2）のとおりである。

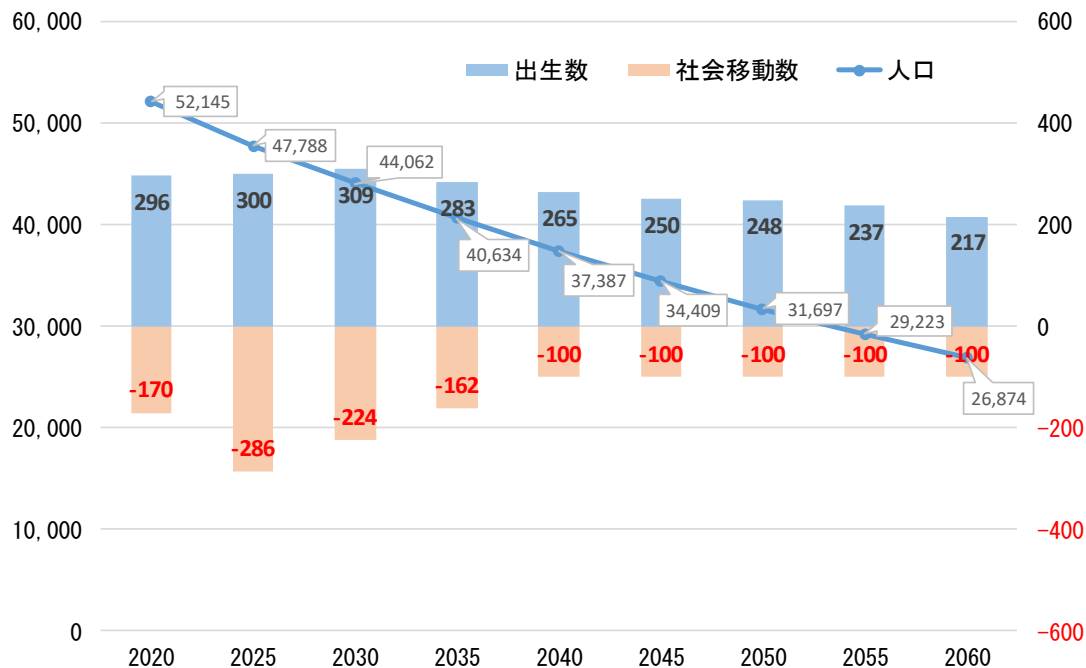
表1-1（1-2） 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 65,345	—	人 62,700	—	% ▲ 4.0	人 59,476	—	% ▲ 5.1
男	人 31,119	% 47.6	人 29,803	% 47.5	% ▲ 4.2	人 28,235	% 47.5	% ▲ 5.3
女	人 34,226	% 52.4	人 32,897	% 52.5	% ▲ 3.9	人 31,241	% 52.5	% ▲ 5.0

区 分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			令和7年3月31日		
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)	人 56,382	—	% ▲ 5.2	人 52,181	—	% ▲ 7.5	人 47,311	—	% ▲ 9.3
男 (外国人住民除く)	人 26,834	% 47.6	% ▲ 5.0	人 25,094	% 48.1	% ▲ 6.5	人 22,749	% 48.1	% ▲ 9.3
女 (外国人住民除く)	人 29,548	% 52.4	% ▲ 5.4	人 27,087	% 51.9	% ▲ 8.3	人 24,562	% 51.9	% ▲ 9.3
参考	男 (外国人住民)	人 166	—	人 174	—	% 4.8	人 299	—	% 71.8
	女 (外国人住民)	人 442	—	人 479	—	% 8.4	人 438	—	% ▲ 8.6

「第 2 次浜田市総合振興計画 後期基本計画」の人口ビジョンにおける人口推計は、表 1-1（2）のとおりである。

表1-1（2） 人口の推計



※住民基本台帳に基づく推計値。

イ 産業の推移と動向

本市の産業別人口の総数を見ると、昭和35年から令和2年までの60年間で19,652人減少している。

昭和40年までは第1次産業が主軸となっていたが、その後、第2次及び第3次産業の比率が高まり、令和2年には、第1次産業が5.8%、第2次産業が21.4%、第3次産業が71.2%となっている。

産業別人口の動向については、表1-1(3)のとおりである。

表1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 46,808		人 41,641	▲ 11.0	人 41,184	▲ 1.1	人 39,247	▲ 4.7	人 39,003	▲ 0.6
第1次産業 就業人口比率	% 49.2		% 43.5	—	% 37.8	—	% 27.6	—	% 20.9	—
第2次産業 就業人口比率	% 18.9		% 18.7	—	% 20.3	—	% 25.8	—	% 28.7	—
第3次産業 就業人口比率	% 31.9		% 37.7	—	% 42.0	—	% 46.4	—	% 50.4	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 38,407	▲ 1.5	人 35,767	▲ 6.9	人 36,447	1.9	人 34,046	▲ 6.6	人 31,534	▲ 7.4
第1次産業 就業人口比率	% 17.2	—	% 13.4	—	% 11.9	—	% 9.9	—	% 9.4	—
第2次産業 就業人口比率	% 30.7	—	% 32.1	—	% 30.6	—	% 27.9	—	% 23.8	—
第3次産業 就業人口比率	% 52.1	—	% 54.5	—	% 57.4	—	% 62.0	—	% 66.5	—

区 分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 29,146	▲ 7.6	人 28,257	▲ 3.1	人 27,156	▲ 3.9
第1次産業 就業人口比率	% 7.4	—	% 7.1	—	% 5.8	—
第2次産業 就業人口比率	% 21.4	—	% 20.6	—	% 21.4	—
第3次産業 就業人口比率	% 69.8	—	% 70.9	—	% 71.2	—

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

本市は平成17年の合併以降「地域の個性を活かしたまちづくり」と「一体的なまちづくり」を進め、令和3年4月以降「浜田那賀方式自治区制度」に代わる「浜田市協働のまちづくり推進条例」を制定し、市民や事業者、まちづくり活動団体、そして行政それぞれが主役となる協働によるまちづくりの推進に取り組んでいる。

また、中山間地域の課題解決のため公民館のコミュニティセンター化を図り、まちづくり機能の充実に努めている。

広域的な行政需要に対しては、浜田市と江津市による浜田地区広域行政組合において、共同事務が行われている。

イ 財政の状況

本市の財政状況は、表 1-2 (1) のとおりである。

令和 5 年度の普通会計地方債残高は約 407 億円で、実質公債費比率は 10.5%となっている。

平成 22 年度と比較して比率は改善しているが、令和 5 年度の類似団体の平均値 (5.8%) との比較では依然高い水準で推移しており、さらに少子高齢化による人口減少問題、社会保障経費の一層の増大に加え、物価高騰等の地域経済に与える影響も大きいため、更なる行財政改革を推進し、財政基盤の強化と財政の健全化に努める必要がある。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和5年度
歳入総額 A	37,352,606	39,470,212	42,521,030	44,026,902	40,240,024
一般財源	27,649,880	25,314,536	24,766,703	24,999,289	26,846,849
国庫支出金	1,981,873	3,552,824	4,322,172	9,796,026	4,441,809
都道府県支出金	1,855,835	2,522,642	2,391,544	2,518,743	2,467,457
地方債	3,895,545	4,481,300	5,219,200	2,351,000	2,395,800
(うち過疎債)	(832,800)	(1,555,600)	(2,445,900)	(1,211,100)	(1,442,100)
その他	1,969,473	3,598,910	5,821,411	4,361,844	4,088,109
歳出総額 B	37,178,426	38,955,945	41,872,771	43,272,335	39,235,546
義務的経費	17,313,743	16,918,351	17,980,390	18,666,210	19,775,940
投資的経費	6,129,663	7,465,977	7,156,126	3,667,442	4,694,372
(うち普通建設事業)	(6,040,669)	(7,364,129)	(6,513,017)	(3,464,424)	(4,353,731)
その他	13,735,020	14,571,617	16,736,255	20,938,683	14,765,234
過疎対策事業費	1,364,487	2,282,917	3,280,780	1,538,268	2,380,555
歳入歳出差引額 C (A-B)	174,180	514,267	648,259	754,567	1,004,478
翌年度へ繰越すべき財源 D	67,866	37,737	21,437	89,276	160,204
実質収支 C-D	106,314	476,530	626,822	665,291	844,274
財政力指数	0.446	0.446	0.414	0.395	0.411
公債費負担比率	22.8	21.5	21.8	21.0	21.7
実質公債費比率	21.1	17.4	10.6	10.7	10.5
起債制限比率	16.2	—	—	—	—
経常収支比率	95.6	87	87.3	91.4	91.6
将来負担比率	—	136.6	93.1	44.1	6.3
地方債現在高	53,421,566	50,134,432	56,016,801	49,766,957	40,789,934

※平成 17 年度は、旧 5 市町村の財政の状況を合計した数値。

ウ 主要公共施設等の整備状況

本市の主要公共施設等の整備状況は、表 1-2 (2) のとおりである。

住民からの要望が高い道路の整備については、令和 5 年度末の市道改良率は 50.7%、市道舗装率は 90.1 %まで向上した。

水道普及率は、令和 5 年度末現在で 94.4%となっている。

下水対策においては、令和 5 年度末現在水洗化率が 73.2%となっており、改善が進んではいるが、更なる改善が望まれる。

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成 2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2年 年度末	令和5年 年度末
市町村道						
改良率 (%)	18.9	35.1	41.7	45.1	50.6	50.7
舗装率 (%)	45.8	73.6	83.6	84.0	90.1	90.1
農道						
延長 (m)	323,620	296,198	274,804	178,181	121,718	129,745
耕地1ha当たり農道延長 (m)	54.1	56.5	58.3	—	—	—
林道						
延長 (m)	136,253	115,700	145,645	166,840	175,710	180,134
林野1ha当たり林道延長 (m)	4.3	3.8	5.0	—	—	—
水道普及率 (%)	84.2	88.2	93.6	96.5	94.5	94.4
水洗化率 (%)	—	6.0	50.7	62.0	72.0	73.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	19.7	21.4	19.1	18.5	17.9	18.4

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市が目指す将来像を「住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田 ～ 豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にするまち～」とし、市民の皆さんが、将来にわたって本市に「住みたい、住んでよかった」と思うことができ、本市の多彩な地域資源を最大限に発揮できる魅力いっぱいの元気な浜田市を目指す。また、本市の美しく豊かな自然と、市民の温かい人情、そして人の絆を大切にするまちを目指す。

この将来像を実現するため、7つの「まちづくりの大綱」を掲げる。

浜田市の将来像

**住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田
～ 豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にするまち ～**

まちづくりの大綱

I 活力のある産業を育て雇用をつくるまち

農林水産業や商工業等の既存産業と観光とのネットワーク化を進め、活力のある産業を創造するまちを目指す。

II 健康でいきいきと暮らせるまち

保健・医療・福祉サービスが充実し、誰もが安心して生活できる環境を備えた健康でいきいきと暮らせるまちを目指す。

III 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち

自ら学び高めあう学習活動を推進し、郷土に誇りを持った次世代を担う人を育むまちを目指す。

IV 自然環境を守り活かすまち

豊かな自然や美しい景観を引き継ぐため、適切なリサイクル推進に努めるとともに、自然エネルギーの活用を推進するまちを目指す。

V 生活基盤が整った快適に暮らせるまち

生活の基盤となる道路や鉄道、港湾等の交通基盤を充実するとともに、情報通信基盤を整備し、快適に暮らせるまちを目指す。

Ⅵ 安全で安心して暮らせるまち

市民と行政が協働で、地域の防災や防犯活動を推進し、安全で安心して暮らせるまちを目指す。

Ⅶ 協働による持続可能なまち

市民や地域団体、企業、NPO、行政が協働し、地域課題の解決や新たな取組を進め、持続可能なまちを目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき達成すべき基本目標は次のとおりとする。

指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
人口（住民基本台帳）	52,145 人	47,100 人
出生数	296 人	300 人
社会増減数	▲170 人	▲286 人
雇用創出数	0 人	累計 25 人
U・I ターン者数	209 人	累計 1,050 人
地区まちづくり推進委員会組織率	75.8%	92.0%
交通手段の確保に取り組むまちづくり活動団体数	3 団体	20 団体
自主防災組織の組織率	68.2%	90.0 %
実質公債費比率	10.7%	9.7%未満

※浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等の目標値。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画と第2次浜田市総合振興計画は相互関連することから、一体的に進捗管理することとし、基本目標や総合振興計画に掲げた目標の達成状況等を評価した上でその結果を公表する。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（８）公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、次の３つの方針を柱として、公共施設等の整備費について約５割（年平均）の削減を目標としている。本計画の推進にあたってもこの３つの方針との整合性を図る。

Ⅰ 総資産量の適正化

ハコモノについては、統廃合などによる保有資産量の削減はもちろんのこと、同規模かつ同機能の建替えは原則として行わず、施設ごとの機能や利用実態を十分考慮し、類似・重複した機能の統廃合及び他機能施設の複合化などを基本として、全市的かつ広域的な視点をもって、将来の人口や年齢構成に見合った効率的・効果的なあり方を検討する。

また、これらを検討したうえで、必要とされるハコモノについては計画的に更新する。

インフラについては、市民生活における安全性はもちろんのこと、施設の重要性及び道路、河川、トンネル、上下水道といった施設種別ごとの特性を考慮した整備を実施し、総量の適正化に努める。

Ⅱ 長寿命化の推進

今後も保有すべき公共施設等については、これまでの対処療法的な維持管理（事後保全）から、計画的な維持管理（予防保全）へ転換をすすめ、施設の劣化が進行する前に、定期的な点検・診断を実施し、施設の長寿命化、施設のライフサイクルコストの削減を図るなど、中長期的な視点に立った計画的な維持修繕に努める。

Ⅲ 民間活力の有効活用

「民間でできることは、民間で」という基本方針のもと、民間企業などが持っているノウハウを積極的に活用し、サービス水準を維持しながらランニングコストの削減や効率的な維持管理に努める。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住の促進

人口減少の抑制、農林水産業従事者の高齢化や後継者不足等の問題解消を図るため、広報活動や移住相談体制を強化するなど、都会地等からの移住就業支援に積極的に取り組む必要がある。

Ｕ・Ｉターン希望者の住まい確保には空き家の活用が効果的であるため、「空き家バンク」制度を運用し、市内の空き家を紹介しているところである。あわせて、空き家バンク登録物件の活用促進を目的とした補助金等の支援や空き家バンク専門員の配置など、登録増加に向けた取組を積極的に行い、本市の空き家バンク登録物件数は県内でもトップクラスとなっている。しかしながら、人口減少に伴い、今後も空き家が増加するものと予測されるため、地域や町内会等の機能を維持するためにもさらなる空き家の有効活用への取組が必要である。

また、少子化を解消するため、独身男女の出会いの場としてイベントの実施を支援するなど、若者を中心に結婚を応援する社会的気運の醸成を図る必要がある。

イ 関係人口の拡大

地域においては、人口減少・担い手不足により、地域だけでは解決できない様々な課題を抱えていることから、地域と多様に関わる関係人口と連携し、取り組む必要がある。

ウ 地域間交流の促進

本市において、都市をはじめ、他の地域との交流を進めることは、経済的・社会的・文化的な側面で大きな効果をもたらすものである。ワークライフバランスの見直しが進む現在においては、都市と農山漁村の共生・交流を深めることにより、本市の恵まれた地域資源や伝統芸能を活かすことが期待されている。

エ 国内外へ発信する各分野の人材の育成、ＮＰＯ等の育成

これからのまちづくりを進める上で、輝く個性と自立した個の連帯する力こそが地域に求められており、住民が主体的に参画して行う人材育成事業等を実施する任意団体・任意グループ・個人に対して支援を行っている。

住民主体のまちづくりを推進するため、地域のリーダーとなる人材の更なる育成に努めるとともに、地域づくりを補完するボランティア組織やＮＰＯの育成・支援を進め、地域間で連携した住民活動を促進する必要がある。

オ 大学等の高等教育機関と連携したまちづくりの推進

本市には、地域に開かれた大学を目指す島根県立大学やリハビリテーション医療・福祉分野の技術を活かした高等教育の中核をなす教育機関としてリハビリテーションカレッジ島根等があり、これらの機関を中心として県西部の発展に寄与するように支援等を行っている。

また、島根県立大学では平成 22 年 4 月に「島根県立大学憲章」を制定し、「地域のニーズに応え、地域と協働し、地域に信頼される大学」の実現を目指すこととしている。さらに、浜田キャンパスは、令和 3 年 4 月に地域政策学部と国際関係学部の 2 学部 2 学科 5 コースに改編となった。

今後、これら高等教育機関とより一層の連携を図り、共同研究、情報の共有化、人材の活用により、成果を活かした新産業の創出等、地域活性化につなげていく必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住の促進

- 1 農林水産業従事者の高齢化や後継者不足等の問題を解消するため、U・I ターン希望者や失業等による農林水産業への新規就業者の地元就職を支援する。
- 2 ウェブサイトやSNS等を活用し、魅力ある「はまだ暮らし」の情報発信と、都会地やオンラインで開催される定住相談会への積極的な参加、市内で人材が不足している業種と定住促進を結びつけた支援策を推進し、人口減少の抑制を図る。
- 3 拠点施設や環境の整備、市営住宅の整備や空き家住宅の利活用の促進等を行い、市内外の人が住みやすく、住みたくなる魅力ある地域基盤の整備を促進する。
- 4 空き家や遊休農地を活用してU・I ターンによる定住化を促進し、集落の活性化に取り組む。
- 5 結婚相談や出会い事業を行う団体に対して支援を行い、結婚への意識の醸成や、出会いの場の創出に取り組む。

また、新婚世帯の経済的な負担を軽減し、定住対策と少子化対策に繋がるよう取り組む。

イ 関係人口の拡大

- 1 出身者など本市に縁のある方を対象に、応援団を組織化し、地域の課題解決に向けた応援活動に取り組む。

ウ 地域間交流の促進

- 1 歴史、文化等を縁とした土地との相互交流を進めるとともに、住民が主体となった交流団体等の活動を支援し交流人口の増加を図る。

エ 国内外へ発信する各分野の人材の育成、NPO等の育成

- 1 各種研修会の開催や参加支援を行うことにより人材の育成を図る。
- 2 ボランティア組織・NPO等の育成に対する支援を行う。

オ 大学等の高等教育機関と連携したまちづくりの推進

- 1 地域住民との交流、シンクタンクとしての活用等を図る。
- 2 公開講座への住民参加の促進や配信システムの構築等を行い、生涯学習機能としての活用を図る。

3 リハビリテーションカレッジ島根と地域及び関係機関との連携強化を図る。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業	関係人口創出拡大事業	浜田市
		介護人材確保・定着対策事業	浜田市
		ふるさと農業研修生育成事業	浜田市
		若者漁業者確保支援事業	漁業協同 組合
		定住相談事業	浜田市
		はまだ暮らし住まい支援事業	浜田市
		出会い・結婚新生活支援事業	浜田市

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続的発展施策区分及び事業名（施設名）を掲載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 第1次産業

第1次産業は、経営効率の低下、高齢化、後継者不足等、多くの問題を抱えており衰退化の傾向にある。

農業においては、多様化する消費者ニーズや産地間競争の動向を踏まえた個性ある産地づくりを進めるとともに、中山間地域等直接支払制度等、中山間地の農業支援事業を積極的に推進し、経営耕地規模の再編成と農産物の産地化を図る必要がある。これまで、生産基盤の整備、近代化施設の整備、農産物の商品開発・製造施設の整備、集落単位での生産体制の構築等により振興に努めてきたが、農業を取り巻く状況は更に厳しさを強めてきており、これらを反映して農家数・耕作地の減少、荒廃農地の増加、高齢化と後継者不足あるいは鳥獣被害の増大も相まって、生産者の意欲は減退の一途をたどっている。農村集落を維持し、振興作物と水稻との組み合わせ作物の振興による「儲かる農業」の実現に向けた取組により、地域農業の担い手を育成し、農作業の共同化、集団化を推進するための体制づくりが求められている。

また、地元の特産品の生産拡大と有機農業やエコ栽培の推進等、高付加価値化を図りながら、高齢者、女性の労働力を活用した新規作物の導入を促進して、安全・安心な農産物の供給を強化し、産直市の利用を促進するなど地産地消の推進を行うことにより、農家所得の拡大に結び付けていくことが必要である。作物や地域によっては生産額が伸びているものもあるが、その経営規模は零細で、加えて生産資材の高騰や農産物価格の不安定、特に米価の下落の影響等による生産意欲の減退、農業従事者の高齢化、担い手不足等の深刻な問題を抱えている。

農業生産基盤の核として県畜産開発事業団金城牧場跡地に大規模農業団地として整備された新開団地においては、ピオーネや施設野菜の拠点団地化を進めるとともに、企業参入や島根あさひ社会復帰促進センターの刑務作業農園としての活用等、農業振興拠点及び人材の利活用が進められている。新開団地と同様に、大規模農業団地として整備した元谷団地においては、施設・露地野菜の拠点団地化を進め、新たな農業振興拠点及び人材の利活用が進められている。

林業においては、木材価格や木材需要は堅調に推移しているが、建築材などの高付加価値化への利用は思うように進まず、林業を取り巻く状況は依然として厳しい状況にある。さらに、森林所有者の高齢化や不在化による山離れが深刻な状況の中、採算性の悪化や松くい虫被害等により森林整備や管理に対する林家の投資意欲が減退し森林の荒廃が懸念されている。また、森林が本来持っている地球温暖化や土砂災害の防止機能など多面的機能を最大限に発揮させるため、適切な「森林管理」を促し、健全な森林の整備・育成を行うため木を「伐って使って、植えて育てる」循環型林業の確立とともに木材の利用拡大と安定供給に向けた体制づくりに取り組んでいる。

水産業においては、漁獲量の減少、燃油価格の高騰、漁船の老朽化に伴うコストの増大と代船の確保、魚価の低迷、消費者の魚離れ、漁業就業者の高齢化等、深刻な問題を抱えている。

漁業の主体は、特定第3種漁港である浜田漁港を中心として、沖合底びき網漁業、中型旋網漁業、イカ釣り漁業、定置網漁業及び一本釣漁業である。生産面では県内随一の漁獲量があるものの、漁業経営体数は、沿岸、沖合漁業ともに減少の傾向にある。全般的に経営規模は零細で漁業

就業者の減少、高齢化及び後継者不足は著しく、また漁船の老朽化、経営効率の悪化等、多くの問題を抱えて経営内容は厳しくなっている。このような状況の中、基幹産業である水産業の振興を図るためには、漁業生産性の向上と販売力の強化を図るとともに、生産から加工、販売に至るまでの総合的な取組が必要である。

特に、地元漁船の存続対策として、沖合底びき網漁業については地元 3 ヶ統全船において代船建造の取組みが進むなど、将来を見据えた構造改革が進む一方で、まき網漁業については漁船の老朽化が課題となっており、まき網漁船団の存続のために、老朽化対策を含めた漁業構造改革を推進し、漁業生産性の向上や収益性改善の取組を進めていく必要がある。また、外来船入港の推進や魚価向上を図り、水揚量を増加させるために、浜田漁港における冷凍冷蔵庫等の受入施設の整備も求められている。

イ 第 2 次産業

第 2 次産業は、水産加工、木材加工、窯業等が中心であるが、設備の近代化の遅れ、製品開発力の弱さから生産性は低調で、関連産業を伴わない単独的立地であることから地域経済への波及効果が小さく、不況を反映して出荷額も就業人口も減少している。

また、9 割以上を小規模事業者が占め、持続的な事業発展に課題を抱えており、起業や事業承継の支援に取り組む必要があります。

特に、石州和紙、石見焼といった伝統工芸産業の担い手不足は顕著であり、伝統を継承するための後継者育成、販路開拓・拡大等の取組が課題である。

また、消費者の安全・安心志向が高まる中、消費者に信頼される商品を製造するために、高度な品質・衛生管理が求められている。

なお、人手不足が続く中、大学・高校・専門学校の新卒や U・I ターン者の就職の受け皿となる新たな業態や待遇面など、若者にとって魅力ある働く場の確保のための企業誘致の推進が求められている。

ウ 第 3 次産業

第 3 次産業は、郊外型大型店舗やコンビニエンスストア等の進出、後継者不足等により以前のような賑わいがなくなり、空き店舗の増加や商業機能の衰退が進んでいる。

サービス業のうち観光産業においては、コロナ禍を経て、本市への観光入込客数や宿泊客数は回復しているが、観光産業の現場では、少子高齢化の影響による人手不足が進んでいる。このため、事業者の人手に頼る仕組みから DX 導入などの仕組みで人を支える形への転換を支援するとともに、本市の持つ豊かな自然や歴史文化、石見神楽に代表される伝統芸能などの豊かな観光資源を活用した特色ある施策を展開することで、滞在型観光を推進する必要がある。

山陰道、浜田道そして国際貿易港など交通ネットワークの中心地という交通、立地条件を活かした新たな産業構造の創出が課題である

(2) その対策

ア 第1次産業

- 1 農業生産基盤整備、経営の協業化、農地の集積を推進し、産地形成を進める。
- 2 県畜産開発事業団金城牧場跡地を農業振興の拠点とするため、新開団地及び元谷団地の整備及び有効活用を図る。
- 3 荒廃農地の発生防止対策や農地、排水路、農道等の地域資源の保全を図る。
- 4 有害鳥獣による被害防止対策と捕獲対策を実施する。
- 5 複合経営等の導入により農業生産性の向上、所得水準の高い農業経営の確立を図る。
- 6 消費者ニーズの的確な把握に努めるとともに、有機農業の振興、バイオ技術の活用、農商工連携を通じた特産品開発等による安全で高品質なブランド品の開発等により、農産品の高付加価値化を図る。
- 7 集落営農組織の育成・広域化を促進し、農地の効率的利用を推進する。
- 8 経営感覚に優れた経営体の育成のため、規模の拡大、複合化、新技術の導入等の支援を行う。
- 9 産直市の利用促進や生産から加工、流通、販売までの多角的経営等6次産業化を進め、総合的な視野を持って地域産業支援を行う。
- 10 農業が魅力ある産業となるために、農業所得の向上を目指し、水稻等との組合せ作物を選定するとともに、経営の条件整備の支援や情報提供を行うなど、新規就農者への支援を推進する。
- 11 女性の視点や高齢者の技術・経験を活かした生産・加工・販売活動により地域農業の振興を図る。
- 12 消費者志向の変化や環境保全意識が高まる中、安全で高品質な産物生産のため、有機農業の推進に取り組むとともに、販売ルートの確立に努める。
- 13 農業機械の共同利用と農作業の受委託を促進する。
- 14 地力増進施設の活用により、有機質の投入を増大し、農産物の生産性と品質の向上に努める。
- 15 ピオーネをはじめとした大粒ぶどう、赤梨、西条柿農家の経営安定化を図るとともに、更なる産地強化に努める。
- 16 農業と観光、また、生産者と消費者が結合する共生空間づくりに努める。
- 17 学校給食等における地産地消システムを構築する。
- 18 石見地域の農林水産物や加工品等の輸出を促進し、今後、需要の拡大が見込まれる海外市場を対象とした新たな販路の拡大を図る。
- 19 畜産においては、肉用牛改良流通センターを和牛の一貫生産体制拠点として活用する。
- 20 森林資源は木材生産のみならず、水源涵養、土砂崩壊防止等の国土保全、保養、文化・教育、観光の場として多面的機能を有しており、その機能の維持、増進を図る。
- 21 森林資源の質的充実と総合利用に対応した多様な森林整備を推進する。
- 22 木材の安定供給については、利用期を迎えた森林における主伐を推進し、建築用材や合板、木質チップへの供給拡大を図るため、林道等の路網整備や高性能林業機械の導入による生産基盤の整備をはじめ、森林組合の育成強化、林業の担い手の確保、林地残材の有効活用等、

木材の利用や高付加価値化、木造住宅や公共建築物での地域産材の利用促進を通じて林業採算性の向上を図り、所得水準の高い林業経営の確立を図る。

- 23 間伐材を活用した木材加工品の開発や広葉樹などの未活用資源の商品化、市内の製材業者等と連携した取組、地域産材の販路拡大を促進する。
- 24 つくり育てる漁業を推進するため、栽培漁業や養殖漁業に取り組む。
- 25 瀬戸ヶ島埋立地を有効に活用し、水産業活性化等に向けた取組を行う。
- 26 地元沖合底びき網漁船及びまき網漁船の老朽化対策を含めた漁業構造改革を推進し、漁業生産性の向上や収益性改善の取組を進める。
- 27 外来船誘致を推進し、魚価を維持・向上させるために、冷凍冷蔵庫の整備を推進する。
- 28 「山陰浜田港」水産物ブランド（どんちっち三魚、浜田港四季のお魚）の確立等による高付加価値化を推進するとともに、消費者ニーズの把握と情報発信を通じた効果的な販売促進に取り組む。
- 29 小中学校における産業体験等の機会の提供、県立浜田水産高等学校との連携による担い手育成に向けた取組を進める。
- 30 農林水産業従事者の高齢化や後継者不足等の問題を解消するため、U・Iターン希望者や失業等による農林水産業への新規就業者の地元就職を支援する。

イ 第2次産業

- 1 地域工業への波及効果が大きい高度技術産業の導入やこれらと有機的な連携を保った内発的な工業の育成に努める。
- 2 地域工業の高度化とバランスのとれた産業構造への転換を図るため、工業用地、用水、電力、交通、情報等の基盤整備を推進し、多くの雇用が見込まれる食料品等の製造業や、情報処理系の学生を雇用できるIT企業に加え、農林水産業分野の企業など、本市の特性を活かし、若者にとって魅力ある企業誘致に努める。
- 3 島根県産業技術センター、しまね産業振興財団、島根県農業技術センター等を活用した産業の活性化に努める。
- 4 交通ネットワークの中心地という立地条件を活用し、新たな企業立地に努める。
- 5 新製品、新技術の開発、特許権等の取得、販路開拓、労働生産性向上や資格取得などの人材育成等、企業の積極的な事業活動を支援し、地場産業の経営基盤、競争力の強化を図る。
- 6 販路の拡大を図りつつ、消費者に信頼される安全で安心な加工品を供給するために、衛生管理の行き届いた一次加工処理を推進する。
- 7 伝統工芸産業を継承するため、後継者の育成、販路の開拓、需要の拡大等に取り組むとともに、伝統工芸生産の安定を図るため、原材料確保を支援する。
- 8 浜田港港湾計画の促進により、港湾施設の機能強化を図る。

ウ 第3次産業

- 1 商業機能を維持・回復させるため、中心市街地や商店街の環境整備、空き店舗の有効活用に取り組むとともに、商店街組織のみならず、業態の連合体やまちづくり組織による賑わい創出を推進する。
- 2 起業への意識を啓発するため、起業希望者の育成を図るとともに、セミナーを継続開催し、

起業時における初期費用を支援する。

特に、地域の人やモノ、遊休施設などといった「地域資源」を活用した起業や地域の課題解決に資する起業の支援を行うとともに、立ち上がり期におけるフォローアップ支援を行い、事業継続や雇用創出を推進する。

- 3 事業者によるウェブサイトやSNSを活用した情報発信により新たな顧客確保を促進するとともに、「BUY浜田運動」などによる地域内経済循環の推進を図る。
- 4 大都市圏に小売店等の地元製品の宣伝の場を設け、地元製品の販路拡大と販売促進を図るとともに、地域間の経済交流を推進する。
- 5 関係機関と連携した事業承継推進会議を開催し、事業承継を推進する。
- 6 浜田港・三隅港の港湾関係者と連携を図りながら、航路の安定運航を確保し、貨物の集荷や貨物の創出に取り組み、取扱貨物量の増大を図る。
- 7 集客施設であるしまね海洋館アクアスや温泉施設、石見神楽関連施設、山陰浜田港公設市場（はまだお魚市場）、道の駅等の各種施設を効果的に連携させ、周遊性を高め、滞在型観光を推進する。
- 8 少子高齢化により深刻化する人手不足に対応するため、事業者等が取り組むデジタルツールの導入、データの利活用、デジタル人材の育成・活用等多岐にわたる課題への対応を支援する。
- 9 伝統的産業や地場産業の育成強化を図るとともに、地場産業と観光資源を活かした商業の振興を図る。
- 10 地域資源である海や山での感動を与える民泊の受け皿となる組織の育成強化を図るとともに、関係団体と連携して癒しのスローライフを提供する体験教育旅行の誘致や多様なツーリズムの商品造成に取り組む。
- 11 石見神楽の魅力を全国に発信し、観覧環境の整備、関連商品の開発、神楽に不可欠な石州和紙産業の保存・育成等に取り組み、観光客を誘致できる取組を推進する。
- 12 地域活性化起業人制度などを活用して当地域の魅力的な海や山の食材を活用した、浜田の食の魅力向上を図り、観光客の誘致を図る。
- 13 一般社団法人浜田市観光協会と連携し、当地域の宿泊・飲食・体験メニュー、伝統芸能等の観光情報を提供する魅力的なウェブサイトの構築と運用に努め、SNS を活用した情報発信を推進する。
- 14 広島事務所や広島PRセンターを活用し、大きな市場である広島方面への情報発信機能を強化する。
- 15 本市の貴重な天然資源である各地域の温泉や観光関連施設、外国語表記などの看板の整備やサイネージなどのデジタルツールを活用し、観光客の受入体制の充実を図る。
- 16 インバウンド推進に努め、欧米地域に加え、島根県に来訪が多い台湾をはじめとした外国人観光客の誘致活動に取り組む。
- 17 インターネット上における浜田市及び浜田市関連団体の情報を整理し効果的に発信していくことにより、必要な情報を得るための利便性を向上させ、市のPRを図る。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(1) 基盤整備	林道城山線改良事業	浜田市
	(2) 漁港施設	県事業負担金(漁港)	島根県
	(3) 経営近代施設 農業	県営農業基盤整備事業	島根県
	(4) 地場産業の振興 流通販売施設	特産品展示販売センター改修事業	浜田市
	(9) 観光又はレクリエー ション	ライディングパーク改修事業	浜田市
		観光拠点施設整備事業	浜田市
		観光施設公共下水道接続事業	浜田市
		美又温泉施設整備事業	浜田市
		浜田駅関連施設改修事業	浜田市
	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業	観光協会助成事業	観光協会
		産業振興パワーアップ事業	浜田市
		合宿等誘致事業	浜田市
		萩・石見空港利用促進対策事業	協議会
		「山陰浜田港」水産物ブランド化推進事業	浜田市等
		広島プロジェクト推進事業	浜田市
	(11) その他	県事業負担金(基盤整備)	島根県

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続的発展施策区分及び事業名（施設名）を掲載。

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間
浜田市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、「(2) その対策」、「(3) 事業計画」のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

テレビ放送の難視聴地域の解消、高速情報通信網の構築等を目的としてケーブルテレビの整備に取り組んできた。ケーブルテレビは、地域の情報通信基盤として福祉・産業・教育等、多岐にわたる分野の振興に大きく寄与することから、市全域のケーブルテレビ回線の光化を行っている。

携帯電話については、中継基地局が設置され通話可能エリアが拡大しているが、未だに山間地域を中心に不感地域が多くあり、緊急時の連絡や日常生活にも支障をきたしている。

情報化の急速な進展に伴い、日常生活における高速情報通信基盤を活用し、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の高度情報化社会への適応と地域情報化の推進に取り組む必要がある。

(2) その対策

- 1 DX推進計画を策定し、高度情報化への適応と地域情報化の推進に取り組む。
- 2 各種システムのクラウド化や最適化等を行い住民サービスの向上を図る。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報 化のための施設 有線テレビジョン放送 施設 その他	CATV機器整備事業	浜田市
		公衆用無線LAN整備事業	浜田市

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続的発展施策区分及び事業名（施設名）を掲載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路の整備

本市の道路網は、幹線道路として、東西に国道9号が走り、南北には国道186号が走っており、さらに浜田道が広島市までを結んでいる。そして現在、鳥取市から本市等を経由して下関市に至る山陰道も早期全線開通を目指し進められている。

また、主要地方道は9路線（浜田港線、桜江金城線、弥栄旭インター線、田所国府線、浜田八重可部線、浜田作木線、旭戸河内線、浜田美都線、三隅美都線）あるが、改良を要する箇所も多く、計画的に進められることが望まれる。

市道については、幹線道路や生活重要路線を重点に改良や舗装整備を進めているが、地域住民の生活基盤として重要な役割を担う道路整備は遅れており、令和5年度末の改良率は50.7%となっている。今後は、高速道路や大規模な農・林道整備事業等との整合を図りながら、市街地や山間部等の地域特性に適合した次世代型交通網の整備を計画的・効率的に推進していく必要がある。

農道については、県営農道の全線開通の促進を中心に、農産物の生産及び流通の合理化はもとより、生活環境の改善に資する路線の整備が求められており、また、防災・減災対策も必要とされている。

林道については、林業が低迷する中、森林整備に伴う林業施業を促進し、森林荒廃を防止するためにも開設が望まれており、また、山間部の散居集落では生活道路としても必要とされている。

イ 交通手段の確保

公共交通については、鉄道（JR山陰本線）、民間路線バス（中国JRバス、石見交通、総合企画コーポレーション、内JRは高速バス）が運行しているが、不便さゆえに自家用車保有率が高く、公共交通利用者は減少し、特に民間路線バスにおいては不採算路線の維持・確保が困難となってきた。

そのため、民間バス事業者の運行路線廃止等に伴い、旭地域では平成3年12月から、三隅地域では平成16年4月から、金城地域及び弥栄地域では平成23年4月から、浜田地域では令和2年12月から、生活路線バスの運行を行っている。

また、公共交通網のない交通空白地域の解消のため、浜田地域では平成20年5月から、弥栄地域では平成20年10月から、金城地域および旭地域では平成21年10月から予約型乗合タクシーを運行している。あわせて、羽原地区、大麻地区及び井野地区においては、自治会輸送を行っている。

これらの各種公共交通の効率的、効果的な交通体系を確保するため、生活交通ネットワークの再編が課題となっている。

(2) その対策

ア 道路の整備

- 1 山陰道の早期整備を促進し、浜田道との高速交通ネットワークの充実を図る。
- 2 4車線化事業中の浜田道の大朝IC～旭IC間について着実な事業推進と、残る優先整備区間の旭IC～金城PAスマートIC間の早期事業採択に向け、国への働きかけを推進する。
- 3 国道・県道の機能向上を図るとともに、歩道整備やバリアフリー化を進める。
- 4 地域住民の生活に密着する市道や農林道の整備を行う。
- 5 県営の農道整備・保全対策及び金城弥栄線等の広域基幹林道開設を促進する。

イ 交通手段の確保

- 1 JRや民間バス、生活路線バス等の公共交通の利用促進を図る。
- 2 利用者ニーズを踏まえた公共交通の利便性の向上及び交通空白地域の減少に努める。
- 3 高齢者等が安心して暮らせる持続可能な公共交通ネットワークの確立に努める。
- 4 民間バス路線の廃止等に伴う代替交通手段の確保に努める。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	白砂1号線改良事業 L=1,400m、W=5.0m	浜田市
		戸地線改良事業 L=1,400m、W=7.0m	浜田市
		井野37号線道路改良事業 L=640m、W=5.0m	浜田市
	橋りょう	橋梁等長寿命化改修事業	浜田市
		周布橋整備事業	浜田市
		日の免橋耐震化事業	浜田市
		浜田橋整備事業	浜田市
	(2) 農道	農道橋梁長寿命化改修事業	浜田市
	(3) 林道	林道橋梁等長寿命化改修事業	浜田市
	(6) 自動車等 自動車 雪上車	生活路線バス車両整備事業	浜田市
		除雪車等整備事業	浜田市
	(9) 過疎地域持続的発展 特別事業	予約型乗合タクシー等運営事業	浜田市

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続的発展施策区分及び事業名（施設名）を掲載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道等

上水道事業は平成 30 年 4 月に簡易水道事業を統合し、令和 6 年度末の給水普及率は 99.8%となっている。今後、本市では人口の減少等に伴い、水需要の減少に伴う給水収益の減少が予想されるため、経営基盤の強化が必要となる。また、施設の老朽化による漏水事故等が発生し、維持管理に多額の経費がかかっている。

イ 污水处理施設

污水处理施設は、自然環境や生活環境の保全、ゆとりと潤いのある生活環境の創出と若者の定住対策としても必要不可欠な社会基盤である。住宅密集地においては、公共下水道、農業・漁業集落排水事業による生活排水の集合処理を推進しており、水洗化率の向上を目標に加入促進を図っている。また、中山間地域においては、浄化槽により個別処理を実施している。今後とも地域の実情に即した効率的な施設整備を計画的に推進していく必要がある。

ウ 廃棄物処理

可燃ごみ処理施設については、浜田地区広域行政組合が管理・運営しており、現施設は平成 18 年 11 月に竣工し、同年 12 月から稼働しているが、令和 5 年度から施設の延命化及び CO2 排出量削減を図るため、基幹的施設改良工事を行った。本市では、不燃ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場を管理・運営しており、新最終処分場が平成 23 年 3 月に竣工し、同年 6 月から稼働している。し尿処理施設においては、施設の延命化を図るため平成 27 年から 2 年間かけて基幹改良工事を行った。今後、令和 14 年度を目途に、施設整備を行う必要があるため、令和 6 年度に実施した精密機能検査を基に方針検討を行う。

また、浜田及び三隅の廃止された旧ごみ処理施設について、両施設とも昭和 50 年代の施設のため、解体及び跡地の有効活用を検討する必要がある。

エ 火葬場

市内の火葬場としては、浜田市火葬場、旭火葬場、弥栄火葬場及び三隅火葬場の 4 施設が設置されている。このうち市内の火葬件数の約 8 割を占める浜田市火葬場については、平成 29 年度から計画的な大規模改修を行い、20 年程度の延命化を図っている。その他 3 施設については施設の老朽化や利用件数の減少が課題となっており、今後、施設の統廃合を含めた施設整備の方針を検討する必要がある。

オ 消防

救急需要は、しばらくは高い水準で推移することが予想されるため、引き続き病院前救護と円滑な救急搬送が行える体制を構築・維持していく必要がある。

また、災害が大規模・複雑多様化しており、大災害に備えた広域応援や受援体制を整える必要

がある。

更に、地域防災の要である消防団は、新しい社会環境に対応した組織運営を模索しながら、災害対応力の強化に努めている。

カ 防災

災害発生時に早期に避難するためには、早くて正確な災害情報の伝達が必要なため、市民への情報伝達手段の強化を図ることが課題となっている。

キ 市営住宅

市営住宅は、耐用年数を経過している木造住宅もあり、住環境整備を考慮した改修が必要である。

定住の促進、U・Iターン施策を進めるに当たり、居住環境の整備は重要であり、地域の人口バランスに配慮しつつ多様化するニーズに合った住宅の整備が望まれる。

(2) その対策

ア 上水道等

- 1 きれいで安全な水道水を持続的・安定的に供給するため、経営戦略の見直しを行う。
- 2 「浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画」に基づき、施設の重要度と老朽度を踏まえて更新の優先施設を抽出し、長期的な視点に立った水道施設の整備を進める。
- 3 水道整備・拡張計画のない地域における飲料水の確保のため、飲用井戸等の整備を支援する。

イ 污水处理施設

- 1 地域特性を考慮した手法により、公共下水道、集落排水等の整備事業を推進し、公共施設や住宅等への接続により、ゆとりと潤いのある生活環境を創出する。
- 2 中山間地域への合併処理浄化槽設置助成事業の普及促進に取り組む。

ウ 廃棄物処理

- 1 環境問題に対する住民意識を醸成し、不法投棄の防止に努めるとともに、ごみの減量化や分別収集の徹底、リサイクルの推進により、循環型社会の構築を図る。
- 2 各廃棄物処理施設の適正な維持管理及び長寿命化対策により、現存施設の延命化に努める。
- 3 旧ごみ処理施設の解体及び跡地の有効活用を検討する。

エ 火葬場

- 1 浜田市火葬場については、引き続き大規模改修を進め、適正な管理運営を行うとともに利便性の向上を図る。
- 2 浜田市火葬場以外の施設については、適宜修理や補修を行い、機能の保持に努める。

オ 消防

- 1 消防職員の適正配置を行い、消防施設・装備の充実を図り、広域的な応援・受援体制を構築する。
- 2 適切な応急手当及び救命処置が行える体制作りと救急業務高度化への対応を進める。
- 3 市民に消火訓練等を行うことで防火意識の高揚を図り、火災に強いまちづくりを推進する。
- 4 消防団との連携を強化し、地域における防災力の向上を図る。

カ 防災

- 1 災害情報を、正確に、素早く、確実に伝達するため、老朽化した防災無線設備を更新し、次期防災情報システムの導入を図る。
- 2 ウェブサイト、ケーブルテレビ、防災防犯メール、SNSなど、複数の災害情報伝達手段の確保を図る。

キ 市営住宅

- 1 住宅マスタープランに基づき、老朽化した市営住宅の改修や集約建替え等を行う。
- 2 バリアフリーや省エネルギー対策にも配慮し、高齢者や障がい者にもやさしく居住性に優れた質の高い市営住宅の整備を図る。
- 3 地元産材を使用した住宅建設を推進する。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	旧簡易水道施設改修事業	浜田市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	浜田処理区整備事業	浜田市	
		ストックマネジメント改築事業	浜田市	
		施設統合整備事業	浜田市	
		公共ます設置事業(公共下水道事業)	浜田市	
		道路改良に伴う支障移転事業(公共下水道事業)	浜田市	
		農村集落排水施設	農業集落排水施設単独改築事業	浜田市
		道路改良に伴う支障移転事業(農業集落排水事業)	浜田市	
		公共ます設置事業(農業集落排水事業)	浜田市	
		機能強化対策事業	浜田市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	不燃ごみ処理場改修事業	浜田市
		塵芥車更新事業	浜田市
		エコクリーンセンター運搬車更新負担金	広域行政 組合
	し尿処理施設	浜田浄苑環境整備事業	浜田市
	(4) 火葬場	火葬場大規模改修事業	浜田市
	(5) 消防施設	高機能消防指令センター更新事業	浜田市
		消防施設等整備事業	浜田市
		防災まちづくり事業	浜田市
		消防救急デジタル無線装置更新事業	浜田市
		島根県防災行政無線ネットワーク再整備事業	浜田市
	(7) 過疎地域持続的発展 特別事業	住宅リフォーム助成事業	浜田市
		危険空き家対策事業	浜田市
		地域における救急救命体制整備事業	浜田市
		防災まちづくり推進事業	浜田市
		耐震対策緊急促進事業	浜田市
		金城スマートIC利用促進事業	浜田市

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続的発展施策区分及び事業名（施設名）を掲載。

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている３つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉

子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、少子化や核家族化、晩婚化、未婚化の進行に加え、地域の連帯意識の希薄化、女性就業者の増加や就労形態の多様化、保育需要の多様化等、様々な要因により大きく変化している。子どもが健やかに育つためには、子育て家庭の仕事と家庭生活の両立、新しいニーズに対応した子育て支援のほか、地域全体での子育てや安全・安心なまちづくりの推進が求められている。

イ 高齢者福祉

過疎地域の全国的な傾向として見られる高齢化率の上昇は本市においても顕著であり、平成27年3月末は34.1%、令和2年3月末は36.9%、令和7年3月末は38.8%（住民基本台帳による数値）と高い比率を示している。

また、この傾向はますます強くなることが予測され、なかでも高齢者の単身世帯の増加や認知症高齢者の増加等が大きな課題となっており、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指して介護予防及び生きがいがづくり、日常生活支援等の一体的な支援体制整備、充実を図る必要がある。

ウ 障がい者福祉

「ノーマライゼーション」の理念の下、障がいのある人が安心して暮らしていくためには、相談支援体制の充実が必要不可欠となっており、自立及び社会参加を促進し、障がいの有無に関わらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現が求められている。

さらに、障がいのある人が差別や偏見、疎外感を感じることがないように、障がいのある人もない人も共に理解し合いながら暮らすことができる地域づくりが求められている。

エ 保健事業

本市の平均寿命は、男性80.71歳（島根県81.52歳）、女性87.27歳（島根県87.93歳）で、男性は低減しており、女性は延伸している。平均寿命を引き下げる要因となっている、がん、心疾患による死亡を減らすために、今後一層の生活習慣病の予防及び早期発見、早期治療が重要となっている。

また、健康寿命の指標となる65歳平均自立期間（各年を中間年とした5年の平均）は、男性17.29年（島根県18.21年）、女性20.48年（島根県21.67年）で、男女ともわずかに延伸しているが、県に比べると短い状況である。健康寿命を引き下げる要因となっているがん、脳血管疾患等の生活習慣病予防と重症化予防、フレイル予防をはじめとする介護予防事業の推進に努める。

※数値は、平成26年から平成30年までの5年間の平均値

(2) その対策

ア 児童福祉

- 1 妊娠期から出産、産後、育児まで、切れ目のない支援体制を整備する。
- 2 子どもの医療費助成を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進し、子どもの健全な育成及び安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。
- 3 子育てニーズに対応した放課後児童クラブや保育所等の施設整備を進めるとともに、放課後児童クラブ支援員及び保育士の育成に努めることにより、保育の質の向上を図る。
- 4 関係機関の連携を強化し、地域のボランティア組織等による子育て支援活動を促進する。

イ 高齢者福祉

- 1 医療・介護・介護予防・住まい・日常生活支援が一体的に提供される地域包括ケア体制を強化する。
- 2 健康長寿社会を実現するため、高齢者の介護予防・日常生活支援総合事業に取り組み、介護予防と生活支援体制の充実を図る。
- 3 認知症に対する正しい理解の普及に努め、認知症になっても暮らしやすい地域づくりと認知症等の支援体制の充実を目指す。
- 4 高齢者クラブを地域づくりの担い手として位置づけ、その活動に対し支援を行うとともに、シルバー人材センターによる高齢者の人材活用を図る。
- 5 介護人材の確保及び人材育成を図るため、事業所に対する補助を行い、浜田地区広域行政組合と連携し、圏域内で新たな人材確保の取り組みを検討する。

ウ 障がい者福祉

- 1 障がいのある人が住みなれた地域で暮らせるように、適切な保健・医療・福祉サービスが提供できる体制の充実を図る。
- 2 障がいのある人のライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援をすることにより、社会参加と雇用の拡充を促進する。
- 3 障がいのある人を取り巻くあらゆる「バリア」を解消し、障がいのある人もない人もお互いに理解し合い、共に生きる社会の実現を目指す。

エ 保健事業

- 1 特定健診や巡回総合ドック等の周知に努めて生活習慣病の発症予防と重症化予防を行うとともに、高齢者の介護予防とフレイル予防の推進に努める。
- 2 がん検診や出前講座の実施、がんサロンへの支援を行い、がん対策を推進する。
- 3 こころの健康づくりの推進として、自死対策事業やひきこもり相談など市民への啓発に努める。
- 4 地域関係団体等と連携した食育活動の推進や、健全な食生活の実践と低栄養予防を推進する。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	私立保育所施設整備補助事業	社会福祉 法人
	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉セン ター 老人福祉センター	高齢者生活福祉センター改修事業	浜田市
		総合福祉センター施設改修事業	浜田市
	(8) 過疎地域持続的発展 特別事業	がん検診助成事業	浜田市
		子宮頸がんウイルス検査助成事業	浜田市
		保育所入所受入促進事業	浜田市
		子ども医療費助成事業	浜田市
		任意予防接種事業	浜田市
	(9) その他	放課後児童クラブ施設整備事業	浜田市

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続的発展施策区分及び事業名（施設名）を掲載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

国においては、医師不足に対する制度改革のひとつとして、「医師の地域・診療科偏在対策」を進めている。島根県においてもその解消に努めるべく、様々な施策が打ち出されている。

本市においては、医師数は増加傾向にあるものの、唯一の総合病院である浜田医療センターでは特定診療科の常勤医師の不在や不足が続き、また開業医の高齢化も進んでいる。

一方、看護職員については需要の高まりから、特に病床を有する医療機関において人員不足の状況にあると考えられる。

このような状況の中、地域の医療を崩壊させないためには、医療現場の充実に加えて魅力あるまちづくりも大切であり、子育て支援や定住対策と連携した対応も必要である。

また、医療の充実を図っていくには、将来の医療従事者の確保と育成が重要な課題であり、小・中学生のころから医療職への関心が持てる仕組みづくりをはじめ、高校生へのレクチャー、医学生や看護学生等、医療関係の学校へ進学する学生への支援をきめ細かく行う必要がある。

地域の医療機関は、地域住民の「かかりつけ医」として医療の提供に限らず、日ごろの予防対策にも尽力されている。病床を有する医療機関は、減少しており、浜田医療センター以外には4施設のみである。中山間地域においては、近隣の医療機関のみでは網羅できない診療科も複数ある上、過疎化や高齢化が進んでいることから、かかりつけ医と専門医の連携や中核病院との病診連携により、どの地域に住んでいても安心して医療を受けられる地域医療連携体制がますます必要になっている。

無医地区の解消と中山間地域の医療の充実のために設置されている国民健康保険診療所は、通常の診療だけでなく予防医療や在宅医療等、包括的なケアを提供するという重要な役割を担っている。

休日及び夜間の医療においては、民間医療機関の多くが土曜日診療を実施していることに加え、日曜日及び祝日の昼間は、浜田市医師会及び浜田市薬剤師会の協力による休日応急診療所で対応しており、更に夜間や症状が重い場合は、浜田医療センターの救急外来や救命救急センターで対応している。

このように、すべての医療機関の協力と連携によって、地域住民の安心につながっているが、この24時間安心して暮らせる医療体制を守るためには、医療に対する住民理解が必要不可欠である。

(2) その対策

- 1 医療機関と行政が常に情報を共有して役割を分担し、医師、看護師等の医療従事者が働いてみたい「魅力ある病院づくり」、住んでみたい「魅力ある地域づくり」に向けた取組を行う。
- 2 国民健康保険診療所からSNSを活用し、地域の医療情報を発信する。
- 3 潜在看護師の発掘と離職防止に積極的に取り組む。

- 4 本市内の医療従事者育成機関である看護学校、リハビリテーション専門学校に対し、それぞれの学校に合った支援を行う。
- 5 中高生を対象にした医療体験学習を実施するとともに、高校生には進路希望の把握や医療を目指す学生へのサポートを行う。
- 6 国民健康保険診療所において、浜田保健所や各医療機関、福祉施設等の協力を得ながら、医学生、看護学生、研修医等の研修を積極的に行う。
- 7 国民健康保険診療所の医療設備と医療体制の充実を図る。
- 8 地域の病院、診療所、かかりつけ医などが機能や役割を分担し、相互に協力し合える地域医療連携体制の充実を図る。
- 9 休日の初期救急患者に対応するため、「休日応急診療所」の看護師等人材の確保、施設の整備等、医療体制の維持に努める。
- 10 講演会や研修会を開催するとともに、広報紙やウェブサイト等を活用し、市民に地域医療を理解してもらうための啓発活動を実施する。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	休日診療所整備事業	浜田市
		休日診療所公共下水道接続事業	浜田市
		直営診療所改修事業	浜田市
	(3) 過疎地域持続的発展 特別事業	リハビリテーションカレッジ島根支援事業	学校法人

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続的発展施策区分及び事業名（施設名）を掲載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本市の小・中学校の施設の現状と児童・生徒数の今後の見込み等については、表2のとおりである。

近年において新築した校舎や施設等については、高度情報化設備等の必要な設備を概ね備えているが、古い木造校舎や老朽化校舎等、施設整備の必要性が高いものも多くあり、教育環境の整備が必要となっている。

表2 教育施設の状況

(令和7年5月1日現在)

教育施設の状況 (令和7年5月1日現在)

学校名	児童数		教員 職員数	学級数	校舎面積 (㎡)	屋内運動場 (㎡)	屋外運動場 (㎡)	プール 施設
	令和7年実数	令和12年見込						
原井小学校	248	183	26	13	4,538	939	8,106	無
松原小学校	99	122	16	8	5,260	1,267	21,757	有
石見小学校	299	226	26	15	5,260	891	6,748	無
美川小学校	60	44	14	8	1,759	377	4,112	有
周布小学校	235	200	23	13	3,750	919	7,278	有
長浜小学校	235	163	23	14	4,754	1,248	7,407	有
国府小学校	315	271	26	17	5,042	1,069	6,801	有
三階小学校	205	179	16	10	3,138	919	13,200	無
雲城小学校	136	91	15	8	2,281	528	11,984	有
今福小学校	36	20	9	6	1,532	669	3,085	有
波佐小学校	12	3	5	3	1,594	680	5,128	有
旭小学校	91	67	13	7	3,833	896	8,910	無
弥栄小学校	39	13	8	5	2,764	810	6,734	有
三隅小学校	164	98	20	8	5,740	1,348	10,124	無
岡見小学校	36	28	9	6	2,199	812	15,800	有
合 計	2,210	1,708	249	141	53,444	13,372	137,174	

学校名	生徒数		教職 員数	学級数	校舎面積 (㎡)	屋内運動場 (㎡)	屋外運動場 (㎡)	プール 施設
	令和7年実数	令和12年見込						
第一中学校	368	292	34	14	6,742	1,680	18,501	無
第二中学校	106	148	17	6	5,550	1,128	19,894	有
第三中学校	299	266	29	12	5,269	1,315	24,200	無
浜田東中学校	136	160	20	10	3,975	1,234	20,095	無
金城中学校	71	88	14	5	2,926	1,143	31,990	有
旭中学校	65	51	12	5	2,649	1,273	4,467	無
弥栄中学校	20	21	10	3	1,817	1,009	8,020	無
三隅中学校	126	110	19	7	4,683	1,376	18,379	無
合 計	1,191	1,136	155	62	33,611	10,158	145,546	

児童・生徒数の令和 12 年の見込みは、一部の学校を除いて減少傾向にあり、少子化と人口減少を踏まえた学校運営と施設整備に留意する必要がある。

加えて、次世代を担う子どもたちが健やかで生きる力をもった大人に成長するため、学力の向上を目指しつつ心豊かな教育を強く推進していくことが求められている。

また、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となる「食育」の必要性が求められており、この対応も急を要するものである。

イ 社会教育

地域住民による学習の実践や地域独自の特色ある取組を支援し、あらゆる世代の住民が主体的に地域課題の解決に取り組む意識を高め、地域人材の育成を進める必要がある。

また、社会教育を推進する拠点施設として、まちづくりセンターの施設改修や整備が必要となっている。さらに、施設はもとより関係機関・団体が連携して体制整備やネットワーク化を図る必要がある。あわせて、読書環境の充実を図るため、施設や情報を整備する必要がある。

ウ 社会体育

市民のスポーツに対するニーズやかかわり方が高度化・多様化してきている中で、一人一人のライフスタイルに応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められている。あらゆる世代の市民の求めに応じて様々なスポーツ活動の場を提供するため、老朽化が進んでいる施設の改修、整備と拡充、環境整備が必要となっている。また、令和 12 年度に第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会の開催が予定されており、会場となる市有 5 施設については、大会施設基準を満たした施設整備を行う必要がある。

エ 幼児教育

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が築かれる重要な時期であり、適切な環境を提供し、子どもの心身の調和の取れた発達を促すことが重要である。予測困難な社会の変化に対応し、未来を生き抜くための力を子どもたちが獲得するためには、子ども一人ひとりの可能性を伸ばし、子ども一人ひとりの興味・関心をもとに思いきり自己実現する幼児教育の充実が必要となっている。浜田市全体の幼児教育の質の向上に向けて、浜田市幼児教育センターの専門性を活かし、各幼児教育施設、関係機関、地域等と連携を図りながら幼児教育を推進する必要がある。

また、老朽化する施設においては、安全で安心した教育・保育環境を提供するための施設改修や整備が必要となっている。

(2) その対策

ア 学校教育

- 1 学力の定着を基本に、個性を伸ばし豊かな心と健やかな身体を育む教育を推進する。
- 2 学校施設の整備充実を図るとともに、少子化に対応した教育環境の充実を図る。
- 3 学校給食の充実を図るとともに、食育を推進し、望ましい食習慣の形成に取り組む。

イ 社会教育

- 1 まちづくりセンター等社会教育施設の有効活用と機能の充実を推進する。
- 2 生涯学習機会を拡充するとともに、生涯学習活動への参加を促進する。
- 3 生涯学習ボランティア制度の充実や人材育成に努める。
- 4 図書館資料の充実等により、読書環境の充実を図る。

ウ 社会体育

- 1 各種スポーツ活動の拠点となる施設の整備を行い、利用環境を整える。

エ 幼児教育

- 1 幼児教育の充実を図るとともに、家庭や地域との連携を深め、教育力の向上を図る。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	学校建設事業	浜田市
		特別教室エアコン整備事業	浜田市
		学校施設公共下水道接続事業	浜田市
	屋内運動場	学校施設屋内運動場改修事業	浜田市
	スクールバス・ボート	スクールバス更新事業	浜田市
	給食施設	共同調理場施設改修機器更新事業	浜田市
		共同調理場施設統合事業	浜田市
	その他	学校施設改修事業	浜田市
	(3) 集会施設、体育施設等 集会施設 体育施設	まちづくりセンター施設改修事業	浜田市
		三隅中央公園運動施設改修事業	浜田市
		島根県国民スポーツ大会競技会場整備事業	浜田市
	図書館	図書館施設公共下水道接続事業	浜田市
	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業	ふるさと郷育推進事業	浜田市
		はまだっ子共育推進事業	浜田市

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続的発展施策区分及び事業名（施設名）を掲載。

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている３つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

中山間地域を中心に、過疎化、少子高齢化が進み、自治機能が危機的状態にある集落や今後の機能低下が危惧される集落も多い。

また、後継者不足によって、基幹産業である農業面においても耕作放棄地が広がり、農業・農村の活力低下が進行している状況にある。

集落の再編成又は集団移転等については、歴史的・地理的背景を含め、地域の意向を十分に考慮しながら対応する必要がある。

また、市町村合併による行政の広域化・効率化が進む中で、地域のことは地域で解決する気運を醸成し、安全・安心を提供するとともに、地域住民の声を反映した「地域の個性を活かしたまちづくり」できめ細かなまちづくりを推進し、地域の様々な不安を払拭しつつ、「一体的なまちづくり」によって連帯感を深めていくことが今後のまちづくりの重要な課題となっている。

(2) その対策

- 1 旧市町村単位に地域協議会を設けて、地域住民の声を反映したきめ細やかなまちづくりを推進する。
- 2 まちづくりセンター単位を基本として、地域の実情に応じた形で、自治会をはじめ地域で活動する各種団体で組織する「地区まちづくり推進委員会」の設立を促し、住民が地域課題を共有する中で、解決に向けた地域での計画づくりや必要な地域にはアドバイザー的役割を担う人を配置するなど、行政との連携を図りながら計画の具現化に向けた取組ができるように環境を整える。
- 3 交通通信体系の整備を図り、地域内格差の解消に努める。
- 4 地域の不安を払拭するため、自然災害等に対応した危機管理体制と即応能力の強化に努めるとともに、犯罪防止に配慮した生活環境整備に努め、防災、防犯の両面から、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業	自治会活動等支援事業	浜田市
		地域づくり振興事業	町内会・自治会等
		まちづくり総合交付金事業	町内会・自治会等
		地域安全まちづくり事業	浜田市

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続的発展施策区分及び事業名（施設名）を掲載。

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている３つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

1 1. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

価値観が多様化し、ゆとりやうるおい等、生活の豊かさの実感が求められており、身近な生活文化から芸術文化に至るまで多様な文化の鑑賞や活動等に対するニーズが高まっている。

本市には「石見神楽」などの伝統文化や浜田節、邦楽など和の伝統文化が息づいており、文化協会や市民団体等が様々な活動を行っているが、担い手の高齢化等から今後の継承が課題となっている。

また、平成 21 年 9 月 30 日にユネスコ無形文化遺産に登録された石州半紙が、平成 26 年 11 月 26 日（日本時間 27 日）に再度「和紙：日本の手漉和紙技術」として登録された。日本遺産は、平成 30 年に「北前船寄港地・船主集落」、令和元年には「石見地域で伝承される神楽」が認定され、地域の歴史的魅力的発信や地域活性化が期待される。浜田城等の様々な歴史的、文化的な遺産が存在するとともに、多くの郷土の先人によって培われたまちづくり活動が行われている。これらを共通の財産として誇りを持って継承し、地域文化としての存在感を高めなければならない。このため、地域等における人材や活動団体の育成に努めるとともに、意欲や創意が積極的に発揮されるように活動を支援する必要がある。

本市の世界こども美術館創作活動館、石正美術館や石央文化ホールについては、各種展覧会、創作活動、芸術文化に関する公演、研究会、講演会等を開催しており、地域文化の振興のために有効に活用されている。各施設とも建築から 25 年以上を経過しており、老朽化による修繕等の対応が必要となっている。

浜田開府 400 年にあたる令和元年 10 月には歴史的建造物である御便殿等を活用した浜田城資料館が開館し、浜田城、外ノ浦、御便殿を紹介する展示を行っている。その他の資料館では老朽化や狭隘化が進んでおり、浜田郷土資料館の建替えによる歴史文化保存展示施設の整備に向けた検討を進めている。

(2) その対策

- 1 市民が、日常的に芸術文化に触れられるような環境づくりと市民が主体となった文化活動の推進に努める。
- 2 文化施設を活用して各種規模の公演や市民参加型イベント等を開催し、日常的に芸術文化に触れる機会の創出に努める。
- 3 美術館においては、芸術の鑑賞や創作活動、講座、ワークショップ等を開催し、文化芸術の創造性を高める。
- 4 地域に伝え残された様々な伝統文化を保存活用し次世代へと継承するため、市民団体等の文化活動の支援に努める。
- 5 文化協会などが実施する後継者の育成等に係る活動支援を行う。

- 6 史跡や天然記念物等の文化財の保護・保存に努めるとともに、新たな文化の創造活動への支援を行う。
- 7 伝統の紙すき技術・技法を後世に伝えていくため、後継者の育成を図るとともに、地場産原材料の安定供給システムの構築を図る。あわせて、技術・技法の記録の保存に努める。
- 8 令和元年に浜田開府 400 年を迎えた、新たなまちづくりの一環として、浜田城や御便殿（浜田城資料館）の活用を図る。
- 9 歴史文化保存展示施設の整備として、老朽化の著しい浜田郷土資料館建替えを検討する。
- 10 石見神楽の保存・伝承のための拠点について、令和 7 年度に設置した「石見神楽保存・伝承拠点基本構想検討委員会」の議論等を踏まえ、検討する。

（３）事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化の振 興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	石央文化ホール改修事業	浜田市
		世界こども美術館創作活動館改修事業	浜田市
		石正美術館改修事業	浜田市
		浜田郷土資料館建替え整備事業	浜田市
		石州和紙会館改修事業	浜田市
		社会教育施設公共下水道接続事業	浜田市

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続的発展施策区分及び事業名（施設名）を掲載。

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている 3 つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

公共施設に太陽光発電設備やバイオマス発電設備を整備する等の取組を行ってきたが、引き続き、環境にやさしい再生可能エネルギーの導入促進に取り組む必要がある。

(2) その対策

- 1 住宅用太陽光発電設備の設置支援を行うとともに、太陽光や太陽熱、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの企業等による導入や行政による施設活用を行い、環境にやさしい再生可能エネルギーの導入促進に努める。
- 2 再生可能エネルギーや省エネルギーへの理解とその普及に努めるため、地域、事業者及び行政が協働したエネルギー・環境教育の取組に向けた検討を進める。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
11 再生可能エネルギーの利用 の推進	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業	市民と共に学ぶ環境づくり事業	浜田市

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続的発展施策区分及び事業名（施設名）を掲載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 国際交流の推進

本市は、中華人民共和国の寧夏回族自治区石嘴山市、上海市普陀区真如鎮、山東省栄成市、ブータン王国と友好都市協定を締結し、交流を行っている。そして、国際交流員の活用や各種講座の開催等により、市民の交流意識についても高まってきている。また、留学生や技能実習生等の在住外国人も年々増加している。

今後、より一層の人的交流や異文化交流を深め、国際化に対応した人づくりに努めるとともに、多文化共生社会の構築を目指す必要がある。

イ 住民による地域づくり・自治活動への支援

住民参加型による官民一体となったまちづくりを進めるためには、その主体である住民が積極的に行政施策にかかわる必要がある。このため、行政情報を住民に伝えて施策や事業等に対する意見を求め、住民と対話しながら進めることが必要である。一方、住民の要望に対して明確に答えを返していかなければならない。

このため、「地域協議会」、「地区まちづくり推進委員会」等により住民参加型のまちづくりを進めており、地域住民が自ら考えた地域づくりへの計画的な支援として、それぞれの自治会等に対して各種の補助事業等を行ってきた。

このような中、住民自治意識は高まりつつあるが、反面、地域間の連携が図られていないなど課題は多いため、今後の支援制度の在り方や地域づくりの進め方を検討していく必要がある。

(2) その対策

ア 国際交流の推進

- 1 地域の将来を担う子どもたちの国際感覚を養う交流事業を推進する。
- 2 国際交流団体の活動支援や国際交流員との交流を推進し、住民が参加できる交流機会の増加を図る。
- 3 小・中学校への外国語指導助手の配置等により交流の促進を図る。
- 4 在住外国人にとって住みやすいまちづくりを推進するため、地域住民との交流を通じた地域づくりへの参画を促す。

イ 住民による地域づくり・自治活動への支援

- 1 地域・住民活動の拠点機能の充実や整備を図る。
- 2 地区まちづくり推進委員会等への支援を行う。
- 3 地域住民が自ら考えた地域づくりへの計画的な支援を行う。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
12 その他地域の 持続的発展に 関し必要な事 項	—	—	

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続的発展施策区分及び事業名（施設名）を掲載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

14. 過疎地域持続的発展特別事業（一覧表）

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業	関係人口創出拡大事業 関係人口と継続的に関わる仕組みをつくり、担 い手が不足している地域の活性化に繋げる。	浜田市	地域外との交流を促進する取 組で、交流人口の増加と地域 社会の活性化に繋がることか ら地域の持続的発展に資す る。
		介護人材確保・定着対策事業 介護人材の不足を解消するため、介護保険事 業所が行う人材確保・定着対策に対する支援を行 う。	浜田市	人材、後継者不足の解消と定 住促進を結びつける事業であ り、人口減少対策に寄与する ことから地域の持続的発展に 資する。
		ふるさと農業研修生育成事業 農業従事者の拡大及び定住促進を図ることを目 的とし、U・Iターン希望者等を受け入れ、就農に 関する研修を行う。	浜田市	〃
		若者漁業者確保支援事業 新卒または卒業後3年以内の漁業希望者を新規 漁業者として雇用し、漁業技術等の研修を実 施する漁業経営者に対し、研修費用等を助成す る。	漁業協同 組合	〃
		定住相談事業 U・Iターン希望者の住居や雇用等についての 相談受付をはじめ、空き家バンク等、市内への定 住に結びつく施策を展開する。	浜田市	Uターン希望者に定住を促す 事業であり、人口減少対策に 寄与することから地域の持続 的発展に資する。
		はまだ暮らし住まい支援事業 定住人口増加を目的として、空き家バンク制度 の利用を促進するとともに、空き家の改修や片付 けに要する費用を補助する。	浜田市	Uターン希望者や子育て世 代に定住を促す事業であり、 人口減少対策に寄与すること から地域の持続的発展に資す る。
		出会い・結婚新生活支援事業 結婚に伴う経済的な支援を行うことで未婚者の 婚姻を奨励し、定住促進及び少子化対策の推進 を図る。	浜田市	未婚者の婚姻を促す事業であ り、少子化対策に寄与すること から地域の持続的発展に資す る。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業	観光協会助成事業 本市の観光PRや観光案内等、観光事業の充 実に不可欠な観光協会の運営を助成する。	観光協会	観光協会等に支援を行う事業 であり、将来にわたる観光振興 に寄与することから地域の持 続的発展に資する。
		産業振興パワーアップ事業 新商品の開発から販路拡大まで、一体的に産 業振興の展開を図る。	浜田市	一体的な企業支援を行う事業 であり、将来にわたる産業振興 に寄与することから地域の持 続的発展に資する。
		合宿等誘致事業 市内でスポーツや文化活動での合宿を行う団体 に対し、合宿費の一部を助成し、交流人口の拡大 と宿泊客の増加を図る。	浜田市	地域外との交流を促進する取 組で、交流人口の増加と地域 社会の活性化に繋がることか ら地域の持続的発展に資す る。
		萩・石見空港利用促進対策事業 萩・石見空港東京線の2便化存続のため、助成 事業を展開し利用拡大を図っている萩・石見空港 利用拡大促進協議会に対して支援を行う。	協議会	空港の利用拡大に支援を行う 事業であり、将来にわたる観光 振興に寄与することから地域 の持続的発展に資する。
		「山陰浜田港」水産物ブランド化推進事業 「山陰浜田港」をPRするため、「浜田港四季の お魚」や「どんちっち」ブランドを通じ、浜田漁港で 水揚げされる漁獲物の認知度を高め、浜田産魚 の消費拡大を図る。	浜田市等	資源確保、販路拡大を支援す る取組であり、安定した漁業経 営に繋がることから地域の持 続的発展に資する。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業	広島プロジェクト推進事業 本市の企業誘致や観光情報の受発信等の拠点 として大きな市場である広島地区において広島事 務所を設置し、観光入込客数の増加や企業誘 致、経済交流の活性化を図る。	浜田市	広島地域との交流促進及び販 路拡大を促す事業であり、交 流人口の増加と地域社会の活 性化に繋がることから地域の 持続的発展に資する。
4 交通施設の整 備、交通手段 の確保	(9) 過疎地域持続的発展 特別事業	予約型乗合タクシー等運営事業 交通空白地域の移動手段を確保するため、予 約型乗合タクシーの運行及び自治会が実施する 輸送活動に対する支援を行う。	浜田市	交通手段の確保を図る取組で あり、良好な生活環境と地域 課題の解決に繋がることから 地域の持続的発展に資する。
5 生活環境の整 備	(7) 過疎地域持続的発展 特別事業	住宅リフォーム助成事業 市内の施工業者を利用した住宅のリフォーム工 事に係る費用の一部を助成することにより、市民 の居住環境の向上及び住宅関連産業の振興を 図る。	浜田市	地域内の施工業者利用を促 す事業であり、良好な住環境 と住宅関連産業の振興に繋 がることから地域の持続的発展 に資する。
		危険空き家対策事業 適正に管理されず防災上周囲に対して危険性 の高い空き家の除却を促進することにより、居住 環境の向上を図る。	浜田市	空き家の適正管理に関する取 組であり、安全・安心な生活環 境づくりに繋がることから地域 の持続的発展に資する。
		地域における救急救命体制整備事業 市民への応急手当の普及とAEDの設置を推進 し、地域における救急救命体制の構築を図ること により、安全・安心な市民生活の実現を図る。	浜田市	地域の救命体制に関する取組 であり、安全・安心な生活環境 づくりに繋がることから地域の 持続的発展に資する。
		防災まちづくり推進事業 自主防災組織未組織の町内会等に対して、より 一層の啓発活動を行うとともに組織化に係る必要 経費の補助を行う。	浜田市	地域の防災力を高める取組で あり、安全・安心な生活環境づ くりに関係することから地域の持 続的発展に資する。
		耐震対策緊急促進事業 地震による建築物の被害等を未然に防ぐため、 既存の木造住宅の耐震診断や耐震改修等に要 する費用の一部を補助する。	浜田市	〃
		金城スマートIC利用促進事業 地域住民の利便性向上と周辺観光施設への誘 客を図るため、浜田自動車道の金城スマートICの 利用促進を行う。	浜田市	交通の利便性向上を図る取組 であり、良好な生活環境に繋 がることから地域の持続的発展 に資する。
		金城スマートIC利用促進事業 地域住民の利便性向上と周辺観光施設への誘 客を図るため、浜田自動車道の金城スマートICの 利用促進を行う。	浜田市	交通の利便性向上を図る取組 であり、良好な生活環境に繋 がることから地域の持続的発展 に資する。
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続的発展 特別事業	がん検診事業 がんの早期発見のため、効果的・効率的な受診 や重点的な受診勧奨を行い、がん検診受診率の 向上を図る。	浜田市	健康増進を図る取組であり、健 康寿命の延伸や生涯地域社会 参加に繋がることから地域の 持続的発展に資する。
		子宮頸がんウイルス検査助成事業 子宮頸がんに関与するHPV検査に係る費用を 全額助成することにより、子宮頸がんの早期発見 を図る。	浜田市	〃
		保育所入所受入促進事業 就労者が安心して職場復帰できる環境を整える ため、保育所での0歳児の年度途中受入体制確 保に対し、助成を行う。	浜田市	保育の環境整備や子育て支 援に関する取組であり、児童 等の健全な育成に繋がること から地域の持続的発展に資す る。
		子ども医療費助成事業 出生から高校生年代に係る医療費を無料とする ことにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。	浜田市	〃
		任意予防接種事業 おたふくかぜ・インフルエンザの予防接種に係る 費用の一部を助成し、集団感染及び重症化予防 を図る。	浜田市	〃

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展 特別事業	リハビリテーションカレッジ島根支援事業 学校が行う入学金実質無料化に要する経費 や、学生の医療機関実習に係る負担金等を助成 することにより、学生の確保を通して、医療従事者 の確保を図る。	学校法人	医療従事者の確保を図る取組 であり、安全・安心な生活環境 づくりに繋がることから地域の 持続的発展に資する。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業	ふるさと郷育推進事業 体験活動、行事への参加・参画、文化伝承を通 して、子どもと地域の繋がりをつくる「ふるさと郷 育」を推進する。	浜田市	児童・生徒と地域との学習実 践の取組であり、魅力ある教育 環境づくりに繋がることから地 域の持続的発展に資する。
		はまだっ子共育推進事業 学校支援、放課後支援、家庭教育支援の3つ の柱で学校、家庭、地域の連携・協働による教育 支援活動を組織的に進める事業を実施する。	浜田市	〃
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業	自治会活動等支援事業 町内会・自治会が主催する活動における補償 制度を確立し、市民に積極的に自治会活動に参 加してもらうことにより、地域の活性化と連携強化 を図る。	浜田市	協働によるまちづくりの推進を 図る取組であり、安全・安心な 生活環境づくりに繋がることか ら地域の持続的発展に資す る。
		地域づくり振興事業 町内会・自治会等が主体となって実施する集会 所施設や関連設備等の整備、防犯灯の設置や 自主防災組織に対する支援を行うことにより、地域 コミュニティ組織の活性化を図る。	町内会・ 自治会等	〃
		まちづくり総合交付金事業 住民の自治組織である「地区まちづくり推進委 員会」等に対し、活動に要する経費の一部を補助 することにより、住民主体のまちづくりの推進を図 る。	町内会・ 自治会等	〃
		地域安全まちづくり事業 自主防災組織の育成や活動支援、防犯カメラ の利活用等により、地域防災力の向上を図る。	浜田市	〃
11 再生可能エネ ルギーの利用 推進	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業	市民と共に学ぶ環境づくり事業 市民と共に環境づくりに取り組むことで、カーボ ンニュートラルに向けた市民の意識醸成を図る。	浜田市	再生可能エネルギーや省エネ ルギーへの理解と普及を図る 取組であり、環境にやさしい地 域づくりに繋がることから地域 の持続的発展に資する。

浜田市過疎地域持続的発展計画 (令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 8 年 3 月

発行 島根県浜田市
〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地
浜田市地域政策部政策企画課
電話 0855-25-9200
URL <https://www.city.hamada.shimane.jp>

令和 8 年浜田市二十歳の集いの開催について

令和 8 年浜田市二十歳の集いについて、次のとおり開催します。

また、昨年度と同様、参加に係る事前申込は不要、家族の方も見学可能です。

1 開催日時

令和 8 年 1 月 3 日（土）13 時 30 分～14 時 15 分

※12 時 30 分より受付開始

2 場 所

石央文化ホール 大ホール（浜田市黒川町 4175 番地）

3 対 象

平成 17 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月 1 日生まれで、次のいずれかに該当する方

- (1) 浜田市在住者（浜田市出身でなくても可）
- (2) 浜田市出身の市外在住者

※対象者 417 人（令和 3 年 3 月浜田市内中学校卒業生）

【過去の参加者数及び出席率について】

令和 7 年：374 人／465 人（80.4％）

令和 6 年：353 人／469 人（75.3％）

令和 5 年：319 人／454 人（70.3％）

令和 4 年：237 人／484 人（48.9％）※開催延期による

令和 3 年：258 人／467 人（55.2％）※開催延期による

4 主な内容（予定）

- (1) 市民憲章唱和
- (2) 主催者挨拶及び来賓祝辞
- (3) 代表挨拶
- (4) ビデオメッセージ上映

5 出席者（主催）

市長、副市長、教育長

6 来 賓

島根県議会議員、浜田市議会議員、浜田市教育委員

7 参加案内（案内状送付）

9 月末時点で浜田市内に住民登録のある対象者へ案内状を送付。

※浜田市を転出された方については、転出前の世帯が浜田市にある場合に限り、9 月末時点の世帯主宛に案内状を送付。

浜田市まちづくり総合交付金制度検討結果について

1 検討の目的

令和 8 年度以降の第 4 期まちづくり総合交付金制度を実施するにあたり、これまで運用してきた中で寄せられた要望や課題に応えるべく、交付金制度の改正について検討を行うもの

2 検証体制

- (1) 浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会(以下、「検証・検討委員会」という。)を設置し、制度検証を行った。

団体	職名	氏名	備考
公立大学法人島根県立大学浜田キャンパス	准教授	佐々木 真佑	委員長
島根県西部県民センター石見地域振興部石央地域振興課	課長	坂根 愛子	副委員長
浜田地域協議会	委員	新田 哲朗	
金城地域協議会	委員	西田 修	
旭地域協議会	委員	新森 増美	
弥栄地域協議会	会長	久谷 義美	
三隅地域協議会	委員	岡田 綾子	
浜田市まちづくりセンター合同連絡会	センター長	岡本 薫	

- (2) 事務局 浜田市地域政策部まちづくり社会教育課

3 検証・検討方法

令和 3 年度の改正点や現制度の算定方法及び支出項目等について、地区まちづくり推進委員会や単独自治会にアンケート調査を実施し、中間検証での結果も踏まえ、検証・検討委員会において、評価・検証を行い、必要な見直しを検討する。

4 検討経過

時期	会議・アンケート	内容
令和 7 年 6 月 6 日	第 1 回会議	(1) 正副委員長の選任について (2) まちづくり総合交付金について (3) 意見交換
7 月 16 日 ～ 7 月 31 日	アンケート調査実施	対象：地区まちづくり推進委員会(42 団体) 単独自治会(58 団体)
8 月 13 日	第 2 回会議	(1) 検討の方向性について (2) 算定方法について
9 月 30 日	第 3 回会議	(1) 支出項目について (2) 制度全般について
10 月 31 日	第 4 回会議	制度検証・検討結果報告書(案)について
11 月 26 日	検討結果報告書を検証・検討委員会から市に提出	

5 検討結果

検証・検討委員会からは、まちづくり総合交付金は地域の課題解決や活性化を促し、住民主体のまちづくりを推進していく制度として継続すべきとの意見等があった。

主な内容については、次のとおりである。

	検討内容	検討結果	
(1)	算定方法		
	①基礎額（世帯数割、面積割、均等割）	・現状の基礎額（世帯数割、面積割、均等割）が妥当であり、現状維持とする。	
	②活動費（活動基礎額、活動費加算）	・高齢化加算や年少人口加算により、各団体の活動に一定の好影響を与えていることから、現状維持が適当である。 ・世帯数が減少する地域において、高齢化加算で活動を補えている部分もあり、今後必要と考える。	
	③課題解決特別事業	・地域が抱える課題や解決すべき事案に対応できるよう、事前に課題解決特別事業への申請予定を把握するなど、予算確保に努めることが必要と考える。 ・課題解決特別事業の事業期間が終了した後の自主財源（交付金含む）を活用した事業展開までを事業計画の策定時からしっかり検討することが望ましい。 ・現在の制度を効果的に活用するために、事業が実施できる体制となるよう大学生等とつながる仕組みづくりの検討を行うことが必要である。	
(2)	支出項目について 対象経費の上限額設定 ・備品購入費 ・工事請負費 ・食糧費	備品購入費	・備品購入費及び工事請負費の限度額については、通常交付分は現状維持が適当である。 ・活動において必要とする備品購入等のハード事業が実施できない団体等からの要望やアンケートの意見を踏まえ、課題解決特別事業で実施する事業については、備品購入費及び工事請負費の費目ごとの限度額を設けないことが望ましい。
		工事請負費	・通常の交付金で対応できない単発事業については、課題解決特別事業で実施できるようにすることが望ましい。
		食糧費	・物価高騰に鑑み、限度額を 1,500 円に引き上げることが望ましい。
(3)	制度全般について ア まちづくり総合交付金制度、活用のあり方について 今後も地域の課題解決や活性化を促し、住民主体のまちづくりを推進していく制度として継続すべきと考える。 イ 地区まちづくり推進委員会による活動の推進について 活動事例の紹介や実績報告書の閲覧を可能にするなど、他のまちづくり団体の活動状況が分かるような情報提供・共有の仕組みや機会を用意する必要がある。 ウ 交付金制度の検証について 活動状況や地域コミュニティとの連携体制などを分析・検証し、社会情勢の変動や交付団体の枠組みの変化に注視しながら、変わりゆく地域課題に対応できるよう制度の改正を検討していく必要がある。		

浜田市まちづくり総合交付金制度
検証・検討委員会検討結果報告書
(令和 7 年度)

令和 7 年 10 月

浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会

目次

1	検討の目的	2
2	検討体制	2
3	検証・検討方法	3
4	検討結果	
(1)	算定方法について	4
(2)	支出項目について	10
(3)	制度全般について	13
5	検討経過	14
6	参考資料	
(1)	浜田市まちづくり総合交付金交付要綱	15
(2)	浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会設置要綱	23

別冊

- ・まちづくり総合交付金制度に関するアンケート調査結果
(地区まちづくり推進委員会・単独自治会)

1 検討の目的

住民主体のまちづくりを支援するために平成 23 年度に創設された「浜田市まちづくり総合交付金制度」は今年度（令和 7 年度）末で制度実施後 15 年が経過する。

この間、制度の改正や中間検証を実施しながら、制度の見直しを行っており、令和 8 年度以降、第 4 期まちづくり総合交付金制度を実施するにあたり、これまで運用してきた中で寄せられた要望や課題に応えるべく、交付金制度の改正について検討を行うものである。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第1期					第2期					第3期				
	中間検証			制度改正			中間検証		制度改正			中間検証		制度改正

2 検証体制

- (1) 浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会(以下「検証・検討委員会」という。)を設置し、制度検証を行った。(設置要綱は 23 頁に掲載)

団体	職名	氏名	備考
公立大学法人島根県立大学 浜田キャンパス	准教授	佐々木 真佑	委員長
島根県西部県民センター 石見地域振興部石見地域振興課	課長	坂根 愛子	副委員長
浜田地域協議会	委員	新田 哲朗	
金城地域協議会	委員	西田 修	
旭地域協議会	委員	新森 増美	
弥栄地域協議会	会長	久谷 義美	
三隅地域協議会	委員	岡田 綾子	
浜田市まちづくりセンター合同連絡会	センター長	岡本 薫	

- (2) 事務局 浜田市地域政策部まちづくり社会教育課

3 検証・検討方法

令和 3 年度の改正点や現制度の算定項目及び支出項目等について、地区まちづくり推進委員会や単独自治会にアンケート調査を実施し、中間検証での結果も踏まえ、検証・検討委員会において、評価・検証を行い、必要な見直しを検討する。

【令和 3 年度の主な改正点】

- ・活動費に「高齢化加算」及び「年少人口加算」を追加
- ・課題解決特別事業の拡充

【検討項目】

(1) 算定方法について

- ①基礎額（均等割、世帯数割、面積割）
- ②活動費（活動基礎額、活動費加算）
- ③課題解決特別事業

(2) 支出項目について

- ・備品購入費、工事請負費、食糧費

(3) その他

- ・制度全般（まちづくり委員会の活動のあり方・事業効果の検証方法等）

【アンケート調査】

- ・対象：地区まちづくり推進委員会（42 団体）、単独自治会（58 団体）
- ・調査時期：令和 7 年 7 月 16 日～7 月 31 日

4. 検討結果

(1) 算定方法について

① 基礎額（世帯数割、面積割、均等割）

検討内容	<table border="1"> <tr> <td>(1) 均等割</td><td>@20,000 円×町内数</td></tr> <tr> <td>(2) 世帯数割</td><td>・まちづくり委員会 @1,500 円×世帯数 ・単独町内会 @1,200 円×世帯数</td></tr> <tr> <td>(3) 面積割</td><td>@100 円×面積</td></tr> </table>	(1) 均等割	@20,000 円×町内数	(2) 世帯数割	・まちづくり委員会 @1,500 円×世帯数 ・単独町内会 @1,200 円×世帯数	(3) 面積割	@100 円×面積		
(1) 均等割	@20,000 円×町内数								
(2) 世帯数割	・まちづくり委員会 @1,500 円×世帯数 ・単独町内会 @1,200 円×世帯数								
(3) 面積割	@100 円×面積								
アンケート結果	<u>問. 地域の実情に応じた算定を行うために、算定方法を変更(単価の見直しや算定項目の追加及び削除等)する必要があるか</u> (中間検証) n=36 <table border="1"> <tr> <td>変更する必要がある</td><td>変更する必要はない</td></tr> <tr> <td>20 団体(56%)</td><td>16 団体(44%)</td></tr> </table> (今回) n=42 <table border="1"> <tr> <td>変更する必要がある</td><td>変更する必要はない</td></tr> <tr> <td>22 団体(52%)</td><td>20 団体(48%)</td></tr> </table> [結果概要] ・算定方法の変更は、「必要」、「必要でない」で割合が概ね半数であった。 <u>問. 増額する必要がある項目 ※上位 3 つ</u> (中間検証) ①活動基礎額 ②高齢化加算 ③新たな算定項目 (今回) ①活動基礎額 ②高齢化加算 ③面積割、世帯割 ※③は同数 <u>問. 増額を行うための財源として減額する項目 ※上位 3 つ</u> (中間検証) ①面積割 ②世帯数割 ③均等割、年少人口加算 ※③は同数 (今回) ①面積割 ②均等割 ③世帯数割、年少人口加算 ※③は同数 [結果概要] ・中間検証時と同様、活動費の「活動基礎額」、「高齢化加算」の増額の希望が多く、増額するための財源としては基礎額の「均等割」、「面積割」の減額が多かった。	変更する必要がある	変更する必要はない	20 団体(56%)	16 団体(44%)	変更する必要がある	変更する必要はない	22 団体(52%)	20 団体(48%)
変更する必要がある	変更する必要はない								
20 団体(56%)	16 団体(44%)								
変更する必要がある	変更する必要はない								
22 団体(52%)	20 団体(48%)								

主な意見	・算定方法の変更を望む意見はあるものの、予算の総枠が変わらない限り、算定方法の変更によっては更に減額となる地域も出てくる可能性があるため、現状の算定方法が概ね妥当と考える。 ・必要があれば、課題解決特別事業を活用すればよいので、現状の基準で概ね妥当と考える。
検討結果	・現状の基礎額（世帯数割、面積割、均等割）が妥当であり、現状維持とする。

②活動費（活動基礎額、活動費加算）

検討内容	(1) 活動基礎額																															
	<table><tr><th>交付金の額</th><th>団体区分（エリア）</th><th>算定方法</th></tr><tr><td rowspan="4">2,000,000 円</td><td>まちづくりセンター区</td><td rowspan="4">1,500 世帯以上</td></tr><tr><td>小学校区</td></tr><tr><td>単一の町</td></tr><tr><td>複数の町</td></tr><tr><td rowspan="4">1,000,000 円</td><td>まちづくりセンター区</td><td>※1 まちづくりセンター区につき</td></tr><tr><td>小学校区</td><td rowspan="3">1,000 世帯以上 1,500 世帯未満</td></tr><tr><td>単一の町</td></tr><tr><td>複数の町</td></tr><tr><td rowspan="2">750,000 円</td><td>単一の町</td><td>750 世帯以上 1,000 世帯未満</td></tr><tr><td>複数の町</td><td>400 世帯以上 500 世帯未満</td></tr><tr><td rowspan="2">500,000 円</td><td>単一の町</td><td>500 世帯以上 750 世帯未満</td></tr><tr><td>複数の町</td><td>300 世帯以上 400 世帯未満</td></tr><tr><td rowspan="2">300,000 円</td><td>単一の町</td><td>おおむね 150 世帯以上 500 世帯未満</td></tr><tr><td>複数の町</td><td>おおむね 100 世帯以上 300 世帯未満</td></tr></table>	交付金の額	団体区分（エリア）	算定方法	2,000,000 円	まちづくりセンター区	1,500 世帯以上	小学校区	単一の町	複数の町	1,000,000 円	まちづくりセンター区	※1 まちづくりセンター区につき	小学校区	1,000 世帯以上 1,500 世帯未満	単一の町	複数の町	750,000 円	単一の町	750 世帯以上 1,000 世帯未満	複数の町	400 世帯以上 500 世帯未満	500,000 円	単一の町	500 世帯以上 750 世帯未満	複数の町	300 世帯以上 400 世帯未満	300,000 円	単一の町	おおむね 150 世帯以上 500 世帯未満	複数の町	おおむね 100 世帯以上 300 世帯未満
	交付金の額	団体区分（エリア）	算定方法																													
	2,000,000 円	まちづくりセンター区	1,500 世帯以上																													
		小学校区																														
		単一の町																														
		複数の町																														
	1,000,000 円	まちづくりセンター区	※1 まちづくりセンター区につき																													
		小学校区	1,000 世帯以上 1,500 世帯未満																													
		単一の町																														
複数の町																																
750,000 円	単一の町	750 世帯以上 1,000 世帯未満																														
	複数の町	400 世帯以上 500 世帯未満																														
500,000 円	単一の町	500 世帯以上 750 世帯未満																														
	複数の町	300 世帯以上 400 世帯未満																														
300,000 円	単一の町	おおむね 150 世帯以上 500 世帯未満																														
	複数の町	おおむね 100 世帯以上 300 世帯未満																														
〔令和 3 年度改正の概要〕 加算の新設																																
(2) 高齢化加算 活動基礎額×市平均を超えた割合																																
(3) 年少人口加算 活動基礎額×10%																																
アンケート結果	<u>問. 高齢化加算を新設した(活動費が増えた)ことで、事業や活動が充実した等の変化があったか</u>																															
	(中間検証) n = 23																															
	<table><tr><th>変化があった</th><th>変化がなかった</th><th>わからない</th><th>未回答</th></tr><tr><td>7 団体(31%)</td><td>11 団体(48%)</td><td>4 団体(17%)</td><td>1 団体(4%)</td></tr></table>	変化があった	変化がなかった	わからない	未回答	7 団体(31%)	11 団体(48%)	4 団体(17%)	1 団体(4%)																							
	変化があった	変化がなかった	わからない	未回答																												
	7 団体(31%)	11 団体(48%)	4 団体(17%)	1 団体(4%)																												
	(今回) n = 29																															
	<table><tr><th>変化があった</th><th>変化がなかった</th><th>わからない</th><th>未回答</th></tr><tr><td>14 団体(48%)</td><td>10 団体(35%)</td><td>4 団体(14%)</td><td>1 団体(3%)</td></tr></table>	変化があった	変化がなかった	わからない	未回答	14 団体(48%)	10 団体(35%)	4 団体(14%)	1 団体(3%)																							
	変化があった	変化がなかった	わからない	未回答																												
	14 団体(48%)	10 団体(35%)	4 団体(14%)	1 団体(3%)																												
	〔結果概要〕																															
・ 高齢化加算を新設したことで事業や活動が充実した等の変化については、「変化があった」とする団体が増加し、変化があった団体では、新たな事業の実施や、従来の事業が拡充されている。																																
<u>問. 今後も高齢化加算が必要だと思うか</u>																																
(中間検証) n = 36																																
<table><tr><th>必要だと思う</th><th>必要だと思わない</th><th>わからない</th><th>未回答</th></tr><tr><td>24 団体(67%)</td><td>5 団体(14%)</td><td>5 団体(14%)</td><td>2 団体(5%)</td></tr></table>	必要だと思う	必要だと思わない	わからない	未回答	24 団体(67%)	5 団体(14%)	5 団体(14%)	2 団体(5%)																								
必要だと思う	必要だと思わない	わからない	未回答																													
24 団体(67%)	5 団体(14%)	5 団体(14%)	2 団体(5%)																													
(今回) n = 42																																
<table><tr><th>必要だと思う</th><th>必要だと思わない</th><th>わからない</th><th>未回答</th></tr><tr><td>27 団体(64%)</td><td>2 団体(5%)</td><td>7 団体(17%)</td><td>0 団体(0%)</td></tr></table>	必要だと思う	必要だと思わない	わからない	未回答	27 団体(64%)	2 団体(5%)	7 団体(17%)	0 団体(0%)																								
必要だと思う	必要だと思わない	わからない	未回答																													
27 団体(64%)	2 団体(5%)	7 団体(17%)	0 団体(0%)																													
〔結果概要〕																																
・ 高齢加算の今後の必要性は、「必要」とする回答が増加した。																																

アンケート 結果	<u>問. 年少人口加算を新設した(活動費が増えた)ことで、事業や活動が充実した等の変化があったか</u> (中間検証) n = 9 <table><tr><td>変化があった</td><td>変化がなかった</td><td>わからない</td></tr><tr><td>4 団体 (45%)</td><td>4 団体 (44%)</td><td>1 団体 (11%)</td></tr></table> (今回) n = 14 <table><tr><td>変化があった</td><td>変化がなかった</td><td>わからない</td></tr><tr><td>5 団体 (36%)</td><td>4 団体 (28%)</td><td>5 団体 (36%)</td></tr></table> 〔結果概要〕 ・ 年少人口加算を新設したことで事業や活動が充実した等の変化については、変化があったかどうか「わからない」とする回答が増加した。変化があった団体では、新たな事業の実施や、従来の事業が拡充されている。	変化があった	変化がなかった	わからない	4 団体 (45%)	4 団体 (44%)	1 団体 (11%)	変化があった	変化がなかった	わからない	5 団体 (36%)	4 団体 (28%)	5 団体 (36%)			
	変化があった	変化がなかった	わからない													
	4 団体 (45%)	4 団体 (44%)	1 団体 (11%)													
	変化があった	変化がなかった	わからない													
5 団体 (36%)	4 団体 (28%)	5 団体 (36%)														
<u>問. 今後も年少人口加算が必要だと思うか</u> (中間検証) n = 36 <table><tr><td>必要だと思う</td><td>必要だと思わない</td><td>わからない</td><td>未回答</td></tr><tr><td>14 団体 (39%)</td><td>3 団体 (8%)</td><td>4 団体 (11%)</td><td>14 団体 (39%)</td></tr></table> その他(以前から活動に変化はないため必要性を感じない) 1 団体 (今回) n = 42 <table><tr><td>必要だと思う</td><td>必要だと思わない</td><td>わからない</td><td>未回答</td></tr><tr><td>11 団体 (26%)</td><td>3 団体 (7%)</td><td>5 団体 (12%)</td><td>20 団体 (48%)</td></tr></table> その他 (年少人口の絶対数が少ない) 3 団体 〔結果概要〕 ・ 年少人口加算の今後の必要性は、「必要」とする回答が減少した。	必要だと思う	必要だと思わない	わからない	未回答	14 団体 (39%)	3 団体 (8%)	4 団体 (11%)	14 団体 (39%)	必要だと思う	必要だと思わない	わからない	未回答	11 団体 (26%)	3 団体 (7%)	5 団体 (12%)	20 団体 (48%)
必要だと思う	必要だと思わない	わからない	未回答													
14 団体 (39%)	3 団体 (8%)	4 団体 (11%)	14 団体 (39%)													
必要だと思う	必要だと思わない	わからない	未回答													
11 団体 (26%)	3 団体 (7%)	5 団体 (12%)	20 団体 (48%)													
主な意見	・ 現状維持で良いと考えるが、高齢化により地域住民だけではできなくなったところを交付金で補う部分が多々あると感じる。 ・ 高齢化加算、年少人口加算について、当初の制度設計を再度確認し、現状の活用状況を踏まえた結果、今後も継続していくことが望ましいと考える。															
検討結果	・ 高齢化加算や年少人口加算により、各団体の活動に一定の好影響を与えていることから、現状維持が適当である。 ・ 世帯数が減少する地域において、高齢化加算で活動を補えている部分もあり、今後も必要と考える。															

③ 課題解決特別事業

検討内容	[令和3年度改正の概要] 交付下限額及び上限額の引き上げ		
	事業内容		下限額 上限額
	ア	地域の課題解決に向けて取り組む事業	50万円
	イ	中長期的（複数年度）にわたって地域課題の解決に取り組む事業	10万円
	ウ	他団体へのモデルとなるような、先進的な事業	20万円
	エ	複数の地区まちづくり推進委員会が連携して広域的な地域課題を解決するために取り組む活動	100万円
			200万円
アンケート結果	問. 課題解決特別事業の活用を予定していない理由 (中間検証)		
	基礎額、活動費の範囲内で賄えるため		5団体(33%)
	積立金や繰越金を活用し実施するため		2団体(13%)
	事業を実施する体制ができていないため		3団体(20%)
	事業の企画ができないため		3団体(20%)
	その他（課題がない）		2団体(13%)
	(今回)		
	基礎額、活動費の範囲内で賄えるため		9団体(28%)
	積立金や繰越金を活用し実施するため		1団体(3%)
	事業を実施する体制ができていないため		8団体(25%)
	事業の企画ができないため		9団体(28%)
	その他（課題がない、負担が増える）		5団体(16%)
主な意見	[結果概要]		
	・課題解決特別事業の活用実績や活用予定等は、変化が見られなかった。ただ、活用を予定していない理由で「事業を実施する体制ができていない」や、「事業の企画ができない」など担い手不足等で取り組むことができないと考えられる団体が増加した。		
	・事業計画を立てる上で、あらかじめ要望を取りまとめるなど、事前に聴取が必要と考える。		
	・課題解決特別事業を活用後の取組についてしっかり考えるべき。		
	・現状の制度を効果的に進めていくために、大学生や高校生など若い人とつながる仕組みを考えるべきではないか。		

検討結果	・地域が抱える課題や解決すべき事案に対応できるよう、事前に課題解決特別事業への申請予定を把握するなど、予算確保に努めることが必要と考える。 ・課題解決特別事業の事業期間が終了した後の自主財源（交付金含む）を活用した事業展開までを事業計画の策定時からしっかり検討することが望ましい。 ・現在の制度を効果的に活用するために、事業が実施できる体制となるよう大学生等とつながる仕組みづくりの検討を行うことが必要である。

(2) 支出項目について

検討内容	対象経費の上限額の設定 (1) 備品購入費：単価が 20 万円未満（税込み） (2) 工事請負費：60 万円未満（税込み） (3) 食糧費：参加者 1 人あたり 1,000 円（税込み）												
アンケート結果	<u>問. 上限額を見直す必要があるか</u> (中間検証) 上段：地区まちづくり推進委員会 (n = 36) 下段：単独自治会 (n = 66)												
	<table><tr><th>項目</th><th>見直す必要がある</th><th>見直す必要はない</th></tr><tr><td>備品購入費</td><td>14 団体 (39%) 6 団体 (9%)</td><td>20 団体 (56%) 53 団体 (80%)</td></tr><tr><td>工事請負費</td><td>14 団体 (39%) 10 団体 (15%)</td><td>21 団体 (58%) 47 団体 (71%)</td></tr><tr><td>食糧費</td><td>17 団体 (47%) 20 団体 (30%)</td><td>17 団体 (47%) 41 団体 (62%)</td></tr></table>	項目	見直す必要がある	見直す必要はない	備品購入費	14 団体 (39%) 6 団体 (9%)	20 団体 (56%) 53 団体 (80%)	工事請負費	14 団体 (39%) 10 団体 (15%)	21 団体 (58%) 47 団体 (71%)	食糧費	17 団体 (47%) 20 団体 (30%)	17 団体 (47%) 41 団体 (62%)
	項目	見直す必要がある	見直す必要はない										
	備品購入費	14 団体 (39%) 6 団体 (9%)	20 団体 (56%) 53 団体 (80%)										
	工事請負費	14 団体 (39%) 10 団体 (15%)	21 団体 (58%) 47 団体 (71%)										
食糧費	17 団体 (47%) 20 団体 (30%)	17 団体 (47%) 41 団体 (62%)											
(今 回) 上段：地区まちづくり推進委員会 (n = 42) 下段：単独自治会 (n = 48)													
<table><tr><th>項目</th><th>見直す必要がある</th><th>見直す必要はない</th></tr><tr><td>備品購入費</td><td>9 団体 (22%) 1 団体 (2%)</td><td>27 団体 (64%) 44 団体 (92%)</td></tr><tr><td>工事請負費</td><td>8 団体 (19%) 1 団体 (2%)</td><td>27 団体 (64%) 41 団体 (85%)</td></tr><tr><td>食糧費</td><td>28 団体 (67%) 19 団体 (40%)</td><td>12 団体 (28%) 28 団体 (58%)</td></tr></table>	項目	見直す必要がある	見直す必要はない	備品購入費	9 団体 (22%) 1 団体 (2%)	27 団体 (64%) 44 団体 (92%)	工事請負費	8 団体 (19%) 1 団体 (2%)	27 団体 (64%) 41 団体 (85%)	食糧費	28 団体 (67%) 19 団体 (40%)	12 団体 (28%) 28 団体 (58%)	
項目	見直す必要がある	見直す必要はない											
備品購入費	9 団体 (22%) 1 団体 (2%)	27 団体 (64%) 44 団体 (92%)											
工事請負費	8 団体 (19%) 1 団体 (2%)	27 団体 (64%) 41 団体 (85%)											
食糧費	28 団体 (67%) 19 団体 (40%)	12 団体 (28%) 28 団体 (58%)											

問. 見直す必要がある場合の希望上限額

(今回)

備品購入費	300,000 円	3 団体 (30%)
	350,000 円	2 団体 (20%)
	300,000 円～500,000 円	1 団体 (10%)
	500,000 円	2 団体 (20%)
	600,000 円	1 団体 (10%)
	1,000,000 円	1 団体 (10%)

工事請負費	1,000,000 円	5 団体 (63%)
	1,500,000 円	1 団体 (12%)
	2,000,000 円	2 団体 (25%)

食糧費	1,100 円	2 団体 (4%)
	1,200 円	3 団体 (7%)
	1,300 円	3 団体 (7%)
	1,300 円～1,500 円	1 団体 (2%)
	1,500 円	19 団体 (42%)
	1,800 円	1 団体 (2%)
	1,500 円～2,000 円	2 団体 (4%)
	2,000 円	12 団体 (26%)
	3,000 円	1 団体 (2%)
	5,000 円	1 団体 (2%)
	1 日につき 1,000 円	1 団体 (2%)

〔結果概要〕

- ・備品購入費と工事請負費は、「見直す必要はない」との回答が地区まちづくり推進委員会、単独自治会ともに増加した。
- ・備品購入費と工事請負費で、「見直す必要がある」と回答する団体は、整備したいと考えるものが具体的にあるが、上限額を超えている。
- ・食糧費は、物価高騰を理由として「見直す必要がある」との回答が地区まちづくり推進委員会、単独自治会ともに増加した。希望上限額は、地区まちづくり推進委員会が 1,500 円、単独自治会が 2,000 円とする回答がそれぞれ 5 割を占めた。

主な意見		〔備品購入費・工事請負費〕 ・ソフト事業を対象とする制度であることから、現行の額が妥当であると考ええる。 ・物価高騰の影響は備品の単価や工事における人件費についても影響を及ぼしており、現状の限度額では活動に必要な備品購入や工事が実施できない団体からの要望もあることから、課題解決特別事業で実施する場合のみ、限度額を見直すことができないか。 〔食糧費〕 ・受益者負担の観点から現状維持が適当である。 ・アンケート結果を尊重し、物価高騰の情勢を考慮すべきと考える。 ・食糧費の活用については、それぞれの団体で華美なものにならないよう考えるべき。 ・交付金の大半を食糧費に充てている現状は見受けられないが、交付金を活用する頻度や内容については今後も議論すべきである。
検討結果	備品購入費	・備品購入費及び工事請負費の限度額については、通常交付分は現状維持が適当である。 ・活動において必要とする備品購入等のハード事業が実施できない団体等からの要望やアンケートの意見を踏まえ、課題解決特別事業で実施する事業については、備品購入費及び工事請負費の費目ごとの限度額を設けないことが望ましい。 ・通常の交付金で対応できない単発事業については、課題解決特別事業で実施できるようにすることが望ましい。
	工事請負費	
	食糧費	・物価高騰に鑑み、限度額を 1,500 円に引き上げることが望ましい。

(3) 制度全般について（附帯意見）

今回の制度検証を通して集約した意見を踏まえ、制度の運用に係る事項や活用するにあたり特に留意すべき事項について次のとおり整理する。

ア まちづくり総合交付金制度、活用のあり方について

(ア) まちづくり総合交付金は、地区まちづくり推進委員会や単独自治会の貴重な財源として活用されており、今後も地域の課題解決や活性化を促し、住民主体のまちづくりを推進していく制度として継続すべきと考える。

(イ) 地域の課題解決や特色を活かしたまちづくりを推進していくための活動財源として交付されており、地域が自ら交付金の使途を決定し、主体性を持って活用していくためにも、市は交付金の趣旨及び目的を地域に対して継続的に説明するとともに、交付金が活用しやすいものになるよう、様式の改善や統一を図る必要がある。

(ウ) 交付金の原資は税金であることから、事業の効果が求められるものであり、その活用により住民主体のまちづくり活動がどのように展開されたかを、住民アンケート等により検証することが必要と考える。

また、まちづくり活動の効果については、すぐ表れるものではなく見えにくいものではあるが、強化すべき項目を見定め、実態に応じた支援を総合的に行う必要がある。

イ 地区まちづくり推進委員会による活動の推進について

地区まちづくり推進委員会は、浜田市協働のまちづくり推進条例において、地区の個性を活かしたまちづくりを進める重要な役割を担う組織として位置付けられ、地区共通の施策や課題に取り組むこととなっている。人口減少・少子高齢化が進む中、継続事業の見直しや新たな地域課題の解決に向けた取組が全市的に進むよう、活動事例の紹介や実績報告書の閲覧を可能にするなど、他のまちづくり団体の活動状況が分かるような情報提供・共有の仕組みや機会を用意する必要がある。

ウ 交付金制度の検証について

今回は、令和３年度から令和７年度までの５年間を事業期間として実施する第３期事業の制度検証を行った。令和３年度からは公民館がまちづくりセンターに移行され、まちづくり機能の拡充が図られたが、活動状況や地域コミュニティとの連携体制などを分析・検証し、社会情勢の変動や交付団体の枠組みの変化に注視しながら、変わりゆく地域課題に対応できるよう制度の改正を検討していく必要がある。

5 検討経過

時期	会議・アンケート	内容
令和7年 6月6日	第1回検証・検討委員会	(1) 正副委員長の選任について (2) まちづくり総合交付金について (3) 意見交換
7月16日 ～ 7月31日	アンケート調査実施	対象：地区まちづくり推進委員会(42団体) 単独自治会(58団体)
8月13日	第2回検証・検討委員会	(1) 検討の方向性について (2) 算定方法について
9月30日	第3回検証・検討委員会	(1) 支出項目について (2) 制度全般について
10月31日	第4回検証・検討委員会	制度検証・検討結果報告書(案)について

6 参考資料

○浜田市まちづくり総合交付金交付要綱

平成23年 3 月31日 告示第40号

改正

平成24年 3 月30日 告示第40号
平成25年 3 月29日 告示第39号
平成28年 3 月23日 告示第24号
平成29年 3 月29日 告示第45号
平成31年 3 月29日 告示第55号
令和 2 年 4 月23日 告示第97号
令和 3 年 2 月26日 告示第30号
令和 4 年 3 月31日 告示第62号
令和 5 年 3 月20日 告示第25号
令和 6 年 3 月29日 告示第45号

浜田市まちづくり総合交付金交付要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、地区まちづくり推進委員会及び町内会等に対し、浜田市まちづくり総合交付金（以下「総合交付金」という。）を交付することにより、住民主体によるまちづくり活動を支援するとともに、その気運の醸成を図り、もって活力ある地域コミュニティの形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区まちづくり推進委員会 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱（平成23年浜田市告示第39号。以下「認定要綱」という。）第 6 条の規定により認定を受けた団体をいう。
- (2) 町 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の町をいう。
- (3) 町内会等 市内において、町内会若しくは自治会として町の区域又は一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される団体（第 1 号に規定する団体を除く。）をいう。

(交付対象者)

第 3 条 総合交付金の交付の対象となる団体（以下「交付対象者」という。）は、地区まちづくり推進委員会及び町内会等のうち、継続的に次の各号のいずれかに掲げる活動を行うものとする。

- (1) 総会又は役員会の開催等組織の運営に関すること。
- (2) 地域の環境及び景観の保全に関すること。
- (3) 地域の防犯及び防災に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること。
- (5) 健康福祉の向上に関すること。
- (6) 地域文化の継承及び創出に関すること。
- (7) 地域コミュニティの維持及び形成に関すること。

- (8) 生活基盤の確保に関すること。
- (9) 地域資源の活用に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると認められること。

(総合交付金の区分及び額)

第4条 総合交付金の区分及び額は、別表に定めるとおりとし、その総額は予算の範囲内とする。

(総合交付金の使途の制限)

第5条 総合交付金は、次の各号に掲げる総合交付金の区分に応じ、当該各号に定める活動に要する経費に充てるものとする。この場合において、交付対象者は、均等割、世帯数割及び面積割に係る総合交付金に限り、交付対象者を構成する団体に交付し、当該団体が主体となり行う活動に要する経費に充てることができる。

- (1) 均等割、世帯数割、面積割及び活動費 第3条に掲げる活動
- (2) 課題解決特別事業費 認定要綱第9条第1項に規定する地区まちづくり計画に基づく次に掲げる活動(その活動に要する経費が20万円以上のものに限る。)
 - ア 地域課題を解決するために新たに取り組む活動又は既存の活動を拡充して取り組む活動
 - イ 複数年度にわたって地域課題を解決するために取り組む活動又は他団体へのモデルとなるような先進的な活動
 - ウ 複数の地区まちづくり推進委員会又は複数のまちづくりセンターが連携して地域課題を解決するために取り組む活動であって、他団体へのモデルとなるような先進的なもの
- (3) 地区まちづくり推進委員会設立促進事業費 地区まちづくり推進委員会として認定を受けるために行う調査、検討その他の活動

2 総合交付金は、次に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 宗教的活動に要する経費
- (2) 政治目的の活動に要する経費
- (3) 物品(原則として単価が20万円未満のものを除く。)又は酒類の購入に要する経費
- (4) 建物の整備、修繕等(原則としてその費用が60万円未満のものを除く。)に要する経費
- (5) 寄附又は協賛に要する経費
- (6) その他市長が適当でないと認める経費

(交付可能額の事前通知)

第6条 市長は、交付対象者が総合交付金の交付を受けようとする年度の前年度の3月末日までに、当該交付対象者が翌年度において交付を受けることができる総合交付金(課題解決特別事業費及び地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものを除く。以下「交付可能額」という。)の見込額を算定し、まちづくり総合交付金交付可能額通知書(様式第1号)により当該交付対象者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 総合交付金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、総

合交付金の交付を受けようとする年度の6月末日（地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものにあつては、市長が別に定める期日）までにまちづくり総合交付金交付申請書兼請求書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定等）

第8条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、まちづくり総合交付金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、総合交付金の全部又は一部を交付するものとする。

（変更交付申請等）

第9条 総合交付金の交付決定を受けた団体（以下「交付事業者」という。）は、その交付決定のあつた額（以下「交付決定額」という。）を変更しようとするときは、まちづくり総合交付金変更交付申請書（様式第4号）に第7条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、まちづくり総合交付金変更交付決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
- （団体の新設等）

第10条 年度の途中において、地区まちづくり推進委員会を新たに設置し、又は解散した場合における総合交付金の額等必要な事項は、市長が別に定める。

（繰越し等）

第11条 交付事業者は、総合交付金の交付を受けた年度（以下「事業年度」という。）の決算において余剰金が生じたときは、当該余剰金（課題解決特別事業費及び地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものを除く。）を事業年度の翌年度に限り繰り越してこれを使用することができる。

- 2 前項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越してこれを使用しようとする交付事業者は、事業年度の3月末日までにまちづくり総合交付金繰越協議書（様式第6号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による協議があつたときは、その内容を審査し、繰越しの可否を決定し、まちづくり総合交付金繰越承認（不承認）通知書（様式第7号）により当該繰り越して使用することができる余剰金（以下「繰越金」という。）の額を通知するものとする。
- 4 市長は、交付事業者が第1項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越したときは、同年度における交付決定額から、次の各号に掲げる団体の区分に応じ当該各号に定める額を控除し、これを交付するものとする。
 - (1) 地区まちづくり推進委員会のうち、繰越金相当額が当該事業年度における交付可能額の5分の1の額を超えるもの 当該繰越金相当額から当該5分の1の額を控除した額
 - (2) 町内会等 当該繰越金相当額

(積立て)

第12条 地区まちづくり推進委員会は、総合交付金を事業年度の翌年度以降において行う活動に要する経費に充てようとするときは、当該総合交付金を積み立てることができる。

2 前項の規定により総合交付金を積み立てようとする地区まちづくり推進委員会は、事業年度の3月末日までにまちづくり総合交付金積立計画協議書(様式第8号)を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による協議があったときは、その内容を審査し、積立ての可否を決定し、まちづくり総合交付金積立承認(不承認)通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(実績報告)

第13条 交付事業者は、事業年度の翌年度の4月末日までにまちづくり総合交付金実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 会計監査を受けたことが確認できる書類

(4) 総合交付金の使途を確認できる書類(交付を受けた総合交付金の一部を交付事業者の構成団体又は関係団体に交付した場合に限る。)

(5) 活動状況が確認できる写真

(6) 積立金の管理状況が確認できる書類(交付を受けた総合交付金の一部を積立金として保有している場合に限る。)

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総合交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により総合交付金の交付を受けたとき。

(2) 総合交付金を第5条第1項各号に掲げる総合交付金の区分に応じ、当該各号に定める活動以外の活動に使用したとき。

(総合交付金の返還)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、期限を定めて、当該各号に定める部分のまちづくり総合交付金の返還を命ずるものとする。

(1) 第11条第1項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越した交付事業者が、当該翌年度の決算において繰越金に余剰金を生じさせたとき 当該繰越金の余剰金に係る部分

(2) 第12条第1項の規定により総合交付金を積み立てた交付事業者が、当該積み立てた総合交付金を充てようとした経費に係る活動を完了した場合等において、当該積み立てた総合交付金に余剰金を生じさせたとき 当該積み立てた総合交付金の余剰金に係る部分

(3) 前条の規定により総合交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消したとき 当該総合交付金の取消しに係る部分

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(令和元年度に交付を受けた総合交付金に係る実績報告の特例)

- 3 令和元年度に交付を受けた総合交付金に係る実績報告については、第13条各号列記以外の部分中「事業年度の翌年度の4月末日」とあるのは、「令和2年6月30日」と読み替えて同条の規定を適用する。

附 則 (平成24年3月30日告示第40号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る総合交付金について適用し、同日前の申請に係る総合交付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月29日告示第39号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱(第14条を除く。)の規定は、平成25年度以後の年度分の総合交付金について適用し、平成24年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月23日告示第24号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項及び附則第4項に定めるものを除き、この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱(以下「新告示」という。)の規定は、平成28年度以後の年度分の総合交付金について適用し、平成27年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。

- 3 新告示第16条の規定は、平成27年度分までの総合交付金についても、適用する。
(平成28年度の総合交付金の特例)

- 4 平成28年度に交付する総合交付金については、新告示第12条第4項第1号の規定は、適用しない。

附 則 (平成29年3月29日告示第45号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第55号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 23 日告示第 97 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 23 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 26 日告示第 30 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、同年 2 月 26 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱の規定は、令和 3 年度以後の年度分の総合交付金について適用し、令和 2 年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日告示第 62 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 20 日告示第 25 号）

この告示は、令和 5 年 3 月 20 日から施行する。

区分			総合交付金の額
1	均等割		1 町内会等につき 2 万円
2	世帯数割		総合交付金を交付する年度の 前年度の 2 月 1 日（以下「基 準日」という。）における交 付対象者の世帯数に次の各号 に掲げる団体の区分に応じ、 当該各号に定める金額を乗じ て得た額 （1） 地区まちづくり推進 委員会 1,500円 （2） 町内会等 1,200円
3	面積割		基準日における交付対象者の 区域の面積（ヘクタールを単 位とした当該面積に小数点第 2 位未満の端数が生じたとき は、これを四捨五入した面 積）に 1 ヘクタールにつき 100円を乗じて得た額
4	活動 費	（1） 活 動基礎 額	ア 認定要綱第 3 条第 1 項第 1 号 又は第 2 号の規定による地区ま ちづくり推進委員会
		イ 前号	（ア） 単 世帯数が
			1 のまちづくりセンターの管 轄する区域又は 1 の小学校の 校区につき 100 万円（世帯数 が 1,500 世帯以上のものにあ っては、200 万円） 30 万円

		以外の 地区ま ちづく り推進 委員会	一の町 で構成 される 地区ま ちづく り推進 委員会	おおむね 150世帯以 上500世帯 未満	
				世帯数が 500世帯以 上750世帯 未満	50万円
				世帯数が 750世帯以 上1,000世 帯未満	75万円
				世帯数が 1,000世帯 以上1,500 世帯未満	100万円
				世帯数が 1,500世帯 以上	200万
				(イ) 複 数の町 で構成 される 地区ま ちづく り推進 委員会	世帯数が おおむね 100世帯以 上300世帯 未満
			世帯数が 300世帯以 上400世帯 未満		50万円
			世帯数が 400世帯以 上500世帯 未満		75万円
			世帯数が 500世帯以 上1,500世 帯未満		100万円
			世帯数が 1,500世帯 以上		200万
			(2) 高	地区まちづくり推進委員会のう	交付対象者が適用を受ける活

	齢化加算	ち、その高齢化率が市の高齢化率を超えているもの	動基礎額に、交付対象者の高齢化率から市の高齢化率を差し引いて得た率を乗じて得た額
	(3) 年少人口加算	地区まちづくり推進委員会のうち、その年少人口率が市の年少人口率を超えているもの	交付対象者が適用を受ける活動基礎額に10分の1を乗じて得た額
5 課題解決特別事業費		第5条第1項第2号アに掲げる活動	50万円
		第5条第1項第2号イに掲げる活動	100万円
		第5条第1項第2号ウに掲げる活動	200万円
6 地区まちづくり推進委員会設立促進事業費		地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討している団体	5万円
		地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを決定している団体	20万円

備考

- (1) 総合交付金は、次に掲げる額の合計額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。
 - ア 地区まちづくり推進委員会 第1項から第5項までの額
 - イ 町内会等 第1項から第3項まで及び第6項の額
- (2) 「まちづくりセンター」とは、浜田市まちづくりセンター条例（令和2年浜田市条例第41号）第2条第1項のまちづくりセンターをいう。
- (3) 「小学校の校区」とは、平成22年4月1日における浜田市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成17年浜田市教育委員会規則第15号）別表第1に規定する小学校の校区をいう。
- (4) 「高齢化率」とは、基準日における総人口に占める65歳以上の人口の割合（当該割合に小数点第2位未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した割合）をいう。
- (5) 「年少人口率」とは、基準日における総人口に占める14歳以下の人口の割合（当該割合に小数点第2位未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した割合）をいう。
- (6) 「地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討している団体」及び「地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを決定している団体」とは、町内会等で組織された団体であって、当該団体において地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討し、又は決定していると市長が認めるものをいう。

浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 浜田市まちづくり総合交付金（浜田市まちづくり総合交付金交付要綱（平成23年浜田市告示第40号）に規定する総合交付金（以下「総合交付金」という。）制度の検証・検討に関し、広く関係者の意見を聴取するため、浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成等）

第2条 委員会は、15人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 関係行政機関の委員
- (3) 公共的団体の代表
- (4) その他市長が特に必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、総合交付金制度の検証・検討に要する間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（報償費及び実費弁償）

第6条 委員が委員会の会議に出席した場合は、日額6,000円の報償費及び浜田市参考人等の実費弁償に関する条例（平成28年浜田市条例第14号）第2条第2項の規定の例により費用弁償に相当する額の実費弁償を支給する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、地域政策部まちづくり社会教育課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

まちづくり総合交付金
制度に関するアンケート調査
結果報告書

（令和 7 年度実施）

令和 7 年 10 月

浜田市

1 調査概要

(1) 目的

浜田市まちづくり総合交付金制度の令和 7 年度検証・検討を行うに当たり、浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会における基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

(2) 対象

ア 地区まちづくり推進委員会

調査対象者	地区まちづくり推進委員会
調査数	42 団体
調査方法	郵送により調査票を発送 ⇒ 郵送又はオンラインで回答
調査時期	令和 7 年 7 月 16 日～7 月 31 日
調査票回収数	42 団体（回収率 100.0%）

イ 単独自治会

調査対象者	地区まちづくり推進委員会の構成団体以外の自治会、町内会のうち、令和 7 年度にまちづくり総合交付金を申請した団体
調査数	58 団体
調査方法	郵送により調査票を発送 ⇒ 郵送又はオンラインで回答
調査時期	令和 7 年 7 月 16 日～7 月 31 日
調査票回収数	48 団体（回収率 82.8%）

(3) アンケート項目及び集計結果

ア 地区まちづくり推進委員会（2～20 頁）

- ①基本的事項について . . . 2 頁
- ②令和 3 年度まちづくり総合交付金の制度改正に対する評価について . . . 2 頁
- ③交付金の算定項目について . . . 7 頁
- ④対象経費における上限額の設定について . . . 9 頁
- ⑤課題解決特別事業について . . . 15 頁
- ⑥交付金を活用した取組や成果について . . . 17 頁
- ⑦その他 . . . 19 頁

イ 単独自治会（21～28 頁）

- ①基本的事項について . . . 21 頁
- ②対象経費における上限額の設定について . . . 21 頁
- ③交付金を活用した取組や成果について . . . 25 頁
- ④その他 . . . 27 頁

(4) 参考資料（アンケート用紙）

ア 地区まちづくり推進委員会 . . . 29 頁 イ 単独自治会 . . . 36 頁

2 集計結果

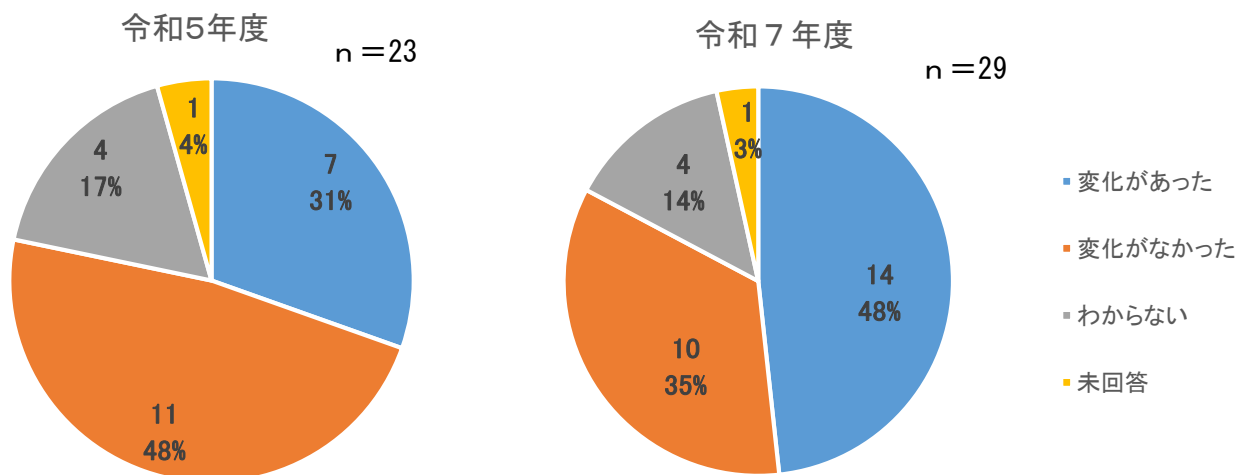
(1) 地区まちづくり推進委員会

① 基本的事項について

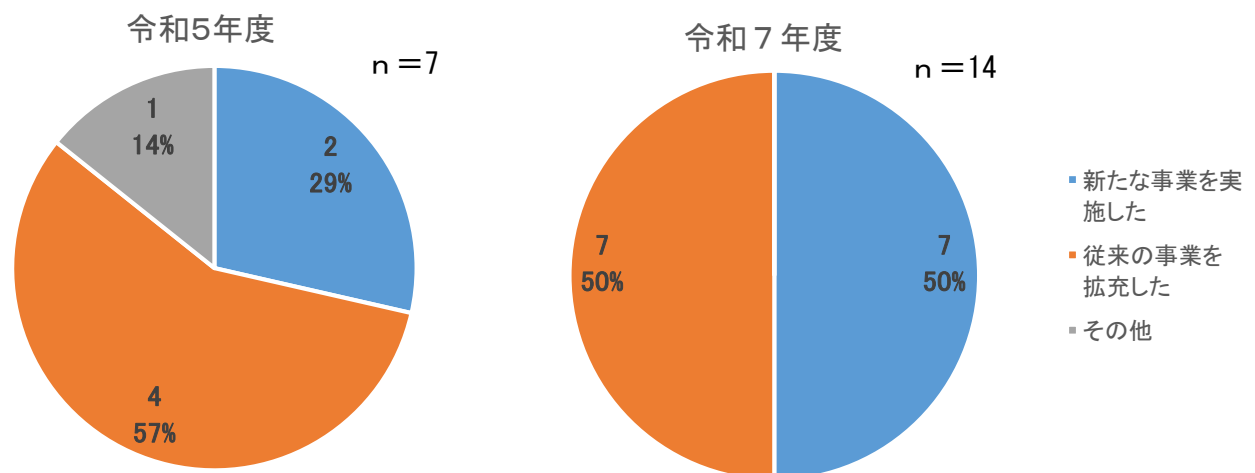
問1. 団体名、回答者の氏名及び連絡先を記入してください。

② 令和3年度まちづくり総合交付金の制度改正に対する評価について

問2. 高齢化加算を新設した（活動費が増えた）ことで、事業や活動が充実した等の変化がありましたか。（○は1つ） ※問2は、高齢化加算に該当する団体のみ回答



問3. どのような変化があったかを教えてください。（○は1つ）



〈新たな事業〉

【浜田】

- ・自治会館開放日を設け、子供や高齢者を集めて交流会

【金城】

- ・福祉・防犯見守り活動、高齢者等交通対策事業。

【旭】

- ・高齢者に娯楽を提供しようと、年に3回「映画上映会」実施している。

【弥栄】

- ・みんなで健康チャレンジ（なごみ部会）。

【三隅】

- ・いのまる広場、シニア食堂。
- ・若い人の意見を取り入れたり、担い手不足を解消するために若手部会「エンジョイ・アップ」を立ち上げた。
- ・あいのりタクシー等運行支援事業を活用した買い物支援を実施（利用者負担金の補助）。

〈拡充事業〉

【浜田】

- ・地区の環境活動に補填できた。
- ・サロン活動
- ・各町内への配分額を増額した。
- ・健康教室、防災訓練（参加者に景品）。
- ・地区の高齢化で草刈りが困難な地区にチェーンソーを購入し、作業の効率化を図った。

【金城】

- ・盆踊り、敬老会、運動会、文化祭。

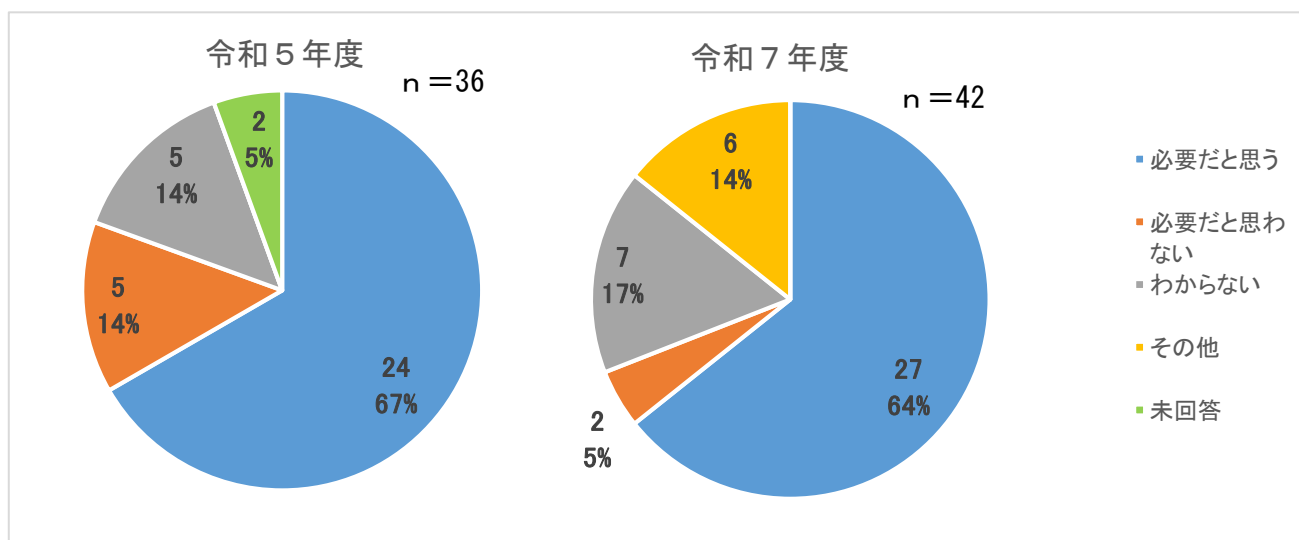
【旭】

- ・ほたる祭り開催にあたり、県大生の協力を得て、今まで以上の成果を得た。

【三隅】

- ・ふれあいスポーツ交流会で高齢者が誰でもできるような種目を選んだ。

問4. 今後も高齢化加算が必要だと思いますか。（〇は1つ）



〈その他の意見〉

【浜田】

- ・今年度、まちづくり委員会を設置したため、そこまで活動をしていないので回答できない。
- ・高齢化加算はあっても良いが、予算がわずかに増えることが担い手不足に対する問題解決にはならないのではと思います。

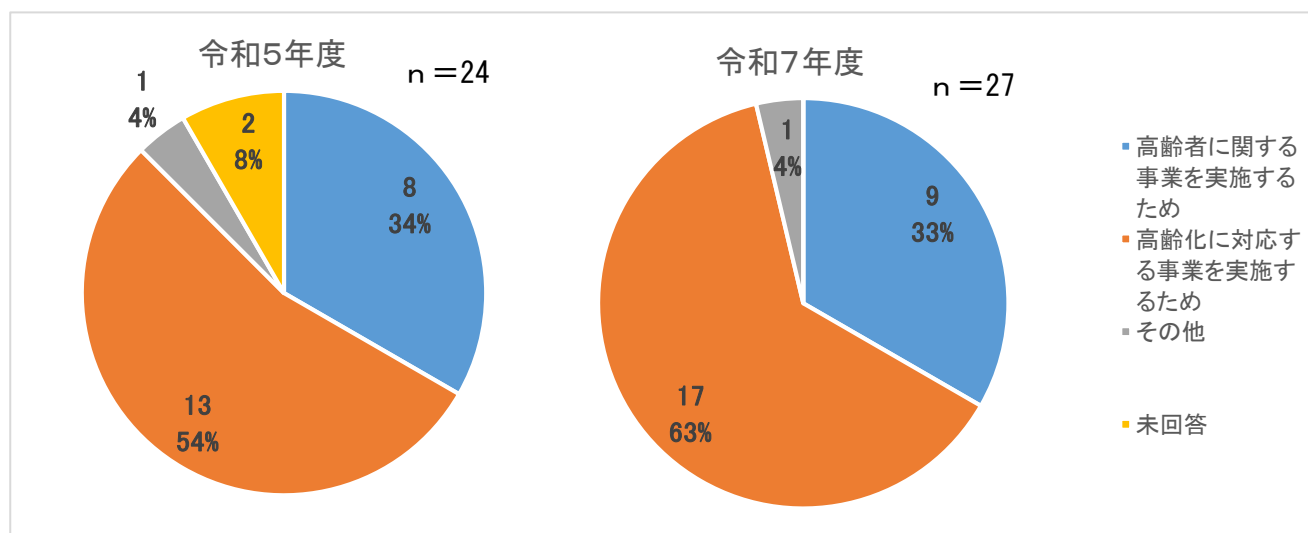
【金城】

- ・当地域など高齢化率が高い地域は加算してもらえることは大変ありがたい。

【三隅】

- ・高齢化率が上がっていくため、財政上対応できるのか。

問5. 必要だと思う理由を教えてください。(〇は1つ)

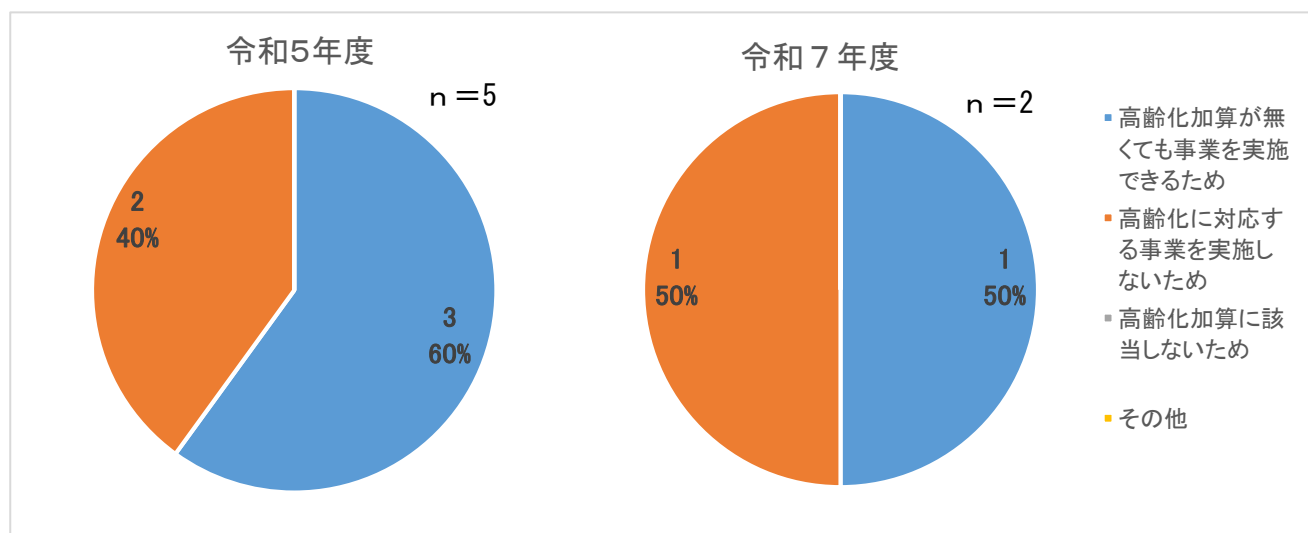


〈その他の意見〉

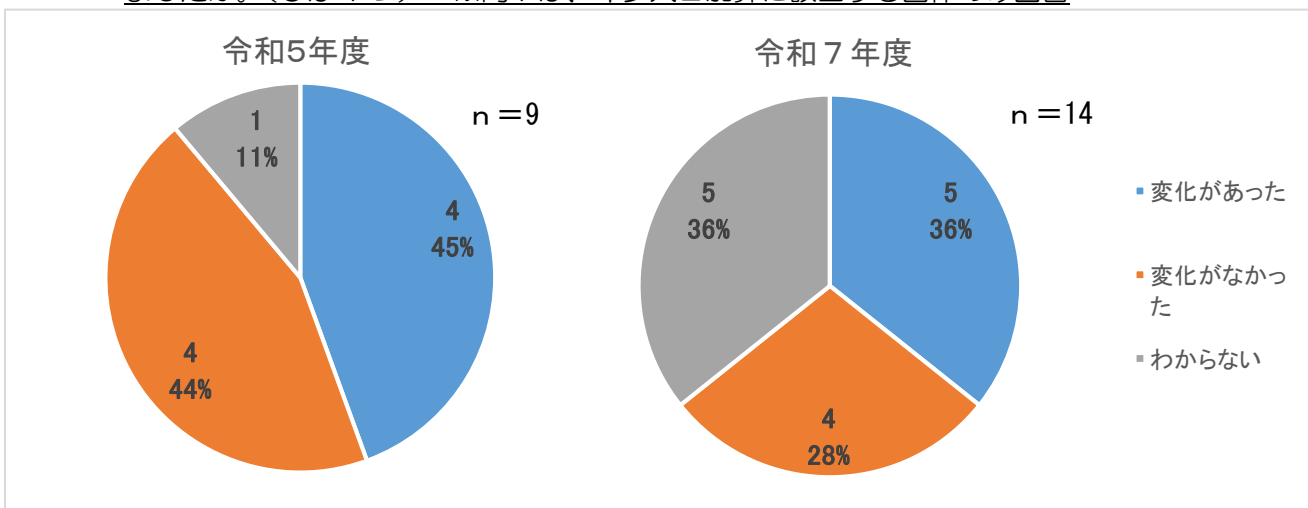
【旭】

- ・人口減等で交付金減少が考えられる中で収入を維持するため。

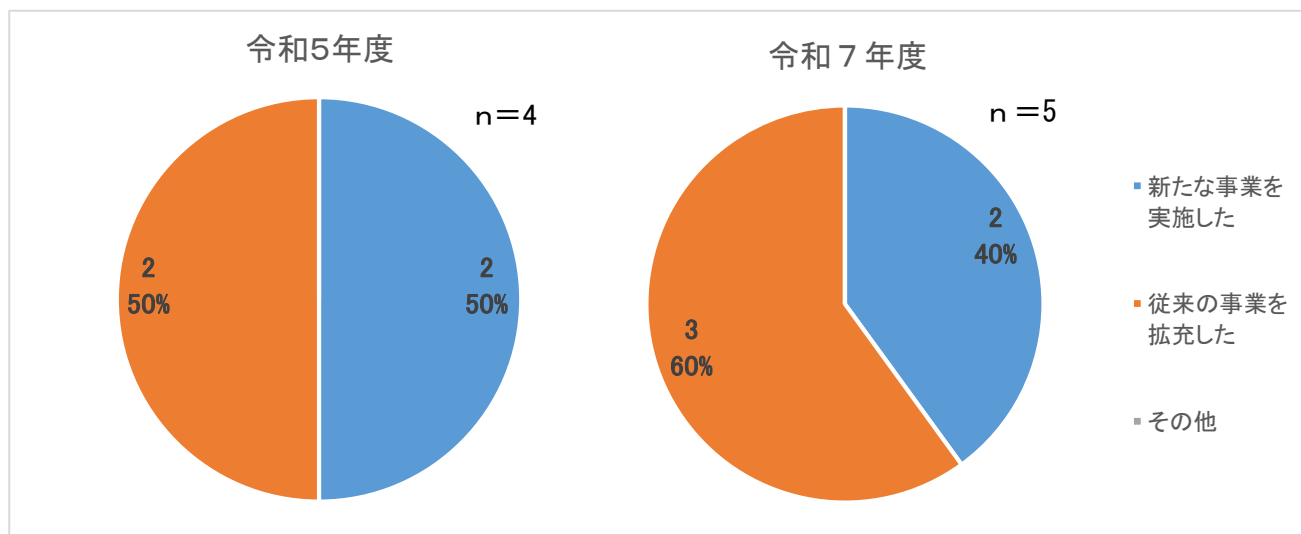
問6. 必要だと思わない理由を教えてください。(〇は1つ)



問7. 年少人口加算を新設した(活動費が増えた)ことで、事業や活動が充実した等の変化がありましたか。(〇は1つ) ※問7は、年少人口加算に該当する団体のみ回答



問8. どのような変化があったかを教えてください。(〇は1つ)



〈新たな事業〉

【浜田】

- ・ 昔の遊具を使っの多世代間交流事業（風揚げ、竹馬、竹とんぼ、竹ぽっくり）。

【旭】

- ・ 子どもの「やってみたい」を実現する”子どもチャレンジ事業”。

〈拡充事業〉

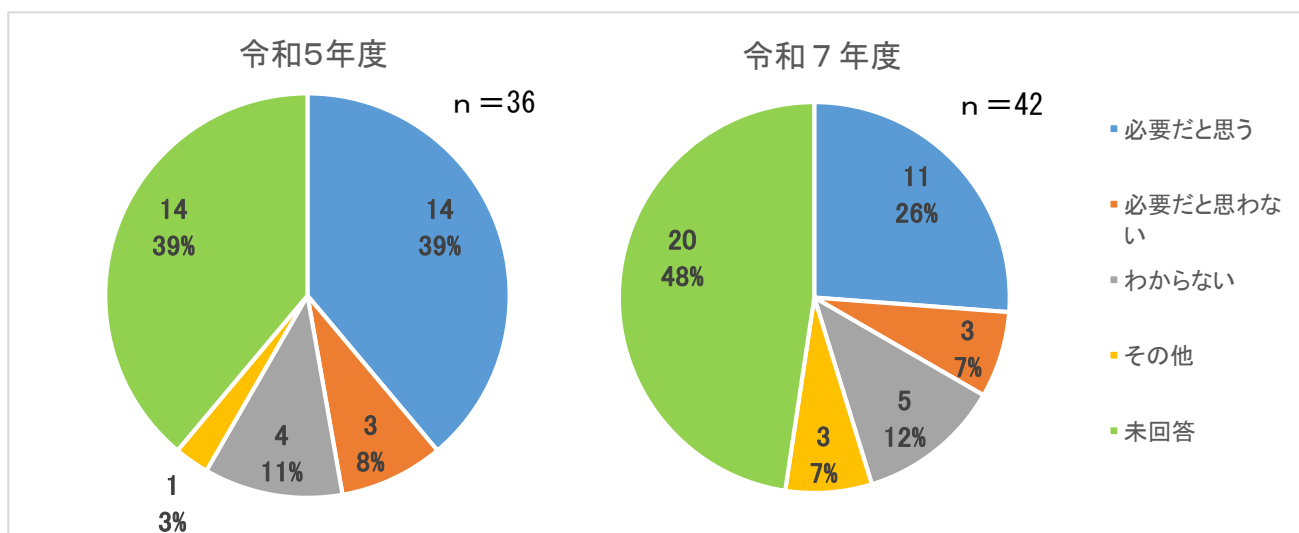
【浜田】

- ・ 今までは、年度末に進級祝いを配布していただけたが、活動費が増えて、子供会にも配布できるようになり、子供会単独でイベントを実施している。
- ・ 子供会への助成金を増すことで町内会活動との連携が取りやすくなった。

【三隅】

- ・ 子供会を中心とした事業を拡充した。

問9. 今後も年少人口加算が必要だと思いますか。(〇は1つ)



〈その他の意見〉

【浜田】

- ・年少人口の絶対数が少ない。

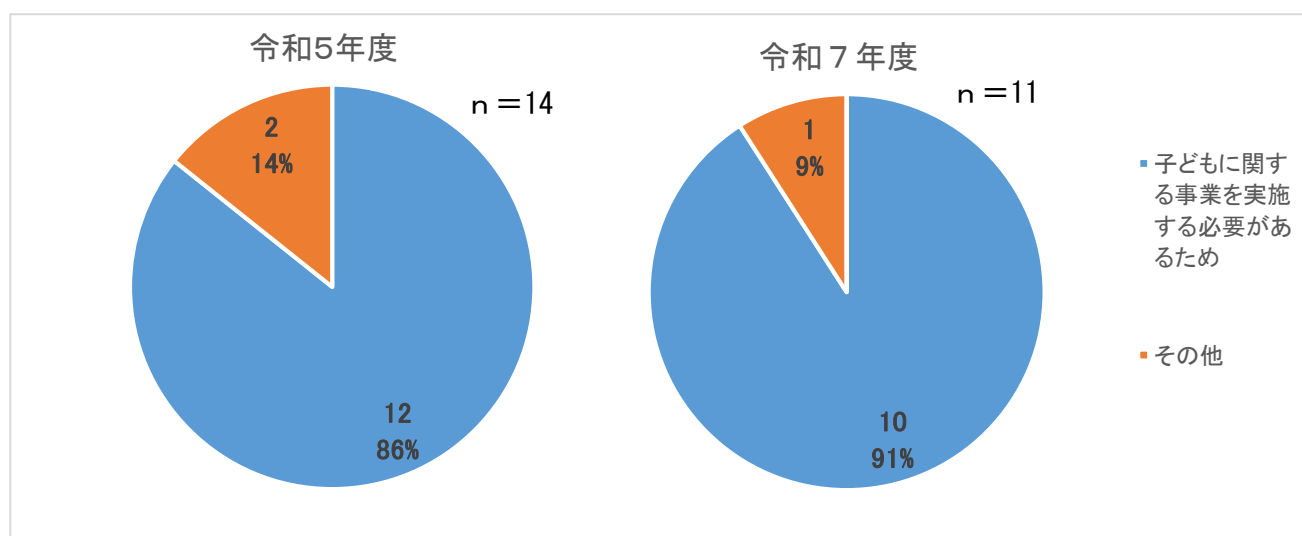
【金城】

- ・当地域では年少人口加算はされていない。しかし、子育て世帯への活動を充実させたいが予算がないのが現状です。加算されていない地域にも、用途限定での助成金もしくは加算金があれば助かります。

【三隅】

- ・加算額が基礎額の10%は大きいのではないか。

問10. 必要だと思う理由を教えてください。(〇は1つ)

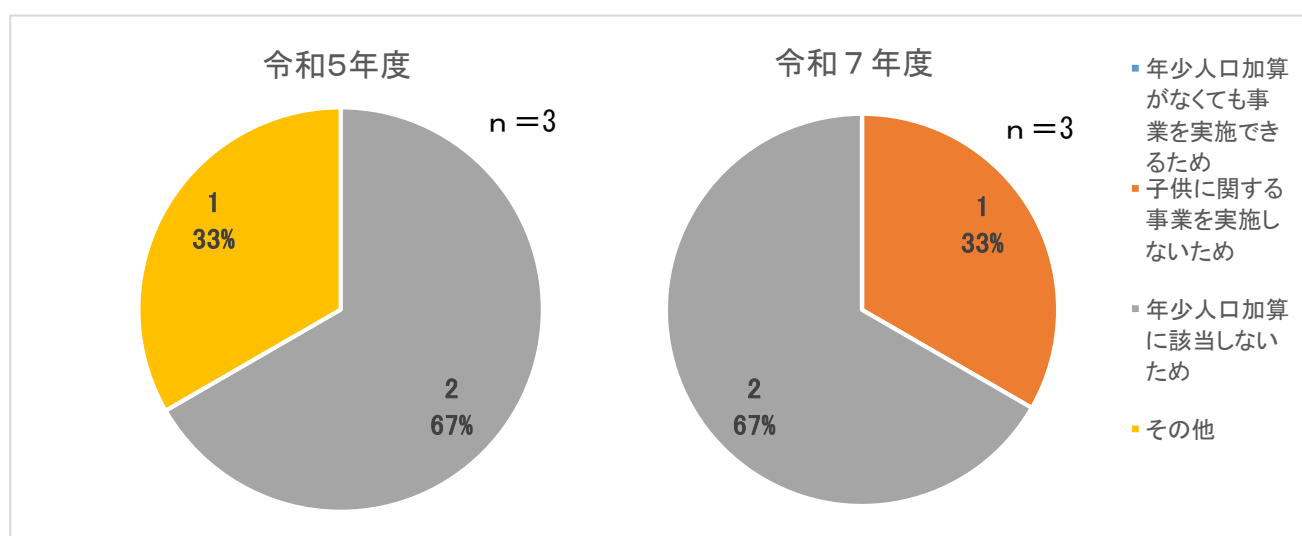


〈その他の意見〉

【浜田】

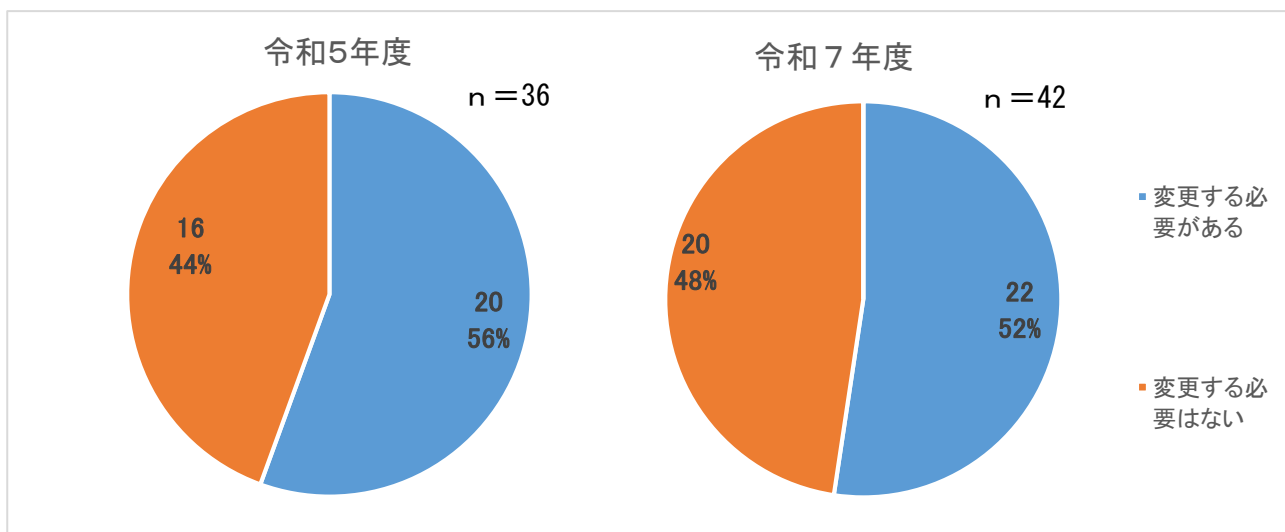
- ・無いよりはある方が良い。

問11. 必要だと思わない理由を教えてください。(〇は1つ)

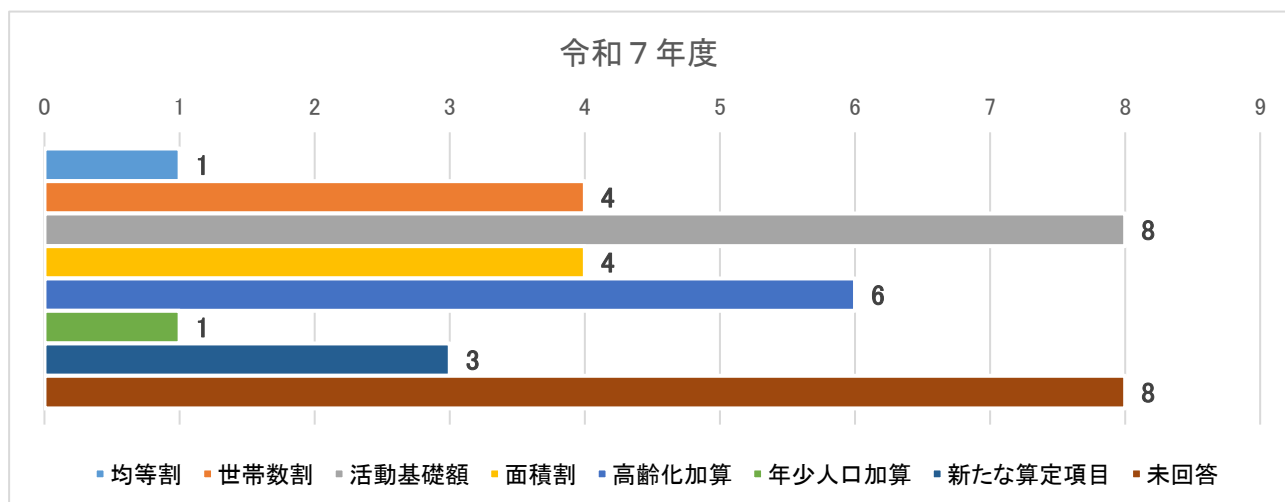
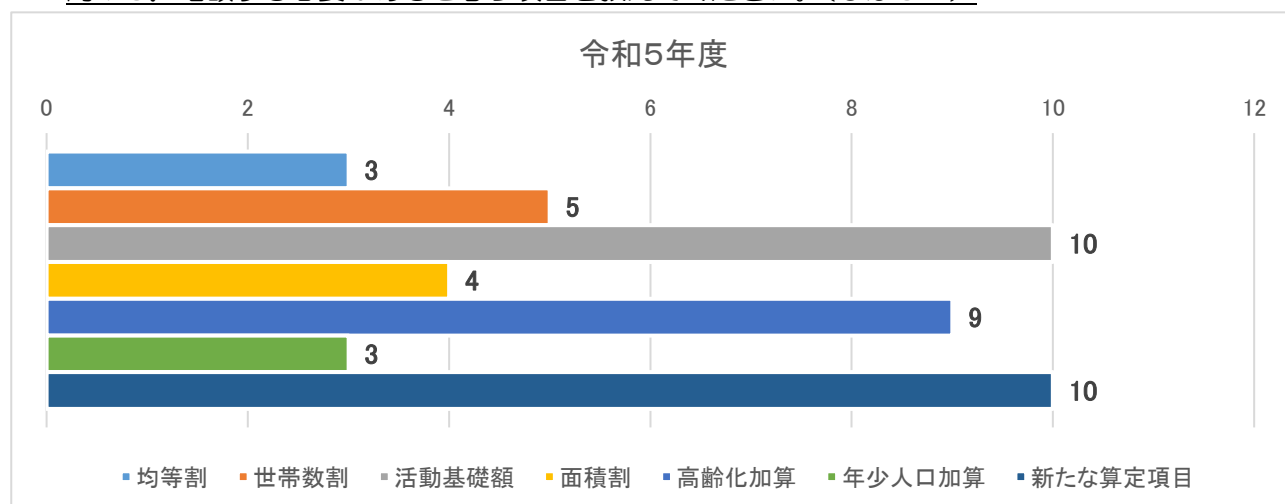


③ 交付金の算定項目について

問12. 地域の実情に応じた算定を行うために、算定方法を変更（単価の見直しや算定項目の追加及び削除等）する必要があると思いますか。（〇は1つ）



問13. 増額する必要があると思う項目を教えてください。（〇は3つ）



〈その他の意見〉

【浜田】

・〔新たな算定項目〕 年少人口加算を変更〔理由〕 回答なし

【金城】

- ・〔新たな算定項目〕 事業実績加算〔理由〕 多くのまちづくり事業を実施しても算定されていない。

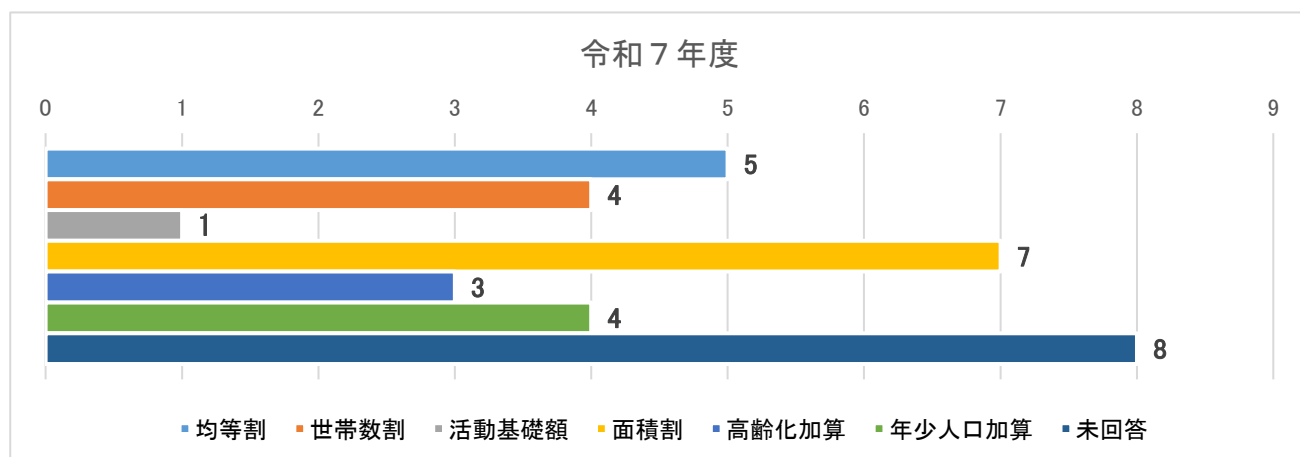
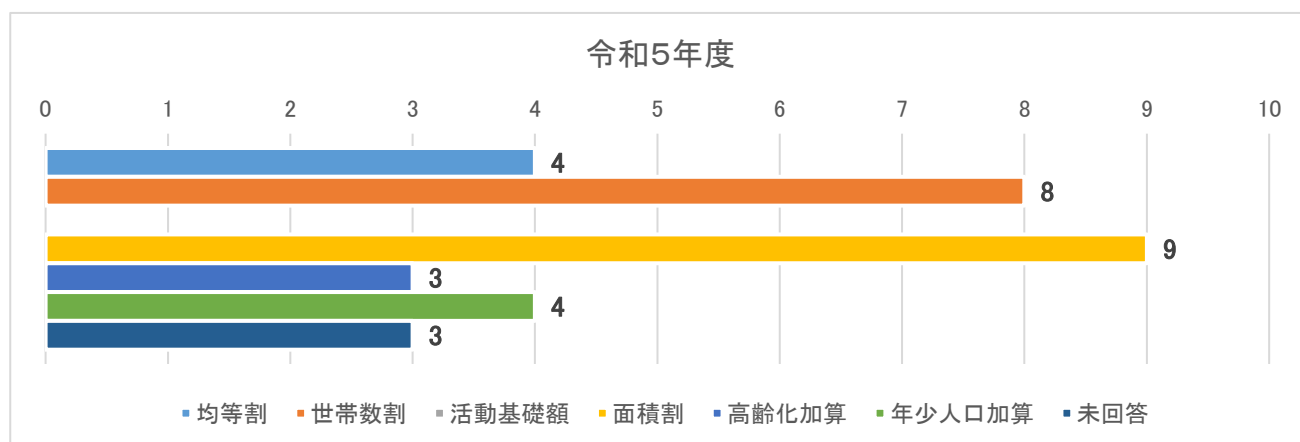
【旭】

- ・〔新たな算定項目〕 世帯割と面積割の間で調整するような算定方式〔理由〕 人口は減少する中、自然景観の維持などに関する負担は増えていくから。
- ・〔新たな算定項目〕 寒冷地加算や塩害地加算 等〔理由〕 気象条件や地域条件により、必要な資金が異なるため

【三隅】

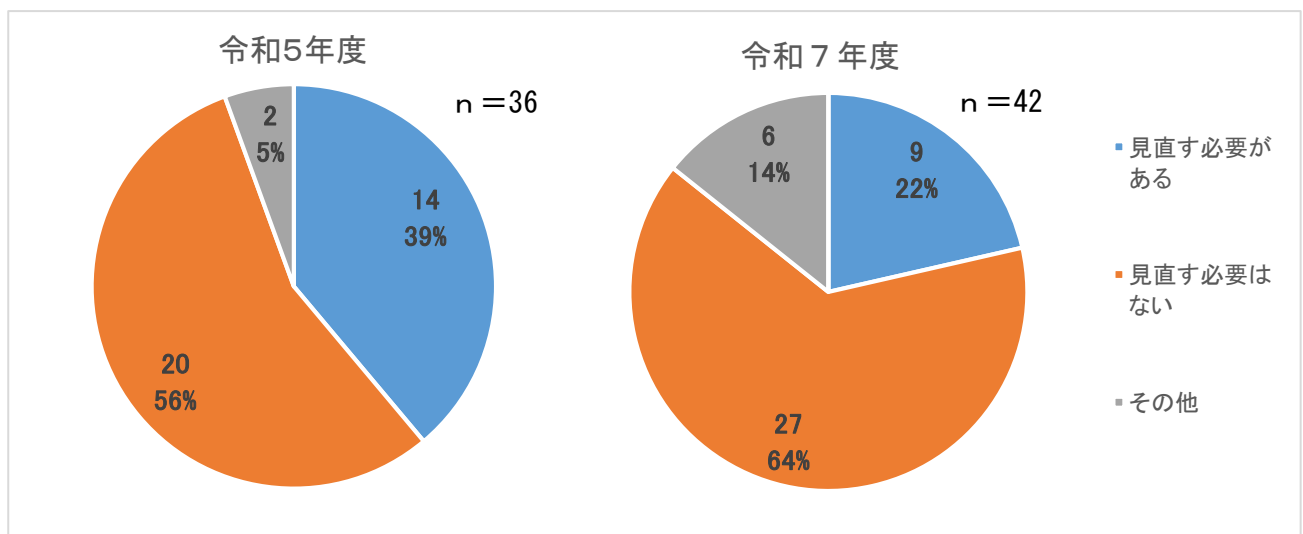
- ・〔新たな算定項目〕 町内単価 20,000 円を人口一人当たり単価 500 円に〔理由〕 町内人口のばらつきが大きく、公平でない。

問 1 4. 問 1 3 の増額を行うための財源として、減額する項目を教えてください。(〇は3つ)



④ 対象経費における上限額の設定について

問15. 備品購入の上限額を見直す必要がありますか。(〇は1つ)



〈その他の意見〉

【浜田】

- ・防災系の備品購入。
- ・本当に必要なものがあれば上限を見直すべきだが、そうでなければ見直す必要はないと思うが、規模によって差があるのでは？。
- ・上限額の備品購入がないのでわからない。
- ・何があるかわからないのでプラスしてもらえればうれしい。
- ・特に具体的な要望が出ていない。

【金城】

- ・見直す必要があるが具体的にはわからない。

○見直す場合の希望上限額と想定される備品類

【浜田】

- ・〔希望上限額〕 300,000 円〔想定される備品類〕 エアコン
- ・〔希望上限額〕 500,000 円〔想定される備品類〕 テントなど
- ・〔希望上限額〕 1,000,000 円〔想定される備品類〕 防災備品の収納庫

【金城】

- ・〔希望上限額〕 300,000 円～500,000 円〔想定される備品類〕 パソコン・プリンター等の購入費及びネット環境整備費用
- ・〔希望上限額〕 300,000 円〔想定される備品類〕 冷蔵庫や避難所備品
- ・〔希望上限額〕 600,000 円〔想定される備品類〕 カンショつる切り機

【旭】

- ・〔希望上限額〕 500,000 円〔想定される備品類〕 空調器等

【三隅】

- ・〔希望上限額〕 300,000 円〔想定される備品類〕 回答なし
- ・〔希望上限額〕 350,000 円〔想定される備品類〕 焼き芋機

○回答した理由を記入してください。（自由記述）

見直す必要がある

【浜田】

- ・本地区の世帯数がかなりあるので、世帯数の少ない地区と同等の金額の制限では活動が制限を受けやすい。また物価も上がってきており見直しをお願いしたい。
- ・まちづくり委員会の運営上必要な備品（麻雀台、拡声器等）を収納する場所が無く石見まちづくりセンターに収納してもらっているが狭く、困難なため備品庫が必要。

【金城】

- ・冷蔵庫等少し大きい物は 20 万円を超すため。
- ・今福地域においては、農福連携を推進しているが、事業従事者の労力の低減を図るためにも、備品の上限額を上げてもらいたい。

【旭】

- ・異常気象のため、施設館内の気温上昇を防ぐため。（利用時）空調器等で温度調整したいため。

【三隅】

- ・物価高。
- ・8年前に『焼き芋機』を購入したが、当時は20万円以下の価格だった。同様の『焼き芋機』が現在は30万円を超えている。

見直す必要がない

【浜田】

- ・地域づくり振興事業を利用する。
- ・上限枠を設けてあっても不都合は感じないので。
- ・今のままでよい。
- ・現状でよい。
- ・偏った交付金の使用を避けたいから。
- ・20 万円以上の高価な品物は、購入の予定がないから。限られた財源だから、平等に使うことが望ましい。
- ・今の上限で良いと考えるから。
- ・現時点では必要な備品類が無いため。
- ・現状で支障が無いため。
- ・補助金をあてにして事業をしているわけではないし、どうしても必要なら自治会で補填を考えている。
- ・今のところ予定なし。

【旭】

- ・適正。

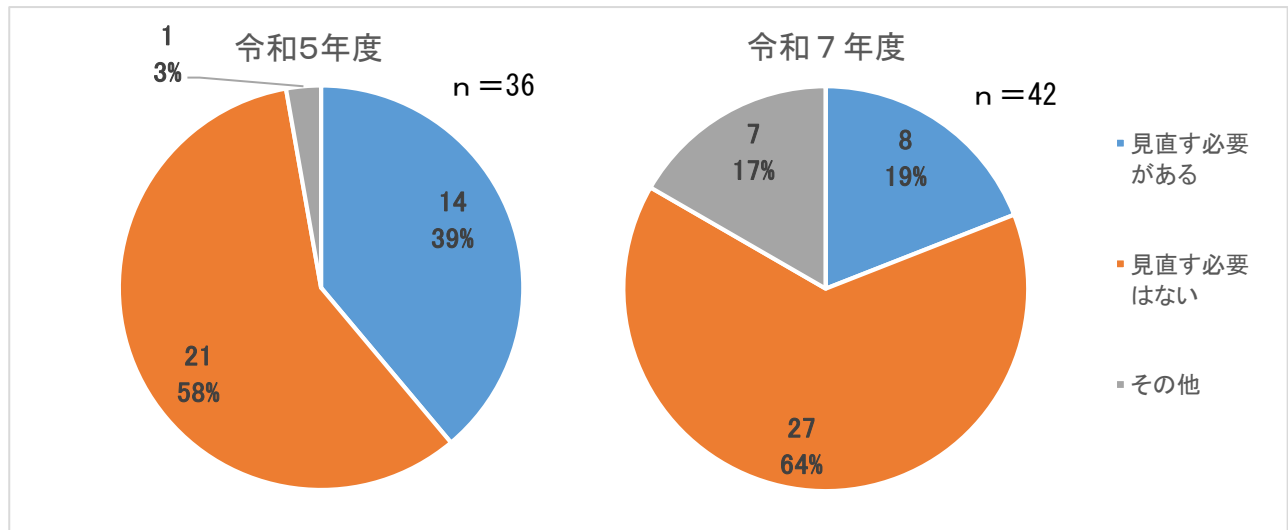
【弥栄】

- ・特別な理由があれば本庁と協議ができる。

【三隅】

- ・不都合がないため。
- ・高額な備品が必要なら別の事業を申請すべき。

問16. 工事等の上限額を見直す必要がありますか。(〇は1つ)



〈その他の意見〉

【浜田】

- ・工事の予定は無いので。
- ・委員会の規模によって違うのではないか。
- ・上限額の工事等をしないのでわからない。
- ・まちづくりに関した工事について具体的な事を思いつかず現在の上限が適切かどうか分からない。
- ・現在具体的な事例がない。

【金城】

- ・見直す必要があるが具体的にはわからない。

【旭】

- ・地域ごとの裁量で扱える枠の設定。

〇見直す場合の希望上限額と想定される工事等

【浜田】

- ・〔希望上限額〕 1,000,000 円〔想定される工事等〕 倉庫など
- ・〔希望上限額〕 2,000,000 円〔想定される工事等〕 小規模公園など、住民が集う憩いの広場整備
- ・〔希望上限額〕 2,000,000 円〔想定される工事等〕 危険箇所など早急に処置がいるもの
- ・〔希望上限額〕 1,000,000 円〔想定される工事等〕 集会所改修工事

【金城】

- ・〔希望上限額〕 2,000,000 円〔想定される工事等〕 倉庫・物置
- ・〔希望上限額〕 1,000,000 円〔想定される工事等〕 倉庫の新設や解体費用

【三隅】

- ・〔希望上限額〕 1,000,000 円〔想定される工事等〕 冷暖房設備
- ・〔希望上限額〕 1,000,000 円〔想定される工事等〕 物置の設置

〇回答した理由を記入してください。(自由記述)

見直す必要がある

【浜田】

- ・活動拠点が無いので、備品を置く場所が制限されている。

- 他の対策補助金もあるので必要ないかもしれませんが、交付対象等に当てはまらないものもあり、そうした場合の資金。
- 物価高騰など世情を踏まえて。

【金城】

- 必要備品は増えますが、保管スペースが不足し、60万円では非常に小さなものしか設置できないため。
- 物価高騰に伴い工事費用の見直しを希望（まちづく総合交付金課題解決特別事業を含む）。

【三隅】

- イベント等で利活用する体育館が古く、夏は今後増々暑くなり冬は寒くてストーブをいくつも設置している状況。
- グラウンドの有効利用を図るため、グラウンドで利用するレクリエーション用具や草刈り機等の整備器具を収納するスペースを作りたい。

見直す必要がない

【浜田】

- 計画がない。事務局として各団体、各町内の状況を把握していない。
- 工事をする事がないので、実感がわからない。
- 偏った交付金の使用を避けたいから。
- 上限額がある以上、それなりに利用させて頂くしかないと思うから。金額は妥当だと思う。
- 町内単位でできる工事とはどのような工事かわからない。100～200万も工事なら申請をして市単位で工事がよいのでは。
- 現時点では工事の予定が無いため。
- 現状で支障が無いため。
- 補助金をあてにして事業をしているわけではないし、どうしても必要なら自治会で補填を考えている。

【金城】

- 他の市の助成金を使用すれば良い。

【旭】

- 適正。

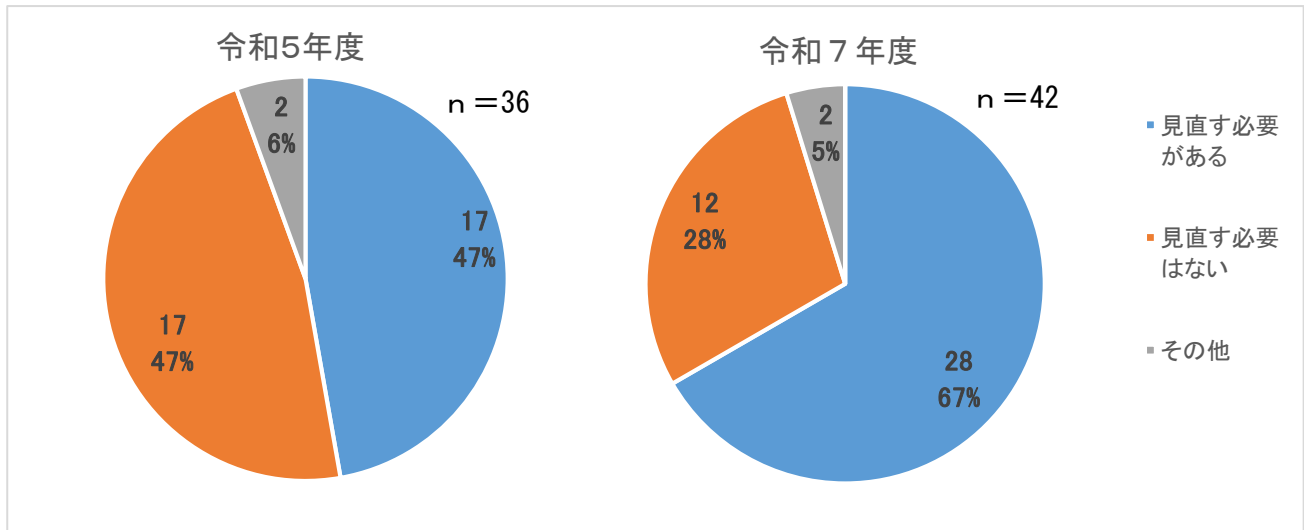
【弥栄】

- 必要な理由があれば本庁と協議ができる。今まで工事に当たる事業を実施したことはない。

【三隅】

- 不都合がないため。
- 該当がないのでわからない
- 工事等の予定はない。

問 17. 食糧費の上限額を見直す必要がありますか。(〇は 1 つ)



〈その他の意見〉

【浜田】

- ・物価高騰のため、一人当たり 1,000 円では厳しいと感じる所もあるが、不明瞭な部分も大きいと思うので 1,000 円が妥当と思うこともある。

【金城】

- ・見直す必要があるが具体的にはわからない。

○見直す場合の希望上限額と理由

【浜田】

- ・〔希望上限額〕 1,300 円〔理由〕 食品の値上げが影響
- ・〔希望上限額〕 2,000 円〔理由〕 行事の弁当、飲み物で 2000 円は必要
- ・〔希望上限額〕 1,200 円〔理由〕 物価の高騰を考えて
- ・〔希望上限額〕 1,100 円〔理由〕 消費税への対応のため
- ・〔希望上限額〕 2,000 円〔理由〕 回答なし
- ・〔希望上限額〕 1,500 円〔理由〕 物価の高騰で上げるべき
- ・〔希望上限額〕 2,000 円〔理由〕 敬老会等では 1,000 円の上限額では低いと思われます。
- ・〔希望上限額〕 税別 1,000 円〔理由〕 現状が目安となる金額として妥当と思えるが税別としてほしい
- ・〔希望上限額〕 1,500 円〔理由〕 食品も値上りしているし、お茶等の飲み物込みで考えると弁当代も 1,000 円までは、きついから。せめて、1,200 円以上を希望する。
- ・〔希望上限額〕 1,500 円〔理由〕 昨今の情勢を考えると消費税込みで 1000 円では足りないと思うから
- ・〔希望上限額〕 1,300 円～1,500 円〔理由〕 弁当 1 つの価格も 1000 円以内では困難
- ・〔希望上限額〕 1,500 円〔理由〕 諸物価が高騰しており、1500 円にしてほしい。
- ・〔希望上限額〕 1,500 円〔理由〕 物価高騰のため 1000 円での購入が難しいため
- ・〔希望上限額〕 1,200 円〔理由〕 物価高騰、消費税込額
- ・〔希望上限額〕 1,500 円〔理由〕 物価高騰を受け、それらを反映したものに。
- ・〔希望上限額〕 1,500 円〔理由〕 物価高騰の為。

【金城】

- ・〔希望上限額〕 1,300 円〔理由〕 食糧費等の高騰

- ・〔希望上限額〕 1,500 円〔理由〕 物価上昇分を検討して下さい。
- ・〔希望上限額〕 1,500 円〔理由〕 1000 円以下というのは現状からみても少ないと思う。贅沢をするというわけではないが、もう少し上げてほしい。
- ・〔希望上限額〕 1,500 円〔理由〕 諸物価高騰のため
【旭】
- ・〔希望上限額〕 1,200 円〔理由〕 物価高対策として
- ・〔希望上限額〕 1,500 円〔理由〕 物価高騰により見直しが必要。
- ・〔希望上限額〕 2,000 円〔理由〕 物価高で飲食費が高騰しているため
- ・〔希望上限額〕 2,000 円〔理由〕 物価上昇に伴う値上げが多いから
【三隅】
- ・〔希望上限額〕 1,500 円〔理由〕 物価の高騰
- ・〔希望上限額〕 1,500 円〔理由〕 原価の物価上昇で 1,000 円は 700 円以下の価値となっている
- ・〔希望上限額〕 1,500 円〔理由〕 物価高
- ・〔希望上限額〕 1,500 円〔理由〕 物価高騰への対応

○回答した理由を記入してください。（自由記述）

見直す必要がない

【浜田】

- ・ 交付金という財源を考えると高価な食事は必要ない。
- ・ 見合った金額のものを注文すればいいのでは。そこまで市の財源から出費は不要と思う。他に財源を使うべきである。
- ・ 現状で支障が無いため。

【旭】

- ・ 適正。

【弥栄】

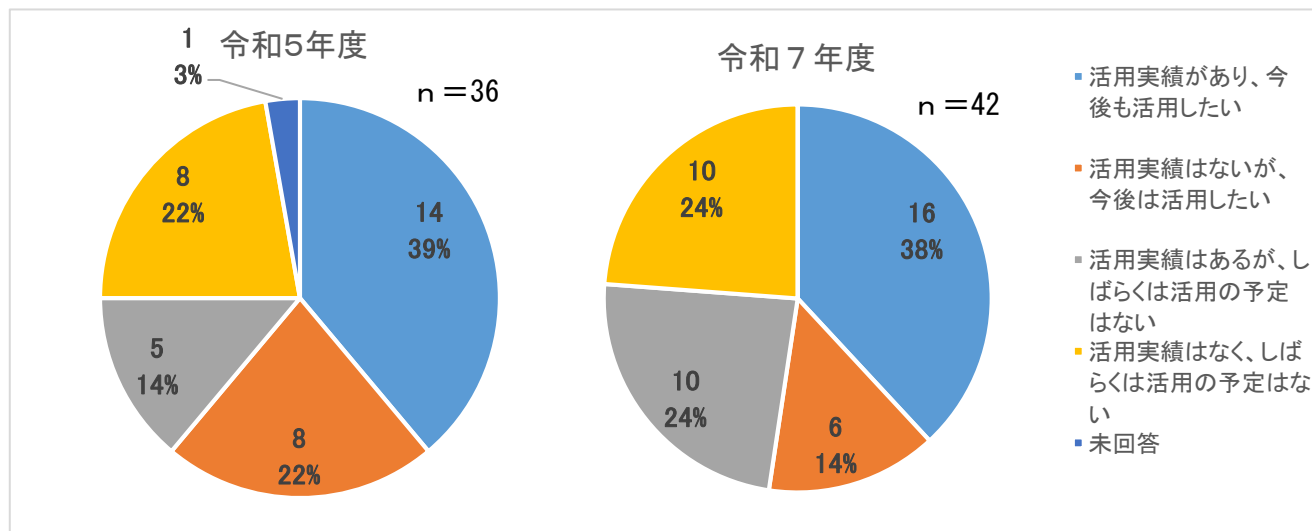
- ・ 飲食費は基本的に個人に資する部分である。食糧費 1,000 円は概ね妥当である。不足なら会費で負担するべきと思います。

【三隅】

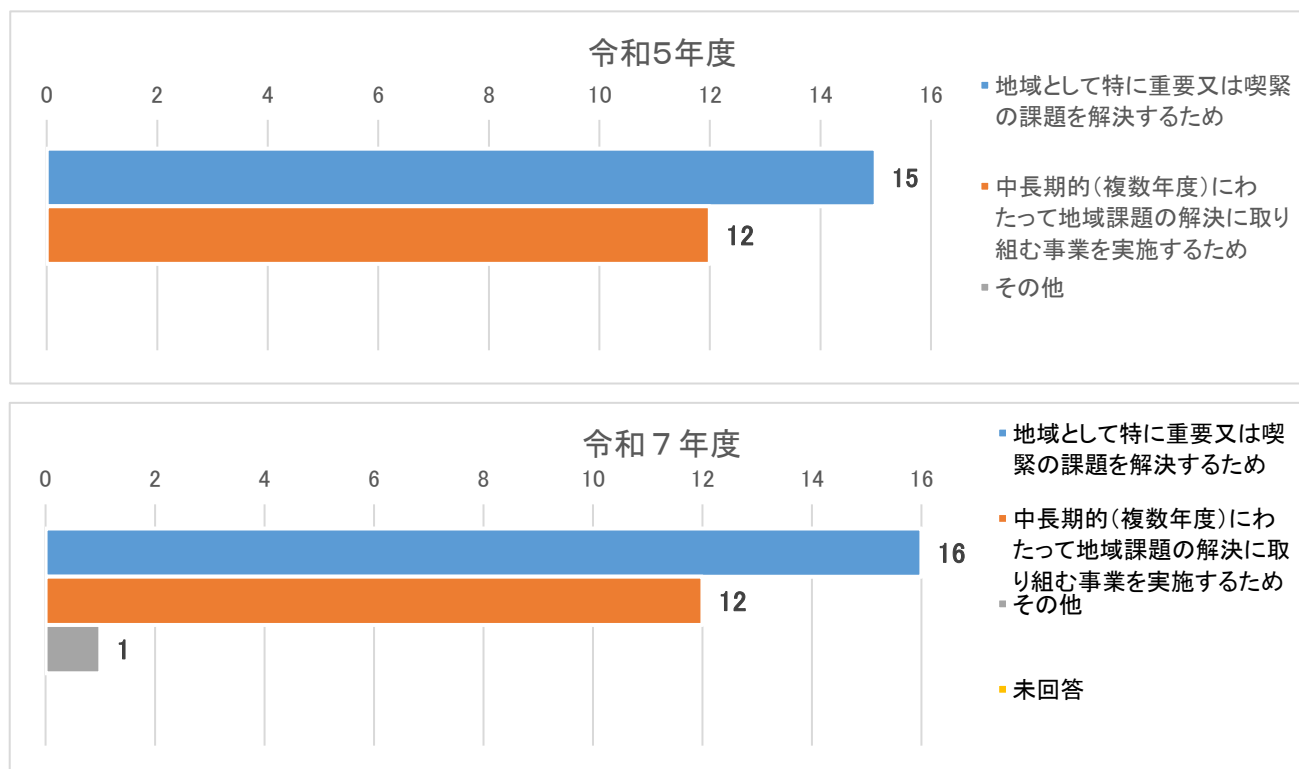
- ・ 不都合がないため。
- ・ 弁当等の価格も上昇しているが、現状のままでよい。

⑤ 課題解決特別事業について

問 18. 課題解決特別事業を活用したことがありますか。また、今後課題解決特別事業を活用する予定がありますか。(〇は 1 つ)



問 19. 課題解決特別事業を活用したい理由を教えてください。(複数回答可)

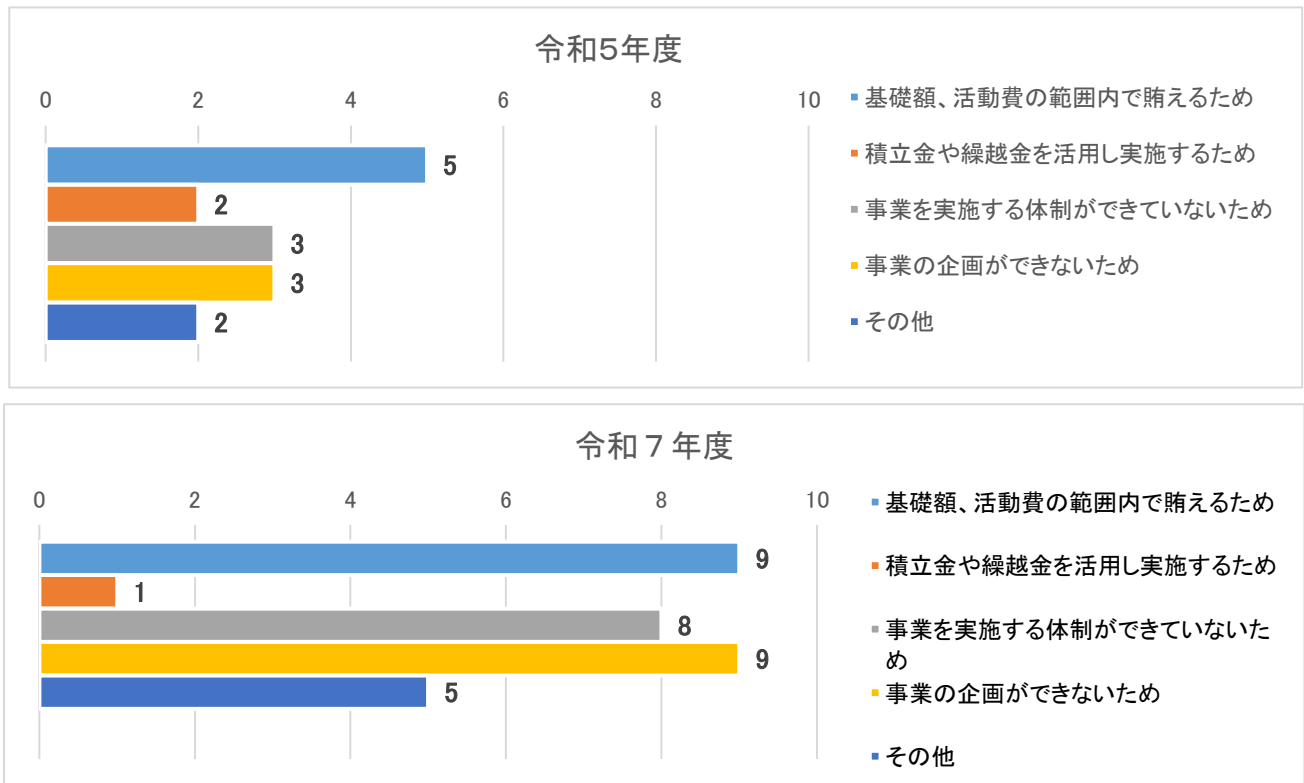


〈その他の意見〉

【浜田】

- ・まちづくり委員会としての目玉となる新規事業を実施していく。

問20. 課題解決特別事業の活用を予定していない理由を教えてください。（複数回答可）



〈その他の意見〉

【浜田】

- 課題を今のところ思いつかないから。
- 今年度発足したばかりで、組織づくりや地域への周知から進めていく必要があるから。
- 各役員の負担が増える。特に会長、経理。

【弥栄】

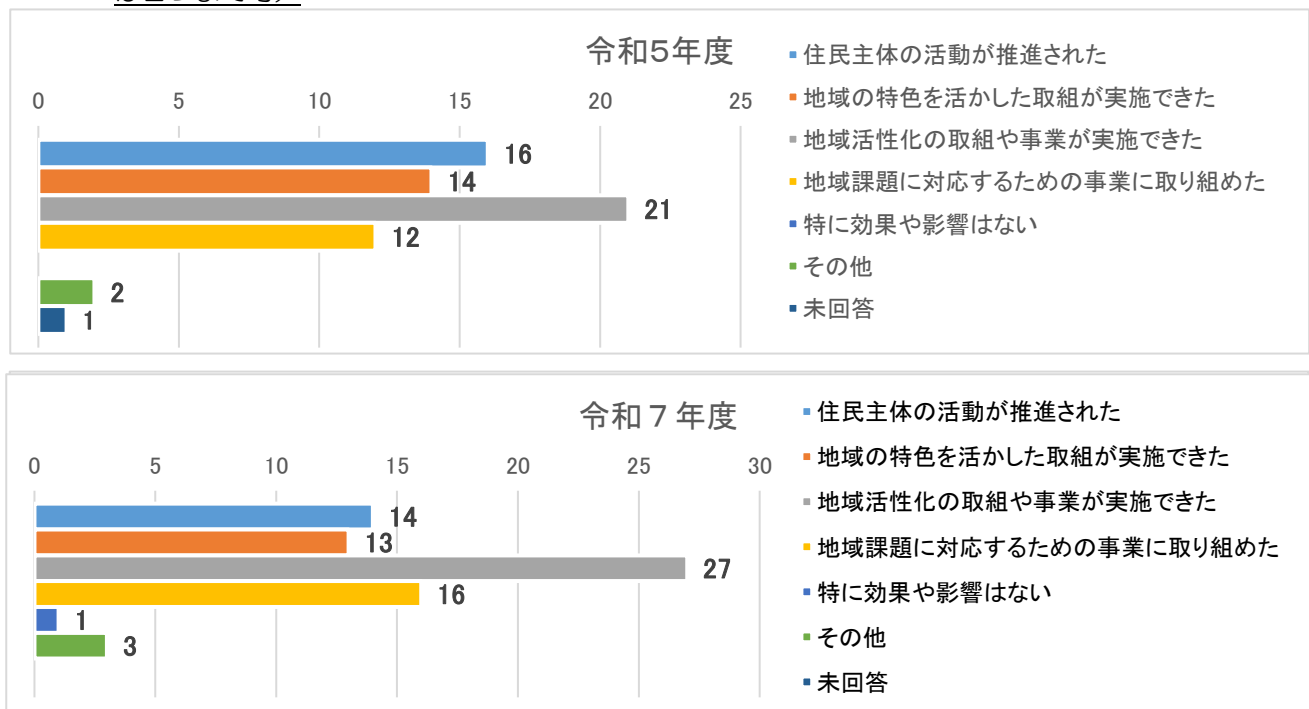
- 今の交付金で対応できている。

【三隅】

- 現状、課題解決特別事業の補助金を受けたい事業企画がないが、今後もないわけではなく必要に応じて活用したい。

⑥ 交付金を活用した取組や成果について

問2 1. 交付金事業によって、地域や貴団体に対してどのような効果や影響があったと思いますか。(〇は2つまで可)

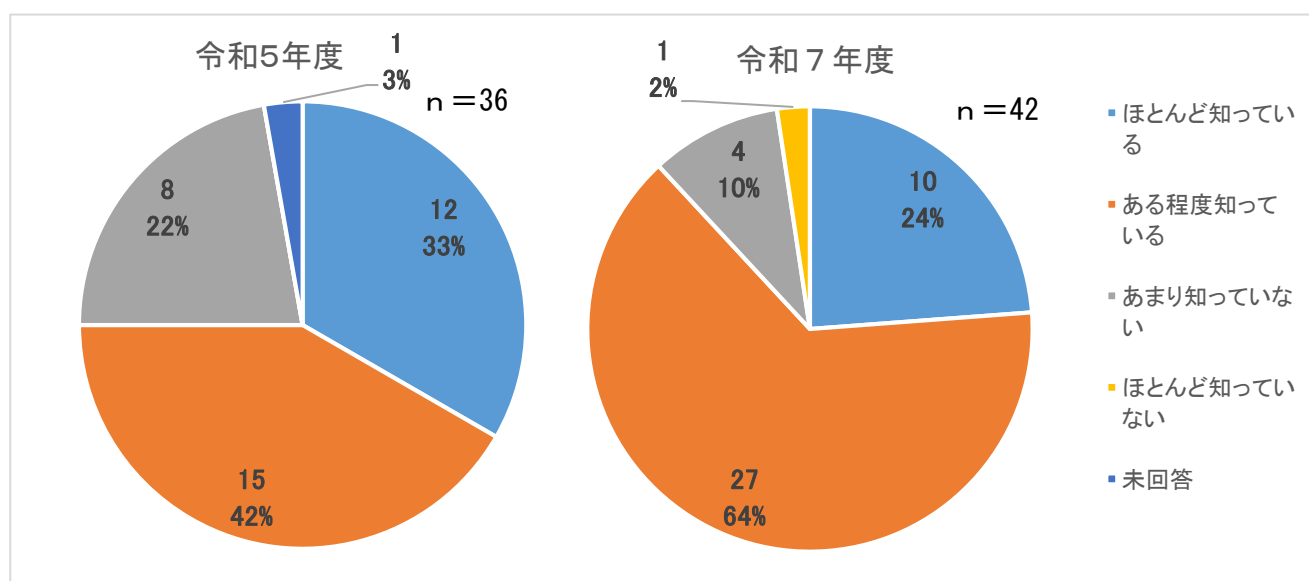


〈その他の意見〉

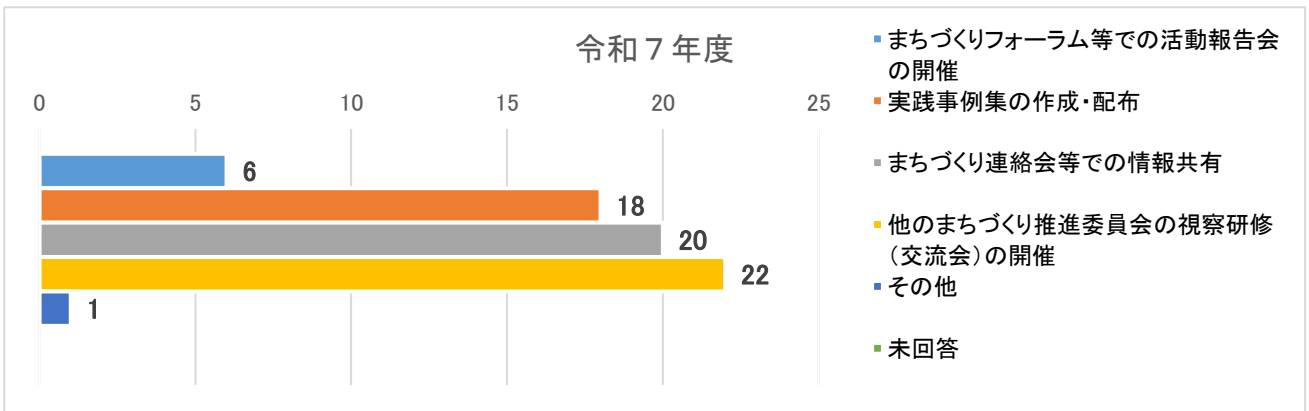
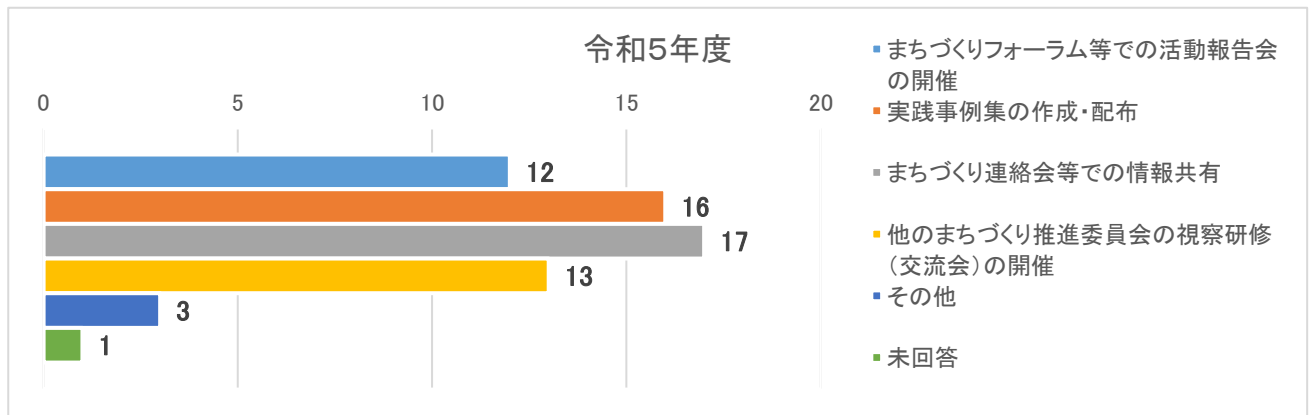
【浜田】

- ・今年度発足したばかりで、組織づくりや地域への周知から進めていく必要があるから。

問2 2. 貴団体のまちづくりの取り組みについて、どの程度の地域住民の方が知っていると感じますか。(〇は1つ)



問23. 交付金を活用した取組や成果を他のまちづくり団体に広げるためにはどのような方法が有効だと思いますか。(〇は2つまで可)



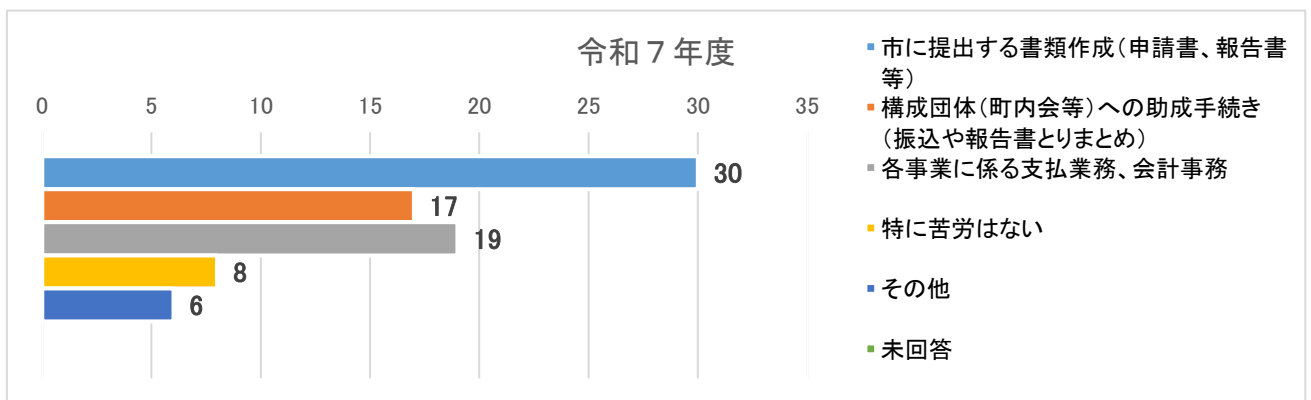
〈その他の意見〉

【弥栄】

- ・まちづくりコーディネーターの一番重要な仕事です。

⑦ その他

問24. まちづくり交付金事務について、苦勞していることがあれば教えてください。(〇は複数可)



〈その他の意見〉

【浜田】

- ・地域住民の一部にまちづくり推進委員会の取り組みが理解してもらえず活動の推進の足かせになっているようなところがあり苦慮しています。
- ・会計担当は大変です。

- ・年々求められる書類が増えている。

【金城】

- ・課題解決特別事業の締切が年2〜3回あるので、10 月末迄の締切で 2 ヶ月単位で受付を実施してもらいたい。各委員会で使用するパソコンなどは市側より貸与を検討してもらいたい。

【弥栄】

- ・交付金活用のマニュアルは承知している。各団体が様々に使われているが規定はあっても解釈はそれぞれで決算は公開されるべきである。弊害より参考となることが多いと思う。

【三隅】

- ・各自治会の会長や会計担当が変わるため、年度ごとに事務処理等について説明を実施しているが、報告書等に不備が散見される。

問25. 地区まちづくり推進委員会で、将来やってみたいことがあれば記入して下さい。(自由記述)

【浜田】

- ・将来ではないが、次世代の育成を促進する事。
- ・今年度まちづくり委員会を設置したため役員は各町内の役員ではじめています。しかし将来的には地区の様々な世代の方や外国籍の方も含め多様な方をまちづくりをすすめていきたい。まずは防災について取り組んでいきたいが、活動拠点になる場所が使用制限にかかっていることが壁になっている。
- ・基礎額については、各自治会・町内会へスライドでおろして、実際にまちづくり委員会としてつかえるのは活動費の部分だけ。その活動費も全体での取り組みはほとんどなく、各団体が活動していく資金になっていることが多く、地域住民に周知できない部分が大きい。今後、どのように全体への活動へつなげていけるのかが大きな課題となっている。
- ・若い人たちを取り込みたいが、土日の休みがある方が少ない。通常日の夜も予定を組みにくい。
- ・後野町輩出の偉人「岡本家」の小史作成。主に浜田市長 3 代 4 代 5 代の岡本俊人氏の紹介。
- ・当地区は高齢化、活動人口減少が加速度的に進んでいる。人手に限界が見えるこの先、地区の持続可能な仕組みづくりを進めたい。
- ・日頃より大変、お世話様になっております。資料の提出が、遅れたり、ギリギリだったり、お手数をかけていて、本当に申し訳ございません。田町には集会所がありません。災害時には、避難所にもなるような施設が作れたなら良いなと思っています。交付金を頂いているおかげで、各町内、各関係機関が、より活発に活動できるようになりました。感謝しております。今後とも、ご指導のほど、宜しくお願い致します。
- ・現在長沢地区の場合、30 数年公民館活動として長沢地区運動会など全体で実施しているので、まちづくり委員会として新たに実施することが困難であり共存していく事になりそう。
- ・防災防犯を推進するために顔見知りになる事業を拡大したい。今後地域活動の後継者となる人が参加できる事業、ゴルフコンペや夏まつり、新年会など。要望ですが、浜田市の一斉防災訓練に合わせて、自衛隊による緊急処置・防災食・防災浴場など市民が見てみたい、体験したいイベントを仕掛けて欲しい。
- ・当面は、特にありません。
- ・収益事業。
- ・住民参加が主体で、コミュニケーションの輪が広がり、安心安全なまちづくりが進むことを願っているのですが、企画や人材が不足している。

【金城】

- ・他地域との交流事業。
- ・スマホを活用した「自治体ライドシェア」。

【旭】

- ・空家（空き店舗）を活用したコミュニティカフェを開設し、子どもから高齢者まで気軽に立ち寄れる居場所作り。
- ・地域内の他まちづくり組織との連携。

【弥栄】

- ・弥栄では生活用品（主に食料品）を販売する店は A コープと小規模店が少しあるだけで、いづれも長期展望はない。弥栄のみらい創造会議で、道の駅風な店を展開する必要がある近い将来くると思っています。

【三隅】

- ・地域福祉に関する取組をまちづくり推進委員会で包括的に実施する仕組みづくり 民生委員の負担が多い、福祉委員の役割がはっきりしていない、地区社協が十分機能していないといった問題に対応するため、まちづくり推進委員会としてそれらの役割や機能を持つことで、事務局（まちセン）含めたチームで支援体制が取れるような仕組みを構築する 令和7年度中に運用開始を目指す。

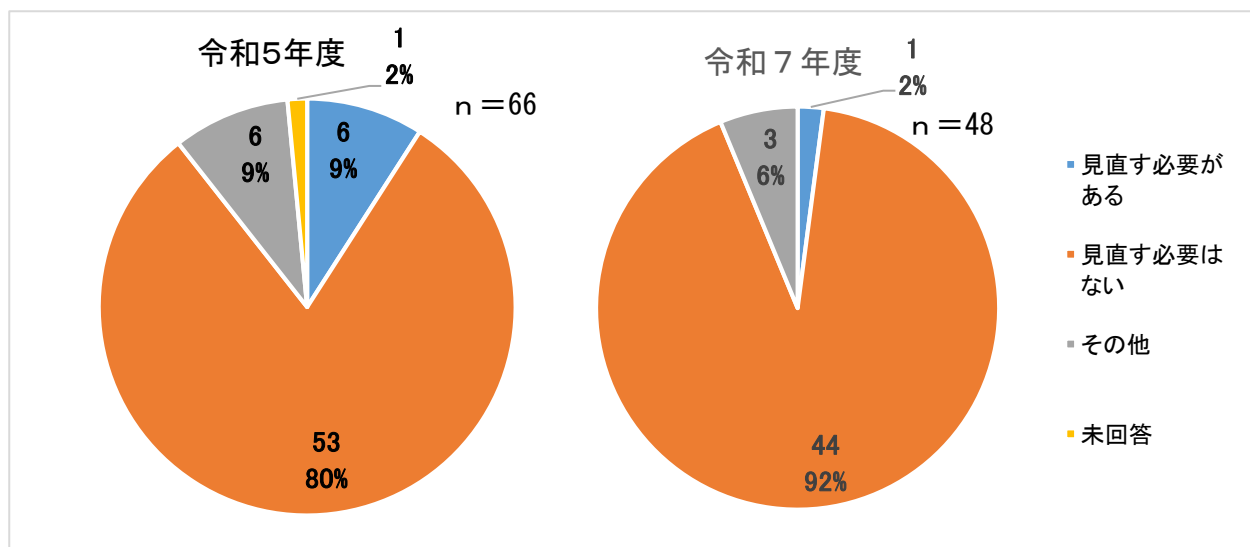
(2) 単独自治会

① 基本的事項について

問1. 団体名、回答者の氏名及び連絡先を記入してください。

② 対象経費における上限額の設定について

問2. 備品購入の上限額を見直す必要がありますか。(○は1つ)



〈その他の意見〉

- ・浜田市内というより全国的なことかもしれませんが、全ての資材物価高騰もあり、従来の予算では維持管理難しくなっています。
- ・きちんとその町内にそって査定していただければ。自治会によって状況が違うが、高齢化が進んでいるのは事実。それに似合うような備品が購入できれば良いと思う。
- ・想定される備品購入予定がない。備品定義がよくわからない。

○見直す場合の希望上限額と想定される備品類

- ・〔希望上限額〕 350,000 円〔想定される備品類〕 AED 等

○回答した理由を記入してください。(自由記述)

見直す必要がある

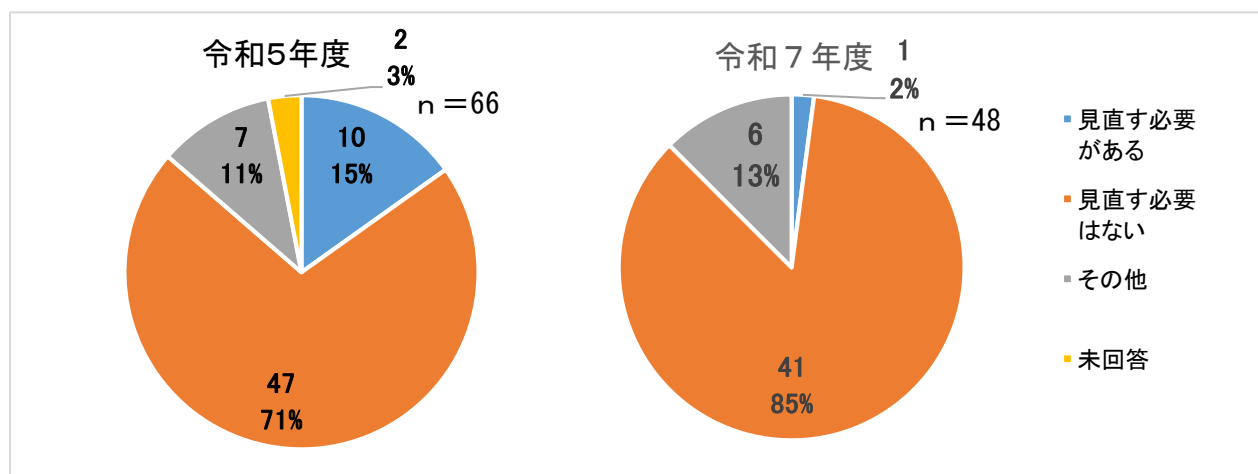
- ・希望物品の選択幅拡大に資すると思います。

見直す必要がない

- ・町内会にて置場等の管理する場所がない。パソコン等については機種等の選別が難しい。
- ・見直し議論の前に、単独会は 1/3 負担、推進委員会加入会（加入時当時）は満額であった。二重行政の極み。
- ・備品の購入の予定がない。
- ・上限以上のものに使うことがないため。
- ・今まで足りている（らしい）。
- ・町内会独自で高額備品を購入することがない。
- ・20 万円以上の備品を買ったりすることが考えられない。

- ・現在 20 万円以上の備品を購入する予定なし。
- ・市の財政が圧迫される。
- ・そんなに高額なものを現在必要としないから。
- ・備品で 20 万を超えるものがあまりない。
- ・当会としての備品購入は考えていない。
- ・高額な備品購入の予定も実績もないので。
- ・単価で 20 万以上は高すぎる買い物では？
- ・20 万円超の備品の購入予定なし。現行のままでよい。必要が生じたなら他の補助制度を活用すれば足りる。
- ・備品購入金額として充分な金額だと思う。
- ・高額な備品がなくても地域活動は出来ると考える。
- ・現状で妥当。
- ・適当な金額だと思う。
- ・備品購入については、高額な物はなかなかないと思われます。害鳥の問題もあるので、ゴミ箱（ゴミステーション）はふた付きの物に交換していく必要はある。

問3. 工事等の上限額を見直す必要がありますか。（〇は 1 つ）



〈その他の意見〉

- ・集会所そのものがなく、いざという時に話し合いの場所確保が不便で何とか費用見直ししていただきたいです。
- ・わからない。
- ・工事が今までないのでわからない。
- ・上限が上がるのが望ましい
- ・地域に危険地区がある場合、多額の工事費が必要になる。
- ・工事を行う案件がない。

○見直す場合の希望上限額と想定される工事等

- ・〔希望上限額〕 1,500,000 円〔想定される工事等〕 床張り替え、外塗装等

○回答した理由を記入してください。（自由記述）

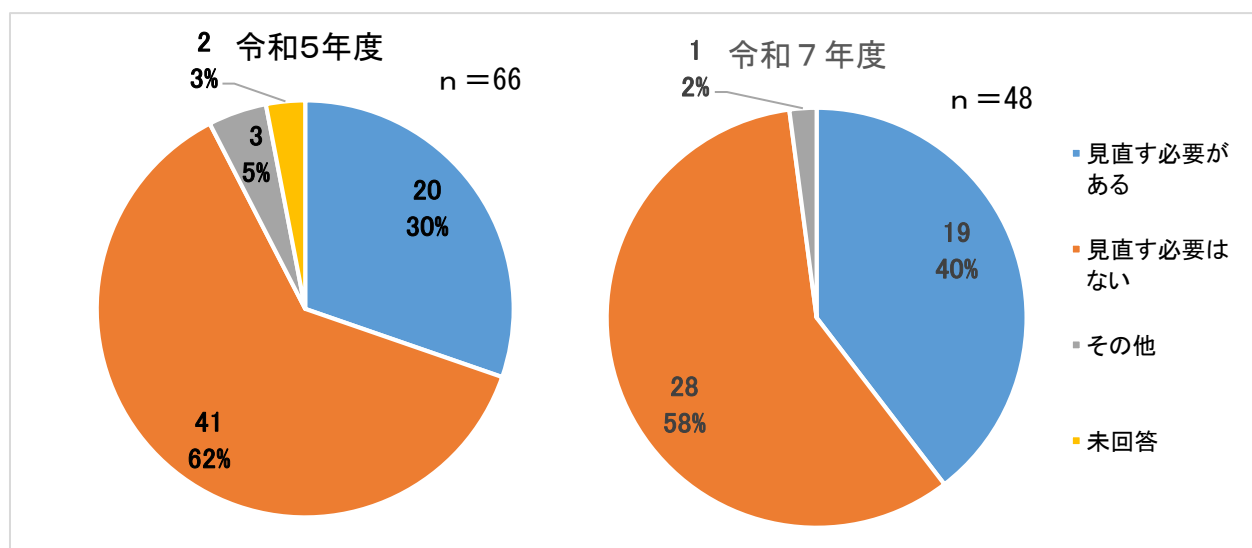
見直す必要がある

- ・物価高等により今の価格では自治会の負担が大きい。人件費も上がっているのに改正をしない自体、この問いの意味が分からない。

見直す必要がない

- ・当面工事は予定されていない。
- ・町内会には集会所等がない。
- ・予定がないため。
- ・今のところ工事の立案はない。
- ・3町内だけで高額工事を行わない。
- ・市の財政が圧迫される。
- ・現在ほしいものはないので。
- ・工事するような持ち物があまりない（公民館など）。
- ・工事を行うような規模の会ではなく、またそのような施設も所有していない。
- ・高額な工事の予定や実績がないので。
- ・特に工事を必要とする案件がないため、現行どおりでよい。
- ・今後とも、高額工事費を必要とすることはないと思われる。適切な上限と思う。
- ・工事等の費用として十分な金額だと思う。
- ・高額な工事の予想をしたが、想像がつかない。
- ・現状で妥当。
- ・対象がないためわからない。
- ・大規模な工事は今のところ必要なさそうですが、溝のブロックがやや崩れそうな箇所はある。

問4. 食糧費の上限額を見直す必要がありますか。（〇は1つ）



〈その他の意見〉

- ・どちらでも対応可能。繰越金により調整できる。

○見直す場合の希望上限額と理由

- ・（希望上限額）2,000 円（理由）敬老会等でお弁当を準備の際、物価高による。但しアルコールは絶対に不可とすること。

- ・(希望上限額) 2,000 円(理由) 物価高騰の折、食事代 1,000 円／人では持ち出しが多く、厳しいように感じる。上限引き上げ希望。
- ・(希望上限額) 2,000 円(理由) 物価上昇により自治会の負担が大きい。このご時世時代遅れ。
- ・(希望上限額) 1500 円(理由) 物価高により、購入、使用高もあがっている。
- ・(希望上限額) 1,500 円(理由) 物価高騰による。
- ・(希望上限額) 1,300 円(理由) 1 人あたり 1,000 円では少ないと思います。せめて税込みで 1,300 円にしてほしい。
- ・(希望上限額) 1,800 円(理由) 1,000 円では弁当も買わない。
- ・(希望上限額) 2,000 円(理由) 会員同士の親睦をはかるため親睦会をしたい。
- ・(希望上限額) 1,500～2,000 円(理由) ランチや定食で 1,000 円以下のものがほとんどない。飲み物も必要とする場合、2,000 円近くかかる。
- ・(希望上限額) 3,000 円程度(理由) 物価が高くなっているため。
- ・(希望上限額) 1,500 円(理由) 親睦会等の弁当も高くなっています。
- ・(希望上限額) 1 事業につきではなく、1 日につき一人当り千円(理由) 事業によっては、数日間以上の参加をお願いする場合もあるため。
- ・(希望上限額) 1,500 円(理由) 現在の物価等を考えると、上限額を引き上げる必要を感じる。
- ・(希望上限額) 2,000 円(理由) 敬老会の弁当代に使用させてもらっています。高齢化が進み、物価も上がり、対象者も増え、年に一度のくつろぎの時を過ごしてもらうために。
- ・(希望上限額) 5,000 円(理由) 忘年会弁当代助成金等で利用しようと思うと 1,000 円では不十分。
- ・(希望上限額) 2,000 円(理由) 物価高。
- ・(希望上限額) 1,500 円～2,000 円(理由) 敬老会などで会食などの行事がしたい。独り暮らしの高齢者も多く、会話をしながらの食事をさせてあげたい。1,000 円の弁当では長寿祝としては貧弱。上限以上は町内会で支出すれば良いのだが、世帯数の少ない町内会は活動費の算段も大変。
- ・(希望上限額) 2,000 円(理由) 物価も上がり、敬老会などに弁当を使う場合、1,000 円ではお祝いの弁当にならない。
- ・(希望上限額) 1,500 円(理由) 物価が上昇し、1 回 1,000 円以内での飲食が難しくなったため。

○回答した理由を記入してください。(自由記述)

見直す必要がない

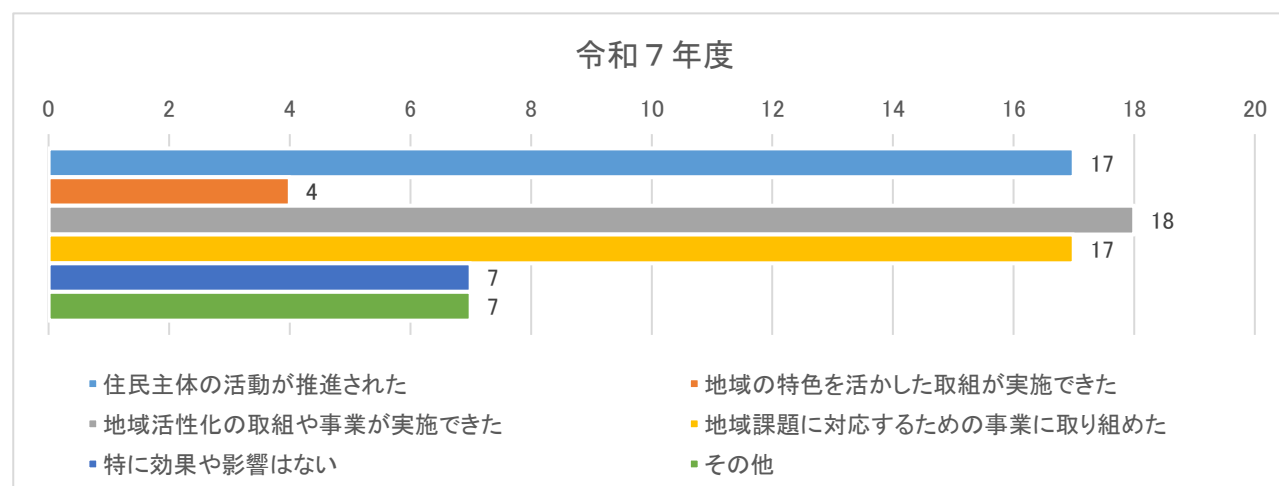
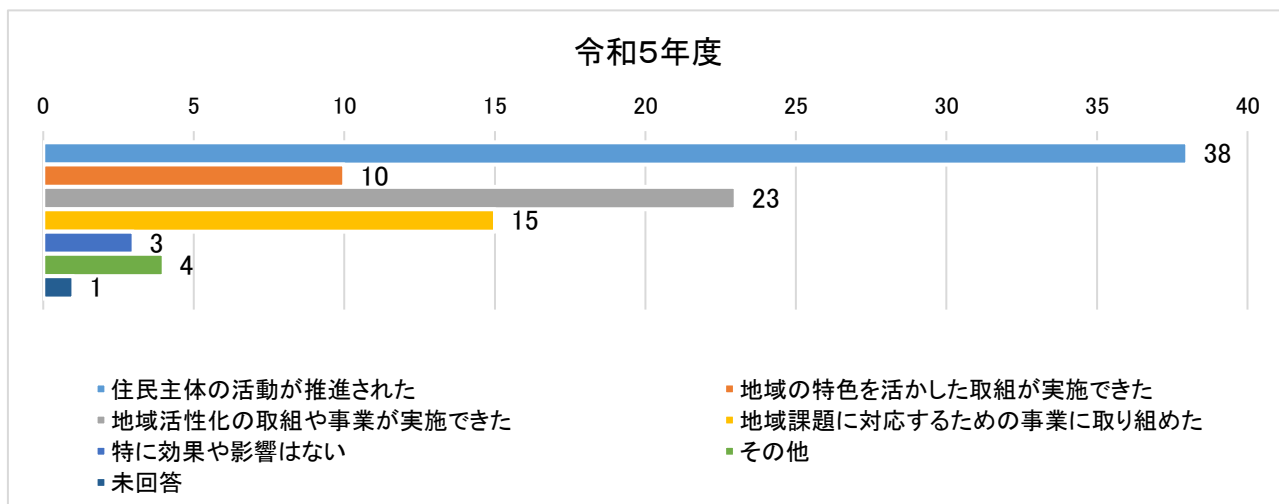
- ・活動に伴う飲食代として 1,000 円では足りないと思うが、あくまで補助と考えると妥当な金額と思う。
- ・お茶菓子程度で十分。
- ・1,000 円で充分。自分で食べるものは自分で支出すれば良い。
- ・10 数年前に子供会がなくなった。(対象となる子供がいらない) 敬老の日に対象者に 1,000 円の商品券を配布している。(集まったの食事を取りやめ)
- ・食事代としては 1,000 円程度が妥当と考える。
- ・市の財政が圧迫される。
- ・現在弁当は出していない。
- ・今のところ範囲内でやっていけているから。
- ・食糧費まで金が回らない。
- ・税金という観点から考えれば妥当と考える。

- ・現状の規定が適切と思われる。
- ・範囲内で賄えているので。

③ 交付金を活用した取組や成果について

問5. 交付金事業によって、地域や貴団体に対してどのような効果や影響があったと思いますか。

(〇は2つまで可)

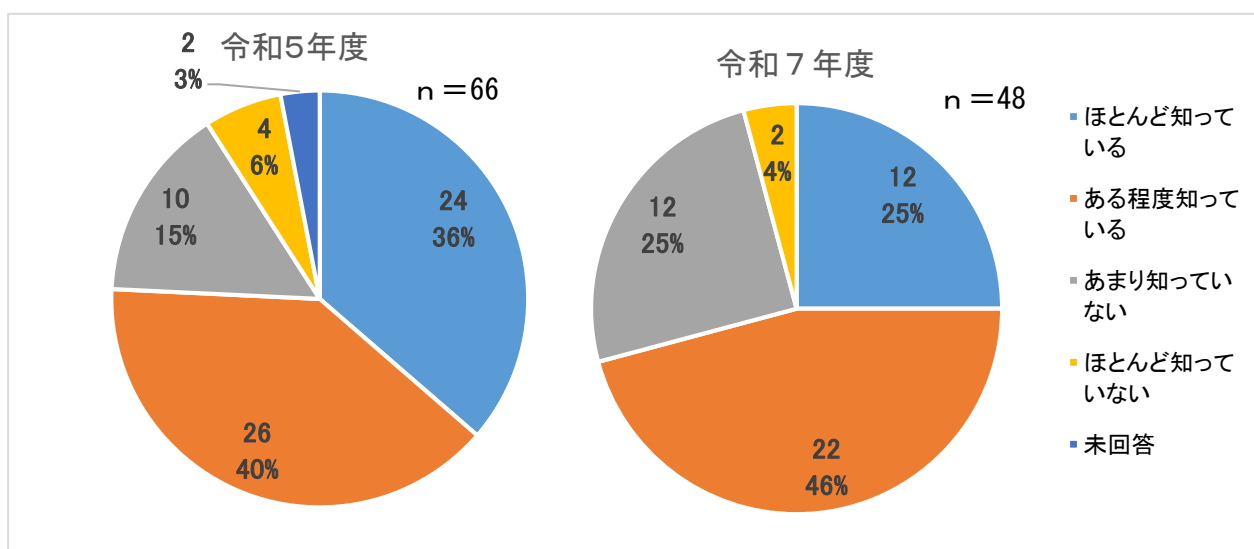


〈その他の意見〉

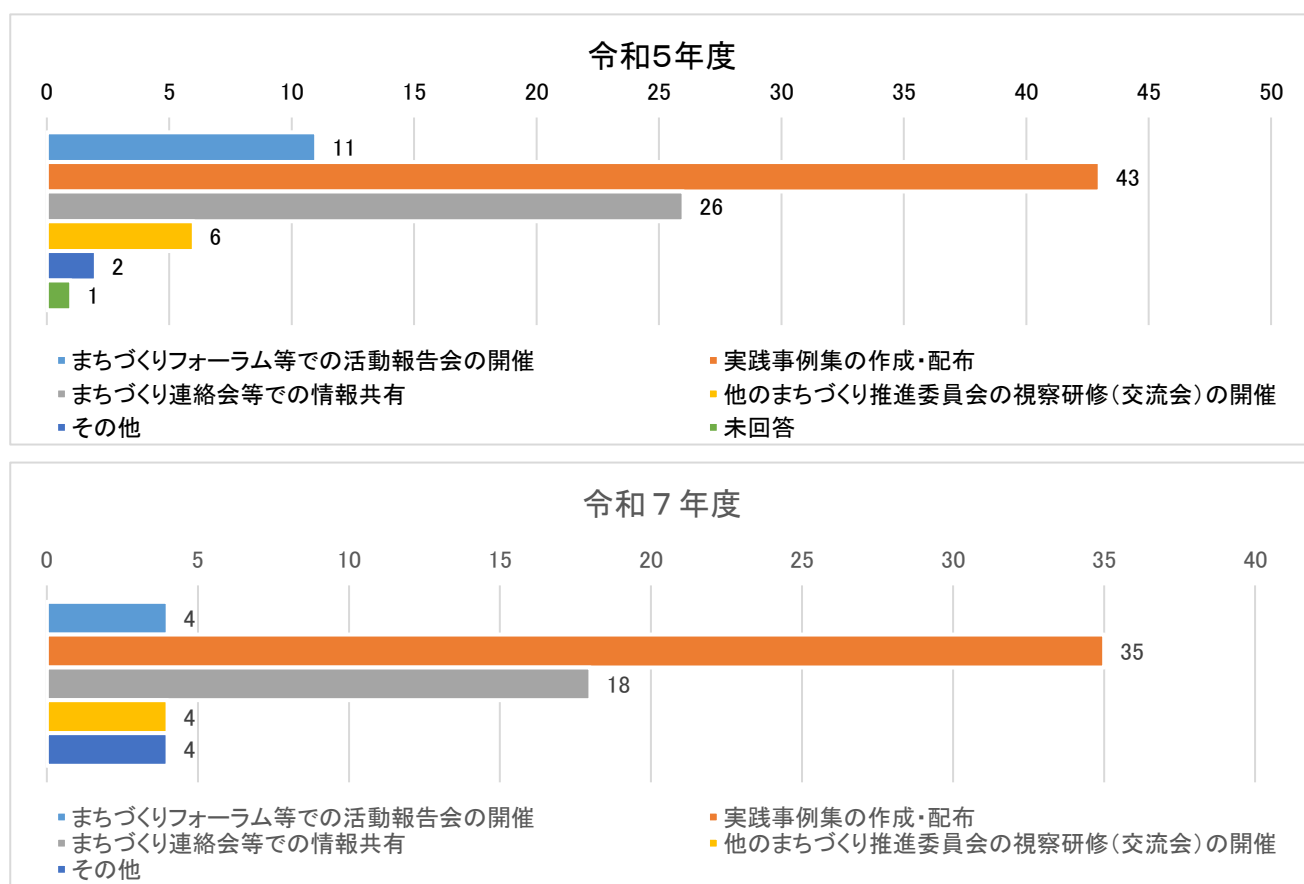
- ・維持という点では意味があり効果もありますが、地域活性化につながる感じではないです。
- ・町内会の会費収入では不足するので大いに役立っている。
- ・固定費（防犯灯電気代、衛生用薬品、会議費）の一部に対応できありがたい。
- ・交付金は全体予算（町内会）の20%弱ですが、おかげで事業が例年通り取り組めた。
- ・自主財源を補填できて助かる。
- ・地域の環境整備に役立った。

問6. 貴団体のまちづくりの取組について、どの程度の地域住民の方が知っていると感じますか。

(〇は1つ)



問7. 交付金を活用した取組や成果を他のまちづくり団体に広げるためにはどのような方法が有効だと思いますか。(〇は2つまで可)



〈その他の意見〉

- ・上の1～4自体不要。税金の無駄。市がリーダーシップ。
- ・自会で手一杯。外に広げるなど感心はない。
- ・わからない。
- ・広げる必要性を感じない。

④ その他

問8. 町内会・自治会で、将来やってみたいことがあれば記入してください。（自由記述）

- ・モルック等の身体に負担の少ない軽スポーツを町内で実施できればと考えている。
- ・現状、町内会の課題として、世帯の高齢化があり、各種行事の維持にも苦慮することが予想される。今後の課題として、会員が安心して生活できるよう環境を維持していく為の方策の確保。事件・事故対策のための防犯設備の充実。などがあると考えている。
- ・ゆめタウン浜田店を含めた自治エリアですが、2年後完成予定のエクセレンシア浜田（高層マンション）が工事中です。ただ、騒音・振動問題や完成した時の排水の影響について浜田市役所維持管理課にどのように考えているのか意見と助けを求めに数回お伺いしましたが、具体的な方策、対応の意見はなしでした。この港町 1-2 町内では高潮のときはいつも側溝から水があふれ、大雨と重なったとき（最近では 7/14）は道路にも水があふれ大変でした。このような治水状況にもかかわらず安易な調査でマンション建設を許可する浜田市の考えはいかがなものでしょうか？大型マンション 50 世帯以上の排水とあわせると高潮満潮大雨があわさるときの被害は容易に予想できます。S58 年時の経験が生かされていない証拠だと考えます。
- ・茶話会、交流会など。問題はお世話する側もされる側も高齢化で集まれるかどうかです。
- ・土業の方々を招聘して、テーマを決めたミニ研修会。
- ・アンケートの報告を読み、地域によっていろいろな問題点を知りました。どこも少子高齢化の問題が大きいと思いますが、少しでも元気のある町づくりに向けてこの交付金を利用できたらよいと思った。
- ・現時点では特にありません。
- ・目の前にある自前の集会所建設に尽力する。（その他）自論…公民館からまちづくりセンターへ機構改革された。この時点で、まちづくり推進委員会の事務をまちづくりセンターへ移管し、交付金を市一元化し予算統制すべきであった。
- ・道路側の草刈りやゴミ拾いをして町をきれいにしたいが、草の成長が早くて追いつかない。できたら、国・県・市道をきれいにしてほしい。
- ・目の前の浜田川河川敷の町内会全員での大掃除。
- ・自然災害に備えて町内婦人会を発足させたい。（個人的意見で賛同は得ていません）
- ・町内会として浜田まつりに何らかの形で参加してみたい。
- ・子供会での遠足や旅行。学校などを借りてのかくれんぼや宝探しゲーム。キッチンカーや屋台を出しての大規模なお祭りイベント。
- ・小規模な町内会であり、高齢化も進む中、近隣町内会との統合を考えているが、話が前に進む気配がみられない。声掛けはしているものの、課題が多いと思われる。
- ・瀬戸見町は 3 団体に分かれています、事業をするときは 3 団体が一つになって行います。年に 4 事業（花まつり、盆踊り（納涼大会）、敬老会、秋祭り（神楽等））将来もこの 4 事業を維持していきたいと思っていますが、高齢化が進み、後継者がいません。困っています。
- ・現在、役員会や総会で検討中。
- ・できれば、町内単独の防災訓練を実施したい。
- ・町内会でやってみたいことを計画する前に、高齢化、少子化などのため、あと数年で町内活動を継続することが困難になることが想定される。
- ・青年部を立ち上げたい。子育て世代と町内会活動を共有したい！
- ・マイナス思考でいるわけではありませんが、高齢化と人口減・世帯数減の当地では、現状を維持するのが手一杯です。

- 私どもの町内会では、町の一斉清掃、防犯灯の管理、ゴミステーションの管理、敬老の日のお祝いが主で、町内にあるどうどう地蔵尊の盆供養が独自の事業となっております。どの事業も基本的なもので、それ以上の負担をかけられません。
- 町内の中でも単身赴任の方やそうでない方など様々で、町内での交流はほとんどなく、顔を合わせる事もめったにないお家もあります。持ち家とそうでない場合…自分の家がある方は、積極的に掃除などに参加していただけますが、そうでない方の出席率は0%に近いくらいです。連携が取れていないことも含め、今後どうしていけばいいかが、大きな課題となっています。

まちづくり総合交付金制度に関するアンケート調査

令和7年7月

このアンケート調査は、令和5年度中間検証時と同じ設問項目がありますが、前回の調査結果との比較・検証に活用しますので、ご協力をお願いします。

1 基本的事項について

問1. 団体名、回答者の氏名及び連絡先を記入してください。

(1) 団体名			(2) 連絡先	
(3) 回答者	役職	氏名		

2 令和3年度まちづくり総合交付金の制度改正に対する評価について

地域の実情に応じた算定を行うため、令和3年度から「高齢化加算」と「年少人口加算」を新設し、対象となるまちづくり委員会に対して交付金を加算しています。

※各まちづくり委員会の加算額については、別紙をご覧ください。

問2. 高齢化加算を新設した(活動費が増えた)ことで、事業や活動が充実した等の変化がありましたか。(○は1つ) ※問2は、高齢化加算に該当する団体のみ回答

【高齢化加算】

- (1) **加算の考え方** 高齢化が進んでいる地域において課題となっている担い手不足や高齢化に対応する事業を実施する必要があるため
- (2) **対象** 高齢化率(65歳以上人口割合)が市平均を超えているまちづくり委員会
- (3) **加算額** 活動基礎額 × 市平均を超えた割合

1 変化があった ⇒ 問3へ

2 変化がなかった ⇒ 問4へ

3 わからない ⇒ 問4へ

問3. どのような変化があったかを教えてください。(○は1つ)

1 新たな事業を実施した

(事業内容:)

2 従来の事業を拡充した

(拡充内容:)

3 その他 ()

問4. 今後も高齢化加算が必要だと思いますか。(○は1つ)

1 必要だと思う ⇒ 問5へ

2 必要だと思わない ⇒ 問6へ

3 わからない ⇒ 問7へ

4 その他 ()

⇒ 問7へ

問5. 必要だと思う理由を教えてください。(○は1つ)

- | |
|---------------------|
| 1 高齢者に関する事業を実施するため |
| 2 高齢化に対応する事業を実施するため |
| 3 その他 () |

回答後は、問7へ進んでください。

問6. 必要だと思わない理由を教えてください。(○は1つ)

- | |
|-----------------------|
| 1 高齢化加算が無くて事業を実施できるため |
| 2 高齢化に対応する事業を実施しないため |
| 3 高齢化加算に該当しないため |
| 3 その他 () |

問7. 年少人口加算を新設した(活動費が増えた)ことで、事業や活動が充実した等の変化がありましたか。(○は1つ) ※問7は、年少人口加算に該当する団体のみ回答

【年少人口加算】

(1) **加算の考え方** 将来を担う子どもへの事業(共育・郷育事業など)に関する取組を推進するため

(2) **対象** 年少人口率(14歳以下人口割合)が市平均を超えているまちづくり委員会

(3) **加算額** 活動基礎額 × 10%

1 変化があった ⇒ 問8へ	2 変化がなかった ⇒ 問9へ	3 わからない ⇒ 問9へ

問8. どのような変化があったかを教えてください。(○は1つ)

- | |
|--------------------------|
| 1 新たな事業を実施した
(事業内容:) |
| 2 従来事業を拡充した
(拡充内容:) |
| 3 その他 () |

問9. 今後も年少人口加算が必要だと思いますか。(○は1つ)

1 必要だと思う ⇒ 問10へ	2 必要だと思わない ⇒ 問11へ	3 わからない ⇒ 問12へ
4 その他 () ⇒ 問12へ		

問10. 必要だと思う理由を教えてください。(○は1つ)

- | |
|--------------------|
| 1 子どもに関する事業を実施するため |
| 2 その他 () |

回答後は、問12へ進んでください。

問11. 必要だと思わない理由を教えてください。(○は1つ)

1 年少人口加算がなくても事業を実施できるため
2 子どもに関する事業を実施しないため
3 年少人口加算に該当しないため
4 その他 ()

3 交付金の算定項目について

現在、交付金の算定については団体を構成する町内数、世帯数、面積、団体の区分、地域の高齢化率、地域の年少人口率によって算定しています。

【算定項目】

- (1) 均等割 @20,000 円×町内数
- (2) 世帯数割 @1,500 円×世帯数
- (3) 面積割 @100 円×面積
- (4) 活動基礎額

交付金の額	団体区分(エリア)	算定方法
2,000,000 円	まちづくりセンター区	1,500 世帯以上
	小学校区	
	単一の町	
	複数の町	
1,000,000 円	まちづくりセンター区	※1 まちづくりセンター区につき
	小学校区	1,000 世帯以上 1,500 世帯未満
	単一の町	
	複数の町	
750,000 円	単一の町	750 世帯以上 1,000 世帯未満
	複数の町	400 世帯以上 500 世帯未満
500,000 円	単一の町	500 世帯以上 750 世帯未満
	複数の町	300 世帯以上 400 世帯未満
300,000 円	単一の町	おおむね 150 世帯以上 500 世帯未満
	複数の町	おおむね 100 世帯以上 300 世帯未満

(5) 高齢化加算 活動基礎額×市平均を超えた割合

(6) 年少人口加算 活動基礎額×10%

問12. 地域の実情に応じた算定を行うために、算定方法を変更(単価の見直しや算定項目の追加及び削除等)する必要があると思いますか。(○は1つ)

1 変更する必要がある ⇒ 問13へ	2 変更する必要はない ⇒ 問15へ

問13. 増額する必要があると思う項目を教えてください。(○は3つ)

1 均等割	2 世帯数割	3 面積割
4 活動基礎額	5 高齢化加算	6 年少人口加算
7 新たな算定項目 ※新たに追加する算定項目の内容と追加する理由を記入してください。		
算定項目の内容 ()		
追加する理由 ()		

問14. 問13の増額を行うための財源として、減額する項目を教えてください。(〇は3つ)

1 均等割	2 世帯数割	3 面積割
4 活動基礎額	5 高齢化加算	6 年少人口加算

4 対象経費における上限額の設定について

現在、次の支出については上限額を設定し、交付金を使うことはできません。

- ・ 単価が 20 万円以上（税込み）の備品
（単価が 20 万円未満の備品を購入する場合は、交付金を使えます。）
- ・ 60 万円以上（税込み）の工事等
（60 万円未満の工事等を行う場合は、交付金を使えます。）
- ・ 参加者 1 人あたり 1,000 円（税込み）を超過した分の食事代
（各事業につき、参加者 1 人あたり 1,000 円までは、交付金を使えます。）

問15. 備品購入の上限額を見直す必要がありますか。(○は1つ)

1	見直す必要がある (希望上限額： 円、想定される備品類：)
2	見直す必要はない
3	その他 ()

回答した理由を記入してください。(自由記述)

問16. 工事等の上限額を見直す必要がありますか。(○は1つ)

1	見直す必要がある （希望上限額： 円、想定される工事等： ）
2	見直す必要はない
3	その他（ ）

回答した理由を記入してください。(自由記述)

1 見直す必要がある
(希望上限額: 円)

2 見直す必要はない

3 その他 ()

問18. 課題解決特別事業を活用したことがありますか。
また、今後課題解決特別事業を活用する予定がありますか。(○は1つ)

- 1 活用実績があり、今後も活用したい ⇒ 問19へ
- 2 活用実績はないが、今後は活用したい ⇒ 問19へ
- 3 活用実績はあるが、しばらくは活用の予定はない ⇒ 問20へ
- 4 活用実績はなく、しばらくは活用の予定はない ⇒ 問20へ

- 1 地域として特に重要又は喫緊の課題を解決するため
- 2 中長期的（複数年度）にわたって地域課題の解決に取り組む事業を実施するため
- 3 その他（ ）

問20. 課題解決特別事業の活用を予定していない理由を教えてください。(複数回答可)

- 1 基礎額、活動費の範囲内で賄えるため
- 2 積立金や繰越金を活用し実施するため
- 3 事業を実施する体制ができていないため
- 4 事業の企画ができないため
- 5 事業の申請の仕方、事業計画書の書き方がわからないため
- 6 その他（ ）

6 交付金を活用した取組や成果について

問21. 交付金事業によって、地域や貴団体に対してどのような効果や影響があったと思いますか。(○は2つまで可)

1	住民主体の活動が推進された
2	地域の特色を活かした取組が実施できた
3	地域活性化の取組や事業が実施できた
4	地域課題に対応するための事業に取り組めた
5	特に効果や影響はない
6	その他 ()

問22. 貴団体のまちづくりの取組みについて、どの程度の地域住民の方が知っていると感じますか。(○は1つ)

1	ほとんど知っている	2	ある程度知っている
3	あまり知らない	4	ほとんど知らない

問23. 交付金を活用した取組や成果を他のまちづくり団体に広げるためにはどのような方法が有効だと思いますか。(○は2つまで可)

1	まちづくりフォーラム等での活動報告会の開催
2	実践事例集の作成・配布
3	まちづくり連絡会等での情報共有
4	他のまちづくり推進委員会の視察研修(交流会)の開催
5	その他 ()

7 その他

問24. まちづくり交付金事務について、苦労していることがあれば教えてください。(複数回答可)

1	市に提出する書類作成(申請書、報告書等)
2	構成団体(町内会等)への助成手続き(振込や報告書とりまとめ)
3	各事業に係る支払業務、会計事務
4	特に苦労はない
5	その他 ()

問25. 地区まちづくり推進委員会で、将来やってみたいことがあれば記入してください。
(自由記述)

アンケートは、以上で終わりです。
ご協力いただき、ありがとうございました。



まちづくり総合交付金制度に関するアンケート調査

令和 7 年 7 月

このアンケート調査は、令和 5 年度中間検証時と同じ設問項目がありますが、前回の調査結果との比較・検証に活用しますので、ご協力をお願いします。

1 基本的事項について

問1. 団体名、回答者の氏名及び連絡先を記入してください。

(1) 団体名		(2) 連絡先	
(3) 回答者	役職	氏名	

2 対象経費における上限額の設定について

現在、次の支出については上限額を設定し、交付金を使うことはできません。

- ・ 単価が 20 万円以上（税込み）の備品
（単価が 20 万円未満の備品を購入する場合は、交付金を使えます。）
- ・ 60 万円以上（税込み）の工事等
（60 万円未満の工事等を行う場合は、交付金を使えます。）
- ・ 参加者 1 人あたり 1,000 円（税込み）を超過した分の食事代
（各事業につき、参加者 1 人あたり 1,000 円までは、交付金を使えます。）

問2. 備品購入の上限額を見直す必要がありますか。（○は 1 つ）

1 見直す必要がある （希望上限額： 円、想定される備品類： ）
2 見直す必要はない
3 その他（ ）

回答した理由を記入してください。（自由記述）

問3. 工事等の上限額を見直す必要がありますか。（○は 1 つ）

1 見直す必要がある （希望上限額： 円、想定される工事等： ）
2 見直す必要はない
3 その他（ ）

回答した理由を記入してください。（自由記述）

問4. 食糧費の上限額を見直す必要がありますか。(○は1つ)

1 見直す必要がある

(希望上限額: 円)

2 見直す必要はない

3 その他 ()

回答した理由を記入してください。(自由記述)

3 交付金を活用した取組や成果について

問5. 交付金事業によって、地域や貴団体に対してどのような効果や影響があったと思いますか。(○は2つまで可)

1 住民主体の活動が推進された

2 地域の特色を活かした取組が実施できた

3 地域活性化の取組や事業が実施できた

4 地域課題に対応するための事業に取り組めた

5 特に効果や影響はない

6 その他 ()

問6. 貴団体のまちづくりの取組について、どの程度の地域住民の方が知っていると感じますか。(○は1つ)

1 ほとんど知っている

2 ある程度知っている

3 あまり知らない

4 ほとんど知らない

問7. 交付金を活用した取組や成果を他のまちづくり団体に広げるためにはどのような方法が有効だと思いますか。(○は2つまで可)

1 まちづくりフォーラム等での活動報告会の開催

2 実践事例集の作成・配布

3 まちづくり連絡会等での情報共有

4 他のまちづくり推進委員会の視察研修(交流会)の開催

5 その他 ()

4 その他

問8. 町内会・自治会で、将来やってみたいことがあれば記入してください。
(自由記述)

アンケートは、以上で終わりです。
ご協力いただき、ありがとうございました。



浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）（案）について

1. 計画案

この計画は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「島根県人権施策推進基本方針（第二次改訂）」の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「浜田市人権を尊重するまちづくり条例」に基づき策定するもので、浜田市が実施する諸施策における人権教育・啓発分野の指針として、市民、民間団体、企業等及び行政の共通の目標となるものです。

このたび、浜田市人権尊重推進委員会での意見集約を経て、計画素案を作成しましたので報告します。

2. 現行計画（第4次）からの主な変更点（詳細は裏面のとおり）

- ・現行計画（第4次）の開始年度である令和4年度以降における、人権課題の変化や法令等の制定及び改正を反映しています。
- ・令和6年度に実施した人権問題に関する市民意識調査の結果を反映しています。
- ・浜田市人権尊重推進委員会での意見を反映しています。
- ・計画期間を令和8年度から令和11年度までの4年間としています。

3. 浜田市人権尊重推進委員会の開催状況

令和7年9月16日	第1回 浜田市人権尊重推進委員会
	・浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次） 令和6年度事業実績及び令和7年度事業計画書について
	・令和6年度人権問題に関する市民意識調査結果について
	・浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）について（意見交換）
10月15日	第2回 浜田市人権尊重推進委員会
	・浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次） 令和6年度事業実績及び令和7年度事業計画書について
	・浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）素案について
11月中旬	浜田市人権尊重推進委員会での意見徴取（書面）
	・浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）について （第2回委員会での質疑に対する事務局案について意見徴取）

4. パブリックコメント

令和7年12月17日（水）～令和8年1月16日（金）

5. 現行計画（第4次）からの主な変更点（詳細）

① 法令等の制定及び改正による変更

- (1) 国連の「第5フェーズ行動計画（2025～2029）策定」……P2
- (2) 国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（令和7年策定）……P3
- (3) 人権に関する法令の制定に伴い内容を反映
 - ・ 子ども基本法（令和5年施行）……P3、P18、P20
 - ・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年施行）……P3、P41
 - ・ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和6年施行）……P3、P22
 - ・ 情報プラットフォーム対処法（令和7年施行）……P3、P38
- (4) 浜田市人権を尊重するまちづくり条例（令和5年施行）……P5
- (5) 浜田市子ども計画（令和7年策定）……P20
- (6) 浜田市再犯防止推進計画（令和4年策定）……P36
- (7) 第2次浜田市自死対策計画（令和5年策定）……P45

② 市民意識調査に基づく変更

- ・ 各人権課題の取組の女性（P15）、子ども（P18）、外国人（P29）、患者や感染者等（P31）、インターネット等による人権侵害（P39）、様々な人権課題（P45）に反映
- ・ 各グラフの記載

③ 浜田市人権尊重推進委員会での変更

- (1) 子どもの権利擁護について……P20
- (2) 現在の課題や意識の変化による修正、追記……P17、P31、P36、P41 など
- (3) 専門用語の説明書きを加えるなど読みやすい工夫……P26

浜田市人権教育・啓発推進基本計画 (第5次)(案)

令和8(2026)年 月
浜 田 市

浜田市人権尊重都市宣言

すべての人は、生まれながらにして、人としての尊厳が守られ大切にされ、人間らしく幸せに生きる権利を有しています。

しかしながら、私たちのまわりには、今なお同和問題をはじめとするさまざまな人権侵害、不当な差別や偏見が存在し、また社会情勢や価値観の変化による新たな人権問題も生じています。

私たち一人ひとは、日本国憲法や世界人権宣言の理念の下、たゆまぬ努力を重ねて、差別や偏見をなくし、すべての人が個人として尊重され、それぞれの能力に応じた可能性を十分発揮できる社会の実現をめざします。

ここに、私たち浜田市民は、人権問題について共に考え、理解し、お互いが人権を尊重する心豊かな住みよいまちを築くため、人権尊重の都市「浜田市」を宣言します。

(平成20年6月25日制定)

目 次

第Ⅰ章 総論

1 計画策定の趣旨	1
(1) 計画の役割	1
2 計画策定の背景	1
(1) 国際的な動き	1
(2) 国の動き	2
(3) 県の動き	3
(4) 本市における取組	4
3 計画の基本的な考え方	5
(1) 計画の性格	5
(2) 計画の期間	5
(3) 計画の基本理念	5
(4) 施策体系	7

第Ⅱ章 各論

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	9
(1) 学校等における取組	9
(2) 家庭・地域・職場における取組	9
(3) 職員等の人権意識向上への取組	10
(4) 関係機関等との連携	10
2 各人権課題に対する取組	11
(1) 同和問題	11
(2) 女 性	15
(3) 子ども	18
(4) 高齢者	22
(5) 障がいのある人	25
(6) 外国人	29
(7) 患者や感染者等	31
(8) 犯罪被害者とその家族	34
(9) 刑を終えて出所した人等	35
(10) インターネット等による人権侵害	38
(11) 性の多様性（性的指向、性自認等）	41
(12) 様々な人権課題	44
①アイヌの人々	44
②北朝鮮当局による拉致問題等	44
③プライバシーの保護	44
④迷信等	44
⑤災害に伴う人権	45
⑥自死遺族	45
⑦その他の人権問題	45

第Ⅲ章 施策の推進

1 推進体制	46
2 進捗状況の調査・検討等	46

資 料	48

第Ⅰ章 総論

1 計画策定の趣旨

人権とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらにもつ権利」であって、誰にとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものです。

本市では、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等である」ことを保障した日本国憲法と、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言を基底に据え、市民一人一人が安心して暮らせる「人権尊重のまちづくり」を推進しています。

21世紀は「人権の世紀」といわれていますが、20年を経過した今もなお、同和問題をはじめとする様々な人権侵害や不当な差別は存在しています。

また、社会経済情勢や時代の変化の中で多様化し、新たな人権問題も生じており、すべての市民が等しく「人間らしく幸せに生きる権利」が保障され、心豊かな住みよいまちの実現がより一層求められています。

「浜田市人権教育・啓発推進基本計画 (第5次)」は、平成23(2011)年度に策定した「基本計画」の理念を継承しつつ、国内外の動向や令和7(2025)年2月に実施した人権問題に関する市民意識調査結果を踏まえ、本市の人権施策に関する最上位の計画として人権教育・啓発の指針となるものであり、市民、民間団体、企業等及び行政の共通の目標となります。

(1) 計画の役割

- ①人権・同和教育の推進と充実を図り、人権・同和問題に対する正しい理解を市民全体に浸透させ、基本的人権を尊重する差別のない社会づくり、まちづくりを目指す活動の指針とするものです。
- ②市民一人一人が、それぞれの能力に応じて可能性を十分に発揮できる社会に向け、豊かで充実した生き方を実践していくための施策の方向性と取組を明らかにするものです。
- ③人権を尊重するまちづくりの方向性を示し、市民、民間団体、企業等及び行政の役割と協力関係の指針となるものです。

2 計画策定の背景

(1) 国際的な動き

20世紀前半における二度の世界大戦の反省から、人類共通の課題として戦争のない世界平和を目指し昭和20(1945)年に国際連合（以下「国連」という。）が設立されました。国連は、昭和23(1948)年の第3回総会で「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする「世界人権宣言」を採択しました。この「世界人権宣言」は、すべての人が、誰でも、いつでも、どこでも、等しく人権が保障されなければならないという、世界における自由、正義及び平和の基礎としての共通の理解を示したものでした。

そして、国連は世界人権宣言を実効あるものとするため、昭和 40(1965)年の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」、昭和 41(1966)年の「国際人権規約」、昭和 54(1979)年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、平成元(1989)年の「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」、平成 18(2006)年の「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」など多くの人権に関する条約を採択し、人権尊重に向けての国際的な取組を続けてきました。

また、特定の事項に対しての重点的な問題解決に向け、国連をはじめ全世界の団体・個人に呼びかけるために国連総会において採択・決議される国際年として「国際人権年」昭和 43(1968)年、「国際婦人年」昭和 50(1975)年、「国際児童年」昭和 54(1979)年、「国際障害者年」昭和 56(1981)年などを定めました。さらに、時間をかけて取り組むべき問題として期間を設定した「国連婦人の 10 年」昭和 51(1976～)年、「国連障害者の 10 年」昭和 58(1983～)年などの取組も展開しました。

しかし、東西冷戦構造の崩壊とともに、世界の各地で、人種や民族、宗教の違い、政治的な対立や経済的利害の対立により地域紛争や民族紛争が起こり、これに伴う著しい人権侵害や難民の発生など生命の危険まで生じている現状がありました。

その後も人権に関する様々な取組が国連において行われ、平成 6(1994)年の国連総会では、世界各地における人権の保護と啓発を目的とした「国連人権高等弁務官」の設置や「国連人権教育の 10 年」とすることが決議され、「人権教育のための国連 10 年」平成 7(1995～)年として、人権という普遍文化の構築を目指し取り組みました。

その後、この計画終了後の取組を進めるために平成 16(2004)年の国連総会において「人権教育のための世界計画決議」が無投票で採択され、翌平成 17(2005)年から 5 年毎の「フェーズ(段階)行動計画」に基づいた取組が展開されています。第 1 フェーズ行動計画(2005～2009 年)のテーマは「初等中等教育」、第 2 フェーズ行動計画(2010～2014 年)のテーマは「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」、第 3 フェーズ行動計画(2015～2019 年)では第 1 及び第 2 フェーズの履行に係る努力の強化をすると同時に「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」をテーマとした取組が行われ、第 4 フェーズ行動計画(2020～2024 年)では「青少年のための人権教育」をテーマとした取組が進められました。現在は第 5 フェーズ行動計画(2025～2029)として、重点領域を若者と子どもとし、人権とデジタルテクノロジー、環境、気候変動およびジェンダー平等に焦点を当てた取組が進められています。

平成 27(2015)年 9 月の国連サミットでは、すべての人々の人権が尊重される世界などを目指し、17 のゴールと 169 のターゲットから構成された「持続可能な開発目標(SDGs)」が 2030 年までの国際目標として採択されました。

(2) 国の動き

国においては、昭和 22(1947)年に日本国憲法を施行し、基本的人権の尊重を基本理念の下、各種の人権課題に取り組みました。昭和 31(1956)年には、国連に加盟し、世界人権宣言の内容を基礎として条約化した「国際人権規約」を昭和 54(1979)年に批准、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」に平成 7(1995)年に加入、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を昭和 60(1985)年に締結、「児童の権

利に関する条約（子どもの権利条約）」を平成 6(1994)年に批准、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を平成 26(2014)年に締結しました。また、国連が決議した「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」など各種国際年への取組を展開しました。

また、我が国固有の人権問題である同和問題について、昭和 40(1965)年の同和対策審議会答申に基づく取組を進め、「人権教育のための国連 10 年」の決議を受け、平成 9(1997)年に「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画を策定し取組を展開しました。この計画では、人権という普遍文化の創造を目指して、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者などの問題を重要な課題ととらえ、あらゆる場を通じて人権教育を積極的に行うことを目標にしました。平成 8(1996)年 12 月には「人権擁護施策推進法」が 5 年間の時限立法として制定され、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められました。

そして、人権教育・啓発に関する施策については、平成 12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育・啓発に関する施策の策定及び実施は、国と地方公共団体の責務であると明示しました。これに基づいて、平成 14(2002)年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。その後、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策の更なる推進を図るため、令和 7 年 6 月に「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」を策定しました。

21 世紀を「人権の世紀」にふさわしいものとするために、「男女共同参画社会基本法」平成 11(1999)年、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」平成 12(2000)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」平成 13(2001)年、「犯罪被害者等基本法」平成 16(2004)年、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」平成 17(2005)年、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法）」平成 17(2005)年、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」平成 23(2011)年、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」平成 25(2013)年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」平成 25(2013)年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」平成 28(2016)年、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」平成 28(2016)年、「こども基本法」令和 5(2023)年、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(性的少数者理解増進法)」令和 5(2023)年、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(認知症基本法)」令和 6(2024)年、「情報プラットフォーム対処法」令和 7(2025)年など個別の関係法令を制定し、様々な取組が進められています。

（３）県の動き

県においては、様々な人権問題について、関係部局を中心に国や市町村、関係団体等と連携しながら、課題解決に向け取り組んでいます。

平成 10(1998)年には、人権施策の総合的・効果的な推進を図るため、庁内に「島根県人権施策推進会議」を設置し、翌平成 11(1999)年には、人権施策の推進に関する基本的方向や施策のあり方について幅広く県民の意見を求めるため、有識者で組織する「島根県人権施策推進協議会」を設置しました。そして、国の動きを踏まえ、県の人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための指針として、平成 12(2000)年に「島根県人権施策推進基本方針」を策定しまし

た。

また、すべての学校教育や社会教育の場において、「島根県人権施策推進基本方針」に基づく人権教育の取組の推進を図り、人権教育の内容や方法を具体化していくために「人権教育指導資料」を作成しました。それまでは同和教育として、同和問題以外の人権問題も各教育現場で実際に扱われ、同和教育という名称の中で、幅広く様々な人権問題に関する教育が実践されてきました。これまでの同和教育としての取組の成果を生かし、真に一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発をより総合的かつ効果的に推進するよう取り組みました。

しかしながら、女性への暴力や児童・高齢者の虐待などへの対応の強化が求められ、社会環境の進展などによる人権侵害など新たな課題が生じるとともに、人権施策に関する法律・条例等の制定や改正が行われ、基本方針策定後の人権施策を取り巻く状況は大きく変わりました。

平成 15(2003)年に人権啓発推進センターを県庁内に、平成 18(2006)年に西部人権啓発推進センターを県浜田合同庁舎内に設置するなど、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発の総合的な取組を積極的に推進してきました。

その後、人権を巡る社会情勢の変化や法律の制定等を踏まえ、平成 20(2008)年に基本方針の第一次改定を、平成 31(2019)年に第二次改定を行い、人権施策の一層の推進を図るとともに、様々な人権課題の解決に向け取り組んでいます。

(4) 本市における取組

平成 17(2005)年 10 月 1 日、浜田市と那賀郡の 4 つの町村が合併し、新浜田市が誕生しました。合併以前から各市町村においては、昭和 55(1980)年度以降、「同和教育推進協議会(旧浜田市では、平成 15(2003)年度より人権・同和教育推進協議会)」を組織し、各市町村における教育・啓発活動の推進体制を整備するとともに、各種の啓発・学習活動を実施し学習の機会の拡充を図ってきました。

市町村合併で導入された自治区制度により、各自治区には「自治区人権・同和教育推進協議会」を設け、更に市全体の連絡・調整を行う「浜田市人権・同和教育推進連絡協議会」を設置し、地域の実態に合せた人権・同和教育の推進・充実を進めました。令和 3(2021)年に自治区制度は廃止しましたが、引き続き旧自治区単位に人権・同和教育推進協議会を設置し、人権・同和教育の推進に取り組んでいます。

また、合併時に策定した「新市まちづくり計画」において、人権尊重のまちづくりを人権施策の重要な柱として位置づけ、平成 18(2006)年度には「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」をスローガンに、一人一人が大切にされるまちづくりのため「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」を策定し人権施策を推進しました。

平成 20(2008)年度には、「島根あさひ社会復帰促進センター」の開庁を一つの契機として、「浜田市人権尊重都市宣言」を制定し、その理念を市民へ浸透させるため「浜田市人権尊重のまちづくり推進大会」を開催しました。その後は隔年で開催し、人権意識の高揚を図っています。

また、平成 21(2009)年度には、児童生徒が主体的に関わり、人権に対する思いや願いを共有するため、学校ごとに定めた人権宣言を「学校(児童・生徒)版人権宣言集」としてまとめ、実践化・行動化に向けた取組として活用しています。

その他にも、人権作品コンクール(作文、ポスター、標語)の実施や、人権・同和問題の解決

に向けて活動している市民グループや人権・同和問題に取り組む団体への支援を行うなど、人権・同和問題に関する理解を深めるとともに、地域全体の人権意識高揚につながるよう取り組んでいます。

しかしながら、依然として様々な人権問題が存在するとともに、社会経済情勢や時代の変化の中で新たな人権問題が生じています。平成 23(2011)年度と平成 27(2015)年度、令和 3(2021)年度に「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」の改定を行うとともに、令和 5(2023)年には、全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を図ることを目的として、島根県下で 2 番目となる条例「浜田市人権を尊重するまちづくり条例」を制定し、人権を尊重するまちづくりを進めるための基本となる考え方や、市・市民・事業者の責務を定め、人権を取巻く環境の変化や多様化・複雑化する人権課題に対応し、人権が尊重されるまちづくりの実現に向けて取り組んでいます。

3 計画の基本的な考え方

(1) 計画の性格

この計画は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「島根県人権施策推進基本方針（第二次改訂）」の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条及び「浜田市人権を尊重するまちづくり条例」第 9 条の規定に基づき策定するもので、本市が実施する諸施策における人権教育・啓発分野の指針となるものです。

(2) 計画の期間

計画期間は、令和 8(2026)年度から令和 11(2029)年度までの 4 か年とします。

(3) 計画の基本理念

人権を尊重する上で、最も根本となる考えは生命尊重です。しかし、現代の社会においては、様々な場面で人のいのちを軽く考えるような出来事が起こっています。生きることと人権がどうつながっているかを知り、理解を深めていく必要があります。

また、国際化や価値観の多様化が進み、自分とは異なる文化や価値観を持つ人たちと出会う機会が増えています。そのため、自分とは異なるものを特別視したり排除しようとする姿勢を改め、多様性を認め合うことが大切です。

一人一人の個性や違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めるとともに、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継いでいかれるような「人権という普遍的な文化」の構築に向けた取組を進めます。

【基本理念】

一人一人が大切にされ
住みたい、住んでよかったと思われる
人権尊重のまちづくり

【基本目標】

人権が尊重されるまち

- 人権という普遍的な文化のまちづくり
- すべての人が大切にされるまちづくり

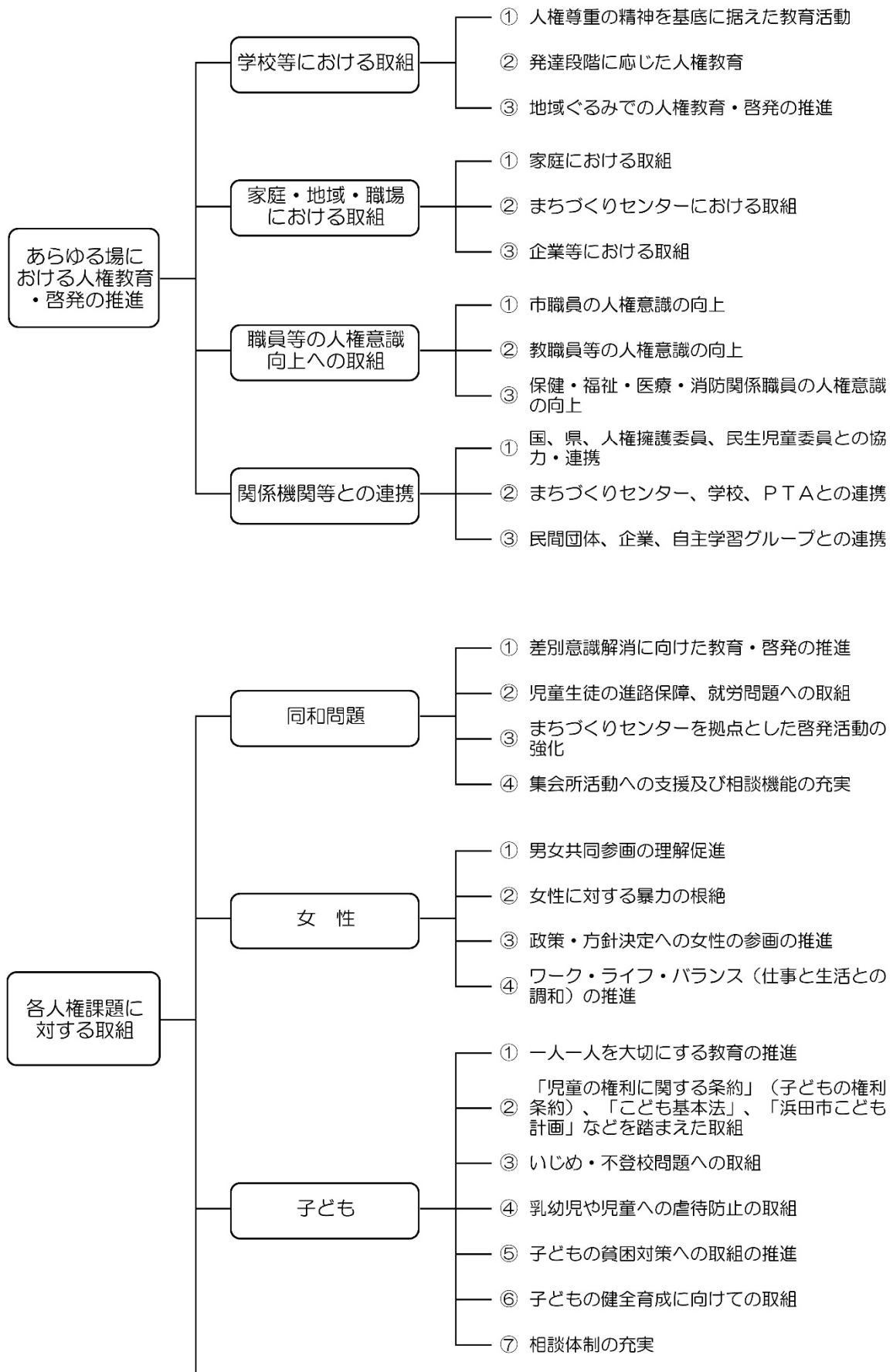
一人一人が輝くまち

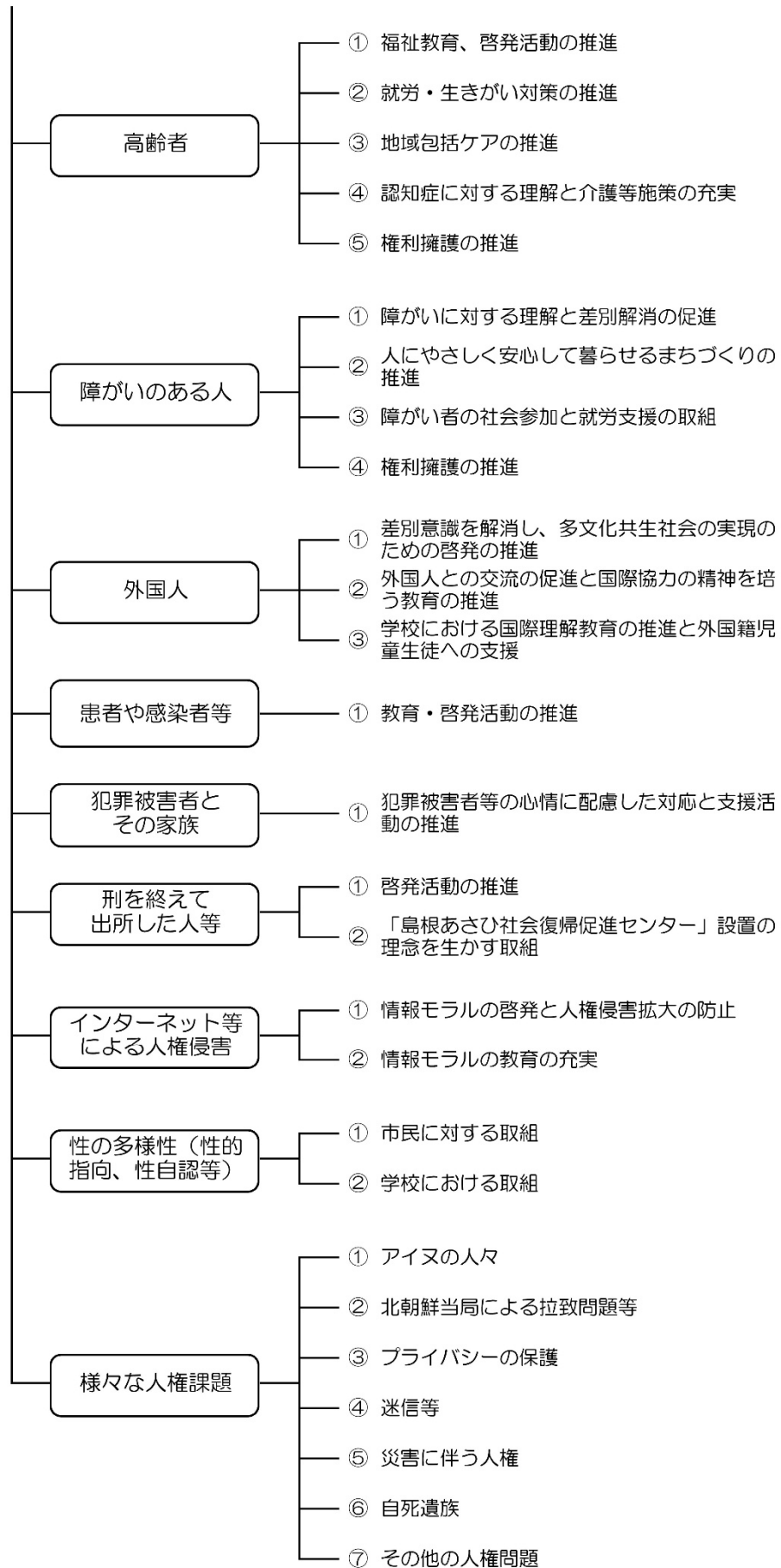
- 心を育む教育・文化のまちづくり
- 差別や不合理に気づき人が輝くまちづくり

安心して暮らせるまち

- 安全で安心して暮らせるまちづくり
- 子どもの命と人権を守る教育の推進

(4) 施策体系





第Ⅱ章 各論

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動」をいい、「人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」とされています。

「人権」という普遍的文化を構築するには、市民一人一人が自分を大切にするとともに、他人の大切さを認めることのできる意識、意欲、態度が求められます。

そのため、学校、家庭、地域などあらゆる場において、人権教育・啓発を行い、様々な人権問題について認識を深めるとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力を高める必要があります。

学校等においては、教育活動全体を通して、幼児、児童、生徒、学生の発達段階に応じた人権尊重の意識を高める教育を行い、それぞれの人格や個性の違いをお互いに尊重し合い、自分の大切さとともに他人も大切にすることができる態度や実践力の醸成に努めます。

家庭・地域・職場においては、日常生活上の様々な人権問題に気づくことから進め、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分はもとより他人の人権にも十分配慮した行動がとれる社会になるよう人権教育・啓発に努めます。

また、すべての人々の人権が尊重される世界などを目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」に取り組むとともに、本市全体における人権尊重の理念の普及と人権尊重のまちづくりを一層推進し、市民一人一人の意識の向上に努めます。

（1）学校等における取組

①人権尊重の精神を基底に据えた教育活動

人権尊重の精神をすべての教育の基底に置き、一人一人の人格や個性の違いを互いに認め、自尊感情を高め合う教育を推進します。

②発達段階に応じた人権教育

保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、子どもたちが自分の大切さとともに他人の大切さも認めることができるよう、発達段階に応じた人権教育に取り組みます。

③地域ぐるみでの人権教育・啓発の推進

地域ぐるみで感性豊かな子どもたちを育むため、学校・家庭・地域及び関係団体等と連携し、一定規模の校区を単位とした人権研修等を行い、人権意識の高揚に努めます。

（2）家庭・地域・職場における取組

①家庭における取組

家庭は、生命を大切にする心、善悪の判断、生活習慣やマナーを身につけるなど、子どもの人格形成の基礎を培う最も重要な最小単位の社会です。人権教育に有用な情報の提供、相談体制の充実を図り、家庭における人権教育の充実に努めます。

②まちづくりセンターにおける取組

協働のまちづくり並びに社会教育及び生涯学習の拠点となる役割を持つまちづくりセンターにおいて、地域住民に身近な施設での人権教育・啓発に取り組みます。

③企業等における取組

企業等における人権尊重の取組としては、公正な採用や配置、昇進など人事制度の適切な運用、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、外国人労働者（外国人技能実習生等）に対する人権侵害の防止などが挙げられますが、近年では、男女共同参画社会の実現、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、障がい者や高齢者の雇用促進など、社会的責任も求められています。企業等における自主的な取組を促進するため、職場内研修等への講師派遣や人権に関する情報提供に努めます。

（３）職員等の人権意識向上への取組

①市職員の人権意識の向上

行政に携わる職員は、公務員としての自覚と使命感をもち、高い人権意識を持って職務を遂行することが強く求められています。そのために、職員一人一人が豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務が遂行できるよう様々な人権課題の研修に取り組みます。

②教職員等の人権意識の向上

教職員や保育士等の人権意識の高揚と指導力の向上を目指し、効果的な研修の実施に努めます。

③保健・福祉・医療・消防関係職員の人権意識の向上

保健・福祉・医療・消防関係職員は、人の生命や健康、生活を守るという大変重要な役割を担っています。職務内容によっては、きめ細かな人権感覚が必要となるため、相手の立場に配慮して職務が遂行できるよう人権意識の高揚に努めます。

（４）関係機関等との連携

①国、県、人権擁護委員、民生児童委員との協力・連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、国や県と役割に応じた協力や連携が重要です。松江地方法務局浜田支局、島根県西部人権啓発推進センターや人権啓発活動ネットワーク協議会との連携を強化し、人権週間に合わせた取組や人権擁護委員による人権相談窓口の設置、人権の花運動などの人権教育・啓発活動を推進します。また、地域の実情を把握している民生児童委員との連携にも努めます。

②まちづくりセンター、学校、ＰＴＡとの連携

まちづくりセンターや学校等を拠点として、人権に関する多様な学習機会の場を確保し、人権問題を単に知識としてだけでなく、態度や行動に表れるよう人権感覚の醸成に協力・連携して取り組みます。

③民間団体、企業、自主学習グループとの連携

人権問題の解決を目指す民間団体や企業、自主的な学習グループなどと連携し、効果的な人権教育・啓発が実施できるよう研修支援や情報提供に努めます。

2 各人権課題に対する取組

(1) 同和問題

〔現状と課題〕

我が国固有の人権問題である同和問題は、昭和 40(1965)年の「同和対策審議会答申」から **60 年**以上が経過した今日でも依然として差別意識は根強く存在し、結婚問題、就職問題、差別発言、落書等の差別事象が後を絶たない状況にあります。

「同和対策審議会答申」では、「同和問題は人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と基本的認識が示されています。これを受けて昭和 44(1969)年から施行された「同和対策事業特別措置法」、昭和 57(1982)年から施行された「地域改善対策特別措置法」、昭和 62(1987)年から施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により、33 年間にわたって同和対策事業が実施されました。平成 14(2002)年 3 月末をもって特別法に基づく同和対策事業は終了し、一般対策へと移行されました。

これらの事業により、環境改善を中心とする物的事業については、目的に沿って一定の成果は見られましたが、心理的差別の解消などは引き続き課題として残っています。

平成 28(2016)年 12 月に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展によって部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものである」と国の認識を明らかにし、国及び地方公共団体の責務が規定されました。

同和問題の解決に向けて、歴史を学び直し、差別に気づき、正しい理解と認識を深め、差別を許さない世論を構築することが必要です。また、人権・同和教育をすべての教育の基底に据え、一人一人が尊重される社会の実現を目指さなければなりません。

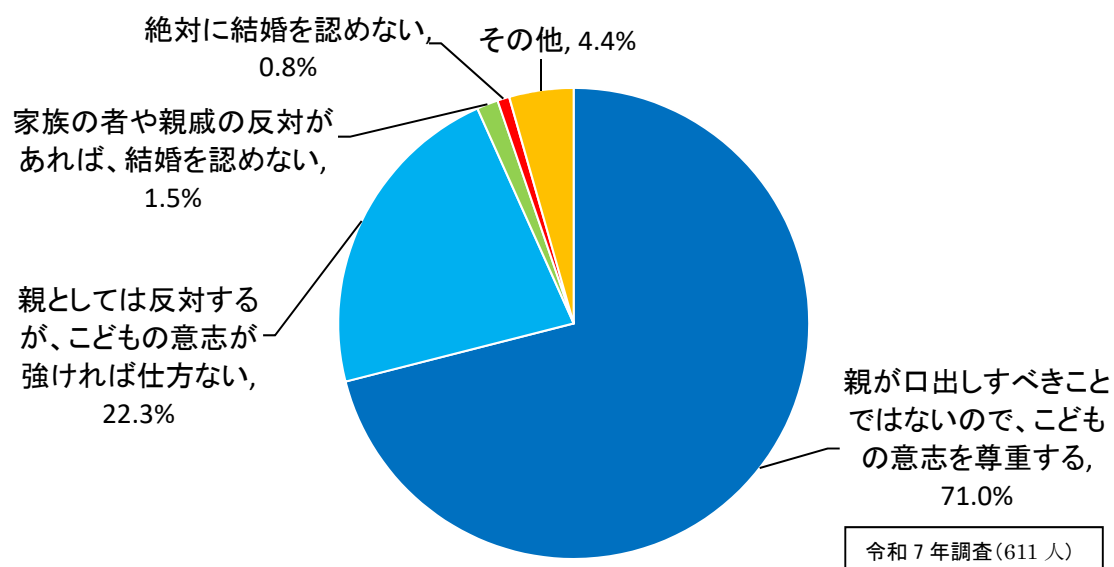
また、「えせ同和行為」*など同和問題解決の妨げとなるものについても、関係機関と連携し、根絶しなければなりません。

* えせ同和行為

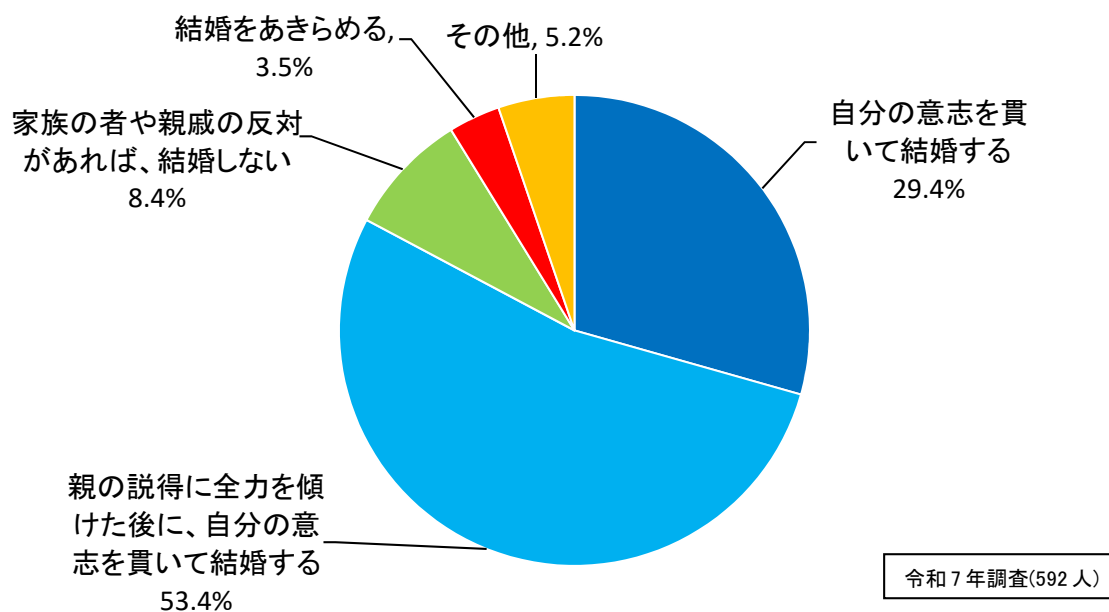
同和問題を口実にして、個人や企業、行政機関などに対し、高額な図書の購入など、不当な利益や義務のないことを求める行為。同和問題に対する誤った意識を植え付けるなど、問題解決の大きな阻害要因となる。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

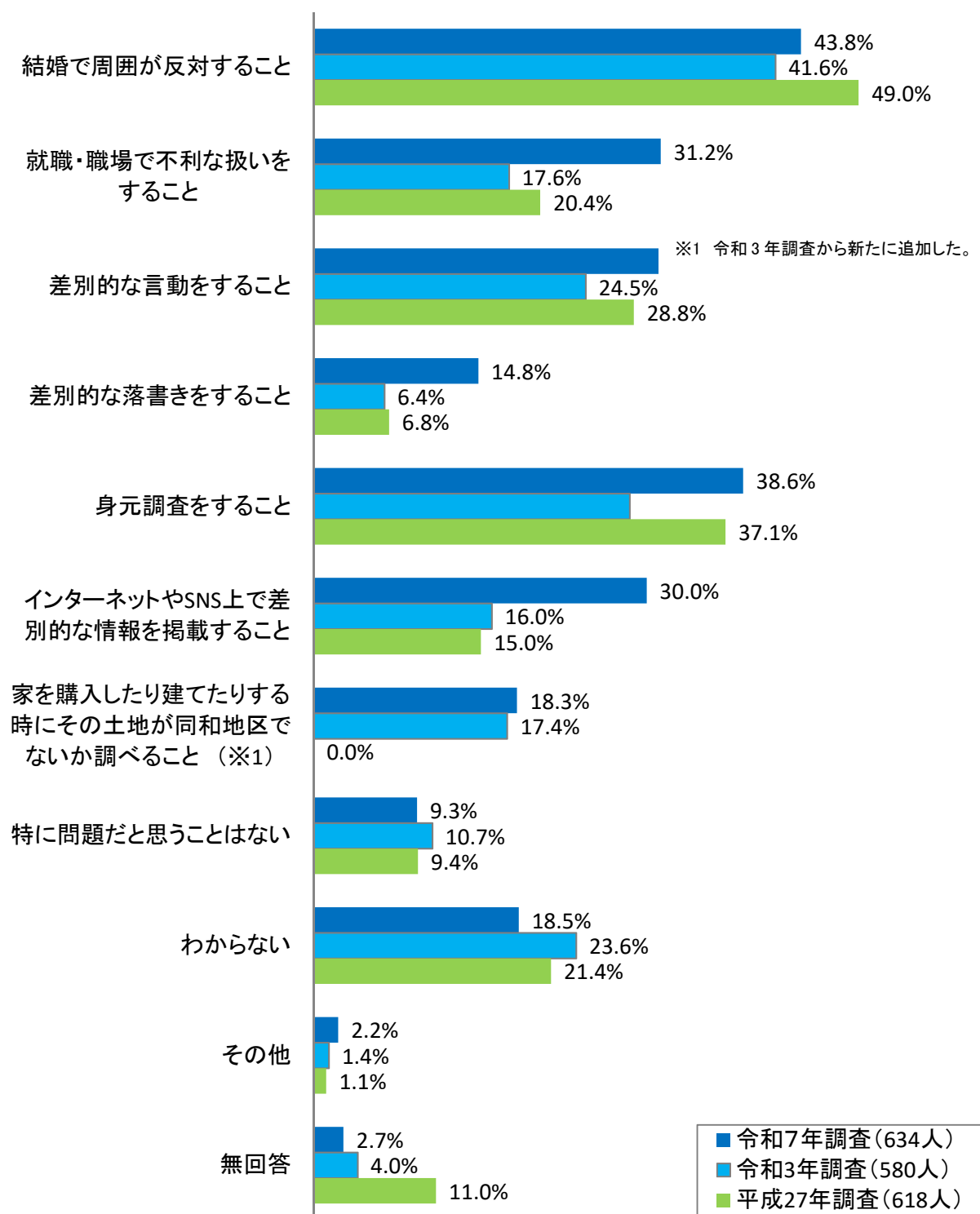
問 16 仮に、あなたのお子さんが結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどのようにしますか。(○は1つ)



問 17 仮に、あなたが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、親や親戚から強い反対を受けた場合、あなたはどのようにしますか。(○は1つ)



問 18 あなたは、同和問題について特にどのようなことが問題だと思いますか。(※1)
(○はいくつでも)



※1 令和3年調査以前の設問は、「あなたは、同和問題に関し、現在、どのような人権上の問題が起きていると思いますか。」となっている。

〔施策の方向性と取組〕

「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、日本固有の差別問題である同和問題を重要な人権課題として捉え、その歴史や差別の実態を十分認識し、差別意識の解消のための取組を進めます。

①差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

すべての学校において、人権・同和教育を基底においた教育活動を推進します。児童生徒の発達段階に応じて、同和問題についての正しい理解を深める教育と差別を許さない集団づくりに努めます。各種研修会によって教職員の人権意識を高め、理解と認識を深めるとともに実践力を高めます。

地域ごとの人権・同和教育推進協議会や市全体の人権・同和教育推進連絡協議会が主催する講演会等の開催を支援し、市民の人権意識の高揚を図ります。

結婚差別につながる身元調査について、住民票の写し等の不正取得や個人の権利の侵害を防ぐため、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の周知に努めます。

②児童生徒の進路保障、就労問題への取組

進路保障に関しては、学校・保護者・地域が相互に信頼関係を築き、様々な困難を抱えている児童生徒に寄り添い、夢と希望が実現できるよう支援をしていきます。子どもたちが、自ら主体的に学ぶ意欲と態度、また、確かな学力と豊かな感性を高め、さらに、進学や就職などの選択において希望する進路に進めるようにするため、強い意志を持って自分自身の進路をたくましく切り拓いていこうとする姿勢や能力を身につけていくよう、取組を進めます。

また、就学援助のための適切な情報提供に努め、奨学金や各種制度の広報等による周知や活用促進を図ります。

就労問題に関しては、就職の機会均等を確保するため、ハローワークなどの関係機関と連携し、公正な採用選考がなされるよう、市内事業所への人権研修の要請、講師派遣等の支援、啓発に努めます。

③まちづくりセンターを拠点とした啓発活動の強化

まちづくりセンターは、地域の住民にとって学習の活動拠点として重要な役割を果たしています。まちづくりセンターで開催される人権・同和問題研修について、講師派遣等の支援を行い、地域住民の人権意識の向上に努めます。

また、まちづくりセンター職員に対し、関係機関が主催する人権・同和教育研修等への参加を促し、社会教育及び生涯学習の拠点となるまちづくりセンターの職員としての資質を高め、差別問題の解消に意欲的に取り組む実践力の向上を図ります。

④集会所活動への支援及び相談機能の充実

地域における生活文化の向上及び社会福祉の増進を図るため、集会所等を拠点とした学習会や交流促進事業に努めます。

また、地域に密着した生活相談員の活動を支援し、地域の実態や課題、地域住民のニーズを把握し、問題解決に努めます。

(2) 女 性

〔現状と課題〕

平成 11(1999)年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、第 2 条において「男女共同参画社会の形成」を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています。

本市が令和 2(2020)年 12 月に実施した男女共同参画に関する市民の意識・実態調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきと思う」と回答した方は 16.1%であり、平成 26(2014)年度調査の 32.6%から大きく減少しています。性別役割等についての固定観念が薄まっている傾向が見受けられます。

その反面、本市が令和 7(2025)年 2 月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「男女の固定的な役割分担意識（「男性は仕事、女性は家庭」など）がある」と回答した方が 47.2%あり、社会慣習の中に残る固定的性別役割分担意識が男女共同参画社会の実現を困難にする大きな要因になっていることが伺えます。

また、配偶者や交際相手に対するDV*（ドメスティック・バイオレンス）やデートDV*、性犯罪、ストーカー行為*、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産に関する嫌がらせなど、暴力やハラスメントは深刻な社会問題となっています。この他にも、政治分野を含めた意思決定場面における女性の参画率の問題や、男女の賃金格差、貧困など女性を取り巻く様々な課題が提起されています。

本市では、国、県の男女共同参画基本計画を踏まえ、男女共同参画社会を実現するための指針となる「浜田市男女共同参画推進計画」を策定しており、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく本市におけるDV防止の基本計画を含んだ計画としています。

社会の構成員の半数を占める女性が主体的に地域活動に参画でき、家庭や地域、職場において男女それぞれに人権が尊重され、調和のとれた社会環境づくりが必要です。

*DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者など密接な関係にある人からふるわれる暴力のことで、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力など様々な形態がある。なお、男性が被害者となるケースもある。

*デートDV

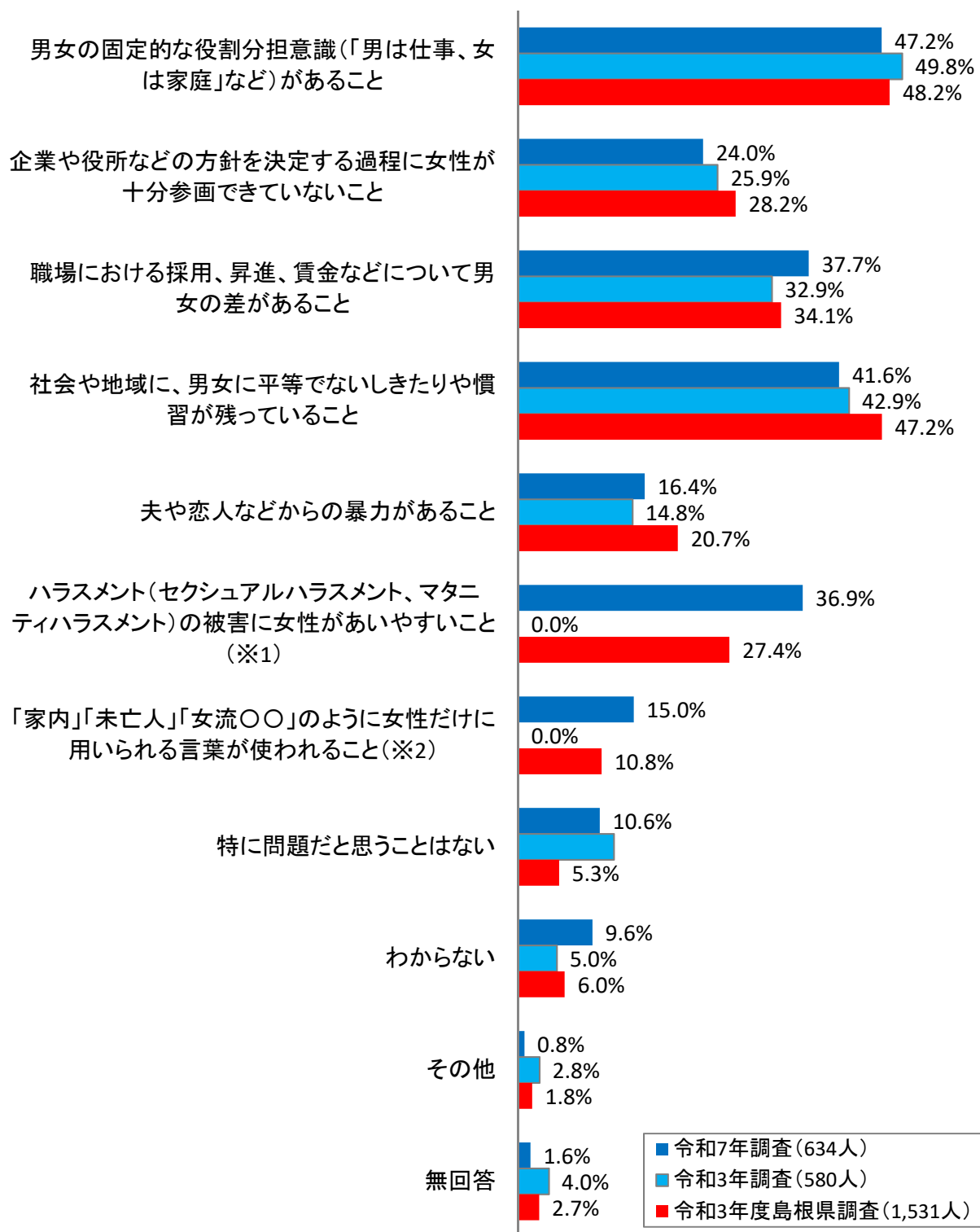
交際中のカップルの間で起こる暴力のこと。

*ストーカー行為

同一の者に対し、つきまとい等（恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、つきまとい、待ち伏せ、面会を要求、連続して電話や電子メールを送信することなど）を反復すること。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 10 女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。(〇はいくつでも)



〔施策の方向性と取組〕

①男女共同参画の理解促進

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や慣習・しきたりを是正し、男女共同参画社会に対する正しい認識を促すため、あらゆる機会を捉えて教育と啓発活

動を推進します。

②女性に対する暴力の根絶

DV・性犯罪・ストーカー行為等、女性に対する暴力を根絶するための教育や啓発活動を推進します。また、関係機関との連携を強化し、DV等の被害者からの相談や安全確保など必要な支援を行います。なお、男性が被害者となった場合も同様に対応します。

③政策・方針決定への女性の参画の推進

政策・方針決定過程において男女双方の視点や意見を反映するため、各種審議会や委員会等への女性の積極的な登用を図ります。

④ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）の推進

男女それぞれが仕事と家庭生活を両立させ、良好な生活環境を構築できるよう、保育サービスなど子育て支援の充実、働き方の見直しにつながる啓発活動等を推進します。

(3) 子ども

〔現状と課題〕

子どもたちは、21世紀を担う大切な存在であり、子どもたちが心身共に健やかに育つことは、すべての大人の願いです。

子どもたちには、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約*）、「こども基本法」などに明記されているように、大人と同じように基本的人権が保障されています。それぞれ人格を持った人間として尊重され、基本的人権の権利主体者として、大切にされなければなりません。とりわけ、いじめや虐待等の子どもの人権侵害への対応は重要です。

本市が令和7(2025)年2月に実施した市民意識調査において、「子どもの人権について特になんのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「暴力やインターネット・SNSでの嫌がらせ、仲間はずれ、無視などのいじめがあること」と回答した方が67.4%、「いじめを見て見ぬふりをする」と回答した方が56.6%、「こどもを成績や学歴だけで判断すること」と回答した方が50.5%と高い関心を示されました。また、「家庭環境や経済状況等が理由でこどもの生活や進学、就職に支障があること」「大人による暴力や育児放棄などの虐待があること」も4割以上の方が問題であると回答されています。

いじめや不登校は、学校教育の大きな課題です。近年、子どもたちにもインターネットは非常に身近な存在となっています。その匿名性や情報発信の容易さから、様々な問題が発生し、「いじめ」が深刻化する一つの要因にもなっています。子どもたちが人権の重要性について確かな知識を持ち、日常生活においてもお互いを尊重した行動ができるように人権教育を推進していく必要があります。

また、家庭における児童虐待（身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト*）の問題も増加しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応・子どもや家庭に対する細やかな支援が重要となっています。

このほか、本来は大人が担うと想定される家族の介護や身の回りの世話、家事などを日常的に行う子どもたち「ヤングケアラー」も問題となっています。

*児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

平成元(1989)年の第44回国連総会で採択され、日本は平成6(1994)年に批准した。この条約では、18歳未満のすべての子どもを対象（第1条）とし、子どもの最善の利益（第3条）、生存や発達（第6条）、意見表明や参加（第12条）、教育（第28条）、休息や遊び（第31条）といった権利を実現・確保するために必要な事項を定めている。前文と54条からなる本文で構成され、条約の全文（和訳）は巻末資料のとおり。

*ネグレクト

子どもや高齢者などの社会的弱者に対して、その保護や養育義務を果たさず放任すること。子どもに対するネグレクトには、具体的に以下のようなものがある。

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、①家に閉じこめる（子どもの意思に反して学校等に登校させない）、②重大な病気になっても病院に連れて行かない、③乳幼児を家に残したまま度々外出する、④乳幼児を車の中に放置するなど。
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。
- 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。

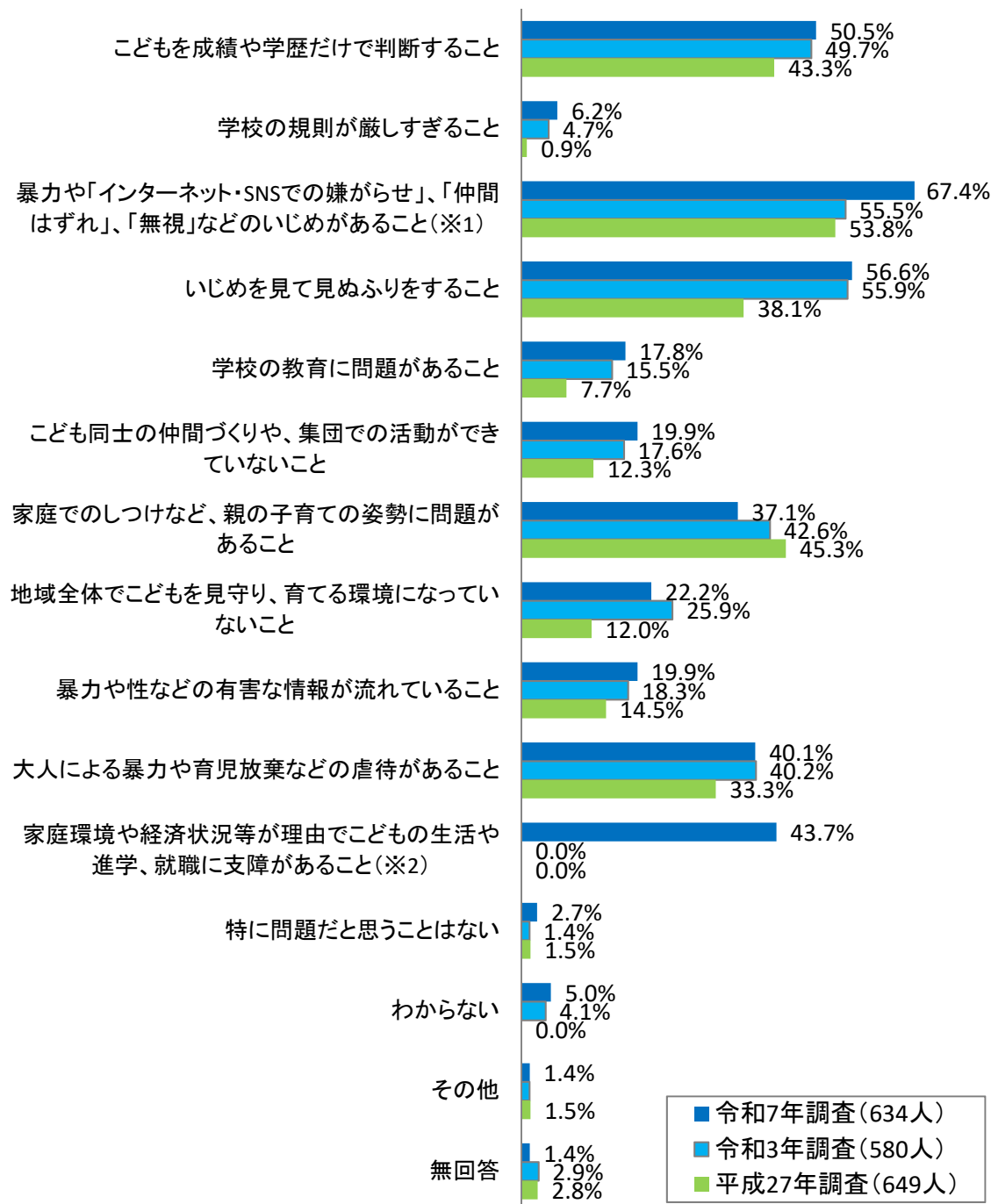
例えば、①適切な食事を与えない、②下着など長期間ひどく不潔なままにする、③極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど。

- 子どもを遺棄する。
- 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人が身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待と同様の行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。 など

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問11 こどもの人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

(〇はいくつでも)



※1 選択肢に「インターネット・SNSでの嫌がらせ」の内容を追加した。

※2 ヤングケアラーを意図する選択肢である。今回から新たに追加した選択肢であるため令和3年調査以前のデータはない。

〔施策の方向性と取組〕

①一人一人を大切にする教育の推進

「浜田市総合振興計画(第2次)」、「浜田市教育振興計画」に述べてあるように、人権感覚を育み、人を人として大切にする児童生徒の育成に取り組みます。このため、学校の人権・同和教育推進体制を充実し、模範となるべき教職員の資質の向上を図るため、教職員の人権・同和教育研修を繰り返し実施するとともに、児童生徒を対象とした人権集会等の充実を図ります。

②「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)、「こども基本法」、「浜田市こども計画」などを踏まえた取組

次世代を担うすべての子どもの権利が擁護され、意見が尊重される環境づくりのため、子どもの権利条約の啓発に努め、「こども基本法」及び「浜田市こども計画」の趣旨に則り、子どもは権利の主体であることを念頭において、子どもの権利擁護を推進する取組を行います。

③いじめ・不登校問題への取組

平成26年12月には「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめ防止対策推進条例」を制定しました。この条例は、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市、教育委員会、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市の対策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応と、不登校の解消に向け、指導相談機能の充実を図ります。

④乳幼児や児童への虐待防止の取組

虐待が発生する背景には、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く社会・家庭環境の多様化などが複雑に絡み合っています。妊娠期から切れ目のない子育て支援に取り組み、リスクのある家庭の把握と虐待の早期発見に努めます。また、虐待を発見した場合には、児童相談所はじめ関係機関や地域と連携し、迅速かつ適切に対応します。

子育てを社会全体の問題として認識し、虐待への関心を高めるため早期発見と予防についての広報・啓発活動を行い、住民の関心を喚起し、通告義務の周知を図ります。

児童福祉施設等に入所している子どもについても、家庭と同じような環境の中で育つよう、施設の職員に対する研修を支援し、連携に努めます。

⑤子どもの貧困対策への取組の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、経済的支援や相談体制の充実を図ります。

⑥子どもの健全育成に向けての取組

子どもに基本的な生活習慣を身につけさせるという家庭の果たす役割の再認識を促し、メディアとの接触時間を含めた基本的な生活習慣の定着や規範意識醸成に向け、啓発や学習機会の提供に努めます。

インターネットやスマートフォンなどの情報通信技術が急速に普及し、インターネット上の有害な情報の拡散や犯罪被害が問題となっています。インターネット等の利用について、生活習慣、人権尊重、情報モラルの視点から正しい知識と態度が育つよう、学校や家庭における教育や啓発に取り組みます。

⑦相談体制の充実

児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動など生徒指導上の諸問題に対して、教育相談員、スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）による相談・支援体制の充実を図り、いじめ等の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決に向けた取組を推進します。

心理的、環境的その他の要因によって不登校の状態にある児童生徒に対しては、教育支援センター「山びこ学級」において、小集団での学習指導、体験的活動、対象児童生徒や保護者との面談を通して学校や社会への適応を図ります。

また、平成18(2006)年度から松江地方法務局及び島根県人権擁護委員連合会が実施する「子どもの人権ＳＯＳミニレター」、こども家庭庁が実施する相談窓口、文部科学省が実施する「子どものＳＯＳの相談窓口」等の相談ツールや相談窓口の周知を図ります。

(4) 高齢者

〔現状と課題〕

我が国の高齢化は急速に進行し、「令和6年版高齢社会白書」において令和5年10月1日現在の高齢化率は29.1%となっています。

本市では、令和7(2025)年4月1日現在、高齢化率が 38.8%となっており、地区によっては、60%を超えているところもあります。一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増えるとともに、寝たきりや認知症による要介護認定者も増加しています。

平成18(2006)年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されましたが、高齢者に対する身体的・精神的虐待はあとを絶たず、このほかにも高齢者の人権に関する問題は、悪徳商法の被害者になりやすいこと、認知症高齢者に対する偏見、社会参加の機会の制限などがあげられます。認知症に関しては、2025年には高齢者の5人に1人が認知症患者になると言われ、国でも令和6(2024)年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(認知症基本法)が施行され、認知症の人も含めた国民全体で共生社会を作ることが目指されています。

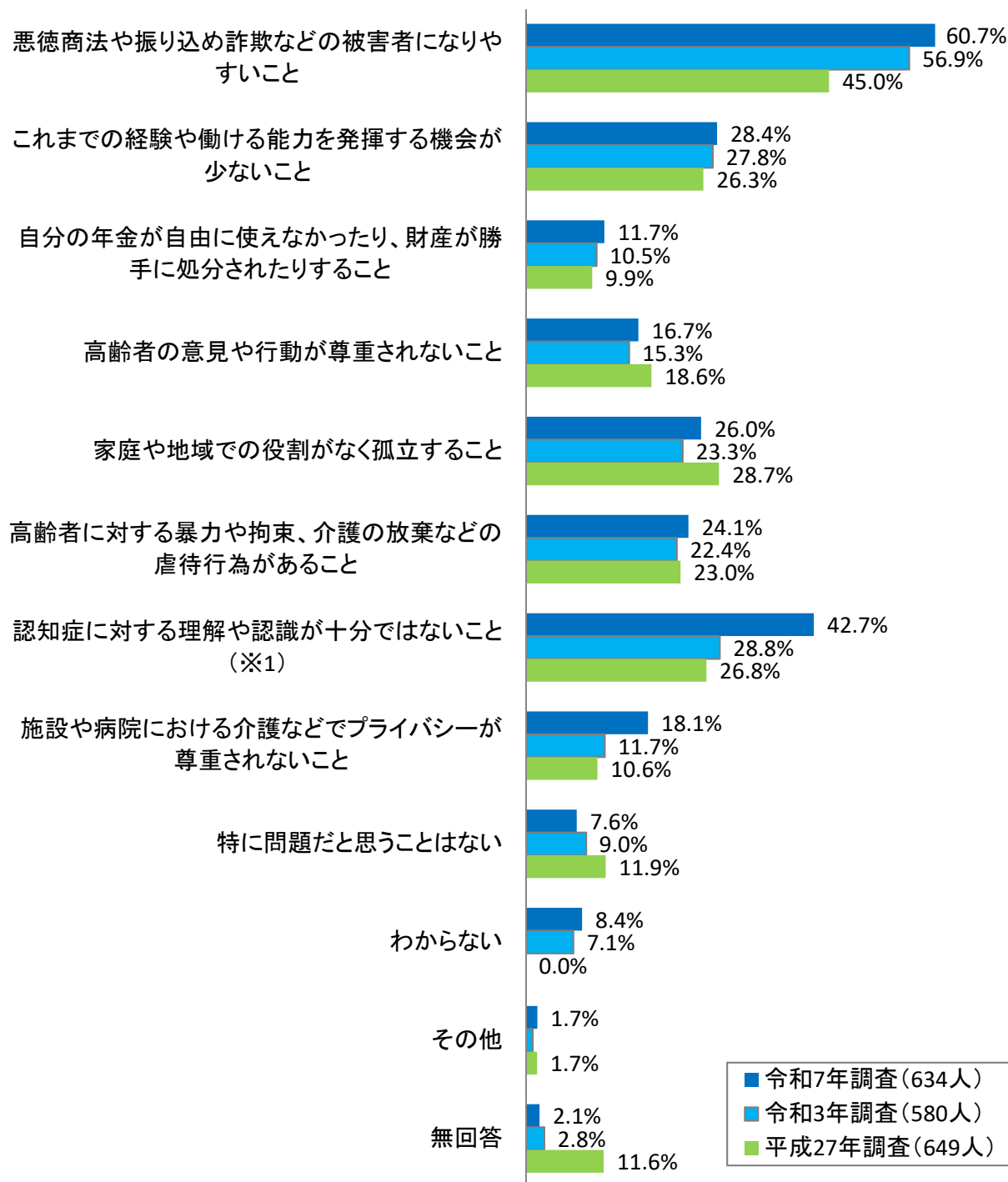
また、高齢者が孤立し、周囲から注目されることなく生活している実態が進行し、時には排除的な扱いを受け、やがて孤独死といった人間の尊厳にかかわる問題となっていくような場合もあります。

高齢者が社会の一員として地域社会の様々な活動に参加できるよう社会環境づくりを進めることはもちろんですが、一人一人が高齢者への理解を深めるとともに、互いに支え合う心を育てることが必要です。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 12 高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

(○はいくつでも)



※1 令和3年調査までの選択肢は「認知症に対する誤解や偏見により不当な扱いを受けること」となっていた。

〔施策の方向性と取組〕

①福祉教育、啓発活動の推進

一人一人が、健康でいきいきとした生活を送るためには、福祉の心を実践する態度に結びつけることが必要であり、学校においては、高齢者等に対する理解を深め、思いやりの心を育てる教育を推進します。

高齢者が多年にわたり社会の発展に寄与してきた人として、生涯現役で積極的に社会と関わり、生きがいを持って生活できる長寿社会について、市民の理解が深まるよう意識啓発に努めます。

②就労・生きがい対策の推進

高齢者が社会の重要な一員として、自らが持つ豊富な経験、技術、知識が社会活動や職場に生かされ、高齢者自身の生活の安定や生きがいが確立できるよう支援します。また、世代を越えた交流の促進を図るとともに、生きがいづくり・健康づくり・閉じこもり防止の場の提供に努めます。

③地域包括ケアの推進

高齢者が、介護が必要な状態となっても可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される仕組み（地域包括ケアシステム）づくりを推進します。

④認知症に対する理解と介護等施策の充実

認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため、その応援者である「認知症サポーター」を増加させるための取組を行うとともに、市民講座等の開催や各種広報媒体の活用により正しい知識と理解の普及に努めます。

また、認知症高齢者の増加が見込まれる中、早期発見・早期対応に重点を置き、専門性を強化した相談体制の充実と、本人・家族の支援に結びつく医療と介護の連携強化を図ります。

⑤権利擁護の推進

全国的に増加傾向にある高齢者虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待）に対し、虐待防止に関する研修の実施やケア会議等により事例の検討・検証を行い、「虐待の芽を摘む」体制の強化を図ります。

さらに、判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らせるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及と利用促進を図ります。

(5) 障がいのある人

〔現状と課題〕

平成 18(2006)年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約) *は、21 世紀で最初につくられた人権条約であり、我が国は平成 26(2014)年に批准しました。

国においては、この条約の理念を踏まえ、平成 23(2011)年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、障がいを理由とする差別禁止の理念が法律に明記されました。

その他、平成 23(2011)年の「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)の制定、平成 24(2012)年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)の制定、平成 25(2013)年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の制定や「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)の改正など、障がいのある人の権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法整備が進みました。平成 28(2016)年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止と障がいのある人への合理的配慮*が求められるようになりました。さらに、令和 6(2024)年からは、すべての事業者*に対して不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が義務付けられています。

障がいのある人への偏見や差別意識が生じる背景には、障がいについての知識や理解不足等が挙げられます。障がいのある人を取り巻く環境には様々な問題があることを理解し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりを目指し実践することがなにより重要です。浜田市でも平成 30(2018)年に「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」を制定して障がい者問題の解決に取り組んでいます。

＊障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

平成 18(2006)年の第 61 回国連総会で採択され、日本は平成 26(2014)年に批准した。この条約は、すべての障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としている。障がいに基づくあらゆる差別を禁止することや合理的配慮が提供されることを確保するための措置（第 5 条）などを定めている。前文と 50 条からなる本文で構成され、条約の全文（和訳）は巻末資料のとおり。

＊合理的配慮

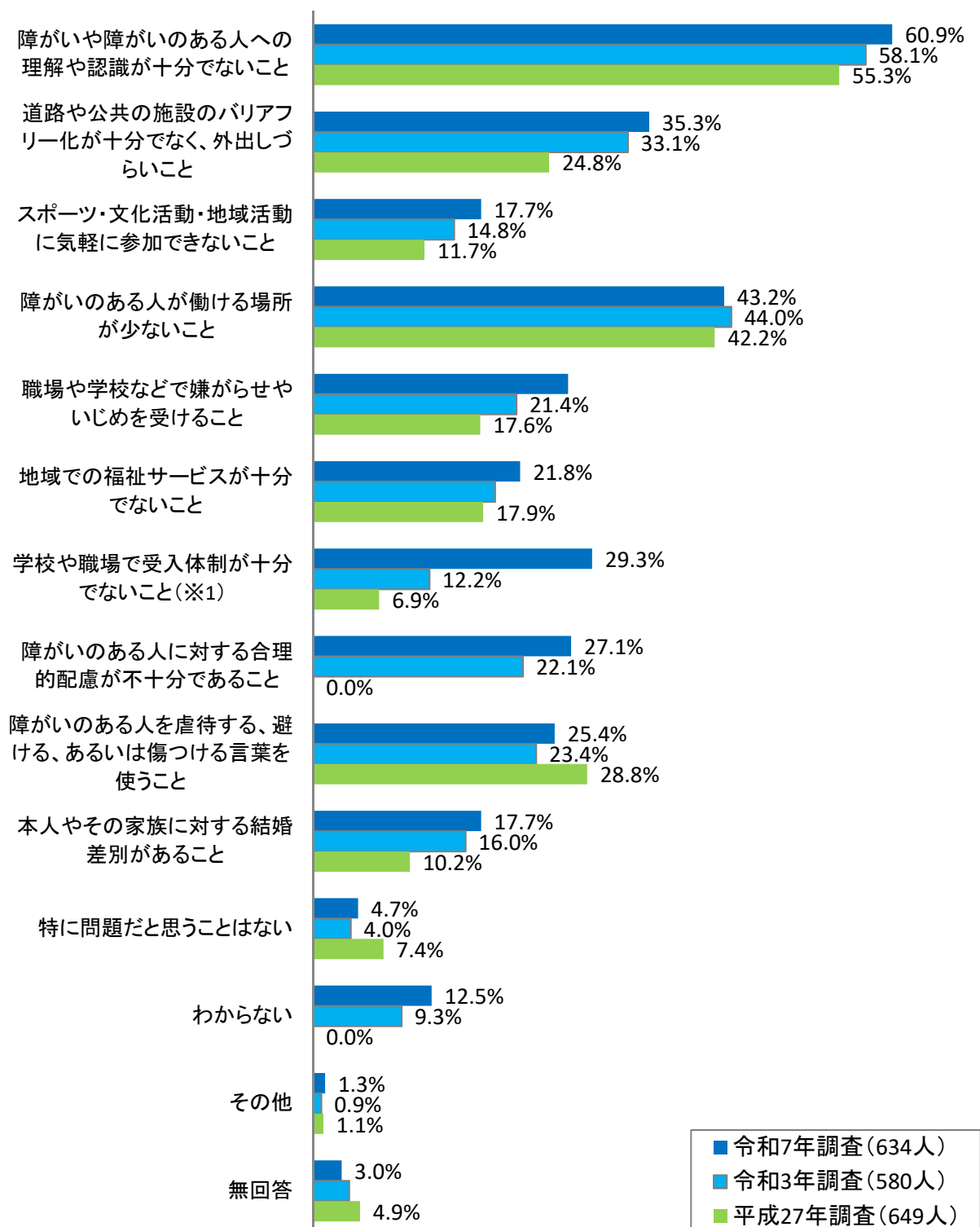
障がいのある人となない人の平等な機会を確保するために、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することを「合理的配慮」と言い、こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合は差別に当たる。ただし、その実施に過重な負担がかかる場合には、合理的配慮を行わなくても差別にはならない。（知的障がい等により、本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできる。）

＊事業者

商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者である。個人事業主やボランティア活動をするグループなども事業者に入る。対象となる分野は、教育、医療、福祉、公共交通など、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となる。（出典：内閣府 HP 政府広報オンライン、障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト）

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 13 障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。
(〇はいくつでも)



※1 令和3年調査までの選択肢は「学校の受入体制が十分でないこと」となっていた。

〔施策の方向性と取組〕

①障がいに対する理解と差別解消の促進

誰もが心のバリア（障壁）を取り除き、障がい特性や障がいのある人に対する理解を深め、不当な差別の解消に向けた教育や啓発に取り組みます。また、“やさしくて温かい”共に生きる社会づくりを目指すため、「あいサポート運動*」や福祉教育等を浜田市社会福祉協議会と連携して推進します。

②人にやさしく安心して暮らせるまちづくりの推進

平成30(2018)年7月に施行した「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」に基づき、障がいのある人が住み慣れた地域で、安全かつ快適に生活を送る上で妨げとなっている様々な障壁（心のバリア、環境のバリア、情報のバリア、制度のバリア等）のバリアフリー化（障壁の除去）や、全ての人に配慮したユニバーサルデザイン*によるまちづくりを推進します。

また、障がいのある人が、障がいの種別や状態に関わらず、住みたい地域で自立した生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスの提供や相談体制の充実を図ります。

③障がい者の社会参加と就労支援の取組

障がいのある人の社会参加を促進するため、移動支援事業や社会参加促進事業により、外出支援策の充実やスポーツ・文化・芸術活動等に参加しやすい環境づくりに努めます。

また、障がいのある人の雇用を促進するため、企業に対する各種支援制度の周知・啓発と、障がい福祉サービスによる就労支援や相談・助言体制の充実を図るなど、障がい者雇用の機会の拡大に努めます。

④権利擁護の推進

障がいを理由とした差別や障がい者虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待）を受けることなく、安心して地域で暮らせるように、成年後見制度や、浜田市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等の普及と利用促進を図ります。

*あいサポート運動

地域の誰もが障がいのある人と共に生きるサポーターになることを目的としており、様々な種別の障がいを知ることからはじめ、障がいのある人が日常生活で困っていることを理解した上で、それぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していこうという運動のこと。

*ユニバーサルデザイン

「普遍的な」、「全体の」、という言葉が示しているように、すべての人が等しく尊重される社会を目指し、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用可能なように、最初から「まち」、「もの」、「サービス」、「制度」などを設計（デザイン）すること。

(6) 外国人

〔現状と課題〕

令和 7(2025)年 4 月 1 日現在、本市の人口 47,311 人のうち、外国人の数は 737 人で、市全体のおよそ 65 人に 1 人が外国人の方です。このため、言語や習慣、文化の違いにより相互理解が十分でないなどの理由で様々な問題が発生しています。本市が令和 7(2025)年 2 月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習がわからず、日常生活に支障をきたすこと」と回答した方が 43.7%あり、次いで「日本語学習や日本の生活習慣を学習する機会が少ないこと」と回答した方が 33.4%、「日本人の異文化理解が十分ではなく、外国人に対する偏見があること」と回答した方が 31.7%あったことからしても、言語、習慣、制度、文化等の違いを相互理解するための交流促進や、在住外国人への支援が課題となっています。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチ*（差別をあおる憎悪表現）であるとして社会問題になっています。こうした中、ヘイトスピーチの抑止・解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が平成 28(2016)年 6 月に施行されました。

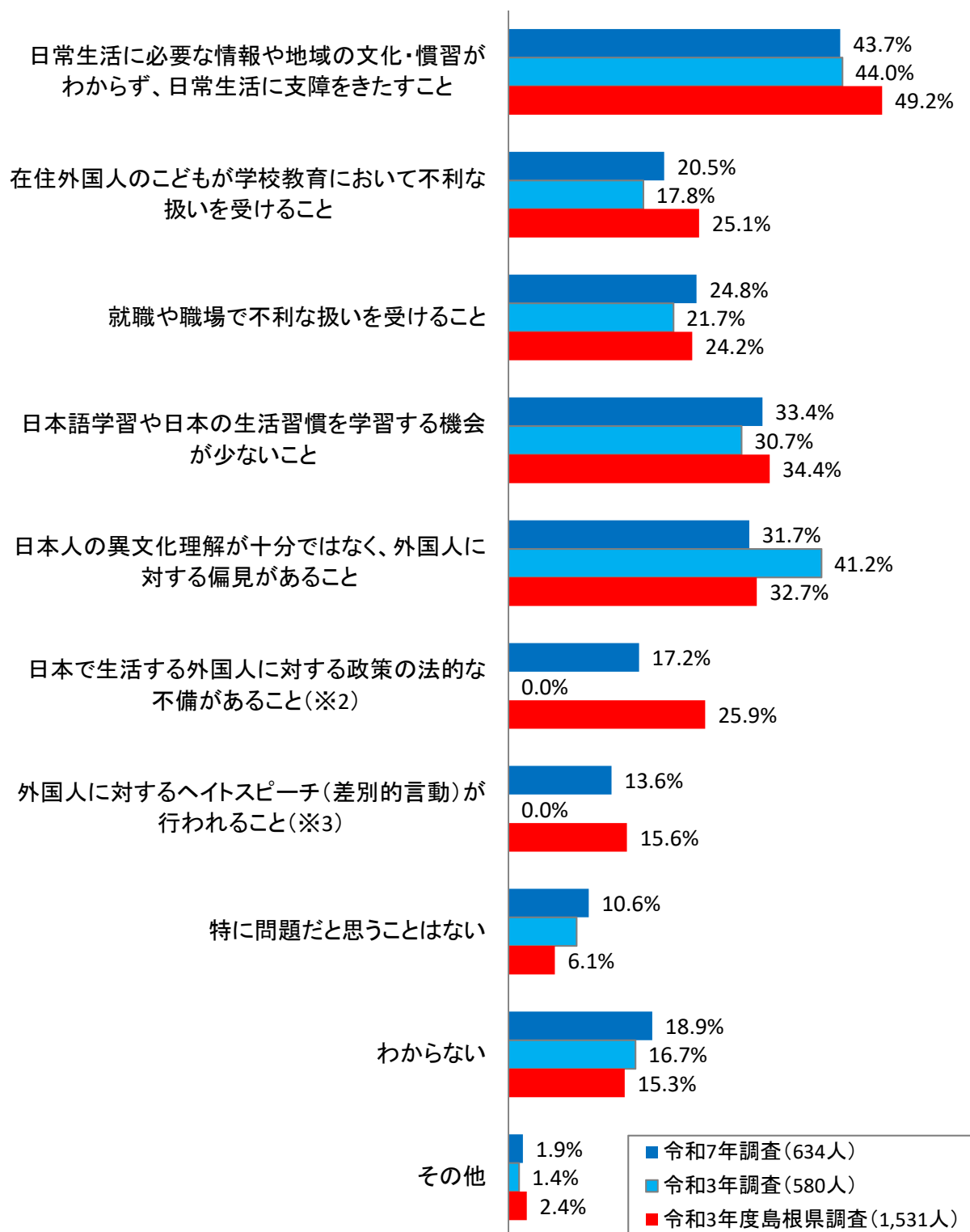
*ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 21 日本で生活する外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

(〇はいくつでも) (※1)



※1 令和3年調査での設問は「外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」としていた。

※2 令和3年調査にはない選択肢のためデータはなし。また、令和3年度島根県調査での選択肢は「入管施設内での収容者の死亡等不適切な取扱いに見られるような外国人政策の法的な不備があること」となっていた。

※3 令和3年調査にはない選択肢のためデータはなし。

〔施策の方向性と取組〕

①差別意識を解消し、多文化共生社会の実現のための啓発の推進

外国人への理解不足が生み出す差別意識を解消するため、市内に在住する外国人と地域住民がふれあい、お互いの国や人、考え方や価値観の違いを認め合い、理解を一層深める草の根の国際交流が大切です。地域に居住する同じ住民として心の中の国境をとり払い、外国人の人権に配慮した行動ができるよう、地域の内外において多様な文化や人々が共存していける多文化共生社会の実現に向けて「共に生きる」社会の構築を進めていきます。

②外国人との交流の促進と国際協力の精神を培う教育の推進

外国の文化や習慣等の正しい理解を深めるとともに、国際交流・協力団体等と連携しながら、国際親善、国際協力の精神を培う教育を推進します。

③学校における国際理解教育の推進と外国籍児童生徒への支援

国際化の進展に伴い、各教科等の学習を通して、他国の文化・価値観の尊重や共生にむけた相互理解への取組を推進します。また、小中学校に在籍する外国籍児童生徒への日本語指導はもちろん学校生活を送る上での不安解消のためメンタル面のサポートも行います。

（７）患者や感染者等

〔現状と課題〕

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染者・エイズ患者やハンセン病患者・回復者及びその家族に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。そのことが原因となって、医療現場における診療拒否のほか、採用拒否や職場解雇、入学（入園）や登校（登園）の拒否、アパートへの入居拒否や立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権侵害となって現れています。

また、令和2(2020)年1月に我が国で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス(COVID-19) では、り患した本人・家族のほか、医療従事者にも偏見の目が向けられ、人権上の問題が生じています。今後も、新興感染症が出現する可能性があるので、冷静な対応と正しい理解が必要です。

本市が令和7(2025)年2月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「患者及び感染者等の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「周囲の人たちの病気についての認識や理解が十分でないこと」と回答した方が59.8%あり、次いで「本人・家族が世間から偏見の目で見られること」と回答した方が37.5%あったことからしても、正しい知識の普及・啓発が課題となっています。

「ハンセン病回復者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対して、「地域や社会での正しい知識や理解が不十分であること」が42.3%と最も多く、次いで「ハンセン病回復者とその家族に対する偏見・差別が残っていること」が39.0%と続いている。ハンセン病に対しても正しい知識の普及と啓発が課題として残っています。

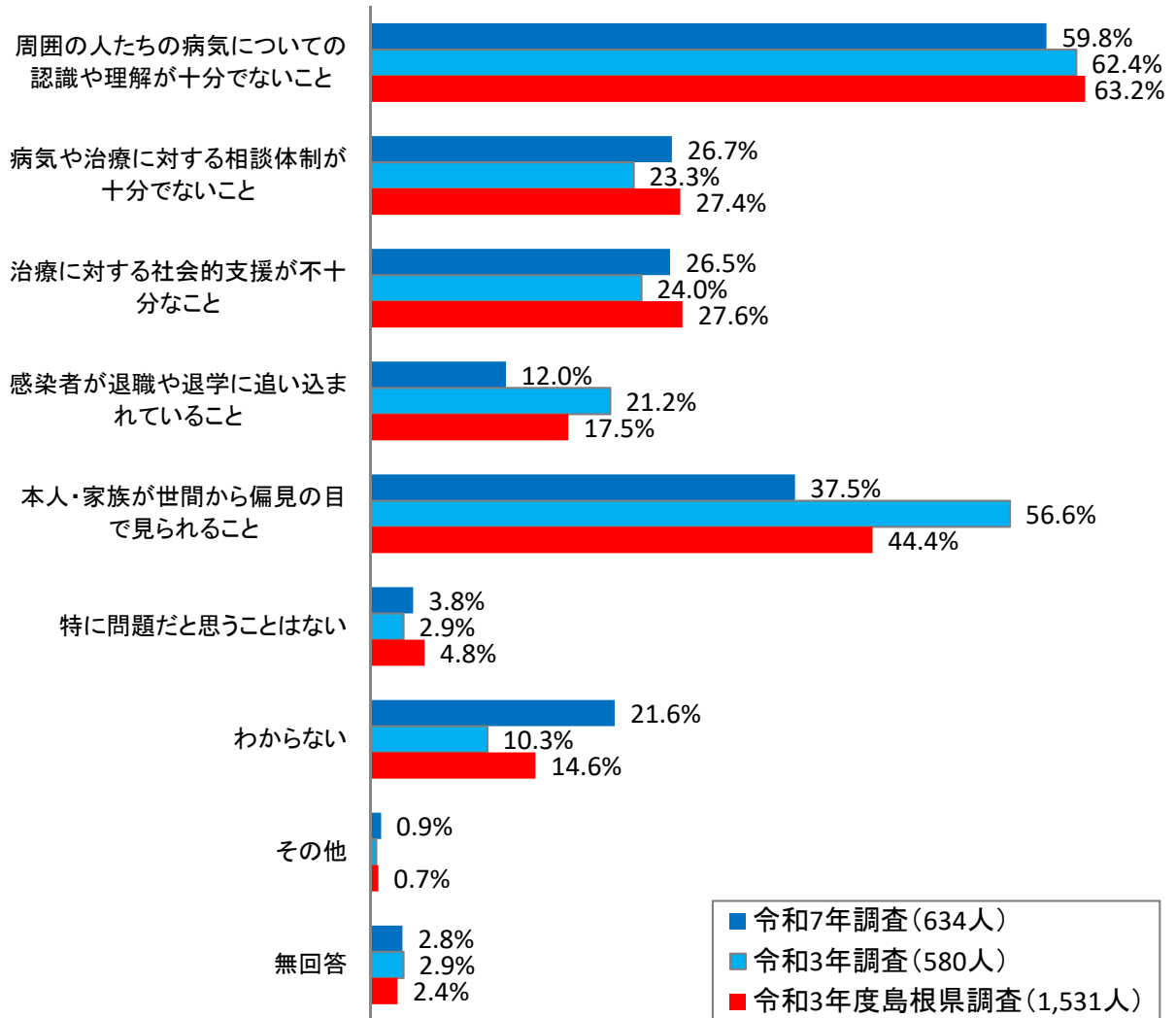
〔施策の方向性と取組〕

① 教育・啓発活動の推進

病気や感染症等に対する正しい知識を普及することにより市民が理解を深められるよう差別意識解消に向けた教育・啓発活動に努めます。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 22 HIV（エイズの原因ウイルス）感染者、肝炎ウイルス感染者などの人権について、特に

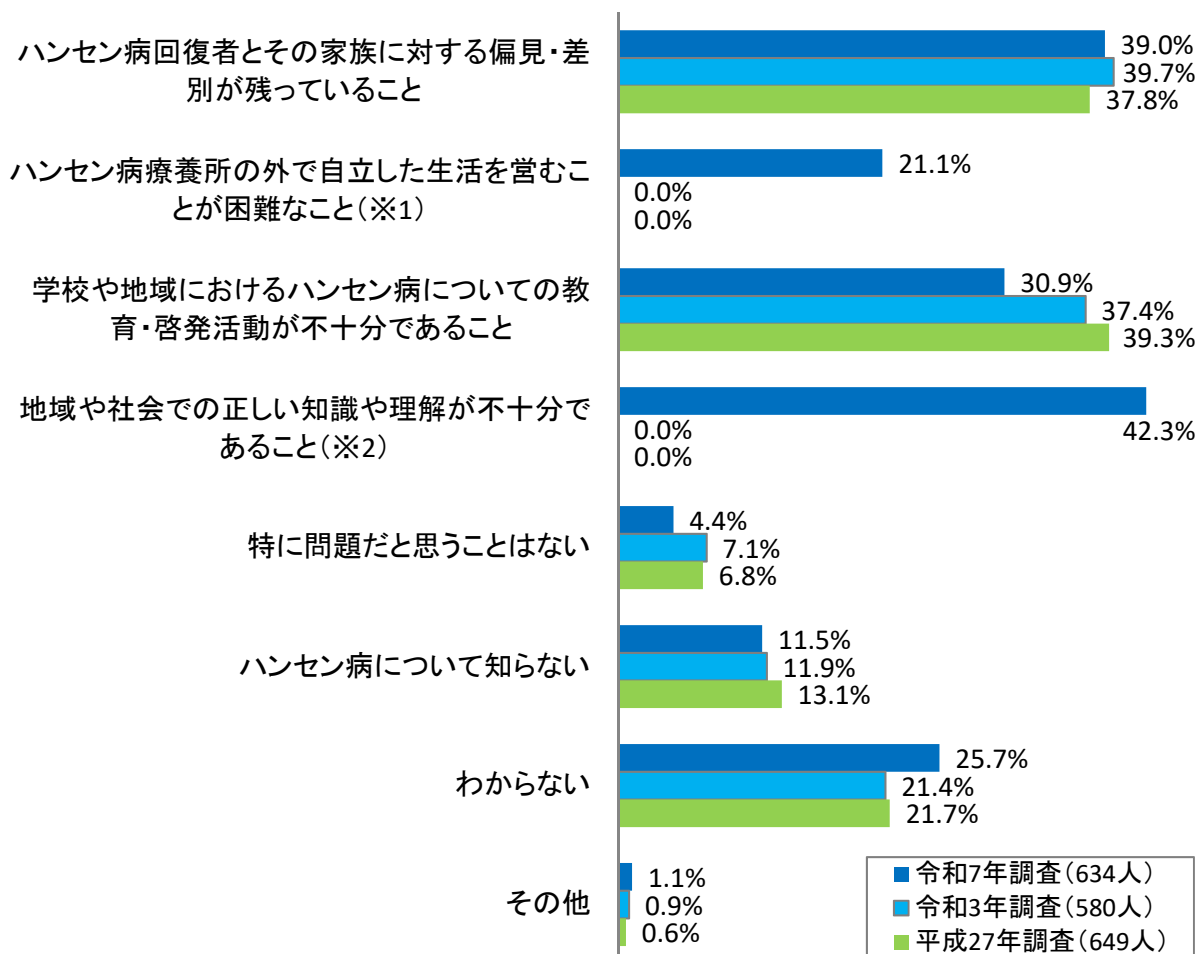


※1 今回の設問は令和3年度島根県調査の設問に表現を合わせて実施した。なお、令和3年調査の設問は「HIV（エイズの原因ウイルス）感染者、肝炎ウイルス感染者、新型コロナウイルス感染者などの人権について」としていた。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 23 ハンセン病回復者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

(〇はいくつでも)



※1 令和3年調査以前での選択肢は「ハンセン病回復者の社会復帰に対する支援が不十分であること」となっていたためデータはない。

※2 今回の調査で新たに設けた選択肢のため令和3年調査以前のデータはない。

〔施策の方向性と取組〕

①教育・啓発活動の推進

感染症等に対する正しい知識の普及と差別意識解消に向けた教育・啓発活動に努めます。

(8) 犯罪被害者とその家族

〔現状と課題〕

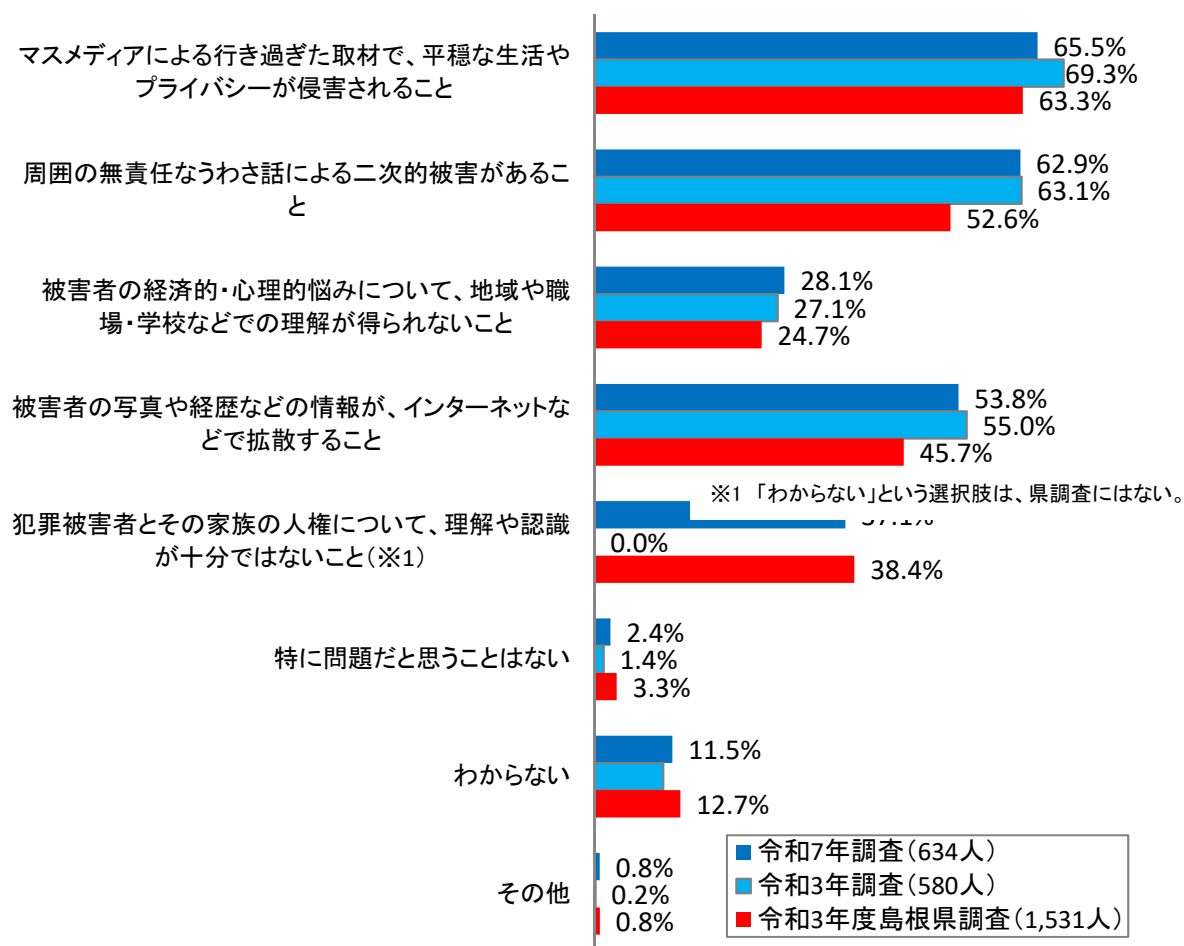
犯罪被害者とその家族は、犯罪の直接的な被害にとどまらず、精神的・経済的にも大きな影響を受ける場合が多いほか、一部のマスメディアや周囲の人々による無責任な言動による二次的被害で苦しめられることも少なくありません。私たち誰もが犯罪被害者になる可能性があり、ひとたび被害にあうと平穏な生活を取り戻すのは容易ではありません。

平成 17(2005)年 4 月には「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者等への支援が、国、地方公共団体、国民の責務とされたことから、社会全体で犯罪被害者等を支援していくことが求められています。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 24 犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

(〇はいくつでも)



※1 今回の調査で新たに設けた選択肢のため令和3年調査のデータはない。

〔施策の方向性と取組〕

①犯罪被害者等の心情に配慮した対応と支援活動の推進

犯罪被害者等が置かれている状況に対する理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を高めるための啓発と、公益財団法人島根県サポートセンターなど犯罪被害者等に対する相談・支援機関の周知に努めます。

(9) 刑を終えて出所した人等

〔現状と課題〕

刑を終えて出所した人等やその家族に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても根強い偏見や差別意識があり、就職や住居の確保に際して大きな障害となるなど、社会復帰を目指す人たちにとって困難な状況にあります。

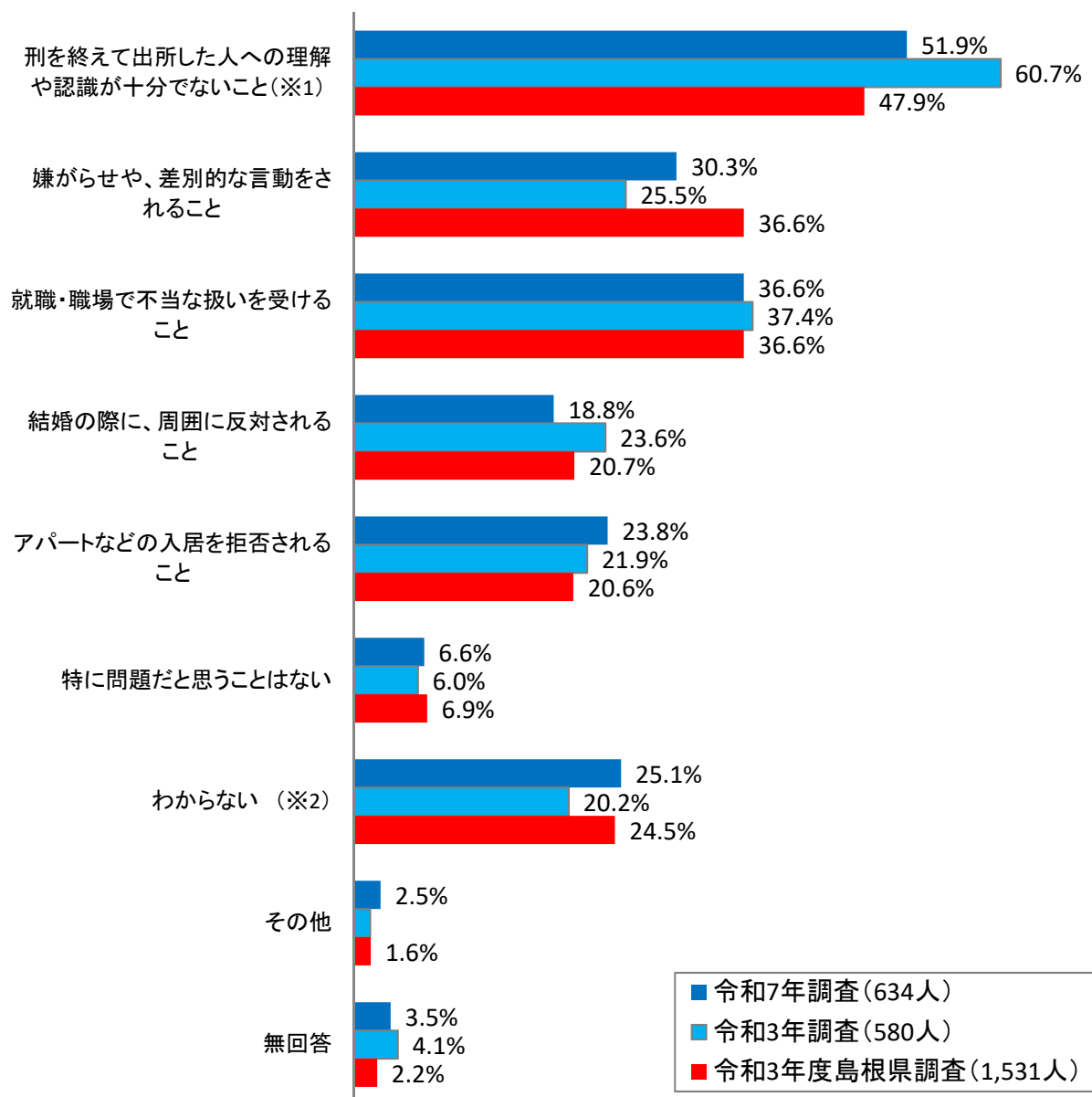
刑を終えて出所した人等が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が不可欠です。

平成 28(2016)年 12 月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、犯罪をした人等の再犯の防止と社会復帰に関する施策を講じることが定められました。新たな犯罪被害の防止とともに、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人の円滑な社会復帰を支援するため、本市では令和 3(2021)年度に「浜田市再犯防止推進計画」を策定し、令和 4 年度から令和 9 年度の 6 か年に渡って、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向けて取組を進めています。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 25 刑を終えて出所した人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

(〇はいくつでも)



※1 令和3年調査では「出所した人に対する偏見があること」となっている。

〔施策の方向性と取組〕

①啓発活動の推進

刑を終えて出所した人等やその家族の人権が侵害されることのないよう、関係機関等と連携・協力して啓発活動を推進します。

②「島根あさひ社会復帰促進センター」設置の理念を生かす取組

平成20(2008)年10月に開設された「島根あさひ社会復帰促進センター」においては、PFI手法*により施設を運営しており、「官民協働の運営」、「地域との共生」、「人材の再生」を基本理念に、受刑者の改善更生・社会復帰に向けた様々な取組が行われています。特徴的な

取組として、地域との連携に基づいて行われる文通プログラム、盲導犬パピープログラム、農林業における施設内外での作業など、地域の人材と資源を幅広く活用して行われています。これは、従来の職業訓練に代わって民間企業等が受刑者の職業訓練の実施に積極的に参画し、再犯防止・社会復帰に寄与しようというものです。

また、現行のP F I 事業期間は令和7年度末で終了し、令和8年度以降は次期P F I 事業期間が開始しますが、従来の取組に加え、再犯防止のための訓練と地域課題の解決を結びつける取組が計画されており、引き続き企業等の就労支援をはじめ、更生保護制度、出所後の地域社会の温かい理解、受け入れ体制等の充実に努めます。

*** P F I 手法（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）**

従来は国や地方自治体が行っていた公共施設などの建設、維持管理、運営などにおいて、民間の資金、ノウハウを活用することでより効率的で質の高い公共サービスを提供するもの。

(10) インターネット等による人権侵害

〔現状と課題〕

高度情報化によるインターネットの発展とスマートフォンの普及は、私たちの生活に多くの利便性をもたらし、社会のあらゆる場面で欠かせないものとなっています。しかし一方では、発信の匿名性の高さや情報発信の容易さから、人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現や有害な情報が氾濫し、人権に関わる大きな問題が増えています。

本市が令和 7(2025)年 2 月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「現在どんな人権課題に関心を持っているか」という設問では、「インターネットや SNS などによる人権侵害」と回答した方が 47.3%と障がいのある人の人権に次いで 2 番目に多く、また、「インターネットや SNS による人権侵害について、どのようなことが問題だと思うか」という設問で最も多かった回答は、「他人を誹謗中傷する投稿のあること」の 81.1%でした。

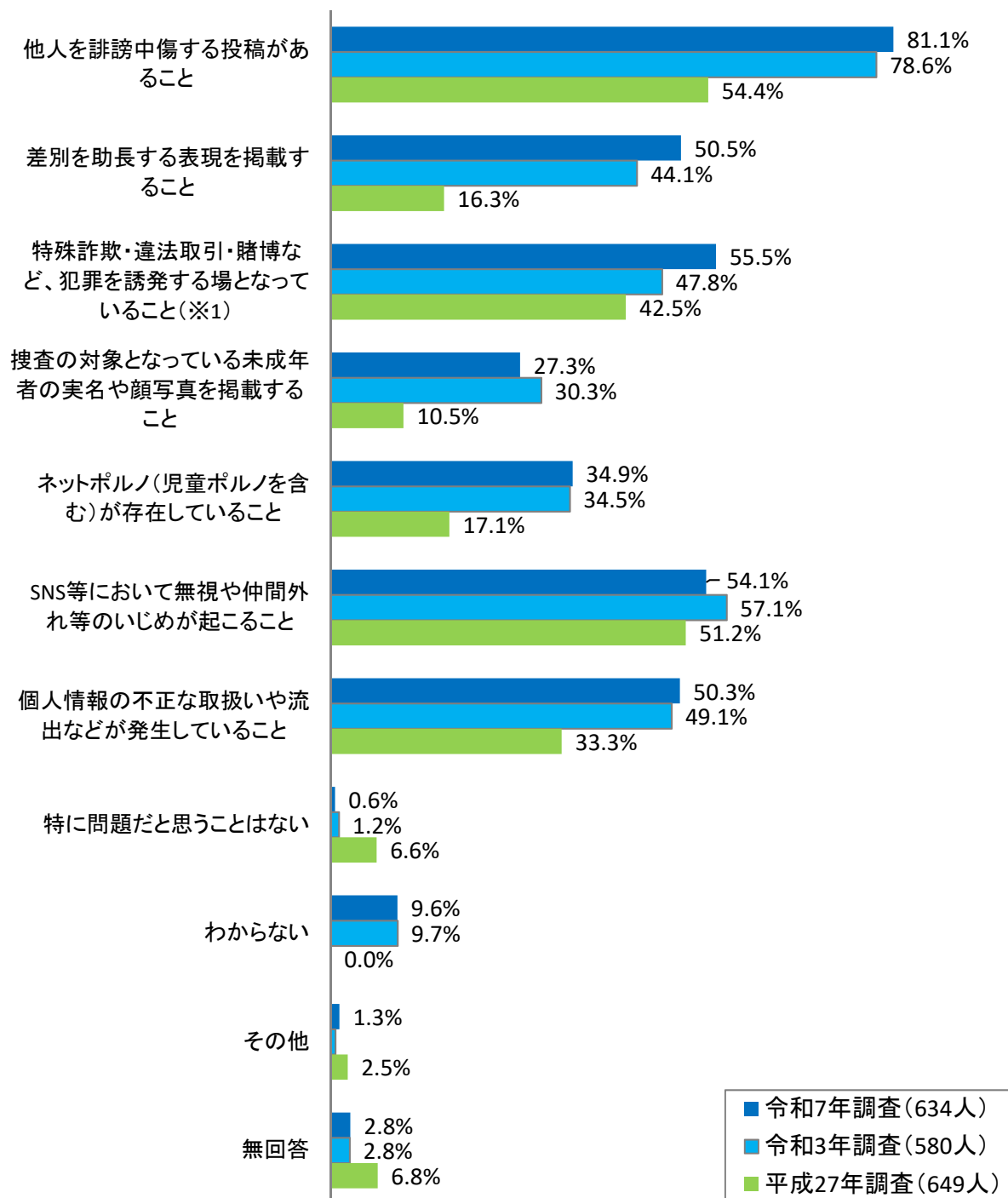
平成 13(2001)年には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が制定され、インターネット上で人権侵害が発生した場合にプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利が定められました。また、令和 6(2024)年には「情報流通プラットフォーム対処法」が施行され、SNS や動画共有サイトにおける人権侵害についても規制されることになりました。

インターネットの正しい利用の仕方やマナーを身につけ、インターネット上で不適切な書き込みを見つけたときや被害にあったときの対処方法等の理解と普及が求められています。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 26 インターネットや SNS による人権侵害について、どのようなことが問題だと思いますか。

(○はいくつでも)



※1 令和3年調査では「出会い系サイトなど、犯罪を誘発する場となっていること」となっている。

〔施策の方向性と取組〕

①情報モラルの啓発と人権侵害拡大の防止

インターネット利用者が情報モラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発を推進するとともに、定期的なモニタリングの実施による人権侵害の早期発見と法務局など関係機関との連携による削除依頼など、被害の拡大防止に努めます。

②情報モラルの教育の充実

インターネットを利用した情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべきことなど、年齢に応じた教育を行い、インターネットとの正しい関わり方や氾濫する情報の中から正しい情報を活用できる能力の育成・向上に努めます。

(11) 性の多様性（性的指向、性自認等）

〔現状と課題〕

私たちはこれまで、性は「男性」と「女性」だけであり、異性を好きになることが当たり前と認識されていましたが、近年では性の多様性に対する理解も進みつつあり、LGBTやLGBTs、LGBTQ+という言葉を目にする機会も増えました。

また、多様な性の構成要素を表す言葉として、「性的指向」(Sexual Orientation)と「性自認」(Gender Identity)の英語の頭文字をとって「SOGI」(ソジ又はソギ)という言葉が使われるようになってきました。

「性的指向」とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向いているかを示す概念です。性の指向は人によって一様ではなく、恋愛・性愛の対象が異性でなく、同性や両性を対象とする人もいます。

また、「性自認」とは、自分の性別をどのように認識しているかを示す概念で「心の性」と呼ばれることもあります。生物学的な性（身体の性）と性自認（自分で認識している「心の性」）が一致している人もいれば、違和感を持っている人もいます。

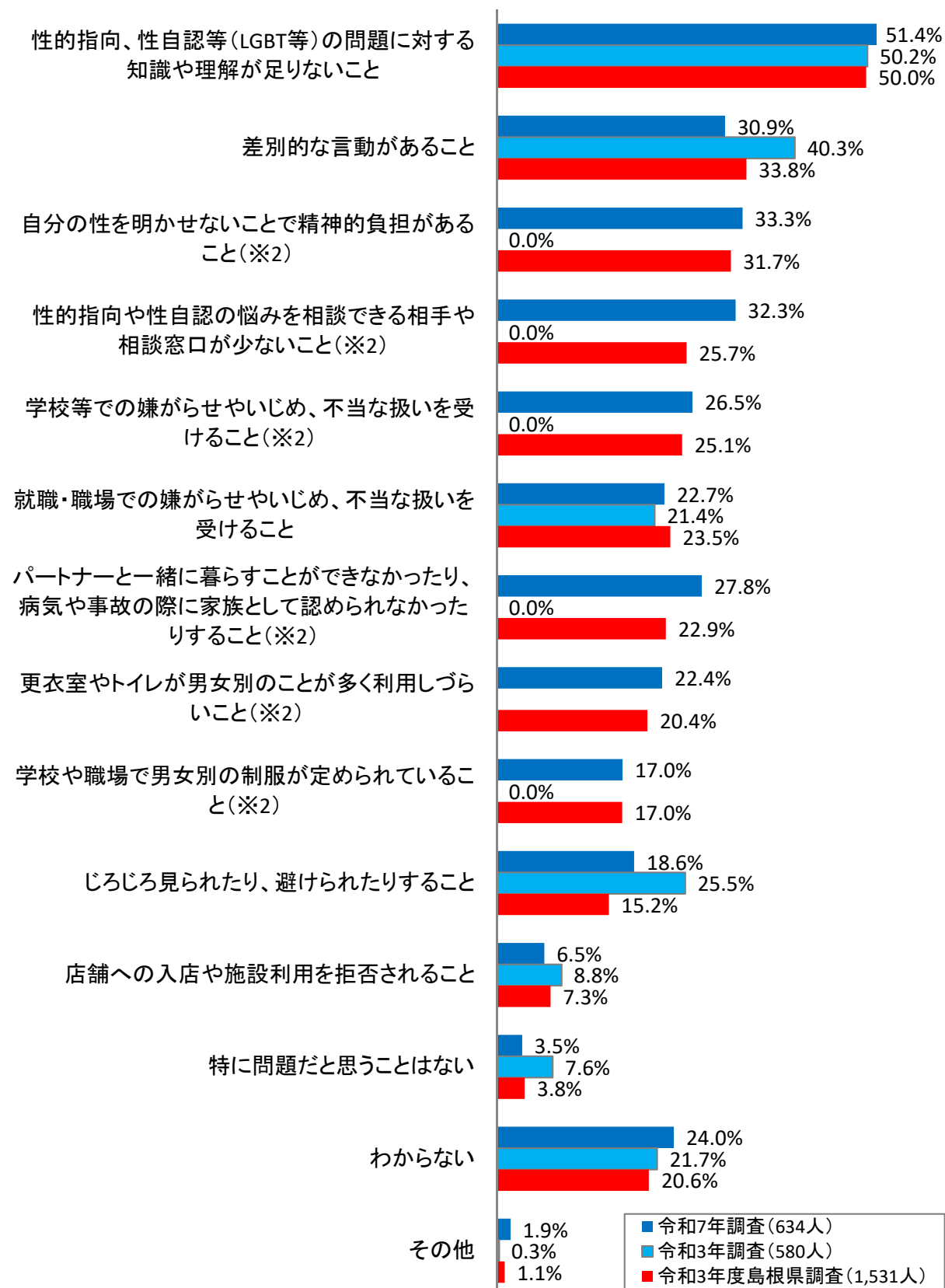
平成15(2003)年には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害者特例法)が制定され、一定の基準のもとに性別の変更も認められるようになりましたが、未成年の子がいないことや性別適合手術を終えていることなどの要件を満たす必要があり、適用要件が最高裁で違憲とされるなど、制度を巡る問題も指摘されています。

また、島根県をはじめとする多くの自治体では、性的少数者パートナーシップの関係にあることを証明するなどの動きも広がっており、同性婚を認める判決も次々と出されています。

多様な性的指向や性自認がある中で、LGBT等の当事者など性的少数者（性的マイノリティ）に対しては、周囲の理解の不足や偏見のため、日常生活の様々な場面において不利益や差別を受けている状況にあることから、国でも令和5(2023)年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(性的少数者理解増進法)を施行し、性の多様性について正しい理解を深める教育と啓発が推進されています。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 28 性的少数者（LGBT 等）の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（○はいくつでも）（※1）



※1 令和3年調査の設問は「性的少数者（同性愛、性同一性障がいなど）の人権について」としていた。

※2 選択肢は令和3年度島根県調査にあわせたため令和3年調査のデータはない。

〔施策の方向性と取組〕

①市民に対する取組

L G B T等に対する偏見や差別が当事者を苦しめていることを認識し、性の多様性について理解を深めるため、啓発資料等の配布、講演会や研修等の実施に努めます。

②学校における取組

性の多様性について教職員が正しく理解し、適切に対応できるよう促します。また、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えるなど、組織的な支援に取り組みます。

(12) 様々な人権課題

①アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、独自の歴史や伝統、文化を持っています。しかし、明治以降の同化政策の中で、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限、禁止され、また、アイヌ語の使用など、伝統的な生活慣行の保持が制限されました。このため、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は、十分に保存、伝承されているとは言い難い状況にあり、また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。

これに対し、平成9(1997)年には、アイヌ文化を振興し、伝統の普及を目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)が施行されました。その後、令和元(2019)年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法)では、アイヌの人々を「先住民族」と明記するとともに、国の責務等が明確化されました。(「アイヌ施策推進法」の施行に伴い、「アイヌ文化振興法」は廃止。)

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重され、理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

②北朝鮮当局による拉致問題等

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成23(2011)年4月1日の閣議決定をもって一部変更され、各人権課題に対する取組の中に、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

このことから、北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であるということを再認識しなければなりません。

住民の間に広く拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、関心と認識を深めるため、各種の広報などにより、啓発活動に努めます。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進します。

③プライバシーの保護

プライバシーをめぐる問題は、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題であり、個人のプライバシーを最大限保護することが必要です。

しかし、情報通信社会の進展に伴い、様々な分野で個人情報を利用したサービスが提供されるようになり、個人情報の取扱いや管理、プライバシーの侵害に対する不安が高まっています。

市の保有する個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人の権利・利益の保護を図ります。また、市民や事業者に対しては、個人情報の適正な管理や取扱いについて啓発に努めます。

④迷信等

本市が令和7(2025)年2月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、風習や慣習についての考えを問う設問について、「結婚式は『大安』がよいと考えること」または「葬式は『友引』の日を避けること」について、「当然のことと思う」と回答した方がそれぞれ39.1%と36.0%おり、依然として「六曜」を重視する方が一定数おられることがわかります。

「六曜」は、古代中国で使われた占いが日本的に変えられ、江戸時代末期頃から「日の吉凶」を表す迷信になったと言われています。このしくみは非常に単純なもので、先勝・友引・先負・仏滅・大安・赤口という順番を、機械的に配列しただけのもので、全く根拠のない迷信にすぎません。

合理的理由や科学的根拠がなく、世間体を気にする価値判断は、「みんながそうしてきたから」という理由で行う身元調査などの差別行為と心理的につながっており、同和問題の解決の妨げにもなっています。

「六曜」をはじめとする根拠のない迷信等と同調し偏見や差別を助長することがないように啓発に努めます。

⑤災害に伴う人権

平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災では、多くの人々が避難生活を余儀なくされ、避難所におけるプライバシーが守られないことや、高齢者、障がいのある人、子ども、女性、外国人など支援を必要とする人々に十分な配慮がなされないことなどの問題がありました。

また、福島第一原子力発電所事故により、被災地からの避難者に対する根拠のない風評や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせなどが大きな問題となりました。

大規模地震のほか、毎年のように発生する大型台風や集中豪雨等による自然災害時において、人権に配慮した被災者支援や避難所運営がなされるよう努めます。

⑥自死遺族

自死はその多くが追い込まれた末の死であるにもかかわらず、自死した人やその遺族に対する根強い偏見や差別意識があり、遺族の心情に配慮のない言動により自死遺族が二次被害に苦しめられることも少なくありません。

平成 18(2006)年 6 月には「自殺対策基本法」が施行され、自死遺族へ適切な支援を行うために必要な施策を講ずることが定められ、本市では平成 31(2019)年 3 月に「浜田市自死対策総合計画」を策定し、令和 5 年 3 月には「第 2 次浜田市自死対策計画」(令和 5 年度～令和 9 年度)を策定しました。自死遺族やグリーフケア等の自助グループへの支援や自死遺族の心情への配慮と相手の立場に立った対応ができるよう周知啓発に努めます。

また、遺族の心情に寄り添った言葉として、本市では「自殺」を「自死」と言い換えて使用しています。

⑦その他の人権問題

その他この計画に掲げていない様々な人権課題や、今後新たに対応すべき人権課題などに対して、あらゆる機会を通じて、人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。

第Ⅲ章 施策の推進

1 推進体制

この計画に基づいて、市政全般にわたり人権尊重の視点で施策が遂行されるよう、人権同和教育啓発センターを中心に、関係部課と緊密な連携を図りながら全庁体制で取組を進めます。

また、関係機関や市民団体等で構成する「浜田市人権・同和教育推進連絡協議会」及び「地域人権・同和教育推進協議会」とも連携しながら、実行性のある人権教育・啓発を推進します。

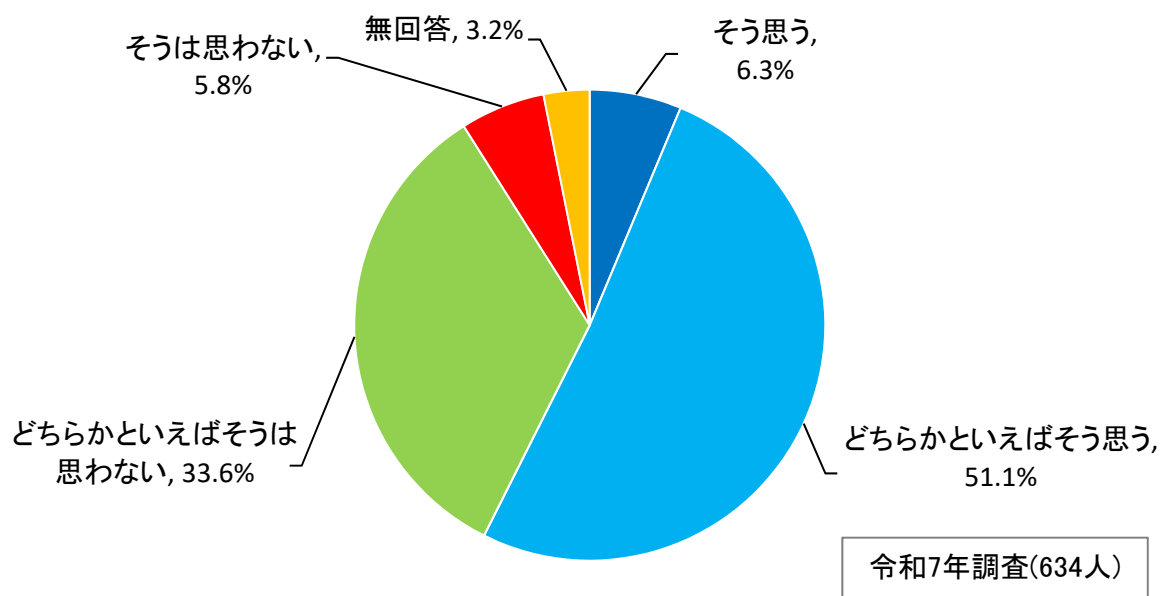
2 浜田市人権尊重推進委員会の設置

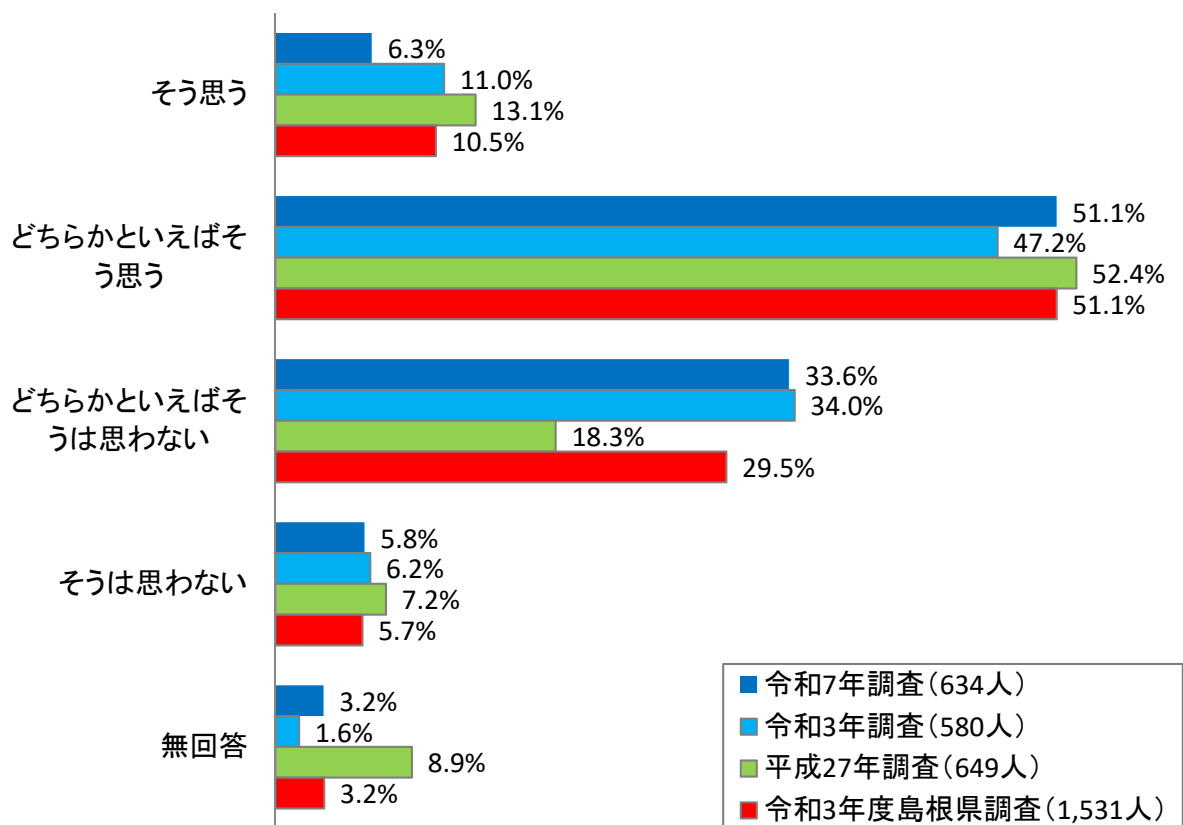
この計画の実行性を高めるため、計画の策定にあたっては15人以内の委員で構成する浜田市人権尊重推進委員会に諮問し、同委員会による調査審議を経て策定します。

そして、同委員会に毎年度の各分野の取組状況について報告し、この計画の推進についての評価及び検証を受けることとします。

（資料）■人権問題に関する市民意識調査

問3 今の浜田市は人権が尊重されるまちになっていると思いますか。（○は1つ）（※1）（※2）





※1 令和3年度島根県調査の設問では、「今の島根県は、人権が尊重される社会になっていると思いますか。」となっている。

※2 令和3年調査以前の設問は「今の社会は、人権が尊重されていると思いますか」となっている。

資 料

世界人権宣言	49
日本国憲法（抄）	52
児童の権利に関する条約	54
障害者の権利に関する条約	65
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	81
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	82
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	87
部落差別の解消の推進に関する法律	89
浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例	90
持続可能な開発目標 SDG s（エス・ディー・ジーズ）	93
<u>浜田市人権を尊重するまちづくり条例</u>	94
<u>浜田市人権尊重推進委員会規則</u>	97
浜田市人権教育・啓発推進基本計画（ <u>第5次</u> ）策定経過	98

「世界人権宣言」

1948年12月10日
第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再認識し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上を促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な斬新的措置によって確保することを努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律にしたがって有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった行為又は不作為のために有罪とされることはない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別を受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人権的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

「日本国憲法（抄）」

昭和 21 (1946) 年 11 月 3 日公布

昭和 22 (1947) 年 05 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協

力により、維持されなければならない。

- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

- ③ 児童は、これを酷使してはならない。

第十章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

「児童の権利に関する条約」

1989 年 11 月 20 日
第 44 回国際連合総会採択

前文

この条約の締約国は、国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924 年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び 1959 年 11 月 20 日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第 23 条及び第 24 条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第 10 条）並びに児童の福祉に係る専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、極めて困難な条件下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、児童とは、18 歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第 2 条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第 3 条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条

- 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第8条

- 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。
- 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

第9条

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。
- 2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
- 4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が

児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第10条

- 1 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。
- 2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

第11条

- 1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
- 2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第15条

- 1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第16条

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣（し）意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

- (a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第 29 条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。
- (b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- (c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
- (d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。
- (e) 第 13 条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

第 18 条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第 19 条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1 の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに 1 に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第 20 条

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1 の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2 の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

第 21 条

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

- (a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えて

いることを認定する。

- (b) 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。
- (c) 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。
- (d) 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- (e) 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

第22条

- 1 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。
- 2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

第23条

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。

- (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
 - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と戦うこと。
 - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
 - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受けられる機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
 - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
- 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第 25 条

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

第 26 条

- 1 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。
- 2 1 の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

第 27 条

- 1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
- 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
- 3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1 の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。
- 4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

第 28 条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
- (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

- (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第 29 条

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
- (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第 30 条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第 31 条

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第 32 条

- 1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
- (a) 雇用が認められるための一又は二以上の最低年齢を定める。
 - (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
 - (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

第 33 条

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

第 34 条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国

は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾作的に使用すること。

第 35 条

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

第 36 条

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

第 37 条

締約国は、次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、18 歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- (b) いかなる児童も、不法に又は恣（し）意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。
- (c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されることがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。
- (d) 自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥（はく）奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

第 38 条

- 1 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。
- 2 締約国は、15 歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
- 3 締約国は、15 歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15 歳以上 18 歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。
- 4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

第 39 条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

第 40 条

- 1 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。
- 2 このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。
 - (a) いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。

(b) 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。

(i) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。

(i i) 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護士その他適当な援助を行う者を持つこと。

(i i i) 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護士その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。

(i v) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。

(v) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。

(v i) 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。

(v i i) 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。

3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。

(a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。

(b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。

4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

第 41 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法律

(b) 締約国について効力を有する国際法

第 2 部

第 42 条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

第 43 条

- 1 この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗（ちよく）の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。
- 2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた 18 人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮に入れる。
- 3 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 1 人を指名することができる。
- 4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月以内に行うものとし、その後の選挙は、2 年ごとに行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 4 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成

し、この条約の締約国に送付する。

- 5 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。これらの会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。これらの会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。
- 6 委員会の委員は、4年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち5人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの5人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙が行われた締約国の会合の議長によりくじ引で選ばれる。
- 7 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として自国民の中から残余の期間職務を遂行する他の専門家を任命する。
- 8 委員会は、手続規則を定める。
- 9 委員会は、役員を2年の任期で選出する。
- 10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原則として毎年1回会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定し、必要な場合には、再検討する。
- 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。
- 12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

第44条

- 1 締約国は、(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から2年以内に、(b) その後は5年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。
- 2 この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に理解するために十分な情報を含める。
- 3 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、1 (b) の規定に従って提出するその後の報告においては、既に提供した基本的な情報を繰り返す必要はない。
- 4 委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。
- 5 委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて2年ごとに国際連合総会に提出する。
- 6 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

第45条

この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

- (a) 専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。
- (b) 委員会は、適当と認める場合には、技術的な助言若しくは援助の要請を含んでおり又はこれらの必要性を記載している締約国からのすべての報告を、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び提案がある場合は当該見解及び提案とともに、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に送付する。
- (c) 委員会は、国際連合総会に対し、国際連合事務総長が委員会のために児童の権利に関連する特定

の事項に関する研究を行うよう同事務総長に要請することを勧告することができる。

- (d) 委員会は、前条及びこの条の規定により得た情報に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、関係締約国に送付し、締約国から意見がある場合にはその意見とともに国際連合総会に報告する。

第3部

第46条

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

第47条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第48条

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第49条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第50条

- 1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から4箇月以内に締約国の3分の1以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。
- 2 1の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の3分の2以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。
- 3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第51条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。

第52条

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後1年で効力を生ずる。

第53条

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

第54条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

「障害者の権利に関する条約」

2006年12月13日
第61回国際連合総会採択

前文

この条約の締約国は、

- (a) 国際連合憲章において宣明された原則が、人類社会の全ての構成員の固有の尊厳及び価値並びに平等のかつ奪い得ない権利が世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであると認めていることを想起し、
- (b) 国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、全ての人はいかなる差別もなしに同宣言及びこれらの規約に掲げる全ての権利及び自由を享有することができることを宣明し、及び合意したことを認め、
- (c) 全ての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者が全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることを再確認し、
- (d) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、児童の権利に関する条約及び全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約を想起し、
- (e) 障害が発展する概念であることを認め、また、障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずることを認め、
- (f) 障害者に関する世界行動計画及び障害者の機会均等化に関する標準規則に定める原則及び政策上の指針が、障害者の機会均等を更に促進するための国内的、地域的及び国際的な政策、計画及び行動の促進、作成及び評価に影響を及ぼす上で重要であることを認め、
- (g) 持続可能な開発に関連する戦略の不可分の一部として障害に関する問題を主流に組み入れることが重要であることを強調し、
- (h) また、いかなる者に対する障害に基づく差別も、人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであることを認め、
- (i) さらに、障害者の多様性を認め、
- (j) 全ての障害者（より多くの支援を必要とする障害者を含む。）の人権を促進し、及び保護することが必要であることを認め、
- (k) これらの種々の文書及び約束にもかかわらず、障害者が、世界の全ての地域において、社会の平等な構成員としての参加を妨げる障壁及び人権侵害に依然として直面していることを憂慮し、
- (l) あらゆる国（特に開発途上国）における障害者の生活条件を改善するための国際協力が重要であることを認め、
- (m) 障害者が地域社会における全般的な福祉及び多様性に対して既に貴重な貢献をしており、又は貴重な貢献をし得ることを認め、また、障害者による人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進することにより、その帰属意識が高められること並びに社会の人的、社会的及び経済的開発並びに貧困の撲滅に大きな前進がもたらされることを認め、
- (n) 障害者にとって、個人の自律及び自立（自ら選択する自由を含む。）が重要であることを認め、
- (o) 障害者が、政策及び計画（障害者に直接関連する政策及び計画を含む。）に係る意思決定の過程に積極的に関与する機会を有すべきであることを考慮し、
- (p) 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的な、種族的な、先住民族とし

ての若しくは社会的な出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害者が直面する困難な状況を憂慮し、

- (q) 障害のある女子が、家庭の内外で暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取を受ける一層大きな危険にしばしばさらされていることを認め、
 - (r) 障害のある児童が、他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有すべきであることを認め、また、このため、児童の権利に関する条約の締約国が負う義務を想起し、
 - (s) 障害者による人権及び基本的自由の完全な享有を促進するためのあらゆる努力に性別の視点を組み込む必要があることを強調し、
 - (t) 障害者の大多数が貧困の状況下で生活している事実を強調し、また、この点に関し、貧困が障害者に及ぼす悪影響に対処することが真に必要なであることを認め、
 - (u) 国際連合憲章に定める目的及び原則の十分な尊重並びに人権に関する適用可能な文書の遵守に基づく平和で安全な状況が、特に武力紛争及び外国による占領の期間中における障害者の十分な保護に不可欠であることに留意し、
 - (v) 障害者が全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たっては、物理的、社会的、経済的及び文化的な環境並びに健康及び教育を享受しやすいようにし、並びに情報及び通信を利用しやすいようにすることが重要であることを認め、
 - (w) 個人が、他人に対し及びその属する地域社会に対して義務を負うこと並びに国際人権章典において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識し、
 - (x) 家族が、社会の自然かつ基礎的な単位であること並びに社会及び国家による保護を受ける権利を有することを確信し、また、障害者及びその家族の構成員が、障害者の権利の完全かつ平等な享有に向けて家族が貢献することを可能とするために必要な保護及び支援を受けるべきであることを確信し、
 - (y) 障害者の権利及び尊厳を促進し、及び保護するための包括的かつ総合的な国際条約が、開発途上国及び先進国において、障害者の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと並びに障害者が市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加することを促進することを確信して、
- 次のとおり協定した。

第1条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

第2条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

第3条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重
- (b) 無差別
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容
- (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービス等の利用の容易さ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

第4条 一般的義務

- 1 締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。
 - (a) この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。
 - (b) 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置（立法を含む。）をとること。
 - (c) 全ての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。
 - (d) この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。
 - (e) いかなる個人、団体又は民間企業による障害に基づく差別も撤廃するための全ての適当な措置をとること。
 - (f) 第2条に規定するユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設であって、障害者に特有のニーズを満たすために必要な調整が可能な限り最小限であり、かつ、当該ニーズを満たすために必要な費用が最小限であるべきものについての研究及び開発を実施し、又は促進すること。また、当該ユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設の利用可能性及び使用を促進すること。さらに、基準及び指針を作成するに当たっては、ユニバーサルデザインが当該基準及び指針に含まれることを促進すること。
 - (g) 障害者に適した新たな機器（情報通信機器、移動補助具、補装具及び支援機器を含む。）についての研究及び開発を実施し、又は促進し、並びに当該新たな機器の利用可能性及び使用を促進すること。この場合において、締約国は、負担しやすい費用の機器を優先させる。
 - (h) 移動補助具、補装具及び支援機器（新たな機器を含む。）並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設に関する情報であって、障害者にとって利用しやすいものを提供すること。
 - (i) この条約において認められる権利によって保障される支援及びサービスをより良く提供するため、障害者と共に行動する専門家及び職員に対する当該権利に関する研修を促進すること。
- 2 各締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとることを約束する。ただし、この条約に定める義務であって、国際法に従って直ちに適用されるものに影響を及ぼすものではない。
- 3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。以下この3において同じ。）を代

表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。

- 4 この条約のいかなる規定も、締約国の法律又は締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であつて障害者の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。この条約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ、又は存する人権及び基本的自由については、この条約がそれらの権利若しくは自由を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及び自由を制限し、又は侵してはならない。

- 5 この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家の全ての地域について適用する。

第5条 平等及び無差別

- 1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。
- 2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。
- 3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。
- 4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

第6条 障害のある女子

- 1 締約国は、障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識するものとし、この点に関し、障害のある女子が全ての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。
- 2 締約国は、女子に対してこの条約に定める人権及び基本的自由を行使し、及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発、向上及び自律的な力の育成を確保するための全ての適当な措置をとる。

第7条 障害のある児童

- 1 締約国は、障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。
- 2 障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童との平等を基礎として、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第8条 意識の向上

- 1 締約国は、次のことのための即時の、効果的なかつ適当な措置をとることを約束する。
 - (a) 障害者に関する社会全体（各家庭を含む。）の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること。
 - (b) あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行（性及び年齢に基づくものを含む。）と戦うこと。
 - (c) 障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させること。
- 2 このため、1の措置には、次のことを含む。
 - (a) 次のことのための効果的な公衆の意識の啓発活動を開始し、及び維持すること。
 - (i) 障害者の権利に対する理解を育てること。
 - (i i) 障害者に対する肯定的認識及び一層の社会の啓発を促進すること。
 - (i i i) 障害者の技能、長所及び能力並びに職場及び労働市場に対する障害者の貢献についての認識を促進すること。
 - (b) 教育制度の全ての段階（幼年期からの全ての児童に対する教育制度を含む。）において、障害者の

権利を尊重する態度を育成すること。

(c) 全ての報道機関が、この条約の目的に適合するように障害者を描写するよう奨励すること。

(d) 障害者及びその権利に関する啓発のための研修計画を促進すること。

第9条 施設及びサービス等の利用の容易さ

1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）

(b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

(a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。

(b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとっての利用の容易さについてあらゆる側面を考慮することを確保すること。

(c) 施設及びサービス等の利用の容易さに関して障害者が直面する問題についての研修を関係者に提供すること。

(d) 公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を提供すること。

(e) 公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること。

(f) 障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。

(g) 障害者が新たな情報通信機器及び情報通信システム（インターネットを含む。）を利用する機会を有することを促進すること。

(h) 情報通信機器及び情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいものとするため、早い段階で、利用しやすい情報通信機器及び情報通信システムの設計、開発、生産及び流通を促進すること。

第10条 生命に対する権利

締約国は、全ての人間が生命に対する固有の権利を有することを再確認するものとし、障害者が他の者との平等を基礎としてその権利を効果的に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。

第11条 危険な状況及び人道上の緊急事態

締約国は、国際法（国際人道法及び国際人権法を含む。）に基づく自国の義務に従い、危険な状況（武力紛争、人道上の緊急事態及び自然災害の発生を含む。）において障害者の保護及び安全を確保するための全ての必要な措置をとる。

第12条 法律の前にひとしく認められる権利

1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。

2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。

3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。

4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の

状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。

- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

第13条 司法手続の利用の機会

- 1 締約国は、障害者が全ての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する。
- 2 締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立てるため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適当な研修を促進する。

第14条 身体的自由及び安全

- 1 締約国は、障害者に対し、他の者との平等を基礎として、次のことを確保する。
 - (a) 身体的自由及び安全についての権利を享有すること。
 - (b) 不法に又は恣意的に自由を奪われないこと、いかなる自由の剥奪も法律に従って行われること及びいかなる場合においても自由の剥奪が障害の存在によって正当化されないこと。
- 2 締約国は、障害者がいずれの手続を通じて自由を奪われた場合であっても、当該障害者が、他の者との平等を基礎として国際人権法による保障を受ける権利を有すること並びにこの条約の目的及び原則に従って取り扱われること（合理的配慮の提供によるものを含む。）を確保する。

第15条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

- 1 いかなる者も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、いかなる者も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。
- 2 締約国は、障害者が、他の者との平等を基礎として、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けることがないようにするため、全ての効果的な立法上、行政上、司法上その他の措置をとる。

第16条 搾取、暴力及び虐待からの自由

- 1 締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待（性別に基づくものを含む。）から障害者を保護するための全ての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。
- 2 また、締約国は、特に、障害者並びにその家族及び介護者に対する適当な形態の性別及び年齢に配慮した援助及び支援（搾取、暴力及び虐待の事案を防止し、認識し、及び報告する方法に関する情報及び教育を提供することによるものを含む。）を確保することにより、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待を防止するための全ての適当な措置をとる。締約国は、保護事業が年齢、性別及び障害に配慮したものであることを確保する。
- 3 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害者に役立つことを意図した全ての施設及び計画が独立した当局により効果的に監視されることを確保する。
- 4 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力又は虐待の被害者となる障害者の身体的、認知的及び心理的な回復、リハビリテーション並びに社会復帰を促進するための全ての適当な措置（保護事業の提供によるものを含む。）をとる。このような回復及び復帰は、障害者の健康、福祉、自尊心、尊厳及び自律を育成する環境において行われるものとし、性別及び年齢に応じたニーズを考慮に入れる。
- 5 締約国は、障害者に対する搾取、暴力及び虐待の事案が特定され、捜査され、及び適当な場合には訴追されることを確保するための効果的な法令及び政策（女子及び児童に重点を置いた法令及び政策を含む。）を策定する。

第17条 個人をそのままの状態で保護すること

全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態で尊重される権利を有する。

第18条 移動の自由及び国籍についての権利

- 1 締約国は、障害者に対して次のことを確保すること等により、障害者が他の者との平等を基礎として移動の自由、居住の自由及び国籍についての権利を有することを認める。
 - (a) 国籍を取得し、及び変更する権利を有すること並びにその国籍を恣意的に又は障害に基づいて奪われないこと。
 - (b) 国籍に係る文書若しくは身元に係る他の文書を入手し、所有し、及び利用すること又は移動の自由についての権利の行使を容易にするために必要とされる関連手続（例えば、出入国の手続）を利用することを、障害に基づいて奪われないこと。
 - (c) いずれの国（自国を含む。）からも自由に離れることができること。
 - (d) 自国に戻る権利を恣意的に又は障害に基づいて奪われないこと。
- 2 障害のある児童は、出生の後直ちに登録される。障害のある児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知り、かつ、その父母によって養育される権利を有する。

第19条 自立した生活及び地域社会への包容

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

- (a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。
- (b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること。
- (c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

第20条 個人の移動を容易にすること

締約国は、障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- (a) 障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。
- (b) 障害者が質の高い移動補助具、補装具、支援機器、人又は動物による支援及び仲介する者を利用する機会を得やすくすること（これらを負担しやすい費用で利用可能なものとするを含む。）。
- (c) 障害者及び障害者と共に行動する専門職員に対し、移動のための技能に関する研修を提供すること。
- (d) 移動補助具、補装具及び支援機器を生産する事業体に対し、障害者の移動のあらゆる側面を考慮するよう奨励すること。

第21条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、第2条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- (a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。

- (b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。
- (c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供しよう要請すること。
- (d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。
- (e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

第22条 プライバシーの尊重

- 1 いかなる障害者も、居住地又は生活施設のいかなるを問わず、そのプライバシー、家族、住居又は通信その他の形態の意思疎通に対して恣意的に又は不法に干渉されず、また、名誉及び信用を不法に攻撃されない。障害者は、このような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、他の者との平等を基礎として、障害者の個人、健康及びリハビリテーションに関する情報に係るプライバシーを保護する。

第23条 家庭及び家族の尊重

- 1 締約国は、他の者との平等を基礎として、婚姻、家族、親子関係及び個人的な関係に係る全ての事項に関し、障害者に対する差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置をとる。この措置は、次のことを確保することを目的とする。
 - (a) 婚姻をすることができる年齢の全ての障害者が、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし、かつ、家族を形成する権利を認められること。
 - (b) 障害者が子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利を認められ、また、障害者が生殖及び家族計画について年齢に適した情報及び教育を享受する権利を認められること。さらに、障害者がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供されること。
 - (c) 障害者（児童を含む。）が、他の者との平等を基礎として生殖能力を保持すること。
- 2 締約国は、子の後見、養子縁組又はこれらに類する制度が国内法令に存在する場合には、それらの制度に係る障害者の権利及び責任を確保する。あらゆる場合において、子の最善の利益は至上である。締約国は、障害者が子の養育についての責任を遂行するに当たり、当該障害者に対して適当な援助を与える。
- 3 締約国は、障害のある児童が家庭生活について平等の権利を有することを確保する。締約国は、この権利を実現し、並びに障害のある児童の隠匿、遺棄、放置及び隔離を防止するため、障害のある児童及びその家族に対し、包括的な情報、サービス及び支援を早期に提供することを約束する。
- 4 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。いかなる場合にも、児童は、自己の障害又は父母の一方若しくは双方の障害に基づいて父母から分離されない。
- 5 締約国は、近親の家族が障害のある児童を監護することができない場合には、一層広い範囲の家族の中で代替的な監護を提供し、及びこれが不可能なときは、地域社会の中で家庭的な環境により代替的な監護を提供するようあらゆる努力を払う。

第24条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
- (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
- (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
 - (b) 手話の習得及び聾（ろう）社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
 - (c) 盲人、聾（ろう）者又は盲聾（ろう）者（特に盲人、聾（ろう）者又は盲聾（ろう）者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

第25条 健康

締約国は、障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害者が性別に配慮した保健サービス（保健に関連するリハビリテーションを含む。）を利用する機会を有することを確保するための全ての適当な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。

- (a) 障害者に対して他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は負担しやすい費用の保健及び保健計画（性及び生殖に係る健康並びに住民のための公衆衛生計画の分野のものを含む。）を提供すること。
- (b) 障害者が特にその障害のために必要とする保健サービス（早期発見及び適当な場合には早期関与並びに特に児童及び高齢者の新たな障害を最小限にし、及び防止するためのサービスを含む。）を提供すること。
- (c) これらの保健サービスを、障害者自身が属する地域社会（農村を含む。）の可能な限り近くにおいて提供すること。
- (d) 保健に従事する者に対し、特に、研修を通じて及び公私の保健に関する倫理基準を広く知らせることによって障害者の人権、尊厳、自律及びニーズに関する意識を高めることにより、他の者と同じの質の医療（例えば、事情を知らされた上での自由な同意を基礎とした医療）を障害者に提供するよう要請すること。
- (e) 健康保険及び国内法により認められている場合には生命保険の提供に当たり、公正かつ妥当な方法で行い、及び障害者に対する差別を禁止すること。

(f) 保健若しくは保健サービス又は食糧及び飲料の提供に関し、障害に基づく差別的な拒否を防止すること。

第26条 ハビリテーション（適応のための技能の習得）及びリハビリテーション

- 1 締約国は、障害者が、最大限の自立並びに十分な身体的、精神的、社会的及び職業的な能力を達成し、及び維持し、並びに生活のあらゆる側面への完全な包容及び参加を達成し、及び維持することを可能とするための効果的かつ適当な措置（障害者相互による支援を通じたものを含む。）をとる。このため、締約国は、特に、保健、雇用、教育及び社会に係るサービスの分野において、ハビリテーション及びリハビリテーションについての包括的なサービス及びプログラムを企画し、強化し、及び拡張する。この場合において、これらのサービス及びプログラムは、次のようなものとする。
 - (a) 可能な限り初期の段階において開始し、並びに個人のニーズ及び長所に関する学際的な評価を基礎とするものであること。
 - (b) 地域社会及び社会のあらゆる側面への参加及び包容を支援し、自発的なものであり、並びに障害者自身が属する地域社会（農村を含む。）の可能な限り近くにおいて利用可能なものであること。
- 2 締約国は、ハビリテーション及びリハビリテーションのサービスに従事する専門家及び職員に対する初期研修及び継続的な研修の充実を促進する。
- 3 締約国は、障害者のために設計された補装具及び支援機器であって、ハビリテーション及びリハビリテーションに関連するものの利用可能性、知識及び使用を促進する。

第27条 労働及び雇用

- 1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を包容し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。締約国は、特に次のことのための適当な措置（立法によるものを含む。）をとることにより、労働についての障害者（雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。）の権利が実現されることを保障し、及び促進する。
 - (a) あらゆる形態の雇用に係る全ての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害に基づく差別を禁止すること。
 - (b) 他の者との平等を基礎として、公正かつ良好な労働条件（均等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬を含む。）、安全かつ健康的な作業条件（嫌がらせからの保護を含む。）及び苦情に対する救済についての障害者の権利を保護すること。
 - (c) 障害者が他の者との平等を基礎として労働及び労働組合についての権利を行使することができることを確保すること。
 - (d) 障害者が技術及び職業の指導に関する一般的な計画、職業紹介サービス並びに職業訓練及び継続的な訓練を利用する効果的な機会を有することを可能とすること。
 - (e) 労働市場において障害者の雇用機会の増大を図り、及びその昇進を促進すること並びに職業を求め、これに就き、これを継続し、及びこれに復帰する際の支援を促進すること。
 - (f) 自営活動の機会、起業家精神、協同組合の発展及び自己の事業の開始を促進すること。
 - (g) 公的部門において障害者を雇用すること。
 - (h) 適当な政策及び措置（積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めることができる。）を通じて、民間部門における障害者の雇用を促進すること。
 - (i) 職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保すること。
 - (j) 開かれた労働市場において障害者が職業経験を得ることを促進すること。
 - (k) 障害者の職業リハビリテーション、職業の保持及び職場復帰計画を促進すること。
- 2 締約国は、障害者が、奴隷の状態又は隷属状態に置かれないこと及び他の者との平等を基礎として強制労働から保護されることを確保する。

第28条 相当な生活水準及び社会的な保障

- 1 締約国は、障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食糧、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認めるものとし、障害に基づく差別なしにこの権利を実現することを保障し、及び促進するための適当な措置をとる。
- 2 締約国は、社会的な保障についての障害者の権利及び障害に基づく差別なしにこの権利を享受することについての障害者の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し、及び促進するための適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保するための措置を含む。
 - (a) 障害者が清浄な水のサービスを利用する均等な機会を有し、及び障害者が障害に関連するニーズに係る適当なかつ費用の負担しやすいサービス、補装具その他の援助を利用する機会を有すること。
 - (b) 障害者（特に、障害のある女子及び高齢者）が社会的な保障及び貧困削減に関する計画を利用する機会を有すること。
 - (c) 貧困の状況において生活している障害者及びその家族が障害に関連する費用についての国の援助（適当な研修、カウンセリング、財政的援助及び介護者の休息のための一時的な介護を含む。）を利用する機会を有すること。
 - (d) 障害者が公営住宅計画を利用する機会を有すること。
 - (e) 障害者が退職に伴う給付及び計画を利用する均等な機会を有すること。

第 29 条 政治的及び公的活動への参加

締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

- (a) 特に次のことを行うことにより、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。
 - (i) 投票の手續、設備及び資料が適当な及び利用しやすいものであり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。
 - (i i) 障害者が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票によって投票し、選挙に立候補し、並びに政府のあらゆる段階において実質的に在職し、及びあらゆる公務を遂行する権利を保護すること。この場合において、適当なときは支援機器及び新たな機器の使用を容易にするものとする。
 - (i i i) 選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害者の要請に応じて、当該障害者により選択される者が投票の際に援助することを認めること。
- (b) 障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、政治に効果的かつ完全に参加することができる環境を積極的に促進し、及び政治への障害者の参加を奨励すること。政治への参加には、次のことを含む。
 - (i) 国の公的及び政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加し、並びに政党の活動及び運営に参加すること。
 - (i i) 国際、国内、地域及び地方の各段階において障害者を代表するための障害者の組織を結成し、並びにこれに参加すること。

第 30 条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

- 1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するための全ての適当な措置をとる。
 - (a) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、文化的な作品を享受する機会を有すること。
 - (b) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受する機会を有すること。
 - (c) 障害者が、文化的な公演又はサービスが行われる場所（例えば、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス）を利用する機会を有し、並びに自国の文化的に重要な記念物及び場所を享受する機会をできる限り有すること。

- 2 締約国は、障害者が、自己の利益のためのみでなく、社会を豊かにするためにも、自己の創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適当な措置をとる。
- 3 締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するための全ての適当な措置をとる。
- 4 障害者は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及び聾（ろう）文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。
- 5 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 障害者があらゆる水準の一般のスポーツ活動に可能な限り参加することを奨励し、及び促進すること。
 - (b) 障害者が障害に応じたスポーツ及びレクリエーションの活動を組織し、及び発展させ、並びにこれらに参加する機会を有することを確保すること。このため、適当な指導、研修及び資源が他の者との平等を基礎として提供されるよう奨励すること。
 - (c) 障害者がスポーツ、レクリエーション及び観光の場所を利用する機会を有することを確保すること。
 - (d) 障害のある児童が遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動（学校制度におけるこれらの活動を含む。）への参加について他の児童と均等な機会を有することを確保すること。
 - (e) 障害者がレクリエーション、観光、余暇及びスポーツの活動の企画に関与する者によるサービスを利用する機会を有することを確保すること。

第31条 統計及び資料の収集

- 1 締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集することを約束する。この情報を収集し、及び保持する過程においては、次のことを満たさなければならない。
 - (a) 障害者の秘密の保持及びプライバシーの尊重を確保するため、法令に定める保障措置（資料の保護に関する法令を含む。）を遵守すること。
 - (b) 人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範並びに統計の収集及び利用に関する倫理上の原則を遵守すること。
- 2 この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立てるために、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。
- 3 締約国は、これらの統計の普及について責任を負うものとし、これらの統計が障害者及び他の者にとって利用しやすいことを確保する。

第32条 国際協力

- 1 締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための自国の努力を支援するために国際協力及びその促進が重要であることを認識し、この点に関し、国家間において並びに適当な場合には関連のある国際的及び地域的機関並びに市民社会（特に障害者の組織）と連携して、適当かつ効果的な措置をとる。これらの措置には、特に次のことを含むことができる。
 - (a) 国際協力（国際的な開発計画を含む。）が、障害者を包容し、かつ、障害者にとって利用しやすいものであることを確保すること。
 - (b) 能力の開発（情報、経験、研修計画及び最良の実例の交換及び共有を通じたものを含む。）を容易にし、及び支援すること。
 - (c) 研究における協力を容易にし、並びに科学及び技術に関する知識を利用する機会を得やすくすること。
 - (d) 適当な場合には、技術援助及び経済援助（利用しやすい支援機器を利用する機会を得やすくし、及びこれらの機器の共有を容易にすることによる援助並びに技術移転を通じた援助を含む。）を提供すること。

と。

- 2 この条の規定は、この条約に基づく義務を履行する各締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

第33条 国内における実施及び監視

- 1 締約国は、自国の制度に従い、この条約の実施に関連する事項を取り扱う1又は2以上の中央連絡先を政府内に指定する。また、締約国は、異なる部門及び段階における関連のある活動を容易にするため、政府内における調整のための仕組みの設置又は指定に十分な考慮を払う。
- 2 締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み（適当な場合には、1又は2以上の独立した仕組みを含む。）を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。締約国は、このような仕組みを指定し、又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機構の地位及び役割に関する原則を考慮に入れる。
- 3 市民社会（特に、障害者及び障害者を代表する団体）は、監視の過程に十分に関与し、かつ、参加する。

第34条 障害者の権利に関する委員会

- 1 障害者の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、以下に定める任務を遂行する。
- 2 委員会は、この条約の効力発生の時は12人の専門家で構成する。効力発生の時の締約国に加え更に60の国がこの条約を批准し、又はこれに加入した後は、委員会の委員の数を6人増加させ、上限である18人とする。
- 3 委員会の委員は、個人の資格で職務を遂行するものとし、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力及び経験を認められた者とする。締約国は、委員の候補者を指名するに当たり、第四条3の規定に十分な考慮を払うよう要請される。
- 4 委員会の委員については、締約国が、委員の配分が地理的に衡平に行われること、異なる文明形態及び主要な法体系が代表されること、男女が衡平に代表されること並びに障害のある専門家が参加することを考慮に入れて選出する。
- 5 委員会の委員は、締約国会議の会合において、締約国により当該締約国の国民の中から指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。締約国会議の会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。これらの会合においては、出席し、かつ、投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。
- 6 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月以内に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも4箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。
- 7 委員会の委員は、4年の任期で選出される。委員は、1回のみ再選される資格を有する。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち6人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの6人の委員は、最初の選挙の後直ちに、5に規定する会合の議長によりくじ引で選ばれる。
- 8 委員会の6人の追加的な委員の選挙は、この条の関連規定に従って定期選挙の際に行われる。
- 9 委員会の委員が死亡し、辞任し、又は他の理由のためにその職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、残余の期間その職務を遂行する他の専門家であって、資格を有し、かつ、この条の関連規定に定める条件を満たすものを任命する。
- 10 委員会は、その手続規則を定める。
- 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供するものとし、委員会の最初の会合を招集する。
- 12 この条約に基づいて設置される委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 13 委員会の委員は、国際連合の特権及び免除に関する条約の関連規定に規定する国際連合のための職務を遂行する専門家の便益、特権及び免除を享受する。

第35条 締約国による報告

- 1 各締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後2年以内に国際連合事務総長を通じて委員会に提出する。
- 2 その後、締約国は、少なくとも4年ごとに、更に委員会が要請するときはいつでも、その後の報告を提出する。
- 3 委員会は、報告の内容について適用される指針を決定する。
- 4 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、その後の報告においては、既に提供した情報を繰り返す必要はない。締約国は、委員会に対する報告を作成するに当たり、公開され、かつ、透明性のある過程において作成することを検討し、及び第4条3の規定に十分な考慮を払うよう要請される。
- 5 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び困難を記載することができる。

第36条 報告の検討

- 1 委員会は、各報告を検討する。委員会は、当該報告について、適当と認める提案及び一般的な性格を有する勧告を行うものとし、これらの提案及び一般的な性格を有する勧告を関係締約国に送付する。当該関係締約国は、委員会に対し、自国が選択する情報を提供することにより回答することができる。委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を当該関係締約国に要請することができる。
- 2 いずれかの締約国による報告の提出が著しく遅延している場合には、委員会は、委員会にとって利用可能な信頼し得る情報を基礎として当該締約国におけるこの条約の実施状況を審査することが必要であることについて当該締約国に通報（当該通報には、関連する報告が当該通報の後3箇月以内に行われない場合には審査する旨を含む。）を行うことができる。委員会は、当該締約国がその審査に参加するよう要請する。当該締約国が関連する報告を提出することにより回答する場合には、1の規定を適用する。
- 3 国際連合事務総長は、1の報告を全ての締約国が利用することができるようにする。
- 4 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用することができるようにし、これらの報告に関連する提案及び一般的な性格を有する勧告を利用する機会を得やすくする。
- 5 委員会は、適当と認める場合には、締約国からの報告に記載されている技術的な助言若しくは援助の要請又はこれらの必要性の記載に対処するため、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び勧告がある場合には当該見解及び勧告とともに、国際連合の専門機関、基金及び計画その他の権限のある機関に当該報告を送付する。

第37条 締約国と委員会との間の協力

- 1 各締約国は、委員会と協力するものとし、委員会の任務の遂行を支援する。
- 2 委員会は、締約国との関係において、この条約の実施のための当該締約国の能力を向上させる方法及び手段（国際協力を通じたものを含む。）に十分な考慮を払う。

第38条 委員会と他の機関との関係

この条約の効果的な実施を促進し、及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

- (a) 専門機関その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。
- (b) 委員会は、その任務を遂行するに当たり、それぞれの報告に係る指針、提案及び一般的な性格を有する勧告の整合性を確保し、並びにその任務の遂行における重複を避けるため、適当な場合には、人権に関する国際条約によって設置された他の関連する組織と協議する。

第39条 委員会の報告

委員会は、その活動につき2年ごとに国際連合総会及び経済社会理事会に報告するものとし、また、締約

国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

第40条 締約国会議

- 1 締約国は、この条約の実施に関する事項を検討するため、定期的に締約国会議を開催する。
- 2 締約国会議は、この条約が効力を生じた後6箇月以内に国際連合事務総長が招集する。その後の締約国会議は、2年ごとに又は締約国会議の決定に基づき同事務総長が招集する。

第41条 寄託者

この条約の寄託者は、国際連合事務総長とする。

第42条 署名

この条約は、2007年3月30日から、ニューヨークにある国際連合本部において、全ての国及び地域的な統合のための機関による署名のために開放しておく。

第43条 拘束されることについての同意

この条約は、署名国によって批准されなければならない。また、署名した地域的な統合のための機関によって正式確認されなければならない。この条約は、これに署名していない国及び地域的な統合のための機関による加入のために開放しておく。

第44条 地域的な統合のための機関

- 1 「地域的な統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、この条約が規律する事項に関してその構成国から権限の委譲を受けたものをいう。地域的な統合のための機関は、この条約の規律する事項に関するその権限の範囲をこの条約の正式確認書又は加入書において宣言する。その後、当該機関は、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報する。
- 2 この条約において「締約国」についての規定は、地域的な統合のための機関の権限の範囲内で当該機関について適用する。
- 3 次条1並びに第47条2及び3の規定の適用上、地域的な統合のための機関が寄託する文書は、これを数に加えてはならない。
- 4 地域的な統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を締約国会議において投ずる権利を行使することができる。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第45条 効力発生

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後にこれを批准し、若しくは正式確認し、又はこれに加入する国又は地域的な統合のための機関については、その批准書、正式確認書又は加入書の寄託の後30日目の日に効力を生ずる。

[平成26年1月外務省28号により、平成26・2・19から日本国について発効]

第46条 留保

- 1 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 2 留保は、いつでも撤回することができる。

第47条 改正

- 1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案し、及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、締約国に対し、改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び決定のための締約国の会議の開催についての賛否を通報するよう要請する。その送付の日から4箇月以内に締約国の3分の1以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席し、かつ、投票する締約国の3分の2以上の多数によって採択された改正案は、同事務総長により、承認のために国際連合総会に送付され、その後受諾のために全ての締約国に送付される。
- 2 1の規定により採択され、かつ、承認された改正は、当該改正の採択の日における締約国の3分の2以上

が受諾書を寄託した後 30 日目の日に効力を生ずる。その後は、当該改正は、いずれの締約国についても、その受諾書の寄託の後 30 日目の日に効力を生ずる。改正は、それを受諾した締約国のみを拘束する。

- 3 締約国会議がコンセンサス方式によって決定する場合には、1 の規定により採択され、かつ、承認された改正であって、第 34 条及び第 38 条から第 40 条までの規定にのみ関連するものは、当該改正の採択の日における締約国の 3 分の 2 以上が受諾書を寄託した後 30 日目の日に全ての締約国について効力を生ずる。

第 48 条 廃棄

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後 1 年で効力を生ずる。

第 49 条 利用しやすい様式

この条約の本文は、利用しやすい様式で提供される。

第 50 条 正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

平成 12(2000)年法律第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 2 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 3 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

平成 25 (2013) 年法律第 65 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 3 章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第 7 号、第 10 条及び附則第 4 条第 1 項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人（同法第 21 条第 3 号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しな

なければならない。

- 4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

- 5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第 18 条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第 1 項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第 19 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第 20 条 前 3 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

（主務大臣）

第 21 条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第 22 条 第 12 条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第 23 条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第 24 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 25 条 第 19 条の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 26 条 第 12 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次条から附則第 6 条までの規定は、公布の日から施行する。

（基本方針に関する経過措置）

第 2 条 政府は、この法律の施行前においても、第 6 条の規定の例により、基本方針を定めることができる。

この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第8条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(内閣府設置法の一部改正)

第9条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔令和3年6月4日法律第56号〕

この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

平成 28 (2016) 年法律第 68 号

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽（せん）動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

（相談体制の整備）

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

「部落差別の解消の推進に関する法律」

平成 28(2013) 年法律第 109 号

(目的)

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第 4 条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第 5 条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第 6 条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまち づくり条例」

平成 30 (2018) 年条例第 12 号

全ての市民は、かけがえのない個人として尊重されるものであり、市民一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、その人らしく豊かに生きる権利を有している。

しかしながら、障がいのある人は、周囲の理解不足、誤解、偏見等により不利益な取扱いを受け、また、障がいに対する配慮が十分ではないために日常生活の様々な場面で生きづらさを感じる状況に置かれることがある。

このような状況を踏まえ、私たちには、障がいのある人に対する様々な障壁を取り除き、いかなる不当な差別的取扱いも無くす取組が求められている。

ここに、私たちは、障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して生きることができるまちの実現を目指す、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、障がいを理解し、障がいのある人への不当な差別的取扱いを無くすことに関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人も障がいのない人も共に安心して生きることができるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 合理的配慮 障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としていることが認識できる場合において、障がいのある人が障がいのない人（障がいのある人以外の者をいう。以下同じ。）と同等の権利の行使又は利益の享受ができるようにするため、その実施が過重な負担とならない範囲で、障がいのある人の意向を尊重しながら行う、必要かつ合理的な現状の変更又は調整をいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのない人と異なる不利益な取扱いをすること又は合理的配慮を怠ることをいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (6) 市民 市内に居住し、又は滞在する者（通勤又は通学をする者を含む。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 不当な差別的取扱いのない共生社会を実現するため、全ての人は等しく基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられなければならない。

2 社会全体で相互理解の推進と合理的配慮に取り組み、障がいの有無にかかわらず、誰もが平等に参加できる社会を作らなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がいのある人への不当な差別的取扱いを無くすための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、不当な差別的取扱いを無くすための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 不当な差別的取扱いの禁止

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、障がいのある人、その家族等に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(相互理解の推進)

第9条 市、事業者及び市民は、不当な差別的取扱いを無くすため、障がい及び障がいのある人について相互に理解を深めなければならない。

2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。

第3章 合理的配慮の推進の取組

(合理的配慮の推進の取組)

第10条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、合理的配慮をしなければならない。

- (1) 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を供用する場合
- (2) 意思疎通を図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合
- (3) 労働者の募集、採用又は労働条件を決定する場合
- (4) 教育を行う場合
- (5) 保育を行う場合
- (6) 療育を行う場合
- (7) その他社会的障壁となって、障がいのある人に対し、日常生活又は社会生活に相当な制限を与えている場合

2 事業者は、前項各号に掲げる場合には、合理的配慮をするよう努めなければならない。

3 市民は、第1項各号に掲げる場合には、合理的配慮をするよう努めるものとする。

(合理的配慮等の評価)

第11条 市は、この条例に基づく相互理解の推進及び合理的配慮の取組状況の評価を行わなければならない。

2 市長は、共生社会の実現に向け、障がい及び障がいのある人に対する理解を広げ、不当な差別的取扱いを無くすため市民の模範となる行為をしたと認める者を表彰することができる。

第4章 差別等事案を解決するための仕組み

(相談)

第12条 障がいのある人、その家族その他関係者は、市に対し、不当な差別的取扱いに該当すると思われる事案（以下「差別等事案」という。）について、相談をすることができる。

2 市は、前項の相談があった場合は、必要に応じ、当該差別等事案に係る次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 事実の確認及び調査
- (2) 必要な助言及び情報提供
- (3) 関係者間の調整

(あっせんの申立て)

第13条 障がいのある人は、差別等事案がある場合は、市長に対し、当該差別等事案を解決するために必要なあっせんを行うよう申し立てることができる。

2 障がいのある人の家族その他関係者は、前項の規定による申立てをすることができる。ただし、障がいのある人の意に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

(調査)

第14条 市長は、前条の規定による申立てがあった場合は、当該申立てに係る事実について調査を行うものとする。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(あつせん)

第15条 市長は、第13条の規定による申立てがあつた場合は、浜田市障がい者差別解消推進委員会に対し、あつせんを行うことの適否について諮問するものとする。

2 浜田市障がい者差別解消推進委員会は、前項のあつせんを行うことの適否の判断を行う場合において、当該差別等事案に係る障がいのある人その他関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、浜田市障がい者差別解消推進委員会があつせんを行うことが適当と認めた場合は、当該差別等事案に係る障がいのある人その他関係者に対し、あつせんを行うものとする。

(勧告)

第16条 市長は、前条第3項の規定によりあつせんを行った場合において、不当な差別的取扱いをしたと認められる者が、正当な理由なく当該あつせんに従わないときは、当該あつせんに従うよう勧告することができる。

(公表)

第17条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該公表に係る者に対し、あらかじめその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(浜田市障がい者差別解消推進委員会の設置)

第18条 障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを無くすための取組を効果的かつ円滑に行うため、浜田市障がい者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項)

第19条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 第15条第1項の規定による諮問に応じ、差別等事案に係るあつせんの申立てについて調査審議し、市長に答申すること。

(2) 第11条第2項の規定による表彰に係る選考について、市長に意見を述べること。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第18条第1項及び第3項に規定する事務に関すること。

(委員会の委員)

第20条 委員会の委員は、10人以内とする。

2 委員は、障がいのある人、障がいのある人への不当な差別的取扱いに関し優れた識見を有する者その他の市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は、妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

「持続可能な開発目標 SDG s (エス・ディー・ジーズ)」

持続可能な開発目標 (SDG s : Sustainable Development Goals) は、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載され、2030 年まで達成を目指し、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「浜田市人権を尊重するまちづくり条例」

令和5年7月7日条例第13号

浜田市人権を尊重するまちづくり条例

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理です。

我が国においても、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律等が制定され、差別の解消の推進や人権を尊重する社会の実現のための取組が積極的に進められています。

浜田市は、日本海交易の中心地の一つとして、他の地域と結びつき、多くの人との交流を通して多様な文化を取り入れながら発展してきた都市です。

平成20年には、島根あさひ社会復帰促進センターの開所を契機に、人権尊重の都市の実現を目的として、浜田市人権尊重都市宣言を制定し、人権問題について共に考え、理解し、お互いが人権を尊重する心豊かな住みよいまちを築く取組を進めてきました。また、令和2年には、浜田市協働のまちづくり推進条例を制定し、その基本理念に基づき、一人ひとりが相手の立場や違いを尊重し、お互いを助け合うことにより、協働のまちづくりを推進しています。

しかしながら、依然として、様々な人権侵害や差別が存在しています。特に、社会経済情勢や時代の変化に伴い、インターネットを利用した悪質な書き込み、性的指向と性自認への誤った認識による発言、新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病等を理由とした偏見などの人権侵害や差別が新たな課題として生じています。

このような課題を解決し、一人ひとりが尊重される社会を実現するためには、一人ひとりの個性、違い、様々な文化を多様性として認め合い、人権に関する様々な課題についての認識を深めるとともに、差別を無くす意思を持ち、行動を起こすことが必要です。

ここに、私たちは、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりを推進するための基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、あらゆる差別及び偏見の解消を図り、もって全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は滞在する者（通勤又は通学をする者を含む。）をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人は等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという考えの下、一人ひとりの個性を尊重し、多様性を認め合い、共に支え合う心の醸成に努めることにより行わなければならない。

(差別及び人権を侵害する行為の禁止)

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他社会のあらゆる場所及び場面において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 年齢、障がい、人種、国籍、言語、性別、性的指向、性自認、疾病、被差別部落出身その他の事由を理由とした不当な差別的行為

(2) いじめ、虐待、体罰、ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。）
その他の人権を侵害する行為

(市民の権利)

第5条 市民は、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有する。

(市の責務)

第6条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権尊重のまちづくりに必要な施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 市は、人権施策の推進に当たっては、市民及び事業者並びに国、県その他の関係機関と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、自ら人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、自らの権利を行使するに当たっては、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権を尊重するものとする。

2 市民は、市が推進する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、人権を尊重した事業活動を行うものとする。

2 事業者は、市が推進する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(人権施策の推進)

第9条 市は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権施策の基本理念及び基本目標

(2) 人権尊重の意識の高揚を図るための教育及び啓発に関すること。

(3) 人権に関する課題に対する取組に関すること。

(4) その他人権施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ浜田市人権尊重推進委員会に諮問するものとする。

(相談体制の充実)

第10条 市は、人権に関する様々な相談に的確に応じ、支援するため、国、県その他の関係機関と連携し、相談体制等の充実に努めるものとする。

(浜田市人権尊重推進委員会の設置)

第11条 第9条第3項の規定による諮問に応じて調査審議するため、浜田市人権尊重推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項の規定による調査審議のほか、基本計画を検証し、及び評価し、市長に意見を述べることができる。

(委員会の委員)

第12条 委員会の委員は、15人以内とする。

2 委員は、人権施策に関し識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(その他)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている浜田市人権教育・啓発推進基本計画は、第9条第1項に規定する基本計画とみなす。

(浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

「浜田市人権尊重推進委員会規則」

令和 5 年 7 月 7 日規則第28号

浜田市人権尊重推進委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜田市人権を尊重するまちづくり条例（令和 5 年浜田市条例第13号）
第12条第 5 項の規定に基づき、浜田市人権尊重推進委員会（以下「委員会」という。）の
組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、
その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す
るところによる。

(関係者の出席等)

第 4 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴
き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、人権同和教育啓発センターにおいて処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り定
める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる委員会の会議は、第 3 条
第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

「浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）策定経過」

令和7年02月	人権問題に関する市民意識調査実施
令和7年9月16日	第1回浜田市人権尊重推進委員会開催 ・人権教育・啓発の取組状況 ・令和6年度人権問題に関する市民意識調査結果について（報告） ・浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）について（意見交換）
令和7年10月15日	第2回浜田市人権尊重推進委員会開催 ・浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）素案について
令和7年11月	浜田市人権尊重推進委員会での意見徴取（書面） ・浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）について （第2回委員会での質疑に対する事務局案について意見徴取）

浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第５次）

浜田市地域政策部人権同和教育啓発センター

浜田市教育委員会人権同和教育室

〒697-8501 浜田市殿町１番地

TEL(0855)25-9160 FAX(0855)23-0210

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
第Ⅰ章 総論 1 計画策定の趣旨 人権とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらにもつ権利」であって、誰にとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものです。 本市では、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等である」ことを保障した日本国憲法と、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言を基底に据え、市民一人一人が安心して暮らせる「人権尊重のまちづくり」を推進しています。 21世紀は「人権の世紀」といわれていますが、20年を経過した今もなお、同和問題をはじめとする様々な人権侵害や不当な差別は存在しています。 また、社会経済情勢や時代の変化の中で多様化し、新たな人権問題も生じており、すべての市民が等しく「人間らしく幸せに生きる権利」が保障され、心豊かな住みよいまちの実現がより一層求められています。 「浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）」は、平成18(2006)年度に策定した基本計画の理念を継承しつつ、国内外の動向や令和3(2021)年2月に実施した人権問題に関する市民意識調査結果を踏まえ、本市の人権施策に関する最上位の計画として人権教育・啓発の指針となるものであり、市民、民間団体、企業等及び行政の共通の目標となります。 （1）計画の役割 ①人権・同和教育の推進と充実を図り、人権・同和問題に対する正しい理解を市民全体に浸透させ、基本的人権を尊重する差別のない社会づくり、まちづくりを目指す活動の指針とするものです。 ②市民一人一人が、それぞれの能力に応じて可能性を十分に発揮できる社会に向け、豊かで充実した生き方を実践していくための施策の方向性と取組を明らかにするものです。 ③人権を尊重するまちづくりの方向性を示し、市民、民間団体、企業等及び行政の役割と協力関係の指針となるものです。 2 計画策定の背景 （1）国際的な動き 20世紀前半における二度の世界大戦の反省から、人類共通の課題として戦争のない世界平和を目指し昭和20(1945)年に国際連合（以下「国連」という。）が設立されました。国連は、昭和23(1948)年の第3回総会で「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする「世界人権宣言」を採択しました。この	第Ⅰ章 総論 1 計画策定の趣旨 人権とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらにもつ権利」であって、誰にとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものです。 本市では、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等である」ことを保障した日本国憲法と、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言を基底に据え、市民一人ひとりが安心して暮らせる「人権尊重のまちづくり」を推進しています。 21世紀は「人権の世紀」といわれていますが、20年を経過した今もなお、同和問題をはじめとする様々な人権侵害や不当な差別は存在しています。 また、社会経済情勢や時代の変化の中で多様化し、新たな人権問題も生じており、すべての市民が等しく「人間らしく幸せに生きる権利」が保障され、心豊かな住みよいまちの実現がより一層求められています。 「浜田市人権教育・啓発推進基本計画（<u>第5次</u>）」は、平成23(2011)年度に策定した「基本計画」の理念を継承しつつ、国内外の動向や<u>令和7(2025)</u>年2月に実施した人権問題に関する市民意識調査結果を踏まえ、本市の人権施策に関する最上位の計画として人権教育・啓発の指針として策定するものです。 （1）計画の役割 ①人権・同和教育の推進と充実を図り、人権・同和問題に対する正しい理解を市民全体に浸透させ、基本的人権を尊重する差別のない社会づくり、まちづくりを目指す活動の指針とするものです。 ②市民一人一人が、それぞれの能力に応じて可能性を十分に発揮できる社会に向け、豊かで充実した生き方を実践していくための施策の方向性と取組を明らかにするものです。 ③人権を尊重するまちづくりの方向性を示し、市民、民間団体、企業等及び行政の役割と協力関係の指針となるものです。 2 計画策定の背景 （1）国際的な動き 20世紀前半における二度の世界大戦の反省から、人類共通の課題として戦争のない世界平和をめざし昭和20(1945)年に国際連合（以下「国連」という。）が設立されました。国連は、昭和23(1948)年の第3回総会で「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする「世界人権宣言」を採択しました。この	* 今回が5次計画 * 最新の調査日に変更

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
「世界人権宣言」は、すべての人が、誰でも、いつでも、どこでも、等しく人権が保障されなければならないという、世界における自由、正義及び平和の基礎としての共通の理解を示したものでした。 そして、国連は世界人権宣言を実効あるものとするため、昭和40(1965)年の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、昭和41(1966)年の「国際人権規約」、昭和54(1979)年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、平成元(1989)年の「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、平成18(2006)年の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」など多くの人権に関する条約を採択し、人権尊重に向けての国際的な取組を続けてきました。 また、特定の事項に対しての重点的な問題解決に向け、国連をはじめ全世界の団体・個人に呼びかけるために国連総会において採択・決議される国際年として「国際人権年」昭和43(1968)年、「国際婦人年」昭和50(1975)年、「国際児童年」昭和54(1979)年、「国際障害者年」昭和56(1981)年などを定めました。さらに、時間をかけて取り組むべき問題として期間を設定した「国連婦人の10年」昭和51(1976～)年、「国連障害者の10年」昭和58(1983～)年などの取組も展開しました。 しかし、東西冷戦構造の崩壊とともに、世界の各地で、人種や民族、宗教の違い、政治的な対立や経済的利害の対立により地域紛争や民族紛争が起こり、これに伴う著しい人権侵害や難民の発生など生命の危険まで生じている現状がありました。 その後も人権に関する様々な取組が国連において行われ、平成6(1994)年の国連総会では、世界各地における人権の保護と啓発を目的とした「国連人権高等弁務官」の設置や「国連人権教育の10年」とすることが決議され、「人権教育のための国連10年」平成7(1995～)年として、人権という普遍文化の構築を目指し取り組みました。 その後、この計画終了後の取組を進めるために平成16(2004)年の国連総会において「人権教育のための世界計画決議」が無投票で採択され、翌平成17(2005)年から5年毎の「フェーズ（段階）行動計画」に基づいた取組が展開されています。第1フェーズ行動計画（2005～2009年）のテーマは「初等中等教育」、第2フェーズ行動計画（2010～2014年）のテーマは「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」、第3フェーズ行動計画（2015～2019年）では第1及び第2フェーズの履行に係る努力の強化をすると同時に「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」をテーマとした取組が行われ、現在は第4フェーズ行動計画（2020～2024年）として「青少年のための人権教育」をテーマとした取組が進められています。 平成27(2015)年9月の国連サミットでは、すべての人々の人権が尊重される世界などを目指し、17のゴールと169のターゲットから構成された「持続可能な開発目標（SDGs）」が2030年までの国際目標として採択されました。 （2）国の動き 国においては、昭和22(1947)年に日本国憲法を施行し、基本的人権の尊重を基本理念の	「世界人権宣言」は、すべての人が、誰でも、いつでも、どこでも、等しく人権が保障されなければならないという、世界における自由、正義及び平和の基礎としての共通の理解を示したものでした。 そして、国連は世界人権宣言を実効あるものとするため、昭和40(1965)年の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、昭和41(1966)年の「国際人権規約」、昭和54(1979)年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、平成元(1989)年の「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、平成18(2006)年の「障害者の権利に関する条約」など多くの人権に関する条約を採択し、人権尊重に向けての国際的な取組を続けてきました。 また、特定の事項に対しての重点的な問題解決に向け、国連をはじめ全世界の団体・個人に呼びかけるために国連総会において採択・決議される国際年として「国際人権年」昭和43(1968)年、「国際婦人年」昭和50(1975)年、「国際児童年」昭和54(1979)年、「国際障害者年」昭和56(1981)年などを定めました。さらに、時間をかけて取り組むべき問題として期間を設定した「国連婦人の10年」昭和51(1976～)年、「国連障害者の10年」昭和58(1983～)年などの取組も展開しました。 しかし、東西冷戦構造の崩壊とともに、世界の各地で、人種や民族、宗教の違い、政治的な対立や経済的利害の対立により地域紛争や民族紛争が起こり、これに伴う著しい人権侵害や難民の発生など生命の危険まで生じている現状がありました。 その後も人権に関する様々な取組が国連において行われ、平成6(1994)年の国連総会では、世界各地における人権の保護と啓発を目的とした「国連人権高等弁務官」の設置や「国連人権教育の10年」とすることが決議され、「人権教育のための国連10年」平成7(1995～)年として、人権という普遍文化の構築を目指し取り組みました。 その後、この計画終了後の取組を進めるために平成16(2004)年の国連総会において「人権教育のための世界計画決議」が無投票で採択され、翌平成17(2005)年から5年毎の「フェーズ（段階）行動計画」に基づいた取組が展開されています。第1フェーズ行動計画（2005～2009年）のテーマは「初等中等教育」、第2フェーズ行動計画（2010～2014年）のテーマは「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」、第3フェーズ行動計画（2015～2019年）では第1及び第2フェーズの履行に係る努力の強化をすると同時に「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」をテーマとした取組が行われ、<u>第4フェーズ行動計画（2020～2024年）では「青少年のための人権教育」をテーマとした取組が進められました。現在は第5フェーズ行動計画（2025～2029）として、重点領域を若者と子どもとし、人権とデジタルテクノロジー、環境、気候変動およびジェンダー平等に焦点を当てた取組が進められています。</u> 平成27(2015)年9月の国連サミットでは、すべての人々の人権が尊重される世界などを目指し、17のゴールと169のターゲットから構成された「持続可能な開発目標（SDGs）」が2030年までの国際目標として採択されました。 （2）国の動き 国においては、昭和22(1947)年に日本国憲法を施行し、基本的人権の尊重を基本理念の	*第5次フェーズ開始により変更

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
下、各種の人権課題に取り組みました。昭和31(1956)年には、国連に加盟し、世界人権宣言の内容を基礎として条約化した「国際人権規約」を昭和54(1979)年に批准、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」に平成7(1995)年に加入、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を昭和60(1985)年に締結、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を平成6(1994)年に批准、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を平成26(2014)年に締結しました。また、国連が決議した「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」など各種国際年への取組を展開しました。 また、我が国固有の人権問題である同和問題について、昭和40(1965)年の同和対策審議会答申に基づく取組を進め、「人権教育のための国連10年」の決議を受け、平成9(1997)年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定し取組を展開しました。この計画では、人権という普遍文化の創造を目指して、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者などの問題を重要な課題ととらえ、あらゆる場を通じて人権教育を積極的に行うことを目標にしました。平成8(1996)年12月には「人権擁護施策推進法」が5年間の時限立法として制定され、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められました。 そして、人権教育・啓発に関する施策については、平成12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育・啓発に関する施策の策定及び実施は、国と地方公共団体の責務であると明示しました。これに基づいて、平成14(2002)年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。	下、各種の人権課題に取り組みました。昭和31(1956)年には、国連に加盟し、世界人権宣言の内容を基礎として条約化した「国際人権規約」昭和54(1979)年に批准、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」平成7(1995)年に加入、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」昭和60(1985)年に締結、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」平成6(1994)年に批准、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を平成26(2014)年に締結しました。また、国連が決議した「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」など各種国際年への取組を展開しました。 また、我が国固有の人権問題である同和問題について、昭和40(1965)年の同和対策審議会答申に基づく取組を進め、「人権教育のための国連10年」の決議を受け、平成9(1997)年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定し取組が展開されました。この計画では、人権という普遍文化の創造をめざして、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者などの問題を重要な課題ととらえ、あらゆる場を通じて人権教育を積極的に行うことを目標にしています。平成8(1996)年12月には「人権擁護施策推進法」が5年間の時限立法として制定され、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められました。 そして、人権教育・啓発に関する施策については、平成12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育・啓発に関する施策の策定及び実施は、国と地方公共団体の責務であると明示されています。これに基づいて、平成14(2002)年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。<u>その後、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策の更なる推進を図るため、令和7年6月に「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」を策定しました。</u> 21世紀を「人権の世紀」にふさわしいものとするために、「男女共同参画社会基本法」平成11(1999)年、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」平成12(2000)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」平成13(2001)年、「犯罪被害者等基本法」平成16(2004)年、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」平成17(2005)年、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法）」平成17(2005)年、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」平成23(2011)年、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」平成25(2013)年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）平成25(2013)年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」平成28(2016)年、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」平成28(2016)年など個別の関係法令を制定し、様々な取組が進められています。	* 第二次計画策定により変更
（3）県の動き 県においては、様々な人権問題について、関係部局を中心に国や市町村、関係団体等と連携しながら、課題解決に向け取り組んでいます。	（3）県の動き 県においては、様々な人権問題について、関係部局を中心に国や市町村、関係団体等と連携しながら、課題解決に向け取り組んでいます。	* 新しい人権に関する法令制定により変更

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
平成10(1998)年には、人権施策の総合的・効果的な推進を図るため、庁内に「島根県人権施策推進会議」を設置し、翌平成11(1999)年には、人権施策の推進に関する基本的方向や施策のあり方について幅広く県民の意見を求めるため、有識者で組織する「島根県人権施策推進協議会」を設置しました。 そして、国の動きを踏まえ、県の人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための指針として、平成12(2000)年に「島根県人権施策推進基本方針」を策定しました。 また、すべての学校教育や社会教育の場において、「島根県人権施策推進基本方針」に基づく人権教育の取組の推進を図り、人権教育の内容や方法を具体化していくために「人権教育指導資料」を作成しました。それまでは同和教育として、同和問題以外の人権問題も各教育現場で実際に扱われ、同和教育という名称の中で、幅広く様々な人権問題に関する教育が実践されていました。これまでの同和教育としての取組の成果を生かし、真に一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発をより総合的かつ効果的に推進するよう取り組みました。 しかしながら、女性への暴力や児童・高齢者の虐待などへの対応の強化が求められ、社会環境の進展などによる人権侵害など新たな課題が生じるとともに、人権施策に関する法律・条例等の制定や改正が行われ、基本方針策定後の人権施策を取り巻く状況は大きく変わりました。 平成15(2003)年に人権啓発推進センターを県庁内に、平成18(2006)年に西部人権啓発推進センターを県浜田合同庁舎内に設置するなど、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発の総合的な取組を積極的に推進してきました。 その後、人権を巡る社会情勢の変化や法律の制定等を踏まえ、平成20(2008)年に基本方針の第一次改定を、平成31(2019)年に第二次改定を行い、人権施策の一層の推進を図るとともに、様々な人権課題の解決に向け取り組んでいます。 （４）本市における取組 平成17(2005)年10月1日、浜田市と那賀郡の4つの町村が合併し、新浜田市が誕生しました。合併以前から各市町村においては、昭和55(1980)年度以降、「同和教育推進協議会（旧浜田市では、平成15(2003)年度より人権・同和教育推進協議会）」を組織し、各市町村における教育・啓発活動の推進体制を整備するとともに、各種の啓発・学習活動を実施し学習の機会の拡充を図ってきました。 市町村合併で導入された自治区制度により、各自治区には「自治区人権・同和教育推進協議会」を設け、更に市全体の連絡・調整を行う「浜田市人権・同和教育推進連絡協議会」を設置し、地域の実態に合せた人権・同和教育の推進・充実を進めました。令和3(2021)年に自治区制度は廃止しましたが、引き続き旧自治区単位に人権・同和教育推進協議会を設置し、人権・同和教育の推進に取り組んでいます。 また、合併時に策定した「新市まちづくり計画」において、人権尊重のまちづくりを人権施策の重要な柱として位置づけ、平成18(2006)年度には「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」をスローガンに、一人一人が大切にされるまちづくりのため「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」を策定し人権施策を推進しました。 平成20(2008)年度には、「島根あさひ社会復帰促進センター」の開庁を一つの契機として、	平成10(1998)年には、人権施策の総合的・効果的な推進を図るため、庁内に「島根県人権施策推進会議」を設置し、翌平成11(1999)年には、人権施策の推進に関する基本的方向や施策のあり方について幅広く県民の意見を求めるため、有識者で組織する「島根県人権施策推進協議会」を設置しました。 そして、国の動きを踏まえ、県の人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための指針として、平成12(2000)年に「島根県人権施策推進基本方針」を策定しました。 また、すべての学校教育や社会教育の場において、「島根県人権施策推進基本方針」に基づく人権教育の取組の推進を図り、人権教育の内容や方法を具体化していくために「人権教育指導資料」を作成しました。それまでは同和教育として、同和問題以外の人権問題も各教育現場で実際に扱われ、同和教育という名称の中で、幅広く様々な人権問題に関する教育が実践されていました。これまでの同和教育としての取組の成果を生かし、真に一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発をより総合的かつ効果的に推進するよう取り組みました。 しかしながら、女性への暴力や児童・高齢者の虐待などへの対応の強化が求められ、社会環境の進展などによる人権侵害など新たな課題が生じるとともに、人権施策に関する法律・条例等の制定や改正が行われ、基本方針策定後の人権施策を取巻く状況は大きく変わりました。 平成15(2003)年に人権啓発推進センターを県庁内に、平成18(2006)年に西部人権啓発推進センターを県浜田合同庁舎内に設置するなど、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発の総合的な取組を積極的に推進してきました。 その後、人権を巡る社会情勢の変化や法律の制定等を踏まえ、平成20(2008)年に基本方針の第一次改定を、平成31(2019)年に第二次改定を行い、人権施策の一層の推進を図るとともに、様々な人権課題の解決に向け取り組んでいます。 （４）本市における取組 平成17(2005)年10月1日、浜田市と那賀郡の4つの町村が合併し、新浜田市が誕生しました。合併以前から各市町村においては、昭和55(1980)年度以降、「同和教育推進協議会（旧浜田市では、平成15(2003)年度より人権・同和教育推進協議会）」を組織し、各市町村における教育・啓発活動の推進体制を整備するとともに、各種の啓発・学習活動を実施し学習の機会の拡充を図ってきました。 市町村合併で導入された自治区制度により、各自治区には「自治区人権・同和教育推進協議会」を設け、更に市全体の連絡・調整を行う「浜田市人権・同和教育推進連絡協議会」を設置し、地域の実態に合せた人権・同和教育の推進・充実を進めました。令和3(2021)年に自治区制度は廃止しましたが、引き続き旧自治区単位に人権・同和教育推進協議会を設置し、人権・同和教育の推進に取り組んでいます。 また、合併時に策定した「新市まちづくり計画」において、人権尊重のまちづくりを人権施策の重要な柱として位置づけ、平成18(2006)年度には「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」をスローガンに、一人一人が大切にされるまちづくりのための「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」を策定し人権施策を推進しました。 平成20(2008)年度には、「島根あさひ社会復帰促進センター」の開庁を一つの契機として、	

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
「浜田市人権尊重都市宣言」を制定し、その理念を市民へ浸透させるため「浜田市人権尊重のまちづくり推進大会」を開催しました。その後は隔年で開催し、人権意識の高揚を図っています。 また、平成21(2009)年度には、児童生徒が主体的に関わり、人権に対する思いや願いを共有するため、学校ごとに定めた人権宣言を「学校（児童・生徒）版人権宣言集」としてまとめ、実践化・行動化に向けた取組として活用しています。 その他にも、人権作品コンクール（作文、ポスター、標語）の実施や、人権・同和問題の解決に向けて活動している市民グループや人権・同和問題に取り組む団体への支援を行うなど、人権・同和問題に関する理解を深めるとともに、地域全体の人権意識高揚につながるよう取り組んでいます。 しかしながら、依然として様々な人権問題が存在するとともに、社会経済情勢や時代の変化の中で新たな人権問題が生じています。平成23(2011)年度と平成27(2015)年度に「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」の改定を行い、人権を取り巻く環境の変化や多様化・複雑化する人権課題に対応し、人権が尊重されるまちづくりの実現に向けて取り組んでいます。	「浜田市人権尊重都市宣言」を制定し、その理念を市民へ浸透させるため「浜田市人権尊重のまちづくり推進大会」を開催しました。その後は隔年で開催し、人権意識の高揚を図っています。 また、平成21(2009)年度には、児童生徒が主体的に関わり、人権に対する思いや願いを共有するため、学校ごとに定めた人権宣言を「学校（児童・生徒）版人権宣言集」としてまとめ、実践化・行動化に向けた取組として活用しています。 その他にも、人権作品コンクール（作文、ポスター、標語）の実施や、人権・同和問題の解決に向けて活動している市民グループや人権・同和問題に取り組む団体への支援を行うなど、人権・同和問題に関する理解を深めるとともに、地域全体の人権意識高揚につながるよう取り組んでいます。 しかしながら、依然として様々な人権問題が存在するとともに、社会経済情勢や時代の変化の中で新たな人権問題が生じています。平成23(2011)年度と平成27(2015)年度、<u>令和3(2021)年度</u>に「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」の改定を行う<u>うとともに、令和5（2023）年には、全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を図ることを目的として、島根県下で2番目となる条例「浜田市人権を尊重するまちづくり条例」を制定し、人権を尊重するまちづくりを進めるための基本となる考え方や、市・市民・事業者の責務を定め、</u>人権を取巻く環境の変化や多様化・複雑化する人権課題に対応し、人権が尊重されるまちづくりの実現に向けて取り組んでいます。	＊前回改定と条例の制定を内容に反映
3 計画の基本的な考え方 （１）計画の性格 この計画は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「島根県人権施策推進基本方針（第二次改訂）」の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき策定するもので、「浜田市総合振興計画（第2次）」との整合性を保ち、本市が実施する諸施策における人権教育・啓発分野の指針となるものです。 （２）計画の期間 計画期間は、「浜田市総合振興計画（第2次）」との整合性を保つために、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4か年とします。 （３）計画の基本理念 人権を尊重する上で、最も根本となる考えは生命尊重です。しかし、現代の社会においては、様々な場面で人のいのちを軽く考えるような出来事が起こっています。生きることと人権がどうつながっているかを知り、理解を深めていく必要があります。 また、国際化や価値観の多様化が進み、自分とは異なる文化や価値観を持つ人たちと出会う機会が増えています。そのため、自分とは異なるものを特別視したり排除しようとする姿勢を改め、多様性を認め合うことが大切です。	3 計画の基本的な考え方 （１）計画の性格 この計画は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「島根県人権施策推進基本方針（第二次改訂）」の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条<u>及び「浜田市人権を尊重するまちづくり条例」第9条</u>の規定に基づき策定するもので、~~「浜田市総合振興計画（第2次）」との整合性を保ち、~~本市が実施する諸施策における人権教育・啓発分野の指針となるものです。 （２）計画の期間 計画期間は、~~「浜田市総合振興計画（第2次）」との整合性を保つために、~~<u>令和8(2026)年度から令和11(2029)年度</u>までの4か年とします。 （３）計画の基本理念 人権を尊重する上で、最も根本となる考えは生命尊重です。しかし、現代の社会においては、様々な面で人のいのちを軽く考えるような出来事が起こっています。生きることと人権がどうつながっているかを知り、理解を深めていく必要があります。 また、国際化や価値観の多様化が進み、自分とは異なる文化や価値観を持つ人たちと出会う機会が増えています。そのため、自分とは異なるものを特別視したり排除しようとする姿勢を改め、多様性を認め合うことが大切です。	＊根拠条例の追記 ＊文言削除 ＊文言削除及び計画期間の変更

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
一人一人の個性や違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めるとともに、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継いでいかれるような「人権という普遍的な文化」の構築に向けた取組を進めます。	一人一人の個性や違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めるとともに、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継いでいかれるような「人権という普遍的な文化」の構築に向けた取組を進めます。	
第Ⅱ章 各論	第Ⅱ章 各論	
1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	
「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動」をいい、「人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」とされています。	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動」をいい、「人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」とされています。	
「人権」という普遍的文化を構築するには、市民一人一人が自分を大切にするとともに、他人の大切さを認めることのできる意識、意欲、態度が求められます。	「人権」という普遍的文化を構築するには、市民一人ひとりが自分を大切にするとともに、他人の大切さを認めることのできる意識、意欲、態度が求められます。	
そのため、学校、家庭、地域などあらゆる場において、人権教育・啓発を行い、様々な人権問題について認識を深めるとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力を高める必要があります。	そのため、学校、家庭、地域などあらゆる場において、人権教育・啓発を行い、様々な人権問題について認識を深めるとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力を高める必要があります。	
学校等においては、教育活動全体を通して、幼児、児童、生徒、学生の発達段階に応じた人権尊重の意識を高める教育を行い、それぞれの人格や個性の違いをお互いに尊重し合い、自分の大切さとともに他人も大切にすることができる態度や実践力の醸成に努めます。	学校等においては、教育活動全体を通して、幼児、児童、生徒、学生の発達段階に応じた人権尊重の意識を高める教育を行い、それぞれの人格や個性の違いをお互いに尊重し合い、自分の大切さとともに他人も大切にすることができる態度や実践力の醸成に努めます。	
家庭・地域・職場においては、日常生活上の様々な人権問題に気づくことから進め、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分のもとより他人の人権にも十分配慮した行動がとれる社会になるよう人権教育・啓発に努めます。	家庭・職場・地域においては、日常生活上の様々な人権問題に気づくことから進め、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分のもとより他人の人権にも十分配慮した行動がとれる社会になるよう人権教育・啓発に努めます。	
また、すべての人々の人権が尊重される世界などを目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」に取り組むとともに、本市全体における人権尊重の理念の普及と人権尊重のまちづくりを一層推進し、市民一人一人の意識の向上のため、条例の制定についても検討します。	また、すべての人々の人権が尊重される世界などを目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」に取り組むとともに、本市全体における人権尊重の理念の普及と人権尊重のまちづくりを一層推進し、<u>市民一人一人の意識の向上に努めます。</u>	* 条例施行により変更
（1）学校等における取組	（1） 学校等における取組	
①人権尊重の精神を基底に据えた教育活動	①人権尊重の精神を基底に据えた教育活動	
人権尊重の精神をすべての教育の基底に置き、一人一人の人格や個性の違いを互いに認め、自尊感情を高め合う教育を推進します。	人権尊重の精神をすべての教育の基底に置き、一人一人の人格や個性の違いを互いに認め、自尊感情を高め合う教育を推進します。	
②発達段階に応じた人権教育	②発達段階に応じた人権教育	
保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、子どもたちが自分の大切さとともに他人の大切さも認めることができるよう、	保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、子どもたちが自分の大切さとともに他人の大切さも認めることができるよう、	

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、国や県と役割に応じた協力や連携が重要です。松江地方法務局浜田支局、島根県西部人権啓発推進センターや人権啓発活動ネットワーク協議会との連携を強化し、人権週間に合わせた取組や人権擁護委員による人権相談窓口の設置、人権の花運動などの人権教育・啓発活動を推進します。また、地域の実情を把握している民生児童委員との連携にも努めます。 ②まちづくりセンター、学校、PTAとの連携 まちづくりセンターや学校等を拠点として、人権に関する多様な学習機会の場を確保し、人権問題を単に知識としてだけでなく、態度や行動に表れるよう人権感覚の醸成に協力・連携して取り組みます。 ③民間団体、企業、自主学習グループとの連携 人権問題の解決を目指す民間団体や企業、自主的な学習グループなどと連携し、効果的な人権教育・啓発が実施できるよう研修支援や情報提供に努めます。	人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、国や県と役割に応じた協力や連携が重要です。松江地方法務局浜田支局、島根県西部人権啓発推進センターや人権啓発活動ネットワーク協議会との連携を強化し、人権週間に合わせた取組や人権擁護委員による人権相談窓口の設置、人権の花運動などの人権教育・啓発活動を推進します。また、地域の実情を把握している民生児童委員との連携にも努めます。 ②まちづくりセンター、学校、PTAとの連携 まちづくりセンターや学校を拠点として、人権に関する多様な学習機会の場を確保し、人権問題を単に知識としてだけでなく、態度や行動に表れるよう人権感覚の醸成に協力・連携して取り組みます。 ③民間団体、企業、自主学習グループとの連携 人権問題の解決をめざす民間団体や企業、自主的な学習グループなどと連携し、効果的な人権教育・啓発が実施できるよう研修支援や情報提供に努めます。	
2 各人権課題に対する取組 （1）同和問題 〔現状と課題〕 我が国固有の人権問題である同和問題は、昭和40(1965)年の「同和対策審議会答申」から50年以上が経過した今日でも依然として差別意識は根強く存在し、結婚問題、就職問題、差別発言、落書等の差別事象が後を絶たない状況にあります。 「同和対策審議会答申」では、「同和問題は人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と基本的認識が示されています。これを受けて昭和44(1969)年から施行された「同和対策事業特別措置法」、昭和57(1982)年から施行された「地域改善対策特別措置法」、昭和62(1987)年から施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により、33年間にわたって同和対策事業が実施されました。平成14(2002)年3月末をもって特別法に基づく同和対策事業は終了し、一般対策へと移行されました。 これらの事業により、環境改善を中心とする物的事業については、目的に沿って一定の成果は見られましたが、心理的差別の解消などは引き続き課題として残っています。 平成28(2016)年12月に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展によって部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものである」と国の認識を明らかにし、国及び地方公共団体の責務が規定されました。 同和問題の解決に向けて、歴史を学び直し、差別に気づき、正しい理解と認識を深め、差別を許さない世論を構築することが必要です。また、人権・同和教育をすべての教育の基底に据え、一人一人が尊重される社会の実現を目指さなければなりません。	2 各人権課題に対する取組 （1）同和問題 〔現状と課題〕 我が国固有の人権問題である同和問題は、昭和40(1965)年の「同和対策審議会答申」から60年~~が~~経過した今日でも依然として差別意識は根強く存在し、結婚問題、就職問題、差別発言、落書等の差別事象が後を絶たない状況にあります。 「同和対策審議会答申」では、「同和問題は人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と基本的認識が示されています。これを受けて昭和44(1969)年から施行された「同和対策事業特別措置法」、昭和57(1982)年から施行された「地域改善対策特別措置法」、昭和62(1987)年から施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により、33年間にわたって同和対策事業が実施されました。平成14(2002)年3月末をもって特別法に基づく同和対策事業は終了し、一般対策へと移行されました。 これらの事業により、環境改善を中心とする物的事業については、目的に沿って一定の成果は見られましたが、心理的差別の解消などは引き続き課題として残っています。 平成28(2016)年12月に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展によって部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものである」と国の認識を明らかにし、国及び地方公共団体の責務が規定されました。 同和問題の解決に向けて、歴史を学び直し、差別に気づき、正しい理解と認識を深め、差別を許さない世論を構築することが必要です。また、人権・同和教育をすべての教育の基底に据え、一人ひとりが尊重される社会の実現を目指さなければなりません。	*経過年数が変更

現行計画（第４次）	次期計画（第５次）素案	備考
また、「えせ同和行為」＊など同和問題解決の妨げとなるものについても、関係機関と連携し、根絶しなければなりません。 ＊えせ同和行為 同和問題を口実にして、個人や企業、行政機関などに対し、高額な図書の購入など、不当な利益や義務のないことを求める行為。同和問題に対する誤った意識を植え付けるなど、問題解決の大きな阻害要因となる。 【施策の方向性と取組】 「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、日本固有の差別問題である同和問題を重要な人権課題として捉え、その歴史や差別の実態を十分認識し、差別意識の解消のための取組を進めます。 ①差別意識解消に向けた教育・啓発の推進 すべての学校において、人権・同和教育を基底においた教育活動を推進します。児童生徒の発達段階に応じて、同和問題についての正しい理解を深める教育と差別を許さない集団づくりに努めます。各種研修会によって教職員の人権意識を高め、理解と認識を深めるとともに実践力を高めます。 地域ごとの人権・同和教育推進協議会や市全体の人権・同和教育推進連絡協議会が主催する講演会等の開催を支援し、市民の人権意識の高揚を図ります。 結婚差別につながる身元調査について、住民票の写し等の不正取得や個人の権利の侵害を防ぐため、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の周知に努めます。 ②児童生徒の進路保障、就労問題への取組 進路保障に関しては、学校・保護者・地域が相互に信頼関係を築き、様々な困難を抱えている児童生徒に寄り添い、夢と希望が実現できるよう支援をしていきます。子どもたちが、自ら主体的に学ぶ意欲と態度、また、確かな学力と豊かな感性を高め、さらに、進学や就職などの選択において希望する進路に進めるようにするため、強い意志を持って自分自身の進路をたくましく切り拓いていこうとする姿勢や能力を身につけていくよう、取組を進めます。 また、就学援助のための適切な情報提供に努め、奨学金や各種制度の広報等による周知や活用促進を図ります。 就労問題に関しては、就職の機会均等を確保するため、ハローワークなどの関係機関と連携し、公正な採用選考がなされるよう、市内事業所への人権研修の要請、講師派遣等の支援、啓発に努めます。 ③まちづくりセンターを拠点とした啓発活動の強化 まちづくりセンターは、地域の住民にとって学習の活動拠点として重要な役割を果たしています。まちづくりセンターで開催される人権・同和问题研修について、講師派遣等の支援を行い、地域住民の人権意識の向上に努めます。 また、まちづくりセンター職員に対し、関係機関が主催する人権・同和教育研修等への参加を促し、社会教育推進の指導者としての資質を高め、差別問題の解消に意欲的に取り組む実践力の向上を図ります。	また、「えせ同和行為」＊など同和問題解決の妨げとなるものについても、関係機関と連携し、根絶しなければなりません。 ＊えせ同和行為 同和問題を口実にして、個人や企業、行政機関などに対し、高額な図書の購入など、不当な利益や義務のないことを求める行為。同和問題に対する誤った意識を植え付けるなど、問題解決の大きな阻害要因となる。 【施策の方向性と取組】 「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、日本固有の差別問題である同和問題を重要な人権課題として捉え、その歴史や差別の実態を十分認識し、差別意識の解消のための取組を進めます。 ①差別意識解消に向けた教育・啓発の推進 すべての学校において、人権・同和教育を基底においた教育活動を推進します。児童生徒の発達段階に応じて、同和問題についての正しい理解を深める教育と差別を許さない集団づくりに努めます。各種研修会によって教職員の人権意識を高め、理解と認識を深めるとともに実践力を高めます。 地域ごとの人権・同和教育推進協議会や市全体の人権・同和教育推進連絡協議会が主催する講演会等の開催を支援し、市民の人権意識の高揚を図ります。 結婚差別につながる身元調査について、住民票の写し等の不正取得や個人の権利の侵害を防ぐため、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の周知に努めます。 ②児童生徒の進路保障、就労問題への取組 進路保障に関しては、学校・保護者・地域が相互に信頼関係を築き、様々な困難を抱えている児童生徒に寄り添い、夢と希望が実現できるよう支援をしていきます。子どもたちが、自ら主体的に学ぶ意欲と態度、また、確かな学力と豊かな感性を高め、さらに、進学や就職などの選択において希望する進路に進めるようにするため、強い意志を持って自分自身の進路をたくましく切り拓いていこうとする姿勢や能力を身につけていくよう、取組を進めます。 また、就学援助のための適切な情報提供に努め、奨学金や各種制度の広報等による周知や活用促進を図ります。 就労問題に関しては、就職の機会均等を確保するため、ハローワークなどの関係機関と連携し、公正な採用選考がなされるよう、市内事業所への人権研修の要請、講師派遣等の支援、啓発に努めます。 ③まちづくりセンターを拠点とした啓発活動の強化 まちづくりセンターは、地域の住民にとって学習の活動拠点として重要な役割を果たしています。まちづくりセンターで開催される人権・同和问题研修について、講師派遣等の支援を行い、地域住民の人権意識の向上に努めます。 また、まちづくりセンター職員に対し、関係機関が主催する人権・同和教育研修等への参加を促し、<u>社会教育及び生涯学習の拠点となるまちづくりセンターの職員社会教育推進の指導者</u>としての資質を高め、差別問題の解消に意欲的に取り組む実践力の向上を図	＊まちづくりセンター職員の職責を踏ま

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
④集会所活動への支援及び相談機能の充実 地域における生活文化の向上及び社会福祉の増進を図るため、集会所等を拠点とした学習会や交流促進事業に努めます。 また、地域に密着した生活相談員の活動を支援し、地域の実態や課題、地域住民のニーズを把握し、問題解決に努めます。	ります。 ④集会所活動への支援及び相談機能の充実 地域における生活文化の向上及び社会福祉の増進を図るため、集会所等を拠点とした学習会や交流促進事業に努めます。 また、地域に密着した生活相談員の活動を支援し、地域の実態や課題、地域住民のニーズを把握し、問題解決に努めます。	えた表現に修正
（2）女 性	（2）女 性	
〔現状と課題〕 平成11(1999)年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、第2条において「男女共同参画社会の形成」を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています。 本市が令和2(2020)年12月に実施した男女共同参画に関する市民の意識・実態調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきと思う」と回答した方は16.1%であり、平成26(2014)年度調査の32.6%から大きく減少しています。性別役割等についての固定観念が薄まっている傾向が見受けられます。 その反面、本市が令和3(2021)年2月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「男女の固定的な役割分担意識（「男性は仕事、女性は家庭」など）がある」と回答した方が49.8%あり、社会慣習の中に残る固定的性別役割分担意識が男女共同参画社会の実現を困難にする大きな要因になっていることが伺えます。 また、配偶者や交際相手に対するDV*（ドメスティック・バイオレンス）やデートDV*、性犯罪、ストーカー行為*、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産に関する嫌がらせなど、暴力やハラスメントは深刻な社会問題となっています。	〔現状と課題〕 平成11(1999)年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、第2条において「男女共同参画社会の形成」を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています。 本市が令和2(2020)年12月に実施した男女共同参画に関する市民の意識・実態調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきと思う」と回答した方は16.1%であり、平成26(2014)年度調査の32.6%から大きく減少しています。性別役割等についての固定観念が薄まっている傾向が見受けられます。 その反面、本市が令和7(2025)年2月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「男女の固定的な役割分担意識（「男性は仕事、女性は家庭」など）がある」と回答した方が47.2%あり、社会慣習の中に残る固定的性別役割分担意識が男女共同参画社会の実現を困難にする大きな要因になっていることが伺えます。 また、配偶者や交際相手に対するDV*（ドメスティック・バイオレンス）やデートDV*、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産に関する嫌がらせなど、暴力やハラスメントは深刻な社会問題となっています。<u>この他にも、政治分野を含めた意思決定場面における女性の参画率の問題や、男女の賃金格差、貧困など女性を取り巻く様々な課題が提起されています。</u> 本市では、国、県の男女共同参画基本計画を踏まえ、男女共同参画社会を実現するための指針となる「浜田市男女共同参画推進計画」を策定しており、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく本市におけるDV防止の基本計画を含んだ計画としています。 社会の構成員の半数を占める女性が主体的に地域活動に参画でき、家庭や地域、職場において男女それぞれに人権が尊重され、調和のとれた社会環境づくりが必要です。	*最新の市民意識調査結果を記載
*DV（ドメスティック・バイオレンス） 配偶者など密接な関係にある人からふるわれる暴力のことで、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力など様々な形態がある。	*DV（ドメスティック・バイオレンス） 配偶者など密接な関係にある人からふるわれる暴力のことで、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力など様々な形態がある。<u>なお、男性が被害者となるケースもある。</u>	*国レベルで課題として提起されているため追記
		*DVは男女を問わない問題のため変更

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
＊デートDV 交際中のカップルの間で起こる暴力のこと。 ＊ストーカー行為 同一の者に対し、つきまとい等（恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、つきまとい、待ち伏せ、面会を要求、連続して電話や電子メールを送信することなど）を反復すること。 〔施策の方向性と取組〕 ①男女共同参画の理解促進 「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や慣習・しきたりを是正し、男女共同参画社会に対する正しい認識を促すため、あらゆる機会を捉えて教育と啓発活動を推進します。 ②女性に対する暴力の根絶 DV・性犯罪・ストーカー行為等、女性に対する暴力を根絶するための教育や啓発活動を推進します。また、関係機関との連携を強化し、DV等の被害者からの相談や安全確保など必要な支援を行います。 ③政策・方針決定への女性の参画の推進 政策・方針決定過程において男女双方の視点や意見を反映するため、各種審議会や委員会等への女性の積極的な登用を図ります。 ④ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）の推進 男女それぞれが仕事と家庭生活を両立させ、良好な生活環境を構築できるよう、保育サービスなど子育て支援の充実、働き方の見直しにつながる啓発活動等を推進します。 （3）子ども 〔現状と課題〕 子どもたちは、21世紀を担う大切な存在であり、子どもたちが心身共に健やかに育つことは、すべての大人の願いです。 子どもたちには、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）*などに明記されているように、大人と同じように基本的人権が保障されています。それぞれ人格を持った人間として尊重され、基本的人権の権利主体者として、大切にされなければなりません。とりわけ、いじめや虐待等の子どもの人権侵害への対応は重要です。 本市が令和3(2021)年2月に実施した市民意識調査において、「子どもの人権について特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「いじめを見て見ぬふりをする」と回答した方が55.9%、「暴力や仲間はずれ、無視などのいじめがあること」と回答した方が55.5%あったほか、「インターネットやSNSでの嫌がらせ」や「親による暴力や育児放棄などの虐待」も約4割の方が問題であると回答されています。	＊デートDV 交際中のカップルの間で起こる暴力のこと。 ＊ストーカー行為 同一の者に対し、つきまとい等（恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、つきまとい、待ち伏せ、面会を要求、連続して電話や電子メールを送信することなど）を反復すること。 〔施策の方向性と取組〕 ①男女共同参画社会への理解促進 「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や慣習・しきたりを是正し、男女共同参画社会に対する正しい認識を促すため、あらゆる機会を捉えて教育と啓発活動を推進します。 ②女性に対する暴力の根絶 DV・性犯罪・ストーカー行為等、女性に対する暴力を根絶するための教育や啓発活動を推進します。また、関係機関との連携を強化し、DV等の被害者からの相談や安全確保など必要な支援を行います。<u>なお、男性が被害者となった場合も同様に対応します。</u> ③政策・方針決定への女性の参画の推進 政策・方針決定過程において男女双方の視点や意見を反映するため、各種審議会や委員会等への女性の積極的な登用を図ります。 ④ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）の推進 男女それぞれが仕事と家庭生活を両立させ、良好な生活環境を構築できるよう、保育サービスなど子育て支援の充実、働き方の見直しにつながる啓発活動等を推進します。 （3）子ども 〔現状と課題〕 子どもたちは、21世紀を担う大切な存在であり、子どもたちが心身共に健やかに育つことは、すべての大人の願いです。 子どもたちには、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）*、<u>「こども基本法」</u>などに明記されているように、大人と同じように基本的人権が保障されています。それぞれ人格を持った人間として尊重され、基本的人権の権利主体者として、大切にされなければなりません。とりわけ、いじめや虐待等の子どもの人権侵害への対応は重要です。 本市が<u>令和7(2025)年</u>2月に実施した市民意識調査において、「子どもの人権について特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、<u>「暴力やインターネット・SNSでの嫌がらせ、仲間はずれ、無視などのいじめがあること」と回答した方が67.4%、「いじめを見て見ぬふりをする」と回答した方が56.6%、「こどもを成績や学歴だけで判断すること」と回答した方が50.5%と高い関心を示されました。また、「家庭環境や経済状況等が理由でこどもの生活や進学、就職に支障があること」「大人による暴力や育児放棄などの虐待があること」も4割以上の方が問題であると回答されています。</u>	＊DVは男女を問わない問題のため変更 ＊こども基本法施行による変更 ＊最新の市民意識調査の結果を反映

現行計画（第４次）	次期計画（第５次）素案	備考
次世代を担うすべての子どもの権利が擁護され、意見が尊重される環境づくりのため、子どもの権利条約の啓発に努め、子どもの権利を大切に取る取組を推進します。 ③いじめ・不登校問題への取組 平成26 年12 月には「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめ防止対策推進条例」を制定しました。この条例は、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市、教育委員会、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市の対策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応と、不登校の解消に向け、指導相談機能の充実を図ります。 ④乳幼児や児童への虐待防止の取組 虐待が発生する背景には、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く社会・家庭環境の多様化などが複雑に絡み合っています。妊娠期から切れ目のない子育て支援に取り組み、リスクのある家庭の把握と虐待の早期発見に努めます。また、虐待を発見した場合には、児童相談所はじめ関係機関や地域と連携し、迅速かつ適切に対応します。 子育てを社会全体の問題として認識し、虐待への関心を高めるため早期発見と予防についての広報・啓発活動を行い、住民の関心を喚起し、通告義務の周知を図ります。 児童福祉施設等に入所している子どもについても、家庭と同じような環境の中で育つよう、施設の職員に対する研修を支援し、連携に努めます。 ⑤子どもの貧困対策への取組の推進 子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、経済的支援や相談体制の充実を図ります。 ⑥子どもの健全育成に向けての取組 子どもに基本的な生活習慣を身につけさせるという家庭の果たす役割の再認識を促し、メディアとの接触時間を含めた基本的生活習慣の定着や規範意識醸成に向け、啓発や学習機会の提供に努めます。 インターネットやスマートフォンなどの情報通信技術が急速に普及し、インターネット上での有害な情報の拡散や犯罪被害が問題となっています。インターネット等の利用について、生活習慣、人権尊重、情報モラルの視点から正しい知識と態度が育つよう、学校や家庭における教育や啓発に取り組めます。 ⑦相談体制の充実 児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動など生徒指導上の諸問題に対して、教育相談員、スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）による相談・支援体制の充実を図り、いじめ等の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決に向けた取組を推進します。 心理的、環境的その他の要因によって不登校の状態にある児童生徒に対しては、教育支援センター「山びこ学級」において、小集団での学習指導、体験的活動、対象児童生徒や	<u>画」などの理解促進を踏まえた取組</u> 次世代を担うすべての子どもの権利が擁護され、意見が尊重される環境づくりのため、子どもの権利条約の啓発に努め、<u>「こども基本法」及び「浜田市こども計画」の趣旨に則り、子どもは権利の主体であることを念頭において、子どもの権利擁護を推進する取組を行います。</u> ③いじめ・不登校問題への取組 平成26年12月には「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめ防止対策推進条例」を制定しました。この条例は、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市、教育委員会、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市の対策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応と、不登校の解消に向け、指導相談機能の充実を図ります。 ④乳幼児や児童への虐待防止の取組 虐待が発生する背景には、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く社会・家庭環境の多様化などが複雑に絡み合っています。妊娠期から切れ目のない子育て支援に取り組み、リスクのある家庭の把握と虐待の早期発見に努めます。また、虐待を発見した場合には、児童相談所はじめ関係機関や地域と連携し、迅速かつ適切に対応します。 子育てを社会全体の問題として認識し、虐待への関心を高めるため早期発見と予防についての広報・啓発活動を行い、住民の関心を喚起し、通告義務の周知を図ります。 児童福祉施設等に入所している子どもについても、家庭と同じような環境の中で育つよう、施設の職員に対する研修を支援し、連携に努めます。 ⑤子どもの貧困対策への取組の推進 子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、経済的支援や相談体制の充実を図ります。 ⑥子どもの健全育成に向けての取組 子どもに基本的な生活習慣を身につけさせるという家庭の果たす役割の再認識を促し、メディアとの接触時間を含めた基本的生活習慣の定着や規範意識醸成に向け、啓発や学習機会の提供に努めます。 インターネットやスマートフォンなどの情報通信技術が急速に普及し、インターネット上での有害な情報の拡散や犯罪被害が問題となっています。インターネット等の利用について、生活習慣、人権尊重、情報モラルの視点から正しい知識と態度が育つよう、学校や家庭における教育や啓発に取り組めます。 ⑦相談体制の充実 児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動など生徒指導上の諸問題に対して、教育相談員、スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）による相談・支援体制の充実を図り、いじめ等の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決に向けた取組を推進します。 心理的、環境的その他の要因によって不登校の状態にある児童生徒に対しては、教育支援センター「山びこ学級」において、小集団での学習指導、体験的活動、対象児童生徒や	及び浜田市こども計画策定による変更 ＊こども基本法施行及び浜田市こども計画策定による変更

現行計画（第４次）	次期計画（第５次）素案	備考
保護者との面談を通して学校や社会への適応を図ります。 また、平成18(2006)年度から松江地方法務局及び島根県人権擁護委員連合会が実施する「子どもの人権ＳＯＳミニレター」等の相談ツールや相談窓口の周知を図ります。 （４）高齢者 〔現状と課題〕 我が国の高齢化は急速に進行し、令和2 年国勢調査(令和2(2020)年10 月1 日現在)における65 歳以上の高齢化率は28.6％となっています。 本市では、令和3(2021)年4 月1 日現在、高齢化率が37.3％となっており、地区によっては、60％を超えているところもあります。一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増えるとともに、寝たきりや認知症による要介護認定者も増加しています。 平成18(2006)年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されましたが、高齢者に対する身体的・精神的虐待はあとを絶たず、このほかにも高齢者の人権に関する問題は、悪徳商法の被害者になりやすいこと、認知症高齢者に対する偏見、社会参加の機会の制限などがあげられます。 また、高齢者が孤立し、周囲から注目されることなく生活している実態が進行し、時には排除的な扱いを受け、やがて孤独死といった人間の尊厳にかかわる問題となっていくような場合もあります。 高齢者が社会の一員として地域社会の様々な活動に参加できるよう社会環境づくりを進めることはもちろんですが、一人一人が高齢者への理解を深めるとともに、互いに支え合う心を育てることが必要です。 〔施策の方向性と取組〕 ①福祉教育、啓発活動の推進 一人一人が、健康でいきいきとした生活を送るためには、福祉の心を実践する態度に結びつけることが必要であり、学校においては、高齢者等に対する他者理解を深め、思いやりの心を育てる教育を推進します。 高齢者が多年にわたり社会の発展に寄与してきた人として、生涯現役で積極的に社会と関わり、生きがいを持って生活できる長寿社会について、市民の理解が深まるよう意識啓発に努めます。 ②就労・生きがい対策の推進 高齢者が社会の重要な一員として、自らが持つ豊富な経験、技術、知識が社会活動や職場に生かされ、高齢者自身の生活の安定や生きがいが確立できるよう支援します。また、世代を越えた交流の促進を図るとともに、生きがいづくり・健康づくり・閉じこもり防止の場の提供に努めます。	保護者との面談を通して学校や社会への適応を図ります。 また、平成18(2006)年度から松江地方法務局及び島根県人権擁護委員連合会が実施する「子どもの人権ＳＯＳミニレター」、<u>こども家庭庁が実施する相談窓口、文部科学省が実施する「こどものＳＯＳの相談窓口」</u>等の相談ツールや相談窓口の周知を図ります。 （４）高齢者 〔現状と課題〕 我が国の高齢化は急速に進行し、<u>「令和6年版高齢社会白書」において令和5年10月1日現在の高齢化率は29.1％となっています。</u> 本市では、<u>令和7(2025)年4月1日</u>現在、高齢化率が<u>38.8％</u>となっており、地区によっては、60％を超えているところもあります。一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増えるとともに、寝たきりや認知症による要介護認定者も増加しています。 平成18(2006)年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されましたが、高齢者に対する身体的・精神的虐待はあとを絶たず、このほかにも高齢者の人権に関する問題は、悪徳商法の被害者になりやすいこと、認知症高齢者に対する偏見、社会参加の機会の制限などがあげられます。<u>認知症に関しては、2025年には高齢者の5人に1人が認知症患者になるとも言われ、国でも令和6(2024)年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）が施行され、認知症の人も含めた国民全体で共生社会を作ることが目指されています。</u> また、高齢者が孤立し、周囲から注目されることなく生活している実態が進行し、時には排除的な扱いを受け、やがて孤独死といった人間の尊厳にかかわる問題となっていくような場合もあります。 高齢者が社会の一員として地域社会の様々な活動に参加できるよう社会環境づくりを進めることはもちろんですが、一人一人が高齢者への理解を深めるとともに、互いに支え合う心を育てることが必要です。 〔施策の方向性と取組〕 ①福祉教育、啓発活動の推進 一人一人が、健康でいきいきとした生活を送るためには、福祉の心を実践する態度に結びつけることが必要であり、学校においては、高齢者等に対する<u>他者</u>理解を深め、思いやりの心を育てる教育を推進します。 高齢者が多年にわたり社会の発展に寄与してきた人として、生涯現役で積極的に社会と関わり、生きがいを持って生活できる長寿社会について、市民の理解が深まるよう意識啓発に努めます。 ②就労・生きがい対策の推進 高齢者が社会の重要な一員として、自らが持つ豊富な経験、技術、知識が社会活動や職場に生かされ、高齢者自身の生活の安定や生きがいが確立できるよう支援します。また、世代を越えた交流の促進を図るとともに、生きがいづくり・健康づくり・閉じこもり防止の場の提供に努めます。	＊新たに始まった取組みを追記 ＊直近の数値を記載 ＊直近の数値を記載 ＊認知症基本法施行による変更 ＊文言削除

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
③地域包括ケアの推進 高齢者が、介護が必要な状態となっても可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される仕組み（地域包括ケアシステム）づくりを推進します。 ④認知症に対する理解と介護等施策の充実 認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため、その応援者である「認知症サポーター」を増加させるための取組を行うとともに、市民講座等の開催や各種広報媒体の活用により正しい知識と理解の普及に努めます。 また、認知症高齢者の増加が見込まれる中、早期発見・早期対応に重点を置き、専門性を強化した相談体制の充実と、本人・家族の支援に結びつく医療と介護の連携強化を図ります。 ⑤権利擁護の推進 全国的に増加傾向にある高齢者虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待）に対し、虐待防止に関する研修の実施やケア会議等により事例の検討・検証を行い、「虐待の芽を摘む」体制の強化を図ります。 さらに、判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らせるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及と利用促進を図ります。 （5）障がいのある人 〔現状と課題〕 平成18(2006)年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）*は、21世紀で最初につくられた人権条約であり、我が国は平成26(2014)年に批准しました。 国においては、この条約の理念を踏まえ、平成23(2011)年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、障がいを理由とする差別禁止の理念が法律に明記されました。 その他、平成23(2011)年の「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の制定、平成24(2012)年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の制定、平成25(2013)年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定や「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の改正など、障がいのある人の権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法整備が進みました。平成28(2016)年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする不当な差別の解消と障がいのある人への合理的配慮*などが求められています。 障がいのある人への偏見や差別意識が生じる背景には、障がいについての知識や理解不足等が挙げられます。障がいのある人を取り巻く環境には様々な問題があることを理解	③地域包括ケアの推進 高齢者が、介護が必要な状態となっても可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される仕組み（地域包括ケアシステム）づくりを推進します。 ④認知症に対する理解と介護等施策の充実 認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため、その応援者である「認知症サポーター」を増加させるための取組を行うとともに、市民講座等の開催や各種広報媒体の活用により正しい知識と理解の普及に努めます。 また、認知症高齢者の増加が見込まれる中、早期発見・早期対応に重点を置き、専門性を強化した相談体制の充実と、本人・家族の支援に結びつく医療と介護の連携強化を図ります。 ⑤権利擁護の推進 全国的に増加傾向にある高齢者虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待）に対し、虐待防止に関する研修の実施やケア会議等により事例の検討・検証を行い、「虐待の芽を摘む」体制の強化を図ります。 さらに、判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らせるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及と利用促進を図ります。 （5）障がいのある人 〔現状と課題〕 平成18(2006)年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）*は、21世紀で最初につくられた人権条約であり、我が国は平成26(2014)年に批准しました。 国においては、この条約の理念を踏まえ、平成23(2011)年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、障がいを理由とする差別禁止の理念が法律に明記されました。 その他、平成23(2011)年の「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の制定、平成24(2012)年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の制定、平成25(2013)年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定や「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の改正など、障がいのある人の権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法整備が進みました。平成28(2016)年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、<u>障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止と障がいのある人への合理的配慮*が求められるようになりました。さらに、令和6(2024)年からは、すべての事業者*に対して不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が義務付けられています。</u> 障がいのある人への偏見や差別意識が生じる背景には、障がいについての知識や理解不足等が挙げられます。障がいのある人を取り巻く環境には様々な問題があることを理解	*法律改正により義務化したことにより変更

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりを目指し実践することがなにより重要です。 ＊障害者の権利に関する条約（障害者権利条約） 平成18(2006)年の第61回国連総会で採択され、日本は平成26(2014)年に批准した。この条約は、すべての障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としている。障がいに基づくあらゆる差別を禁止することや合理的配慮が提供されることを確保するための措置（第5条）などを定めている。前文と50条からなる本文で構成され、条約の全文（和訳）は巻末資料のとおり。 ＊合理的配慮 障がいのある人となない人の平等な機会を確保するために、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することを「合理的配慮」と言い、こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合は差別に当たる。ただし、その実施に過重な負担がかかる場合には、合理的配慮を行わなくても差別にはならない。（知的障がい等により、本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできる。） 【施策の方向性と取組】 ①障がいに対する理解と差別解消の促進 誰もが心のバリア（障壁）を取り除き、障がい特性や障がいのある人に対する理解を深め、不当な差別の解消に向けた教育や啓発に取り組みます。また、“やさしくて温かい”共に生きる社会づくりを目指すため、「あいサポート運動」*や福祉教育等を浜田市社会福祉協議会と連携して推進します。 ②人にやさしく安心して暮らせるまちづくりの推進 平成30(2018)年7月に施行した「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができま ちづくり条例」に基づき、障がいのある人が住み慣れた地域で、安全かつ快適に生活を送る上で妨げとなっている様々な障壁（心のバリア、環境のバリア、情報のバリア、制度のバリア等）のバリアフリー化（障壁の除去）や、全ての人に配慮したユニバーサルデザイン*によるまちづくりを推進します。 また、障がいのある人が、障がいの種別や状態に関わらず、住みたい地域で自立した生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスの提供や相談体制の充実を図ります。 ③障がい者の社会参加と就労支援の取組 障がいのある人の社会参加を促進するため、移動支援事業や社会参加促進事業により、外出支援策の充実やスポーツ・文化・芸術活動等に参加しやすい環境づくりに努めます。	し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりを目指し実践することがなにより重要です。<u>浜田市でも平成30(2018)年に「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」を制定して障がい者問題の解決に取り組んでいます。</u> ＊障害者の権利に関する条約（障害者権利条約） 平成18(2006)年の第61回国連総会で採択され、日本は平成26(2014)年に批准した。この条約は、すべての障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としている。障がいに基づくあらゆる差別を禁止することや合理的配慮が提供されることを確保するための措置（第5条）などを定めている。前文と50条からなる本文で構成され、条約の全文（和訳）は巻末資料のとおり。 ＊合理的配慮 障がいのある人となない人の平等な機会を確保するために、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することを「合理的配慮」と言い、こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合は差別に当たる。ただし、その実施に過重な負担がかかる場合には、合理的配慮を行わなくても差別にはならない。（知的障がい等により、本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできる。） <u>＊事業者</u> <u>商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者である。個人事業主やボランティア活動をするグループなども事業者に入る。対象となる分野は、教育、医療、福祉、公共交通など、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となる。（出典：出典：内閣府HP政府広報オンライン、障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト）</u> 【施策の方向性と取組】 ①障がいに対する理解の促進 誰もが心のバリア（障壁）を取り除き、障がい特性や障がいのある人に対する理解を深め、不当な差別の解消に向けた教育や啓発に取り組みます。また、“やさしくて温かい”共に生きる社会づくりを目指すため、「あいサポート運動」*や福祉教育等を浜田市社会福祉協議会と連携して推進します。 ②人にやさしく安心して暮らせるまちづくりの推進 平成30(2018)年7月に施行した「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができま ちづくり条例」に基づき、障がいのある人が住み慣れた地域で、安全かつ快適に生活を送る上で妨げとなっている様々な障壁（心のバリア、環境のバリア、情報のバリア、制度のバリア等）のバリアフリー化（障壁の除去）や、全ての人に配慮したユニバーサルデザイン*によるまちづくりを推進します。 また、障がいのある人が、障がいの種別や状態に関わらず、住みたい地域で自立した生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスの提供や相談体制の充実を図ります。 ③障がい者の社会参加と就労支援の取組 障がいのある人の社会参加を促進するため、移動支援事業や社会参加促進事業により、外出支援策の充実やスポーツ・文化・芸術活動等に参加しやすい環境づくりに努めます。	＊平成30年に条例制定により変更 「事業者」の指す範囲について説明書きを追記

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
また、障がいのある人の雇用を促進するため、企業に対する各種支援制度の周知・啓発と、障がい福祉サービスによる就労支援や相談・助言体制の充実を図るなど、障がい者雇用の機会の拡大に努めます。 ④権利擁護の推進 障がいを理由とした差別や障がい者虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待）を受けることなく、安心して地域で暮らせるように、成年後見制度や、浜田市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等の普及と利用促進を図ります。 ＊あいサポート運動 地域の誰もが障がいのある人と共に生きるサポーターになることを目的としており、様々な種別の障がいを知ることからはじめ、障がいのある人が日常生活で困っていることを理解した上で、それぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していこうという運動のこと。 ＊ユニバーサルデザイン 「普遍的な」、「全体の」、という言葉が示しているように、すべての人が等しく尊重される社会を目指し、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用可能なように、最初から「まち」、「もの」、「サービス」、「制度」などを設計（デザイン）すること。 （6）外国人 〔現状と課題〕 令和3(2021)年4月1日現在、本市の人口52,145人のうち、外国人の数は643人で、市全体のおよそ100人に1人が外国人の方です。このため、言語や習慣、文化の違いにより相互理解が十分でないなどの理由で様々な問題が発生しています。本市が令和3(2021)年2月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習がわからず、日常生活に支障をきたすこと」と回答した方が44.0%あり、次いで「日本人の異文化理解が十分ではなく、外国人に対する偏見を生みやすいこと」と回答した方が41.2%あったことからしても、言語、習慣、制度、文化等の違いを相互理解するための交流促進や、在住外国人への支援が課題となっています。 また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチ*（差別をあおる憎悪表現）であるとして社会問題になっています。こうした中、ヘイトスピーチの抑止・解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が平成28(2016)年6月に施行されました。 ＊ヘイトスピーチ 特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動。	また、障がいのある人の雇用を促進するため、企業に対する各種支援制度の周知・啓発と、障がい福祉サービスによる就労支援や相談・助言体制の充実を図るなど、障がい者雇用の機会の拡大に努めます。 ④権利擁護の推進 障がいを理由とした差別や障がい者虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待）を受けることなく、安心して地域で暮らせるように、成年後見制度や、浜田市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等の普及と利用促進を図ります。 ＊あいサポート運動 地域の誰もが障がいのある人と共に生きるサポーターになることを目的としており、様々な種別の障がいを知ることからはじめ、障がいのある人が日常生活で困っていることを理解した上で、それぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していこうという運動のこと。 ＊ユニバーサルデザイン 「普遍的な」、「全体の」、という言葉が示しているように、すべての人が等しく尊重される社会をめざし、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用可能なように、最初から「まち」、「もの」、「サービス」、「制度」などを設計（デザイン）すること。 （6）外国人 〔現状と課題〕 <u>令和7(2025)年</u>4月1日現在、本市の人口 <u>47,311人</u>のうち、外国人の数は <u>737</u>人で、市全体のおよそ <u>65</u>人に1人が外国人の方です。このため、言語や習慣、文化の違いにより相互理解が十分でないなどの理由で様々な問題が発生しています。本市が<u>令和7(2025)年</u>2月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習がわからず、日常生活に支障をきたすこと」と回答した方が <u>43.7%</u>あり、次いで「<u>日本語学習や日本の生活習慣を学習する機会が少ないこと</u>」と回答した方が <u>33.4%</u>、「<u>日本人の異文化理解が十分ではなく、外国人に対する偏見があること</u>」と回答した方が <u>31.7%</u>あったことからしても、言語、習慣、制度、文化等の違いを相互理解するための交流促進や、在住外国人への支援が課題となっています。 また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチ*（差別をあおる憎悪表現）であるとして社会問題になっています。こうした中、ヘイトスピーチの抑止・解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が平成28(2016)年6月に施行されました。 ＊ヘイトスピーチ 特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動。	＊最新の数値に変更 ＊最新の市民意識調査結果を反映

現行計画（第４次）	次期計画（第５次）素案	備考
【施策の方向性と取組】 ①差別意識を解消し、多文化共生社会の実現のための啓発の推進 外国人への理解不足が生み出す差別意識を解消するため、市内に在住する外国人と地域住民がふれあい、お互いの国や人、考え方や価値観の違いを認め合い、理解を一層深める草の根の国際交流が大切です。地域に居住する同じ住民として心の中の国境をとり払い、外国人の人権に配慮した行動ができるよう、地域の内外において多様な文化や人々が共存していける多文化共生社会の実現に向けて「共に生きる」社会の構築を進めていきます。 ②外国人との交流の促進と国際協力の精神を培う教育の推進 外国の文化や習慣等の正しい理解を深めるとともに、国際交流・協力団体等と連携しながら、国際親善、国際協力の精神を培う教育を推進します。 ③学校における国際理解教育の推進と外国籍児童生徒への支援 国際化の進展に伴い、各教科等の学習を通して、他国の文化・価値観の尊重や共生にむけた相互理解への取組を推進します。また、小中学校に在籍する外国籍児童生徒への日本語指導はもちろん学校生活を送る上での不安解消のためメンタル面のサポートも行います。 （７）患者や感染者等 【現状と課題】 H I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染者・エイズ患者やハンセン病患者・回復者及びその家族に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。そのことが原因となって、医療現場における診療拒否のほか、採用拒否や職場解雇、入学（入園）や登校（登園）の拒否、アパートへの入居拒否や立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権侵害となって現れています。 また、令和2(2020)年1 月に我が国で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス（COVID-19）についても、他の感染症と同様に様々な場面で人権上の問題が生じています。感染者だけでなく、患者と接する医療関係者等にも偏見の目が向けられるという問題も生じています。 本市が令和3(2021)年2 月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「患者及び感染者等の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「周囲の人たちの病気についての認識や理解が十分でないこと」と回答した方が62.4%あり、次いで「本人・家族が世間から偏見の目で見られること」と回答した方が56.6%あったことからしても、正しい知識の普及・啓発が課題となっています。	【施策の方向性と取組】 ①差別意識を解消し、多文化共生社会の実現のための啓発の推進 外国人への理解不足が生み出す差別意識を解消するため、市内に在住する外国人と地域住民がふれあい、お互いの国や人、考え方や価値観の違いを認め合い、理解を一層深める草の根の国際交流が大切です。地域に居住する同じ住民として心の中の国境をとり払い、外国人の人権に配慮した行動ができるよう、地域の内外において多様な文化や人々が共存していける多文化共生社会の実現に向けて「共に生きる」社会の構築を進めていきます。 ②外国人との交流の促進と国際協力の精神を培う教育の推進 外国の文化や習慣等の正しい理解を深めるとともに、国際交流・協力団体等と連携しながら、国際親善、国際協力の精神を培う教育を推進します。 ③学校における国際理解教育の推進と外国籍児童生徒への支援 国際化の進展に伴い、各教科等の学習を通して、他国の文化・価値観の尊重や共生にむけた相互理解への取組を推進します。また、小中学校に在籍する外国籍児童生徒への日本語指導はもちろん学校生活を送る上での不安解消のためメンタル面のサポートも行います。 （７）患者や感染者等 【現状と課題】 H I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染者・エイズ患者やハンセン病患者・回復者及びその家族に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。そのことが原因となって、医療現場における診療拒否のほか、採用拒否や職場解雇、入学（入園）や登校（登園）の拒否、アパートへの入居拒否や立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権侵害となって現れています。 また、令和 2(2020)年 1 月に我が国で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス（COVID-19）<u>では、り患した本人・家族のほか、医療従事者にも偏見の目が向けられ、人権上の問題が生じています。今後も、新興感染症が出現する可能性があるので、冷静な対応と正しい理解が必要です。についても、他の感染症と同様に様々な場面で人権上の問題が生じています。感染者だけでなく、患者と接する医療関係者等にも偏見の目が向けられるという問題も生じています。</u> 本市が<u>令和 7(2025)年</u> 2 月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「患者及び感染者等の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「周囲の人たちの病気についての認識や理解が十分でないこと」と回答した方が <u>59.8%</u>あり、次いで「本人・家族が世間から偏見の目で見られること」と回答した方が <u>37.5%</u>あったことからしても、正しい知識の普及・啓発が課題となっています。 <u>「ハンセン病回復者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対して、「地域や社会での正しい知識や理解が不十分であること」が 42.3%と最も多く、次いで「ハンセン病回復者とその家族に対する偏見・差別が残っていること」</u>	*現状にあわせて修正 *最新の市民意識調査の結果を反映 *最新の市民意識調査の結果を追記

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
【施策の方向性と取組】 ①教育・啓発活動の推進 感染症等に対する正しい知識の普及と差別意識解消に向けた教育・啓発活動に努めます。 （8）犯罪被害者とその家族 【現状と課題】 犯罪被害者とその家族は、犯罪の直接的な被害にとどまらず、精神的・経済的にも大きな影響を受ける場合が多いほか、一部のマスメディアや周囲の人々による無責任な言動による二次的被害で苦しめられることも少なくありません。私たち誰もが犯罪被害者になる可能性があり、ひとたび被害にあうと平穏な生活を取り戻すのは容易ではありません。 平成17(2005)年4月には「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者等への支援が、国、地方公共団体、国民の責務とされたことから、社会全体で犯罪被害者等を支援していくことが求められています。 【施策の方向性と取組】 ①犯罪被害者等の心情に配慮した対応と支援活動の推進 犯罪被害者等が置かれている状況に対する理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を高めるための啓発と、公益財団法人島根県サポートセンターなど犯罪被害者等に対する相談・支援機関の周知に努めます。 （9）刑を終えて出所した人等 【現状と課題】 刑を終えて出所した人等やその家族に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても根強い偏見や差別意識があり、就職や住居の確保に際して大きな障害となるなど、社会復帰を目指す人たちにとって困難な状況にあります。 刑を終えて出所した人等が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が不可欠です。 平成28(2016)年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、犯罪をした人等の再犯の防止と社会復帰に関する施策を講じることが定められました。新たな犯罪被害の防止とともに、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人の円滑な社会復帰を支援するため、本市では令和3(2021)年度に「浜田市再犯防止推進計画」を策定することと	<u>が39.0%と続いている。ハンセン病に対しても正しい知識の普及と啓発が課題として残っています。</u> 【施策の方向性と取組】 ① 教育・啓発活動の推進 <u>病気や</u>感染症等に対する正しい知識~~の普及と~~<u>を普及することにより市民が理解を深められるよう</u>差別意識解消に向けた教育・啓発活動に努めます。 （8）犯罪被害者とその家族 【現状と課題】 犯罪被害者とその家族は、犯罪の直接的な被害にとどまらず、精神的・経済的にも大きな影響を受ける場合が多いほか、一部のマスメディアや周囲の人々による無責任な言動による二次的被害で苦しめられることも少なくありません。私たち誰もが犯罪被害者になる可能性があり、ひとたび被害にあうと平穏な生活を取り戻すのは容易ではありません。 平成17(2005)年4月には「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者等への支援が、国、地方公共団体、国民の責務とされたことから、社会全体で犯罪被害者等を支援していくことが求められています。 【施策の方向性と取組】 ①犯罪被害者等の心情に配慮した対応と支援活動の推進 犯罪被害者等が置かれている状況に対する理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を高めるための啓発と、公益財団法人島根県サポートセンターなど犯罪被害者等に対する相談・支援機関の周知に努めます。 （9）刑を終えて出所した人等 【現状と課題】 刑を終えて出所した人等やその家族に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても根強い偏見や差別意識があり、就職や住居の確保に際して大きな障害となるなど、社会復帰を目指す人たちにとって困難な状況にあります。 刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が不可欠です。 平成28(2016)年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、犯罪をした人等の再犯の防止と社会復帰に関する施策を講じることが定められました。新たな犯罪被害の防止とともに、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人の円滑な社会復帰を支援するため、本市では令和3(2021)年度に「浜田市再犯防止推進計画」を策定<u>し、令和4</u>	＊現状にあわせて追記 ＊浜田市再犯防止推

現行計画（第４次）	次期計画（第５次）素案	備考
しています。 【施策の方向性と取組】 ①啓発活動の推進 刑を終えて出所した人等やその家族の人権が侵害されることのないよう、関係機関等と連携・協力して啓発活動を推進します。 ②「島根あさひ社会復帰促進センター」設置の理念を生かす取組 平成20(2008)年10月、「国民に理解され支えられる刑務所」として、「官民協働の運営」、「地域との共生」、「人材の再生」を基本理念に掲げ、P F I 手法*による矯正施設「島根あさひ社会復帰促進センター」が開設されました。 受刑者の改善更生・社会復帰に向けた特徴的な取組として、地域との連携に基づいて行われる文通プログラム、盲導犬パピープログラム、農林業における施設内外での作業など、地域の人材と資源を幅広く活用して行われています。これは、従来の職業訓練に代わって民間企業等が受刑者の職業訓練の実施に積極的に参画し、再犯防止・社会復帰に寄与しようというものです。企業等の就労支援をはじめ、更生保護制度、出所後の地域社会の温かい理解、受け入れ体制等の充実に努めます。 ＊P F I 手法（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ） 従来は国や地方自治体が行っていた公共施設などの建設、維持管理、運営などにおいて、民間の資金、ノウハウを活用することでより効率的で質の高い公共サービスを提供するもの。 （10）インターネット等による人権侵害 【現状と課題】 高度情報化によるインターネットの発展とスマートフォンの普及は、私たちの生活に多くの利便性をもたらし、社会のあらゆる場面で欠かせないものとなっています。しかし一	<u>年度から令和9年度の6か年に渡って、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向けて取組を進めています。</u> 【施策の方向性と取組】 ①啓発活動の推進 刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう、関係機関等と連携・協力して啓発活動を推進します。 ②「島根あさひ社会復帰促進センター」設置の理念を生かす取組 <u>平成20(2008)年10月に開設された「島根あさひ社会復帰促進センター」においては、P F I 手法*により施設を運営しており、「官民協働の運営」、「地域との共生」、「人材の再生」を基本理念に、受刑者の改善更生・社会復帰に向けた様々な取組が行われています。特徴的な取組として、地域との連携に基づいて行われる文通プログラム、盲導犬パピープログラム、農林業における施設内外での作業など、地域の人材と資源を幅広く活用して行われています。これは、従来の職業訓練に代わって民間企業等が受刑者の職業訓練の実施に積極的に参画し、再犯防止・社会復帰に寄与しようというものです。</u> <u>また、現行のP F I 事業期間は令和7年度末で終了し、令和8年度以降は次期P F I 事業期間が開始しますが、従来の取組に加え、再犯防止のための訓練と地域課題の解決を結びつける取組が計画されており、引き続き企業等の就労支援をはじめ、更生保護制度、出所後の地域社会の温かい理解、受け入れ体制等の充実に努めます。</u> ~~平成20(2008)年10月、「国民に理解され支えられる刑務所」として、「官民協働の運営」、「地域との共生」、「人材の再生」を基本理念に掲げ、P F I 手法*による矯正施設「島根あさひ社会復帰促進センター」が開設されました。~~ ~~―受刑者の改善更生・社会復帰に向けた特徴的な取組として、地域との連携に基づいて行われる文通プログラム、盲導犬パピープログラム、農林業における施設内外での作業など、地域の人材と資源を幅広く活用して行われています。これは、従来の職業訓練に代わって民間企業等が受刑者の職業訓練の実施に積極的に参画し、再犯防止・社会復帰に寄与しようというものです。企業等の就労支援をはじめ、更生保護制度、出所後の地域社会の温かい理解、受け入れ体制等の充実に努めます。―~~ ＊P F I 手法（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ） 従来は国や地方自治体が行っていた公共施設などの建設、維持管理、運営などにおいて、民間の資金、ノウハウを活用することでより効率的で質の高い公共サービスを提供するもの。 （10）インターネット等による人権侵害 【現状と課題】 高度情報化によるインターネットの発展とスマートフォンの普及は、私たちの生活に多くの利便性をもたらし、社会のあらゆる場面で欠かせないものとなっています。しかし一	進計画策定により変更 ＊令和８年度から次期P F I 事業期間開始となることを踏まえ変更

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
方では、発信の匿名性の高さや情報発信の容易さから、人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現や有害な情報が氾濫し、人権に関わる大きな問題が増えています。 本市が令和3(2021)年2月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「現在どんな人権課題に関心を持っているか」という設問では、「インターネットやSNSなどによる人権侵害」と回答した方が43.8%と最も多く、また、「インターネットやSNSによる人権侵害について、どのようなことが問題だと思うか」という設問で最も多かった回答は、「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」の78.6%でした。 平成13(2001)年には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が制定され、インターネット上で人権侵害が発生した場合にプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利が定められました。 インターネットの正しい利用の仕方やマナーを身につけ、インターネット上で不適切な書き込みを見つけたときや被害にあったときの対処方法等の理解と普及が求められています。 【施策の方向性と取組】 ①情報モラルの啓発と人権侵害拡大の防止 インターネット利用者が情報モラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発を推進するとともに、定期的なモニタリングの実施による人権侵害の早期発見と法務局など関係機関との連携による削除依頼など、被害の拡大防止に努めます。 ②情報モラルの教育の充実 インターネットを利用した情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべきことなど、年齢に応じた教育を行い、インターネットとの正しい関わり方や氾濫する情報の中から正しい情報を活用できる能力の育成・向上に努めます。 （11）性の多様性（性的指向、性自認等） 【現状と課題】 私たちはこれまで、性は「男性」と「女性」だけであり、異性を好きになることが当たり前と認識されていましたが、近年では性の多様性に対する理解も進みつつあり、LGBTやLGBTs、LGBTQ+という言葉を目にする機会も増えました。 また、多様な性の構成要素を表す言葉として、「性的指向」（Sexual Orientation）と「性自認」（Gender Identity）の英語の頭文字をとって「SOGI」（ソジ又はソギ）という言葉が使われるようになってきました。 「性的指向」とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向いているかを示す概念です。性の指向は人によって一様ではなく、恋愛・性愛の対象が異性でなく、同性や両性を対象とする人もいます。	方では、発信の匿名性の高さや情報発信の容易さから、人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現や有害な情報が氾濫し、人権に関わる大きな問題が増えています。 本市が令和7(2025)年2月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「現在どんな人権課題に関心を持っているか」という設問では、「インターネットやSNSなどによる人権侵害」と回答した方が47.3%と障がいのある人の人権に次いで2番目に多く、また、「インターネットやSNSによる人権侵害について、どのようなことが問題だと思うか」という設問で最も多かった回答は、「他人を誹謗中傷する投稿のあること」の81.1%でした。 平成13(2001)年には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が制定され、インターネット上で人権侵害が発生した場合にプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利が定められました。<u>また、令和6(2024)年には「情報流通プラットフォーム対処法」が施行され、SNSや動画共有サイトにおける人権侵害についても規制されることになりました。</u> インターネットの正しい利用の仕方やマナーを身につけ、インターネット上で不適切な書き込みを見つけたときや被害にあったときの対処方法等の理解と普及が求められています。 【施策の方向性と取組】 ①情報モラルの啓発と人権侵害拡大の防止 インターネット利用者が情報モラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発を推進するとともに、定期的なモニタリングの実施による人権侵害の早期発見と法務局など関係機関との連携による削除依頼など、被害の拡大防止に努めます。 ②情報モラルの教育の充実 インターネットを利用した情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべきことなど、年齢に応じた教育を行い、インターネットとの正しい関わり方や氾濫する情報の中から正しい情報を活用できる能力の育成・向上に努めます。 （11）性の多様性（性的指向、性自認等） 【現状と課題】 私たちはこれまで、性は「男性」と「女性」だけであり、異性を好きになることが当たり前と認識されていましたが、近年では性の多様性に対する理解も進みつつあり、LGBTやLGBTs、LGBTQ+という言葉を目にする機会も増えました。 また、多様な性の構成要素を表す言葉として、「性的指向」（Sexual Orientation）と「性自認」（Gender Identity）の英語の頭文字をとって「SOGI」（ソジ又はソギ）という言葉が使われるようになってきました。 「性的指向」とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向いているかを示す概念です。性の指向は人によって一様ではなく、恋愛・性愛の対象が異性でなく、同性や両性を対象とする人もいます。	＊最新の市民意識調査の結果を反映 ＊新しい関係法令制定による変更

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
また、「性自認」とは、自分の性別をどのように認識しているかを示す概念で「心の性」と呼ばれることもあります。生物学的な性（身体の性）と性自認（自分で認識している「心の性」）が一致している人もいれば、違和感を持っている人もいます。 平成15(2003)年には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害者特例法）が制定され、一定の基準のもとに性別の変更も認められるようになりましたが、未成年の子がいないことや性別適合手術を終えていることなどの要件を満たす必要があり、当事者が望む性に変更することは容易でない状況にあります。 また、一部の自治体では、同姓パートナーシップの関係にあることを証明するなどの動きも広がりつつあります。 多様な性的指向や性自認がある中で、L G B T等の当事者など性的少数者（性的マイノリティ）に対しては、周囲の理解の不足や偏見のため、日常生活の様々な場面において不利益や差別を受けている状況にあることから、性の多様性について正しい理解を深める教育と啓発が求められています。 【施策の方向性と取組】 ①市民に対する取組 L G B T等に対する偏見や差別が当事者を苦しめていることを認識し、性の多様性について理解を深めるため、啓発資料等の配布、講演会や研修等の実施に努めます。 ②学校における取組 性の多様性について教職員が正しく理解し、適切に対応できるよう促します。また、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えるなど、組織的な支援に取り組みます。 （12）様々な人権課題 ①アイヌの人々 アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、独自の歴史や伝統、文化を持っています。しかし、明治以降の同化政策の中で、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限、禁止され、また、アイヌ語の使用など、伝統的な生活慣行の保持が制限されました。このため、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は、十分に保存、伝承されているとは言い難い状況にあり、また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。 これに対し、平成9(1997)年には、アイヌ文化を振興し、伝統の普及を目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行されました。その後、令和元(2019)年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）では、アイヌの人々を「先住民族」と明記するとともに、国の責務等が明確化されました。	また、「性自認」とは、自分の性別をどのように認識しているかを示す概念で「心の性」と呼ばれることもあります。生物学的な性（身体の性）と性自認（自分で認識している「心の性」）が一致している人もいれば、違和感を持っている人もいます。 平成15(2003)年には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害者特例法）が制定され、一定の基準のもとに性別の変更も認められるようになりましたが、<u>適用要件が最高裁で違憲とされるなど、制度を巡る問題も指摘されています。</u> また、<u>島根県をはじめとする多くの自治体では、性的少数者同姓</u>パートナーシップの関係にあることを証明するなどの動きも<u>広がってきており、同性婚を認める判決も次々と出されています。</u> 多様な性的指向や性自認がある中で、L G B T等の当事者など性的少数者（性的マイノリティ）に対しては、周囲の理解の不足や偏見のため、日常生活の様々な場面において不利益や差別を受けている状況にあることから、<u>国でも令和5(2023)年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（性的少数者理解増進法）を施行し、性の多様性について正しい理解を深める教育と啓発が推進されています。</u> 【施策の方向性と取組】 ① 市民に対する取組 L G B T等に対する偏見や差別が当事者を苦しめていることを認識し、性の多様性について理解を深めるため、啓発資料等の配布、講演会や研修等の実施に努めます。 ②学校における取組 性の多様性について教職員が正しく理解し、適切に対応できるよう促します。また、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えるなど、組織的な支援に取り組みます。 （12）様々な人権課題 ①アイヌの人々 アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、独自の歴史や伝統、文化を持っています。しかし、明治以降の同化政策の中で、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限、禁止され、また、アイヌ語の使用など、伝統的な生活慣行の保持が制限されました。このため、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は、十分に保存、伝承されているとは言い難い状況にあり、また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。 これに対し、平成9(1997)年には、アイヌ文化を振興し、伝統の普及を目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行されました。その後、令和元(2019)年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）では、アイヌの人々を「先住民族」と明記するとともに、国の責務等が明確化されました。	＊最高裁の判決を追記 ＊現状に合わせた表現に変更 ＊新しい法律制定により変更

現行計画（第4次）	次期計画（第5次）素案	備考
れ、避難所におけるプライバシーが守られないことや、高齢者、障がいのある人、子ども、女性、外国人など支援を必要とする人々に十分な配慮がなされないことなどの問題がありました。 また、福島第一原子力発電所事故により、被災地からの避難者に対する根拠のない風評や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせなどが大きな問題となりました。 大規模地震のほか、毎年のように発生する大型台風や集中豪雨等による自然災害時において、人権に配慮した被災者支援や避難所運営に努めます。 ⑥自死遺族 自死はその多くが追い込まれた末の死であるにもかかわらず、自死した人やその遺族に対する根強い偏見や差別意識があり、遺族の心情に配慮のない言動により自死遺族が二次被害に苦しめられることも少なくありません。 平成18(2006)年6 月には「自殺対策基本法」が施行され、自死遺族へ適切な支援を行うために必要な施策を講ずることが定められ、本市では平成31(2019)年3 月に「浜田市自死対策総合計画」を策定しました。自死遺族やグリーフケア等の自助グループへの支援や自死遺族の心情への配慮と相手の立場に立った対応ができるよう周知啓発に努めます。 また、遺族の心情に寄り添った言葉として、本市では「自殺」を「自死」と言い換えて使用しています。 ⑦その他の人権問題 その他この計画に掲げていない様々な人権課題や、今後新たに対応すべき人権課題などに対して、あらゆる機会を通じて、人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。	れ、避難所におけるプライバシーが守られないことや、高齢者、障がいのある人、子ども、女性、外国人など支援を必要とする人々に十分な配慮がなされないことなどの問題がありました。 また、福島第一原子力発電所事故により、被災地からの避難者に対する根拠のない風評や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせなどが大きな問題となりました。 大規模地震のほか、毎年のように発生する大型台風や集中豪雨等による自然災害時において、<u>人権に配慮した被災者支援や避難所運営がなされるよう努めます。</u> ⑥自死遺族 自死はその多くが追い込まれた末の死であるにもかかわらず、自死した人やその遺族に対する根強い偏見や差別意識があり、遺族の心情に配慮のない言動により自死遺族が二次被害に苦しめられることも少なくありません。 平成18(2006)年6 月には「自殺対策基本法」が施行され、自死遺族へ適切な支援を行うために必要な施策を講ずることが定められ、本市では平成31(2019)年3 月に「浜田市自死対策総合計画」を策定し、<u>令和5年3月には「第2次浜田市自死対策計画」（令和5年度～令和9年度）を策定</u>しました。自死遺族やグリーフケア等の自助グループへの支援や自死遺族の心情への配慮と相手の立場に立った対応ができるよう周知啓発に努めます。 また、遺族の心情に寄り添った言葉として、本市では「自殺」を「自死」と言い換えて使用しています。 ⑦その他の人権問題について その他この計画に掲げていない様々な人権課題や、今後新たに対応すべき人権課題などに対して、あらゆる機会を通じて、人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。	＊市以外の運営でも人権に配慮するよう文言の修正 ＊第2次計画策定により変更 条例の制定に伴う文言の変更

第Ⅲ章 施策の推進

1 推進体制

この計画に基づいて、市政全般にわたり人権尊重の視点で施策が遂行されるよう、人権同和教育啓発センターを中心に、関係部課と緊密な連携を図りながら全庁体制で取組を進めます。

また、関係機関や市民団体等で構成する「浜田市人権・同和教育推進連絡協議会」及び「各地域人権・同和教育推進協議会」とも連携しながら、実行性のある人権教育・啓発を推進します。

2 推進状況の調査・検討等

この計画の実行性を高めるため、各分野の取組状況について調査・検討を行うとともに、計画の見直しを行う際には「意識調査」を実施し、進捗状況や成果の把握に努めま

第Ⅲ章 施策の推進

1 推進体制

この計画に基づいて、市政全般にわたり人権尊重の視点で施策が遂行されるよう、人権同和教育啓発センターを中心に、関係部課と緊密な連携を図りながら全庁体制で取組を進めます。

また、関係機関や市民団体等で構成する「浜田市人権・同和教育推進連絡協議会」及び「各地域人権・同和教育推進協議会」とも連携しながら、実行性のある人権教育・啓発を推進します。

2 推進状況の調査・検討等浜田市人権尊重推進委員会の設置

この計画の実行性を高めるため、計画の策定にあたっては15人以内の委員で構成する浜田市人権尊重推進委員会に諮問し、同委員会による調査審議を経て策定します。

現行計画（第４次）	次期計画（第５次）素案	備考
す。	<u>そして、同委員会に毎年度の各分野の取組状況について報告し、この計画の推進につ</u> <u>ての評価及び検証を受けることとします。調査・検討を行うとともに、計画の見直しを行</u> <u>う際には「意識調査」を実施し、進捗状況や成果の把握に努めます。</u>	

情報通信システム対災害性向上事業について

1 目的・効果

この事業は、「浜田市地域情報化推進計画Ⅱ－12 情報システムの対災害性の向上」及び「第 2 次浜田市総合振興計画施策大綱Ⅵ－1 災害に強いまちづくりの推進」に資するものであり、「安全で安心して暮らせるまち」の実現を目的としています。

公共安全モバイルシステムと電子黒板の導入により、災害現場の状況を「見える化」し、出動隊と通信指令課との間でリアルタイムな情報共有を可能とします。

また、マイナ救急の活用により、傷病者の医療情報を詳細に把握できるようになり、迅速かつ的確な現場対応が可能となることで、市民の安全・安心の確保につながります。

2 三隅地域住民参加型防災訓練写真

(1) 支所対策本部で電子黒板使用



(2) 防災ヘリの活動状況を共有する



3 公共安全モバイルシステムと電子黒板の実績報告について

各災害及び訓練報告

10 月 31 日現在

	種 別	公共安全モバイル / 電子黒板	備 考
各 災 害	火 災	12	火災現場、誤報含む
	救 助	23	交通事故等現場の情報共有
	そ の 他	4	行方不明、異臭、油流出調査等
訓 練		21	市防災訓練、消防団、警察他
合 計		60	

4 マイナ救急について（全国一斉に 10 月 1 日から実証事業開始）

市消防本部では令和 7 年 5 月 12 日から実証を始め、6 か月を経過した現在は閲覧率 30.1%で、昨年度の全国平均 7.1%を大きく上回っています。

以上

令和 9 年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練について

1 訓練目的

島根県受援計画に基づき、大規模災害発生時における緊急消防援助隊の要請、参集を想定した実践的な訓練を実施します。この訓練は、参集した緊急消防援助隊と他の実動機関との連携能力及び消防活動技術の向上を図るとともに、県及び県内消防本部の受援計画を検証することを目的とします。

2 訓練日時（予定）

令和 9 年 10 月 9 日（土） 9 時から

令和 9 年 10 月 10 日（日） 12 時まで

3 訓練会場

(1) 図上訓練（災害対策本部及び指揮本部等設置運営）

ア 島根県庁

イ 浜田市消防本部

ウ 益田広域消防本部

エ 島根県防災航空管理所

(2) 実動訓練（災害対応）

ア メイン会場

島根県立石見海浜公園、島根県立しまね海洋館アクアス

イ サテライト会場

石見臨空ファクトリーパーク、益田広域消防本部

(3) 宿営訓練

浜田市旭運動公園、島根県立万葉公園

(4) 解散式

島根県立石見海浜公園

4 訓練参加機関

島根県警察本部、陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊、海上保安庁、島根 DMAT、消防団（浜田市、益田市）、日本赤十字社、国土交通省、認定 NPO 法人日本レスキュー協会など

5 主催

総務省消防庁、全国消防長会中国支部・四国支部

中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練実行委員会

鳥取県/岡山県/広島県/山口県/徳島県/香川県/愛媛県/高知県/島根県